

昭和四十年政令第九十六号

所得税法施行令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第一百十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条―第十五条）

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則（第十六条）

第二章 課税所得の範囲

第一節 課税所得の範囲（第十七条）

第二節 非課税所得（第十八条―第三十条）

第三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（第三十一条―第五十条）

第四節 公共法人等及び公益信託等に係る非課税（第五十一条―第五十一条の五）

第三章 所得の帰属に関する通則（第五十二条）

第四章 納税地（第五十三条―第五十七条）

第二編 居住者の納税義務

第一章 課税標準の計算

第一節 各種所得の金額の計算

第一款 利子所得及び配当所得（第五十八条―第六十二条）

第二款 事業所得（第六十三条）

第三款 給与所得（第六十四条―第六十八条）

第四款 退職所得（第六十九条―第七十七条）

第五款 山林所得（第七十八条―第七十八条の三）

第六款 譲渡所得（第七十九条―第八十二条）

第七款 雑所得（第八十二条の二―第八十二条の四）

第二節 所得金額の計算の通則（第八十三条―第八十五条）

第三節 収入金額の計算（第八十六条―第九十五条）

第四節 必要経費等の計算

第一款 必要経費に算入されないもの（第九十六条―第九十八条の二）

第二款 棚卸資産の評価

第一目 棚卸資産の評価の方法（第九十九条―第一百二条）

第二目 棚卸資産の取得価額（第一百三十三条・第一百四条）

第三款 有価証券の評価

第一目 有価証券の評価の方法（第一百五十五条―第一百八条）

第二目 有価証券の取得価額（第九十九条―第一百七七条）

第三目 譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等（第一百八条・第一百九条）

第三款の二 暗号資産の評価

第一目 暗号資産の評価の方法（第一百九条の二―第一百九条の五）

第二目 暗号資産の取得価額（第一百九条の六・第一百九条の七）

第四款 減価償却資産の償却

第一目 減価償却資産の償却の方法（第二百二十条―第二百五条）

第二目 減価償却資産の取得価額等（第二百二十六条―第二百三十条）

第三目 減価償却資産の償却費の計算（第二百三十一条―第二百三十六条）

第四目 減価償却資産の償却費の計算の細目（第二百三十六条の二）

第五款 繰延資産の償却（第二百三十七条）

第六款 少額の減価償却資産等の取得価額の必要経費算入（第二百三十八条―第二百三十九条の二）

第七款 資産損失（第四百十条―第四百四十三条）

- 第八款 引当金
- 第一目 貸倒引当金(第四百四十四条―第五百二十二条)
- 第二目 退職給与引当金(第五百五十三条―第五百六十三条)
- 第九款 専従者控除(第六百六十四条―第六百六十七条)
- 第十款 特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入(第六百六十七条の二)
- 第十一款 給与所得者の特定支出(第六百六十七条の三―第六百六十七条の五)
- 第四節の二 外貨建取引の換算(第六百六十七条の六)
- 第五節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算の特例(第六百六十七条の七―第六百七十八条)
- 第六節 その他の収入金額及び必要経費の計算の特例等
- 第一款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第七百七十九条・第八十条)
- 第二款 資本的支出(第八十一条)
- 第三款 借地権等の更新料を支払った場合の必要経費算入(第八十二条)
- 第四款 資産に係る控除対象外消費税等の必要経費算入(第八十二条の二)
- 第五款 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算(第八十三条―第八十七条)
- 第七節 収入及び費用の帰属の時期の特例
- 第一款 リース譲渡(第八十八条―第九十一条)
- 第二款 工事の請負(第九十二条―第九十四条)
- 第三款 小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期(第九十五条―第九十七条)
- 第七節の二 リース取引(第九十七条の二)
- 第七節の三 信託に係る所得の金額の計算(第九十七条の三)
- 第八節 損益通算及び損失の繰越控除(第九十八条―第二百四十二条)
- 第二章 所得控除(第二百五条―第二百二十条)
- 第三章 税額控除(第二百二十条の二―第二百二十六条の二)
- 第四章 税額の計算の特例(第二百二十七条―第二百五十八条)
- 第五章 申告、納付及び還付
- 第一節 予定納税(第二百五十九条―第二百六十一条)
- 第二節 確定申告及びこれに伴う納付
- 第一款 確定申告(第二百六十二条―第二百六十四条)
- 第二款 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納(第二百六十五条・第二百六十六条)
- 第三款 納税の猶予(第二百六十六条の二・第二百六十六条の三)
- 第三節 還付
- 第一款 確定申告による還付(第二百六十七条―第二百七十条)
- 第二款 純損失の繰戻しによる還付(第二百七十一条―第二百七十三条)
- 第六章 修正申告の特例(第二百七十三条の二)
- 第七章 更正の請求の特例(第二百七十四条)
- 第八章 更正及び決定(第二百七十五条―第二百七十八条)
- 第三編 非居住者及び法人の納税義務
- 第一章 国内源泉所得(第二百七十九条―第二百九十一条の二)
- 第二章 非居住者の納税義務
- 第一節 非居住者に対する所得税の総合課税
- 第一款 課税標準、税額等の計算(第二百九十二条―第二百九十二条の十四)
- 第二款 申告、納付及び還付(第二百九十三条)
- 第三款 更正の請求の特例(第二百九十四条)
- 第四款 更正及び決定(第二百九十五条)
- 第二節 非居住者に対する所得税の分離課税(第二百九十六条・第二百九十七条)
- 第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第二百九十八条―第三百三条）
 第二節 外国法人の納税義務（第三百三条の二―第三百六条の二）
 第四編 源泉徴収

第一章 給与所得に係る源泉徴収

- 第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第三百七条―第三百十条）
 第二節 年末調整（第三百十一条―第三百六条）
 第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第三百六条の二―第三百九条の二）
 第一章の二 退職所得に係る源泉徴収（第三百九条の三―第三百九条の四）
 第二章 公的年金等に係る源泉徴収（第三百九条の五―第三百九条の十二）
 第三章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第三百二十条―第三百二十五条）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第三百二十六条）

第三節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第三百二十七条）

第四章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第三百二十八条―第三百三十四条）

第五章 源泉徴収に係る所得税の徴収（第三百三十四条の二）

第五編 雑則（第三百三十五条―第三百五十六条）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（定義）

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」、「外国法人」、「人格のない社団等」、「株主等」、「法人課税信託」、「恒久的施設」、「公社債」、「預貯金」、「合同運用信託」、「貸付信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「オープン型の証券投資信託」、「公社債等運用投資信託」、「公募公社債等運用投資信託」、「特定目的信託」、「特定受益証券発行信託」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「各種所得」、「変動所得」、「臨時所得」、「純損失の金額」、「雑損失の金額」、「災害」、「障害者」、「特別障害者」、「寡婦」、「ひとり親」、「勤労学生」、「同一生計配偶者」、「控除対象配偶者」、「源泉控除対象配偶者」、「扶養親族」、「控除対象扶養親族」、「特別農業所得者」、「予定納税額」、「確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「更正請求書」、「確定申告期限」、「出国」、「更正」、「決定」、「源泉徴収」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ所得税法（以下「法」という。）第二条第一項（定義）に規定する国内、国外、居住者、非居住者、内国法人、外国法人、人格のない社団等、株主等、法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、オープン型の証券投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、各種所得、変動所得、臨時所得、純損失の金額、雑損失の金額、災害、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、扶養親族、控除対象扶養親族、特別農業所得者、予定納税額、確定申告書、期限後申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、確定申告期限、出国、更正、決定、源泉徴収、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

2 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得 それぞれ法第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得をいう。

二 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、退職所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額、それぞれ法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、退職所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額をいう。

三 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額 それぞれ法第二十二条第二項又は第三項（課税標準）に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。

四 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除 それぞれ法第二編第二章第四節（所得控除）に規定する雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除をいう。

五 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額 それぞれ法第八十九条第二項（課税総所得金額等の意義）に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額をいう。

六 配当控除、分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除 それぞれ法第二編第三章第二節（税額控除）に規定する配当控除、分配時調整外国税相当額控除又は外国税額控除をいう。

七 予定納税基準額又は申告納税見積額 それぞれ法第四百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額又は法第一百十一条第四項（申告納税見積額の意義）に規定する申告納税見積額をいう。

3 この政令において、「相続人」には、包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には、包括遺贈者を含むものとする。

(恒久的施設の範囲)

第一条の二 法第二条第一項第八号の四イ(定義)に規定する政令で定める場所は、国内にある次に掲げる場所とする。

- 一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- 二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 三 その他事業を行う一定の場所

2 法第二条第一項第八号の四ロに規定する政令で定めるものは、非居住者又は外国法人の国内にある長期建設工事現場等(非居住者又は外国法人が国内において長期建設工事等(建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。)を行う場所をいい、非居住者又は外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。)とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供(以下この項及び第五項において「建設工事等」という。)に係る契約が締結されたことにより前項の非居住者又は外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等(以下この項において「契約分割後建設工事等」という。)が一年を超えて行われないうこととなつたとき(当該契約分割後建設工事等を行う場所(当該契約分割後建設工事等を含む。)を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととする)が当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。)における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われないうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間(当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。)を加算した期間により行ふものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4 非居住者又は外国法人の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所(当該各号に掲げる活動を含む。)は、第一項に規定する政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動(第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体)が、当該非居住者又は外国法人の事業の遂行に於て準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、第一項各号に掲げる場所を保有すること。当該場所

- 一 当該非居住者又は外国法人に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること 当該施設
- 二 当該非居住者又は外国法人に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所
- 三 当該非居住者又は外国法人に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所
- 四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
- 五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所
- 六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

5 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

一 第一項各号に掲げる場所(国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。)を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該非居住者又は外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該非居住者又は外国法人(国内において当該非居住者又は外国法人に代わつて活動をする者を含む。)が当該事業を行う一定の場所以外の場所(国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。)において行う事業上の活動(ロにおいて「細分化活動」という。)が一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限る。)における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該非居住者又は外国法人が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。)が当該非居住者又は外国法人の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行に於て準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国法人及び当該非居住者又は外国法人と特殊の関係にある者(国内において当該者に代わつて活動をする場合における当該活動をする者(イ及び次号イにおいて「代理人」という。)を含む。以下この項において「関連者」という。)が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき(当該非居住者又は外国法人及び当該関連者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動(ロにおいて「細分化活動」という。)がこれらの者による一体的な業務の一部として補充的な機能を果たすときに限る。)における当該事業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所(当該事業を行う一定の場所において当該関連者(代理人を除く。イにおいて同じ。)が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。)が当該関連者の恒久的施設(当該関連者が居住者又は内国法人である場合に於ては、恒久的施設に相当するもの)に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該非居住者又は外国法人の事業の遂行に於て準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の非居住者又は外国法人の事業の遂行に於て準備的又は補助的な性格のものでないこと。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該非居住者又は外国法人の事業の遂行に於て準備的又は補助的な性格のものでないこと。

イ 当該他の場所(当該他の場所において当該関連者(代理人を除く。イにおいて同じ。)が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。)が当該関連者の恒久的施設(当該関連者が居住者又は内国法人である場合に於ては、恒久的施設に相当するもの)に該当すること。

6 非居住者又は外国法人が長期建設工事現場等を有する場合に於ては、当該長期建設工事現場等は第四項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工事を行う場所(当該長期建設工事等を含む。)は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合(当該長期建設工事等を行う場合を含む。)は前項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第四項の非居住者又は外国法人と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合(当該長期建設工事等を行う場合を含む。)は前項各号に

規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動（当該長期建設工事等を含む。）は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

7 法第二条第一項第八号の四ハに規定する政令で定める者は、国内において非居住者又は外国法人に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該非居住者若しくは外国法人によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該非居住者又は外国法人に代わつて行う活動（当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合にあつては、その組合せによる活動の全体）が、当該非居住者又は外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの（当該非居住者又は外国法人に代わつて行う活動を第五項各号の非居住者又は外国法人が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされる）とされる）のみである場合における当該活動を除く。）のみである場合における当該活動を除く。次項において「契約締結代理人等」という。）とする。

一 当該非居住者又は外国法人の名において締結される契約
 二 当該非居住者又は外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
 三 当該非居住者又は外国法人による役務の提供のための契約

8 国内において非居住者又は外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該非居住者又は外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9 第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口（同条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項において同じ。）又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式（投資口を含む。以下この項において同じ。）又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める特殊の関係をいう。（預貯金の範囲）

第二条 法第二十条第一項第十号（預貯金の意義）の預貯金は、銀行その他の金融機関に対する預金及び貯金のほか、次に掲げるものとする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条（貯蓄金の管理等）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十四条（貯蓄金の管理等）の規定により管理される労働者又は船員の貯蓄金

二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条（福祉事業）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第一百二十二条第一項（福祉事業）に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項（福祉事業）に規定する事業団に対する加入者の貯金

三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）に対する預託金で、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項、第二項又は第四項（勤労者財産形成貯蓄契約）に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく有価証券の購入のためのもの（委託者が実質的に多数でない信託）

第二条の二 法第二十条第一項第十一号（合同運用信託の意義）に規定する政令で定める信託は、信託の効力が生じた時において、当該信託の委託者（当該信託の委託者となる見込まれる者を含む。以下この項において同じ。）の全部が委託者の一人（以下この項において「判定対象委託者」という。）及び次に掲げる者である場合（当該信託の委託者の全部が信託財産に属する資産のみを当該信託に信託する場合を除く。）における当該信託とする。

一 次に掲げる個人

イ 当該判定対象委託者の親族

ロ 当該判定対象委託者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該判定対象委託者の使用人

ニ イからハまでに掲げる者以外の者で当該判定対象委託者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ホ ロからハまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二 当該判定対象委託者その他の者ととの間にいづれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

三 当該判定対象委託者その他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該判定対象委託者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

2 前項第二号又は第三号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一 当該一方の者が法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第一号（委託者が実質的に多数でない信託）に規定する法人を支配している場合をいう。）における当該法人
 二 前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第二号に規定する他の法人を支配している場合をいう。）における当該他の法人
 三 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第十四条の二第二項第三号に規定する他の法人を支配している場合をいう。）における当該他の法人

（公社債等運用投資信託の範囲等）

第二条の三 法第二十条第一項第十五号の二（公社債等運用投資信託の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 公社債
 - 二 手形
 - 三 金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。）
 - 四 合同運用信託
 - 2 法第二条第一項第十五号の二に規定する政令で定めるものは、証券投資信託以外の投資信託のうち次に掲げる要件を満たすものとする。
 - 一 その信託財産を前項第一号から第三号までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託で、その信託財産を同項各号に掲げる資産にのみ運用するものであること。
 - 二 当該投資信託の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。次条において同じ。）その他これに類する書類に当該投資信託が前号に規定する投資信託である旨の定めがあること。
- （公募の要件）
- 2 法第二条第一項第十五号の三（公募公社債等運用投資信託の意義）に規定する政令で定める取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内において行われる場合にあつては、当該募集に係る金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘（以下この条において「取得勧誘」という。）が同項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信託約款にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるものとし、当該受益権の募集が国外において行われる場合にあつては、当該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、かつ、目論見書（同法第二条第十項に規定する目論見書をいう。）その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当する旨の記載がなされて行われるものとする。
- （棚卸資産の範囲）
- 3 法第二条第一項第十六号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。
 - 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
 - 二 半製品
 - 三 仕掛品（半成品を含む。）
 - 四 主要原材料
 - 五 補助原材料
 - 六 消耗品で貯蔵中のもの
 - 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの
- （有価証券に準ずるものの範囲）
- 4 法第二条第一項第十七号（定義）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。
 - 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限るものとし、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権を除く。）
 - 二 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分
 - 三 株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第十三条第一項（優先出資者となる時期等）の優先出資者をいう。）となる権利、特定社員（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項（定義）に規定する特定社員をいう。）又は優先出資社員（同法第二十六条（社員）に規定する優先出資社員をいう。）となる権利その他法人の出資者となる権利
- （固定資産の範囲）
- 5 法第二条第一項第十八号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券、資金決済に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。
 - 一 土地（土地の上に存する権利を含む。）
 - 二 次条各号に掲げる資産
 - 三 電話加入権
 - 四 前三号に掲げる資産に準ずるもの
- （減価償却資産の範囲）
- 6 法第二条第一項第十九号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。
 - 一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
 - 二 構築物（ドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
 - 三 機械及び装置
 - 四 船舶

- 五 航空機
- 六 車両及び運搬具
- 七 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）
- 八 次に掲げる無形固定資産
- イ 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）
- ロ 漁業権（入漁権を含む。）
- ハ ダム使用权
- ニ 水利権
- ホ 特許権
- ヘ 実用新案権
- ト 意匠権
- チ 商標権
- リ ソフトウェア
- 又 育成者権
- ル 樹木採取権
- ヲ 漁港水面施設運営権
- ワ 営業権
- カ 専用側線利用権（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項（定義）に規定する鉄道事業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営む者（以下この号において「鉄道事業者等」という。）に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担し、その鉄道又は軌道を専用する権利をいう。）
- ヨ 鉄道軌道連絡通行施設利用権（鉄道事業者等が、他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は国若しくは地方公共団体に対して当該他の鉄道事業者等、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構若しくは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担し、これらの施設を利用する権利をいう。）
- タ 電気ガス供給施設利用権（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号（定義）に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業若しくは同項第十四号に規定する発電事業又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項（定義）に規定する一般ガス導管事業を営む者に対して電気又はガスの供給施設（同条第七項に規定する特定ガス導管事業の用に供するものを除く。）を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。）
- レ 水道施設利用権（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第五項（用語の定義）に規定する水道事業者に対して水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利をいう。）
- ソ 工業用水道施設利用権（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項（定義）に規定する工業用水道事業者に対して工業用水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して工業用水の供給を受ける権利をいう。）
- ツ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信業務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）
- 九 次に掲げる生物（第七号に掲げるものに該当するものを除く。）
- イ 牛、馬、豚、綿羊及びびやぎ
- ロ かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹、梨樹、桃樹、桜桃樹、びわ樹、くり樹、梅樹、柿樹、あんず樹、すもも樹、いちじく樹、キウイフルーツ樹、ブルーベリー樹及びパイナップル
- ハ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹、桑樹、こりやなぎ、みつまた、こうぞ、もう宗竹、アスパラガス、ラミー、まおらん及びホップ
- （繰延資産の範囲）
- 第七条 法第二条第一項第二十号（繰延資産の意義）に規定する政令で定める費用は、個人が支出する費用（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。）のうち次に掲げるものとする。
- 一 開業費（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。）
- 二 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの
- イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用
- ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

2 前項に規定する前払費用とは、個人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する年の十二月三十一日（年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。

（変動所得の範囲）

第七条の二 法第二条第一項第二十三号（変動所得の意義）に規定する政令で定める所得は、漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生ずる所得、原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は著作権の使用料に係る所得とする。

（臨時所得の範囲）

第八条 法第二条第一項第二十四号（臨時所得の意義）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得その他これらに類する所得とする。

一 職業野球の選手その他一定の者に専属して役務の提供をする者が、三年以上の期間、当該一定の者のために役務を提供し、又はそれ以外の者のために役務を提供しないことを約することにより一時に受ける契約金で、その金額がその契約による役務の提供に対する報酬の年額の二倍に相当する金額以上であるものに係る所得

二 不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、鉱業権、漁業権又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものを有する者が、三年以上の期間、他人（その者が非居住者である場合の法第六十一条第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）にこれらの資産を使用させること（地上権、租鉱権その他の当該資産に係る権利を設定することを含む。）を約することにより一時に受ける権利金、頭金その他の対価で、その金額が当該契約によるこれらの資産の使用料の年額の二倍に相当する金額以上であるものに係る所得（譲渡所得に該当するものを除く。）

三 一定の場所における業務の全部又は一部を休止し、転換し又は廃止することとなつた者が、当該休止、転換又は廃止により当該業務に係る三年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金に係る所得

四 前号に掲げるもののほか、業務の用に供する資産の全部又は一部につき鉱害その他の災害により被害を受けた者及び、当該被害を受けたことにより、当該業務に係る三年以上の期間の不動産所得、事業所得又は雑所得の補償として受ける補償金に係る所得

（災害の範囲）

第九条 法第二条第一項第二十七号（災害の意義）に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

（障害者及び特別障害者の範囲）

第十条 法第二条第一項第二十八号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所をいう。次項第一号及び第三十一条の二第十四号（障害者等の範囲）において同じ。）、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センターをいう。次項第一号において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

二 前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

四 前三号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項（認定）の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

六 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者

七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者として市町村長又は特別区の区長（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所が老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の四第二項各号（福祉の措置の実施者）に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。次項第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者

2 法第二条第一項第二十九号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 前項第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者

二 前項第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項（精神障害の状態）に規定する障害等級が一級である者として記載されている者

三 前項第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者

四 前項第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

五 前項第五号又は第六号に掲げる者

六 前項第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（寡婦の範囲）

第十一条 法第二条第一項第三十号ロ（定義）に規定する夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ国内に帰らないもの

二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時国外にあつてまだ国内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの
 三 船舶が沈没し、転覆し、滅失し若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた者又は航空機が墜落し、滅失し若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた者で、三月以上その生死が明らかでないもの
 四 前号に掲げる者以外の者で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去つた後一年以上その生死が明らかでないもの
 五 前各号に掲げる者のほか、三年以上その生死が明らかでない者

(ひとり親の範囲)

第十一条の二 法第二条第一項第三十一号(定義)に規定する配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者の配偶者とする。

2 法第二条第一項第三十一号イに規定する政令で定める子は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下の子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)とする。

(勤労学生の範囲)

第十一条の三 法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人及び一般財団法人並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第一号(事業)に掲げる事業を行う農業協同組合連合会及び医療法人

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条(専修学校)に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校のうち、教育水準を維持するための教員の数その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者(前号に掲げる者を除く。)

2 法第二条第一項第三十二号ロ又はハに規定する政令で定める課程は、当該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に掲げる事項に該当する課程とする。

一 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項(専修学校の課程)に規定する高等課程及び専門課程 次に掲げる事項

イ 職業に必要な技術の教授をすること。

ロ その修業期間が一年以上であること。

ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること(夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。)

ニ その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

二 前号に掲げる課程以外の課程 次に掲げる事項

イ 前号イ及びニに掲げる事項

ロ その修業期間(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が一年以上であつて一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間)が二年以上であること。

ハ その一年の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数)が六百八十時間以上であること。

3 文部科学大臣は、第一項第二号の基準を定めるときは、これを告示する。

(農業の範囲)

第十二条 法第二条第一項第三十五号(特別農業所得者の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 米、麦その他の穀物、馬鈴しよ、甘しよ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いてする園芸作物の栽培を行なう事業

二 繭又は蚕種の生産を行なう事業

三 主として前二号に規定する物の栽培又は生産をする者が兼営するわら工品その他これに類する物の生産、家畜、家さん、毛皮獣若しくは蜂の育成、肥育、採卵若しくはみつの採取又は酪農品の生産を行なう事業

(国内に住所を有するものとみなされる公務員から除かれる者)

第十三条 法第三条第一項(居住者及び非居住者の区分)に規定する政令で定める者は、日本の国籍を有する者で、現に国外に居住し、かつ、その地に永住すると認められるものとする。

(国内に住所を有する者と推定する場合)

第十四条 国内に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定する。

一 その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他の国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。

2 前項の規定により国内に住所を有する者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他の者の扶養する親族が国内に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有する者と推定する。

(国内に住所を有しない者と推定する場合)

第十五条 国外に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有しない者と推定する。

一 その者が国外において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が国外において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

三 その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

四 その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が外国の国籍を有し又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。

2 前項の規定により国内に住所を有しない者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他の者の扶養する親族が国外に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有しない者と推定する。

第一章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則

(法人課税信託の併合又は分割等)

第十六条 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託(信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託に移転する信託をいう。次項において同じ。)が法人課税信託(法人税法第二十九条の二イ又はハ(定義)に掲げる信託に限る。以下この項において「特定法人課税信託」という。)である場合には、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若しくは新たな信託(法人課税信託を除く。)は、特定法人課税信託とみなす。

2 信託の併合又は信託の分割(一の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転するものに限る。以下この項及び次項において「単独新規信託分割」という。)が行われた場合において、当該信託の併合が法人課税信託を新たな信託とするものであるときにおける当該信託の併合に係る従前の信託(法人課税信託を除く。)は当該信託の併合の直前に法人課税信託に該当することとなつたものとみなし、当該単独新規信託分割が集団投資信託(法第十三条第三項第一号(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。)又は受益者等課税信託(同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。)がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。)を分割信託とし、法人課税信託を承継信託(信託の分割により分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下この項及び次項において同じ。)とするものであるときにおける当該承継信託は当該単独新規信託分割の直後に集団投資信託又は受益者等課税信託から法人課税信託に該当することとなつたものとみなす。

3 他の信託に信託財産の一部を移転する信託の分割(以下この項において「吸収信託分割」という。)又は二以上の信託が新たな信託に信託財産の一部を移転する信託の分割(以下この項において「複数新規信託分割」という。)が行われた場合には、当該吸収信託分割又は複数新規信託分割により移転する信託財産をその信託財産とする信託(以下この項において「吸収分割中信託」という。)を承継信託とする単独新規信託分割が行われ、直ちに当該吸収分割中信託及び承継信託(複数新規信託分割にあつては、他の吸収分割中信託)を従前の信託とする信託の併合が行われたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についての法又はこの政令の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二章 課税所得の範囲

第一節 課税所得の範囲

(非永住者の課税所得の範囲)

第十七条 法第七条第一項第二号(課税所得の範囲)に規定する国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものは、有価証券でその取得の日がその譲渡(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二号第三十七條の十第三項若しくは第四項(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)又は第三十七條の十一第三項若しくは第四項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定によりその額及び価額の合計額が同法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同法第三十七條の十第三項(第八号及び第九号に係る部分を除く。)若しくは第四項第一号から第三号まで又は第三十七條の十一第四項第一号及び第二号に規定する事由に基づく同法第三十七條の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等(同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。)についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この条において同じ。)の日の十年前の日の翌日から当該譲渡の日までの期間(その者が非永住者であつた期間に限る。)内にないもの(次項において「特定有価証券」という。)のうち、次に掲げるものの譲渡により生ずる所得とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第三号ロ(定義)に規定する外国金融商品市場において譲渡がされるもの

二 外国金融商品取引業者(国外において金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項(通則)に規定する第一種金融商品取引業者又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業者を行う者に限る。)と同種類の業務を行う者をいう。以下この項において同じ。)への売委託(当該外国金融商品取引業者が当該業務として受けるものに限る。)により譲渡が行われるもの

三 外国金融商品取引業者又は国外において金融商品取引法第二条第十項に規定する登録金融機関若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条(定義)に規定する投資信託委託会社と同種類の業務を行う者の営業所、事務所その他これらに類するもの(国外にあるものに限る。)に開設された口座に係る国外における社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿に類するものに記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされているもの

2 非永住者が譲渡をした有価証券(以下この項において「譲渡有価証券」という。)が当該譲渡の時において特定有価証券に該当するかどうかの判定は、当該譲渡の前に取得をした当該譲渡有価証券と同一銘柄の有価証券のうち先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとされる当該同一銘柄の有価証券の取得の日により行うものとする。

3 個人の有する有価証券(以下この項において「従前の有価証券」という。)について次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由により取得した有価証券(以下この項において「取得有価証券」という。)はその者が引き続き所有していたものと、当該従前の有価証券のうち当該取得有価証券の取得の基因となつた部分は当該取得有価証券と同一銘柄の有価証券とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

一 株式(出資を含む。)を発行した法人の行つた法第五十七條の四第一項(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)に規定する株式交換又は同条第二項に規定する株式移転

二 法第五十七條の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式、同項第二号に規定する取得条項付株式、同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式、同項第四号に規定する新株予約権付社債、同項第五号に規定する取得条項付新株予約権又は同項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債のこれらの号に規定する請求権の行使、取得事由の発生、取得決議又は行使

- 三 株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合の場合の当該株式無償割当てに限る。）
 - 四 株式を発行した法人の第十一項（株主割当てにより取得した株式の取得価額）に規定する株式無償割当て（当該株式無償割当てにより当該株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合の当該株式無償割当てに限る。）
 - 五 株式を発行した法人の第十二項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する合併
 - 六 第六十二条第三項に規定する投資信託等（以下この号において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の同項に規定する信託の併合
 - 七 株式を発行した法人の第十三項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割型分割
 - 八 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の第十三項第六項に規定する信託の分割
 - 九 株式を発行した法人の第十四項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する株式分配
 - 十 株式を発行した法人の第十五項（組織変更があった場合の株式等の取得価額）に規定する組織変更
 - 十一 新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二十七項に規定する新投資口予約権を含む。次号において同じ。）又は新株予約権付社債を発行した法人を第十六条（合併等があつた場合の新株予約権等の取得価額）に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同条に規定する合併等
 - 十二 新株予約権の行使
 - 4 法第七条第一項第二号に規定する国外源泉所得（以下この項において「国外源泉所得」という。）で国内において支払われ、又は国外から送金されたものの範囲については、次に定めるところによる。
 - 一 非永住者が各年において国外から送金を受領した場合には、その金額の範囲内でその非永住者のその年における国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るものについて送金があつたものとみなす。ただし、その非永住者がその年における国外源泉所得以外の所得（以下この項において「非国外源泉所得」という。）に係る所得で国外の支払に係るものを有する場合は、まずその非国外源泉所得に係る所得について送金があつたものとみなし、なお残余があるときに当該残余の金額の範囲内で国外源泉所得に係る所得について送金があつたものとみなす。
 - 二 前号に規定する所得の金額は、非永住者の国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るもの及び非国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るものについてそれぞれ法第二十三条から第三十五条まで（所得の種類及び各種所得の金額）及び第六十九条（損益通算）の規定に準じて計算した各種所得の金額の合計額に相当する金額とする。この場合において、これらの所得のうち給与所得又は退職所得があるときは、その収入金額を給与所得の金額又は退職所得の金額とみなし、山林所得、譲渡所得又は一時所得があるときは、それぞれその収入金額から法第三十二条第三項（山林所得の金額）に規定する必要経費、法第三十三条第三項（譲渡所得の金額）に規定する資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額又は法第三十四条第二項（一時所得の金額）に規定する支出した金額を控除した金額を山林所得の金額、譲渡所得の金額又は一時所得の金額とみなす。
 - 三 法第七条第一項第二号及び前二号の規定を適用する場合において、国外源泉所得に係る各種所得又は非国外源泉所得に係る各種所得について国内及び国外において支払われたものがあるときは、その各種所得の金額（前号後段に規定する所得については、同号後段の規定により計算した金額）のうち国内で支払われた金額又は国外で支払われた金額の占める割合を乗じて計算した金額をそれぞれその各種所得の金額のうち国内の支払に係るもの及び国外の支払に係るものとみなす。
 - 四 第一号の場合において、国外源泉所得に係る各種所得で国外の支払に係るものが二以上あるときは、それぞれの各種所得について、同号の規定により送金があつたものとみなされる国外源泉所得に係る送金額に当該各種所得の金額（第二号後段に規定する所得については、同号後段の規定により計算した金額）がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額の送金があつたものとみなす。
 - 五 非永住者の国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るものうち、前各号の規定により送金があつたものとみなされたものに係る各種所得については、それぞれその各種所得と、これと同一種類の国外源泉所得に係る所得で国内の支払に係るもの及び非国外源泉所得に係る所得とを合算してその者の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。
 - 六 年の中途において、非永住者以外の居住者若しくは非居住者が非永住者となり、又は非永住者が非永住者以外の居住者若しくは非居住者となつたときは、その者がその年において非永住者であつた期間内に生じた国外源泉所得又は非国外源泉所得に係る所得で国外の支払に係るもの及び当該期間内に国外から送金があつた金額について前各号の規定を適用する。
- 第二節 非課税所得**
- （非課税とされない当座預金の利子）
 - 第十八条 法第九条第一項第一号（非課税所得）に規定する政令で定める利子は、年一パーセントを超える利率の利子を付された当座預金の利子とする。
 - （非課税とされる児童又は生徒の預貯金の利子等）
 - 第十九条 法第九条第二項第二号（非課税所得）に規定する政令で定める預貯金又は合同運用信託は、同号に規定する学校の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて、財務省令で定めるところにより、当該児童又は生徒の代表者の名義で預入し又は信託した預貯金又は合同運用信託とする。
 - （非課税とされる業務上の傷害に基づく給付等）
 - 第二十條 法第九条第三号イ（非課税所得）に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。
 - 一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第二十二條第一項（旧軍人等に対する増加恩給等の給付等）の規定による傷病年金
 - 二 労働基準法第八章（災害補償）の規定により受ける療養の給付若しくは費用、休業補償、障害補償、打切補償又は分割補償（障害補償に係る部分に限る。）
 - 三 船員法第十章（災害補償）の規定により受ける療養の給付若しくは費用、傷病手当、予後手当又は障害手当
 - 四 条例の規定により地方公共団体から支払われる給付で法第九条第一項第三号イに規定する増加恩給又は傷病賜金に準ずるもの
 - 2 法第九条第一項第三号ハに規定する政令で定める共済制度は、地方公共団体の条例において精神又は身体に障害のある者（以下この項において「心身障害者」という。）を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、当該地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給することを定めている制度（脱退一時金（加入者が当該制度から脱退する場合に支給される一時金をいう。）の支給に係る部分を除く。）で、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 心身障害者の扶養のための給付金（その給付金の支給開始前に心身障害者が死亡した場合に加入者に対して支給される弔慰金を含む。）のみを支給するものであること。

二 前号の給付金の額は、心身障害者の生活のために通常必要とされる費用を満たす金額（同号の弔慰金にあつては、掛金の累積額に比して相当と認められる金額）を超えず、かつ、その額について、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

三 第一号の給付金（同号の弔慰金を除く。次号において同じ。）の支給は、加入者の死亡、重度の障害その他の地方公共団体の長が認定した特別の事故を原因として開始されるものであること。

四 第一号の給付金の受取人は、心身障害者又は前号の事故発生後において心身障害者を扶養する者とするものであること。

五 第一号の給付金に関する経理は、他の経理と区分して行い、かつ、掛金その他の資金が銀行その他の金融機関に対する運用の委託、生命保険への加入その他これらに準ずる方法を通じて確実に運用されるものであること。

（非課税とされる通勤手当）

第二十条の二 法第九条第一項第五号（非課税所得）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる通勤手当（これに類するものを含む。）の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（第四号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当（これに類する手当を含む。以下この条において同じ。）その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円）

二 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者（その通勤の距離が片道二キロメートル未満である者及び第四号に規定する者を除く。）が受ける通勤手当 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その通勤の距離が片道十キロメートル未満である場合 一月当たり四千二百円

ロ その通勤の距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である場合 一月当たり七千円

ハ その通勤の距離が片道十五キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合 一月当たり一万二千九百円

ニ その通勤の距離が片道二十五キロメートル以上三十五キロメートル未満である場合 一月当たり一万八千七百円

ホ その通勤の距離が片道三十五キロメートル以上四十五キロメートル未満である場合 一月当たり二万四千四百円

ヘ その通勤の距離が片道四十五キロメートル以上五十五キロメートル未満である場合 一月当たり二万八千円

ト その通勤の距離が片道五十五キロメートル以上である場合 一月当たり三万六千六百円

三 通勤のため交通機関を利用することを常例とする者（第一号に掲げる通勤手当の支給を受ける者及び次号に規定する者を除く。）が受ける通勤用定期乗車券（これに類する乗車券を含む。以下この条において同じ。）その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による定期乗車券の価額（一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円）

四 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者（当該交通用具を使用する距離が片道二キロメートル未満である者を除く。）が受ける通勤手当又は通勤用定期乗車券 その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額又は定期乗車券の価額と当該交通用具を使用する距離につき第二号イからトまでに定める金額との合計額（一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円）

（非課税とされる職務上必要な給付）

第二十一条 法第九条第一項第六号（非課税所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 船員法第八十条第一項（食料の支給）の規定により支給される食料その他法令の規定により無料で支給される食料

二 給与所得を有する者でその職務の性質上制服を着用すべき者がその使用者から支給される制服その他の身回品

三 前号に規定する者から同号に規定する制服その他の身回品の貸与を受けることによる利益

四 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）第十二条（無料宿舎）の規定により無料で宿舍の貸与を受けることによる利益その他給与所得を有する者でその職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するために家屋の貸与を受けることによる利益

（非課税とされる在外手当）

第二十二条 法第九条第一項第七号（非課税所得）に規定する政令で定める手当は、国外で勤務する者がその勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して支給を受ける給与のうち、その勤務地における物価、生活水準及び生活環境並びに勤務地と国内との間の為替相場等の状況に照らし、加算して支給を受けることにより国内で勤務した場合に比して利益を受けると認められない部分の金額とする。

（職員の給与が非課税とされる国際機関の範囲）

第二十三条 法第九条第一項第八号（非課税所得）に規定する政令で定める国際機関は、国際間の取極に基づき設立された機関のうち日本国が構成員となつているものその他国を構成員とするもので、財務大臣が指定するものとする。

2 財務大臣は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

（給与が非課税とされる外国政府職員等の要件）

第二十四条 法第九条第一項第八号（非課税所得）に規定する政令で定める要件は、外国政府又は外国の地方公共団体に勤務する者については次の各号に掲げる要件とし、前条第一項に規定する国際機関に勤務する者については第一号に掲げる要件とする。

一 その者が日本の国籍を有しない者であり、かつ、日本国に永住する許可を受けている者（日本国に長期にわたり在留することを認められている者を含む。）として財務省令で定めるものでないこと。

二 その者のその外国政府又は外国の地方公共団体のために行なう勤務が日本国又はその地方公共団体の行なう業務に準ずる業務で収益を目的としないうるものに係る勤務であること。

（譲渡所得について非課税とされる生活用財産の範囲）

第二十五条 法第九条第一項第九号（非課税所得）に規定する政令で定める資産は、生活に通常必要な財産のうち、次に掲げるもの（一個又は一組の価額が三十万円を超えるものに限る。）以外のものとする。

- 一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品
- 二 書画、こつとう及び美術工芸品

（非課税とされる資力喪失による譲渡所得）

第二十六条 法第九条第十号（非課税所得）に規定する政令で定める所得は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十条第十号（定義）に規定する強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合における資産の譲渡による所得で、その譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものとする。

（オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち非課税とされるもの）

第二十七条 法第九条第十一号（非課税所得）に規定する政令で定めるものは、オープン型の証券投資信託の契約に基づき収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金とする。

（非課税とされる金品の交付を行う団体）

第二十八条 法第九条第十四号（非課税所得）に規定する政令で定める団体は、オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において実施される競技に関する業務を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）のうち、その運営組織が適正であり、かつ、法第九条第十四号の金品の交付を適正に行うことができると認められるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を指定したときは、これを告示する。
（学資に充てられるため給付される金品が非課税とされない特別の関係がある者の範囲）

第二十九条 法第九条第十五号ロ（非課税所得）に規定する当該使用人と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該使用人（法第九条第十五号ロに規定する使用人をいう。以下この項において同じ。）の親族
- 二 当該使用人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族
- 三 当該使用人の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で、当該使用人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの及びその者の直系血族
- 五 前各号に掲げる者以外の者で、当該使用人の直系血族から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

2 前項の規定は、法第九条第十五号ニに規定する当該使用人と政令で定める特別の関係がある者について準用する。

（非課税とされる保険金 損害賠償金等）

第三十条 法第九条第十八号（非課税所得）に規定する政令で定める保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）は、次に掲げるものその他これらに類するもの（これらに類するもののうち同額の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補填するための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分）とする。

- 一 損害保険契約（保険業法（平成七年法律第五五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者（以下この号において「少額短期保険業者」という。）の締結したこれに類する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく保険金、生命保険契約（同法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。以下この号において同じ。）又は旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約をいう。）に基づく給付金及び損害保険契約又は生命保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金で、身体の傷害に基因して支払を受けるもの並びに心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。）
- 二 損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金（前号に該当するもの及び第八十四条第四項（損害保険契約等）に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する満期返戻金等その他これに類するものを除く。）で資産の損害に基因して支払を受けるもの並びに不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（これらのうち第九十四条（事業所得の収入金額とされる保険金等）の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）
- 三 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金（第九十四条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。）

第三節 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税
（用語の意義）

第三十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者等、金融機関の営業所等、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券、預入等、非課税貯蓄申込書、合同運用信託等、剰余金の配当、額面金額等、非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄限度額変更申告書、それぞれ法第十条第一項、第三項又は第四項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する障害者等、金融機関の営業所等、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券、預入等、非課税貯蓄申込書、合同運用信託等、剰余金の配当、額面金額等、非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄限度額変更申告書をいう。
- 二 預貯金等 法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券をいう。

三 金融機関の振替口座簿 第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。（障害者等の範囲）

第三十一条の二 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十五条第二号（給付の種類）に掲げる障害基礎年金を受けている者
 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第三十二条第二号（保険給付の種類）に規定する障害厚生年金を受けている者又は同条第三号に掲げる遺族厚生年金を受けている者又は同法第五十九条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者

三 恩給法第二十条第一項（恩給の種類）に規定する増加恩給を受けている者又は同項に規定する扶助料を受けている者又は同法第七十二条第一項（遺族）に規定する遺族（妻に限る。）である者
 四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第一項第六号（業務災害に関する保険給付の種類）に掲げる傷病補償年金、同法第十五条第一項（障害補償給付）に規定する障害補償年金、同法第二十条の二第六号（複数業務要因災害に関する保険給付の種類）に掲げる複数業務労働者傷病年金、同法第二十条の五第二項（複数業務労働者障害給付）に規定する複数業務労働者障害年金、同法第二十一条第六号（通勤災害に関する保険給付の種類）に掲げる傷病年金若しくは同法第二十二条の三第二項（障害給付）に規定する障害年金を受けている者又は同法第十六条（遺族補償給付）に規定する遺族補償年金、同法第二十条の六第二項（複数業務労働者遺族給付）に規定する複数業務労働者遺族年金若しくは同法第二十二条の四第二項（遺族給付）に規定する遺族年金を受けている者又は同法第十六条の二第二項（遺族）（同法第二十条の六第三項及び第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）に規定する遺族（妻に限る。）である者

五 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十七条第一項（障害年金及び障害手当金の支給要件）に規定する障害年金を受けている者又は同法第九十七条（遺族年金の支給要件）に規定する遺族年金を受けている者又は同法第三十五条第一項（遺族年金を受ける遺族の範囲及び順位）に規定する遺族（妻に限る。）である者

六 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第九条第三号（補償の種類）に掲げる傷病補償年金若しくは同条第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同条第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている者又は同法第十六条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

七 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十五条第一項第三号（補償の種類等）に掲げる傷病補償年金若しくは同項第四号イに掲げる障害補償年金を受けている者又は同項第六号イに掲げる遺族補償年金を受けている者又は同法第三十二条第一項（遺族補償年金）に規定する遺族（妻に限る。）である者

八 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十一号）第三条第一項第二号（補償給付の種類等）に掲げる障害補償費を受けている者又は同項第三号に掲げる遺族補償費を受けている者又は同法第三十条第一項（遺族補償費を受けることができる遺族の範囲及び順位）に規定する遺族（妻に限る。）である者

九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十五条第一項第一号イ若しくは第二号イ（業務の範囲）に規定する障害年金を受けている者又は同項第一号イ若しくは第二号イに規定する遺族年金を受けている者又は同法第十六条第一項第四号（感染救済給付）に定める遺族（妻に限る。）である者

十 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第五条第一号（援護の種類）に規定する障害年金を受けている者又は同条第二号に規定する遺族年金若しくは遺族給与金を受けている者又は同法第二十四条（遺族の範囲）に規定する遺族（妻に限る。）である者

十一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項（支給要件）に規定する児童扶養手当を受けている者又は同項に規定する児童の母である者
 十二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六条第一項第三号若しくは第二項第三号（給付の範囲）に掲げる障害年金を受けている者又は同項第四号に掲げる遺族年金を受けている者又は同項に規定する遺族（妻に限る。）である者

十三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）第十七条（支給要件）に規定する障害児福祉手当又は同法第二十六条の二（支給要件）に規定する特別障害者手当を受けている者

十四 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 十六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十四条第一項（医療特別手当の支給）に規定する医療特別手当、同法第二十五条第一項（特別手当の支給）に規定する特別手当、同法第二十六条第一項（原子爆弾小頭症手当の支給）に規定する原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項（健康管理手当又は同法第二十八条第一項（保健手当の支給）に規定する保健手当の支給を受けている者

十七 戦傷病者特別援護法第四条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
 十八 前各号に掲げる者に準ずる者として財務省令で定める者

（金融機関等の範囲）
 第三十二条 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める金融機関その他の預貯金の受入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関は、次に掲げる者とする。

一 銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条（信託会社の免許）又は第五十三条第一項（外国信託会社の免許）の免許を受けたものに限る。）、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会）
 二 労働基準法第十八条（貯蓄金の管理等）又は船員法第三十四条（貯蓄金の管理等）の規定によりこれらの規定に規定する労働者又は船員の貯蓄金をその委託を受けて管理する者

二 労働基準法第十八条（貯蓄金の管理等）又は船員法第三十四条（貯蓄金の管理等）の規定によりこれらの規定に規定する労働者又は船員の貯蓄金をその委託を受けて管理する者

三 国家公務員共済組合法第九十八条（福祉事業）若しくは地方公務員等共済組合法第一百二十二条第一項（福祉事業）の規定によりこれらの規定に規定する組合員の貯金の受入れをする者又は私立学校教職員共済法第二十六条第一項（福祉事業）の規定により同項に規定する加入者の貯金の受入れをする者

四 金融商品取引法第二十九条（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

五 金融商品取引法第三十二条の二（金融機関の登録）の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社

（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）

第三十三条 法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める預貯金は、本邦通貨以外の通貨で預入される預貯金とする。

2 法第十条第一項に規定する政令で定める合同運用信託は、本邦通貨以外の通貨により引き受けられる金銭信託に係る合同運用信託とする。

3 法第十条第一項に規定する政令で定める公募公社債等運用投資信託は、本邦通貨以外の通貨により引き受けられる金銭信託に係る公募公社債等運用投資信託とする。

4 法第十条第一項に規定する政令で定める公社債及び投資信託又は特定目的信託の受益権は、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げるものにあつては国内において発行されたものに限るものとし、第六号及び第七号に掲げるものにあつてはその募集が国内において行われる受益権で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）で本邦通貨で表示されたものとする。

一 国債及び地方債

二 特別の法令により設立された法人が当該法令の規定により発行する債券

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八十一条（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債

四 その債務について政府が保証している社債

五 内国法人の発行する社債のうち、その発行に際して金融商品取引法第二十一条第四項（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）に規定する元引受契約が前条第四号に掲げる金融商品取引業者により締結されたもの

六 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条（定義）に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）を除く。）の受益権

七 公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する委託者指図型投資信託に限るものとし、外国投資信託を除く。）の受益権

八 法第六条の三第四号（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する社債的受益権（当該受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして財務省令で定めるものをいう。）により行われたものに限る。）

九 外国、外国の地方公共団体その他の外国法人（財務省令で定める国際機関を除く。）の発行する債券のうち、その発行に際して第五号に規定する元引受契約が同号に規定する金融商品取引業者により締結されたもの

（非課税貯蓄申込書の記載事項及び提出）

第三十四条 非課税貯蓄申込書には、法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 提出者の氏名、生年月日及び住所

二 障害者等に該当する事実

三 預貯金等のうち、提出者がその金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載したものの種別

四 預入等をする前号の預貯金等で法第十条第一項の規定の適用を受けようとするものの金額（当該預貯金等有価証券である場合には、その額面金額等）

五 その他参考となるべき事項

2 非課税貯蓄申込書は、法第十条第一項の規定の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする都度、その預入等をする金融機関の営業所等に提出しなければならない。

3 金融機関の営業所等は、個人の提出する非課税貯蓄申込書に記載された氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実と法第十条第二項の規定により提示又は送信を受けた同項に規定する書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録された氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実並びにその者に係る非課税貯蓄申告書に記載された氏名、生年月日及び住所（第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する申告書の提出があつた場合には、当該申告書に記載された変更後の氏名及び住所）とが異なるときは、当該非課税貯蓄申込書を受理してはならない。

（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）

第三十五条 個人が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする場合において、その預入等が普通預金その他の財務省令で定める預貯金等に係る契約（以下この条において「普通預金契約等」という。）に基づくものであるときは、その者がその預入等に際して提出する非課税貯蓄申込書には、前条第一項第四号に掲げる事項に代えて、その普通預金契約等に基づいて預入等をする当該財務省令で定める預貯金等の区分及びその預貯金等の現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高。以下この条において同じ。）に係る限度額を記載することができる。

2 前項の規定による記載をした非課税貯蓄申込書を提出した場合において、その預貯金等の現在高に係る限度額を変更する必要があるときは、その後提出する非課税貯蓄申込書に変更後の限度額を記載するものとする。

3 法第十条第一項の規定の適用を受けようとする預貯金等につき第一項の規定による記載をした非課税貯蓄申込書を提出した場合に、その預貯金等については、前条第二項の規定にかかわらず、その現在高がその記載をしたその預貯金等の現在高に係る限度額（前項の規定による記載をした非課税貯蓄申込書を提出した場合に、その提出後においては、変更後の限度額）に達するまでの間は、非課税貯蓄申込書の提出を要しない。

4 第一項又は第二項の規定による記載をした非課税貯蓄申込書を提出した個人が、その提出後において障害者等に該当しないこととなつた場合には、その者は、遅滞なく、当該申込書を提出した金融機関の営業所等に、障害者等に該当しなくなつた旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

（障害者等の少額預金の利子所得等が非課税とされない場合等）

第三十六条 個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたとき（次項及び第三項に規定する場合を除く。）は、その者が当該各号に規定する契約に基づいて預入等をした預貯金等の利子、収益の分配又は剰余金の配当でその該当することとなつた後に支払を受けるものについては、法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定は、適用しない。

一 法第十条第一項の規定の適用を受けようとする預貯金等に係る契約に基づいて預入等をする預貯金等の一部につき非課税貯蓄申込書の提出をしなかつた場合（前条第三項の規定に該当する場合を除く。）

二 前条第一項の規定による記載をした非課税貯蓄申込書を提出した場合において、その記載をした同項に規定する預貯金等の現在高に係る限度額（同条第二項の規定による記載をした非課税貯蓄申込書を提出した場合には、その提出後においては、変更後の限度額）を超えて同条第一項に規定する普通預金契約等に基づく預入等をしたとき。

2 預貯金等に係る契約に基づいて預入等をする預貯金等につき非課税貯蓄申込書を提出した個人が、その提出の後障害者等に該当しないこととなり、かつ、当該該当しないこととなつた後において当該契約に基づき当該預貯金等の預入等をする場合における当該該当しないこととなつた日以後に当該預入等をした法第十条第一項の規定の適用がない預貯金等に係る部分の利子、収益の分配又は剰余金の配当の計算については、財務省令で定める。

3 普通預金その他の財務省令で定めるもの（以下この項において「普通預金等」という。）につき非課税貯蓄申込書を提出した個人が、その提出の後障害者等に該当しないこととなつた場合には、当該該当しないこととなつた日の属する利子の計算期間に係る利子に対する法第十条の規定の適用については、当該計算期間内における当該普通預金等の預入は、同条第二項の規定に従つて行われたものとみなし、当該計算期間後最初の利子の計算期間に係る利子に対する同条又は前項の規定の適用については、当該計算期間の初日における当該普通預金等の現在高は、同日においてその預入が行われたものとみなす。

（有価証券の記録等）

第三十七条 法第十条第一項第二号（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める方法は、個人が同号の金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の信託をする際に、その貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益権につき、当該金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法（その受益権を表示する受益証券が記名式である場合には、その受益証券につき、当該金融機関の営業所等において第四十八条第三項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿の整理保存）の帳簿に法第十条第一項の規定の適用がある旨の記載又は記録を受ける方法）とする。

2 法第十条第一項第三号に規定する政令で定める方法は、個人が同号の金融機関の営業所等において同項の規定の適用を受けようとする有価証券の購入をする際に、その有価証券につき、当該金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法とする。ただし、有価証券が長期信用銀行法第八条（長期信用銀行の発行）の規定による長期信用銀行、金融機関の合併及び転換に関する法律第八十一条（特定社債の発行）（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の規定による特定社債、金融庫法第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）の規定による全国連合会債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条（農林債の発行）の規定による農林債又は株式会社商工組合中央金庫法第三十三条（商工債の発行）の規定による商工債である場合は、当該金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法、当該金融機関の営業所等に保管される方法又は当該金融機関の営業所等が当該有価証券の利子に係る支払事務の取扱いをする者（以下この節において「支払事務取扱者」という。）でない場合に当該金融機関の営業所等を通じて当該支払事務取扱者において保管される方法のうちいずれかの方法とする。

3 個人が、法第十条第一項の規定の適用を受けようとする前項ただし書に規定する有価証券の購入をする場合において、同項の支払事務取扱者に保管を委託するときは、その保管の取次ぎをする同項の金融機関の営業所等の長は、当該支払事務取扱者に対し、その保管の取次ぎをする際、その有価証券が同条第一項の規定の適用に係るものである旨を通知しなければならない。

4 第一項の金融機関の営業所等の長又は第二項の金融機関の営業所等（同項の保管の取次ぎをするものを除く。）の長若しくは前項の通知を受けた支払事務取扱者は、貸付信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の受益権若しくは有価証券の振替に関する帳簿又は有価証券の保管に関する帳簿に、その受益権又は有価証券が法第十条第一項の規定の適用に係るものである旨を記載し、又は記録しなければならない。

（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）

第三十八条 前条第一項又は第二項の金融機関の営業所等（貸付信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の受益権又は有価証券に係る支払事務取扱者でないものに限る。）の長は、当該受益権又は有価証券が法第十条（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する要件を満たすものである場合には、その支払事務取扱者に対し、その収益の分配、利子又は剰余金の配当の支払期ごとに、当該受益権又は有価証券が同条第一項の規定の適用に係るものである旨を通知しなければならない。

2 前条第二項の金融機関の営業所等（同項の保管の取次ぎをするものに限る。）の長は、次の各号に掲げる場合には、同項の支払事務取扱者に対し、当該各号に規定する事由が生じた都度、当該各号に定める事項を通知しなければならない。

一 法第十条第一項の規定の適用を受ける有価証券につき個人から提出された第四十三条第一項から第三項まで（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する申告書又は第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する非課税貯蓄廃止申告書を受理した場合（これらの申告書に記載された事項

二 前号に規定する個人の相続人から提出された第四十六条第一項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する届出書を受理した場合（当該届出書に記載された事項
三 第一号に規定する個人につき第四十五条第五項又は第四十六条第二項に規定する書類を提出する場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）これらの書類に記載した事項

四 第一号に規定する個人がその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した有価証券の額面金額等の合計額が、その者がその金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載された法第十条第三項第三号に掲げる最高限度額（非課税貯蓄限度額変更申告書の提出があった場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額）を超えることとなり、又はその超えた後再び当該最高限度額を超えないこととなった場合、その事実

三 次に掲げる申告書若しくは届出書又は前項第一号若しくは第二号の申告書若しくは届出書の受理をした金融機関の営業所等（前条第二項の保管の取次ぎをするものを除く。）の長はこれらの申告書又は届出書（電磁的方法（法第十条第八項に規定する電磁的方法をいう。以下この節において同じ。）により提供されたこれらの申告書又は届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第十条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この節において同じ。）を含む。）に記載され、又は記録された事項を、前項の規定による通知を受けた支払事務取扱者は当該通知の内容を、貸付信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の受益権若しくは有価証券の振替に関する帳簿又は有価証券の保管に関する帳簿に、記載し、又は記録しなければならない。

一 法第十条第一項の規定の適用を受ける貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益権につき個人から提出された第四十三条第一項から第三項までに規定する申告書又は第四十五条第一項に規定する非課税貯蓄廃止申告書

二 前号に規定する個人の相続人から提出された第四十六条第一項に規定する届出書（非課税限度額の計算等）

第三十九条 法第十条第一項第三号（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定めるものは、投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）については、その設定又は追加設定があつた時において当該投資信託につき信託又は追加信託がされた金額をその時における当該信託又は追加信託についての受益権の口数で除して計算した金額とし、特定目的信託については、第三十三条第四項第八号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）に掲げる社債的受益権に係る元本の額（資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第五十二条第二項第三号（社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件）に規定する元本の額をいう。）をその受益権の口数で除して計算した金額とする。

二 第三十五条第一項（普通預金契約等）についての非課税貯蓄申込書の特例の規定による記載がされた非課税貯蓄申込書に係る同項に規定する普通預金契約等に基づいて預入等をされた預貯金等については、当該申込書の提出のあつた日以後においては、当該申込書を提出した者が引き続き当該申込書に記載された預貯金等の現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高。次項において同じ。）に係る限度額（同条第二項の規定による記載がされた非課税貯蓄申込書が提出された場合には、その提出があつた日以後においては、変更後の限度額）に相当する金額の当該申込書に係る預貯金等を有しているものとみなして、法第十条第一項各号に規定する元本の合計額又は額面金額等の合計額を計算するものとする。

三 個人が非課税貯蓄申込書を提出して預入等をした預貯金等の法第十条第一項各号に規定する元本の合計額又は額面金額等の合計額が、その預貯金等の利子、収益の分配又は剰余金の配当の計算期間を通じて当該各号に規定する最高限度額を超えないかどうかは、その計算期間中のいずれの日においてもその預貯金等（その日以前に第三十六条第一項各号（障害者等の少額預金の利子所得等が非課税とされない場合）の規定に該当するに至つたものを除く。）の最終の現在高の合計額が当該最高限度額を超えていないかどうかにより、判定するものとする。

（非課税貯蓄申告書）
第四十条 国内に住所を有する個人が非課税貯蓄申告書を提出する場合には、当該申告書に記載する法第十条第三項第三号（非課税貯蓄申告書の記載事項）に掲げる最高限度額は、一百万円に整数を乗じた金額で、かつ、三百万円（当該申告書に記載すべき同項第四号に掲げる最高限度額がある場合には、三百万円から当該最高限度額の合計額を控除した残額）以下に金額としなければならない。

（非課税貯蓄限度額変更申告書）
第四十一条 非課税貯蓄限度額変更申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

二 障害者等に該当する事実

三 その金融機関の営業所等の名称及び所在地

四 預貯金等のうち提出者がその金融機関の営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載したものの種別

五 前号の非課税貯蓄申告書に記載した法第十条第三項第三号（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に掲げる最高限度額（当該申告書につき既に非課税貯蓄限度額変更申告書を提出している場合には、当該非課税貯蓄限度額変更申告書に記載した変更後の最高限度額）

六 変更後の最高限度額

七 他の金融機関の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した法第十条第三項第四号に掲げる最高限度額の合計額

八 第四号の非課税貯蓄申告書の提出年月日その他参考となるべき事項

二 非課税貯蓄限度額変更申告書に記載することができる前項第六号の変更後の最高限度額は、一百万円に整数を乗じた金額で、かつ、三百万円（当該申告書に記載すべき同項第七号に掲げる最高限度額の合計額がある場合には、三百万円から当該合計額を控除した残額）以下の金額とする。

三 非課税貯蓄限度額変更申告書は、その提出をしようとする際に、国内に住所を有しない個人及び障害者等に該当しない個人については、その提出をすることができない。
（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）
第四十一条の二 法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める書類は、障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類（以下この項、第三項及び第五項において「障害者等確認書類」という。）（当該障害者等確認書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合には、当該障害者等確認書類及び住所等確認書類（当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する住民票の写し、運転免許証その他の財務省令で定める書類のうちいずれかの書類をいう。次項において同じ。）とする。

二 法第十条第二項に規定する政令で定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信は、住所等確認書類の提示に代えて行う当該署名用電子証明書等の送信とする。

3 法第十条第五項に規定する政令で定める書類は、障害者等確認書類及び本人確認書類（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条（定義）に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類をいう。以下この条及び第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）において同じ。）とする。

4 法第十条第五項に規定する政令で定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信は、本人確認書類の提示に代えて行う当該署名用電子証明書等の送信とする。

5 金融機関の営業所等の長が、財務省令で定めるところにより、非課税貯蓄申告書を提出した者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実その他の事項を記載した帳簿（その者からその者の障害者等確認書類及び本人確認書類の写しを添付した申請書の提出又はその者の障害者等確認書類の提示及び本人確認書類の提示（前項に定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。）と併せて行われる電磁的方法による申請書に記載すべき事項の提供を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その者は、法第十条第二項の規定にかかわらず、当該金融機関の営業所等に対して提出する非課税貯蓄申込書にその旨の記載をすることにより同項の書類の提示（第二項に定めるところにより行う同項に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。第四十七条第二項（非課税貯蓄相続申込書）において同じ。）に代えることができる。ただし、当該非課税貯蓄申込書に記載された氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実が当該帳簿に記載されているその者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実と異なるときは、この限りでない。

（非課税貯蓄申告書への確認をした旨の記載等）

第四十一条の三 金融機関の営業所等の長は、法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定による告知があつた場合には、その告知に係る非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書（電磁的方法により提供された当該非課税貯蓄申告書に記載すべき事項又は非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に、当該告知があつた事項につき確認をした旨その他財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、金融機関の営業所等の長は、当該非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書に記載され、又は記録されているその者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実と当該告知があつた氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する事実と異なるときは、当該確認をした旨を記載し、又は記録してはならない。

2 金融機関の営業所等の長は、前項の規定により非課税貯蓄申告書又は非課税貯蓄限度額変更申告書に確認をした旨を記載する場合には、第四十八条第四項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）の規定により作成するこれらの申告書の写し（これらの申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に当該確認をした旨を記載した事実を記載し、又は記録しておかなければならない。

（同一金融機関の営業所等を経由して重ねて提出できる非課税貯蓄申告書の範囲）

第四十二条 法第十条第七項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める非課税貯蓄申告書は、次に掲げるものとする。

一 既に提出した非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等が、次に掲げる金融機関に該当するものとする。「信託銀行の営業所等」という。である場合において、預貯金等のうち当該申告書に記載したもの以外の種別の預貯金等につき提出する非課税貯蓄申告書

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関、長期信用銀行法第二条（定義）に規定する長期信用銀行、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（特定社債の発行）に規定する普通銀行で同項（同法第五十五条第四項（長期信用銀行が普通銀行となる転換）において準用する場合を含む。）の認可を受けたもの、信用金庫法第五十四条の二の四第一項（全国連合会債の発行）に規定する全国を地区とする信用金庫連合会で同条第三項により認可を受けたもの、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫

ロ 金融商品取引法第三十三条の二（金融機関の登録）の登録を受けた銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（イに掲げる金融機関に該当するものを除く。）

二 既に第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する非課税貯蓄廃止申告書を提出している場合又は同条第四項の規定により当該申告書の提出があつたとみなされる場合において、同条第一項又は第五項の金融機関の営業所等を経由して再び当該申告書に係る種別の預貯金等につき提出する非課税貯蓄申告書

2 信託銀行の営業所等を経由して提出する非課税貯蓄申告書に係る法第十条第三項の規定及び第四十一条第一項（非課税貯蓄限度額変更申告書）の規定の適用については、法第十条第三項第三号中「預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券」とあるのは「預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券」と、同項第四号中「既に」とあるのは「既に当該金融機関の営業所等又は」と、「当該他の」とあるのは「当該金融機関の営業所等及び他の」と、第四十一条第一項第七号中「他の」とあるのは「当該金融機関の営業所等又は他の」とする。

（非課税貯蓄に関する異動申告書）

第四十三条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該非課税貯蓄申告書の提出をした金融機関の営業所等（次項若しくは第三号又は次条第一項に規定する場合には該当するときは、これらの規定に規定する移管先の営業所等）を経由し、その者の住所（国内における住所の変更についてはその変更前の住所とし、国外の場所から従前の住所以外の場所への住所の変更についてはその従前の住所とする。）の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その提出に当たっては、当該金融機関の営業所等の長にその者の本人確認書類（第一号に掲げる場合にあつては、当該本人確認書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認書類」という。）を提示し、又はその者の署名用電子証明書等（法第十条第五項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この項において同じ。）を送信しなければならないものとし、当該金融機関の営業所等の長は、当該申告書（電磁的方法により提供された当該申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録されている変更後の氏名、住所又は個人番号が当該本人確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録された氏名、住所又は個人番号と同一であることを確認をし、かつ、当該申告書に当該確認をした事実その他財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 その者の氏名又は住所の変更をした場合（住所の変更については、国内における住所の変更及び国外の場所から従前の住所以外の場所への住所の変更に限る。）

二 その者の個人番号の変更をした場合

2 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の法第十条第一項の規定の適用を受ける預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等（以下この項及び第四項並びに第四十七条の三第三項（届出書等の提出の特例）において「移管前の営業所等」という。）に対して当該預貯金等に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の金融機関の営業所等（当該申告書に記

載した移管前の営業所等に係る第三十二各号（金融機関等の範囲）に掲げる者又はその者と預貯金に係る債務の承継に関する契約を締結している者の営業所、事務所その他これらに準ずるものに限る。以下この項において「移管先の営業所等」という。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、当該預貯金等につき引き続き移管先の営業所等において法第十条第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該個人は、当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管前の営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、その者の法第十条第一項の規定の適用を受ける有価証券（合同運用信託等に係る無記名の貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券を含む。以下この項及び第七項において「特定有価証券」という。）につきその取得をし、かつ、当該特定有価証券につき第三十七条第一項又は第二項（有価証券の記録等）の規定により金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受け、又は保管の取次ぎをした金融機関の営業所等（以下この項及び次項並びに第四十七条の三第三項において「特定営業所等」という。）に係る第三十二各号に掲げる者（以下この項において「特定金融機関」という。）の特定業務（有価証券（合同運用信託等に係る無記名の貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の受益証券を含む。）の当該個人による特定営業所等における購入に係る業務をいう。以下この項において同じ。）につき次に掲げる事由が生じたことにより、当該事由が生じた日から起算して一年を経過する日（当該事由が第一号に掲げるものであつて、同日前に同号の特定業務の停止につき定められた期間が終了する場合には、その終了の日）までの間に特定営業所等に対してその者の当該特定有価証券に関する事務の全部を特定営業所等以外の金融機関の営業所等（特定金融機関と特定有価証券に関する事務の移管（当該個人が特定営業所等にその取得をした特定有価証券の保管の委託をしている場合には、特定有価証券の保管の委託に係る契約の承継を含む。以下この条において同じ。）に関する契約を締結している者の営業所、事務所その他これらに準ずるものに限る。以下この項において「移管先の営業所等」という。）に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管がされることとなった場合において、その取得をした特定有価証券につき引き続き移管先の営業所等において法第十条第一項の規定の適用を受けようとするときは、当該個人は、当該移管を依頼する際、その旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他財務省令で定める事項を記載した申告書を特定営業所等及び移管先の営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 法律の規定に基づく措置として当該特定業務の停止を命ぜられたこと。

二 当該特定業務を廃止したこと。

三 当該特定業務に係る免許、認可、承認又は登録が取り消されたこと（既に前号に掲げる事由が生じている場合を除く。）。

四 当該特定業務を行う特定営業所等に係る特定金融機関が解散したこと（既に前二号に掲げる事由が生じている場合を除く。）。

4 前二項の申告書がこれらの規定に規定する移管先の営業所等に受理されたときは、これらの規定に規定する移管があつた日以後における当該移管があつた預貯金等に係る法第十条及びこの節の規定の適用については、当該預貯金等に係る移管前の営業所等又は特定営業所等の長がした非課税貯蓄申込書の受理、同条第五項の規定による確認その他の手続は、当該移管先の営業所等の長がしたものとみなす。この場合において、当該申告書を提出した個人が同条第三項各号に掲げる事項（当該預貯金等と同一の種別の預貯金等に係る事項に限る。）につき既に当該移管先の営業所等を経由して非課税貯蓄申告書を提出しているときは、当該移管があつた日において、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる最高限度額（非課税貯蓄限度額変更申告書を提出している場合には、その変更後の最高限度額と合計額に相当する金額とする変更があつたもの）について、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる最高限度額と移管前の営業所等又は特定営業所等を経由して提出した非課税貯蓄申告書に記載した同号に掲げる最高限度額との合計額に相当する金額とする変更があつた日以後、遅滞なく、法第十条及びこの節に定めるところにより、同項後段の規定により変更があつたものとみなされる変更後の最高限度額につき、非課税貯蓄限度額変更申告書を提出しなければならぬ。この場合において、当該申告書には、この項の規定の適用を受けて提出するものである旨を表示しなければならない。

5 前項後段の規定の適用を受ける個人は、同項に規定する移管があつた日以後、遅滞なく、法第十条及びこの節に定めるところにより、同項後段の規定により変更があつたものとみなされる変更後の最高限度額につき、非課税貯蓄限度額変更申告書を提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、この項の規定の適用を受けて提出するものである旨を表示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による申告書（以下この節において「非課税貯蓄に関する異動申告書」という。）がこれらの規定に規定する税務署長に提出された場合には、これらの規定に規定する金融機関の営業所等においてこれを受理した日に、その提出がされたものとみなす。

7 第二項に規定する預貯金等に関する事務の全部の移管又は第三項に規定する特定有価証券に関する事務の全部の移管があつた後においては、これらの移管に係る預貯金等についての非課税貯蓄申込書は、これらの規定に規定する移管先の営業所等に対してのみ提出することができる。

（金融機関等において事業譲渡等があつた場合の申告）

第四十四条 事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更により、非課税貯蓄申告書を提出した個人が預入等をした預貯金等のうち法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けるものの事務の全部が、その事業の譲渡を受けた第三十二各号（金融機関等の範囲）に掲げる者（以下この項において「金融機関等」という。）若しくはその合併により設立した金融機関等若しくはその合併後存続する金融機関等若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関等の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関等の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「移管先の営業所等」という。）に移管された場合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞なく、その旨及び当該移管された預貯金等に係る法第十条第三項各号に掲げる事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の書類が同項の所轄税務署長において受理されたときは、移管された日以後における当該移管された預貯金等に係る法第十条及びこの節の規定の適用については、当該預貯金等に係る移管前の営業所等（当該預貯金等を移管した金融機関の営業所等をいう。）の長がした非課税貯蓄申込書の受理、同条第五項の規定による確認その他の手続は、当該移管先の営業所等の長がしたものとみなす。この場合においては、前条第四項後段及び第五項の規定を準用する。

3 前条第七項の規定は、第一項の移管された預貯金等に係る非課税貯蓄申込書の提出について準用する。

（非課税貯蓄廃止申告書）

第四十五条 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をした当該申告書に記載した預貯金等につき法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この節において「非課税貯蓄廃止申告書」という。）を、当該預貯金等の受入れ又は引受けをする金融機関の営業所等を経由し、その者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 2 非課税貯蓄廃止申告書が前項の税務署長に提出された場合には、同項の金融機関の営業所等においてこれを受理した日に、その提出がされたものとみなす。
 - 3 非課税貯蓄廃止申告書の提出があつた場合には、その提出があつた日後に支払の確定する第一項に規定する預貯金等の利子、収益の分配又は剰余金の配当については、法第十条第一項の規定は、適用しない。
 - 4 非課税貯蓄申告書を提出した個人が、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をした当該申告書に記載した預貯金等（法第十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）を有しないこととなつた場合において、その有しないこととなつた日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該金融機関の営業所等において当該預貯金等の預入等をしなかつたとき（当該預貯金等につき非課税貯蓄廃止申告書を提出した場合を除く。）は、その翌年一月一日に当該預貯金等につき非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなす。
 - 5 前項の金融機関の営業所等の長は、同項の規定により非課税貯蓄廃止申告書の提出があつたものとみなされる個人の各人別に、当該個人の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該申告書の提出があつたものとみなされる日の属する月の翌月十日までに当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 第四十六条** 非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したときは、その者の相続人は、当該申告書に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものの利子、収益の分配又は剰余金の配当につきその相続の開始があつたことを知つた日以後最初に支払がされる日までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等に提出しなければならない。ただし、その者が相続により取得した被相続人に係る預貯金等で同項の規定の適用に係るものの受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等に次条第一項に規定する非課税貯蓄相続申込書を提出したときは、この限りでない。
- 2 前項の金融機関の営業所等の長は、同項の届出書（以下この節において「非課税貯蓄者死亡届出書」という。）を受理した場合又は業務に関連して非課税貯蓄申告書を提出した個人が死亡したことを知つた場合には、当該届出書を提出した者の被相続人又は当該死亡した個人の各人別に、これらの者の氏名、生年月日及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該届出書を受理した日又は当該死亡したことを知つた日の属する月の翌月十日までに当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- （非課税貯蓄相続申込書）**
- 第四十七条** 前条第一項に規定する相続人のうちに同項に規定する預貯金等と同一の種別の預貯金等につき同項に規定する預貯金等の受入れ又は引受けをしている金融機関の営業所等に非課税貯蓄申込書を提出することができる障害者等である者がある場合において、その者が、相続により取得したその被相続人に係る預貯金等で法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものにつき引き続き同項の規定の適用を受けたい旨、その適用を受けようとする預貯金等の金額（当該預貯金等有価証券である場合には、その額面金額等、障害者等に該当する旨その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この節において「非課税貯蓄相続申込書」という。）を、前条第一項に規定する支払がされる日までに、その金融機関の営業所等に提出したときは、法第十条第一項及びこの節の規定の適用については、その者がその金融機関の営業所等においてその非課税貯蓄相続申込書を提出した日に非課税貯蓄申込書を提出して当該金額に相当する預貯金等の預入等をしたものとみなす。
- 2 非課税貯蓄相続申込書を提出する者は、その提出の際、前項の金融機関の営業所等の長にその者の法第十条第二項に規定する書類の提示をしなければならない。
 - 3 第三十四条第三項（非課税貯蓄申込書の記載事項及び提出）及び第四十一条の二第五項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）の規定は、非課税貯蓄相続申込書の受理について準用する。
- （金融機関の営業所等の非課税貯蓄申告書の税務署長への送付等）**
- 第四十七条の二** 金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書又は非課税貯蓄廃止申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月十日までに、これらの申告書を当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に送付しなければならない。
- （届出書等の提出の特例）**
- 第四十七条の三** 第三十五条第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）、第四十三条第一項から第三項まで（非課税貯蓄に関する異動申告書）若しくは第四十五条第一項（非課税貯蓄廃止申告書）に規定する個人又は第四十六条第一項（非課税貯蓄者死亡届出書等）若しくは第四十七条第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する相続人は、これらの規定による届出書、申告書又は申込書の提出に代えて、これらの届出書、申告書又は申込書を当該金融機関の営業所等に対し、これらの届出書、申告書又は申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人又は相続人は、これらの届出書、申告書又は申込書を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第四十三条第六項及び第四十五条第二項の規定の適用については、第四十三条第六項中「が」とあるのは「に」記載すべき事項が」と、「これを受理した日」とあるのは「その提供を受けた日」とする。
 - 3 第四十三条第二項の申告書を受理した同項の移管前の営業所等の長又は同条第三項の申告書を受理した同項の特定営業所等の長は、これらの規定による申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する移管先の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該移管前の営業所等の長又は特定営業所等の長は、これらの申告書を当該移管先の営業所等に提出したものとみなす。
- （金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）**
- 第四十八条** 金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申込書又は非課税貯蓄相続申込書の提出を受けた場合には、これらの申込書を提出して預入等がされた預貯金等に関する通帳、証書、証券その他の書類（第三十七条第一項又は第二項（有価証券の記録等）の規定により金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録をし、若しくは保管の委託を受け、又は保管の取次ぎをする預貯金等に係るものを除く。）に、その預貯金等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用に係るものである旨の記載をし、かつ、これらの申込書を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。
- 2 金融機関の営業所等の長は、前項の預貯金等に係る非課税貯蓄廃止申告書若しくは非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合又は第四十五条第五項（非課税貯蓄廃止申告書）若しくは第四十六条第二項（非課税貯蓄者死亡届出書等）に規定する書類を提出した場合に、遅滞なく、その預貯金等について前項の記載を抹消しなければならない。

3 金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申込書を提出して預入等がされた預貯金等につき帳簿を備え、各人別に、その預貯金等の元本又は額面金額等及びその利子、収益の分配又は剰余金の配当の計算に関する事項を明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 金融機関の営業所等の長は、非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書若しくは非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した場合又は第四十五条第五項若しくは第四十六条第二項に規定する書類を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、これらの申告書又は書類の写し（これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成し、当該写し又は電磁的方法により提供されたこれらの申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記載された情報の内容出力することにより作成した書面を保存しなければならない。

5 金融機関の営業所等の長は、第四十一条の二第五項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）に規定する帳簿を作成し、又は第三十五条第四項（普通預金契約等についての非課税貯蓄申込書の特例）に規定する届出書、第四十一条の二第五項に規定する申請書（同項に規定する障害者等確認書類及び本人確認書類の写し並びに同条第四項に規定する署名用電子証明書を含む。）若しくは非課税貯蓄者死亡届出書を受理した場合には、財務省令で定めるところにより、当該帳簿又は届出書若しくは申請書を保存しなければならない。

6 第三十七条第四項の金融機関の営業所等及び支払事務取扱者は同項に規定する貸付信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託の受益権若しくは有価証券の振替に関する帳簿又は有価証券の保管に関する帳簿を、第三十八条第一項（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知）の支払事務取扱者は同項に規定する通知の内容を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

7 第一項の申込書並びに第五項の届出書及び申請書には、電磁的方法により提供されたこれらの申込書、届出書又は申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第四十九条 非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書及び非課税貯蓄相続申込書の書式は、財務省令で定める。（金融機関の営業所等の届出及び営業所番号）

第五十条 金融機関の営業所等の長は、財務省令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（第三十二条各号（金融機関等の範囲）に掲げる者をいう。）の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、名称及び所在地）その他の事項を記載した届出書を、当該金融機関の営業所等の所在地の所轄事務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の届出書の提出があつた場合には、当該届出書に係る金融機関の営業所等の全部又は一部につき、当該金融機関の営業所等（この番号（以下この条において「営業所番号」という。）を定め、又は当該営業所番号を変更することができる。

3 国税庁長官は、前項の規定により営業所番号を定め、又は変更した場合においては、当該金融機関の営業所等の長に対し、書面によりその旨及び当該営業所番号を通知するものとする。

4 営業所番号の通知を受けた金融機関の営業所等の長は、税務署長に提出するこの節に規定する書類（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）には、当該営業所番号を付記するものとする。

第四節 公共法人等及び公益信託に係る非課税

（貸付信託の受益権の収益の分配のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）

第五十一条 法第十一条第一項及び第二項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第十一条第一項に規定する内国法人（以下この条から第五十一条の四まで（公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出）において「公共法人等」という。）又は法第十一条第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託（以下この条から第五十一条の四までにおいて「公益信託等」という。）の受託者が、その所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する貸付信託の受益権の収益の分配の計算期間を通じて第五十一条の三第一項（公社債等に係る有価証券の記録等）の規定により金融機関の振替口座簿（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿をいう。以下この条及び第五十一条の三において同じ。）に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する収益の分配の額

二 公共法人等又は公益信託等の受託者が、その所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する貸付信託の受益権につきその収益の分配の計算期間の中途において第五十一条の三第一項の規定により金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をし、かつ、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている場合 当該計算期間に対応する収益の分配の額に当該記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間の日数を乗じこれを当該計算期間の日数で除して計算した金額

（公社債等の範囲）

第五十一条の二 法第十一条第三項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定める受益権は、次に掲げる受益権とする。

- 一 貸付信託の受益権
- 二 公社債投資信託の受益権
- 三 公社債等運用投資信託の受益権
- 四 法第六条の三第四号（受託法人等）に関するこの法律の適用）に規定する社債的受益権（公社債等に係る有価証券の記録等）

第五十一条の三 法第十一条第三項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する政令で定める方法は、公共法人等又は公益信託等の受託者が所有し、又はその公益信託等の信託財産に属する同項に規定する公社債等（以下この項、次項及び次条において「公社債等」という。）の利子等（法第十一条第三項に規定する利子等をいう。次条において同じ。）につき法第十一条第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする次の各号に掲げる公社債等の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 公社債及び前条各号に掲げる受益権（次号から第四号までに掲げるものを除く。）金融機関の営業所等（第三十二条第一号、第四号及び第五号（金融機関等の範囲）に掲げる者の営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次項第一号及び第四号において同じ。）に係る金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

二 社債（法第二条第一項第九号（定義）に規定する社債であつて、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号（登録の申請）に規定する権利に該当するものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）金融商品取引業者等（同法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）又は同法第二条第十項に規定する登録金融機関をいう。同号において同じ。）に特定管理方法（当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の金融庁長官が定める要件を満たす方法をいう。）による保管の委託をする方法

三 公社債及び前条第二号又は第三号に掲げる受益権で投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する投資信託委託会社をいう。次項第三号において同じ。）から取得するもの（前号に掲げるものを除く。）振替の取次ぎをした当該投資信託委託会社の営業所を通じて金融機関の振替口座簿に記載又は記録を受ける方法

四 長期信用銀行法第八条（長期信用銀行債の発行）の規定による長期信用銀行債その他財務省令で定める公社債等、記名式の貸付信託及び公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。）の受益証券（第二号に掲げるものを除く。）金融機関の営業所等に係る金融機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法又は金融機関の営業所等に保管される方法

2 次の各号に掲げる営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。第二号において同じ。）（次条において「金融機関等の営業所等」という。）は、当該各号に定める公社債等につき、帳簿を備え、その記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をした者の各人別に口座を設け、財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 前項第一号の金融機関の営業所等 同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等

二 前項第二号の金融商品取引業者等の営業所等 同号の保管の委託を受けた公社債等

三 前項第三号の投資信託委託会社の営業所 同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をした公社債等

四 前項第四号の金融機関の営業所等 同号の金融機関の振替口座簿に記載又は記録をし、又は同号の保管の委託を受けた公社債等

3 金融庁長官は、第一項第二号の規定により要件を定めるときは、これを告示する。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、同項の帳簿の保存に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出）

第五十一条の四 公共法人等又は公益信託等の受託者は、その支払を受けるべき公社債等の利子等につき法第十一条第一項及び第二項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）の規定の適用を受けようとする場合には、当該公社債等の利子等の支払を受けるべき日の前日までに、同条第三項に規定する申告書を金融機関等の営業所等及び支払者（同項に規定する支払者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）を経由してその支払者に提出し、当該利子等に係る法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 前項の金融機関等の営業所等の長は、同項の申告書に記載されている公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、保管又は振替の取次ぎに関する事項と前条第二項の帳簿に記載されている当該公社債等に係る有価証券の記載若しくは記録、保管又は振替の取次ぎに関する事項とが異なるときは、当該申告書を受け受理してはならない。

3 第一項の場合において、同項の申告書が同項の金融機関等の営業所等に受理されたときは、当該申告書は、その受理された日に同項の税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の公共法人等又は公益信託等の受託者は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の金融機関等の営業所等に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。第六項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該公共法人等又は公益信託等の受託者は、当該申告書を当該金融機関等の営業所等に提出したものとみなす。

5 法第十一条第四項又は前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「に受理された」とあるのは「が提供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

6 第一項の申告書を受け受理した金融機関等の営業所等の長は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融機関等の営業所等の長は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。

（公共法人等に該当する農業協同組合連合会の要件等）

第五十一条の五 法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件は、当該農業協同組合連合会の定款に次に掲げる定めがあることとする。

一 当該農業協同組合連合会の行う事業は、農業協同組合法第十条第一項第一号（医療に関する施設）に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）又は当該事業及び同項第十二号（老人の福祉に関する施設）に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。）に限る旨の定め

二 当該農業協同組合連合会は、剰余金の配当（出資に係るものに限る。）を行わない旨の定め

三 当該農業協同組合連合会が解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は第一号に規定する事業を行う他の農業協同組合連合会に帰属する旨の定め

2 農業協同組合連合会は、法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定する指定を受けようとするときは、その名称及び主たる事務所の所在地、その設置する病院又は診療所の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に定款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを財務大臣に提出しなければならない。

3 財務大臣は、法別表第一の農業協同組合連合会の項の規定により農業協同組合連合会を指定したときは、これを告示する。

第三章 所得の帰属に関する通則

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

第五十二条 法第十三条第二項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。

2 法第十三条第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。

3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、法第十三条第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。

4 法第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。

5 法第十三条第三項第二号に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 法人税法施行令第五十六条の二十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約
- 二 国家公務員共済組合法第二十一条第二号（設立及び業務）に掲げる業務に係る国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の四第一号（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用に関する契約）に掲げる契約
- 三 地方公務員等共済組合法第三条の二第二項第三号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金の積立ての業務に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条の三第一号（資金の運用に関する契約）（同令第二十条（準用規定）において準用する場合を含む。）に掲げる契約
- 四 地方公務員等共済組合法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務に係る地方公務員等共済組合法施行令第二十一条の三（準用規定）において準用する同令第十六条の三第一号に掲げる契約
- 五 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務に係る信託の契約

第四章 納税地

（納税地の判定に係る特殊関係者）

第五十三条 法第十五条第四号（納税地）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者及びこれらの者であつた者とする。

- 一 納税義務者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 二 納税義務者の使用人
- 三 前二号に掲げる者及び納税義務者の親族以外の者で納税義務者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの（特殊な場合の納税地）

第五十四条 法第十五条第六号（納税地）に規定する政令で定める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる場所とする。

- 一 法第十五条第一号から第五号までの規定により納税地を定められていた者がこれらの規定のいずれにも該当しないこととなつた場合（同条第二号の規定により納税地を定められていた者については、同号の居所が短期間の滞在であった場合を除く。）その該当しないこととなつた時の直前において納税地であつた場所
- 二 前号に掲げる場合を除き、その者が国に対し所得税に関する法律の規定に基づく申告、請求その他の行為をする場合、その者が選択した場所（これらの行為が二以上ある場合には、最初にその行為をした際選択した場所）
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 麹町税務署の管轄区域内の場所

（源泉徴収に係る所得税の納税地）

第五十五条 法第十七条本文（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する政令で定める場所は、同条に規定する給与等支払者が提出する法第二十九条（開業等の届出）若しくは第二百三十条（給与等の支払をする事務所の開設等の届出）に規定する届出書又は法人税法施行令第十八条（納税地の異動の届出）に規定する書面（次項において「開業等届出書」と総称する。）に記載すべき当該給与等支払者の移転後の事務所等（法第十七条に規定する事務所等という。）の所在地とする。

2 法第十七条ただし書に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとし、同条ただし書に規定する政令で定める場所は、それぞれその支払の日（支払があつたものとみなされる日を含む。以下この項において「支払日」という。）における当該各号に定める場所（当該支払日以後に当該各号に規定する者（第四号にあつては、同号の法人課税信託の受託者である同号イからハまでに掲げる者とする。以下この項において「利子等支払者」という。）が国内において当該各号に定める場所を移転した場合には、当該利子等支払者が提出する開業等届出書に記載すべき当該利子等支払者の移転後の当該各号に定める場所）とする。

- 一 日本国の国債の利子 日本銀行の本店の所在地
- 二 日本の地方公共団体の発行する地方債又は内国法人の発行する債券の利子 その地方公共団体の主たる事務所又はその内国法人の本店若しくは主たる事務所の所在地
- 三 内国法人の支払う法第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息 その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地
- 四 法第十七条に規定する受託法人の支払う法人課税信託の収益の分配 その法人課税信託の受託者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める場所
 - イ 個人 その者の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）
 - ロ 内国法人 その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 外国法人 その外国法人の国内にある主たる事務所の所在地

五 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条（定義）に規定する委託者指図型投資信託に限る。）の収益の分配（前号に掲げるものを除く。）その信託を引き受けた信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項（定義）に規定する委託者指図型投資信託に限る。）の収益の分配（前号に掲げるものを除く。）その信託を引き受けた信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）の本店又は主たる事務所の所在地（その信託会社）が外国法人である場合には、その信託会社の国内にある主たる事務所の所在地）

六 特定受益証券発行信託の収益の分配 その信託を引き受けた法人の本店又は主たる事務所の所在地（その法人が外国法人である場合には、その法人の国内における主たる事務所の所在地）

七 法第六十一条第一項第四号から第七号まで及び第十号から第十六号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（次号に掲げるものを除く。）で国外において支払われるもの又は同項第八号に掲げる国内源泉所得（その支払者の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地））に準ずるもの所在地（法第八十三条第二項（賞与に係る源泉徴収時期の特例）（法第二百一十二条第四項（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する賞与 法第八十三条第二項の規定により支払があつたものとみなされる日において当該賞与の支払をするものとしたならばその支払事務を取り扱うと認められるその支払者の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

（納税地の指定）

第五十六条 法第十八条第一項（納税地の指定）に規定する政令で定める場合は、同条の規定により指定されるべき納税地が法第十五条から第十七条まで（納税地）の規定による納税地（既に法第十八条の規定により納税地の指定がされている場合には、その指定をされている納税地）の所轄国税局長の管轄区域以外の地域にある場合とする。

第五十七条 削除

第二編 居住者の納税義務

第一章 課税標準の計算

第一節 各種所得の金額の計算

第一款 利子所得及び配当所得

（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）

第五十八条 投資信託又は特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）について信託の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は信託契約の一部の解約により分配される収益に係る利子所得又は配当所得の収入金額は、当該信託の終了又は当該契約の一部の解約により当該投資信託等の受益権を有する者に対し支払われる金額のうち、当該信託の終了又は当該契約の一部の解約の時に当該投資信託等について信託されている金額で当該受益権に係るものを超える部分の金額とする。

2 特定受益証券発行信託について信託の分割（分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。）の受益者に承継信託（信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。）の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法（平成十八年法律第八十号）第三百六条第六項（受益権取得請求）に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により分配される収益に係る配当所得の収入金額は、当該信託の分割により当該特定受益証券発行信託の受益権を有する者に対し支払われる金額のうち、当該信託の分割の時に当該特定受益証券発行信託について信託されている金額で当該受益権に係るものを超える部分の金額とする。

（配当所得の金額の計算上控除する負債の利子）

第五十九条 法第二十四条第二項（配当所得）に規定する政令で定めるものは、事業所得又は雑所得の基因となつた資金決済に関する法律第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権で金融商品取引法第二条第一項第十四号（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）に該当するものとする。

2 法第二十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年中に支払う同項に規定する負債の利子の額を十二で除し、これにその年において当該負債により取得した元本を有していた期間の月数を乗じて計算した金額とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十条 削除

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）

第六十一条 法第二十五条第一項第五号（配当等とみなす金額）に規定する政令で定める取得は、次に掲げる事由による取得とする。

一 金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所の開設する市場（同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場を含む。）における購入

二 店頭売買登録銘柄（株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）で、金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を公表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録された株式の店頭売買による購入

三 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業のうち同項第十号に掲げる行為を行う者が同号の有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合におけるその売買（同号二に掲げる方法により売買価格が決定されるものを除く。）

四 事業の全部の譲受け

五 合併又は分割若しくは現物出資（適格分割若しくは適格現物出資又は事業を移転し、かつ、当該事業に係る資産に当該分割若しくは現物出資に係る分割承継法人若しくは被現物出資法人の株式が含まれている場合の当該分割若しくは現物出資に限る。）による被合併法人又は分割法人若しくは現物出資法人からの移転

六 適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十一（定義）に規定する分割承継法人の株式が交付されるものに限る。）による分割承継法人からの交付

七 法第五十七条の四第一項（株式交換等に係る譲渡所得の特例）に規定する株式交換（同項に規定する政令で定める関係がある法人の株式が交付されるものに限る。）による同項に規定する株式交換完全親法人からの交付

八 合併に反対する当該合併に係る被合併法人の株主等の買取請求に基づく買取

- 九 会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条の四第一項（反対株主の株式買取請求）（資産の流動化に関する法律第三十八条（特定出資についての会社法の準用）又は第五十条第一項（優先出資についての会社法の準用）において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項（単元未満株式の買取りの請求）又は第二百三十四条第四項（一に満たない端数の処理）（会社法第二百三十五条第二項（一に満たない端数の処理）又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による買取り
- 十 法第五十七条の四第三項第三号に規定する全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける法人税法第十三条第一項（事業年度の意義）に規定する定款等の変更に対する反対する株主等の買取請求に基づく買取り（その買取請求の時にあっては、当該全部取得条項付種類株式の同号に定める取得対価の割当てに関する事項（当該株主等に交付する当該買取りをする法人の株式の数が一に満たない端数となるものに限る。）が当該株主等に明らかにされている場合（法第五十七条の四第三項に規定する場合に限る。）における当該買取りに限る。）
- 十一 法第五十七条の四第三項第三号に規定する全部取得条項付種類株式に係る同号に定める取得決議（当該取得決議に係る取得の価格の決定の申立てをした者でその申立てをしなかつたならば当該取得の対価として交付されることとなる当該取得をする法人の株式の数が一に満たない端数となるものからの取得（同項に規定する場合に該当する場合における当該取得に限る。）に係る部分に限る。）
- 十二 会社法第六十七條第三項（効力の発生）若しくは第二百八十三条（一に満たない端数の処理）に規定する一株に満たない端数（これに準ずるものを含む。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十九（一に満たない端数の処理）に規定する一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付
- 2 法第二十五条第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額は、同項に規定する事由の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 一 法第二十五条第一項第一号に掲げる合併 当該合併に係る被合併法人の当該合併の日の前日の属する事業年度終了の時の法人税法第二十六条に規定する資本金等の額（以下この項において「資本金等の額」という。）を当該被合併法人のその時の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二十五条第二項に規定する投資法人をいう。第五号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第十四条に規定する投資口をいう。以下この号及び第五号において同じ。）又は出資（その有する自己の株式、投資口又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数（出資にあつては、総額。以下この項及び第五号において同じ。）で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式（投資口及び出資を含む。以下この条において同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下この項及び第五号において同じ。）を乗じて計算した金額
- 二 法第二十五条第二号に掲げる分割型分割 当該分割型分割に係る分割法人の当該分割型分割の直前の分割資本金額等（当該分割型分割の直前の資本金等の額に当該分割型分割に係るイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合（当該分割型分割の直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該分割型分割の直前の資本金等の額及びロに掲げる金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の当該分割型分割に係る株式の数を乗じて計算した金額
- イ 当該分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度（当該分割型分割の日以前六月以内に法人税法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（同法第二十三条の七に規定する通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間。イにおいて同じ。））について同条第一項各号に掲げる事項を記載した同法第二十三条に規定する中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割の日までの間に同条第三十一号に規定する確定申告書を提出しなかつた場合には、当該中間申告書に係る同項に規定する期間（終了の時の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引当権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該分割型分割の直前の時までの間に資本金等の額又は同条第十八号に規定する利益積立金額（第五号イにおいて「利益積立金額」という。）（法人税法施行令第九条第一号及び第六号（利益積立金額）に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）
- ロ 当該分割型分割の直前の移転資産（当該分割型分割により当該分割法人から分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（当該分割型分割により当該分割法人から当該分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を控除した金額（当該金額がイに掲げる金額を超える場合（イに掲げる金額が零に満たない場合を除く。）には、イに掲げる金額）
- 三 法第二十五条第一項第三号に掲げる株式分割 当該株式分割に係る現物分配法人の当該株式分割の直前の分配資本金額等（当該株式分割の直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合（当該株式分割の直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分割の直前の資本金等の額及びロに掲げる金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該現物分配法人の当該株式分割に係る株式の総数で除して計算した金額と同項に規定する株主等が当該株式分割の直前に有していた当該現物分配法人の当該株式分割に係る株式の数を乗じて計算した金額
- イ 当該株式分割を前号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額
- ロ 当該現物分配法人の当該株式分割の直前の法人税法第十二条の十五の二に規定する完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額（当該金額が零以下である場合には零とし、当該金額がイに掲げる金額を超える場合（イに掲げる金額が零に満たない場合を除く。）にはイに掲げる金額とする。）
- 四 法第二十五条第一項第四号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（次号に掲げるものを除く。イにおいて「払戻し等」という。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ ロに掲げる場合以外の場合 当該払戻し等を行った法人の当該払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等（当該直前の資本金等の額に（一）に掲げる金額のうち（二）に掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、（一）に掲げる金額が零以下である場合は当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該払戻し等が法第二十五条第一項第四号に規定する資本の払戻しである場合において、当該計算した金額が当該払戻し等により減少した資本剰余金の額を超えるときは、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。）を当該法人の当該払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額に同項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該払戻し等に係る株式の数を乗じて計算した金額
- (1) 当該払戻し等を第二号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

- (2) 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は当該解散による残余財産の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（法人税法第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額（当該減少した資本剰余金の額又は当該合計額が（1）に掲げる金額を超える場合には、（1）に掲げる金額）
- ロ 当該資本の払戻しを行った法人が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合、法第二十五条第一項に規定する株主等が当該資本の払戻しの直前に有していた当該資本の払戻しに係る株式の種類ごとに、当該法人の当該直前のその種類の株式に係る払戻対応種類資本金額（当該直前の当該種類の株式に係る法人税法施行令第八号第二項（資本金等の額）に規定する種類資本金額（ロにおいて「直前種類資本金額」という。）に種類払戻割合（1）に掲げる金額のうち（2）に掲げる金額が零以下である場合には、直前種類資本金額又は当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、（1）に掲げる金額が零以下である場合には、直前種類資本金額又は当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、これを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該金額が（2）（i）又は（i）に掲げる場合の区分に応じそれぞれ（2）（i）又は（i）に定める金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。）を当該法人の当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数で除して計算した金額に当該株主等が当該直前に有していた当該法人の当該種類の株式の数を乗じて計算した金額の合計額
- (1) イ（1）に掲げる金額に当該資本の払戻しの直前の資本金等の額のうち直前種類資本金額の占める割合を乗じて計算した金額
- (2) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額が（1）に掲げる金額を超える場合には、（1）に掲げる金額）
- (i) 当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうち当該種類の株式に係る部分の金額が明らかでない場合、当該金額
- (ii) (i)に掲げる場合以外の場合、当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額に当該資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種種類の株式に係る法人税法施行令第八号第二項に規定する種類資本金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）の合計額のうち直前種類資本金額の占める割合（当該合計額が零である場合には、一）を乗じて計算した金額
- 五 法第二十四条第一項（配当所得）に規定する出資等減少分配（以下この号において「出資等減少分配」という。）当該出資等減少分配を行った投資法人の当該出資等減少分配の直前の分配対応資本金額等（当該直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいい、当該計算した金額が当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（ロにおいて「出資総額等減少額」という。）を超える場合にはその超える部分の金額を控除した金額とする。）を当該投資法人の発行済みの投資口（その有する自己の投資口を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該投資法人の投資口の数を乗じて計算した金額
- イ 当該投資法人の当該出資等減少分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の当該投資法人の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該出資等減少分配の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（法人税法施行令第九条第一号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）
- ロ 出資総額等減少額（当該出資総額等減少額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）
- 六 法第二十五条第一項第五号から第七号までに掲げる事由（以下この号において「自己株式の取得等」という。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該自己株式の取得等をした法人が一種の種類の株式を発行していた法人（口数の定めがない出資を発行する法人を含む。）である場合、当該法人の当該自己株式の取得等の直前の資本金等の額を当該直前の発行済株式等の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該自己株式の取得等に係る株式の数を乗じて計算した金額（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には、零）
- ロ 当該自己株式の取得等をした法人が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合、当該法人の当該自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る法人税法施行令第八号第二項に規定する種類資本金額を当該直前の当該種類の株式（当該法人が当該自己株式の取得等の直前に有する自己の株式を除く。）の総数で除して計算した金額に法第二十五条第一項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該自己株式の取得等に係る当該種類の株式の数を乗じて計算した金額（当該直前の当該種類資本金額が零以下である場合には、零）
- 3 法第二十五条第一項第一号に掲げる合併又は同項第二号に掲げる分割型分割に際して当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産（法人税法第十二号の九に規定する分割対価資産を除く。）及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産は、同項の金銭その他の資産に含まれないものとする。
- 4 法第二十五条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる合併又は分割型分割（法第二十四条第一項に規定する分割型分割をいう。第二号及び次項において同じ。）とする。
- 一 法人税法施行令第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの
- 二 法人税法施行令第四条の三第六項第一号イに規定する無対価分割に該当する分割型分割で同項第二号イ（2）に掲げる関係があるもの
- 5 法第二十五条第二項に規定する場合には、同項の被合併法人又は分割法人の株主等は、前項第一号に掲げる合併にあつては当該合併に係る被合併法人が当該合併により当該合併に係る合併法人に移転した資産（営業権にあつては、法人税法施行令第二百三十三条の十第三項（非適格合併等）により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する独立取引営業権（以下この項において「独立取引営業権」という。）に限る。）の価額（法人税法第六十二条の八第一項（非適格合併等）により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から当該被合併法人が当該合併により当該合併に移転をした負債の価額（法人税法第六十二条の八第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額を当該被合併法人の当該合併の日の属する事業年度終了の時の発行済株式等の総数で除して計算した金額に当該被合併法人の株主等が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式の数を乗じて計算した金額に相当する当該合併法人の株式の交付を受けたもの、前項第二号に掲げる分割型分割にあつては当該分割型分割に係る分割法人が当該分割型分割により当該分割型分割に係る分割承継法人に移転した資産（営業権にあつては、独立取引営業権に限る。）の価額（法人税法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額を含む。）から当該分割型分

割により当該分割承継法人に移転をした負債の価額（法人税法第六十二条の八第二項及び第三項に規定する負債調整勘定の金額を含む。）を控除した金額を当該分割法人の当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数で除して計算した金額に当該分割法人の株主等が当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の株式の数を乗じて計算した金額に相当する当該分割承継法人の株式の交付を受けたものと、それぞれみなす。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 適格分割 法人税法第十二号の十一に規定する適格分割をいう。
- 二 適格現物出資 法人税法第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。
- 三 分割承継法人 法人税法第十二号の三に規定する分割承継法人（信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託法人（法第六条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。第五号、第六号及び第十号において同じ。）を含む。）をいう。
- 四 被現物出資法人 法人税法第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。
- 五 被合併法人 法人税法第十二号の二に規定する被合併法人（信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託法人を含む。）をいう。
- 六 分割法人 法人税法第十二号の二に規定する分割法人（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託法人を含む。）をいう。
- 七 現物出資法人 法人税法第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。
- 八 適格分社型分割 法人税法第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。
- 九 現物分配法人 法人税法第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。
- 十 合併法人 法人税法第十二号に規定する合併法人（信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託法人を含む。）をいう。

7 第一項又は第四項に規定する合併には、法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、第一項に規定する分割には、法人課税信託に係る信託の分割を含むものとする。

第六十二条（企業組合等の分配金）

次に掲げる分配金の額は、法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の収入金額とする。

- 一 企業組合の組合員が中小企業等協同組合法第五十九条第三項（剰余金の配当）の規定によりその企業組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金
- 二 協業組合の組合員が中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第五十二条第二項（剰余金の配当）の定款の別段の定めに基づき出資口数に応じて受ける分配金
- 三 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号（農業の経営）の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賞金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するもの組合員が、同法第七十二条の三十一第二項（剰余金の配当）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十五条第二項（剰余金の配当）又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九十九条第二項（剰余金の配当）の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金
- 四 農住組合（組合員が農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第五十五条第二項（剰余金の配当）の規定により組合事業の利用分量に応じて受ける分配金
- 五 労働者協同組合の組合員が労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第七十七条第二項（剰余金の配当）の規定によりその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて受ける分配金
- 六 農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賞金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給しないもの組合員が、同法第七十二条の三十一第二項、水産業協同組合法第八十五条第二項又は森林組合法第九十九条第二項の規定によりこれらの法人の事業に従事した程度に応じて受ける分配金の額は、配当所得、給与所得及び退職所得以外の各種所得に係る収入金額とする。
- 七 生計を一にする親族のうち同一の法人から前項の分配金を受ける者が二人以上ある場合には、これらの者のうち同項に規定する収入金額の最も大きい者以外の者の受ける当該収入金額に係る所得については、これを当該収入金額の最も大きい者の経営する事業から受ける当該所得とみなして、法第五十六条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）の規定を適用する。
- 八 法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等から支払を受ける同法第六十条の二第一号（協同組合等の事業分量配当等の損算入）に掲げる金額で同条の規定により当該協同組合等の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものは、配当所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

第二款 事業所得

（事業の範囲）

第六十三条 法第二十七条第一項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

- 一 農業
- 二 林業及び狩猟業
- 三 漁業及び水産養殖業
- 四 鉱業（土石採取業を含む。）
- 五 建設業
- 六 製造業
- 七 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
- 八 金融業及び保険業
- 九 不動産業
- 十 運輸通信業（倉庫業を含む。）
- 十一 医療保健業、著述業その他のサービスマネジメント業

十二 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

第三款 給与所得

(確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い)

第六十四条 事業を営む個人又は法人が支出した次の各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等は、当該各号に規定する被共済者、加入者、受益者等、企業型年金加入者、個人型年金加入者又は信託の受益者等に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

一 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金(第七十六条第一項第二号ロからハまで(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)に掲げる掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第五十三条(従前の積立事業についての取扱い)の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構に納付した金額を含む。)

二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三十一条(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第二十五条第一項(加入者)に規定する加入者のために支出した同法第五十五条第一項(掛金)の掛金(同法第六十三条(積立不足に伴う掛金の拠出)、第七十八条第三項(実施事業所の増減)、第七十八条の二第三号(確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例)及び第八十七条(終了時の掛金の一括拠出)の掛金並びにこれに類する掛金で財務省令で定めるものを含む。)のうち当該加入者が負担した金額以外の部分

三 法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約に基づいて法人税法施行令附則第十六条第一項第二号(適格退職年金契約の要件等)に規定する受益者等のために支出した掛金又は保険料(第七十六条第二項第二号に規定する受益者等とされた者に係る掛金及び保険料を除く。)のうち当該受益者等が負担した金額以外の部分

四 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項(定義)に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第三条第三項第七号(規約の承認)に規定する事業主掛金(同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の規定により移換した確定拠出年金法施行令(平成十二年政令第二百四十八号)第二十二条第一項第五号(他の制度の資産の移換の基準)に掲げる資産を含む。)

五 確定拠出年金法第五十六条第三項(承認の基準等)に規定する個人型年金規約に基づいて同法第六十八条の二第二項(中小事業主掛金)の個人型年金加入者のために支出した同項の掛金

六 勤労者財産形成促進法第六十六条の二第二項(勤労者財産形成給付金契約等)に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて同項第二号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第一号に規定する信託金等

2 事業を営む個人が、前項各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等を支出した場合には、その支出した金額(確定給付企業年金法第五十六条第二項(掛金の納付)又は法人税法施行令附則第十六条第二項の規定に基づき、前項第二号に掲げる掛金又は同項第三号に掲げる掛金若しくは保険料の支出を金銭に代えて同法第五十六条第二項に規定する株式又は同令附則第十六条第二項に規定する株式をもつて行つた場合には、その時におけるこれらの株式の価額)は、その支出した日の属する年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

(不適格退職金共済契約等に基づく掛金の取扱い)

第六十五条 事業を営む個人又は法人が支出した次の各号に掲げる掛金(当該個人のための掛金及び当該各号に規定する者が負担した金額に相当する部分の掛金を除く。)で、当該個人その事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるものは、当該各号に規定する者に対する給与所得に係る収入金額に含まれるものとする。

一 前条第一項第一号に規定する制度に該当しない第七十三条第一項第一号(特定退職金共済団体の要件)に規定する退職金共済契約(以下この号において「退職金共済契約」という。)又はこれに類する契約に基づいて被共済者又はこれに類する者のために支出した掛金(第七十五条第一項(特定退職金共済団体の承認の取消し等)の規定による承認の取消しを受けた団体に對しその取消しに係る退職金共済契約に基づき支出し、又は同条第三項の規定により承認が失効をした団体に對しその失効に係る退職金共済契約に基づき支出した掛金については、その取消しの時又はその失効後に支出した掛金)及び第七十六条第一項第二号ロからハまで(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)に掲げる掛金

二 前条第一項第三号に規定する適格退職年金契約に該当しない第八十三条第三項第三号(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)に掲げる契約に基づいてその受益者、保険金受取人又は共済金受取人とされた使用人(法人の役員を含む。)のために支出した掛金又は保険料(法人税法施行令附則第十八条第一項(適格退職年金契約の承認の取消し)の規定による承認の取消しを受けた第七十六条第二項第一号に規定する信託会社等)に對しその取消しに係る同号に規定する契約に基づき支出した掛金又は保険料については、その取消しの時以後に支出した掛金又は保険料)及び第七十六条第二項第二号に規定する受益者等とされた者に係る掛金又は保険料

第六十六条から第六十八条まで 削除

第四款 退職所得

(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)

第六十九条 法第三十条第三項第一号(退職所得)に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算した勤続年数とする。

一 法第三十条第三項第一号(法第三十一条(退職手当等とみなす一時金)の規定により退職手当等とみなされるもの(次号及び第三号並びに次条第三項において「退職一時金等」という。))を除く。以下この条並びに次条第一項及び第二項において「退職手当等」という。については、退職手当等の支払を受ける居住者(以下この号において「退職所得者」という。)が退職手当等の支払の下においてその退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間(以下この項において「勤続期間」という。)により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。

イ 退職所得者が退職手当等の支払の下において就職の日から退職の日までに一時勤務しなかつた期間がある場合には、その一時勤務しなかつた期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。

口 退職所得者が退職手当等の支払者の下において勤務しなかつた期間に他の者の下において勤務したことがある場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうち当該他の者の下において勤務した期間を含めて計算するときは、当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。

ハ 退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロの規定により加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行う。ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとする。

二 退職一時金等については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうち次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつて計算する場合には、その加算をしなかつた期間）として計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四十五条第二項（承認の基準等）に規定する企業型年金規程に基づいて納付した同法第三十三条第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該企業型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。）と、当該計算の基礎となつた同法第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等又は残余財産の移換）の規定により同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に準ずるものとして財務省令で定める期間を含む。）のうち企業型年金加入者期間等と重複していない期間とを合算した期間をいう。次号において同じ。）により勤続年数の計算を行う。

イ 中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額、同法第三十一条の二第六項（退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等）において準用する同法第一項の受入れに係る金額又は同法第三十一条の三第六項（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）において準用する同法第一項の移換に係る金額

ロ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第七項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）において準用する同法第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）

ハ 第七十三条第一項第八号ロ（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額又は同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額

三 その年に二以上の退職手当等又は退職一時金等の支給を受ける場合には、これらの退職手当等又は退職一時金等のそれぞれについて前二号の規定により計算した期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算する。ただし、その最も長い期間以外の期間の年数の計算の基礎となつた勤続期間等（勤続期間及び第一号イからハまでの規定により加算すべき期間又は組合員等であつた期間をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部がその最も長い期間の計算の基礎となつた勤続期間等と重複していない場合には、その重複していない勤続期間等について前二号の規定に準じて計算した期間をその最も長い期間に加算して、勤続年数を計算する。

二 前項各号の規定により計算した期間に一年未満の端数を生じたときは、これを一年として同項の勤続年数を計算する。

三 退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合又はその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含むものとし、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により当該資産及び負債の移転を行った法人を含むものとする。

（役員等以外の者としての勤続年数及び役員等勤続年数の計算）

第六十九条の二 法第三十条第四項（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間（前条第一項第一号の規定により計算した期間をいう。次項及び第三項並びに第七十一条の二第十三項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）において同じ。）のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が法第三十条第四項に規定する役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数とする。

二 法第三十条第五項に規定する政令で定める勤続年数は、退職手当等に係る調整後勤続期間のうち、その退職手当等の支払を受ける居住者が同項に規定する役員等として勤務した期間（次項及び第七十一条の二第十三項において「役員等勤続期間」という。）により計算した勤続年数とする。

三 第一項の調整後勤続期間のうち役員等勤続期間がある場合には同項の役員等以外の者として勤務した期間には当該役員等勤続期間を含むものとし、居住者が支払を受ける法第三十条第一項に規定する退職手当等が退職一時金等である場合にはその退職一時金等に係る前条第一項第二号に規定する組合員等であつた期間を第一項の退職手当等に係る調整後勤続期間のうち役員等以外の者として勤務した期間として、同項の規定を適用する。

四 前条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第二項の勤続年数を計算する場合について準用する。

（退職所得控除額の計算の特例）

第七十条 法第三十条第六項第一号（退職所得）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

一 第六十九条第一項第一号ロ（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）に規定する場合に該当し、かつ、同号ロに規定する他の者から前に退職手当等（法第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。以下第七十一条の二（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）までにおいて同じ。）の支払を受けている場合又は同号ハただし書に規定する場合に該当する場合 当該他の者から前に支払を受けた退職手当等又は同号ハただし書に規定する前に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

二 その年の前年以前四年内（その年に第七十二条第三項第七号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十九年内。以下この号において同じ。）に退職手当等（前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。）の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規

定により計算した期間の基礎となつた勤続期間等（同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合、その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2 前項第二号の場合において、前の退職手当等の収入金額が前の退職手当等について同号の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額に満たないときは、前の退職手当等の支払金額の計算の基礎となつた勤続期間等のうち、前の退職手当等に係る就職の日又は第六十九条第一項第二号に規定する組合員等であつた期間の初日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数（一）に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）に相当する年数を経過した日の前日までの期間を前の勤続期間等とみなして、前項第二号に定める金額を計算する。

一 前の退職手当等の収入金額が八百万円以下である場合 当該収入金額を四十万円を除して計算した数

二 前の退職手当等の収入金額が八百万円を超える場合 当該収入金額から八百万円を控除した金額を七十万円を除して計算した数に二十を加算した数

3 第一項第一号の期間及び同項第二号の重複している部分の期間に一年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（退職所得の割増控除が認められる障害による退職の要件）

第七十一条 法第三十条第六項第三号（退職所得）に規定する政令で定める場合は、退職手当等の支払を受ける居住者が在職中に障害者に該当することとなつた日以後全く又はほとんど勤務に服さないで退職した場合とする。

（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）

第七十一条の二 その年中に一般退職手当等（法第三十条第七項（退職所得）に規定する一般退職手当等をいう。以下この条において同じ。）及び短期退職手当等（法第三十条第四項に規定する短期退職手当等をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その年中に特定役員退職手当等（法第三十条第五項に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この条において同じ。）がある場合を除く。）の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。ロ及び次号において同じ。）を控除した残額（同号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。イにおいて同じ。）が三百万円以下である場合 当該残額の二分の一に相当する金額

イ 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。ロ及び次号において同じ。）を控除した残額（同号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。イにおいて同じ。）が三百万円以下である場合 当該残額の二分の一に相当する金額

(1) 四十万円に短期勤続年数から重複勤続年数を控除した年数を乗じて計算した金額

(2) 二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該短期退職手当等の収入金額から三百万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額（次号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）と百五十万円との合計額

二 その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額（法第三十条第二項に規定する退職所得控除額をいう。以下この条において同じ。）から短期退職所得控除額を控除した残額をいう。）を控除した残額（前号イの短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）の二分の一に相当する金額

2 前項に規定する短期勤続年数とは、短期勤続期間（短期退職手当等につき第六十九条第一項各号（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）の規定により計算した期間をいう。以下この条において同じ。）により計算した年数をいい、前項に規定する重複勤続年数とは、短期勤続期間と一般勤続期間（一般退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間をいう。以下この条において同じ。）とが重複している期間により計算した年数をいう。

3 その年中に一般退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合（その年中に短期退職手当等がある場合を除く。）の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。次号において同じ。）を控除した残額（同号の一般退職手当等の収入金額が同号に規定する一般退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）

イ 四十万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を乗じて計算した金額

ロ 二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

二 その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除した残額をいう。）を控除した残額（前号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）の二分の一に相当する金額

4 前項に規定する特定役員等勤続年数とは、特定役員等勤続期間（特定役員退職手当等につき第六十九条第一項第一号及び第三号の規定により計算した期間をいう。以下この条において同じ。）により計算した年数をいい、前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間により計算した年数をいう。

5 その年中に短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合（その年中に一般退職手当等がある場合を除く。）の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。次号において同じ。）を控除した残額（同号イの短期退職手当等の収入金額が同号イに規定する短期退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）

イ 四十万円に特定役員等勤続年数（前項に規定する特定役員等勤続年数をいう。第七項第一号イにおいて同じ。）から重複勤続年数を乗じて計算した金額

ロ 二十万円に重複勤続年数を乗じて計算した金額

二 その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- イ 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額を控除した残額をいう。ロにおいて同じ。）を控除した残額（前号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額。イにおいて同じ。）が三百万円以下である場合、当該残額の二分の一に相当する金額
- ロ イに掲げる場合以外の場合、当該短期退職手当等の収入金額から三百万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額（前号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には、当該残額からその満たない部分の金額を控除した残額）と百五十万円との合計額
- 6 前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間により計算した年数をいう。
- 7 その年中に一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等がある場合の退職所得の金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
- 一 その年中の特定役員退職手当等の収入金額から特定役員退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。第三号及び第九項第一号において同じ。）を控除した残額
- イ 四十万円に特定役員等勤続年数からロに規定する重複勤続年数とハに規定する重複勤続年数を合計した年数を控除した年数を乗じて計算した金額
- ロ 二十万円に重複勤続年数（特定役員等勤続期間と短期勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）及び特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額
- ハ 十四万円に重複勤続年数（全重複期間により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額
- 二 その年中の短期退職手当等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該短期退職手当等の収入金額から短期退職所得控除額（次に掲げる金額の合計額をいう。ロ、次号及び第九項第二号において同じ。）を控除した残額が三百万円以下である場合、当該残額の二分の一に相当する金額
- (1) 四十万円に第二項に規定する短期勤続年数から(2)に規定する重複勤続年数と(3)に規定する重複勤続年数を合計した年数を控除した年数を乗じて計算した金額
- (2) 二十万円に重複勤続年数（短期勤続期間と特定役員等勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）及び短期勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間（全重複期間を除く。）により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額
- (3) 三十万円に重複勤続年数（全重複期間により計算した年数に限る。）を乗じて計算した金額
- ロ イに掲げる場合以外の場合、百五十万円と当該短期退職手当等の収入金額から三百万円に短期退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額
- 三 その年中の一般退職手当等の収入金額から一般退職所得控除額（退職所得控除額から特定役員退職所得控除額との合計額を控除した残額をいう。第九項第三号において同じ。）を控除した残額の二分の一に相当する金額
- 8 前項に規定する重複勤続年数とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間又は一般勤続期間が重複している期間により計算した年数をいい、同項に規定する全重複期間とは、特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいう。
- 9 第七項の退職所得の金額を計算する場合において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。
- 一 第七項第一号の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合、次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除する。
- イ 第七項第二号イ又はロの残額、当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（ロに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）
- ロ 第七項第三号の一般退職所得控除額を控除した残額、当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（イに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）
- 二 第七項第二号イの短期退職手当等の収入金額が短期退職所得控除額に満たない場合、次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除する。
- イ 第七項第一号の残額、当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（ロに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）
- ロ 第七項第三号の一般退職所得控除額を控除した残額、当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（イに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）
- 三 第七項第三号の一般退職手当等の収入金額が一般退職所得控除額に満たない場合、次に掲げる残額の区分に応じ当該残額からそれぞれ次に定める金額を控除する。
- イ 第七項第一号の残額、当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（ロに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）
- ロ 第七項第二号イ又はロの残額、当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額（イに掲げる残額が当該二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額を加算した金額）
- 10 第六十九条第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する短期勤続年数、同項、第四項、第六項若しくは第八項に規定する重複勤続年数又は第四項に規定する特定役員等勤続年数を計算する場合について準用する。
- 11 法第三十条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときの第一項第一号イ又は第七項第二号イに規定する短期退職所得控除額は、第一項第一号イ又は第七項第二号イの合計額から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額とする。
- 一 第七十条第一項第一号（退職所得控除額の計算の特例）に規定する前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等に該当する場合、短期勤続期間のうち当該前に支払を受けた退職手当等（短期退職手当等に該当するものに限る。）に係る期間を基礎として同号の規定により計算した金額
- 二 短期勤続期間の全部又は一部が第七十条第一項第二号に規定する前の勤続期間等と重複している場合、その重複している期間を基礎として同号の規定により計算した金額

- 12 法第三十条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当するときの第三項第一号、第五項第一号又は第七項第一号に規定する特定役員退職所得控除額は、第三項第一号、第五項第一号又は第七項第一号又は第七項第一号の合計額から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額とする。
- 一 第七十条第一項第一号に規定する前に支払を受けた退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合、特定役員等勤続期間のうち当該前に支払を受けた退職手当等（特定役員退職手当等に該当するものに限る。）に係る期間を基礎として同号の規定により計算した金額
- 二 特定役員等勤続期間の全部又は一部が第七十条第一項第二号に規定する前の勤続期間等と重複している場合、その重複している期間を基礎として同号の規定により計算した金額
- 13 調整後勤続期間のうち五年以下の役員等勤続期間と当該役員等勤続期間以外の期間がある退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等は、次に掲げる退職手当等から成るものとする。
- 一 退職手当等の金額から次号に掲げる金額を控除した残額に相当する特定役員退職手当等
- 二 役員等勤続期間以外の期間を基礎として、他の使用人に対する退職給与の支給の水準等を勘案して相当と認められる金額に相当する一般退職手当等又は短期退職手当等
- 14 前項の規定の適用がある場合には、同項の退職手当等の支払を受ける場合は、その年中に特定役員退職手当等及び一般退職手当等又は短期退職手当等がある場合とみなして、第三項、第五項及び第七項の規定を適用する。
- （退職手当等とみなす一時金）
- 第七十二条 法第三十一条第一号（退職手当等とみなす一時金）に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。
- 一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五十五条（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく一時金
- 二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく一時金
- 三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）附則第三十条（特例一時金の支給）の規定に基づく一時金（同条第一項第一号に掲げる者に対して支給するものに限る。）
- 2 法第三十一条第二号に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金で平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号（定義）に規定する厚生年金基金の加入員（次項第五号において「加入員」という。）の退職に基因して支払われるものとする。
- 3 法第三十一条第三号に規定する政令で定める一時金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる一時金とする。
- 一 特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被共済者の退職により支払われるもの
- 二 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法第十条第一項（退職金）、第三十条第二項（退職金相当額の受入れ等）又は第四十三条第一項（退職金）の規定により支給するこれらの規定に規定する退職金
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が支給する次に掲げる一時金
- イ 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する契約（以下この号において「小規模企業共済契約」という。）に基づいて支給される小規模企業共済法（昭和四十年法律第一百号）第九号第一項（共済金）に規定する共済金
- ロ 小規模企業共済法第二条第三項（定義）に規定する共済契約者で年齢六十五歳以上であるものが同法第七条第三項（契約の解除）の規定により小規模企業共済契約を解除したことにより支給される同法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金
- ハ 小規模企業共済法第七条第四項の規定により小規模企業共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される同法第十二条第一項に規定する解約手当金
- 四 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、その一時金が支給される基因となつた勤務をした者の退職により支払われるもの（当該契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうち当該勤務をした者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
- 五 次に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金で、加入員、確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者又は確定拠出年金法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者（次号において「企業型年金加入者」という。）の退職により支払われるもの（確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
- イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）、第四十九条の二第二項（企業型年金加入者等に係る措置）又は第七十五条第二項（解散継続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定
- ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）の規定
- ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（終了制度加入者等に係る措置）の規定
- 六 確定給付企業年金法第九十一条の二十三第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の規定に基づいて支給を受ける一時金で、企業型年金加入者の退職により支払われるもの
- 七 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約又は同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第二十八条第一号（給付の種類）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）に掲げる老齢給付金として支給される一時金
- 八 独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）第七条（退職手当金の支給）の規定により支給する同条に規定する退職手当金

九 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で法第三十一条第一号及び第二号に規定する法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被保険者又は被共済者の退職により支払われるもの

(特定退職金共済団体の要件)

第七十三条 前条第三項第一号に規定する特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村(特別区を含む)、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき次に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものをいう。

一 多数の事業主を対象として退職金共済契約(事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること(第八号イに規定する退職金に相当する額若しくは同号ハに規定する退職給付金に相当する額又は第九号に規定する引渡金額の引渡しを含む))を締結することを目的とし、かつ、加入事業主(退職金共済契約を締結した事業主をいう。以下この款において同じ。)のみがその掛金(第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金を含む。第四号、第五号及び第十号において同じ。)を負担すること。

二 被共済者(退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者をいう。以下この款において同じ。)のうち他の特定退職金共済団体の被共済者を含まないこと。

三 被共済者のうち加入事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は加入事業主である法人の役員(法人税法第三十四条第六項(役員給与の損金不算入)に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。)を含まないこと。

四 掛金として払い込まれた金額(中小企業退職金共済法第三十一条第一項(退職金相当額の引渡し等)の規定によりその引渡しを受けた金額及び第八号ハの規定によりその引渡しを受けた金額並びにこれらの運用による利益を含む。次号において同じ。)は、加入事業主に返還しないこと。

五 掛金として払い込まれた金額から退職金共済事業を行う団体の事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額(へにおいて「資産総額」という。)は、次に掲げる資産として運用し、かつ、これらの資産を担保に供し又は貸し付けないこと。

イ 公社債(信託会社(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む銀行を含む。)に規定する公社債を含む。)

ロ 預貯金(定期積金その他これに準ずるものを含む。)

ハ 合同運用信託

ニ 証券投資信託の受益権

ホ 被共済者を被保険者とする生命保険の保険料その他これに類する生命共済の共済掛金(財務省令で定めるものに限る。)

ヘ 加入事業主に対する貸付金で次に掲げる要件を満たすもの

(1) 被共済者の福祉を増進するために必要な被共済者の住宅その他の施設の設定又は整備に要する資金に充てられるものであること。

(2) 資産総額のうちに当該貸付金の残額の合計額の占める割合が常時百分の十五以下であること。

六 掛金の月額は、被共済者一人につき三万円以下であること。

七 被共済者につき過去勤務期間(その者(財務省令で定める者を除く。)が被共済者となつた日の前日まで加入事業主の下で引き続き勤務した期間をいう。イにおいて同じ。)又は合併等前勤務期間(その者が、法人の合併又は事業の譲渡(それぞれ財務省令で定める合併又は事業の譲渡に限る。以下この号において同じ。)に伴い被共済者となつた者として財務省令で定める者(以下この号において「合併等被共済者」という。)である場合において、当該合併又は事業の譲渡の日の前日まで当該合併により消滅した法人若しくは当該合併後存続する法人又は当該事業の譲渡をした法人(当該合併又は事業の譲渡以外の合併又は事業の譲渡によりこれらの法人に事業が承継され、又は譲渡された法人を含む。)である事業主の下で引き続き勤務した期間をいう。イにおいて同じ。)がある場合において、これらの期間を退職給付金の額の計算の基礎に含めるときは、当該退職給付金の額の計算の基礎に含める期間(以下この号において「過去勤務等通算期間」という。)並びに当該過去勤務等通算期間に対応する掛金の額及びその払込みは、次の要件を満たすものであること。

イ 過去勤務等通算期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものであること。

(1) 過去勤務等通算期間が過去勤務期間に係るものである場合 退職金共済契約(財務省令で定める契約を含む。ハにおいて同じ。)を締結する際に当該加入事業主に雇用されている者(被共済者となるべき者に限る。)の全てについて、その者の過去勤務期間(当該過去勤務期間(ハ(1)及び(3)に掲げる金額に係るものを除く。)が十年を超えるときは、十年とする。)に対応して定めるところ。

(2) 過去勤務等通算期間が合併等前勤務期間に係るものである場合 当該合併等被共済者の全てについて、その者の合併等前勤務期間(財務省令で定める期間に限る。)に対応して定めるところ。

ロ 過去勤務等通算期間に対応する掛金の額は、当該過去勤務等通算期間の月数を前号の掛金の月額(ハ(1)及び(3)に掲げる金額に係るものを除き、当該月額が三万円を超えるときは、三万円とする。)に乗じて得た金額と当該過去勤務等通算期間に係る運用収益として財務省令で定める金額との合計額以下とすること。

ハ 過去勤務等通算期間に対応する掛金の額(次に掲げる金額があるときは、それぞれこれらの金額を控除した額)は、当該掛金の額を退職金共済契約を締結した日又は当該合併等被共済者となつた日として財務省令で定める日(以下この号において「基準日」という。)の翌日から同日以後五年を経過する日までの期間の月数(過去勤務等通算期間が五年未満であるときは当該過去勤務等通算期間の月数とし、被共済者が当該五年を経過する日前に退職をすることとされているときは当該翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。)で均分して、当該基準日の属する月以後毎月払い込まれること。

(1) 中小企業退職金共済法第十七条第一項(解約手当金等)の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される金額

- (2) 法人税法施行令附則第十六条第一項第九号二（適格退職年金契約の要件等）に掲げる金額
- (3) 他の特定退職金共済団体との間で、当該他の特定退職金共済団体に係る退職金共済契約の解除をして特定退職金共済団体の加入事業主となつた者が申し出たときは当該加入事業主に係る第五号に規定する資産総額に相当する額をその特定退職金共済団体に引き渡すことその他財務省令で定める事項を締結している場合において、当該他の特定退職金共済団体の加入事業主であつた者が当該解除後直ちに、その特定退職金共済団体の加入事業主となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をしたときに、当該契約で定めるところによつて当該他の特定退職金共済団体から引き渡される当該資産総額に相当する額
- 八 被共済者が退職をした場合において、当該被共済者（当該退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者に限る。）が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところによること。
- イ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の規定により、同項の申出をした場合、同項に規定する契約で定めるところによつて当該被共済者に係る同項に規定する退職金を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡すこと。
- ロ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十一条第一項（退職金相当額の引渡し等）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する退職金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合、当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該退職金に相当する額を含むものであること。
- ハ 他の特定退職金共済団体との間で、その退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときは当該被共済者に係る当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことその他財務省令で定める事項を締結している場合において、当該被共済者が当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金を請求しないで当該他の特定退職金共済団体の被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合、当該契約で定めるところによつて当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すこと。
- ニ 当該被共済者が、ハに定めるところにより当該被共済者に係る特定退職金共済団体以外の特定退職金共済団体からハに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合、当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引渡しを受けた当該退職給付金に相当する額が含まれるものであること。
- ホ 当該被共済者が、当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金（以下この号において「引継退職給付金」という。）を請求しないで他の加入事業主（当該被共済者に係る特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した事業主に限る。）に係る被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合、当該被共済者の退職（当該他の加入事業主との雇用関係が終了する場合に限る。）について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引継退職給付金に相当する額を含むものであること。
- 九 退職金共済事業を廃止した場合において、中小企業退職金共済法第三十一条の二第二項（退職金共済事業を廃止した団体からの受入れ等）（同条第六項において準用する場合を含む。）む。以下この号において同じ。）に規定する事業主が、同条第一項の規定による申出をしたときは、同項に規定する廃止団体と独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の同項の引渡しに係る契約で定めるところによつて当該事業主に係る被共済者であつた者に係る引渡金額（同項に規定する掛金の総額及び掛金に相当するものとして同項に規定する政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額をいう。）を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡すこと。
- 十 掛金の額又は退職給付金の額について、加入事業主又は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。
- 十一 退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して行うこと。
- 2 前項に規定する一般社団法人又は一般財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人として存続するものうち、同法第六十一条第一項（移行の登記）（同法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により同法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）以外のものにあつては、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。
- 一 その定款に前項第十一号の退職金共済事業に関する経理に関する書類をその主たる事務所に備え置く旨並びに加入事業主及び被共済者が当該書類を閲覧できる旨の定めがあること。
- 二 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- 三 その定款に解散したときはその剰余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。
- 四 前三号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- 五 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。
- 3 財務大臣は、第一項の指定をしたときは、これを告示する。
- (特定退職金共済団体の承認)
- 第七十四条 前条第一項の法人は、その行う退職金共済事業につき同項の承認を受けようとするときは、財務省令で定める事項を記載した申請書に退職金共済規程並びに一般社団法人及び一般財団法人にあつては定款の写しを添付し、これを当該法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 2 前項の退職金共済規程は、その退職金共済事業が前条第一項各号に掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要な事項につき規定したものでなければならない。
- 3 税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、これに添付された退職金共済規程が前条第一項各号に掲げる要件の全てに該当しているときは、その申請を承認するものとする。ただし、その申請をした法人が次条第二項の規定による承認の取消しを受けた日又は同条第三項に規定する日以後一年以内に当該申請書を提出した場合は、この限りでない。

4 税務署長は、前項の規定による承認又は却下の処分をするときは、第一項の申請書を提出した法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 前条第一項に規定する特定退職金共済団体（以下この款において「特定退職金共済団体」という。）は、第三項の規定による承認を受けた退職金共済規程のうち同条第一項各号に掲げる要件に係る事項の変更（同項第七号に規定する過去勤務期間又は合併等前勤務期間を退職給付金額の計算の基礎に含めることとする変更を含む。以下この条及び次条第一項第一号において同じ。）をしようとするときは、その変更について第一項の税務署長の承認を受けなければならない。

6 第一項、第二項、第三項本文及び第四項の規定は、前項に規定する変更に係る承認について準用する。

（特定退職金共済団体の承認の取消し等）

第七十五条 税務署長は、特定退職金共済団体につき次に掲げる事実があると認めるときは、前条第三項本文の規定による承認を取り消すことができる。

一 当該特定退職金共済団体の退職金共済規程のうち第七十三条第一項各号（特定退職金共済団体の要件）に掲げる要件に係る事項について前条第五項の規定による承認を受けずに変更をしたこと。

二 当該特定退職金共済団体の退職金共済事業につき第七十三条第一項第一号、第四号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる要件に反する事実があること。

三 当該特定退職金共済団体の全ての被共済者につき第七十三条第一項第二号、第三号又は第六号から第八号までに掲げる要件に反する事実があること。

2 税務署長は、前項の規定による承認の取消しの処分をするときは、同項の特定退職金共済団体に対し、書面によりその旨を通知する。

3 特定退職金共済団体は、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときは、その旨、その特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに当該退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載した届出書を当該廃止しようとする日までに前条第一項の税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、同日において、当該特定退職金共済団体に係る同条第三項本文の規定による承認は、その効力を失うものとする。

（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）

第七十六条 第七十二条第三項第一号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金は、次に掲げる給付（一時金に該当するものに限る。）を含まないものとする。

一 特定退職金共済団体が前条第一項の規定による承認の取消しを受け、又は同条第三項に規定する届出書を提出した場合において、その取消しを受け、又はその届出書の提出をした法人がその取消しを受けた時又は同項に規定する日以後に行う給付

二 特定退職金共済団体が行う給付で、これに対応する掛金のうちに次に掲げる掛金が含まれているもの

イ 第七十三条第一項第一号（特定退職金共済団体の要件）に掲げる要件に反して被共済者が自ら負担した掛金

ロ 第七十三条第一項第二号に掲げる要件に反して、当該特定退職金共済団体の被共済者が既に他の特定退職金共済団体の被共済者となつており、その者について、当該他の特定退職金共済団体の退職金共済契約に係る共済期間が当該特定退職金共済団体に係る共済期間と重複している場合における当該特定退職金共済団体に係る掛金

ハ 第七十三条第一項第三号に掲げる要件に反して被共済者とされた者についての掛金

ニ 掛金の月額が第七十三条第一項第六号に定める限度（同項第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金の額にあつては、同号ロに定める限度）を超えて支出された場合における当該掛金

ホ 第七十三条第一項第七号イに掲げる要件に反して同号に規定する過去勤務等通算期間を定め、当該過去勤務等通算期間に対応するものとして払い込んだ掛金

ヘ 当該特定退職金共済団体の被共済者となつた日前の期間（当該被共済者の第七十三条第一項第七号に規定する過去勤務等通算期間を除く。）を給付の計算の基礎に含め、当該期間に対応するものとして払い込んだ掛金

2 第七十二条第三項第四号に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金は、次に掲げる給付（一時金に該当するものに限る。）を含まないものとする。

一 法人税法附則第二十条第一項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する信託業務を営む銀行を含む）、生命保険会社（生命共済の業務を行う信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行を含む）、生命保険会社（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）又は農業協同組合連合会（以下この項において「信託会社等」という。）が法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約につき法人税法施行令附則第十八条第一項（適格退職年金契約の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた場合において、その信託会社等が当該契約に基づきその取消しを受けた時以後に行う給付

二 前号に規定する業務を行う信託会社等が行う給付で、これに対応する掛金又は保険料のうちに法人税法施行令附則第十六条第一項第三号（適格退職年金契約の要件等）に掲げる要件に反して同項第二号に規定する受益者等とされた者に係る掛金又は保険料が含まれているもの

3 税務署長は、特定退職金共済団体の被共済者又は前項第二号に規定する受益者等のうちに第一項第二号又は前項第二号に掲げる給付を受けるべき者があると認めるときは、当該特定退職金共済団体又は同号に規定する信託会社等に対し、書面によりその旨及びその者の氏名を通知するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する給付として支給される金額は、一時所得に係る収入金額とする。

（退職所得の収入の時期）

第七十七条 居住者が一の勤務先を退職することにより二以上の法第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の支払を受ける権利を有することとなる場合には、その者の支払を受ける当該退職手当等については、これらのうち最初に支払を受けるべきものの支払を受けるべき日の属する年における収入金額として同条の規定を適用する。

第五款 山林所得

（用語の意義）

第七十八条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 分収造林契約 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項（定義）に規定する分収造林契約その他一定の土地についての造林に關し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地につき造林を行うもの及びこれらの者以外の者でその造林に關する費用の全部若しくは一部を負担するもの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約で、その契約条項中において、当該契約の当事者が当該契約に係る造林による収益を一定の割合により分収することを約定しているものをいう。

二 分収育林契約 分収林特別措置法第二条第二項に規定する分収育林契約その他一定の土地に生育する山林の保育及び管理（以下この款において「育林」という。）に關し、その土地の所有者、当該土地の所有者以外の者でその山林につき育林を行うもの及びこれらの者以外の者でその育林に關する費用の全部若しくは一部を負担するもの三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約で、その契約条項中において、当該契約の当事者が当該契約に係る育林による収益を一定の割合により分収することを約定しているものをいう。

（分収造林契約又は分収育林契約の収益）

第七十八條の二 分収造林契約の当事者が当該契約に基づきその契約の目的となつた山林の造林による収益のうち当該山林の伐採又は譲渡による収益（第九十四条第一項各号（山林所得の収入金額とされる保険金等）に掲げるものを除く。次項において同じ。）を当該契約に定める一定の割合により分収する金額は、第三項に定めがあるものを除き、山林所得に係る収入金額とする。

2 分収育林契約の当事者が当該契約に基づきその契約の目的となつた山林の育林による収益のうち当該山林の伐採又は譲渡による収益を当該契約に定める一定の割合により分収する金額は、次項に定めがあるものを除き、山林所得に係る収入金額とする。

3 分収造林契約又は分収育林契約の当事者がその契約に基づき分収する金額で次の各号に掲げる金額のいずれかに該当するものは、山林所得以外の各種所得に係る収入金額とする。

一 分収造林契約又は分収育林契約の目的となつた山林の伐採又は譲渡前にその契約に定める一定の割合により分収する金額（第九十四条第一項各号に掲げるものを除く。）

二 分収造林契約又は分収育林契約の締結の期間中引き続きその契約に係る地代、利息その他の対価（当該契約に基づく造林又は育林に係るものを除く。）に相当する金額の支払を受ける者が当該契約に定める一定の割合により分収する金額

三 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利を取得した日以後五年以内にその契約に定める一定の割合により分収する金額

（分収造林契約又は分収育林契約に係る権利の譲渡等による所得）

第七十八條の三 分収造林契約又は分収育林契約に係る権利の譲渡による収入金額は、次項に定めがあるものを除き、山林所得に係る収入金額とする。

2 次の各号に掲げる分収造林契約又は分収育林契約の当事者の当該各号に掲げる収入金額は、事業所得又は雑所得に係る収入金額とする。

一 分収造林契約の当事者である土地の所有者若しくは造林者（当該土地の所有者以外の者で当該契約の目的となつた土地につき造林を行うものをいう。以下この項において同じ。）又は分収育林契約の当事者である土地の所有者若しくは育林者（当該土地の所有者以外の者で当該契約の目的となつた山林の育林を行うものをいう。以下この項において同じ。）その契約に係る権利の取得の日以後五年以内にした当該権利の譲渡による収入金額

二 分収造林契約の当事者である造林費負担者（当該契約に係る土地の所有者及び育林者以外の者でその造林に關する費用の全部又は一部を負担するものをいう。第四項において同じ。）又は分収育林契約の当事者である育林費負担者（当該契約に係る土地の所有者及び育林者以外の者でその育林に關する費用の全部又は一部を負担するものをいう。第四項において同じ。）その契約に係る権利の譲渡による収入金額（第四項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

3 山林の所有者が当該山林につき分収育林契約を締結することにより、当該契約を締結する他の者から支払を受ける当該契約の目的となつた山林の持分の対価の額は、山林所得に係る収入金額とする。ただし、当該山林の取得の日以後五年以内に支払を受ける当該持分の対価の額は、事業所得又は雑所得に係る収入金額とする。

4 分収造林契約又は分収育林契約の当事者が、不特定の者に対しその契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための申込みを勧誘したことにより、新たに当該権利を取得し義務を負うこととなつた者から支払を受ける持分の対価の額は、山林所得に係る収入金額とする。ただし、当該当事者が当該契約に係る権利の取得の日以後五年以内に支払を受ける当該持分の対価の額は、事業所得又は雑所得に係る収入金額とする。

第六款 譲渡所得

（資産の譲渡とみなされる行為）

第七十九條 法第三十三条第一項（譲渡所得）に規定する政令で定める行為は、建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権（以下この条において「借地権」という。）又は地役権（特別高压架空電線の架設、特別高压地中電線若しくはガス事業法第二条第十二項（定義）に規定するガス事業者が供給する高压のガスを通ずる導管の敷設、飛行場の設置、懸垂式鉄道若しくは跨座式鉄道の敷設又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条（定義）に規定する砂防設備である導流堤その他財務省令で定めるこれに類するもの（第一号において「導流堤等」という。）の設置、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四十四条第四項（定義）に規定する公共施設を設置若しくは同法第八号第一項第四号（地域地区）の特定街区内における建築物の建築のために設定されたもので、建造物の設置を制限するものに限る。以下この条において同じ。）の設定（借地権に係る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる行為を含む。以下この条において同じ。）のうち、その対価として支払を受ける金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の十分の五に相当する金額を超えるものとする。

一 当該設定が建物若しくは構築物の全部の所有を目的とする借地権又は地役権の設定である場合（第三号に掲げる場合を除く。）その土地（借地権者にあつては、借地権。次号において同じ。）の価額（当該設定が、地下若しくは空間について上下の範囲を定めた借地権若しくは地役権の設定である場合又は導流堤等若しくは河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第六条第一項第三号（河川区域）に規定する遊水地その他財務省令で定めるこれに類するもの設置を目的とした地役権の設定である場合には、当該価額の二分の一に相当する金額）

二 当該設定が建物又は構築物の一部の所有を目的とする借地権の設定である場合 その土地の価額に、その建物又は構築物の床面積（当該対価の額が、当該建物又は構築物の階その他利用の効用の異なる部分ごとにその異なる効用に係る適正な割合を勘案して算定されているときは、当該割合による調整後の床面積。以下この号において同じ。）のうち当該借地権に係る建物又は構築物の一部の床面積の占める割合を乗じて計算した金額

三 当該設定が施設又は工作物（大深度地下の公共的使用に關する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第十六条（使用の認可の要件）の規定により使用の認可を受けた事業（以下この号において「認可事業」という。）と一体的に施行される事業として当該認可事業に係る同法第十四条第二項第二号（使用認可申請書）の事業計画書に記載されたものにより設置されるものうち財務省令で定めるものに限る。）の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定である場合 その土地（借地権者にあつては、借地権）の価額の二分の一に相当する金額

に、その土地（借地権者にあつては、借地権に係る土地）における地表から同法第二条第一項各号（定義）に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さ（以下この号において「大深度」という。）までの距離のうちに当該借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度（当該借地権の設定される範囲より深い地下であつて当該大深度よりも浅い地下において既に地下について上下の範囲を定めた他の借地権が設定されている場合には、当該他の借地権の範囲のうち最も浅い部分の深さ）までの距離の占める割合を乗じて計算した金額

2 借地権に係る土地を他人に使用させる場合において、その土地の使用により、その使用の直前におけるその土地の利用状況に比し、その土地の所有者及びその借地権者がともにその土地の利用を制限されることとなるときは、これらの者については、これらの者が使用の対価として支払を受ける金額の合計額を前項に規定する支払を受ける金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用については、借地権又は地役権の設定の対価として支払を受ける金額が当該設定により支払を受ける地代の年額の二十倍に相当する金額以下である場合には、当該設定は、同項の行為に該当しないものと推定する。

（特別の経済的な利益で借地権の設定等による対価とされるもの）

第八十条 前条第一項に規定する借地権又は地役権の設定（当該借地権に係る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる行為を含む。以下この条において同じ。）をしたことに伴い、通常の場合の金銭の貸付けの条件に比し特に有利な条件による金銭の貸付け（いづれの名義をもつてするかを問わず、これと同様の経済的性質を有する金銭の交付を含む。以下この条において同じ。）その他特別の経済的な利益を受ける場合については、当該金銭の貸付けにより通常の場合に比して受ける利益その他当該特別の経済的な利益の額を前条第一項又は第二項に規定する対価の額に加算した金額をもつてこれらの規定に規定する支払を受ける金額とみなして、これらの規定を適用する。

2 前項の場合において、その受けた金銭の貸付けにより通常の場合に比して受ける利益の額は、当該貸付けを受けた金額から、当該金額について通常の利率（当該貸付けを受けた金額につき利息を附する旨の約定がある場合には、その利息に係る利率を控除した利率）の十分の五に相当する利率による複利の方法で計算した現在価値に相当する金額（当該金銭の貸付けを受ける期間が同項の設定に係る権利の存続期間に比して著しく短い期間として約定されている場合において、長期間にわたつて地代をすえ置く旨の約定がされていることその他当該権利に係る土地の上に存する建物又は構築物の状況、地代に関する条件等に照らし、当該金銭の貸付けを受けた期間が将来更新されるものと推測するに足りる明らかな事実があるときは、借地権又は地役権の設定を受けた者が当該設定により受ける利益から判断して当該金銭の貸付けが継続されるものと合理的に推定される期間を基礎として当該方法により計算した場合の現在価値に相当する金額）を控除した金額によるものとする。

（譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産）

第八十一条 法第三十三条第二項第一号（譲渡所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第三号各号（棚卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産

二 減価償却資産で第三百三十八条第一項（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）の規定に該当するもの（同項に規定する取得価額が十万円未満であるものうち、その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。）

三 減価償却資産で第三百三十九条第一項（一括償却資産の必要経費算入）の規定の適用を受けたもの（その者の業務の性質上基本的に重要なものを除く。）

（短期譲渡所得の範囲）

第八十二条 法第三十三条第三項第一号（短期譲渡所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一 自己の研究の成果である特許権、実用新案権その他の工業所有権、自己の育成の成果である育成者権、自己の著作に係る著作権及び自己の探鉱により発見した鉱床に係る探掘権の譲渡による所得

二 法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる相続又は遺贈により取得した同条第三項第一号に掲げる配偶者居住権の消滅（当該配偶者居住権を取得した時に当該配偶者居住権の目的となつて建物を譲渡したとしたならば同条第一項の規定により当該建物を取得した日とされる日以後五年を経過する日以後の消滅に限る。）による所得

三 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した同条第三項第二号に掲げる配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の消滅（当該権利を取得した時に当該土地を譲渡したとしたならば同条第一項の規定により当該土地を取得した日とされる日以後五年を経過する日以後の消滅に限る。）による所得

第七款 雑所得

（公的年金等とされる年金）

第八十二条の二 法第三十五条第三項第一号（公的年金等の定義）に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる年金とする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条（船員保険法の一部改正）の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく年金

二 厚生年金保険法附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が支給する年金

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「一元化法」という。）附則第四十一条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）又は第六十五条第一項（追加費用対象期間を有する者の特例等）の規定に基づく年金

四 一元化法附則第三十六条第一項（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前国共済法の規定に基づく年金

五 一元化法附則第三十七条第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前国共済法の規定に基づく年金

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第二項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金

七 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく年金

八 一元化法附則第六十条第一項（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前地共済法の規定に基づく年金

九 一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前地共済法の規定に基づく年金

十一 一元化法附則第七十八條第一項（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の改正前私学共済法の規定に基づく年金
 十二 一元化法附則第七十九條（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる同条の改正前私学共済法の規定に基づく年金
 十三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定による農林漁業団体職員共済組合法等の廃止する等の法律第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の規定に基づく年金
 十四 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく年金

二 法第三十五條第三項第三号に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる給付とする。
 一 第七十二條第三項第一号又は第九号（退職手当等とみなす一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）
 二 中小企業退職金共済法第十二條第一項（退職金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割退職金
 三 第七十二條第三項第三号に規定する小規模企業共済契約に基づいて小規模企業共済法第九條の三第一項（共済金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割共済金

四 法人税法附則第二十二條第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金（当該契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちその退職年金が支給される基因となつた勤務をした者の負担した金額がある場合には、その年において支給される当該退職年金の額から当該退職年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該退職年金に係る次条第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額に相当する部分に限る。）
 五 第七十二條第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける年金（同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される確定給付企業年金法第二十五條第一項（加入者）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）の負担した金額がある場合には、その年において支給される当該年金の額から当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該年金に係る次条第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額に相当する部分に限る。）

六 確定拠出年金法第四條第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約又は同法第五十六條第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第二十八條第一号（給付の種類）（同法第七十三條（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）に掲げる老齢給付金として支給される年金

三 前項第一号に掲げる給付は、第七十六條第一項各号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付（年金に該当するものに限る。）を含まないものとし、前項第四号に掲げる退職年金は、第七十六條第二項各号に掲げる給付（退職年金に該当するものに限る。）を含まないものとする。

四 前項に規定する給付として支給される金額は、法第三十五條第三項に規定する公的年金等に係る雑所得以外の雑所得に係る収入金額とする。
 八十二條の三 法第三十五條第三項第三号（公的年金等の定義）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年において同号に規定する規約に基づいて支給される年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額（次項において「剰余金額」という。）を除く。）に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 イ その支給開始の日において支給総額が確定している年金 その支給総額
 ロ その支給開始の日において支給総額が確定していない年金 その支給総額の見込額
 二 法第三十五條第三項第三号に規定する掛金のうちその年金が支給される基因となつた同号に規定する加入者の負担した金額（当該金額に次に掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十五條第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金（二からハまでにおいて「存続厚生年金基金」という。）から交付された同項に規定する残余財産
 ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五條第二項（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会（ハにおいて「存続連合会」という。）から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五條第一項に規定する年金給付等積立金等

ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二條第二項（移換に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五條の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により存続連合会から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五條第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金

ニ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金基金の移換）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法附則第二條（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（ホ及びヘにおいて「旧効力確定給付企業年金法」という。）第百十條の二第三項（厚生年金基金の設立業務に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移換）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する積立金
 ホ 旧効力確定給付企業年金法第百十一條第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は第百十二條第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三十條の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金

ヘ 旧効力確定給付企業年金法第百十五條の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により存続厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額

ト 旧厚生年金保険法の規定により旧厚生年金保険法第百四十九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された資産又は平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金から権利義務が承継され、若しくは移換された資産で、財務省令で定めるもの

チ 確定拠出年金法第五十四条の四第二項（確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換）の規定により同法第二条第七項第一号（定義）に規定する資産管理機関から移換された同条第十二項に規定する個人別管理資産

リ 確定拠出年金法第七十四条の四第二項（確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換）の規定により同法第二条第五項に規定する連合会から移換された同条第十二項に規定する個人別管理資産

2 前項第一号ロに定める支給総額の見込額は、次に掲げる金額とする。

一 前項に規定する年金のうち次に掲げるもの（次号に該当するものを除く。）については、その支給の基礎となる規約において定められているその年額（剰余金額を除く。）に、次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める年数を乗じて計算した金額

イ 有期の年金で、受給権者（その年金の支給開始の日における確定給付企業年金法第三十条第一項（裁定）に規定する受給権者をいう。以下この項において同じ。）がその期間内に死亡した場合にはその死亡後の期間につき支給を行わないもの。その支給期間に係る年数（その年数がその受給権者についてのその年金の支給開始の日における別表に定める余命年数（以下この項において「支給開始日における余命年数」という。）を超える場合には、その余命年数）

ロ 有期の年金で、受給権者がその支給開始の日以後一定期間（以下この項において「保証期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支給を継続するもの。その支給期間に係る年数（その年数がその保証期間に係る年数と異なる場合は、その受給権者に係る支給開始日における余命年数とのうちいずれか長い年数）

ハ 終身の年金で、受給権者の生存中に限り支給するもの。その受給権者に係る支給開始日における余命年数

ニ 終身の年金で、受給権者の生存中支給するほか、受給権者が保証期間内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支給を継続するもの。その受給権者に係る支給開始日における余命年数（当該余命年数がその保証期間に係る年数に満たない場合には、その保証期間に係る年数）

二 前号ロ又はニに掲げる年金のうち支給総額の見込額の計算の基礎となる年数が保証期間に係る年数とされるもので、受給権者に支給する年金の年額と受給権者の死亡後に支給する年金の年額とが異なるものについては、受給権者に支給する年金の年額に受給権者に係る支給開始日における余命年数を乗じて計算した金額と受給権者の死亡後に支給する年金の年額に保証期間に係る年数と当該余命年数との差に相当する年数を乗じて計算した金額との合計額

三 その支給の条件が前二号に定めるところと異なる年金については、その支給の条件に応じ、その年額、受給権者（受給権者の死亡後その親族その他の者に支給する年金については、受給権者及び当該親族その他の者）に係る余命年数及び保証期間（受給権者の死亡後一定期間年金を支給する旨を定めている場合におけるその一定期間を含む。）を基礎として前二号の規定に準じて計算した金額

3 第一項に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

（勤労者財産形成基金契約に基づいて支出された信託金等の取扱い）

第八十二条の四 勤労者財産形成基金が、勤労者財産形成促進法第六条の三第二項（勤労者財産形成基金契約）に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第一号に規定する信託金等又は同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出した同項第一号に規定する預入金等は、当該信託の受益者等又は当該勤労者に対する雑所得に係る総収入金額に含まれないものとする。

2 事業を営む個人が、勤労者財産形成促進法第七条の二十（拠出）の規定により前項に規定する信託金等又は預入金等の払込みに充てるために必要な金銭を支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第二節 所得金額の計算の通則

（分割対価資産の一部のみを分割法人の株主等に交付する場合の取扱い）

第八十三条 分割法人（法人税法第十二条第二号の二（定義）に規定する分割法人をいう。以下この条において同じ。）が分割により交付を受ける同法第十二条第九に規定する分割対価資産（以下この条において「分割対価資産」という。）の一部のみを当該分割法人の株主等に交付する分割（二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものを除く。）が行われた場合には、当該分割により当該株主等が交付を受けた当該分割対価資産については、分割型分割（同号に規定する分割型分割をいう。次項において同じ。）が行われたものとみなして、法の規定を適用する。

2 二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものが行われた場合において、分割型分割により交付を受けた分割対価資産の全部又は一部をその株主等に交付した法人があるときは、当該法人を分割法人とする分割型分割が行われたものとみなして、法の規定を適用する。

3 前二項の規定の適用がある場合には、前二項の株主等が交付を受けた分割対価資産に係る前二項の分割型分割により分割承継法人（法人税法第十二条第三に規定する分割承継法人をいう。以下この項において同じ。）に移転した分割法人の資産及び負債の金額は、前二項の分割により分割承継法人に移転した当該分割法人の資産及び負債の金額のうち法人税法施行令第二百三十三条の七（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割における移転資産等の按分）の規定により算定された当該分割型分割に係る資産及び負債の金額とする。

（合併等により交付する株式に満たない端数がある場合の所得計算）

第八十三条の二 合併に係る合併法人が当該合併により当該合併に係る被合併法人の株主等に交付すべき第百二十二条第一項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する合併親法人株式（以下この項において「合併親法人株式」という。）の数（出資にあつては、金額。以下第三項までにおいて同じ。）に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該合併親法人株式に含まれるものとして、当該株主等の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

2 分割型分割に係る分割法人が当該分割型分割によりその株主等に交付すべき当該分割型分割に係る分割承継法人の株式（出資を含む。）又は第百十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割承継法人株式（以下この項において「分割承継法人株式等」という。）の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に充当して金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該分割承継法人株式等に含まれるものとして、当該株主等の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

3 株式分配に係る現物分配法人が当該株式分配によりその株主等に交付すべき当該株式分配に係る第百十三条の二第一項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する完全子法人株式（以下この項において「完全子法人株式」という。）の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に充当して金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該完全子法人株式に含まれるものとして、当該株主等の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

4 株式交換に係る株式交換完全親法人が当該株式交換により当該株式交換に係る株式交換完全子法人の株主に交付すべき法第五十七条の四第一項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める関係がある法人の株式（以下この項において「株式交換完全支配親法人株式」という。）の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に充当して金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該株式交換完全支配親法人株式に含まれるものとして、当該株主の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 合併法人 法人税法第十二号（定義）に規定する合併法人をいう。
- 二 被合併法人 法人税法第二十一条に規定する被合併法人をいう。
- 三 分割型分割 法人税法第十二号の九に規定する分割型分割をいう。
- 四 分割法人 法人税法第十二号の二に規定する分割法人をいう。
- 五 分割承継法人 法人税法第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。
- 六 株式分配 法人税法第十二号の十五の二に規定する株式分配をいう。
- 七 現物分配法人 法人税法第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。
- 八 株式交換完全親法人 法人税法第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。
- 九 株式交換完全子法人 法人税法第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。

第八十四条 個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該役務の提供の対価として譲渡制限付株式であつて次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「特定譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたとき（合併又は前条第五項第三号に規定する分割型分割に際し当該合併又は分割型分割に係る同項第二号に規定する被合併法人又は同項第四号に規定する分割法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該合併又は分割型分割に係る同項第一号に規定する合併法人又は同項第五号に規定する分割承継法人の譲渡制限付株式その他の財務省令で定める譲渡制限付株式（以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたときを含む。）における当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式に係る法第三十六条第二項（収入金額）の価額は、当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。次項第一号において同じ。）についての制限が解除された日（同日前に当該個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に次項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日）における価額とする。

- 一 当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。
- 2 前項に規定する譲渡制限付株式とは、次に掲げる要件に該当する株式（出資、投資信託及び投資法人に関する法律第十四条（定義）に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をいう。
 - 一 譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。
 - 二 前項の個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を發行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた同項の個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらのこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

3 發行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該發行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第三十六条第二項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（第三号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

- 一 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二（会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき發行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。））に基き發行された新株予約権（当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

三 株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合における当該株式を取得する権利（前二号に掲げるものを除く。）当該権利の行使に係る当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

（法人等の資産の専属の利用による経済的利益の額）

第八十四条の二 法人又は個人の事業の用に供する資産を専属的に利用することにより個人が受ける経済的利益の額は、その資産の利用につき通常支払うべき使用料その他その利用の対価に相当する額（その利用者がその利用の対価として支出する金額があるときは、これを控除した額）とする。

（非事業用資産の減価の額の計算）

第八十五条 法第三十八条第二項（譲渡所得の基因となる資産の減価の額）に規定する資産の同項第二号に掲げる期間に係る減価の額は、当該資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額につき、当該資産と同種の減価償却資産に係る第二百二十九条（減価償却資産の耐用年数等）に規定する耐用年数に一・五を乗じて計算した年数により第二百二十条第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法に準じて計算した金額に、当該資産の当該期間に係る年数を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該資産と同種の減価償却資産が第三百四十四条第一項第一号イ又はハ（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）に掲げる減価償却資産に該当する場合には、当該計算した金額は、当該同種の減価償却資産の同号イ又はハに掲げる区分に応じ当該イ又はハに定める金額を限度とする。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる年数に一年未満の端数があるときの処理については、当該各号に定めるところによる。

一 前項に規定する一・五を乗じて計算した年数 一年未満の端数は、切り捨てる。

二 前項に規定する期間に係る年数 六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。

第三節 収入金額の計算

（自家消費の場合のたな卸資産に準ずる資産の範囲）

第八十六条 法第三十九条（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、第八十一条各号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産（山林を除く。）とする。

（贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲）

第八十七条 法第四十条第一項（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、前条に規定する資産、有価証券で事業所得の基因となるもの及び法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産とする。

（農産物の範囲）

第八十八条 法第四十一条第一項（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定める農産物は、米、麦その他の穀物、馬鈴しよ、甘しよ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いて生産する園芸作物とする。

（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）

第八十八条の二 法第四十一条の二（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）に規定する政令で定める権利は、第八十四条第三項各号（譲渡制限付株式の価額等）に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの（次項において「新株予約権等」という。）とする。

2 法第四十一条の二に規定する政令で定める者は、贈与、相続、遺贈又は譲渡により新株予約権等を取得した者で当該新株予約権等を行使できることとなるものとする。

（国庫補助金等の範囲）

第八十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第二項（納付金関係業務）に基づく独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の同条第一項第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する助成金

二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金

三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十五条第三号（業務の範囲）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金（外国法人、外国の政府若しくは地方公共団体に置かれる試験研究機関（試験所、研究所その他これらに類する機関をいう。以下この号において同じ。）、国際機関に置かれる試験研究機関若しくは外国の大学若しくはその附属の試験研究機関（以下この号において「外国試験研究機関等」という。）又は外国試験研究機関等の研究員と共同して行う試験研究に関する助成金を除く。）

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。第七号において同じ。）

六 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十条第二号（業務の範囲）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の補助金

七 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金

八 日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第六十九号）第九条（事業計画）の規定による認可を受けた事業計画に定めるところに従って交付するたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号（定義）に規定する葉たばこの生産基盤の強化のための助成金

(国庫補助金等に係る固定資産の償却費の計算等)

第九十条 法第四十二条第一項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十二条第一項の減価償却資産の取得をした場合 当該減価償却資産に係る同項に規定する国庫補助金等(以下この条において「国庫補助金等」という。)の額に相当する金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の取得に要した金額

ロ 当該減価償却資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

二 法第四十二条第一項の減価償却資産の改良をした場合 当該減価償却資産に係る国庫補助金等の額に相当する金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の改良に要した金額

ロ 当該減価償却資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

2 法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けた固定資産(山林を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)について行うべき法第四十九条第一項に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 法第四十二条第一項の規定の適用を受けた固定資産については、その固定資産の取得に要した金額(山林については、植林費の額。次号及び次条第二項において同じ。)又は改良費の額に相当する金額からその固定資産に係る国庫補助金等の額に相当する金額を控除した金額をもつて取得し、又は改良したものとみなし、当該国庫補助金等の額に相当する金額から前項第一号又は第二号に定める金額を控除した金額に相当する金額は、同項第一号ロ又は第二号ロに規定する期間に係る当該償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつたものとみなす。

二 法第四十二条第二項に規定する固定資産については、その固定資産の取得に要した金額は、ないものとみなす。

(総収入金額に算入されない条件付国庫補助金等の額の計算等)

第九十一条 法第四十三条第二項(条件付国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産の取得に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の取得に要した金額

ロ 当該減価償却資産の取得に要した金額から、当該金額を基礎としてその取得の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

二 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産の改良に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の改良に要した金額

ロ 当該減価償却資産の改良に要した金額から、当該金額を基礎としてその改良の日から当該国庫補助金等の返還を要しないこととなつた日までの期間に係る法第四十九条第一項の規定に準じて計算した償却費の額の累積額を控除した金額

三 法第四十三条第二項に規定する国庫補助金等を減価償却資産以外の固定資産の取得若しくは改良又は山林の取得に充てた場合 当該国庫補助金等の額のうち同項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額

2 法第四十三条第一項に規定する国庫補助金等により取得し、又は改良した固定資産について行うべき法第四十九条第一項に規定する償却費の計算及びその固定資産の譲渡があつた場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該固定資産は、その取得に要した金額又は改良費の額に相当する金額から当該国庫補助金等の額のうち法第四十三条第二項に規定する返還を要しないことが確定した部分に相当する金額を控除した金額をもつて取得し、又は改良したものとみなし、当該確定した部分に相当する金額から前項第一号又は第二号に定める金額を控除した金額に相当する金額は、同項第一号ロ又は第二号ロに規定する期間に係る当該償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつたものとみなす。

(資産の移転等に含まれない行為)

第九十二条 法第四十四条(移転等)の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入)に規定する政令で定める行為は、第百八十一条(資本的支出)に規定する支出に係る行為とする。

(収用に類するやむを得ない事由)

第九十三条 法第四十四条(移転等)の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入)に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、租税特別措置法第三十三条第一項各号(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収若しくは権利の消滅、同条第四項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく使用、同項第二号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の取壊し若しくは除去若しくは同項第三号に規定する事由に基づく同号に規定する資産の除却又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百四十九条(権利消滅期日における権利の帰属等)の規定による同法第五十三条(補償金)に規定する権利の消滅とする。

(減額された外国所得税額のうち総収入金額に算入しないもの)

第九十三条の二 法第四十四条の三(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)に規定する政令で定める金額は、同条に規定する外国所得税の額が減額された金額のうちその減額されることとなった日の属する年において第二百二十六条第一項(外国所得税が減額された場合の特例)の規定による同項に規定する納付控除対象外国所得税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てられることとなる部分の金額に相当する金額とする。

(事業所得の収入金額とされる保険金等)

第九十四条 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもので、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

一 当該業務に係るたな卸資産(第八十一条各号(譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産)に掲げる資産を含む)、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む)につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するもの(山林につき法第五十一条第三項(山林損失の必要経費算入)の規定に該当する損失を受けたことにより取得するものについては、その損失の金額をこえる場合におけるそのこえる金額に相当する部分に限る)

二 当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの

2 第七十九条第一項(資産の譲渡とみなされる行為)の規定に該当する同項の行為に係る対価で法第三十三条第二項第一号(譲渡所得)の規定により譲渡所得の収入金額に含まれないものは、事業所得又は雑所得に係る収入金額とし、当該対価につき第七十四条から第七十七条まで(借地権の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費等)の規定に準じて計算した金額は、当該事業所得又は雑所得に係る必要経費に算入する。

(譲渡所得の収入金額とされる補償金等)

第九十五条 契約(契約が成立しない場合に法令によりこれに代わる効果を認められる行政処分その他の行為を含む)に基づき、又は資産の消滅(価値の減少を含む)に基づき、又は資産の消滅(価値の減少を含む)を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行なうものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたこと(借地権の設定その他当該資産について物権を設定し又は債権が成立することにより価値が減少したことを除く)に伴い、その消滅につき一時に受ける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得に係る収入金額とする。

第四節 必要経費等の計算

第一款 必要経費に算入されないもの

(家事関連費)

第九十六条 法第四十五条第一項第一号(必要経費とされない家事関連費)に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

一 家事上の経費に関連する経費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合における当該部分に相当する経費

二 前号に掲げるもののほか、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額に相当する経費

(必要経費に算入される利子税の計算)

第九十七条 法第四十五条第一項第二号(必要経費とされない所得税)に規定する政令で定める利子税は、次の各号に掲げる利子税の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する利子税とする。

一 法第四十五条第一項第二号に規定する事業を行う居住者が納付した法第三十一条第三項(確定申告税額の延納に係る利子税)の規定による利子税 その利子税の額に、その利子税の基礎となつた所得税に係る年分の各種所得の金額(給与所得の金額及び退職所得の金額を除く)の合計額のうち当該年分の当該事業から生じた不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

二 山林所得を生ずべき事業を行う居住者が納付した法第三十六条(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納に係る利子税)の規定による利子税で当該事業から生じた山林所得に係るもの その利子税の額

三 事業所得を生ずべき事業を行う居住者が納付した法第三十七条の二第十二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税)の規定による利子税 その利子税の額に、その利子税の基礎となつた法第六十条の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する国外転出の日の属する年分の当該国外転出をした居住者の所得税に係るイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 法第六十条の二第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた有価証券等(同条第一項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額、未決済信用取引等(同条第二項に規定する未決済信用取引等をいう。以下この項において同じ。)の決済による事業所得の金額及び雑所得の金額並びに未決済デリバティブ取引(同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引をいう。以下この項において同じ。)の決済による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額

ロ 法第六十条の二第二項から第三項までの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡による事業所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額及び未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額の合計額

四 事業所得を生ずべき事業を行う居住者が納付した法第三十七條の三第十四項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税)の規定による利子税 その利子税の額に、その利子税の基礎となつた法第六十条の三第四項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)に規定する贈与等の日の属する年分の同条第七項に規定する適用贈与者又は適用被相続人等の所得税に係るイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額

イ 法第六十条の三第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額及び雑所得の金額並びに未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額

- ロ 法第六十条の三第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた有価証券等の譲渡による事業所得の金額、未決済信用取引等の決済による事業所得の金額及び未決済デリバティブ取引の決済による事業所得の金額の合計額
- 2 前項第一号に規定する各種所得の金額の合計額並びに不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額の合計額は、同号に規定する年分の確定申告書に記載されたところによる。
- 3 第一項に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

(必要経費に算入されない貨物割に係る延滞税等の範囲)

第九十八条 法第四十五条第一項第六号(家事関連費等の必要経費不算入等)に規定する政令で定めるものは、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の百第二項(貨物割の賦課徴収等)に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項(譲渡割の賦課徴収の特例等)に規定する譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税とする。

2 法第四十五条第一項第八号に規定する政令で定める損害賠償金(これに類するものを含む)は、同項第一号に掲げる経費に該当する損害賠償金(これに類するものを含む)を含む。以下この項において同じ)のほか、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関連して、故意又は重大な過失によつて他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金とする。

(必要経費に算入される資産の額)

第九十八条の二 法第四十五条第三項(家事関連費等の必要経費不算入等)に規定する政令で定める額は、同項の資産の販売又は譲渡及び資産の引渡しを要する役務の提供に係る不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額のうち、これらの資産(同項各号に掲げる場合に該当する場合における当該各号の取引に係るものを除く)が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した資産 当該資産の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第四号の二(定義)に規定する附帯税を除く)その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
- 二 自己の製造等(製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為をいう。以下この号において同じ)に係る資産 当該資産の製造等のために直接に要した原材料費の額
- 三 前二号に規定する方法以外の方法により取得をした資産(次号に掲げるものを除く) その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額
- 四 贈与、相続又は遺贈により取得をした資産(第三号第二項第一号(棚卸資産の取得価額)に掲げる棚卸資産又は法第六十条第一項第一号(贈与等)により取得した資産の取得費等)に掲げる事由により取得した法第五十九条第一項(贈与等の場合の譲渡所得の特例)に規定する資産に限る。以下この号において「受贈等資産」という) 当該受贈等資産が当該贈与、相続又は遺贈に係る贈与者又は被相続人において第一号からこの号までに掲げる資産のいずれに該当するかに応じこれらの者におけるそれぞれこれらの号に定める金額

第二款 棚卸資産の評価

第一目 棚卸資産の評価の方法

(棚卸資産の評価の方法)

第九十九条 法第四十七条第一項(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)の規定によるその年十二月三十一日(同項の居住者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この款において同じ)において有する棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる同項に規定する評価の方法は、次に掲げる方法(その年分の所得税について青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けていない場合には、第一号に掲げる方法)とする。

- 一 原価法(その年十二月三十一日において有する棚卸資産(以下この項において「期末棚卸資産」という)につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいう)
 - イ 個別法(期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう)
 - ロ 先入先出法(期末棚卸資産をその種類、品質及び型(以下この項において「種類等」という)の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末棚卸資産をその年十二月三十一日から最も近い日において取得した種類等と同じくする棚卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額とする方法をいう)
 - ハ 総平均法(棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年一月一日において有していた種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの棚卸資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう)
 - ニ 移動平均法(棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類等を同じくする棚卸資産を取得した場合にはその取得の時に有する当該棚卸資産とその取得した棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする棚卸資産を取得する都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう)
- ホ 最終仕入原価法(期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年十二月三十一日から最も近い日において取得したものの一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう)

ヘ 売価還元法(期末棚卸資産をその種類等又は通常の差益の率(棚卸資産の通常の販売価額のうち当該通常の販売価額から当該棚卸資産を取得するために通常要する価額を控除した金額の占める割合をいう。以下この項において同じ)の異なるごとに区別し、その種類等又は通常の差益の率の同じものについて、その年十二月三十一日における種類等又は通常の差益の率を同じくする棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価の率(当該通常の販売価額の総額とその年中に販売した当該棚卸資産の対価の総額との合計額のうちにおける当該棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した当該棚卸資産の取得価額の総額との合計額を占める割合をいう)を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう)

二 低価法(期末棚卸資産をその種類等(前号へに掲げる売価還元法により算出した取得価額を基礎とするものにあつては、種類等又は通常の差益の率。以下この号において同じ)の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、前号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額とその年十二月三十一日における価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいう)

2 前項第一号イに掲げる個別法により算出した取得価額による原価法（当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第二号に掲げる低価法を含む。）は、棚卸資産のうち通常一の取引によつて大量に取得され、かつ、規格に応じた価格が定められているものについては、同項の規定にかかわらず、選定することができない。

（棚卸資産の特別な評価の方法）

第九十九条の二 居住者は、その有する棚卸資産の評価額を前条第一項に規定する評価の方法に代え当該評価の方法以外の評価の方法により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の評価額の計算については、その承認を受けた評価の方法を選定することができる。

2 前項の承認を受けようとする居住者は、その採用しようとする評価の方法の内容、その方法を採用しようとする理由、その方法により評価額の計算をしようとする次条第一項に規定する事業の種類及び資産の区分その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る評価の方法並びに次条第一項に規定する事業の種類及び資産の区分を承認し、又はその申請に係る評価の方法によつてはその居住者の各年分の事業所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第一項の承認をした後、その承認に係る評価の方法によりその承認に係る棚卸資産の評価額の計算をすることを不適当とする特別の事情が生じたと認められる場合には、その承認を取り消すことができる。

5 税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

6 第四項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の事業所得の金額を計算する場合のその処分に係る棚卸資産の評価額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

7 居住者は、第四項の処分を受けた場合には、その処分を受けた日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その処分に係る棚卸資産につき、次条第一項に規定する事業の種類及び資産の区分ごとに、前条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

（棚卸資産の評価の方法の選定）

第一百条 第九十九条第一項（棚卸資産の評価の方法）に規定する棚卸資産の評価の方法は、居住者の営む事業の種類ごとに、かつ、商品又は製品（副産物及び作業くずを除く）、半製品、仕掛品（半成品を含む）、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分ごとに選定しなければならない。

2 居住者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、棚卸資産につき、前項に規定する事業の種類及び資産の区分ごとに、第九十九条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 新たに事業所得を生ずべき事業を開始した居住者 当該事業を開始した日

二 前号の事業を開始した後新たに他の種類の事業を開始し又は事業の種類を変更した居住者 当該他の種類の事業を開始し又は事業の種類を変更した日

（棚卸資産の評価の方法の変更手続）

第一百一条 居住者は、棚卸資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。）を変更しようとするときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする居住者は、その新たな評価の方法を採用しようとする年の三月十五日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した居住者が現によつて評価の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする評価の方法によつてはその者の各年分の事業所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その年十二月三十一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

（棚卸資産の法定評価方法）

第一百二条 法第四十七条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）に規定する評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により評価しなかつた場合における政令で定める方法は、第九十九条第一号ホ（棚卸資産の評価の方法）に掲げる最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法とする。

2 税務署長は、居住者が棚卸資産につき選定した評価の方法（評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。）により評価しなかつた場合において、その居住者が行った評価の方法が第九十九条第一項に規定する評価の方法のうちいずれかの方法に該当し、かつ、その行った評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行った評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

第二目 棚卸資産の取得価額

（棚卸資産の取得価額）

第一百三条 第九十九条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第九十九条の二第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この号において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
 ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額
 三 前二号に規定する方法以外の方法により取得した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額
 イ その取得の時に掲げる当該資産の取得のために通常要する価額
 ロ 当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げる棚卸資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

一 贈与、相続又は遺贈により取得した棚卸資産（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。）被相続人の死亡の時にあって、当該被相続人が当該資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した棚卸資産 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額に当該資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額

3 法第四十一条第二項（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）の規定により取得したものとみなされる同項に規定する農産物の第一項に規定する取得価額は、同条第二項に規定する収穫価額に当該農産物を消費し、又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする。

（棚卸資産の取得価額の特例）

第百四条 居住者の有する棚卸資産につき次に掲げる事実が生じた場合には、その事実の生じた日の属する年以後の各年における当該資産の第九十九条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第九十九条の第二項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による評価額の計算については、その年十二月三十一日における当該資産の価額をもつて、前条第一項に規定する取得価額とすることができる。

- 一 当該資産が災害により著しく損傷したこと。
- 二 当該資産が著しく陳腐化したこと。
- 三 前二号に準ずる特別の事実

第三款 有価証券の評価

第一目 有価証券の評価の方法

（有価証券の評価の方法）

第百五条 法第四十八条第一項（有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）において有する有価証券（以下この項において「期末有価証券」という。）の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末有価証券につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末有価証券の評価額とする方法とする。

一 総平均法（有価証券をその種類及び銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年一月一日において有していた種類等と同じくする有価証券の取得価額の総額とその年中に取得した種類等と同じくする有価証券の取得価額の総額とをここれらの有価証券の総数で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法を用いる。）

二 移動平均法（有価証券をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、種類等を同じくする有価証券を再び取得した場合にはその取得の時にあって有する当該有価証券とその取得した有価証券との数及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする有価証券を取得する都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額とする方法を用いる。）

2 居住者の有する株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第十四項（定義）に規定する投資口を含む。）又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権について、その年の中途において第百十条から第百十六条まで（株式の分割等の場合の株式等の取得価額）に規定する事実（以下この項において「事実」という。）があつた場合には、当該事実（その年中に二回以上におつた事実があつた場合には、その年十二月三十一日から最も近い日における事実）があつた日をその年一月一日とみなして、その年以後の各年における前項の規定による当該株式又は受益権の評価額の計算をするものとする。

（有価証券の評価の方法の選定）

第百六条 有価証券の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならない。

2 居住者は、事業所得の基因となる有価証券を取得した場合（その取得した日の属する年の前年以前においてその有価証券と種類を同じくする有価証券で事業所得の基因となるものにつきこの項の規定による届出をすべき場合を除く。）には、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その有価証券と種類を同じくする有価証券につき、前条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

（有価証券の評価の方法の変更手続）

第百七条 居住者は、有価証券につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。）を変更しようとするときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 第百一条第二項から第五項まで（たな卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、前項の場合について準用する。

(有価証券の法定評価方法)

第八十条 法第四十八条第一項(有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)に規定する政令で定める方法は、第二百五条第一項第一号(総平均法)に掲げる総平均法により算出した取得価額による評価の方法とする。

2 税務署長は、居住者が有価証券につき選定した評価の方法(その評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。以下この項において同じ。)により評価しなかつた場合において、その居住者が行った評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の第五十条第一項に規定する評価の方法に該当し、かつ、その行った評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額の計算を適正に行うことができるものと認めるときは、その行った評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

第二目 有価証券の取得価額

(有価証券の取得価額)

第九十条 第二百五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 金銭の払込みにより取得した有価証券(第三号に該当するものを除く。)その払込みをした金銭の額(新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十七項(定義)に規定する新株予約権を含む。以下この号及び第四号において同じ。))の行使により取得した有価証券にあつては当該新株予約権の取得価額を含むものとし、その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
- 二 第八十四条第一項(譲渡制限付株式の価額等)に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除された日(同日前に同項の個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に同条第二項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日)における価額
- 三 発行人から与えられた第八十四条第三項の規定に該当する場合における同項各号に掲げる権利の行使により取得した有価証券 その有価証券のその権利の行使の日(同項第三号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日)における価額
- 四 発行人に対し新たな払込み又は給付を要しないで取得した当該発行人の株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資口をいう。次条第一項において同じ。))を含む。以下この目において同じ。))又は新株予約権のうち、当該発行人の株主等として与えられる場合(当該発行人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。)の当該株式又は新株予約権 零
- 五 購入した有価証券(第三号に該当するものを除く。)その購入の代価(購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
- 六 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券 その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額

2 次の各号に掲げる有価証券の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

- 一 贈与、相続又は遺贈により取得した有価証券(法第四十条第一項第一号(棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入)に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。)被相続人の死亡の時において、当該被相続人がその有価証券につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額
- 二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した有価証券 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額

(株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額)

第一百十条 居住者の有する株式について、その株式(以下この項において「旧株」という。)の分割又は併合があつた場合には、その分割又は併合があつた日の属する年以後の各年における第五十条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による分割又は併合後の所有株式(旧株を発行した法人の株式で、当該分割又は併合の直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。))の評価額の計算については、その計算の基礎となる分割又は併合後の所有株式の一株(出資及び投資口については、一口。以下この目において同じ。))当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額に旧株の数を乗じてこれを分割又は併合後の所有株式の数で除して計算した金額とし、かつ、その分割又は併合後の所有株式のうち旧株が含まれているときは、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

2 居住者の有する投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権について、その受益権(以下この項において「旧受益権」という。)の分割又は併合があつた場合には、その分割又は併合があつた日の属する年以後の各年における第五十条第一項の規定による分割又は併合後の所有受益権(旧受益権に係る投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権で、当該分割又は併合の直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。))の評価額の計算については、その計算の基礎となる分割又は併合後の所有受益権の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額に旧受益権の口数を乗じてこれを分割又は併合後の所有受益権の口数で除して計算した金額とし、かつ、その分割又は併合後の所有受益権のうち旧受益権が含まれているときは、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

(株主割当てにより取得した株式の取得価額)

第一百一十条 居住者が、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)について、その旧株の数に依りて割り当てられた株式を取得した場合(その取得した株式(以下この項において「新株」という。))については、金銭の払込みを要する場合に限る。))には、その払込みの期日(払込みの期間の定めがある場合には、当該払込みをした日)の属する年以後の各年における第五十条第一項(有価証券の評価の方法)の規定によるこれらの株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧株及び新株の一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額と新株一株について払い込んだ金銭の額(その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)に旧株一株について取得した新株の数を乗じて計算した金額との合計額を、旧株一株について取得した新株の数に一を加えた数で除して計算した金額とし、かつ、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

2 居住者が、その有する株式(以下この項において「旧株」という。))について、その旧株の数に依りてその旧株を発行した法人の株式無償割当て(法人がその法人の株主等に対して新たに払込みをさせないで自己の株式の割当てをすることをいう。以下この項において同じ。))により割り当てられた株式を取得した場合(当該旧株と同一の種類株式を取得した場合に限る。))には、その株

式無償割当てがあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による株式無償割当て後の所有株式（旧株を発行した法人の株式で、当該株式無償割当ての直後に当該居住者が有するものをいう。以下この項において同じ。）の評価額の計算については、その計算の基礎となる株式無償割当て後の所有株式の一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額に旧株の数を乗じてこれを株式無償割当て後の所有株式の数で除して計算した金額とし、かつ、その株式無償割当て後の所有株式のうち旧株が含まれているときは、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

（合併により取得した株式等の取得価額）

第百十二条 居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）について、その旧株を発行した法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、当該合併に係る第六十一条第六項第五号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する被合併法人（次項において「被合併法人」という。）の株主等に当該合併に係る同条第六項第十号に規定する合併法人（以下この項及び次項において「合併法人」という。）又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。次条第一項及び第四項並びに第百十三条の二第三項（株式分配により取得した株式等の取得価額）において「発行済株式等」という。）の全部を直接若しくは間接に保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下この項において「合併親法人」という。）のうちいずれか一の法人の株式以外の資産（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付された金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により合併法人からその合併法人の株式又は合併親法人の株式を取得した場合には、その合併のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項（有価証券の評価の方法）の規定による合併法人の株式又は合併親法人の株式の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した合併法人の株式（以下この項において「合併法人株式」という。）又は合併親法人の株式（以下この項において「合併親法人株式」という。）の一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額（法第二十五条第一項第一号（合併の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配として交付を受けたものとみなされる金額又はその合併法人株式若しくは合併親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額）を旧株一株について取得した合併法人株式又は合併親法人株式の数で除して計算した金額とする。

2 居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人を合併法人とする合併（法人課税信託に係る信託の併合を含むものとし、法人税法施行令第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併に該当するもので同項第二号に掲げる関係があるものに限る。以下この項において「無対価合併」という。）が行われた場合には、その無対価合併のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に、旧株（当該無対価合併に係る被合併法人の株式でその居住者が当該無対価合併の直前に有していたものをいう。以下この項において同じ。）一株の従前の取得価額（法第二十五条第一項第一号の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額）にその旧株の数を乗じてこれをその所有株式の数で除して計算した金額を加算した金額とし、かつ、その所有株式は、同日において取得されたものとみなす。

3 居住者が、その有する投資信託又は特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）について、その旧受益権に係る投資信託等の信託の併合（当該信託の併合に係る従前の投資信託等の受益者に当該併合に係る新たな信託である投資信託等（以下この項において「併合投資信託等」という。）の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により併合投資信託等からその併合投資信託等の受益権を取得した場合には、その信託の併合のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による併合投資信託等の受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した併合投資信託等の受益権の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額（その併合投資信託等の受益権の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）を旧受益権一口について取得した併合投資信託等の受益権の口数で除して計算した金額とする。

（分割型分割により取得した株式等の取得価額）

第百十三条 居住者が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人の法第二十四条第一項（配当所得）に規定する分割型分割（法人税法第二十四条第九イ（定義）に規定する分割対価資産として当該分割型分割に係る第六十一条第六項第三号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する分割承継法人（以下第四項までにおいて「分割承継法人」という。）又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下第四項までにおいて「分割承継親法人」という。）のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されなかつたものに限る。以下この項において同じ。）によりその分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式を取得した場合には、その分割型分割のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項（有価証券の評価の方法）の規定による分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した分割承継法人の株式（以下この項において「分割承継法人株式」という。）又は分割承継親法人の株式（以下この項において「分割承継親法人株式」という。）の一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に当該分割型分割に係る第六十一条第二項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額を所有株式一株について取得した分割承継法人株式又は分割承継親法人株式の数で除して計算した金額（法第二十五条第一項第二号（分割型分割の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち分割承継法人株式又は分割承継親法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）とする。

2 居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人を分割承継法人とする法第二十四条第一項に規定する分割型分割（法人税法施行令第四十二条の三第六項第一号イ（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価分割に該当するもので同項第二号イ（2）に掲げる関係があるものに限る。以下この項及び次項において「無対価分割型分割」という。）が行われた場合には、その無対価分割型分割のあつた日の属する年以後の各年における第百五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に、旧株（当該無対価分割型分割に係る第六十一条第六項第六号に規定する分割法人（次項及び第四項において「分割法人」という。）の株式でその居住者が当該無対価分割型分割の直前に有していたものをいう。以下この項において同じ。）一株の従前の取得価額に当該無対価分割型分割に係る第六十一条第二項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額にその旧株の数を乗じてこれをその所有株式の数で除して計算した金額（法第二十五条第一項第二号の規定により剰余金の配当又は利益の配当として

- 交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち所有株式一株に対応する部分の金額を加算した金額を、かつ、その所有株式は、同日において取得されたものとみなす。
- 3 居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人の法第二十四条第一項に規定する分割型分割によりその居住者が分割承継法人の株式、分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合又は所有株式を発行した法人を分割法人とする無対価分割型分割が行われた場合には、その分割型分割又は無対価分割型分割のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に当該分割型分割又は無対価分割型分割に係る第六十一条第二項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その所有株式は、同日において取得されたものとみなす。
- 4 第一項に規定する分割型分割に係る分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式が当該分割型分割に係る分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない場合には、当該分割型分割は、同項に規定する分割型分割に該当しないものとする。
- 5 第三項に規定する所有株式を発行した法人は、法第二十四条第一項に規定する分割型分割を行った場合には、当該所有株式を有していた個人に対し、当該分割型分割に係る第三項に規定する割合を通知しなければならない。
- 6 居住者が、その有する特定受益証券発行信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）について、その旧受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割（当該信託の分割に係る分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の受益者に当該信託の分割に係る承継信託（信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。以下第八項までにおいて同じ。）の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第三十三条第六項（受益権取得請求）に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。以下この項において同じ。）によりその承継信託の受益権を取得した場合においては、その信託の分割のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項の規定による承継信託の受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した承継信託の受益権（以下この項において「承継信託受益権」という。）の一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額に第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を旧受益権一口について取得した承継信託受益権の口数で除して計算した金額（その承継信託受益権の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち承継信託受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）とする。
- 一 当該信託の分割に係る分割信託の当該信託の分割前に終了した計算期間のうち最も新しいものの終了の時の資産の価額として当該分割信託の貸借対照表に記載された金額の合計額からその時の負債の価額として当該貸借対照表に記載された金額の合計額を控除した金額
- 二 当該信託の分割に係る承継信託が当該信託の分割により移転を受けた資産の価額として当該承継信託の帳簿に記載された金額の合計額から当該信託の分割により移転を受けた負債の価額として当該帳簿に記載された金額の合計額を控除した金額（当該金額が前号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額）
- 7 居住者が、その有する特定受益証券発行信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により承継信託の受益権その他の資産の交付を受けた場合には、その信託の分割のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項の規定による旧受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額から旧受益権一口の従前の取得価額に当該信託の分割に係る前項に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。
- 8 第六項に規定する信託の分割に係る承継信託の受益権が当該信託の分割に係る分割信託の受益者の有する当該分割信託の受益権の口数又は価額の割合に応じて交付されない場合には、当該信託の分割は、同項に規定する信託の分割に該当しないものとする。
- 9 第七項に規定する旧受益権に係る特定受益証券発行信託の受託者は、信託の分割を行った場合には、当該旧受益権を有していた個人に対し、当該信託の分割に係る同項に規定する割合を通知しなければならない。
- （株式分割により取得した株式等の取得価額）
- 第一百十三条の二** 居住者が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）について、その所有株式を発行した法人の行った法第二十四条第一項（配当所得）に規定する株式分配（法人税法第二十五条第二号の十五の二（定義）に規定する完全子法人（以下第三項までにおいて「完全子法人」という。）の株式以外の資産が交付されなかつたものに限る。以下この項において同じ。）によりその完全子法人の株式を取得した場合には、その株式分配のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項（有価証券の評価の方法）の規定による完全子法人の株式の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した完全子法人の株式（以下この項において「完全子法人株式」という。）の一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額に当該株式分配に係る第六十一条第二項第三号（所有株式）の計算方法等）に規定する割合を乗じて計算した金額を所有株式一株について取得した完全子法人株式の数で除して計算した金額（法第二十五条第一項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）とする。
- 2 居住者の有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人の行った法第二十四条第一項に規定する株式分配によりその居住者が完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、その株式分配のあつた日の属する年以後の各年における第五十五条第一項の規定による所有株式の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有株式一株当たりの取得価額は、所有株式一株の従前の取得価額から所有株式一株の従前の取得価額に当該株式分配に係る第六十一条第二項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）とする。
- 3 第一項に規定する株式分配に係る完全子法人の株式が当該株式分配に係る第六十一条第六項第九号に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない場合には、当該株式分配は、第一項に規定する株式分配に該当しないものとする。
- 4 第二項に規定する所有株式を発行した法人は、法第二十四条第一項に規定する株式分配を行った場合には、当該所有株式を有していた個人に対し、当該株式分配に係る第二項に規定する割合を通知しなければならない。

(資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額)

第一百四条 居住者が、その有する株式(以下この項において「旧株」という。)を発行した法人の資本の払戻し(法第二十五条第一項第四号(配当等とみなす金額)に規定する資本の払戻しをいう。第一号において同じ。)又は解散による残余財産の分配(以下この項において「払戻し等」という。)として金銭その他の資産を取得した場合には、その払戻し等のあつた日の属する年以後の各年における第一百五十五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による旧株の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧株一株当たりの取得価額は、旧株一株の従前の取得価額から旧株一株の従前の取得価額に当該払戻し等に係る第六十一条第二項第四号イ(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する割合(次の各号に掲げる場合には、当該払戻し等に係る当該各号に定める割合。第五項において「払戻し等割合」という。)を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、その旧株は、同日において取得されたものとみなす。

一 当該払戻し等が二以上の種類の株式を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合 当該旧株に係る第六十一条第二項第四号ロに規定する種類払戻し割合
二 当該払戻し等が法第二十四条第一項(配当所得)に規定する出資等減少分配である場合 第六十一条第二項第五号に規定する割合
2 居住者が、その有する法人の出資(口数の定めがないものに限る。以下この項において「所有出資」という。)につき当該法人の出資の払戻し(以下この項において「払戻し」という。)として金銭その他の資産を取得した場合には、その払戻しのあつた日の属する年以後の各年における第一百五十五条第一項の規定による所有出資の評価額の計算については、その計算の基礎となる所有出資一単位当たりの取得価額は、所有出資一単位の従前の取得価額に当該払戻しに係る出資の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とし、かつ、当該払戻し後の所有出資は、同日において取得されたものとみなす。

3 居住者が、その有するオープン型の証券投資信託の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)につきその収益の分配を受けた場合(当該オープン型の証券投資信託の終了又は当該オープン型の証券投資信託の一部の解約により支払を受ける場合を除くものとし、その収益の分配のうち非課税とされるもの)に規定する特別分配金が含まれている場合に限る。には、その収益の分配のあつた日の属する年以後の各年における第一百五十五条第一項の規定による旧受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額にその収益の分配の直前においてその居住者の有する旧受益権の数を乗じて計算した金額から当該特別分配金として分配される金額を控除した金額を当該旧受益権の数で除して計算した金額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

4 居住者が、その有する投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権(以下この項において「旧受益権」という。)の一部につき当該旧受益権に係る投資信託又は特定受益証券発行信託の一部の解約をした場合には、その一部の解約のあつた日の属する年以後の各年における第一百五十五条第一項の規定による旧受益権の評価額の計算については、その計算の基礎となる旧受益権一口当たりの取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額とし、かつ、その旧受益権は、同日において取得されたものとみなす。

5 第一項に規定する旧株を発行した法人は、同項に規定する払戻し等を行つた場合には、当該払戻し等を受けた個人に対し、当該払戻し等に係る払戻し等割合を通知しなければならない。

(組織変更があつた場合の株式等の取得価額)
第一百五十五条 居住者が、その有する株式(以下この条において「旧株」という。)を発行した法人の組織変更(当該組織変更をした法人(以下この条において「組織変更法人」という。)の株主等に当該組織変更法人の株式のみが交付されたものに限る。)により組織変更法人の株式(以下この条において「新株」という。)を取得した場合には、その組織変更のあつた日の属する年以後の各年における第一百五十五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による新株の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した新株一単位当たりの取得価額は、旧株一単位の従前の取得価額(その新株の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧株一単位に対応する部分の金額を加算した金額)に旧株の数を乗じてこれを取得した新株の数で除して計算した金額とする。

(合併等があつた場合の新株予約権等の取得価額)

第一百六条 居住者が、その有する新株予約権又は新株予約権付社債(以下この条において「旧新株予約権等」という。)を発行した法人を被合併法人(法人税法第二条第十一号(定義)に規定する被合併法人をいう。)、分割法人(同条第十二号の二に規定する分割法人をいう。)、株式交換完全子法人(同条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。)、又は株式移転完全子法人(同条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。))とする合併、分割、株式交換又は株式移転(以下この条において「合併等」という。)により当該旧新株予約権等に代えて当該合併等に係る合併法人(同法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。)、株式交換完全親法人(同条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。))又は株式移転完全親法人(同条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人をいう。))の新株予約権又は新株予約権付社債(以下この条において「合併法人等新株予約権等」という。)のみの交付を受けた場合には、その合併等のあつた日の属する年以後の各年における第一百五十五条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による合併法人等新株予約権等の評価額の計算については、その計算の基礎となるその取得した合併法人等新株予約権等一単位当たりの取得価額は、旧新株予約権等一単位の従前の取得価額(その合併法人等新株予約権等の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧新株予約権等一単位に対応する部分の金額を加算した金額)を旧新株予約権等一単位について取得した合併法人等新株予約権等の数で除して計算した金額とする。

(旧株一株の従前の取得価額等)
第一百七十七条 居住者の有する株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権については、その年の中途において第一百十条から前条までに規定する事実(以下この条において「事実」という。))があつた場合には、これらの規定の適用については、その年一月一日(同日から当該事実があつた日までの間に他の事実があつた場合には、当該事実の直前の他の事実があつた日)から当該事実があつた日までの期間を基礎として、当該事実があつた日において有するこれらの規定に規定する旧株、旧受益権、所有株式、所有出資又は旧新株予約権等につきその者の採用している評価の方法により計算した当該旧株、旧受益権、所有株式、所有出資又は旧新株予約権等の評価額に相当する金額をもつて第一百十条から前条までに規定する旧株一株、旧受益権一口、所有株式一株、所有出資一単位、旧株一単位又は旧新株予約権等一単位の従前の取得価額とする。

第三目 譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等

(譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等)

第一百八条 居住者が法第四十八条第三項(譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等の計算)に規定する二回以上にわたつて取得した同一銘柄の有価証券で雑所得又は譲渡所得の基因となるものを譲渡した場合には、その譲渡につき法第三十七条第一項(必要経費)の規定によりその者のその譲渡の日の属する年分の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は法第三十八条第一項

(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定によりその者の当該年分の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は、当該有価証券を最初に取得した時(その後既に当該有価証券の譲渡をしていない場合には、直前の譲渡の時。以下この項において同じ。)から当該譲渡の時までの期間を基礎として、当該最初に取得した時において有していた当該有価証券及び当該期間内に取得した当該有価証券につき第百九条第一項第一号(総平均法)に掲げる総平均法に準ずる方法によつて算出した一単位当たりの金額により計算した金額とする。

2 第百九条から前条までの規定は、前項に規定する所得の基因となる有価証券について準用する。
(信用取引等による株式又は公社債の取得価額)

第百九条 居住者が金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項(免許及び免許の申請)に規定する信用取引若しくは発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。)又は同法第二十八条第八項第三号イ(通則)に掲げる取引の方法による株式又は公社債の売買を行い、かつ、これらの取引による株式又は公社債の売付けと買付けとにより当該取引の決済を行った場合には、当該売付けに係る株式又は公社債の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、第百九条から前条までの規定にかかわらず、これらの取引において当該買付けに係る株式又は公社債を取得するために要した金額とする。

第三款の二 暗号資産の評価

第一目 暗号資産の評価の方法

(暗号資産の評価の方法)

第百九条の二 法第四十八条の二第一項(暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)の規定によるその年十二月三十一日(同項の居住者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。第二号において同じ。)において有する同項に規定する暗号資産(以下この項において「期末暗号資産」という。)の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末暗号資産の評価額とする方法とする。

一 総平均法(暗号資産(法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産をいう。以下この款において同じ。)をその種類の異なることに区別し、その種類の同じものについて、その年一月一日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とを合算額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。)

二 移動平均法(暗号資産をその種類の異なることに区別し、その種類の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする暗号資産の取得をした場合にはその取得の時において有する当該暗号資産とその取得をした暗号資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類を同じくする暗号資産の取得をする都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。)

2 前項各号に規定する取得には、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの暗号資産以外の暗号資産を取得する場合におけるその取得を含まないものとする。

(暗号資産の評価の方法の選定)

第百九条の三 暗号資産の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならない。

2 居住者は、暗号資産の取得をした場合(その取得をした日の属する年の前年以前においてその暗号資産と種類を同じくする暗号資産につきこの項の規定による届出をすべき場合を除く。)には、同日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その暗号資産と種類を同じくする暗号資産につき、前条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、前項に規定する取得について準用する。

(暗号資産の評価の方法の変更手続)

第百九条の四 居住者は、暗号資産につき選定した評価の方法(その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。)を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 第一条第二項から第五項まで(棚卸資産の評価の方法の変更手続)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「事業所得の金額」とあるのは、「事業所得の金額又は雑所得の金額」と読み替えるものとする。

(暗号資産の法定評価方法)

第百九条の五 法第四十八条の二第一項(暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)に規定する政令で定める方法は、第百九条の二第一項第一号(暗号資産の評価の方法)に掲げる総平均法により算出した取得価額による評価の方法とする。

2 税務署長は、居住者が暗号資産につき選定した評価の方法(その評価の方法を届け出なかつた居住者がよるべきこととされている前項に規定する評価の方法を含む。以下この項において同じ。)により評価しなかつた場合において、その居住者が行った評価の方法がその居住者の選定した評価の方法以外の第百九条の二第一項に規定する評価の方法に該当し、かつ、その行った評価の方法によつてもその居住者の各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その行った評価の方法により計算した各年分の事業所得の金額又は雑所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる。

第二目 暗号資産の取得価額

(暗号資産の取得価額)

第百九条の六 第百九条の二第一項(暗号資産の評価の方法)の規定による暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した暗号資産 その購入の代価(購入手数料その他その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

二 自己が発行することにより取得した暗号資産 その発行のために要した費用の額

三 前二号に掲げる暗号資産以外の暗号資産 その取得の時におけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

2 次の各号に掲げる暗号資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

一 贈与、相続又は遺贈により取得した暗号資産（法第四十条第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。）被相続人の死亡の時にあって、当該被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされてきた評価の方法により評価した金額

二 法第四十条第二号に掲げる譲渡により取得した暗号資産 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額（信用取引による暗号資産の取得価額）

第百十九条の七 居住者が暗号資産信用取引（他の者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいう。以下この条において同じ。）の方法による暗号資産の売買を行い、かつ、当該暗号資産信用取引による暗号資産の売付けと買付けとにより当該暗号資産信用取引の決済を行った場合には、当該売付けに係る暗号資産の取得に要した経費としてその者のその年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、第百十九条の二から前条までの規定にかかわらず、当該暗号資産信用取引において当該買付けに係る暗号資産を取得するために要した金額とする。

第四款 減価償却資産の償却

第一目 減価償却資産の償却の方法

（減価償却資産の償却の方法）

第百二十条 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同号に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）の償却費（法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費をいう。以下この款において同じ。）の額の計算上選定をすることができると規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 平成十年三月三十一日以前に取得された建物 次に掲げる方法

(1) 旧定額法（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）

(2) 旧定率法（当該減価償却資産の取得価額（第二目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で遞減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）

ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法

二 第六号第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

ハ 旧生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）

四 第六号第八号に掲げる無形固定資産（次号に掲げる鉱業権を除く。）及び同条第九号に掲げる生物 旧定額法

イ 旧定額法

ロ 旧生産高比例法

六 国外リース資産（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十二号）による改正前の所得税法施行令第八十四条の二第一項（リース取引に係る各種所得の金額の計算）に規定するリース取引（同項又は同条第二項の規定により資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除く。以下この号において「改正前リース取引」という。）の目的とされている減価償却資産で非居住者又は外国法人に対して賃貸されているもの（これらの者の専ら国内において行う事業の用に供されるものを除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。） 旧国外リース期間定額法（改正前リース取引に係る国外リース資産の取得価額から見積残存価額を控除した残額を、当該改正前リース取引に係る契約において定められている当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数で除し、これにその年における当該国外リース資産の貸借の期間の月数を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。第三目において同じ。）

2 前項第三号に規定する鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいい、同項第六号に規定する見積残存価額とは、国外リース資産をその賃貸借の終了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額をいう。

3 第一項第六号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二百十條の二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）の償却費の額の計算上選定することができる法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 第六号第一号及び第二号（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（第三号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法
イ 平成二十八年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（建物を除く。） 次に掲げる方法

(1) 定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率（ (2) ）において「定額法償却率」という。）を乗じて計算した金額を各年の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目（減価償却資産の償却費の計算）において同じ。）

(2) 定率法（当該減価償却資産の取得価額（第二目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既に償却費として各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を控除した金額）にその償却費が毎年一から定額法償却率に二（平成二十四年三月三十一日以前に取得された減価償却資産にあつては、二・五）を乗じて計算した割合を控除した割合で遞減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が償却保証額に満たない場合には、改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額）を各年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目から第三目までにおいて同じ。）

ロ イに掲げる減価償却資産以外の減価償却資産 定額法

二 第六号第三号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 定率法

三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 平成二十八年四月一日以後に取得された第六号第一号及び第二号に掲げる減価償却資産 次に掲げる方法

(1) 定額法

(2) 生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定年数で除して計算した一定単位当たりの金額に各年における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額をその年分の償却費として償却する方法をいう。以下この目及び第三目において同じ。）

ロ イに掲げる減価償却資産以外の減価償却資産 次に掲げる方法

(1) 定額法

(2) 定率法

(3) 生産高比例法

四 第六号第八号に掲げる無形固定資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。）及び同条第九号に掲げる生物 定額法

五 第六号第八号イに掲げる鉱業権 次に掲げる方法

イ 定額法

ロ 生産高比例法

六 リース資産 リース期間定額法（当該リース資産の取得価額（当該取得価額に相当する金額が含まれている場合には、当該取得価額から当該残価保証額を控除した金額）を当該リース資産のリース期間（当該リース資産がリース期間の中途において法第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由以外の事由により移転を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。）の月数で除して計算した金額にその年における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。第三目において同じ。）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 償却保証額 減価償却資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額をいう。

二 改定取得価額 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 減価償却資産の前項第一号イ（ (2) ）に規定する取得価額に同号イ（ (2) ）に規定する耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（以下この号において「調整前償却額」という。）が償却保証額に満たない場合（その年の前年における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限る。） 当該減価償却資産の当該取得価額

ロ 連続する二以上の年において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合 当該連続する二以上の年のうち最も古い年における前項第一号イ（ (2) ）に規定する取得価額

三 鉱業用減価償却資産 前条第二項に規定する鉱業用減価償却資産をいう。

四 リース資産 所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいう。

五 所有権移転外リース取引 法第六十七條の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引（以下この号及び第七号において「リース取引」という。）のうち、次のいずれかに該当するもの（これらに準ずるものを含む。）以外のものをいう。

イ リース期間終了の時又はリース期間の中途において、当該リース取引に係る契約において定められている当該リース取引の目的とされている資産（以下この号において「目的資産」という。）が無償又は名目的な対価の額で当該リース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。

ロ 当該リース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

ハ 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該目的資産がその使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるものであること又は当該目的資産の識別が困難であると認められるものであること。

ニ リース期間が目的資産の第二百二十九条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数に比して相当短いもの（当該リース取引に係る賃借人の所得税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。）であること。

六 残価保証額 リース期間終了の時にリース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該所有権移転外リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。

七 リース期間 リース取引に係る契約において定められているリース資産の賃貸借の期間をいう。

三 第一項第六号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（減価償却資産の特別な償却の方法）

第二百二十条の三 居住者は、その有する第六号第一号から第八号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（次条又は第二百二十二条（特別な償却率による償却の方法）の規定の適用を受け

るもの並びに第二百二十条第一項第一号及び第六号（減価償却資産の償却の方法）並びに前条第一項第一号及び第六号に掲げる減価償却資産を除く。）の償却費の額を当該資産の区分に応じて定められている第二百二十条第一項第一号から第五号まで又は前条第一項第一号から第五号までに定める償却の方法に代え当該償却の方法以外の償却の方法（同項第三号イに掲げる減価償却資産（第三項において「鉱業用建築物」という。）にあつては、定率法その他これに準ずる方法を除く。以下この項において同じ。）により計算することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該資産のその承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償却費の額の計算については、その承認を受けた償却の方法を選定することができる。

二 前項の承認を受けようとする居住者は、その採用しようとする償却の方法の内容、その方法を採用しようとする理由、その方法により償却費の額の計算をしようとする資産の種類（償却の方法の選定の単位を設備の種類とされているものについては、設備の種類とし、二以上の事業所又は船舶を有する居住者で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合に於ては、事業所又は船舶ごとのこれらの種類とする。次項において同じ。）その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

三 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る償却の方法及び資産の種類を承認し、又はその申請に係る償却の方法によつてはその居住者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が適正に行われ難いと認めるとき（その申請に係る資産の種類が鉱業用建築物である場合に当該償却の方法が定率法その他これに準ずる方法であると認めるときを含む。）は、その申請を却下する。

四 税務署長は、第一項の承認をした後、その承認に係る償却の方法によりその承認に係る減価償却資産の償却費の額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたときと認められる場合には、その承認を取り消すことができる。

五 税務署長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

六 第四項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却費の額の計算についてはその処分の効果が生ずるものとする。

七 居住者は、第四項の処分を受けた場合には、その処分を受けた日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その処分に係る減価償却資産につき、第二百二十三条第一項（減価償却資産の償却の方法の選定）に規定する区分（二以上の事業所又は船舶を有する居住者で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合に於ては、事業所又は船舶ごと）に、第二百二十条第一項又は前条第一項に規定する償却の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、第二百二十条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる無形固定資産については、この限りでない。

（取替資産に係る償却の方法の特例）

第二百一十一条 取替資産の償却費の額の計算については、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、その採用している第二百一十条第一項第二号又は第二百一十条の二第一項第一号若しくは第二号（減価償却資産の償却の方法）に定める償却の方法に代えて、取替法を選定することができる。

二 前項に規定する取替法とは、次に掲げる金額の合計額を各年分の償却費として償却する方法をいう。

一 当該取替資産につきその取得価額（その年以前の各年に係る次号に掲げる新たな資産の取得価額に相当する金額を除くものとし、当該資産が昭和二十七年十二月三十一日以前に取得された資産である場合には、当該資産に係る法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）に規定する昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）の百分の五十に達するまで旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法のうちその採用している方法により計算した金額

二 当該取替資産が使用に耐えなくなつたためその年において種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合におけるその新たな資産の取得価額

三 前二項に規定する取替資産とは、事業所得を生ずべき事業の用に供される軌条、枕木その他多量に同一の目的のために使用される減価償却資産で、毎年使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるものうち財務省令で定めるものをいう。

四 第一項の承認を受けようとする居住者は、第二項に規定する取替法（次項及び第三百三十二条第一項（年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）において「取替法」という。）を採用しようとする年の三月十五日までに、第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

五 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る減価償却資産の償却費の計算を取替法によつて行う場合にはその居住者の各年分の事業所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。

6 税務署長は、第四項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

7 第四項の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する年の十二月三十一日（その申請書を提出した居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日又は時においてその承認があつたものとみなす。

（リース賃貸資産の償却の方法の特例）

第百二十一条の二 リース賃貸資産（第百二十条第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除く。）をいう。以下この条において同じ。）については、その採用している同項又は第百二十条の二第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却の方法に代えて、旧リース期間定額法（当該リース賃貸資産の改定取得価額を改定リース期間の月数で除して計算した金額にその年における当該改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各年分の償却費として償却する方法をいう。）を選定することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする居住者は、同項に規定する旧リース期間定額法を採用しようとする年分の所得税に係る確定申告期限までに、同項の規定の適用を受けようとするリース賃貸資産の第百二十条の三第二項（減価償却資産の特別な償却の方法）に規定する資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項に規定する改定取得価額とは、同項の規定の適用を受けるリース賃貸資産の当該適用を受ける最初の年の一月一日（当該リース賃貸資産が同日後に賃貸の用に供したものである場合には、当該賃貸の用に供した日）における取得価額（既に償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）から残価保証額（当該リース賃貸資産の同項に規定する改正前リース取引に係る契約において定められている当該リース賃貸資産の賃貸借の期間（以下この項において「リース期間」という。）の終了の時に当該リース賃貸資産の処分価額が当該改正前リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該改正前リース取引に係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をい、当該保証額の定めがない場合には零とする。）を控除した金額をい、第一項に規定する改定リース期間とは、同項の規定の適用を受けるリース賃貸資産のリース期間（当該リース賃貸資産が他の者から移転を受けたもの（法第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により移転を受けた第百二十六条第二項（減価償却資産の取得価額）に規定する減価償却資産を除く。）である場合には、当該移転の日以後の期間に限る。）のうち第一項の規定の適用を受ける最初の年の一月一日以後の期間（当該リース賃貸資産が同日以後に賃貸の用に供したものである場合には、当該リース期間）をいう。

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（特別な償却率による償却の方法）

第百二十二条 減価償却資産（第百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるリース資産を除く。）のうち、漁網、活字に常用されている金属その他財務省令で定めるものの償却費の額の計算については、その採用している第百二十条第一項（減価償却資産の償却の方法）又は第百二十条の二第一項に規定する償却の方法に代えて、当該資産の取得価額に当該資産につき納税地の所轄国税局長の認定を受けた償却率を乗じて計算した金額を各年分の償却費の額として償却する方法を選定することができる。

2 前項の認定を受けようとする居住者は、同項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した申請書に当該認定に係る償却率の算定の基礎となるべき事項を記載した書類を添付し、納税地の所轄税務署長を経由して、これを納税地の所轄国税局長に提出しなければならない。

3 国税局長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る減価償却資産の償却率を認定するものとする。

4 国税局長は、第一項の認定をした後、その認定に係る償却率により同項の減価償却資産の償却費の額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたとき認められる場合には、その償却率を変更することができる。

5 国税局長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

6 第三項又は第四項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却費の額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

（減価償却資産の償却の方法の選定）

第百二十三条 第百二十条第一項又は第百二十条の二第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する減価償却資産の償却の方法は、第百二十条第一項各号又は第百二十条の二第一項各号に掲げる減価償却資産ごとに、かつ、第百二十条第一項第一号イ、第二号、第三号及び第五号並びに第百二十条の二第一項第一号イ、第二号、第三号イ、同号ロ及び第五号に掲げる減価償却資産については設備の種類その他の財務省令で定める区分ごとに選定しなければならない。この場合において、二以上の事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定することができる。

2 居住者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分（前項に規定する区分をい、二以上の事業所又は船舶を有する居住者で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあつては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。）に属する減価償却資産につき、当該区分ごとに、第百二十条第一項又は第百二十条の二第一項に規定する償却の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、第百二十条第一項第一号ロ、第四号及び第六号並びに第百二十条の二第一項第一号ロ、第四号及び第六号に掲げる減価償却資産については、この限りでない。

一 新たに不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を開始した居住者 当該業務を開始した日

二 前号の業務を開始した後既にそのよるべき償却の方法を選定している減価償却資産（その償却の方法を届け出なかつたことにより第百二十五条（減価償却資産の法定償却方法）に規定する償却の方法によるべきこととされているものを含む。）以外の減価償却資産を取得した居住者 当該資産を取得した日

三 新たに事業所を設けた居住者で、当該事業所に属する減価償却資産につき当該減価償却資産と同一の区分（前項に規定する区分をいう。）に属する資産について既に選定している償却の方法と異なる償却の方法を選定しようとするもの又は既に事業所ごとに異なる償却の方法を選定しているもの 新たに事業所を設けた日

四 新たに船舶を取得した居住者で、当該船舶につき当該船舶以外の船舶について既に選定している償却の方法と異なる償却の方法を選定しようとするもの又は既に船舶ごとに異なる償却の方法を選定しているもの 新たに船舶を取得した日

3 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産（以下この項において「旧償却方法適用資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合（その償却の方法を届け出なかったことにより第百二十五条に規定する償却の方法によるべきこととされている場合を含むものとし、二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同年四月一日以後に取得された減価償却資産（以下この項において「新償却方法適用資産」という。）で、同年三月三十一日以前に取得されるとしたならば当該旧償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属するものにつき前項の規定による届出をしていないときは、当該新償却方法適用資産については、当該旧償却方法適用資産につき選定した次の各号に掲げる償却の方法の区分に応じ当該各号に定める償却の方法（第百二十条の二第一項第三号イに掲げる減価償却資産に該当する新償却方法適用資産にあつては、当該旧償却方法適用資産につき選定した第一号又は第三号に掲げる償却の方法の区分に応じそれぞれ第一号又は第三号に定める償却の方法）を選定したものとみなす。ただし、当該新償却方法適用資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。）に属する他の新償却方法適用資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

一 旧定額法 定額法

二 旧定率法 定率法

三 旧生産高比例法 生産高比例法

4 第百二十条の二第一項第三号に掲げる減価償却資産のうち平成二十八年三月三十一日以前に取得されたもの（以下この項において「旧選定対象資産」という。）につき既にそのよるべき償却の方法として定額法を選定している場合（二以上の事業所又は船舶を有する場合で既に事業所又は船舶ごとに異なる償却の方法を選定している場合を除く。）において、同号イに掲げる減価償却資産（以下この項において「新選定対象資産」という。）で、同日以前に取得されるとしたならば当該旧選定対象資産と同一の区分（第一項に規定する区分をいう。以下この項において同じ。）に属するものにつき第二項の規定による届出をしていないときは、当該新選定対象資産については、定額法を選定したものとみなす。ただし、当該新選定対象資産と同一の区分に属する他の新選定対象資産について、次条第一項の承認を受けている場合は、この限りでない。

5 第二項ただし書に規定する減価償却資産については、居住者が当該資産を取得した日において第百二十条第一項第一号ロ、第四号若しくは第六号又は第百二十条の二第一項第一号ロ、第四号若しくは第六号に定める償却の方法を選定したものとみなす。

（減価償却資産の償却の方法の変更手続）

第百二十四条 居住者は、減価償却資産につき選定した償却の方法（その償却の方法を届け出なかった者がよるべきこととされている次条に規定する償却の方法を含む。）を変更しようとするとき（二以上の事業所又は船舶を有する居住者で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときを含む。）は、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする居住者は、その新たな償却の方法を採用しようとする年の三月十五日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した居住者が現によつて償却の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする償却の方法によつてはその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する年の十二月三十一日（その申請書を提出した居住者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日又は時においてその承認があつたものとみなす。

（減価償却資産の法定償却方法）

第百二十五条 法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却の方法を選定しなかつた場合における政令で定める方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 平成十九年三月三十一日以前に取得された減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 第百二十条第一項第一号イ及び同項第二号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産 旧定額法

ロ 第百二十条第一項第三号及び第五号に掲げる減価償却資産 旧生産高比例法

二 平成十九年四月一日以後に取得された減価償却資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 第百二十条の二第一項第一号イ及び第二号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産 定額法

ロ 第百二十条の二第一項第三号及び第五号に掲げる減価償却資産 生産高比例法

第二目 減価償却資産の取得価額等

（減価償却資産の取得価額）
第百二十六条 減価償却資産の第百二十条から第百二十二条まで（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 購入した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の建設、製作又は製造（以下この条において「建設等」という。）に係る減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額

ロ 当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額

三 自己が成育させた第六条第九号イ（生物）に掲げる生物（以下この号において「牛馬等」という。）次に掲げる金額の合計額

イ 成育させるために取得した牛馬等に係る第一号イ若しくは第五号イに掲げる金額又は種付費及び出産費の額並びに当該取得した牛馬等の成育のために要した飼料費、労務費及び経費の額

ロ 成育させた牛馬等を業務の用に供するために直接要した費用の額

四 自己が成熟させた第六条第九号ロ及びハに掲げる生物（以下この号において「果樹等」という。）次に掲げる金額の合計額

イ 成熟させるために取得した果樹等に係る第一号イ若しくは次号イに掲げる金額又は種苗費の額並びに当該取得した果樹等の成熟のために要した肥料費、労務費及び経費の額

ロ 成熟させた果樹等を業務の用に供するために直接要した費用の額

五 前各号に規定する方法以外の方法により取得した減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時に供するために直接要した費用の額

ロ 当該資産を業務の用に供するために取得した減価償却資産（法第四十条第一項第一号（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）の規定の適用があつたものを除く。）の前項に規定する取得価額は、当該減価償却資産を取得した者が引き続き所有していたものとみなした場合における当該減価償却資産のこの条及び次条第二項の規定による取得価額に相当する金額とする。

（資本的支出の取得価額の特例）

第二百二十七条 居住者が有する減価償却資産（次条の規定に該当するものを除く。以下この条において同じ。）について支出する金額のうち第百八十一条（資本的支出）の規定によりその支出する日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を前条第一項の規定による取得価額として、その有する減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとす。

2 前項に規定する場合において、同項に規定する居住者が有する減価償却資産についてそのよるべき償却の方法として第百二十条第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却の方法を採用しているときは、前項の規定にかかわらず、同項の支出した金額を当該減価償却資産の前条の規定による取得価額に加算することができる。

3 第一項に規定する場合において、同項に規定する居住者が有する減価償却資産がリース資産（第百二十条の二第二項第四号（減価償却資産の償却の方法）に規定するリース資産をいう。以下この項において同じ。）であるときは、第一項の規定により新たに取得したものとされる減価償却資産は、リース資産に該当するものとする。この場合においては、当該取得したものとされる減価償却資産の同条第二項第七号に規定するリース期間は、第一項の支出した金額を支出した日から当該居住者が有する減価償却資産に係る同号に規定するリース期間の終了の日までの期間として、同条の規定を適用する。

4 第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるのは、「種類」とする。

5 居住者のその年の前年分の所得税につき第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合において、同項に規定する居住者が有する減価償却資産（平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産を除く。以下この項において「旧減価償却資産」という。）及び第一項の規定にかかわらず、その年の一月一日において、同日における旧減価償却資産の前条の規定による取得価額（既に償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において「取得価額等」という。）と追加償却資産の取得価額等との合計額を前条第一項の規定による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができる。

6 居住者のその年の前年分の所得税につき第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合において、当該金額に係る追加償却資産について、そのよるべき償却の方法として定率法を採用し、かつ、前項の規定の適用を受けないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その年の一月一日において、当該適用を受けない追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものの同日における取得価額等の合計額を前条第一項の規定による取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができる。

（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した非事業用資産で業務の用に供されたものの取得価額）

第二百二十八条 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産で不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供しないものを当該業務の用に供した場合には、当該資産の第百二十六条第一項（減価償却資産の取得価額）に規定する取得価額は、当該資産に係る法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）に規定する政令で定めるところにより計算した金額と当該資産につき昭和二十八年一月一日から当該業務の用に供された日までの間に支出された設備費及び改良費の額との合計額とする。

2 前条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、前項に規定する資産を同項の業務の用に供した後において当該資産につき支出する金額のうち同条第一項に規定する必要経費に算入されなかつた金額がある場合について準用する。

（減価償却資産の耐用年数、償却率等）

第二百二十九条 減価償却資産の第百二十条第一項第一号及び第三号並びに第百二十条の二第二項第一号及び第三号（減価償却資産の償却の方法）に規定する耐用年数、第百二十条第一項第一号及び第百二十条の二第二項第一号に規定する耐用年数に應じた償却率、同号に規定する耐用年数に應じた改定償却率、同条第二項第一号に規定する耐用年数に應じた保証率並びに第百二十条第一項第一号及び第三号に規定する残存価額については、財務省令で定めるところによる。

（耐用年数の短縮）

第三十条 青色申告書を提出する居住者は、その有する減価償却資産が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（以下この項から第四項までにおいて「未経過使用可能期間」という。）を基礎としてその償却費の額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその

承認を受けた日の属する年分以後の各年分の償却費の額の計算については、その承認に係る未經過使用可能期間をもって前条に規定する財務省令で定める耐用年数（以下この項において「法定耐用年数」という。）とみなす。

- 一 当該資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。
- 二 当該資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 三 当該資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 四 当該資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 五 当該資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 六 前各号に掲げる事由以外の事由で財務省令で定めるものにより、当該資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと。
- 2 前項の承認を受けようとする居住者は、同項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所、その使用可能期間、その未經過使用可能期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に当該資産が前項各号に掲げる事由のいづれかに該当することを証する書類を添付し、納税地の所轄税務署長を経由して、これを納税地の所轄国税局長に提出しなければならない。

3 国税局長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る減価償却資産の使用可能期間及び未經過使用可能期間を認め、若しくはその使用可能期間及び未經過使用可能期間を定めて第一項の承認をし、又はその申請を却下する。

4 国税局長は、第一項の承認をした後、その承認に係る未經過使用可能期間により同項の減価償却資産の償却費の額の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたとき認められる場合には、その承認を取り消し、又はその承認に係る使用可能期間及び未經過使用可能期間を伸長することができる。

5 国税局長は、前二項の処分をするときは、その処分に係る居住者に対し、書面によりその旨を通知する。

6 第三項の承認の処分又は第四項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合のその処分に係る減価償却資産の償却費の額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

7 青色申告書を提出する居住者が、その有する第一項の承認に係る減価償却資産の一部についてこれに代わる新たな資産（以下この項において「更新資産」という。）と取り替えた場合その他の財務省令で定める場合において、当該更新資産を取得した日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、当該更新資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもつて第二項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて同日の属する年の十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。次項において同じ。）において第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第五項の規定は、適用しない。

8 青色申告書を提出する居住者が、その有する第一項の承認（同項第一号に掲げる事由による承認に限る。）に係る減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（当該財務省令で定める事由による承認の場合には、財務省令で定める減価償却資産）を取得した場合において、その取得した日の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その取得した減価償却資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもつて第二項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて同日の属する年の十二月三十一日において第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第五項の規定は、適用しない。

9 青色申告書を提出する居住者が、その有する減価償却資産につき第一項の承認を受けた場合には、当該資産の第二百二十条第一項第一号イ（一）若しくは第三号イ（一）若しくは第三号イ（二）若しくは第二項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該資産の償却費として当該資産につきその承認を受けた日の属する年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を含まないものとする。

10 第三十四条第二項（減価償却資産の償却累積額による償却の特例）の規定は、第一項の承認に係る減価償却資産（そのよるべき償却の方法として定率法を採用しているものに限る。）につきその承認を受けた日の属する年分において同項の規定を適用しないで計算した第二百二十条第二項第二号イに規定する調整前償却額が前項の規定を適用しないで計算した同条第二項第一号に規定する償却保証額に満たない場合について準用する。この場合において、第三十四条第二項中「同号イ又はハに定める金額及び」とあるのは「承認前償却累積額（第三十條第九項の規定により取得価額に含まないものとされる金額をいう。）及び」と、「五で」とあるのは「第三十條第一項に規定する未經過使用可能期間の年数で」と読み替えるものとする。

11 第一項の承認を受けた居住者が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告を定める旨の届出書の提出をした場合には、同項の承認は、その青色申告書の提出の承認の取消しの基因となつた事実のあつた日の属する年又はそのやめた年の一月一日においてその効力を失うものとする。この場合において、同日以後に同項の承認を受けたときは、その承認は、なかつたものとみなす。

第三目 減価償却資産の償却費の計算

（減価償却資産の償却費の計算）

第三十一条 居住者の有する減価償却資産につきその償却費としてその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につきその者が採用している償却の方法に基づいて計算した金額とする。

（年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）

第三十二条 居住者の有する減価償却資産（第二百二十条第一項第六号及び第二百二十条の二第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産を除く。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該資産の償却費としてその該当することとなつた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

- 一 当該資産が年の中途において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供された場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産（取替法を採用しているものについては、第二百一十一条第二項第二号（取替資産に係る償却の方法の特例）に規定する新たな資産に該当するものを除く。次号イ及び第三号イにおいて同じ。）当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額を十二で除し、これに当該業務の用に供された日からその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の日。以下この項において同じ。）までの期間の月数を乗じて計算した金額
- ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これに当該業務の用に供された日からその年十二月三十一日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額
- ハ そのよるべき償却の方法として第二百二十条の三第一項（減価償却資産の特別な償却の方法）に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けた償却の方法を採用している減価償却資産 当該承認を受けた償却の方法がイ又はロに規定する業務の用以外の用に供された場合 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- 二 当該資産が年の中途において前号に規定する業務の用以外の用に供された場合 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額を十二で除し、これにその年一月一日（年の中途において当該資産が当該業務の用に供された場合には、当該業務の用に供された日。以下この項において同じ。）から当該業務の用以外の用に供された日までの期間の月数を乗じて計算した金額
- ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその年一月一日から当該業務の用以外の用に供された日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額
- ハ そのよるべき償却の方法として第二百二十条の三第一項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けた償却の方法を採用している減価償却資産 当該承認を受けた償却の方法がイ又はロに規定する償却の方法のいずれに類するかに応じイ又はロの規定に準じて計算した金額
- 三 当該資産を有する居住者が年の中途において死亡し又は出国をする場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額を十二で除し、これにその年一月一日からその死亡又は出国の日までの期間の月数を乗じて計算した金額
- ロ そのよるべき償却の方法として旧生産高比例法又は生産高比例法を採用している減価償却資産 当該資産につきこれらの方法により計算した前条の規定によるその年分の償却費の額に相当する金額をその年における当該資産の属する鉱区の採掘数量で除し、これにその年一月一日からその死亡又は出国の日までの期間における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額
- ハ そのよるべき償却の方法として第二百二十条の三第一項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けた償却の方法を採用している減価償却資産 当該承認を受けた償却の方法がイ又はロに規定する償却の方法のいずれに類するかに応じイ又はロの規定に準じて計算した金額
- 二 前項各号の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 2 (通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却費の特例)
- 第三百三十三条 青色申告書を提出する居住者が、その有する機械及び装置（そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法を採用しているものに限る。）の使用時間がその者の行う不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の通常の経済事情における当該機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合において、当該機械及び装置の当該年分の償却費の額と当該償却費の額に当該機械及び装置の当該平均的な使用時間を超えて使用することによる損耗の程度に応ずるものとして財務省令で定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した金額との合計額をもつて当該機械及び装置の当該年分の償却費の額としようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を、当該年分の所得税に係る確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存しているときは、当該機械及び装置の償却費として当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、前二条の規定にかかわらず、当該増加償却割合が百分の十に満たない場合は、この限りでない。
- (減価償却資産の償却累積額による償却費の特例)
- 第三百三十四条 居住者の有する次の各号に掲げる減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額と当該減価償却資産につき当該各号に規定する償却の方法により計算したその年分の償却費の額に相当する金額との合計額が当該各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該減価償却資産については、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、当該償却費の額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した金額をもつてその年分の償却費の額とする。
- 一 平成十九年三月三十一日以前に取得されたもの（二及びホに掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての第二百二十条第一項第六号（減価償却資産の償却の方法）に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、旧国外リース期間定額法、第二百二十条の三第一項（減価償却資産の特別な償却の方法）に規定する償却の方法又は第二百一十一条の二第一項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）に規定する旧リース期間定額法を採用しているもの
- 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 第六条第一号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる減価償却資産（坑道並びにニ及びホに掲げる減価償却資産を除く。）その取得価額（減価償却資産の償却費の額の計算の基礎となる取得価額をいい、第三百三十条第九項（耐用年数の短縮）の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却費の計算の基礎となる取得価額となる金額とする。以下この条及び次条第一項において同じ。）の百分の九十五に相当する金額
- ロ 坑道及び第六条第八号に掲げる無形固定資産（ホに掲げる減価償却資産を除く。）その取得価額に相当する金額

ハ 第六条第九号に掲げる生物（ホに掲げる減価償却資産を除く。）その取得価額から当該生物に係る第二百二十九条（減価償却資産の残存価額等）に規定する財務省令で定める残存価額を控除した金額に相当する金額

ニ 第二百二十一条第一項第六号に掲げる減価償却資産 その取得価額から当該減価償却資産に係る同号に規定する見積残存価額を控除した金額に相当する金額

ホ 第二百二十一条の第二項の規定の適用を受けている同項に規定するリース賃貸資産 その取得価額から当該リース賃貸資産に係る同条第三項に規定する残価保証額（当該残価保証額が零である場合には、一円）を控除した金額に相当する金額

二 平成十九年四月一日以後に取得されたもの（ハに掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての第二百二十条の第二項第五号（減価償却資産の償却の方法）に規定する所有権移転外リース取引に係る契約が平成二十年四月一日以後に締結されたもの）で、そのよるべき償却の方法として定額法、定率法、生産高比例法、リース期間定額法又は第二百二十条の第三項に規定する償却の方法を採用しているもの 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 第六条第一号から第七号まで及び第九号に掲げる減価償却資産（坑道及びハに掲げる減価償却資産を除く。）その取得価額から一円を控除した金額に相当する金額

ロ 坑道及び第六条第八号に掲げる無形固定資産 その取得価額に相当する金額

ハ 第二百二十条の第二項第六号に掲げる減価償却資産 その取得価額から当該減価償却資産に係る同条第二項第六号に規定する残価保証額を控除した金額に相当する金額

ニ 居住者の有する前項第一号イ又はハに掲げる減価償却資産（そのよるべき償却の方法として同号に規定する償却の方法を採用しているものに限る。）の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額が当該減価償却資産の同号イ又はハに定める金額に達している場合には、当該減価償却資産については、第三百三十一条から前条まで及び同項の規定にかかわらず、当該減価償却資産の取得価額から同号イ又はハに定める金額及び一円を控除した金額を五で除して計算した金額（当該計算した金額と当該減価償却資産の償却費としてその者のその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額との合計額が当該減価償却資産の取得価額から一円を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をもつてその年の償却費の額とする。

三 第三百三十二条（年の中途中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）の規定は、前項の規定の適用を受ける減価償却資産について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは、「第三百三十四条第二項」と読み替へるものとする。

第三百三十四条の二 居住者の有する次に掲げる減価償却資産（前条第一項第一号の規定の適用を受けるものに限る。）のうち、その償却費としてその年の前年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額がその取得価額の百分の九十五に相当する金額に達したものが、なおその者のこれらの所得を生ずべき業務の用に供されている場合には、第三百三十一条から前条までの規定にかかわらず、当該資産がなお当該業務の用に供されている間に限り、当該資産の取得価額の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を当該資産の第三百二十九条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数の十分の三に相当する年数で除して計算した金額は、当該資産の償却費としてその者のその年分以後の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入することができる。ただし、当該償却費の額の累積額が当該一円を控除した金額に相当する金額を超えるに至つたときは、その超える部分の金額については、この限りでない。

一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の建物

二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造又は土造の構築物又は装置

三 前項の規定により耐用年数の十分の三に相当する年数を計算する場合において、一年未満の端数を生じたときは、これを一年とする。

第三百三十二条（年の中途中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）の規定は、第一項の規定の適用を受ける減価償却資産について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは、「第三百三十四条の二第一項」と読み替へるものとする。

第三百三十五条 居住者がその有する家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産で不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供していないものを当該業務の用に供した場合（次条の規定に該当する場合を除く。）には、当該業務の用に供した後に当該資産の償却費の額は、当該業務の用に供した日に当該資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定を適用した場合に当該資産の取得費とされる金額に相当する金額とし、当該資産の償却後の価額として計算するものとし、当該資産の第三百二十六条（減価償却資産の取得価額）及び第三百二十七条第二項（資本的支出の取得価額の特例）の規定に準じて計算した取得価額と当該償却後の価額との差額に相当する金額は、第三百三十四条（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）及び前条の規定の適用については、当該資産の償却費としてその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすものとする。

（昭和二十七年十一月三十一日以前に取得した非事業用資産を業務の用に供した場合の償却費の計算の特例）

第三百三十六条 居住者が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた前条に規定する資産を同条の業務の用に供した場合においては、当該業務の用に供した後に当該資産の償却費の額は、当該業務の用に供した日に当該資産の譲渡があつたものとみなして法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定を適用した場合に当該資産の取得費とされる金額に相当する金額を同日における当該資産の償却後の価額として計算するものとし、当該資産の第三百二十八条（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した非事業用資産で業務の用に供されたものの取得価額）の規定による取得価額と当該償却後の価額との差額に相当する金額は、第三百三十四条（減価償却資産の償却累積額による償却費の特例）及び第三百三十四条の二（堅牢な建物等の償却費の特例）の規定の適用については、当該資産の償却費としてその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすものとする。

第三百三十六条の二 前条（減価償却資産の償却の方法等）に定めるもののほか、減価償却資産の償却費の計算に関する細目は、財務省令で定める。

第四目 減価償却資産の償却費の計算の細目

第三百三十六条の二 前条（減価償却資産の償却の方法等）に定めるもののほか、減価償却資産の償却費の計算に関する細目は、財務省令で定める。

第五款 繰延資産の償却

(繰延資産の償却費の計算)

第百三十七条 法第五十条第一項(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる繰延資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第七条第一項第一号又は第二号(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産 その繰延資産の額を六十で除し、これにその年において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行つていた期間の月数(その年がその繰延資産となる費用を支出した日の属する年である場合には、同日から当該業務を行つていた期間の末日までの期間の月数)を乗じて計算した金額(当該計算した金額が、その繰延資産の額のうち既にこの項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額を超える場合には、当該金額。次号において同じ)。

二 第七条第一項第三号に掲げる繰延資産 その繰延資産の額をその繰延資産となる費用の支出の効果の及ぶ期間の月数で除し、これに前号に規定する業務を行つていた期間の月数を乗じて計算した金額

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 居住者が、第一項第一号に掲げる繰延資産につきその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額として、当該繰延資産の範囲内の金額をその年分の確定申告書に記載した場合には、同号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額として記載された金額とする。

第六款 少額の減価償却資産等の取得価額の必要経費算入

(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)

第百三十八条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産(第百二十条第一項第六号及び第百二十条の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げるものを除く)で、取得価額(第百二十六条第一項各号又は第二項(減価償却資産の取得価額)の規定により計算した価額をいう。次条第一項において同じ)が十万円未満であるもの(貸付け(主要な業務として行われるものを除く)の用に供したものを除く)又は第百八十一条第一号(資本的支出)に規定する使用可能期間が一年未満であるものについては、第四款(減価償却資産の償却)の規定にかかわらず、その取得価額に相当する金額を、その者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する。

2 前項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(一括償却資産の必要経費算入)

第百三十九条 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で取得価額が二十万円未満であるもの(第百二十条第一項第六号及び第百二十条の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げるもの並びに前条第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「対象資産」という)については、その居住者が当該対象資産(貸付け(主要な業務として行われるものを除く)の用に供したものを除く)の全部又は特定の一部を一括したものを(以下この項及び次項において「一括償却資産」という)の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後三年間の各年の費用の額とする方法を選択したときは、第四款(減価償却資産の償却)の規定にかかわらず、当該一括償却資産につき当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該一括償却資産の取得価額の合計額(次項及び第三項において「一括償却対象額」という)を三で除して計算した金額とする。

2 前項の規定は、一括償却資産を業務の用に供した日の属する年分の確定申告書に一括償却対象額を記載した書類を添付し、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 居住者は、その年において一括償却対象額につき必要経費に算入した金額がある場合には、その年分の確定申告書に、第一項の規定により必要経費に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(繰延資産となる費用のうち少額のものの必要経費算入)

第百三十九条の二 居住者が支出する第七条第一項第三号(繰延資産の範囲)に掲げる費用のうちその支出する金額が二十万円未満であるものについては、前款(繰延資産の償却)の規定にかかわらず、その支出する金額に相当する金額を、その者のその支出する日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

第七款 資産損失

(固定資産に準ずる資産の範囲)

第百四十条 法第五十一条第一項(資産損失の必要経費算入)に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。

(必要経費に算入される損失の生ずる事由)

第百四十一条 法第五十一条第二項(資産損失の必要経費算入)に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由で不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の遂行上生じたものとする。

一 販売した商品の返戻又は値引き(これらに類する行為を含む)により収入金額が減少することとなつたこと。

二 保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなつたこと。

三 不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又はその事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたこと。

(必要経費に算入される資産損失の金額)

第百四十二条 次の各号に掲げる資産について生じた法第五十一条第一項、第三項又は第四項(資産損失の必要経費算入)に規定する損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額は、当該各号に掲げる金額とする。

一 固定資産 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八条第一項又は第二項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 山林 当該損失の生じた日までに支出したその山林の植林費、取得に要した費用、管理費その他その山林の育成に要した費用の額

三 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として法第五十条(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定により当該損失の生じた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の損失の金額の特例)

第百四十三条 次の各号に掲げる資産について生じた法第五十一条第一項、第三項又は第四項(資産損失の必要経費算入)に規定する損失の金額の計算の基礎となるその資産の価額は、前条第一号及び第二号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた固定資産 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第六十一条第二項又は第三項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた山林 第七十一条(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した山林の取得費)の規定により計算したその山林の昭和二十八年一月一日における価額に相当する金額と同日から当該損失の生じた日までの間に支出した管理費その他その山林の育成に要した費用の額との合計額

第八款 引当金

第一目 貸倒引当金

(個別評価貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第百四十四条 法第五十二条第一項(貸倒引当金)に規定する政令で定める事実は、次の各号に掲げる事実とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第五十二条第一項の居住者がその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この項において同じ。)において有する貸金等(同条第一項に規定する貸金等をいう。以下この条において同じ。)につき、当該貸金等に係る債務者について生じた次に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること 当該貸金等の額のうち当該事由が生じた日の属する年の翌年一月一日から五年を経過する日までに弁済されることとなつていない金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下この項において「取立て等」という。))の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)

イ 更生計画認可の決定

ロ 再生計画認可の決定

ハ 特別清算に係る協定の認可の決定

ニ 法人税法施行令第二十四条の二第二項(再生計画認可の決定に準ずる事実等)に規定する事実が生じたこと。

ホ イからハまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

二 法第五十二条第一項の居住者がその年十二月三十一日において有する貸金等に係る債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがないこと、災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことその他事由により、当該貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められること(当該貸金等につき前号に掲げる事実が生じている場合を除く。)

三 法第五十二条第一項の居住者がその年十二月三十一日において有する貸金等に係る債務者につき次に掲げる事由が生じていること(当該貸金等につき、第一号に掲げる事実が生じている場合及び前号に掲げる事実が生じていることにより同項の規定の適用を受けた場合を除く。)

イ 更生手続開始の申立て

ロ 再生手続開始の申立て

ハ 破産手続開始の申立て

ニ 特別清算開始の申立て

ホ イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

四 法第五十二条第一項の居住者がその年十二月三十一日において有する貸金等に係る債務者である外国の政府、中央銀行又は地方公共団体の長期にわたる債務の履行遅滞によりその貸金等の経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められること 当該貸金等の額(当該貸金等の額のうち、これらの者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)の百分の五十に相当する金額

2 居住者の有する貸金等について前項各号に掲げる事実が生じている場合において、当該事実が生じていることを証する書類その他の財務省令で定める書類の保存がされていないときは、当該貸金等に係る同項の規定の適用については、当該事項は、生じていないものとみなす。

3 税務署長は、前項の書類の保存がない場合においても、その書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の保存のなかつた貸金等に係る金額につき同項の規定を適用しないことができる。

(一括評価貸金に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第百四十五条 法第五十二条第二項(貸倒引当金)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時)において有する一括評価貸金(同項に規定する一括評価貸金をいう。以下この条において同じ。)の帳簿価額(当該一括評価貸金のうち当該居住者が当該一括評価貸金に係る債務者から受け入れた金額があるためその全部又は一部が実質的に債権とみられないものにあつては、その債権とみられない部分の金額に相当する金額を控除した残額。次項において同じ。)の合計額に、その者の営む事業所得を生ずべき事業のうち主たるものが次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 金融業以外の事業 千分の五十五

二 金融業 千分の三十三

2 前項の一括評価貸金の帳簿価額の計算については、同項の居住者で平成二十七年一月一日以後引き続き事業を営んでいるものは、同項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時)における一括評価貸金の額に、平成二十七年及び平成二十八年の各年の十二月三十一日における一括評価貸金の額の合計額のうち当該各年の十二月三十一日における同項に規定する債権とみられない部分の金額の合計額の占める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する債権とみられない部分の金額に相当する金額とすることができる。

(貸倒引当金勘定への繰入れが認められない場合)

第百四十六条 法第五十二条第二項(貸倒引当金)に規定する政令で定める場合は、同項の居住者が死亡した場合において、その相続人のうちに、その居住者の同項に規定する事業を承継した者でその死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出することについて税務署長の承認を受けているもの(当該所得税につき法第四十四条(青色申告の承認の申請)の申請書を提出したものを含む。)がないときとする。

(死亡の場合の貸倒引当金勘定の金額の処理)

第百四十七条 法第五十二条第一項又は第二項(貸倒引当金)の居住者が死亡した場合において、これらの規定によりその居住者の死亡の日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額があるときは、当該貸倒引当金勘定の金額は、次の各号に掲げる貸倒引当金勘定の金額の区分に応じ、当該各号に定める相続人の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 法第五十二条第一項の規定によりその年分の必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額 その居住者の相続人のうち、その居住者の同項に規定する事業を承継した者

二 法第五十二条第二項の規定によりその年分の必要経費に算入された貸倒引当金勘定の金額 その居住者の相続人のうち、同項に規定する事業を承継した者でその死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出することについて税務署長の承認を受けているもの(当該所得税につき法第四十四条(青色申告の承認の申請)の申請書を提出した者を含む。)

第百四十八条 法第五十二条まで 削除

第二目 退職給与引当金

(退職給与規程の範囲)

第百五十三条 法第五十四条第一項(退職給与引当金)に規定する政令で定める退職給与規程は、次に掲げる規程とする。

一 労働協約により定められる退職給与の支給に関する規程

二 労働基準法第八十九条(就業規則の作成及び届出の義務)又は船員法第九十七条第二項(就業規則の作成及び届出)の規定により行政官庁に届け出られた就業規則により定められる退職給与の支給に関する規程

三 労働基準法第八十九条又は船員法第九十七条の規定の適用を受けない居住者がその作成した退職給与の支給に関する規程をあらかじめ納税地の所轄税務署長に届け出た場合における当該規程(退職給与引当金勘定への繰入限度額)

第百五十四条 法第五十四条第一項(退職給与引当金)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ その年十二月三十一日(法第五十四条第一項の居住者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この条において同じ。)において在職する使用人の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に各使用人につき前条第一号に掲げる規程と同条第二号又は第三号に掲げる規程と共に適用されることとなつている場合には、同条第一号に掲げる規程。以下第百五十八条までにおいて「退職給与規程」という。)

ロ イに規定する使用人のうちその年の前年十二月三十一日から引き続き在職している者の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に各使用人につき同日現在において定められている退職給与規程(同日において退職給与規程が定められていない場合には、その後最初に定められた退職給与規程)により計算される退職給与の額の合計額

二 累積限度額(期末退職給与の要支給額の百分の二十に相当する金額をいう。次条第一項において同じ。)から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された法第五十四条第二項に規定する退職給与引当金勘定の金額(その年における相続(包括遺贈を含む。)によつて第百五十七条第二項(死亡の場合の退職給与引当金勘定の金額の処理)の規定により当該居住者が有するものとみなされた退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。)を控除した金額

2 前項の場合において、その年十二月三十一日において前条第一号に掲げる規程を定めていない居住者(第百五十八条第一項又は第二項(退職給与規程に関する書類の提出)の規定により提出する書類(同項の規定による書類の提出が二回以上あつた場合には、最近の時期において提出した当該書類)若しくは船員法第九十八条(就業規則の作成の手続)の意見を記載した書面及び労働基準法第六十六条第一項(法令等の周知義務)の労働者への周知若しくは船員法第九十三条第一項(就業規則等の揭示等)の揭示若しくは備置きを行つた事実の詳細を記載した書面)前条第二号に掲げる規程に係るもの又は財務省令で定めるこれらの書面に準ずる書面)同条第三号に掲げる規程に係るものを添付して税務署長に提出した居住者を除く。)については、前条第一号に掲げる金額が同日において在職する使用人(日雇い入れられる者、臨時に期間を定めて雇い入れられる者その他の者で退職給与の支給の対象とならないものを

除く。)に係る給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの総額の百分の六に相当する金額を超えるときは、同号の金額は、当該給与の総額の百分の六に相当する金額とする。

(退職給与引当金勘定の金額の取崩し)

第一百五十五条 法第五十四条第二項(退職給与引当金)に規定する退職給与引当金勘定の金額(以下この条において「退職給与引当金勘定の金額」という。)を有する居住者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、次項の規定に該当する場合を除き、当該各号に定める退職給与引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

一 使用人が退職した場合において、その使用人がその年の前年十二月三十一日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に同日現在において定められている退職給与規程により退職給与の支給を受けるべきとき。その使用人の退職の時に於ける退職給与引当金勘定の金額のうち当該退職給与の額に相当する金額に達するまでの金額

二 その年十二月三十一日(法第五十四条第一項の居住者が年の中途において死亡した場合)における退職給与引当金勘定の金額が累積限度額を超えるに至つた場合。同日における退職給与引当金勘定の金額のうちその超える部分の金額に相当する金額

三 正当の理由がないのに退職給与規程に基づく退職給与を支給しない事実があつた場合。その事実があつた日における退職給与引当金勘定の金額

四 第一百五十三条各号(退職給与規程の範囲)に掲げる規程のすべてが存在しないこととなつた日における退職給与引当金勘定の金額

五 明らかに所得税を免れる目的で退職給与規程を改正したと認められる事実があつた場合。その事実があつた日における退職給与引当金勘定の金額

六 事業所得を生ずべき事業の全部を譲渡又は廃止した場合。その譲渡又は廃止の日における退職給与引当金勘定の金額

七 退職給与引当金勘定の金額を第一号及び第二号に掲げる場合以外の場合に取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その取消しの基因となつた事実のあつた日若しくは当該届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日)がその申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)の属する年並びにその翌年及び翌翌年において、それぞれ、これらの日における退職給与引当金勘定の金額の三分の一に相当する金額を取り崩さなければならない。ただし、その者がその取消しの基因となつた事実のあつた日若しくは当該届出書の提出をした日の属する年中又はその翌年中に事業所得を生ずべき事業の全部を譲渡若しくは廃止し、又は死亡した場合は、当該退職給与引当金勘定の金額の全部を当該譲渡若しくは廃止の日又は死亡の日の属する年において取り崩さなければならない。

(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)

第一百五十六条 居住者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済契約その他これに類する契約(以下この条において「退職金共済契約等」という。)若しくは法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約(以下この条において「適格退職年金契約」という。)その他これに類する契約(以下この条において「適格退職年金契約等」という。)を締結している場合、平成二十五年厚生年金等改正法附則第十二号(定義)に規定する厚生年金基金(以下この条において「厚生年金基金」という。)を設立している場合又は確定給付企業年金法第二条第一項(定義)に規定する確定給付企業年金(以下この条において「確定給付企業年金」という。)若しくは確定拠出年金法第二条第二項(定義)に規定する企業型年金(以下この条において「確定拠出企業型年金」という。)を實施している場合における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 退職給与規程において使用人に支給する退職給与のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金法第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約(以下この条において「確定給付企業年金規約」という。)に基づく給付金を含む旨を定めている場合には、当該使用人に係る第一百五十四条第一項第一号イ又はロ(退職給与引当金勘定への繰入限度額)に規定する退職給与の額は、当該使用人が自己の都合により退職するものと仮定した場合に当該退職給与規程により計算される退職給与の額のうち当該退職金共済契約等又は適格退職年金契約等に基づく給付金及び当該確定給付企業年金規約に基づく給付金以外の給与(以下この条において「事業主の支給する退職給与」という。)の額による。

二 次に掲げる場合には、その年十二月三十一日(その居住者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この条において同じ。)において在職する使用人に係る第一百五十四条第一項第一号ロに規定する退職給与の額は、当該使用人につき同日における退職給与規程がその年の前年十二月三十一日において適用されるものとした場合に当該使用人につき支給すべきこととなる事業主の支給する退職給与の額による。

イ 退職給与規程の改正、退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等の変更又は確定給付企業年金規約の変更により、その年十二月三十一日において在職する使用人のうちその年の前年十二月三十一日から引き続き在職しているものに対する退職給与について、同日においては退職給与として支給されることとなつていた金額の全部又は一部がその年十二月三十一日においては退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金、厚生年金基金からの給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金として支給されることとなつた場合

ロ 確定拠出企業型年金の実施又は確定拠出年金法第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約の変更により、退職給与規程を改正し、その年十二月三十一日において在職する使用人のうちその年の前年十二月三十一日から引き続き在職しているものに対する退職給与について、同日においては退職給与として支給されることとなつていた金額の全部又は一部に相当する金額がその年十二月三十一日においては同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の企業型年金の資産管理機関に払い込まれている場合

三 適格退職年金契約を締結している居住者、厚生年金基金を設立している居住者又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している居住者で、その年以前の各年において前号イ又はロに掲げる場合に該当することとなつたことに伴い、その該当することとなつた日の属する年においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号に定める金額(以下この号において「調整前累積限度超過額」という。)が生ずることとなつたものについては、その調整前累積限度超過額が最初に生ずることとなつた年からその年十二月三十一日におけるその年の前年からの繰り越された法第五十四条第二項(退職給与引当金)に規定する退職給与引当金勘定の金額(その年における相続(包括遺贈を含む。)によつて次条第二項の規定におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第二号に規定する累積限度額(以下この号において「調整前累積限度額」という。))以下となる最初の年の前年までの各年の同項第二号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

イ その年十二月三十一日における繰越退職給与引当金勘定の金額

ロ その年の調整前累積限度額に、調整前累積限度超過額を七で除してこれに七から前号イ又はロに掲げる場合に該当することとなつた日の属する年の翌年一月一日からその年十二月三十一日までの年数に相当する数(その数が七を超えるときは、七。以下この号において「経過期間の年数」という。)を控除した数乗じて計算した金額(その該当することとなつた日の属する年の翌年からその年までの間に支出した法人税法施行令第五十六条の二第四号(用語の意義)に規定する過去勤務掛金額その他財務省令で定める金額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の年数乗じて七で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額)を加算した金額(その該当することとなつた日の属する年については、当該年の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額)

(死亡の場合の退職給与引当金勘定の金額の処理)

第二百五十七条 法第五十四条第二項(退職給与引当金)に規定する退職給与引当金勘定の金額(以下この条において「退職給与引当金勘定の金額」という。)を有する居住者が死亡した場合には、その死亡の時にける退職給与引当金勘定の金額のうち次に掲げる金額は、その者の死亡の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その居住者の相続人のうちに、居住者の事業所得を生ずべき事業を承継してその居住者の使用人を引き続き雇用している者でその居住者の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出することについて税務署長の承認を受けているもの(当該所得税につき法第四十四条(青色申告の承認の申請)の申請書を提出したものを含む。)がない場合には、当該退職給与引当金勘定の金額の全額

二 その居住者の相続人のうちに前号に規定する者がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額から、当該金額にその居住者の死亡の時にける第五十四条第一項(退職給与引当金勘定への繰入限度額)に規定する期末退職給与の要支給額のうちその相続人が引き続き雇用する前号の使用人に係る当該期末退職給与の要支給額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額

2 退職給与引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合において、前項第二号に規定する場合には該当するときは、その死亡の時にける退職給与引当金勘定の金額のうち同号に掲げる金額以外の部分の金額は、前三条及び前項の規定の適用については、その居住者の相続人が当該死亡の時にける有する退職給与引当金勘定の金額とみなす。

3 前項の規定の適用を受けた相続人が同項の居住者の死亡の日の属する年分の所得税につき法第四十四条の申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、当該相続人は、その却下の日における同項の退職給与引当金勘定の金額をとりくずさなければならぬ。

4 相続(包括遺贈を含む。以下この条において同じ。)により被相続人の事業所得を生ずべき事業を承継した居住者でその相続の日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出することについて税務署長の承認を受けているもの(当該所得税につき法第四十四条の申請書を提出したものうち前項の規定に該当しないものを含む。)が、その年において、被相続人の使用人で引き続き在職するものうち被相続人から退職給与の支給を受けなかつた者の退職による退職給与に充てるため退職給与引当金勘定に繰り入れた金額については、当該被相続人の死亡の日を第五十四条第一項第一号(退職給与引当金勘定への繰入限度額)に規定する前年十二月三十一日とみなし、かつ、被相続人がその死亡の日において退職給与規程を定めていた者である場合には当該退職給与規程を当該前年十二月三十一日現在において定められている退職給与規程とみなして、同号の金額を計算する。

5 前項に規定する居住者が、その相続の日の属する年において、その死亡の日において第二項の規定により当該居住者が有するものとみなされる退職給与引当金勘定の金額があるものに限る。)の使用人で引き続き在職するものうち当該被相続人から退職給与の支給を受けなかつた者の退職につき第五十五条第一項第一号(退職給与引当金勘定の金額の取崩し)の規定により取り崩すべき退職給与引当金勘定の金額の計算については、同日を同号に規定する前年十二月三十一日とみなし、かつ、当該被相続人がその死亡の日において定めていた退職給与規程を当該前年十二月三十一日現在において定められている退職給与規程とみなして同号の退職給与の額を計算するものとする。この場合において、その取り崩すべき退職給与引当金勘定の金額は、第二項の規定により当該居住者が有するものとみなされる退職給与引当金勘定の金額を限度とする。

(退職給与規程に関する書類の提出)

第二百五十八条 新たに法第五十四条第一項(退職給与引当金)の規定の適用を受けようとする居住者は、その年の前年十二月三十一日における退職給与規程(同日において退職給与規程が定められていない場合には、その後最初に定められた退職給与規程)及びその年十二月三十一日(その者が年途中で死亡した場合には、その死亡の時)までに退職給与規程が改正された場合にはその改正後のすべての退職給与規程の写しを、その年分の所得税に係る確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 法第五十四条第一項の規定の適用を受けた居住者でその後引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、退職給与規程若しくは労働協約のうち退職給与の支給に関する事項について異動を生じたとき、又は新たに退職給与の支給に関する労働協約を結んだときは、すみやかに、その旨及び異動後の退職給与規程若しくは労働協約のうち退職給与の支給に関する事項又は新たに結ばれた労働協約の退職給与の支給に関する事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(労働協約が失効した場合の処理)

第二百五十九条 退職給与の支給に関する労働協約の効力が消滅した後新たな退職給与の支給に関する労働協約が結ばれていない場合には、その効力の消滅した後六月は、当該従前の労働協約がなお有効に存続するものとみなして、法第五十四条(退職給与引当金)及び第五十五条から前条までの規定を適用する。

第六十条から第六十三条まで 削除

第九款 専従者控除

(青色事業専従者給与の判定基準等)

第六十四条 法第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する政令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 法第五十七条第一項に規定する青色事業専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度

二 その事業に従事する他の使用人が支払を受ける給与の状況及びその事業と同種の事業でその規模が類似するものに従事する者が支払を受ける給与の状況

三 その事業の種類及び規模並びにその収益の状況

2 法第五十七条第二項に規定する書類を提出した居住者は、当該書類に記載した事項を変更する場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(親族が事業に専ら従事するかどうかの判定)

第六十五條 法第五十七條第一項又は第三項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が専らその居住者の営むこれらの規定に規定する事業に従事するかどうかの判定は、当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて六月をこえるかどうかによる。ただし、同条第一項の場合にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業に従事することができると認められる期間を通じてその二分の一に相当する期間をこえる期間当該事業に専ら従事すれば足りるものとする。

- 一 当該事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその居住者の死亡、当該事業が季節営業であることその他の理由によりその年中を通じて営まれなかつたこと。
- 二 当該事業に従事する者の死亡、長期にわたる病氣、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその居住者と生計を一にする親族として当該事業に従事することができなかつたこと。
- 2 前項の場合において、同項に規定する親族につき次の各号の一に該当する者である期間があるときは、当該期間は、同項に規定する事業に専ら従事する期間に含まれないものとする。
 - 一 学校教育法第一條(学校の範圍)、第二百二十四條(専修学校)又は第三百二十四條第一項(各種学校)の学校の学生又は生徒である者(夜間において授業を受ける者で昼間を主とする当該事業に従事するもの、昼間において授業を受ける者で夜間を主とする当該事業に従事するもの、同法第二百二十四條又は同項の学校の生徒で常時修学しないものその他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)
 - 二 他に職業を有する者(その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)
 - 三 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

(事業専従者の限度額の計算)

第六十六條 法第五十七條第三項第二号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する山林所得の金額は、法第三十二條第三項(山林所得の金額)に規定する残額とする。
2 居住者が不動産所得、事業所得又は山林所得のうち二以上の所得を生ずべき事業(法第五十七條第三項に規定する事業専従者の従事する事業に限る。)を営む場合における同項第二号の規定の適用については、当該事業に係る同号に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額及び当該事業に従事するすべての当該事業専従者の数を基礎として同号に掲げる金額を計算するものとする。

(二以上の事業に従事した場合の必要経費算入額の計算)

第六十七條 居住者が不動産所得、事業所得又は山林所得のうち二以上の所得を生ずべき事業を営み、かつ、同一の法第五十七條第一項又は第三項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者又は事業専従者が当該二以上の所得を生ずべき事業に従事する場合における当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上同条第一項の規定により必要経費に算入される金額(以下この条において「青色専従者給与額」という。)又は法第五十七條第三項の規定により必要経費とみなされる金額(以下この条において「事業専従者控除額」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

- 一 当該青色事業専従者又は事業専従者が当該二以上の所得を生ずべきそれぞれの事業に従事した分量が明らかである場合 当該青色事業専従者又は事業専従者に係る青色専従者給与額又は事業専従者控除額をそれぞれその事業に従事した分量に応じて配分して計算した金額
- 二 当該青色事業専従者又は事業専従者が当該二以上の所得を生ずべきそれぞれの事業に従事した分量が明らかでない場合 当該青色事業専従者又は事業専従者がそれぞれの事業に均等に従事したものとみなして前号の規定に準じて計算した金額

第十款 特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入

第六十七條の二 居住者が、各年において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする法人税法第二條第六号(定義)に規定する公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 一 当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。
- 二 当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなつていこと。
- 三 当該資金が当該業務の目的に従つて適正な方法で管理されていること。

第十一款 給与所得者の特定支出

(給与所得者の特定支出の範圍)

第六十七條の三 法第五十七條の二第二項第一号(給与所得者の特定支出の控除の特例)に規定する政令で定める支出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する支出(航空機の利用に係るものを除く。)とする。

- 一 交通機関を利用する場合(第三号に掲げる場合を除く。) その年中の運賃及び料金(特別車両料金その他の客室の特別の設備の利用についての料金として財務省令で定めるもの(以下この号において「特別車両料金等」という。)を除く。)の額の合計額(当該合計額が法第五十七條の二第二項第一号の証明がされた経路及び方法による一月当たりの定期乗車券又は定期乗船券の価額(特別車両料金等に係る部分を除く。))の合計額を超えるときは、当該合計額
- 二 自動車その他の交通用具を使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 法第五十七條の二第二項第一号の証明がされた経路及び方法により交通用具を使用するために支出する燃料費及び有料の道路の料金の額並びに当該交通用具の修理のための支出(第八十一條各号(資本的支出)に掲げる金額に相当する部分及びその者の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除く。次項第三号において同じ。)でその者の通勤に係る部分の額のその年中の合計額
- 三 交通機関を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用する場合 前二号の規定に準じて計算した金額

2 法第五十七條の二第二項第二号に規定する政令で定める支出は、同号に規定する旅行でその旅行に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する次に掲げる支出とする。

- 一 当該旅行に要する運賃及び料金(特別車両料金その他の客室の特別の設備の利用についての料金として財務省令で定めるものを除く。次項第一号及び第五項第一号において同じ。)

二 当該旅行に要する自動車その他の交通用具に係る燃料費及び有料の道路の料金
 三 前号の交通用具の修理のための支出（当該旅行に係る部分に限る。）
 3 法第五十七条の二第二項第三号に規定する政令で定める支出は、転任の事実が生じた日以後一年以内にする同項に規定する転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出で次に掲げる金額に相当するものとする。

一 当該転居のための旅行に通常必要であると認められる運賃及び料金の額
 二 当該転居のために自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料の道路の料金の額
 三 当該転居に伴う宿泊費の額（通常必要であると認められる額を著しく超える部分を除く。）
 四 当該転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用（これに付随するものを含む。）の額

4 法第五十七条の二第二項第六号に規定する政令で定める場合は、配偶者と死別し、若しくは配偶者と離婚した後婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で財務省令で定めるものが転任に伴い生計を一にする子で財務省令で定めるものとの別居を常況とすることとなった場合とする。

5 法第五十七条の二第二項第六号に規定する政令で定める支出は、同号に規定する旅行に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する次に掲げる支出とする。

一 当該旅行に要する運賃及び料金
 二 当該旅行に要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料の道路の料金
 6 法第五十七条の二第二項第七号イに規定する政令で定める図書は、次に掲げる図書であつて職務に関連するものとする。

一 書籍
 二 新聞、雑誌その他の定期刊行物
 三 前二号に掲げるもののほか、不特定多数の者に販売することを目的として発行される図書
 7 法第五十七条の二第二項第七号イに規定する政令で定める衣服は、次に掲げる衣服であつて勤務場所において着用することが必要とされるものとする。

一 制服
 二 事務服
 三 作業服

四 前三号に掲げるもののほか、法第五十七条の二第二項に規定する給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服

（特定支出に関する明細書の記載事項）

第六百六十七条の四 法第五十七条の二第三項（給与所得者の特定支出の控除の特例）に規定する特定支出に関する明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第五十七条の二第二項各号に掲げるそれぞれの支出につきその支出の内容、相手方の氏名又は名称、年月日及び金額並びに当該支出につき同項に規定する給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分の金額及び当該支出につき同項に規定する教育訓練給付金、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分がある場合における当該支給される部分の金額

二 次に掲げる支出の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 法第五十七条の二第二項第一号に掲げる支出 同号に規定する通勤の経路及び方法

ロ 法第五十七条の二第二項第二号に掲げる支出 同号に規定する勤務する場所及びその場所を離れて職務を遂行した場所

ハ 法第五十七条の二第二項第三号に掲げる支出 同号に規定する転任の前後の勤務する場所及び住所（住所がない場合には居所）

ニ 法第五十七条の二第二項第四号に掲げる支出 同号に規定する研修の内容

ホ 法第五十七条の二第二項第五号に掲げる支出 同号に規定する人の資格の内容

ヘ 法第五十七条の二第二項第六号に掲げる支出 同号に規定するその者の勤務する場所又は居所とその者の配偶者その他の親族が居住する場所

ト 法第五十七条の二第二項第七号イに掲げる支出 同号イに規定する図書の内容又は同号イに規定する衣服の種類

チ 法第五十七条の二第二項第七号ロに掲げる支出 同号ロに規定する接待、供応、贈答その他これらに類する行為の相手方の氏名又は名称及び当該相手方との関係

三 その他参考となるべき事項

（特定支出の支出等を証する書類）

第六百六十七条の五 法第五十七条の二第四項（給与所得者の特定支出の控除の特例）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる支出の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第五十七条の二第二項第一号から第五号まで、第六号（第六百六十七条の三第五項第二号（給与所得者の特定支出の範囲）に係る部分に限る。）及び第七号に掲げる支出 当該支出につき、これを領収した者の領収を証する書類その他の当該支出の事実及び支出した金額を証する書類

二 法第五十七条の二第二項第六号（第六百六十七条の三第五項第一号に係る部分に限る。）に掲げる支出 当該支出につき、これを領収した者の領収を証する書類その他の当該支出の事実及び支出した金額を証する書類並びに次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 航空機を利用する場合 その航空機に搭乗をした年月日及び搭乗区間につき、財務省令で定めるところにより、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項（定義）に規定する航空運送事業を営む者が証する書類

ロ 鉄道、船舶又は自動車（以下この条において「鉄道等」という。）を利用する場合（その利用に係る運賃及び料金の額が財務省令で定める金額以上である場合に限る。）その鉄道等を利用した年月日及び乗車又は乗船の区間につき、財務省令で定めるところにより、鉄道事業法第七条第一項（事業基本計画の変更等）に規定する鉄道事業者、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項（定義）に規定する船舶運航事業を営む者又は道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項（定義）に規定する自動車運送事業を営む者が証する書類

第四節の二 外貨建取引の換算

（先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算等）

第六百六十七条の六 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が、外貨建資産・負債（外貨建取引（法第五十七条の三第一項（外貨建取引の換算）に規定する外貨建取引をいう。以下この項において同じ。）によつて取得し、又は発生する資産若しくは負債を除く。以下この項において同じ。）の取得又は発生の基因となる外貨建取引に伴つて支払い、又は受け取る外国通貨の金額の円換算額（同条第一項に規定する円換算額をいう。以下この項において同じ。）を先物外国為替契約（外貨建取引に伴つて受け取り、又は支払う外国通貨の金額の円換算額を確定させる契約として財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により確定させ、かつ、その先物外国為替契約の締結の日においてその旨を財務省令で定めるところによりその者の当該業務に係る帳簿書類その他の財務省令で定める書類に記載した場合には、その外貨建資産・負債については、その円換算額をもつて、同条第一項の規定により換算した金額として、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額を計算するものとする。

2 外国通貨で表示された預貯金を受け入れる銀行その他の金融機関（以下この項において「金融機関」という。）を相手方とする当該預貯金に関する契約に基づき預入が行われる当該預貯金の元本に係る金銭により引き続き同一の金融機関に同一の外国通貨で行われる預貯金の預入は、法第五十七条の三第一項に規定する外貨建取引に該当しないものとする。

第五節 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算の特例

（株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等）

第六百六十七条の七 法第五十七条の四第一項（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める関係は、株式交換の直前に当該株式交換に係る同項に規定する株式交換完全親法人（第四項及び第五項において「株式交換完全親法人」という。）と当該株式交換完全親法人以外の法人との間に当該法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六（定義）に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合の当該完全支配関係とする。

2 法第五十七条の四第一項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四条の三第十八項第二号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する株主均等割合保有関係がある株式交換とする。

3 法第五十七条の四第三項第五号に規定する政令で定める新株予約権は、次に掲げる新株予約権とする。

一 新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額により交付された当該新株予約権

二 役務の提供その他の行為に係る対価の全部又は一部として交付された新株予約権（前号に該当するものを除く。）

4 法第五十七条の四第一項の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する株式交換により取得をした株式交換完全親法人の株式（出資を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は株式交換完全親法人との間に第一項に規定する関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）の株式に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該株式交換により当該株式交換完全親法人に譲渡をした同条第一項に規定する旧株の取得価額（当該株式交換完全親法人の株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）を当該取得をした当該株式交換完全親法人の株式又は親法人の株式の取得価額とする。

5 法第五十七条の四第一項の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する特定無対価株式交換により同項に規定する旧株を有しないこととなつた場合における所有株式（当該特定無対価株式交換の直後にその居住者が有する当該特定無対価株式交換に係る株式交換完全親法人の株式をいう。以下この項において同じ。）に係る当該特定無対価株式交換の後の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該所有株式の当該特定無対価株式交換の直前の取得価額を加算した金額を当該所有株式の取得価額とする。

6 法第五十七条の四第二項の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する株式交換完全親法人の株式に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、当該株式交換完全親法人の株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）を当該取得をした当該株式交換完全親法人の株式の取得価額とする。

7 法第五十七条の四第三項の規定の適用を受けた居住者が同項各号に規定する事由により取得をした当該各号に定める株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下この条において同じ。）又は新株予約権に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次の各号に掲げる当該取得をした株式又は新株予約権の区分に応じ当該各号に定める金額を当該取得をした株式又は新株予約権の取得価額とする。

一 法第五十七条の四第三項第一号に規定する取得請求権付株式に係る同号に定める請求権の行使による当該取得請求権付株式の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の株式（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の株式に限る。） 当該取得請求権付株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額

二 法第五十七条の四第三項第二号に規定する取得条項付株式に係る同号に定める取得事由の発生（その取得の対価として当該取得をされる同号の株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付されたものに限る。）による当該取得条項付株式の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の株式（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の株式に限る。） 当該取得条項付株式の取得価額（当該取得をする株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

三 法第五十七条の四第三項第三号に規定する取得条項付株式に係る同号に定める取得事由の発生（その取得の対象となつた種類の株式の全てが取得され、かつ、その取得の対価として当該取得をされる同号の株主等に当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付されたものに限る。）による当該取得条項付株式の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の次に掲げる株式及び新株予約権（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の当該株式及び新株予約権に限る。） 当該株式及び新株予約権の区分に応じそれぞれに定める金額

イ 当該取得をする法人の株式 当該取得条項付株式の取得価額（当該取得をする株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

ロ 当該取得をする法人の新株予約権 零

四 法第五十七条の四第三項第三号に規定する全部取得条項付種類株式に係る同号に定める取得決議（その取得の対価として当該取得をされる同号の株主等に当該取得をする法人の株式以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）による当該全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の株式（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の株式に限る。） 当該全部取得条項付種類株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

五 法第五十七条の四第三項第三号に規定する全部取得条項付種類株式に係る同号に定める取得決議（その取得の対価として当該取得をされる同号の株主等に当該取得をする法人の株式及び新株予約権が交付され、かつ、これら以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）による当該全部取得条項付種類株式の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の次に掲げる株式及び新株予約権（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の当該株式及び新株予約権に限る。） 当該株式及び新株予約権の区分に応じそれぞれに定める金額

イ 当該取得をする法人の株式 当該全部取得条項付種類株式の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

ロ 当該取得をする法人の新株予約権 零

六 法第五十七条の四第三項第四号に規定する新株予約権付社債についての社債に係る同号に定める新株予約権の行使による当該社債の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の株式（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の株式に限る。） 当該新株予約権付社債の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

七 法第五十七条の四第三項第五号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生による当該取得条項付新株予約権の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の株式（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の株式に限る。） 当該取得条項付新株予約権の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

八 法第五十七条の四第三項第六号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る同号に定める取得事由の発生による当該新株予約権付社債の取得の対価として交付を受けた当該取得をする法人の株式（同項の規定の適用を受ける場合の当該取得をする法人の株式に限る。） 当該新株予約権付社債の取得に要した費用がある場合には、当該費用の額を加算した金額）

8 会社法第六十七條第三項（効力の発生）又は第二百八十三條（一に満たない端数の処理）に規定する一株に満たない端数（これに準ずるものを含む。）に相当する部分は、法第五十七條の四第三項第一号又は第四号に規定する取得をする法人の株式に含まれるものとする。

（交換による取得資産の取得価額等の計算）

第百六十八條 法第五十八條第一項（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）の規定の適用を受けた居住者が同項に規定する取得資産（以下この条において「取得資産」という。）について行なうべき法第四十九條第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する償却費の額の計算及びその者が取得資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者がその取得資産を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。この場合において、その譲渡による所得が法第三十三條第三項各号（譲渡所得の金額）に掲げる所得のいずれに該当するかの判定については、その者がその取得資産を法第五十八條第一項に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）を取得した時から引き続き所有していたものとみなす。

一 取得資産とともに交換差金等（法第五十八條第一項に規定する交換の時ににおける取得資産の価額と譲渡資産の価額とが等しくない場合にその差額を補うために交付される金銭その他の資産をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合 譲渡資産の法第三十八條第一項又は第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）の規定による取得費（その譲渡資産が法第六十一條第二項又は第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定に該当するものである場合には、これらの規定による取得費とし、その譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には、これらの取得費にその費用の額を加算した金額とする。以下この条において「取得費」という。）に、その取得資産の価額とその交換差金等の額との合計額のうちにその取得資産の価額の占める割合を乗じて計算した金額

二 譲渡資産とともに交換差金等を交付して取得資産を取得した場合 譲渡資産の取得費にその交換差金等の額を加算した金額

三 取得資産を取得するために要した経費の額がある場合 譲渡資産の取得費（前二号の規定の適用がある場合には、これらの号に掲げる金額）にその経費の額を加算した金額

（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

第百六十九條 法第五十九條第一項第二号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時ににおける価額の二分の一に満たない金額とする。

（贈与等により取得した資産の取得費等）

第百六十九條の二 法第六十條第三項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に規定するその時における配偶者居住権の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する配偶者居住権の目的となつて建物の取得費の額として計算される金額に、第一号に掲げる価額が次に掲げる価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 その相続開始の時に配偶者居住権につき相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十三條の二第一項（配偶者居住権等の評価）の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該配偶者居住権の価額

二 その相続開始の時に当該建物につき相続税法第二十三條の二第二項の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該建物の価額

2 法第六十條第三項第一号に規定する配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定により計算した金額に、配偶者居住権を取得した時から当該配偶者居住権が消滅した時までの期間の年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）が相続税法第二十三條の二第一項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数のうちに占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額とする。

- 3 法第六十条第三項第二号に規定するその時における配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地の取得費の額として計算される金額に、第一号に掲げる価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 一 その相続開始の時において当該権利につき相続税法第二十三条の二第三項の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該権利の価額
- 二 その相続開始の時において当該土地につき相続税法第二十三条の二第四項の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該土地の価額
- 4 法第六十条第三項第二号に規定する配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定により計算した金額に、配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を取得した時から当該権利が消滅した時までの期間の年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）が相続税法第二十三条の二第一項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数のうちに占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額とする。
- 5 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により配偶者居住権の目的となつてゐる建物を取得した居住者が、当該配偶者居住権が消滅した後に当該建物を譲渡した場合における当該建物の取得費については、次に定めるところによる。
- 一 当該配偶者居住権の消滅につき法第六十条第三項の規定によりその取得費とされた金額がある場合には、当該取得費とされた金額を法第三十八条第一項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額から控除するものとする。
- 二 当該居住者が当該配偶者居住権の消滅につき対価を支払つた場合における当該対価の額は、法第三十八条第一項に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額から控除するものとする。
- 6 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地を取得した居住者が、当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した後に当該土地を譲渡した場合における当該土地の取得費については、次に定めるところによる。
- 一 当該権利の消滅につき法第六十条第三項の規定によりその取得費とされた金額がある場合には、当該取得費とされた金額を法第三十八条第一項に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額から控除するものとする。
- 二 当該居住者が当該権利の消滅につき対価を支払つた場合における当該対価の額は、法第三十八条第一項に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額から控除するものとする。
- 7 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する居住者が、その後において次の各号に掲げる資産を取得し、当該資産を譲渡した場合には、その者が当該資産を当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物 当該建物の取得の時に当該配偶者居住権が消滅したものととして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該配偶者居住権の取得費とされる金額を加算した金額
- 一 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物 当該建物の取得の時に当該配偶者居住権が消滅したものととして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該権利の取得費とされる金額を加算した金額
- 二 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地 当該土地の取得の時に当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したものととして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該権利の取得費とされる金額を加算した金額
- （国外転出をする場合の特例）
- 第七十条** 法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の特例）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券で法第六十一条第一項第十二号（国内源泉所得）に掲げる所得を生ずべきものとする。
- 一 第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式で、同項に規定する譲渡についての制限が解除されていないもの
- 二 第八十四条第三項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるものを表示する有価証券
- 2 法第六十条の二第四項に規定する譲渡に類するものとして政令で定めるものは、租税特別措置法第三十七条の十第三項若しくは第四項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）又は第三十七条の十一第三項若しくは第四項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定によりその額及び価額の合計額が同法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同法第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は法第三十七条の十一第四項各号に規定する事由に基づく同法第三十七条の十第二項に規定する株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅とする。
- 3 法第六十条の二第五項に規定する国内に住所又は居所を有してゐる期間として政令で定める期間は、次に掲げる期間とする。
- 一 国内に住所又は居所を有してゐる期間（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一（在留資格）の上欄の在留資格をもつて在留してゐる期間を除く。）
- 二 法第六十条の二第一項に規定する国外転出（以下この条において「国外転出」という。）をした日の属する年分の所得税につき法第三十七条の二第二項（国外転出をする場合の特例）の特例の適用がある場合の納税猶予（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による納税の猶予を受けた個人（その相続人を含む。）に係る同日（同条第十三項の規定により同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した場合には、当該承継した日）から当該納税の猶予に係る期限（同条第一項、第五項、第八項又は第九項の規定その他財務省令で定める期限のうち最も遅いものに限る。）までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
- 三 贈与、相続又は遺贈により法第三十七条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する対象資産の移転を受けた日の属する年分の所得税につき同項又は同条第二項（これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による納税の猶予を受けた個人（その相続人を含む。）に係る当該贈与の日又は相続の開始の日（同条第十五項の規定により同項に規定する納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した場合には、当該承継した日）から当該納税の猶予に係る期限（同条第一項、第二項、第六項、第九項又は第十一項の規定その他財務省令で定める期限のうち最も遅いものに限る。）までの期間（前二号に掲げる期間を除く。）
- 4 法第六十条の二第八項に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。
- 一 法第六十条の二第一項に規定する有価証券等（以下この条及び次条において「有価証券等」という。）の譲渡でその譲渡の時における価額より低い価額によりされるもの

- 二 有価証券等の譲渡をすることにより法第六十条の二第八項に規定する個人（その相続人を含む。）の国外転出の日の属する年分の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合における当該譲渡
- 5 法第六十条の二第八項第一号に規定する政令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する個人が国外転出の時
- に有していた有価証券等（当該国外転出の時に当該各号に掲げる事由により取得した有価証券等がある場合には、当該有価証券等）について生じた当該各号に掲げる事由により取得した有価証券等又は当該事由が生じた時から引き続き有していた有価証券等に係る当該事由の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に、同項第一号の譲渡又は限定相続等があった有価証券等の数を乗じて計算した金額とする。この場合において、有価証券等につき当該事由が生じた時は、当該各号に定める金額を当該有価証券等に係る当該各号に規定する国外転出時評価額とみなす。
- 一 株式（出資を含む。以下この号において同じ。）を発行した法人の法第六十条の二第十一項第一号に掲げる株式交換又は株式移転 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該株式交換により第六十七條の七第四項（株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等）に規定する株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式（以下この号において「親法人株式等」という。）を取得した場合又は当該株式移転により同条第六項に規定する株式移転完全親法人の株式を取得した場合 当該株式交換又は株式移転があった法人が発行した株式の国外転出時評価額（有価証券等をその種類及び銘柄の異なることに区分し、当該個人の国外転出の時における法第六十条の二第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該国外転出の時において有するその有価証券等の単位数で除して計算した金額をいう。以下この項において同じ。）を、当該株式交換又は株式移転により当該株式一株（出資については、一口）について取得した当該親法人株式等又は株式移転完全親法人の株式の数の数で除して計算した金額
- ロ 当該株式交換により親法人株式等を取得しなかった場合 当該株式交換に係る親法人株式等の国外転出時評価額に、当該株式交換によつて有しないこととなつた株式の国外転出時評価額に当該国外転出の時において有する当該株式の数を乗じてこれをその国外転出の時において有する親法人株式等の数で除して計算した金額を加算した金額
- 二 法第六十条の二第十一項第二号に規定する取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式、新株予約権付株式又は取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債（以下この号において「取得請求権付株式等」という。）の同項第二号に規定する請求権の行使、取得事由の発生、取得決議又は行使（以下この号において「請求権の行使等」という。） 当該請求権の行使等があつた取得請求権付株式等の国外転出時評価額を、当該請求権の行使等により当該取得請求権付株式等一単位について取得した株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条第四項（定義）に規定する投資口を含む。以下この項において同じ。）又は新株予約権の数の数で除して計算した金額
- 三 株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合 当該分割又は併合があつた株式又は受益権の国外転出時評価額を基礎として第六十条第一項又は第二項（株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額）の規定に準じて計算した金額
- 四 株式を発行した法人の第六十一条第二項（株主割当てにより取得した株式の取得価額）に規定する株式無償割当て（当該株式無償割当てにより当該株式と同一の種類株式が割り当てられる場合の当該株式無償割当てに限る。） 当該株式無償割当ての基因となつた株式の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額
- 五 株式を発行した法人の第六十二条第一項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する合併 当該合併に係る同項に規定する被合併法人の株式の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額
- 六 株式を発行した法人を第六十二条第一項に規定する合併法人とする同条第二項に規定する無対価合併 当該無対価合併に係る当該合併法人の株式の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額
- 七 第六十二条第三項に規定する投資信託等（以下この号において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の同項に規定する信託の併合 当該信託の併合に係る従前の投資信託等の受益権の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額
- 八 株式を発行した法人の第六十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割型分割 次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該分割型分割に係る第六十三条第一項に規定する分割承継法人の株式又は同項に規定する分割承継親法人の株式 当該分割型分割に係る第六十一条第六項第六号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する分割法人（ロ及び次号ロにおいて「分割法人」という。）の株式の国外転出時評価額を基礎として第六十三条第一項の規定に準じて計算した金額
- ロ 当該個人が当該分割型分割の前から引き続き有している当該分割型分割に係る分割法人の株式 当該分割法人の株式の国外転出時評価額を基礎として第六十三条第三項の規定に準じて計算した金額
- 九 株式を発行した法人を第六十三条第一項に規定する分割承継法人とする同条第二項に規定する無対価分割型分割 次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該無対価分割型分割に係る当該分割承継法人の株式 当該分割承継法人の株式の国外転出時評価額を基礎として第六十三条第二項の規定に準じて計算した金額
- ロ 当該個人が当該無対価分割型分割の前から引き続き有している当該無対価分割型分割に係る分割法人の株式 当該分割法人の株式の国外転出時評価額を基礎として第六十三条第三項の規定に準じて計算した金額
- 十 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の第六十三条第六項に規定する信託の分割 次に掲げる受益権の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該信託の分割に係る第六十三条第六項に規定する承継信託受益権 当該信託の分割に係る同項に規定する分割信託（ロにおいて「分割信託」という。）の受益権の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額
- ロ 当該個人が当該信託の分割の前から引き続き有している当該信託の分割に係る分割信託の受益権 当該分割信託の受益権の国外転出時評価額を基礎として第六十三条第七項の規定に準じて計算した金額
- 十一 株式を発行した法人の第六十三条の二第二項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する株式分配 次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- イ 当該株式分配に係る第六十三条の二第二項に規定する完全子法人の株式 当該株式分配に係る同条第三項に規定する現物分配法人（ロにおいて「現物分配法人」という。）の株式の国外転出時評価額を基礎として同条第一項の規定に準じて計算した金額
- ロ 当該個人が当該株式分配の前から引き続き有している当該株式分配に係る現物分配法人の株式 当該現物分配法人の株式の国外転出時評価額を基礎として第六十三条の二第二項の規定に準じて計算した金額

十一 株式を発行した法人の第十四条第一項（資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額）に規定する資本の払戻し又は解散による残余財産の分配の前から引き続き有している当該法人の株式の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

十二 法人の第十四条第二項に規定する所有出資の同項に規定する払戻し 当該個人が当該払戻しの前から引き続き有している当該法人の当該所有出資の国外転出時評価額を基礎として同項の規定に準じて計算した金額

十三 オープン型の証券投資信託の受益権に係る収益の分配（当該オープン型の証券投資信託の終了又は当該オープン型の証券投資信託の一部の解約により支払われるものを除くものとし、その収益の分配のうちに第二十七条（オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち非課税とされるもの）に規定する特別分配金が含まれているものに限る。） 当該個人が当該収益の分配の前から引き続き有している当該オープン型の証券投資信託の受益権の国外転出時評価額を基礎として第十四条第三項の規定に準じて計算した金額

十四 株式を発行した法人の第十五条（組織変更があつた場合の株式等の取得価額）に規定する組織変更 当該組織変更をした法人の株式の国外転出時評価額を基礎として同条の規定に準じて計算した金額

十五 新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第十七条に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）又は新株予約権付社債を発行した法人を第十六条（合併等があつた場合の新株予約権等の取得価額）に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同条に規定する合併等 当該合併等をした法人の新株予約権又は新株予約権付社債の国外転出時評価額を基礎として同条の規定に準じて計算した金額

十六 新株予約権の行使 当該行使があつた当該新株予約権の国外転出時評価額と当該新株予約権の行使に際して当該新株予約権一個について払込みをした金額の額との合計額を、当該新株予約権の行使により当該新株予約権一個について取得した有価証券等の数で除して計算した金額

6 前項第三号から第十五号までの規定により第六十条、第六十一条第二項、第六十二条、第六十三条第一項から第三項まで、第六項及び第七項、第六十三條の二第一項及び第二項、第六十四条第一項から第三項まで、第六十五條並びに第六十六條の規定に準じて計算する場合には、第六十条第一項中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額」とあるのは「第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得の特例）に規定する国外転出の時において有する」と、「取得価額（法第二十五条第一項第一号の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付を受けたもの）とみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額」とあるのは「国外転出時評価額」と、同条第二項中「取得価額は、旧受益権一口の従前の取得価額（その併合投資信託等の受益権の取得のために要した費用の額のうち旧受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「国外転出時評価額」と、第六十二条第一項中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額（法第二十五条第一項第一号（合併の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しくは金銭の分配として交付を受けたものとみなされる金額又はその合併法人株式若しくは合併親法人株式の取得のために要した費用の額のうち旧株一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「国外転出時評価額」と、第六十三条第一項中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額（法第二十五条第二号（分割型分割の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「第六十条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得の特例）と、同条第二項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、「当該無対価分割型分割の直前に有していた」とあるのは「法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得の特例）に規定する国外転出の時において有する」と、「金額（法第二十五条第一項第二号の規定により剰余金の配当又は利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額のうち所有株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同条第三項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、同条第六項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、「金額（その承継信託受益権の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち承継信託受益権一口に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同条第七項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、第六十三条の二第一項中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、「金額（法第二十五条第一項第三号（株式分配の場合のみなし配当）の規定により剰余金の配当若しくは利益の配当として交付を受けたものとみなされる金額又はその完全子法人株式の取得のために要した費用の額がある場合には、当該交付を受けたものとみなされる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「金額」と、同条第二項及び第六十四条第一項から第三項までの規定中「取得価額」とあるのは「国外転出時評価額」と、第六十五条中「取得価額は、旧株一株の従前の取得価額（その新株の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧株一株単位に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「国外転出時評価額」と、第六十六条中「取得価額は、旧株一株単位の前からの取得価額（その合併法人等新株予約権等の取得のために要した費用の額がある場合には、当該費用の額のうち旧株一株単位に対応する部分の金額を加算した金額）」とあるのは「国外転出時評価額」と、旧株予約権等 単位の従前の取得価額、旧株予約権等 単位の従前の取得価額」と読み替へるものとする。

7 法第六十条の二第二項第三号に規定する政令で定める事由は、第五項第三号から第五号まで、第七号、第八号、第十号の二及び第十四号から第十六号までに掲げる事由とする。

8 国外転出の日の属する年分の所得税につき法第六十条の二第一項の規定の適用を受けるべき個人（その相続人を含む。）が当該国外転出の時以後に譲渡又は同条第八項に規定する限定相続等により有価証券等の移転をした場合において、その移転をした有価証券等が、その者が当該国外転出の時において有していた有価証券等に該当するかどうかの判定は、まず当該国外転出の時後取得した同一銘柄の有価証券等（贈与、相続又は遺贈により取得した同一銘柄の有価証券等のうち、当該贈与をした者又は当該相続若しくは遺贈に係る相続人が当該贈与の日又は相続の開始の日の属する年分の所得税につき法第三十七条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合における当該有価証券等（以下この項において「猶予適用有価証券等」という。）を除く。）の譲渡又は贈与をし、次に当該個人が当該国外転出の時以後に有していた有価証券等又は猶予適用有価証券等のうち先に法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例）の規定の適用があつたものから順次譲渡又は贈与をしたものとして行うものとする。

9 前項に規定する個人が有する有価証券等（以下この項において「従前の有価証券等」という。）について法第六十条の第二十一項各号に掲げる事由が生じた場合において、当該事由により取得した有価証券等（以下この項において「取得有価証券等」という。）が同条第二十一項の規定により引き続き所有していたものとみなされるときにおける当該取得有価証券等の取得の基因となつた部分は、当該取得有価証券等と同一銘柄の有価証券等とみなして、前項の規定を適用する。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）
第七十條の二 法第六十条の第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する国内に住所又は居所を有していた期間として政令で定める期間は、前条第三項各号に掲げる期間とする。

2 前条第五項の規定は、法第六十条の第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前条第五項各号列記以外の部分中「同項に規定する個人が国外輸出の時に有していた」とあるのは「法第六十条の第八項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する猶予適用贈与者の受贈者又は猶予適用相続人が同条第一項に規定する贈与等（以下この項において「贈与等」という。）により移転を受けた」と、「当該国外輸出」とあるのは「当該贈与等」と、「同項第一号」とあるのは「同条第八項第一号」と、「国外輸出時評価額」とあるのは「贈与等時評価額」と、「同項第一号中「国外輸出時評価額」とあるのは「贈与等時評価額」と、「個人が国外輸出の時に有する法第六十条の第二十一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「贈与等の時における評価額に相当する金額」と、「国外輸出の時に有する」とあるのは「贈与等の時に有する」と、「同項第二号から第十六号までの規定中「国外輸出時評価額」とあるのは「贈与等時評価額」と読み替えるものとする。

3 前条第六項の規定は、前項において準用する同条第五項第三号から第十五号までの規定により第六十条（株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額）、第六十一条第二項（株主割当てにより取得した株式の取得価額）、第六十二条（合併により取得した株式等の取得価額）、第六十三条第一項から第三項まで、第六項及び第七項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）、第六十五条（組織変更があつた場合の株式等の取得価額）並びに第六十六条（合併等があつた場合の新株予約権等の取得価額）の規定に準じて計算する場合について準用する。この場合において、前条第六項中「第六十条第五項第三号」とあるのは「第六十条の第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）」と、「第六十条の第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）」と、「法第六十条の第二項（国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例）」に規定する国外輸出」とあるのは「法第六十条の第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）」に規定する贈与等」と読み替えるものとする。

4 法第六十条の第三十項第二号の規定による納税管理人の届出をする場合において、同号の移転を受けた非居住者が二人以上あるときは、当該届出は、各非居住者が連署による一の書面で行わなければならない。ただし、当該移転を受けた他の非居住者の氏名を付記して各別に行うことを妨げない。

5 前項ただし書の方法により同項の届出をした非居住者は、遅滞なく、当該移転を受けた他の非居住者に対し、当該届出の際に提出した書面に記載した事項の要領を通知しなければならない。

6 前条第八項の規定は、贈与の日の属する年分の所得税につき法第六十条の第三項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人の受贈者又は相続の開始の日の属する年分の所得税につき同条第一項から第三項までの規定の適用を受けるべき個人の相続人が同条第一項に規定する贈与等の時後に譲渡又は同条第八項に規定する限定相続等により有価証券等の移転をした場合において、その移転をした有価証券等が、これらの者が当該贈与等により取得した有価証券等に該当するかどうかの判定について準用する。

7 前項に規定する受贈者又は相続人が有する有価証券等（以下この項において「従前の有価証券等」という。）について法第六十条の第二十一項各号（国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例）に掲げる事由が生じた場合において、当該事由により取得した有価証券等（以下この項において「取得有価証券等」という。）が法第六十条の第三十二項の規定により引き続き所有していたものとみなされるときにおける当該従前の有価証券等の取得の基因となつた部分は、当該取得有価証券等と同一銘柄の有価証券等とみなして、前項において準用する前条第八項の規定を適用する。

（外国輸出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）
第七十條の三 法第六十条の四第一項又は第二項（外国輸出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する収入金額に算入することとされた金額及び同条第二項に規定する利益の額に相当する金額又は損失の額に相当する金額の法第五十七条の第三項（外貨建取引の換算）に規定する円換算額は、法第六十条の四第三項に規定する国外輸出に相当する事由その他政令で定める事由が生じた時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。

2 法第六十条の四第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国籍その他これに類するものを有しないこととなること。

二 外国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避のための条約の規定により当該条約の締約国若しくは締約者のうち一方の締約国若しくは締約者において法第九十五条の第二項（国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例）に係る外国税額控除の特例）に規定する外国所得税を課される者でないものとみなされることとなること又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十三年法律第四十四号）第三条第一項各号（双方居住者の取扱い）に掲げる場合に相当する場合その他これに類する場合に該当することにより同法第二条第三号（定義）に規定する外国（同法第五条各号（相互主義）のいづれかに該当しない場合における当該外国を除く。）において法第九十五条の第二項に規定する外国所得税を課される者でないものとみなされることとなること。

（昭和二十七年十一月三十一日以前に取得した山林の取得費）
第七十一條 法第六十一条第一項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）に規定する山林の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額は、同日における山林の樹種別及び樹齢別の標準的な評価額を基礎とし、これにその山林に係る地味、地域その他の事情の差異による調整を加えた価額とする。この場合において、当該標準的な評価額及びこれに加えるべき調整の方法は、同日において山林につき相続税及び贈与税の課税標準の計算に用いるべきものとして国税庁長官が定めて公表したところによる。

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)

第七十二条 第六十一条第二項又は第三項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)に規定する資産の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額は、同日におけるその資産の現況に応じ、同日においてその資産につき相続税及び贈与税の課税標準の計算に用いるべきものとして国税庁長官が定めて公表した方法により計算した金額とする。

2 前項に規定する資産が資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第八條第一項(個人の減価償却資産の再評価)(同法第十條第一項(非事業用資産を事業の用に供した場合の再評価))において準用する場合を含む。)又は第十六條(死亡の場合の再評価の承継)の規定により再評価を行なっているものである場合において、その資産につき前項の規定により計算した価額が当該再評価に係る同法第二條第三項(定義)に規定する再評価額に満たないときは、その資産の法第六十一条第二項又は第三項に規定する昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定にかかわらず、当該再評価額とする。

3 法第六十一条第三項に規定する資産の取得に要した金額と昭和二十八年一月一日前に支出した設備費及び改良費の額との合計額を基礎として政令で定めるところにより計算した同日におけるその資産の価額は、同日においてその資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八條第二項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定を適用した場合に同項の規定によりその資産の取得費とされる金額に相当する金額とする。

(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した有価証券の取得費)

第七十三条 第六十一条第四項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)に規定する有価証券の昭和二十八年一月一日における価額として政令で定めるところにより計算した金額は、証券取引所(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三條(証券取引法の一部改正)の規定による改正前の証券取引法に規定する証券取引所をいう。)において上場されている株式又は気配相場のある株式若しくは出資については、次に定めるところにより計算した金額を基礎とし、その他の株式又は出資については、その株式又は出資に係る発行人の同日における資産の価額の合計額から負債の額の合計額を控除した金額をその発行人の同日における発行済株式又は出資の総数又は総額で除して計算した金額を基礎としてそれぞれ計算した金額とする。

一 昭和二十七年十二月二十日以前に取得した有価証券の取得費(金融商品取引法第百三十條(総取引高、価格等の通知等)に相当する規定により公表された最終の価格をいう。)又は最終の気配相場の価格(以下この条において「公表最終価格等」という。)の合計額を同月中の日数(公表最終価格等のない日の数を除く。)で除する。

二 前号の公表最終価格等のうちその株式又は出資に係る発行人の資本又は出資の増加による権利落ちに係る価格が含まれている場合において、当該増加に係る株式又は出資(以下この号において「新株」という。)が昭和二十七年十二月三十一日以前に発行されているときは、当該権利落ち前の公表最終価格等についてはその額から当該新株の権利の価額を控除した価額を、同日において当該新株が発行されていないときは、当該権利落ち以後の公表最終価格等についてはその額に当該新株の権利の価額を加算した価額をそれぞれ基礎として前号の規定により計算する。

(借地権等の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費)

第七十四条 第七十九條第一項(資産の譲渡とみなされる行為)に規定する借地権又は地役権(以下この条において「借地権等」という。)の設定(借地権に係る土地を他人に使用させる行為を含む。以下この条において同じ。)につき法第三十三條第一項(譲渡所得)の規定の適用がある場合において、当該設定に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その借地権等の設定をした土地の取得に要した金額及び改良費の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 その借地権等の設定の対価として支払を受ける金額

二 前号に掲げる金額とその借地権等の設定をされている土地(以下この条において「底地」という。)としての価額(当該土地が借地権等の設定の目的である用途のみ使用される場合において、当該底地としての価額が明らかでなく、かつ、その借地権等の設定により支払を受ける地代があるときは、その地代の年額の二十倍に相当する金額)との合計額

2 借地権等の設定をされている土地につき更に他の者に対し借地権等の設定をした場合において、前の借地権等の設定につき前項の規定によりその取得費とされた金額があるときは、当該他の者に対する借地権等の設定に係る同項の規定の適用については、当該土地に係る同項に規定する取得に要した金額及び改良費の額の合計額は、当該合計額に相当する金額から当該取得費とされた金額を控除した金額とする。

3 第一項の規定を適用する場合において、先に借地権等の設定があつた土地につき現に借地権等の設定がなく、かつ、同項の規定により当該先の借地権等の設定に係る譲渡所得の金額の計算上控除された取得費があるときは、当該先の借地権等(同項の使用に係る権利を含む。以下この項において同じ。)の消滅につき対価を支払つた場合を除き、第一項に規定する取得費は、同項の借地権等につき同項の規定により計算した金額から当該控除された取得費に相当する金額を控除した金額とする。

4 第一項の規定を適用する場合において、当該借地権等の設定に係る土地が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものであるときは、当該土地に係る同項に規定する取得に要した金額及び改良費の額の合計額は、当該土地につき第七十二条第一項及び第二項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)の規定により計算した金額と昭和二十八年一月一日以後に支出した改良費の額との合計額に相当する金額とする。

(借地権等の設定をした土地の底地の取得費等)

第七十五条 前条第一項に規定する借地権等(以下この条において「借地権等」という。)の設定(借地権に係る土地を他人に使用させる行為を含む。以下この条において同じ。)につき法第三十三條第一項(譲渡所得)の規定の適用があつた場合において、当該設定をした土地の譲渡があつたときは、同項の規定の適用については、当該土地に係る前条第一項第二号に規定する底地(以下この条において「底地」という。)に相当する部分の譲渡があつたものとし、当該譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、同項に規定する土地の取得に要した金額及び改良費の額の合計額から同項の規定により当該借地権等の設定に係る譲渡所得の金額の計算上控除された取得費に相当する金額を控除した金額とする。

2 借地権等の設定につき第八十條(特別の経済的ない利益で借地権の設定等による対価とされるもの)の規定の適用を受けた者が、同条第一項の貸付けを受けた金額のうち同項の規定により当該設定の対価の額に加算された金額の全部又は一部の返済その他同項に規定する特別の経済的ない利益の全部又は一部の返済をした場合において、その返済により当該借地権等に係る土地の地代の引上げ、その土地の上に存する建物又は構築物の除去その他当該土地の底地の価値の増加があつたときは、その返済をした利益の額に相当する金額は、当該設定をした土地の取得に要した金額及び改良費の額の合計額に加算する。

(借地権の転貸に係る取得費)

第七十九條 第七十九條第一項(資産の譲渡とみなされる行為)に規定する借地権(以下この条において「借地権」という。)に係る土地の転貸(当該土地を他人に使用させる行為を含む。以下この条において同じ。)につき法第三十三條第一項(譲渡所得)の規定の適用がある場合には、当該転貸に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該転貸をした土地に係る借地権の取得に要した金額及び改良費の額の合計額に、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該借地権に係る土地の転貸の対価として支払を受ける金額

二 前号に掲げる金額と当該転貸直後における当該転貸をした土地に係る借地権の価額(当該転貸に係る土地が当該転貸の目的である用途のみ使用される場合において、当該借地権の価額が明らかでなく、かつ、当該転貸により支払われる地代で当該借地権を有する者に交付するものがあるときは、その者に交付する地代の年額の二十倍に相当する金額)との合計額

2 前項の規定を適用する場合において、先に転貸をした土地につき現に当該転貸に係る権利が消滅しており、かつ、同項の規定により当該先の転貸に係る譲渡所得の金額の計算上控除された取得費があるときは、当該先の転貸に係る権利の消滅につき対価を支払った場合を除き、同項の規定する取得費は、同項の借地権につき同項の規定により計算した金額から当該控除された取得費に相当する金額を控除した金額とする。

3 第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する転貸をした土地に係る借地権が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものであるときは、当該借地権に係る同項に規定する取得に要した金額及び改良費の額の合計額は、当該借地権につき第七十二條第一項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)の規定により計算した金額と昭和二十八年一月一日以後に支出した改良費の額との合計額に相当する金額とする。

(転貸をした借地権の取得費)

第七十七條 前条第一項に規定する借地権(以下この条において「借地権」という。)に係る土地の同項に規定する転貸(以下この条において「転貸」という。)につき法第三十三條第一項(譲渡所得)の規定の適用があつた場合において、当該転貸をした土地に係る借地権の譲渡があつたときは、同項の規定の適用については、当該譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、前条第一項に規定する借地権の取得に要した金額及び改良費の額の合計額から同項の規定により当該転貸に係る譲渡所得の金額の計算上控除された取得費に相当する金額を控除した金額とする。

2 借地権に係る土地の転貸につき第八十條(特別の経済的利益で借地権の設定等による対価とされるもの)の規定の適用を受けた者が、同条第一項の貸付けを受けた金額のうち同項の規定により当該転貸の対価の額に加算された金額の全部又は一部の返済その他同項に規定する特別の経済的利益の全部又は一部の返済をした場合において、その返済により当該転貸に係る使用料の引上げ、その土地の上に存する建物又は構築物の除去その他当該転貸をした土地に係る借地権の価値の増加があつたときは、その返済をした利益の額に相当する金額は、当該転貸をした土地に係る借地権の取得に要した金額及び改良費の額の合計額に加算する。

(生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等)

第七十八條 第六十二條第一項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

一 競走馬(その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。)その他射的的行為の手段となる動産

二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産(前号又は次号に掲げる動産を除く。)

三 生活の用に供する動産で第二十五條(譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲)の規定に該当しないもの

2 法第六十二條第一項の規定により、同項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた同項に規定する損失の金額をその生じた日の属する年分及びその翌年分の譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなす場合には、次に定めるところによる。

一 まず、当該損失の金額をその生じた日の属する年分の法第三十三條第三項第一号(譲渡所得)に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とし、当該所得の金額の計算上控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該年分の同項第二号に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

二 前号の規定によりなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを当該翌年分の同項第二号に掲げる所得の金額の計算上控除すべき金額とする。

3 法第六十二條第一項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額の基礎となるその資産の価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 法第三十八條第一項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)に規定する資産(次号に掲げるものを除く。)当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定(その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一條第二項(昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費)の規定)を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

二 法第三十八條第二項に規定する資産 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定(その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、法第六十一條第三項の規定)を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

第六節 その他の収入金額及び必要経費の計算の特例等

第一款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例

(事業を廃止した場合の必要経費の特例)

第七十九條 法第六十三條(事業を廃止した場合の必要経費の特例)の規定により同条に規定する必要経費に算入されるべき金額を同条に規定する廃止した日の属する年分又はその前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する場合における当該不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該必要経費に算入されるべき金額が次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下である場合には、当該必要経費に算入されるべき金額の全部を当該廃止した日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。

イ 当該必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している当該廃止した日の属する年分の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

ロ イに掲げる金額の計算の基礎とされる不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額

二 当該必要経費に算入されるべき金額が前号に掲げる金額のうちいずれか低い金額をこえる場合には、当該必要経費に算入されるべき金額のうち、当該いずれか低い金額に相当する部分の金額については、当該廃止した日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、そのこえる部分の金額に相当する金額については、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を限度としてその年の前年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。

イ 当該必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している当該前年分の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

ロ イに掲げる金額の計算の基礎とされる不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額

(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)

第八十条 法第六十四条第一項(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する政令で定める事由は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二條の第三項(退職手当の支払)に規定する一般の退職手当の支払を受けた者が同法第十五条第一項(退職をした者の退職手当の返納)の規定による処分を受けたことその他これに類する事由とする。

2 法第六十四条第一項に規定する収入金額又は総収入金額で、回収することができないこととなつたもの(同条第二項の規定により回収することができないこととなつたものとみなされるものを含む)又は返還すべきこととなつたもの(以下この項において「回収不能額等」という。)のうち、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額に達するまでの金額は、同条第一項に規定する各種所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

一 回収不能額等が生じた時の直前において確定している法第六十四条第一項に規定する年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎とされる各種所得の金額のうち当該回収不能額等に係るものから、当該回収不能額等に相当する収入金額又は総収入金額がなかつたものとした場合に計算される当該各種所得の金額を控除した残額

第二款 資本的支出

(資本的支出)

第八十一条 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が、修理、改良その他いづれの名義をもつてするかを問わず、その業務の用に供する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するもの(そのいづれにも該当する場合には、いずれか多い金額)は、その者のその支出する日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

二 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる部分に対応する金額

第三款 借地権等の更新料を支払つた場合の必要経費算入

(借地権等の更新料を支払つた場合の必要経費算入)

第八十二条 居住者が、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供する借地権(地上権若しくは土地の賃借権又はこれらの権利に係る土地の転借に係る権利をいう。)又は地役権の存続期間の更新をする場合において、その更新の対価(以下この条において「更新料」という。)を支払したときは、当該借地権又は地役権の取得費に、その更新の時ににおける当該借地権又は地役権の価額のうち当該更新料の額を占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、その更新のあつた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の取得費は、同項の借地権又は地役権の取得に要した金額のほか、同項に規定する更新前に支出した改良費及び更新料の額を含むものとし、その更新前に同項の規定により必要経費に算入された金額があるときは、当該金額を控除した金額とする。

第四款 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入

第八十二条之二 居住者の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得(以下この条において「事業所得等」という。)を生ずべき業務を行なう年(消費税法(昭和六十三年法律第八十号)第三十条第二項(仕入れに係る消費税額の控除)に規定する課税売上割合に準ずる割合として財務省令で定めるところにより計算した割合が百分の八十以上である年に限る。)において資産に係る控除対象外消費税額等が生じた場合には、その生じた資産に係る控除対象外消費税額等の合計額については、その年の年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額(以下この条において「事業所得等の金額」という。)の計算上、必要経費に算入する。

2 居住者の事業所得等を生ずべき業務を行なう年(前項に規定する年を除く。)において生じた資産に係る控除対象外消費税額等が次に掲げる場合に該当する場合には、その該当する資産に係る控除対象外消費税額等の合計額については、その年の年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 棚卸資産に係るものである場合

二 消費税法第五条第一項(納税義務者)に規定する特定課税仕入れに係るものである場合

三 二十万円未満である場合

3 居住者の事業所得等を生ずべき業務を行なう年において生じた資産に係る控除対象外消費税額等の合計額(前二項の規定により必要経費に算入される金額を除く。以下この項及び次項において「繰延消費税額等」という。)につきその年の年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該繰延消費税額等を六十で除しこれにその年において当該業務を行つていた期間の月数を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

4 居住者のその年の前年以前の事業所得等を生ずべき業務を行う各年において生じた繰延消費税額等につきその年の年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該繰延消費税額等を六十で除しこれにその年において当該業務を行っていた期間の月数を乗じて計算した金額（当該計算した金額が当該繰延消費税額等のうち既に前項及びこの項の規定により事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額以外の金額を超える場合には、当該金額）とする。

5 第一項から第三項までに規定する資産に係る控除対象外消費税額等とは、居住者が消費税法第十九条第一項（課税期間）に規定する課税期間につき同法第三十条第一項の規定の適用を受ける場合で、当該課税期間中に行つた同法第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税の額及び当該消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税の額に相当する金額並びに同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額をこれらに係る取引の対価と区分して取り扱つたときにおける当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち、同条第一項の規定による控除をすることができない金額及び当該控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額でそれぞれの資産に係るものをいう。

6 前項に規定する課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額又は控除をすることができない金額に係る地方消費税の額に相当する金額とは、それぞれ地方消費税を税率が百分の二・二（当該課税仕入れ等の税額に係る消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合及び当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十一号に規定する課税貨物が同項第十一号の二に規定する軽減対象課税貨物に該当するものである場合には、百分の一・七六）の消費税であると仮定して消費税に関する法令の規定の例により計算した場合における同法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額に相当する金額又は同条第一項の規定による控除をすることができない金額に相当する金額をいう。

7 第三項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 前三項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に際し必要な事項は、財務省令で定める。

9 居住者は、その年において第一項から第三項までに規定する資産に係る控除対象外消費税額等の合計額又は同項若しくは第四項に規定する繰延消費税額等につき必要経費に算入した金額がある場合には、その年分の確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

第五款 生命保険契約等に基づく年金等に係る所得の計算

（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）

第百八十三条 生命保険契約等に基づく年金（法第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等を除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

二 その年に支払を受ける当該年金の額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) その支払開始の日において支払総額が確定している年金 当該支払総額

(2) その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 第八十二条の三第二項（確定給付企業年金の額から控除する金額）の規定に準じて計算した支払総額の見込額

ロ 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

三 当該生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容のものである場合には、前号ロに掲げる保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、同号イ（一）又は（二）に定める支払総額又は支払総額の見込額と当該一時金の額との合計額のうち当該支払総額又は支払総額の見込額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

四 前二号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

2 生命保険契約等に基づく一時金（法第三十一条各号（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該一時金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該一時金とともに又は当該一時金の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等又は残余財産の移換）の規定により移換された同法第十二条第二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定するものを除く。）に係る同項に規定する加入員の負担した掛金

ロ 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額

八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額

ハ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第三項第五号に規定する加入者が負担した金額

ニ 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金（第七十二条第三項第三号ロ及びハに掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

- ホ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三項第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金
- 三 当該生命保険契約等が一時金のほか年金を支払う内容のものである場合には、前号に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から、当該保険料又は掛金の総額に前項第三号に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額とする。
- 3 前二項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約をいう。
- 一 生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。第三号ロ及び次条第一項において同じ。）、旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）及び生命共済に係る契約
 - 二 第七十三条第一項第一号（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金共済契約
 - 三 退職年金に関する次に掲げる契約
 - イ 信託契約
 - ロ 生命保険契約
 - ハ 生命共済に係る契約
- 四 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約
- 五 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する規約
- 六 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約及び同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約
- 4 第一項及び第二項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。
- 一 第七十五条第一項（特定退職金共済団体の承認の取消し等）の規定による承認の取消しを受けた法人又は同条第三項の規定により承認が失効をした法人に対し前項第二号に掲げる退職金共済契約に基づき支出した掛金、確定給付企業年金法第二百二条第三項若しくは第六項（事業主等又は連合会に対する監督）の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づき支出した掛金又は同項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第十一条第一項（基金の規約で定める事項）に規定する規約に基づき支出した掛金及び法人税法施行令附則第十八条第一項（適格退職年金契約の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた第七十六条第二項第一号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に規定する信託会社等に対し当該取消しに係る同号に規定する契約に基づき支出した掛金又は保険料のうち、これらの取消し若しくは命令を受ける前又は当該失効前に支出したものの額（次号に該当するものを除くものとし、これらの掛金又は保険料の額のうち、法第三十一条第三号若しくは第三十五条第三項第三号若しくは第七十二条第三項第五号若しくは第八十二条の二第二項第五号（公的年金等とされる年金）に規定する加入者の負担した金額（当該金額に第八十二条の三第一項第二号イからリまでに掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）又は第七十二条第三項第四号若しくは第八十二条の二第二項第四号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）
 - 二 次に掲げる保険料又は掛金（第六十五条（不適格退職金共済契約等に基づく掛金の取扱い）の規定により給与所得に係る収入金額に含まれるものを除く。）の額
 - イ 旧厚生年金保険法第九章の規定に基づき一時金（第七十二条第二項に規定するものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同項に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
 - ロ 旧厚生年金保険法第三章の規定に基づき一時金（第七十二条第二項に規定するものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同項に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
 - ハ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の額がある場合には、これらの金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
 - ニ 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金（第七十二条第三項第四号に掲げるものを除く。）に係る掛金又は保険料（当該掛金又は保険料の額のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
 - ホ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
 - ヘ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三項第二項に規定する脱退一時金に係る掛金（当該掛金の額のうち、同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金の額又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の額がある場合には、これらの金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
 - ト 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行うこれに類する給付に係る掛金
- 三 事業を営む個人又は法人が当該個人その事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第三項第一号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人その事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるものうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 当該年金の支払開始の日前又は当該一時金の支払の日前に当該生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって当該保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額

(損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)

第八十四条 損害保険契約等(法第七十六条第六項第四号(生命保険料控除)に掲げる保険契約で生命保険契約以外のもの、法第七十七条第二項各号(地震保険料控除)に掲げる契約及び第三十二十六条第二項各号(第二号を除く。)(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収)に掲げる契約をいう。以下この項において同じ。)に基づく年金の支払を受ける居住者のその支払を受ける年の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

二 その年に支払を受ける当該年金の額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) その支払開始の日において支払総額が確定している年金 当該支払総額

(2) その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 支払見込期間に応じた支払総額の見込額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ロ 当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

三 前号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

2 損害保険契約等(前項に規定する損害保険契約等及び保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者の締結した同条第四項に規定する損害保険会社等の締結した保険契約(第四項において「損害保険契約」という。))に類する保険契約をいう。以下この項及び次項において同じ。)に基づく満期返戻金等の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該満期返戻金等に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該満期返戻金等の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該満期返戻金等とともに又は当該満期返戻金等の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。

二 当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。

3 前二項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。

一 事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人のために支出した当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人はその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額

二 当該年金の支払開始の前又は当該満期返戻金等の支払の前日に当該損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額

4 前二項に規定する満期返戻金等とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項に規定する保険契約、法第七十七条第二項第一号に掲げる契約又は法第二百七条第三号に掲げる契約で損害保険契約に該当するもののうち保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされているものに基づき支払を受ける満期返戻金及び解約返戻金(第一項に規定する損害保険契約等に基づく年金として当該損害保険契約等の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金を除く。)

二 法第七十七条第二項第二号に掲げる契約又は法第二百七条第三号に掲げる契約で損害保険契約以外のものうち建物又は動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約に基づき支払を受ける共済金(当該建物又は動産の耐存中に当該期間が満了したことによるものに限る。))及び解約返戻金

三 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した損害保険契約に類する保険契約のうち返戻金を支払う旨の特約がされているものに基づき支払を受ける返戻金(相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)

第八十五条 第八十三條第三項(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)に規定する生命保険契約等(以下この項及び次項において「生命保険契約等」という。)に基づく年金(同条第一項に規定する年金をいう。以下この条において同じ。)の支払を受ける居住者が、当該年金(当該年金に係る権利につき所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第三条(相続税法の一部改正)の規定による改正前の相続税法(次条第一項において「旧相続税法」という。))第二十四条(定期金に関する権利の評価)の規定の適用があるもの(次項において「旧相続税法対象年金」という。))に限る。に係る保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第八十三條第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 その年に支払を受ける確定年金(年金の支払開始の日(その日において年金の支払を受ける者が当該居住者以外の者である場合には、当該居住者が最初に年金の支払を受ける日。以下この項及び次項において「支払開始日」という。))において支払総額(年金の支払の基礎となる生命保険契約等において定められている年金の総額のうち当該居住者が支払を受ける金額をいい、支払開始日以後に当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額に相当する部分の金額を除く。以下この条において同じ。))が確定している年金をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額(第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。))のうち次に掲げる確定年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ 残存期間年数(当該居住者に係る支払開始日におけるその残存期間に係る年数をいい、当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数をいう。以下この条において同じ。))が十年以下の確定年金 一 課税単位当たりの金額(当該確定年金の支払総額に百分の四十(残存期間年数が五年以下である場合には、百分の三十)を乗じて計算した金額を課税単位数(残存期間年数に当該残存期間年数から一年を控除した年数を乗じてこれを二で除して計算した数をいう。))で除して計算した金額をいう。))に経過年数(支払開始日からその支払を受ける日まで年数をいい、当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数をいう。以下この項及び次項において同じ。))を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額(当該計算した金額にその支払を受ける年金の額に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。))の合計額

- ロ 残存期間年数が十年を超え五十五年以下の確定年金 当該確定年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- (1) その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から残存期間年数から調整年数を控除した年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合 当該確定年金の支払総額を総単位数（残存期間年数から調整年数を控除した年数に当該残存期間年数を乗じて計算した数を用いる。）で除して計算した金額（ロにおいて「一単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
 - (2) その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合 当該確定年金に係る一単位当たりの金額に残存期間年数から調整年数に一年を加えた年数を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- ハ 残存期間年数が五十五年を超える確定年金 当該確定年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- (1) その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日までの期間内の日である場合 当該確定年金の支払総額を特定単位数（残存期間年数に二十七を乗じて計算した数を用いる。）で除して計算した金額（ハにおいて「一特定単位数当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
 - (2) その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日後である場合 当該確定年金に係る一特定単位数当たりの金額に二十六を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- ニ その年に支払を受ける終身年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で契約対象者（年金の支払の基礎となる生命保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。以下この項において同じ。）の生存中に限り支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- イ 支払開始日余命年数（当該契約対象者についての支払開始日における別表に定める余命年数をいう。以下この条において同じ。）が十年以下の終身年金 当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- (1) その支払を受ける日が余命期間（その支払開始日から支払開始日余命年数を経過する日までの期間をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）内の日である場合 当該終身年金の支払総額見込額（契約年額（年金の支払の基礎となる生命保険契約等において定められている年金の年額のうち当該居住者が支払を受ける金額をいい、支払開始日以後に当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額に相当する部分の金額を除く。以下この項及び次項において同じ。）に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額をいう。以下この号及び同項第二号において同じ。）に百分の四十（支払開始日余命年数が五年以下である場合には、百分の三十）を乗じて計算した金額を課税単位数（支払開始日余命年数に当該支払開始日余命年数から一年を控除した年数を乗じてこれを二で除して計算した数を用いる。）で除して計算した金額（イにおいて「一課税単位数当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
 - (2) その支払を受ける日が余命期間の終了の日後である場合 当該終身年金に係る一課税単位数当たりの金額に支払開始日余命年数から一年を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- ロ 支払開始日余命年数が十年を超え五十五年以下の終身年金 当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- (1) その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から支払開始日余命年数から調整年数を控除した年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合 当該終身年金の支払総額見込額を総単位数（支払開始日余命年数から調整年数を控除した年数に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した数を用いる。）で除して計算した金額（ロにおいて「一単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
 - (2) その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合 当該終身年金に係る一単位当たりの金額に支払開始日余命年数から調整年数に一年を加えた年数を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- ハ 支払開始日余命年数が五十五年を超える終身年金 当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- (1) その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日までの期間内の日である場合 当該終身年金の支払総額見込額を特定単位数（支払開始日余命年数に二十七を乗じて計算した数を用いる。）で除して計算した金額（ハにおいて「一特定単位数当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
 - (2) その支払を受ける日が支払開始日から二十七年を経過する日後である場合 当該終身年金に係る一特定単位数当たりの金額に二十六を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- 三 その年に支払を受ける有期年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者がその期間（以下この号及び次項第三号において「支払期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後の支払期間につき支払を行わないものをいう。以下この号及び同項第三号において同じ。）の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該有期年金について当該支払期間に係る年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数。以下この号及び同項第三号において「支払期間年数」という。）を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該有期年金の契約年額に当該支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、当該有期年金について当該有期年金の契約年額に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前号イ（一）に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして前号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- 四 その年に支払を受ける特定終身年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、終身の年金で、契約対象者の生存中支払われるほか、当該契約対象者がその支払開始日以後一定期間（以下この項及び次項において「保証期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支払が継続されるものをいう。以下この号及び

同項第四号において同じ。)の額(第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。)のうち次に掲げる特定終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ ロに掲げる特定終身年金以外の特定終身年金 当該特定終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

- (1) その支払を受ける日が保証期間内の日である場合 当該特定終身年金について当該保証期間に係る年数(当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数。以下この項及び次項において「保証期間年数」という。)を残存期間年数とし、支払総額見込額(当該特定終身年金の契約年数に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。)を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額
- (2) その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合 当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定終身年金の額のうち(1)の規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

ロ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超える特定終身年金 当該特定終身年金について(1)の終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額

- (1) 余命期間内の各年において当該特定終身年金について当該特定終身年金の契約年数に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。)とする終身年金とみなして同号の規定の例により計算した金額の総額を当該支払総額見込額から控除した金額
- (2) 保証期間内の各年において当該特定終身年金についてイ(1)の確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額の総額をイ(1)に規定する支払総額見込額から控除した金額

五 その年に支払を受ける特定有期年金(その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者が保証期間内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支払が継続されるものをいう。以下この号及び次項第五号において同じ。)の額(第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。)のうち当該特定有期年金について当該有期の期間(以下この号及び同項第五号において「支払期間」という。)に係る年数(当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数。以下この号及び同項第五号において「支払期間年数」という。)を残存期間年数とし、支払総額見込額(当該特定有期年金の契約年数に当該支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。)を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、次に掲げる特定有期年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ ロに掲げる特定有期年金以外の特定有期年金 当該特定有期年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

- (1) その支払を受ける日が保証期間内の日である場合 当該特定有期年金について保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額(当該特定有期年金の契約年数に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。)を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額
- (2) その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合 当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定有期年金の額のうち(1)の規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額

ロ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超える特定有期年金 当該特定有期年金について(1)の終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額

- (1) 余命期間内の各年において当該特定有期年金について当該特定有期年金の契約年数に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額(第二号イ(1)に規定する支払総額見込額をいう。)とする終身年金とみなして同号の規定の例により計算した金額の総額を当該支払総額見込額から控除した金額
- (2) 保証期間内の各年において当該特定有期年金についてイ(1)の確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額の総額をイ(1)に規定する支払総額見込額から控除した金額

六 その支払を受ける年金につき第一号又は第二号(前三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により計算した金額の総額がその支払を受ける年金の額以上である場合には、前各号の規定にかかわらず、これらの規定により計算した支払年金対応額は、第一号又は第二号に規定する一課税単位当たりの金額、一単位当たりの金額又は一特定単位当たりの金額の整数倍の金額に当該年金の額に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額のうち当該年金の額に満たない最も多い金額とする。

七 当該年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける剰余金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

八 その年に支払を受ける当該年金(当該年金の支払開始の日における当該年金の支払を受ける者(次号において「当初年金受取人」という。)が当該居住者である場合の年金に限る。)の額(第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。)に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- (1) その支払開始日において支払総額が確定している年金 当該支払総額
- (2) その支払開始日において支払総額が確定していない年金 第二号から第五号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額

ロ 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

九 その年において支払を受ける当該年金の当初年金受取人が当該居住者以外の者である場合におけるその年分の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該年金の額(第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。)に、当該当初年金受取人に係る当該年金の支払開始の日における第百八十三条第一項第二号又は前号に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

- 十 当該生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容の場合には、第八号ロに掲げる保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、同号イ（一）又は（二）に定める支払総額又は支払総額見込額と当該一時金の額との合計額のうち当該支払総額又は支払総額見込額の占める割合を乗じて計算した金額とする。
- 十一 第八号及び前号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。
- 十二 生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者が、当該年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第八十三条第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。この場合において、必要経費に算入する金額の計算については、前項第八号から第十一号までの規定を準用する。
- 一 その年に支払を受ける確定年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる確定年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- イ 相続税評価割合が百分の五十を超える確定年金 一 課税単位当たりの金額（当該確定年金の支払総額に課税割合を乗じて計算した金額を課税単位数（残存期間年数に当該残存期間年数から一年を控除した年数を乗じてこれを二で除して計算した金額をいう。）で除して計算した金額をいう。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額の合計額
- ロ 相続税評価割合が百分の五十以下の確定年金 当該確定年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- （一） その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から特定期間年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合 当該確定年金の支払総額を総単位数（特定期間年数に残存期間年数を乗じて計算した金額をいう。）で除して計算した金額（ロにおいて同じ。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- （二） その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合 当該確定年金に係る一単位当たりの金額に特定期間年数を乗じて計算した金額から一円を控除した金額に係る支払年金対応額
- 二 その年に支払を受ける終身年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる終身年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- イ 相続税評価割合が百分の五十を超える終身年金 当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- （一） その支払を受ける日が余命期間内の日である場合 当該終身年金の支払総額見込額に課税割合を乗じて計算した金額を課税単位数（支払開始日余命年数に当該支払開始日余命年数から一年を控除した年数を乗じてこれを二で除して計算した金額をいう。）で除して計算した金額（イにおいて「一課税単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- （二） その支払を受ける日が余命期間の終了の日後である場合 当該終身年金に係る一課税単位当たりの金額に支払開始日余命年数から一年を控除した年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- ロ 相続税評価割合が百分の五十以下の終身年金 当該終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額
- （一） その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から特定期間年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合 当該終身年金の支払総額見込額を総単位数（特定期間年数に支払開始日余命年数を乗じて計算した金額をいう。）で除して計算した金額（ロにおいて同じ。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額
- （二） その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合 当該終身年金に係る一単位当たりの金額に特定期間年数を乗じて計算した金額から一円を控除した金額に係る支払年金対応額
- 三 その年に支払を受ける有期年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該有期年金について支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、当該有期年金について当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ（一）に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして前号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- 四 その年に支払を受ける特定終身年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定終身年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、支払開始日余命年数が保証期間年数を超える場合には、当該特定終身年金について当該特定終身年金の契約年額に当該支払開始日余命年数を乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ（一）に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- イ その支払を受ける日が保証期間内の日である場合 当該特定終身年金について当該保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定終身年金の契約年額に当該保証期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額
- ロ その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合 当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定終身年金の額のうちイの規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額
- 五 その年に支払を受ける特定有期年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定有期年金について支払期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定有期年金の契約年額に支払期間に係る月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。ただし、当該支払期間年数が支払開始日余命年数を超える場合には、次に掲げる特定有期年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額を、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- イ ロに掲げる特定有期年金以外の特定有期年金 当該特定有期年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

- (1) その支払を受ける日が保証期間内の日である場合 当該特定有期年金について保証期間年数を残存期間年数とし、支払総額見込額（当該特定有期年金の契約年額に当該保証期間に係る月数乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を支払総額とする確定年金とみなして第一号の規定の例により計算した金額
- (2) その支払を受ける日が保証期間の終了の日後である場合 当該保証期間の最終の支払の日において支払を受けた特定有期年金の額のうち（1）の規定により雑所得に係る総収入金額に算入するものとされる金額
- ロ 支払開始日余命年数が当該保証期間年数を超える特定有期年金 当該特定有期年金について当該特定有期年金の契約年額に当該支払開始日余命年数乗じて計算した金額を支払総額見込額（前項第二号イ（1）に規定する支払総額見込額をいう。）とする終身年金とみなして第二号の規定の例により計算した金額
- 六 その支払を受ける年金につき第一号又は第二号（前三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により計算した支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合には、前各号の規定にかかわらず、これらの規定により計算した支払年金対応額は、第一号又は第二号に規定する一課税単位当たりの金額又は一単位当たりの金額の整数倍の金額に当該年金の額に係る月数乗じてこれを十二で除して計算した金額のうち当該年金の額に満たない最も多い金額とする。
- 七 当該年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 保険金受取人等 次に掲げる者をいう。
- イ 相続税法第三条第一項第一号（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）に規定する保険金受取人
- ロ 相続税法第三条第一項第五号に規定する定期金受取人となつた場合における当該定期金受取人
- ハ 相続税法第三条第一項第六号に規定する定期金に関する権利を取得した者
- ニ 相続税法第五条第一項（贈与により取得したものとみなす場合）（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する保険金受取人
- ホ 相続税法第六条第一項（贈与により取得したものとみなす場合）（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する定期金受取人
- ヘ 相続税法第六条第三項に規定する定期金受取人
- ト 相続、遺贈又は個人からの贈与により保険金受取人又は定期金受取人となつた者
- 二 調整年数 残存期間年数又は支払開始日余命年数の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。
- イ 十年を超え二十五年以下の場合 一年
- ロ 二十五年を超え三十五年以下の場合 五年
- ハ 三十五年を超え五十五年以下の場合 十三年
- ニ 三十五年を超え五十五年以下の場合 二十八年
- 三 相続税評価割合 当該居住者に係る年金の支払総額又は支払総額見込額（前項第二号から第五号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額をいう。）のうち当該年金に係る権利について相続税法第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定により評価された額の占める割合をいう。
- 四 課税割合 相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。
- イ 相続税評価割合が百分の五十を超える百分の五十五以下の場合 百分の四十五
- ロ 相続税評価割合が百分の五十五を超える百分の六十以下の場合 百分の四十
- ハ 相続税評価割合が百分の六十を超える百分の六十五以下の場合 百分の三十五
- ニ 相続税評価割合が百分の六十五を超える百分の七十以下の場合 百分の三十
- ホ 相続税評価割合が百分の七十を超える百分の七十五以下の場合 百分の二十五
- ヘ 相続税評価割合が百分の七十五を超える百分の八十五以下の場合 百分の二十
- ト 相続税評価割合が百分の八十五を超える百分の八十三以下の場合 百分の十七
- チ 相続税評価割合が百分の八十三を超える百分の八十六以下の場合 百分の十四
- リ 相続税評価割合が百分の八十六を超える百分の八十九以下の場合 百分の十一
- 又 相続税評価割合が百分の八十九を超える百分の九十二以下の場合 百分の八
- ル 相続税評価割合が百分の九十二を超える百分の九十五以下の場合 百分の五
- ヲ 相続税評価割合が百分の九十五を超える百分の九十八以下の場合 百分の二
- ワ 相続税評価割合が百分の九十八を超える場合 零
- 五 特定期間年数 残存期間年数又は支払開始日余命年数に相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した年数から一年を控除した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数）をいう。
- イ 相続税評価割合が百分の十以下である場合 百分の二十
- ロ 相続税評価割合が百分の十を超え百分の二十以下である場合 百分の四十
- ハ 相続税評価割合が百分の二十を超え百分の三十以下である場合 百分の六十
- ニ 相続税評価割合が百分の三十を超え百分の四十以下である場合 百分の八十

ホ 相続税評価割合が百分の四十を超え百分の五十以下である場合 一
 第四百八十三条第四項の規定は、第一項第八号ロ又は第十号に規定する保険料又は掛金の総額について準用する。

（相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）

第八十六條 第八十四條第一項（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する損害保険契約等（以下この条において「損害保険契約等」という。）に基づく年金の支払を受ける居住者が、当該年金（当該年金に係る権利について、旧相続税法第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定の適用があるもの（次項において「旧相続税法対象年金」という。）に限る。）に係る前条第三項第一号に規定する保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年金の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第八十四條第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 その年に支払を受ける確定型年金（年金の支払開始の日（その日において年金の支払を受ける者が当該居住者以外の者である場合には、当該居住者が最初に年金の支払を受ける日。以下この条において「支払開始日」という。）において支払総額（年金の支払の基礎となる損害保険契約等において定められている年金の総額のうち当該居住者が支払を受ける金額をいい、支払開始日以後に当該損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額に相当する部分の金額を除く。以下この項において同じ。）が確定している年金をいう。以下この条において同じ。）の額（第四号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該確定型年金について前条第一項第一号に規定する確定年金とみなして同号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

二 その年に支払を受ける特定有期型年金（その支払開始日において支払総額が確定していない年金のうち、有期の年金で契約対象者（年金の支払の基礎となる損害保険契約等においてその者の生存が支払の条件とされている者をいう。）がその支払開始日以後一定期間（以下この号において「保証期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡した日からその保証期間の終了の日までの期間に相当する部分の金額の支払が行われるものをいう。以下この条において同じ。）の額（第四号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定有期型年金について前条第一項第五号に規定する特定有期年金とみなして同号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

三 前条第一項第六号の規定は、前二号の規定により計算した金額に係る同項第一号イに規定する支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合について準用する。

四 当該年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

五 その年に支払を受ける当該年金（当該年金の支払開始の日における当該年金の支払を受ける者（次号において「当初年金受取人」という。）が当該居住者である場合の年金に限る。）の額（第一号から第三号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。）に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) その支払開始日において支払総額が確定している年金 当該支払総額

(2) その支払開始日において支払総額が確定していない年金 第二号の規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額

ロ 当該損害保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

六 その年において支払を受ける当該年金の当初年金受取人が当該居住者以外の者である場合におけるその年分の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該年金の額（第一号から第三号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。）に、当該当初年金受取人に係る当該年金の支払開始の日における第八十四條第一項第二号又は前号に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

七 第五号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

2 損害保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者が、当該年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る前条第三項第一号に規定する保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第八十四條第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。この場合において、必要経費に算入する金額の計算については、前項第五号から第七号までの規定を準用する。

一 その年に支払を受ける確定型年金の額（第四号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該確定型年金について前条第二項第一号の確定年金とみなして同号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

二 その年に支払を受ける特定有期型年金の額（第四号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち当該特定有期型年金について前条第二項第五号の特定有期年金とみなして同号の規定の例により計算した金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

三 前条第二項第六号の規定は、前二号の規定により計算した金額に係る同項第一号イの支払年金対応額がその支払を受ける年金の額以上である場合について準用する。

四 当該年金の支払開始日以後に当該年金の支払の基礎となる損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

3 第八十四條第三項の規定は、第一項第五号ロに規定する保険料又は掛金の総額について準用する。

第八十七條 削除

第七節 収入及び費用の帰属の時期の特例

第一款 リース譲渡

（延払基準の方法）

第八十八條 第六十五條第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める延払基準の方法は、次に掲げる方法とする。

一 法第六十五條第一項に規定するリース譲渡（以下この款において「リース譲渡」という。）の対価の額及びその原価の額（そのリース譲渡に要した手数料の額を含む。）にそのリース譲渡に係る賦払金割合（リース譲渡の対価の額のうちに、当該対価の額に係る賦払金であつてその年においてその支払の期日が到来するものの合計額（当該賦払金につき既にその年の前年以前に支払を

受けている金額がある場合には、当該金額を除くものとし、その年の翌年以後において支払の期日が到来する賦払金につきその年中に支払を受けた金額がある場合には、当該金額を含む。）の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額をその年分の収入金額及び費用の額とする方法

二 リース譲渡に係るイ及びロに掲げる金額の合計額をその年分の収入金額とし、ハに掲げる金額をその年分の費用の額とする方法

イ 当該リース譲渡の対価の額から利息相当額（当該リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息に相当する金額をいう。ロにおいて同じ。）を控除した金額（ロにおいて「元本相当額」という。）をリース資産（法第六十五条第一項に規定するリース資産をいう。）のリース期間（同項に規定するリース取引に係る契約において定められた当該リース資産の賃貸借の期間をいう。以下この号及び第三項において同じ。）の月数で除し、これにその年における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額

ロ 当該リース譲渡の利息相当額がその元本相当額のうちその支払の期日が到来していないものの金額に應じて生ずるものとした場合にその年におけるリース期間に帰せられる利息相当額

ハ 当該リース譲渡の原価の額をリース期間の月数で除し、これにその年における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額

2 法第六十五条第二項の対価の額のうち利息に相当する部分の金額は、リース譲渡の対価の額からその原価の額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（次項において「利息相当額」という。）とする。

3 法第六十五条第二項に規定する収入金額として政令で定める金額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額とし、同項に規定する費用の額として政令で定める金額は、第三号に掲げる金額とする。

一 リース譲渡の対価の額から利息相当額を控除した金額（次号において「元本相当額」という。）をリース期間の月数で除し、これにその年における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額

二 リース譲渡に係る賦払金の支払を、支払期間をリース期間と、支払日を当該リース譲渡に係る対価の支払の期日と、各支払日の支払額を当該リース譲渡に係る対価の各支払日の支払額と、利息の総額を利息相当額と、元本の総額を元本相当額とし、利率を当該支払期間、支払日、各支払日の支払額、利息の総額及び元本の総額を基礎とした複利法により求められる一定の率として賦払の方法により行うものとした場合にその年におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額

三 リース譲渡の原価の額をリース期間の月数で除し、これにその年における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額

4 第一項第二号及び前項の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）

第百八十九条 法第六十五条第一項本文（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける居住者がリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき、そのリース譲渡の日の属する年の翌年以後のいずれかの年において同項に規定する延払基準の方法により経理しなかつた場合には、そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（その経理しなかつた年の前年分以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、その経理しなかつた年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

2 法第六十五条第二項の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けているリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（その解除又は移転をした日の属する年の前年分以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、その解除又は移転をした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

第百九十条 削除

（事業の廃止 死亡等の場合のリース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）

第百九十一条 リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき法第六十五条第一項（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けている居住者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その該当することとなつた日の属する年以前の各年においてその者がしたリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（当該各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、その者の同日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 その者が死亡した場合において、当該リース譲渡に係る事業を承継した相続人がないとき。

二 その者が当該リース譲渡に係る事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

三 その者が出国をした場合

2 リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき法第六十五条第一項の規定の適用を受けている居住者が死亡した場合において、その者の当該リース譲渡に係る事業を承継した相続人が当該収入金額及び費用の額につき、当該死亡の日の属する年以後の各年において同項に規定する延払基準の方法（以下この条において「延払基準の方法」という。）により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。この場合において、当該収入金額及び費用の額に係る第百八十八条第一項第一号（延払基準の方法）の規定の適用については、同号中「支払を受けている金額」とあるのは、「支払を受けている金額（既にその死亡した居住者が支払を受けている金額を含む。）」とする。

3 前項に規定する居住者が死亡した場合において、その者の同項に規定する事業を承継した相続人が、当該死亡の日の属する年以後のいずれかの年においてその居住者のリース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき延払基準の方法により経理しなかつたときは、その居住者のリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（その居住者の各年分の事業所得の金額又は当該相続人のその年の前年分以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、その該当することとなつた年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

4 第一項の規定は、第二項の規定の適用を受けている同項の相続人が第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合について準用する。

5 リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき法第六十五条第二項の規定の適用を受けている居住者が第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その該当することとなつた日の属する年以前の各年においてその者がしたリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（当該各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、同条第二項の規定にかかわらず、その者の同日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

6 リース譲渡に係る収入金額及び費用の額につき法第六十五条第二項の規定の適用を受けている居住者が死亡した場合において、その者の当該リース譲渡に係る事業を承継した相続人が当該居住者から同項の規定の適用を受けているリース譲渡に係る契約の移転を受けたときは、当該死亡の日の属する年以後の各年分における当該相続人の同項の規定の適用については、当該リース譲渡に

係る対価の額及び原価の額並びにリース期間（第百八十八条第一項第二号イに規定するリース期間をいう。以下この項において同じ。）は当該相続人が行ったリース譲渡に係る対価の額及び原価の額並びにリース期間と、当該居住者が死亡した法第六十五条第三項の明細に記載は当該相続人がしたものと、それぞれみなす。

7 前項に規定する居住者が死亡した場合において、その者の同項に規定する事業を承継した相続人が、法第六十五条第二項の規定の適用を受けているリース譲渡に係る契約の解除又は他の者に対する移転をした場合には、そのリース譲渡に係る収入金額及び費用の額（その居住者の各年分の事業所得の金額又は当該相続人のその年の前年分以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、その該当することとなった年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

8 第五項の規定は、第六項の規定の適用を受けている同項の相続人が第一項各号に掲げる場合に該当することとなった場合について準用する。

第二款 工事の請負

（工事の請負）

第百九十二条 法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める大規模な工事は、その請負の対価の額（その支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。以下この款において同じ。）については、その工事に係る契約の時ににおける外国為替の売買相場による円換算額とする。）が十億円以上の工事とする。

2 法第六十六条第一項に規定する政令で定める要件は、当該工事に係る契約において、その請負の対価の額の二分の一以上が当該工事に目的物の引渡しの日から一年を経過する日後に支払われることが定められていないものであることとする。

3 法第六十六条第一項及び第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法は、工事の請負の対価の額及びその工事原価の額（その年十二月三十一日（年中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項及び第六項において同じ。）の現況によりその工事につき見積もられる工事の原価の額をいう。以下この項において同じ。）に同日におけるその工事に係る進行割合（工事原価の額のうち工事にために既に要した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額の占める割合その他の工事の進行の度合を示すものとして合理的と認められるものに基づいて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額から、それぞれその年の前年以前の各年分の収入金額とされた金額及び費用の額とされた金額を控除した金額とする方法とする。

4 居住者の請負をした工事（当該工事に係る追加の工事を含む。）の請負の対価の額がその年十二月三十一日において確定していないときにおける法第六十六条第一項の規定の適用については、同日の現況により当該工事につき見積もられる工事の原価の額をその請負の対価の額とみなす。

5 居住者の請負をした工事（法第六十六条第二項本文の規定の適用を受けているものを除く。）が、請負の対価の額の引上げその他の事由によりその着手の日の属する年（以下この項において「着工の年」という。）の翌年以後の年（その工事の目的物の引渡しの日の属する年（以下この項において「引渡し年」という。）を除く。）において長期大規模工事（同条第一項に規定する長期大規模工事をいう。以下この款において同じ。）に該当することとなった場合における同項の規定の適用については、第三項の規定にかかわらず、当該工事の請負に係る既往年分の収入金額及び費用の額（その工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき着工の年以後の各年において同項に規定する工事進行基準の方法により当該各年分の収入金額及び費用の額を計算することとした場合に着工の年からその該当することとなった日の属する年（以下この項において「適用開始年」という。）の前年までの各年分の収入金額及び費用の額とされる金額をいう。）は、当該適用開始年から引渡し年の前年までの各年分の当該工事の請負に係る収入金額及び費用の額に含まれないものとする。ただし、当該工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める年以後の年分については、この限りでない。

一 当該適用開始年以後のいずれかの年において第三項に規定する工事進行基準の方法により経理した場合、その経理した年

二 当該適用開始年以後のいずれかの年において本文の規定の適用を受けなかった場合、その適用を受けなかった年

6 居住者の請負をした長期大規模工事であつて、その年の十二月三十一日において、その着手の日から六月を経過していないもの又はその第三項に規定する進行割合が百分の二十に満たないものに係る法第六十六条第一項の規定の適用については、第三項の規定にかかわらず、当該長期大規模工事の請負に係るその年分の収入金額及び費用の額は、ないものとする。ただし、当該長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、同項に規定する工事進行基準の方法により経理した年以後の年分については、この限りでない。

7 法第六十六条第一項の規定を適用する場合において、同項の居住者が長期大規模工事に着手したかどうかの判定は、当該居住者がその請け負った工事の内容を完成するために一連の作業のうち重要な部分の作業を開始したかどうかによるものとする。この場合において、工事の設計に関する作業が当該工事の重要な部分の作業に該当するかどうかは、当該居住者の選択による。

8 第五項本文の規定は、同項本文の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に同項本文の規定の適用を受けようとする工事の名称並びにその工事の請負に係る同項本文に規定する既往年分の収入金額及び費用の額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

9 第四項の規定は、法第六十六条第二項本文の規定を適用する場合（第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。この場合において、第四項中「第六十六条第一項」とあるのは、「第六十六条第二項本文の規定の適用を受ける場合における前項」と読み替えるものとする。

10 第七項の規定は、法第六十六条第二項本文の規定を適用する場合における同項に規定する工事に着手したかどうかの判定について準用する。

11 居住者の請負をした法第六十六条第二項に規定する工事のうちその請負の対価の額がその着手の日において確定していないものに係る同項の規定の適用については、当該請負の対価の額の確定の日を当該工事の着手の日とすることができる。

（工事進行基準の方法による未収入金）

第百九十三条 居住者の請負をした工事につきその着手の日からその目的物の引渡しの日の前日までの期間内の日の属する各年分において法第六十六条第一項又は第二項本文（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けている場合には、当該工事に係る第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該工事の請負に係る売掛債権等（売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権をいう。）の額として、当該各年分の事業所得の金額を計算する。

一 当該工事の請負に係る収入金額のうち、法第六十六条第一項又は第二項本文に規定する工事進行基準の方法によりその年の前年分以前の各年分の収入金額とされた金額及びその年の年分の収入金額とされる金額の合計額（同項ただし書に規定する経理しなかつた年の翌年分以後の年分の収入金額を除く。）

二 既に当該工事の請負の対価として支払われた金額（当該対価の額でまだ支払われていない金額のうち、当該対価の支払を受ける権利の移転により当該居住者が当該対価の支払を受けない金額を含む。）

2 前項の売掛債権等につき貸倒れによる損失が生じた場合の同項の売掛債権等の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（死亡の場合の工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）

第九十四條 長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受けている居住者が死亡したときは、その長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額のうち、その居住者のその長期大規模工事の請負に係る事業を承継した相続人の当該死亡の日の属する年からその長期大規模工事の目的物の引渡しの日属する年の前年までの各年分の収入金額及び費用の額として同項に規定する工事進行基準の方法により計算した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。この場合において、当該相続人に係る第九十二条第三項（工事進行基準の方法）及び前条の規定の適用については、当該居住者がその死亡前に当該長期大規模工事のために要した経費の額並びに当該相続人について当該長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額とされた金額は、それぞれ当該相続人が当該長期大規模工事のために要した経費の額並びに当該相続人について当該工事の請負に係る収入金額及び費用の額とされた金額とみなす。

2 法第六十六条第二項の工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき同項の規定の適用を受けている居住者が死亡した場合において、その居住者のその工事の請負に係る事業を承継した相続人が当該収入金額及び費用の額につき、当該死亡の日の属する年からその工事の目的物の引渡しの日属する年の前年までの各年において同項に規定する工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。この場合において、当該相続人に係る第九十二条第三項及び前条の規定の適用については、当該居住者がその死亡前に当該工事のために要した経費の額並びに当該居住者についてその死亡前に当該工事の請負に係る収入金額及び費用の額とされた金額は、それぞれ当該相続人が当該工事のために要した経費の額並びに当該相続人について当該工事の請負に係る収入金額及び費用の額とされた金額とみなす。

第三款 小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期

（小規模事業者の要件）

第九十五條 法第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 その年の前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額（法第五十七条（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）の合計額が三百万円以下であること。

二 既に法第六十七条第一項の規定の適用を受けたことがあり、かつ、その後同項の規定の適用を受けないこととなつた者については、再び同項の規定の適用を受けることにつき財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた者であること。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）

第九十六條 法第六十七条第一項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する居住者で前条各号に掲げる要件に該当するもののその年分（不動産所得を生ずべき業務及び事業所得を生ずべき業務の全部を譲渡し、若しくは廃止し、又は死亡した日の属する年分を除く。）の不動産所得の金額及び事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額に算入すべき金額は、法第二編第二章第二節第三款（収入金額の計算）（法第四十一条（農産物の収穫の場合の総収入金額算入）を除く。）の規定の適用を受けるものを除き、その者の選択により、これらの業務につきその年において収入した金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とすることができ

2 前項の規定の適用を受ける居住者のその年分の同項に規定する不動産所得の金額及び事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、償却費並びに法第五十一条第一項及び第四項（資産損失の必要経費算入）の規定の適用を受けるものを除き、その年においてこれらの所得の総収入金額を得るために直接支出した費用の額及びその年においてこれらの所得を生ずべき業務について支出した費用の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けないこととなる場合における不動産所得又は事業所得に係る総収入金額及び必要経費の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の要件）

第九十六條之二 法第六十七条第二項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める要件は、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百万円以下であることとする。

（雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期）

第九十六條之三 法第六十七条第二項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する居住者で前条に規定する要件に該当するもののその年分（雑所得を生ずべき業務の全部を譲渡し、若しくは廃止し、又は死亡した日の属する年分を除く。）の雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額に算入すべき金額は、法第二編第二章第二節第三款（収入金額の計算）の規定の適用を受けるものを除き、その者の選択により、その業務につきその年において収入した金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入した場合）には、その金額以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とすることができ

2 前項の規定の適用を受ける居住者のその年分の同項に規定する雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、償却費及び法第五十一条第四項（資産損失の必要経費算入）の規定の適用を受けるものを除き、その年において当該業務に係る雑所得の総収入金額を得るために直接支出した費用の額及びその年において当該業務について支出した費用の額とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けないこととなる場合における雑所得に係る総収入金額及び必要経費の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等)

第百九十七条 その年分以後の各年分の所得税につき第百九十六条第一項（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の選択をする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同項に規定する業務を開始した場合には、その業務を開始した日から二月以内）に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 第百九十六条第一項の規定の適用を受ける居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その年三月十五日までに、その適用を受けることをやめる旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 前条第一項の選択をする居住者は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書を提出する場合には、当該申告書にその適用を受ける旨の記載をしなければならない。

第七節の二 リース取引

(リース取引の範囲)

第百九十七条の二 法第六十七条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める資産の賃貸借は、土地の賃貸借のうち、第七十九条（資産の譲渡とみなされる行為）の規定の適用のあるもの及び次に掲げる要件（これらに準ずるものを含む。）のいずれにも該当しないものとする。

一 当該土地の賃貸借に係る契約において定められている当該賃貸借の期間（以下この条において「賃貸借期間」という。）の終了の時又は当該賃貸借期間の中途において、当該土地が無償又は名目的な対価の額で当該賃貸借に係る賃借人に譲渡されるものであること。

二 当該土地の賃貸借に係る賃借人に対し、賃貸借期間終了の時又は賃貸借期間の中途において当該土地を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

2 資産の賃貸借につき、その賃貸借期間（当該資産の賃貸借に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限る。）において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額（当該資産を業務の用に供するために要する費用の額を含む。）のおおむね百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該資産の賃貸借は、法第六十七条の二第三項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることに該当するものとする。

第七節の三 信託に係る所得の金額の計算

第百九十七条の三 法第六十七条の三第一項（信託に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、同項の法人課税信託が法人税法第二十九条の二ロ（定義）に掲げる信託に該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する受託法人の同項の信託財産に属する資産及び負債の帳簿価額に相当する金額とする。

2 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合における同項の信託財産に属する資産については、前項に規定する該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する帳簿価額に相当する金額により取得したものとみなして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。この場合において、同条第一項の法人課税信託の同項に規定する受託法人が当該資産を取得した日を当該居住者の当該資産の取得の日とする。

3 法第六十七条の三第一項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた損失の額は、当該居住者の各年分の各種所得の金額の計算上、生じなかつたものとする。

4 法第六十七条の三第二項に規定する収益の額は、第一項に規定する資産の同項の帳簿価額の合計額が同項に規定する負債の同項の帳簿価額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とし、前項に規定する損失の額は、当該資産の帳簿価額の合計額が当該負債の帳簿価額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額とする。

5 法第六十七条の三第三項に規定する信託に関する権利が当該信託に関する権利の全部でない場合における同項から同条第六項までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該信託についての受益者等（法第六十七条の三第七項に規定する受益者等をいう。以下この項において同じ。）が一である場合には、当該信託に関する権利の全部を当該受益者等が有するものとみなす。

二 当該信託についての受益者等が二以上ある場合には、当該信託に関する権利の全部をそれぞれの受益者等がその有する権利の内容に応じて有するものとみなす。

第八節 損益通算及び損失の繰越控除

(損益通算の順序)

第百九十八条 法第六十九条第一項（損益通算）の政令で定める順序による控除は、次に定めるところによる。

一 不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず他の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額及び雑所得の金額（以下この条において「経常所得の金額」という。）から控除する。

二 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず一時所得の金額から控除する。

三 第一号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを譲渡所得の金額及び一時所得の金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から順次控除する。この場合において、当該譲渡所得の金額のうち、法第三十三条第三項第一号（譲渡所得の金額）に掲げる所得に係る部分と同項第二号に掲げる所得に係る部分があるときは、同項第一号に掲げる所得に係る部分の譲渡所得の金額からまず控除する。

四 第二号の場合において、同号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これを経常所得の金額（第一号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から控除する。

五 第一号又は第二号の場合において、前各号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額があるときは、これをまず山林所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額から控除する。

六 山林所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これをまず経常所得の金額（第一号又は第四号の規定による控除が行なわれる場合には、これらの規定による控除後の金額）から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、譲渡所得の金額及び一時所得の金額（第二号又は第三号の規定による控除が行なわれる場合には、これらの規定による控除後の金額）から

順次控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、退職所得の金額（前号の規定による控除が行なわれる場合には、同号の規定による控除後の金額）から控除する。この場合においては、第三号後段の規定を準用する。

（変動所得の損失等の損益通算）

第九十九條 前条の場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち法第七十條第二項第一号（純損失の繰越控除）の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下この条において「変動所得の損失の金額」という。）、同項第二号の被災事業用資産の損失の金額（以下この条において「被災事業用資産の損失の金額」という。）、又はその他の損失の金額の二以上があるときは、これらの損失の金額の控除の順序については、次に定めるところによる。

一 不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち変動所得の損失の金額、被災事業用資産の損失の金額又はその他の損失の金額の二以上があるときは、まずその他の損失の金額を控除し、次に被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の損失の金額とその他の損失の金額とがあるときは、まずその他の損失の金額を順次控除する。

二 山林所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額とその他の損失の金額とがあるときは、まずその他の損失の金額を控除し、次に被災事業用資産の損失の金額を控除する。

（損益通算の対象とならない損失の控除）

第二百條 法第六十九條第二項（損益通算の対象とならない損失）に規定する政令で定める損失の金額は、第七十八條第一項第一号（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）に規定する競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

2 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち前項に規定する競走馬の譲渡に係る損失の金額がある場合には、当該損失の金額は、当該競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除する。（純損失の繰越控除）

第二百一條 法第七十條第一項又は第二項（純損失の繰越控除）の規定による純損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する純損失の金額が前年以前三年内（法第七十條の二第一項から第三項まで（特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例）の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次号において同じ。）の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた純損失の金額から順次控除する。

二 前年以前三年内の一年において生じた純損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

イ 純損失の金額のうち総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額（第九十八條第一号から第五号まで（損益通算の順序）の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額をいう。ハにおいて同じ。）があるときは、これをまずその年分の総所得金額から控除する。

ロ 純損失の金額のうち山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額（第九十八條第六号の規定による控除をしてもなお控除しきれない損失の金額をいう。ニにおいて同じ。）があるときは、これをまずその年分の山林所得金額から控除する。

ハ イの規定による控除をしてもなお控除しきれない総所得金額の計算上生じた損失の部分は、その年分の山林所得金額（ロの規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額から控除する。

ニ ロの規定による控除をしてもなお控除しきれない山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、その年分の総所得金額（イの規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除し、次に退職所得金額（ハの規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額）から控除する。

三 その年分の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、まず法第六十九條（損益通算）の規定による控除を行った後に法第七十條第一項又は第二項の規定による控除を行う。

2 前項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第七十條の二第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び第二百四條第三項（雑損失の繰越控除）において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び第二百四條第三項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも古い年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

（被災事業用資産の損失等に係る純損失の金額）

第二百二條 法第七十條第二項（被災事業用資産の損失等に係る純損失の繰越控除）に規定する政令で定める純損失の金額は、同項に規定するその年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額のうち、同項各号に掲げる損失の金額に達するまでの金額（既に同項の規定によりその年の前年以前において控除されたものを除く。）とする。

（被災事業用資産の損失に含まれる支出）

第二百三條 法第七十條第三項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する政令で定める支出は、次に掲げる費用の支出とする。

一 災害により法第七十條第三項に規定する資産（以下この条において「事業用資産」という。）が滅失し、損壊し又はその価値が減少したことによる当該事業用資産の取壊し又は除去のための費用その他の付随費用

二 災害により事業用資産が損壊し又はその価値が減少した場合その他災害により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日）の前日までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用

イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

ロ 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

ハ 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

三 災害により事業用資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあるときに見込まれる場合において、当該事業用資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用

(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)

第二百三条の二 法第七十条の二第二項各号(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 固定資産 法第七十条の二第二項に規定する特定非常災害(次号において「特定非常災害」という。)による損失が生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして法第三十八条第一項又は第二項(譲渡所得の金額の計算上控除する取得費)の規定を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額
- 二 繰延資産 その繰延資産の額からその償却費として法第五十条(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定により特定非常災害による損失が生じた日の属する年の前年以前の各年の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額
- 2 法第七十条の二第四項第一号に規定する政令で定める純損失の金額は、その年のその年において生じた純損失の金額のうち、その年において生じた同号に規定する被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額とする。
- 3 法第七十条の二第四項第二号に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、前条各号に掲げる費用の支出とする。
- 4 法第七十条の二第四項第三号に規定する政令で定める資産は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に係る繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分とする。
- 5 法第七十条の二第四項第五号に規定する政令で定める純損失の金額は、その者の同条第一項に規定する特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち、当該特定非常災害発生年において生じた法第七十条第二項各号(純損失の繰越控除)に掲げる損失の金額に達するまでの金額とする。

(雑損失の繰越控除)

第二百四条 法第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)の規定による雑損失の金額の控除については、次に定めるところによる。

- 一 控除する雑損失の金額が前年以前三年内(法第七十一条第一項(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)の規定の適用がある場合には、前年以前五年内。次号において同じ。)の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた雑損失の金額から順次控除する。
- 二 前年以前三年内の一年の年において生じた雑損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額があるときは、これをその年分の総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

2 その年の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合又は法第七十条(純損失の繰越控除)の規定による控除が行われる場合には、まず、法第六十九条(損益通算)及び第七十条の規定による控除を行った後、法第七十一条第一項の規定による控除を行う。この場合において、控除する純損失の金額及び雑損失の金額が前年以前三年内(法第七十条の二第二項から第三項まで(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)又は第七十一条の二第二項の規定の適用がある場合には、前年以前五年内)の二以上の年に生じたものであるときは、これらの年のうち最も古い年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額から順次控除する。

3 前二項の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額(法第七十一条の二第二項に規定する特定雑損失金額(以下この項及び第二百六条第五項(雑損失の控除の対象となる雑損失の範囲等)において「特定雑損失金額」という。)以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第二百六条第五項において同じ。)又は他の純損失金額が生じた年がその者の有する特例対象純損失金額若しくは特定雑損失金額が生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前二項の規定による控除を行う。

(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)

第二百四条の二 次条の規定は、法第七十一条の二第二項(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「居住者」とあるのは「居住者と生計を一にする」と、「する」とあるのは「する」とあるのは「する」とあるのは「する」とあるのは「第七十一条の二第二項(特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例)の特定非常災害が発生した日の現況による」と、同条第二項中「第七十二条第一項」とあるのは「第七十一条の二第二項」と読み替えるものとする。

2 法第七十一条の二第二項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第二百六条第一項第一号から第三号まで(雑損失の控除の対象となる雑損失の範囲等)に掲げる支出とする。

第二章 所得控除

(雑損失の適用を認められる親族の範囲)

第二百五条 法第七十二条第一項(雑損失の控除)に規定する政令で定める親族は、居住者の配偶者その他の親族でその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものとする。

2 前項に規定する親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合における法第七十二条第一項の規定の適用については、当該親族は、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の親族にのみ該当するものとし、その親族がいずれの居住者の親族に該当するかについては、次に定めるところによる。

- 一 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合には、その者を自己の同一生計配偶者又は扶養親族として居住者の親族とする。
- 二 その親族が同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない場合には、次に定めるところによる。
 - イ その親族が配偶者に該当する場合には、その夫又は妻である居住者の親族とする。
 - ロ その親族が配偶者以外の親族に該当する場合には、これらの居住者のうち総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きい居住者の親族とする。

(雑損失の対象となる雑損失の範囲等)

第二百六条 法第七十二条第一項(雑損失の控除)に規定する政令で定めるやむを得ない支出は、次に掲げる支出とする。

- 一 災害により法第七十二条第一項に規定する資産(以下この項において「住宅家財等」という。)が滅失し、損壊し、又はその価値が減少したことによる当該住宅家財等の取壊し又は除去のための支出その他の付随する支出

- 二 災害により住宅家財等が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該住宅家財等を使用することが困難となつた場合において、その災害のやんだ日の翌日から一年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日）の前日までにした次に掲げる支出その他これらに類する支出
- イ 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- ロ 当該住宅家財等の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該住宅家財等の第三項に規定する損失の金額に相当する部分の支出を除く。第四号において同じ。）
- ハ 当該住宅家財等の損壊又はその価値の減少を防止するための支出
- 三 災害により住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあるとき見込まれる場合において、当該住宅家財等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための支出
- 四 盗難又は横領による損失が生じた住宅家財等の原状回復のための支出その他これに類する支出
- 2 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める金額は、その年においてした前項第一号から第三号までに掲げる支出の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。）とする。
- 3 法第七十二条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額）を基礎として計算するものとする。
- 一 法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額
- イ 昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産 法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定
- ロ 法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつていた建物 同条第二項の規定
- ハ 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する居住者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつていた建物 第六十九条の二第七項（贈与等により取得した資産の取得費等）の規定
- 二 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権 当該損失の生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額
- 三 法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつていた建物（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 当該損失の生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額
- 4 その年において生じた法第七十二条第一項に規定する損失の金額のうち法第七十一条の二第二項（特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例）に規定する特定非常災害により生じた損失の金額と他の損失金額（当該特定非常災害により生じた損失の金額以外の法第七十二条第一項に規定する損失の金額をいう。）とがある場合におけるその年において生じた雑損失の金額は、当該特定非常災害により生じた損失の金額から順次成るものとする。
- 5 前項の場合において、雑損失の金額のうち特定雑損失金額と他の雑損失金額とがあるときは、法第七十二条第一項の規定による控除については、他の雑損失金額から順次控除する。
- （医療費の範囲）
- 第二百七条 法第七十三条第二項（医療費控除）に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状その他財務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とする。
- 一 医師又は歯科医師による診療又は治療
 - 二 治療又は療養に必要な医薬品の購入
 - 三 病院 診療所（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
 - 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二（名簿）に規定する施術者（同法第十二条の二第一項（医業類似行為を業とする）とができる者）の規定に該当する者を含む。）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第一項（定義）に規定する柔道整復師による施術
 - 五 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話
 - 六 助産師による分娩の介助
 - 七 介護福祉士による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項（定義）に規定する喀痰吸引等又は同法附則第十条第一項（認定特定行為業務従事者に係る特例）に規定する認定特定行為業務従事者による同項に規定する特定行為
- （社会保険料の範囲）
- 第二百八条 法第七十四条第二項（社会保険料の意義）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 労働者災害補償保険法第四章の二（特別加入）の規定により労働者災害補償保険の保険給付を受けることができることとされた者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定による保険料
 - 二 地方公共団体の職員が条例の規定により組織する団体（以下この号において「互助会」という。）の行う職員の相互扶助に関する制度で次に掲げる要件を備えているものとして財務省令で定めるところにより税務署長の承認を受けているものに基づき、その職員が負担する掛金
 - イ 当該互助会の事業が、地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第二号から第十三号まで（短期給付の種類等）に掲げる給付（当該給付に係る同法第六十一条（療養に関する退職又は死亡後の給付）の規定による給付を含む。）に類する給付のみを行うものであること。
 - ロ イに規定する給付に要する費用は、主として当該職員が負担する掛金及び当該地方公共団体の補助金によつて充てられるものであること。

ハ 当該互助会への加入資格のある者の全員が加入しているものであること。

三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五百五十二号）附則第九条から第十一条まで（公庫等の復帰希望職員に関する経過措置）の規定による掛金
 四 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法（以下この号において「旧効力厚生年金保険法」という。）第百三十八条から第百四十一条まで（費用の負担）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金（旧効力厚生年金保険法第百四十条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）
 （小規模企業共済等掛金控除の対象とならない共済契約）

第二百八条の二 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する政令で定める共済契約は、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約に係る小規模企業共済法の規定の適用についての読替規定）の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金）に掲げる事由により共済金が支給されることとなる契約とする。

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

第二百八条の三 法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第七十六条第五項第一号に掲げる契約の内容と同条第七項第一号に掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、同号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるもの（第二百八条の七第一号（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

二 法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、同号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの（第二百八条の七第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金

2 金融庁長官は、前項第一号の規定により保険契約を定めたときは、これを告示する。

3 農林水産大臣は、第一項第二号の規定により共済に係る契約を定めたときは、これを告示する。

（旧生命保険料の対象とならない保険料）

第二百八条の四 法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する政令で定める旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料とする。

一 一定の偶発の事故によつて生ずることのある損害をてん補する旨の特約（法第七十六条第六項第四号に掲げる契約又は同条第一項に規定する保険金等（第二百八条の六（介護医療保険契約等）に係る保険金等の支払事由の範囲）及び第二百九条（生命保険料控除の対象とならない保険契約等）において「保険金等」という。）の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの（次号において「傷害保険契約」という。）を除く。が付されている保険契約に係る保険料のうち、当該特約に係る保険料

二 法第七十六条第六項第四号に掲げる契約の内容と法第七十七条第二項第一号（地震保険料控除）に掲げる契約（傷害保険契約を除く。）の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約に係る保険料

（新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額）

第二百八条の五 法第七十六条第一項第一号イ（生命保険料控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年において同条第五項に規定する新生命保険契約等（当該新生命保険契約等以外の保険契約（共済に係る契約を含む。以下この項において同じ。）に附帯して締結したものである場合には、当該他の保険契約及び当該他の保険契約に附帯して締結した当該新生命保険契約等以外の保険契約を含む。以下この項において同じ。）に基づき分配を受けた剰余金の額及び割戻しを受けた割戻金の額並びに当該新生命保険契約等に基づき分配を受けた剰余金又は割戻しを受けた割戻金をもつて当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の払込みに充てた金額の合計額に、その年中に支払つた当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金の金額の合計額のうち当該新生命保険契約等に係る同条第一項に規定する新生命保険料の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 前項の規定は、法第七十六条第二項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同条第三項第一号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第二百八条の六 法第七十六条第二項（生命保険料控除）に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 疾病にかかつたこと又は身体全体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第七十六条第二項に規定する医療費その他の費用を支払つたこと。
 二 疾病若しくは身体全体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）

三 疾病又は身体全体の傷害により就業することができなくなつたこと。

（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第二百八条の七 法第七十六条第二項（生命保険料控除）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第七十六条第五項第一号に掲げる契約の内容と同条第七項第一号に掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料
 二 法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金（承認規定等の範囲）

第二百八条の八 法第七十六条第五項（生命保険料控除）に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号（確定給付企業年金の実施）その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（規約の変更等）（同法第七十九条第一項若しくは第二項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転）、第八十一条第二項（基金から規約型企業年金への移行）又は附則第二十五条第一項（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次項において

「旧効力確定給付企業年金法」という。) 第七百七条第一項(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転)、第七百七条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)の規定その他財務省令で定める規定に規定する権利義務の移転又は承継に伴う確定給付企業年金法第三條第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約(次項において「規約」という。)の変更について承認を受ける場合に限る。)、第七百七十四條第四項(規約型企業年金の統合)及び第七百七十五條第二項(規約型企業年金の分割)の規定とする。

2 法第七十六條第五項に規定する確定給付企業年金法第三條第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第六十六條第一項(基金の規約の変更等)(同法第七十六條第四項(基金の合併)、第七十七條第五項(基金の分割)、第七十九條第一項若しくは第二項、第八十條第二項(規約型企業年金から基金への移行)又は附則第二十五條第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法第七條第一項又は第七十條の二第三項の規定その他財務省令で定める規定に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。)、第七十六條第一項及び第七十七條第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法第七十二條第一項(厚生年金基金から基金への移行)の規定その他財務省令で定める規定とする。

(生命保険料控除の対象とならない保険契約等)

第二百九條 法第七十六條第五項第一号(生命保険料控除)に規定する政令で定める保険契約は、保険期間が五年に満たない保険業法第二條第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち、被保険者が保険期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被保険者が保険期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四號)第六條第二項若しくは第三項(感染症の定義)に規定する一類感染症若しくは二類感染症その他これらに類する特別の事由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

2 法第七十六條第五項第三号に規定する政令で定める生命共済に係る契約のうち、被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合に限り保険金等を支払う定めのあるもの又は被共済者が共済期間の満了の日に生存している場合及び当該期間中に災害、前項に規定する感染症その他これらに類する特別の事由により死亡した場合に限り保険金等を支払う定めのあるものとする。

3 法第七十六條第六項第四号に規定する政令で定めるものは、外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの期間(次項において「海外旅行期間」という。)内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約とする。

4 法第七十六條第七項第二号に規定する政令で定めるものは、海外旅行期間内に発生した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる同条第五項第三号に規定する生命共済契約等とする。

(生命共済契約等の範囲)

第二百十條 法第七十六條第五項第三号(生命保険料控除)に規定する共済に係る契約に類する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 農業協同組合法第十條第一項第十号(共済に関する施設)の事業を行う農業協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約
- 二 水産業協同組合法第十一條第一項第十二号(事業の種類)若しくは第九十三條第一項第六号の二(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約(漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、財務省令で定める要件を備えているものに限る。)
- 三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十條第一項第四号(事業の種類)の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した生命共済に係る契約
- 四 中小企業等協同組合法第九條の二第七項(事業協同組合及び事業協同小組合)に規定する共済事業を行う同項に規定する特定共済組合、同法第九條の九第一項第三号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会又は同条第四項に規定する特定共済組合連合会の締結した生命共済に係る契約
- 五 法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人の締結した生命共済に係る契約でその事業及び契約の内容が前各号に掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの

(退職年金に関する契約の範囲)

第二百十條の二 法第七十六條第五項第四号(生命保険料控除)に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十二條第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約とする。

(年金給付契約の対象となる契約の範囲)

第二百十一條 法第七十六條第八項(生命保険料控除)に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 法第七十六條第五項第一号に掲げる契約で年金の給付を目的とするもの(退職年金の給付を目的とするものを除く。)のうち、当該契約の内容(同条第三項に規定する特約が付されている契約又は他の保険契約に附帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の保険契約の内容を除く。)が次に掲げる要件を満たすもの
- イ 当該契約に基づく年金以外の金銭の支払(剰余金の分配及び解約返戻金の支払を除く。)は、当該契約で定める被保険者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に限り行うものであること。

ロ 当該契約で定める被保険者が死亡し、又は重度の障害に該当することとなつた場合に支払う金銭の額は、当該契約の締結の日以後の期間又は支払保険料の総額に応じて通増的に定められていること。

ハ 当該契約に基づく年金の支払は、当該年金の支払期間を通じて年一回以上定期に行うものであり、かつ、当該契約に基づき支払うべき年金(年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金とする。)の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。

ニ 当該契約に基づく剰余金の金銭による分配(当該分配を受ける剰余金をもつて当該契約に係る保険料の払込みに充てられる部分を除く。)は、年金の支払開始日前において行わないもの又は当該剰余金の分配をする日の属する年において払い込むべき当該保険料の金額の範囲内の額とするものであること。

二 法第七十六條第五項第二号に規定する旧簡易生命保険契約で年金の給付を目的とするもの(退職年金の給付を目的とするものを除く。)のうち、当該契約の内容(同条第三項に規定する特約が付されている契約にあつては、当該特約の内容を除く。)が前号イからニまでに掲げる要件を満たすもの

三 第二百十條第一号及び第二号(生命共済契約等の範囲)に掲げる生命共済に係る契約(法第七十六條第五項第三号に規定する農業協同組合の締結した生命共済に係る契約を含む。)で年金の給付を目的とするもの(退職年金の給付を目的とするものを除く。次号において同じ。)のうち、当該契約の内容(法第七十六條第三項に規定する特約が付されている契約又は他の生命共済に係る

契約に付帯して締結した契約にあつては、当該特約又は他の生命共済に係る契約の内容を除く。次号ロにおいて同じ。）が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件その他の財務省令で定める要件を満たすもの

四 第二十条第三号及び第五号に掲げる生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするものうち、次に掲げる要件を満たすものとして財務大臣の指定するもの

イ 当該年金の給付を目的とする生命共済に関する事業に関し、適正に経理の区分が行われていること及び当該事業の継続が確実であると見込まれること並びに当該契約に係る掛金の安定運用が確保されていること。

ロ 当該契約に係る年金の額及び掛金の額が適正な保険数理に基づいて定められており、かつ、当該契約の内容が第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件を満たしていること。

(生命保険料控除の対象となる年金給付契約の要件)

第二百二十二条 法第七十六条第八項第三号(生命保険料控除)に規定する政令で定める要件は、前条各号に掲げる契約に基づく同項第一号に定める個人に対する年金の支払を次のいずれかとするものであることとする。

一 当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日の属する年の一月一日以後の日(六十歳に達した日が同年の一月一日から六月三十日までの間である場合にあつては、同年の前年七月一日以後の日)で当該契約で定める日以後十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

二 当該年金の受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

三 第一号に定める年金の支払のほか、当該契約に係る被保険者又は被共済者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、当該年金の支払開始日以後十年以上の期間にわたつて、又はその者が生存している期間にわたつて定期に行うものであること。

(地震保険料控除の対象とならない保険料又は掛金)

第二百十三条 法第七十七条第一項(地震保険料控除)に規定する政令で定める保険料又は掛金は、同項に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金のうち、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一 法第七十七条第一項に規定する地震等損害(次号において「地震等損害」という。)により臨時に生ずる費用、同項に規定する資産(同号において「家屋等」という。)の取壊し又は除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金

二 一の法第七十七条第一項に規定する損害保険契約等(当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)第二条(保険金額の限度額)に規定する金額以上とされているものを除く。)においてイに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされている場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金(前号に掲げるものを除く。)

イ 地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額(当該保険金又は共済金の額が当該地震等損害により支払われることとされるに等しい保険金又は共済金の限度額)

ロ 又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額)

(地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲)

第二百十四条 法第七十七条第二項第二号(地震保険料控除)に規定する政令で定める共済に係る契約は、次に掲げる契約とする。

一 農業協同組合法第十條第一項第十号(共済に関する施設)の事業を行う農業協同組合連合会の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約

二 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号)第九十七條第一項第六号(共済事業の種類)又は第六十三條第二項(共済金を交付する事業)の事業を行う農業共済組合又は農業共済組合連合会の締結した火災共済その他建物を共済の目的とする共済に係る契約

三 水産業協同組合法第十一條第一項第十二号(事業の種類)若しくは第九十三條第一項第六号の二(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐性を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約(漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した契約にあつては、財務省令で定める要件を備えているものに限る。)

四 中小企業等協同組合法第九條の九第三項(協同組合連合会)に規定する火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約

五 消費生活協同組合法第十條第一項第四号(事業の種類)の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した火災共済又は自然災害共済に係る契約

六 法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人の締結した火災共済又は自然災害共済に係る契約でその事業及び契約の内容が前各号に掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの(法人の設立のための寄附金の要件)

第二百十五条 法第七十八条第二項第二号(寄附金控除)に規定する政令で定める寄附金は、同号に規定する法人の設立に関する許可又は認可があることが確実であると認められる場合においてされる寄附金とする。

(指定寄附金の指定についての審査事項等)

第二百十六条 法第七十八条第二項第二号(寄附金控除)の財務大臣の指定は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。

一 寄附金を募集しようとする法人又は団体の行う事業の内容及び寄附金の使途

二 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象

三 寄附金の募集期間

四 募集した寄附金の管理の方法

五 寄附金の募集に要する経費

- 六 その他当該指定のために必要な事項
 2 財務大臣は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第二百七十七条 法第七十八條第二項第三号(寄附金控除)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人

一の二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項(定義)に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第六号まで(業務の範囲)に掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号に掲げる事業の経営に、同条第六号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第六条第一号又は第三号(公共的な施設の範囲)に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。)を主たる目的とするもの

二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構

三 公益社団法人及び公益財団法人

四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人で学校(学校教育法第一条(定義)に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項(定義)に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。)の設置若しくは学校及び専修学校(学校教育法第二百四十四条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)若しくは各種学校(学校教育法第三百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項(私立専修学校等)の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五 社会福祉法人

六 更生保護法人

(特定公益信託の要件等)

第二百七十七条の二 法第七十八條第三項(特定公益信託)に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項が信託行為において明らかであり、かつ、受託者が信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)であることとする。

一 当該公益信託の終了(信託の併合による終了を除く。次号において同じ。)の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること。

二 当該公益信託は、合意による終了ができないものであること。

三 当該公益信託の受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること。

四 当該公益信託の信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること。

イ 預金又は貯金

ロ 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益権の取得

ハ イ又はロに準ずるものとして財務省令で定める方法

五 当該公益信託につき信託管理人が指定されるものであること。

六 当該公益信託の受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。

七 当該公益信託の信託管理人及び前号に規定する学識経験を有する者に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること。

八 当該公益信託の受託者がその信託財産から受ける報酬の額は、当該公益信託の信託事務の処理に要する経費として通常必要額を超えないものであること。

2 法第七十八條第三項に規定する政令で定めるところにより証明がされた公益信託は、同項に定める要件を満たす公益信託であることにつき当該公益信託に係る主務大臣(当該公益信託が次項第二号に掲げるものを目的とする公益信託である場合を除き、公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第十一条(主務官庁の権限に属する事務の処理)その他の法令の規定により当該公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。)の証明を受けたものとする。

3 法第七十八條第三項に規定する政令で定める特定公益信託は、次に掲げるもの一又は二以上のものをその目的とする同項に規定する特定公益信託で、その目的に関し相当と認められる業績が持続できることにつき当該特定公益信託に係る主務大臣の認定を受けたもの(その認定を受けた日の翌日から五年を経過していないものに限る。)とする。

一 科学技術(自然科学に係るものに限る。)に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給

二 人文科学の諸領域について、優れた研究を行う者に対する助成金の支給

三 学校教育法第一条(定義)に規定する学校における教育に対する助成

四 学生又は生徒に対する学資の支給又は貸与

五 芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。

六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条第一項(定義)に規定する文化財の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。

七 開発途上にある海外の地域に対する経済協力(技術協力を含む。)に資する資金の贈与

八 自然環境の保全のため野生動物植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とする法人で当該業務に関し国又は地方公共団体の委託を受けているもの(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)に対する助成金の支給

九 すぐれた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務(助成金の支給に限る。)を行うこと。

十 国土の緑化事業の推進（助成金の支給に限る。）

十一 社会福祉を目的とする事業に対する助成

十二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成

4 当該公益信託に係る主務大臣は、第二項の証明又は前項の認定をしようとするとき（当該証明がされた公益信託の第一項各号に掲げる事項に関する信託の変更を当該公益信託の主務官庁が命じ、又は許可するときを含む。）は、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号（法定受託事務）に規定する第一号法定受託事務とする。

（二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属）

第二百十八條 法第八十五条第四項（扶養親族等の判定の時期等）の場合において、同項に規定する配偶者が同項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかは、同項に規定する居住者の提出するその年分の法第百二十二条第一項（予定納税額の減額の承認の申請手続）に規定する申請書、確定申告書又は法第百九十四条第一項若しくは第二項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第百九十五条第一項若しくは第二項（従たる給与についての扶養控除等申告書）、第百九十五条の二第一項（給与所得者の配偶者控除等申告書）若しくは第二十三条の六第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の申告書を含む。以下この条において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次項の規定により、当該配偶者が当該同一生計配偶者又は扶養親族のいずれかとされた後において、当該居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することを妨げない。

2 前項の場合において、同項の居住者が同一人をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載したとき、その他同項の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の同一生計配偶者とする。

（二以上の居住者がある場合の扶養親族の所属）

第二百十九條 法第八十五条第五項（扶養親族等の判定の時期等）の場合において、同項に規定する二以上の居住者の扶養親族に該当する者をいずれの居住者の扶養親族とするかは、これらの居住者の提出するその年分の前条第一項に規定する申告書等（法第百九十五条の二第一項（給与所得者の配偶者控除等申告書）の規定による申告書を除く。以下この条において「申告書等」という。）に記載されたところによる。ただし、本文又は次項の規定により、その扶養親族がいずれか一の居住者の扶養親族に該当するものとされた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、他のいずれか一の居住者の扶養親族とすることを妨げない。

2 前項の場合において、二以上の居住者が同一人をそれぞれ自己の扶養親族として申告書等に記載したとき、その他同項の規定によりいずれの居住者の扶養親族とすることを定めるときは、

一 その年において既に一の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族としていた場合には、当該親族は、当該居住者の扶養親族とする。

二 前号の規定によつてもいづれの居住者の扶養親族とすることが定められない扶養親族は、居住者のうち総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は当該親族がいずれの居住者の扶養親族とすることを判定すべき時における当該合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とする。

（居住者が再婚した場合における同一生計配偶者等の特例）

第二百二十條 法第八十五条第六項（扶養親族等の判定の時期等）の場合において、同項の居住者の同一生計配偶者又は法第八十三条の二第二項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。

2 前項の居住者の死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうちこれらの配偶者と生計を一にする他の居住者の扶養親族にも該当するものは、同項の居住者がこれらの配偶者のうちの一人を同項の規定により同一生計配偶者としたときは、その同一生計配偶者とされた者以外の者は当該他の居住者の扶養親族には該当しないものとし、同項の居住者がこれらの配偶者のいずれをも同一生計配偶者としないうときは、これらの配偶者のうちの一人に限り、当該他の居住者の扶養親族に該当するものとする。

3 前項の場合において、第二百十八条第一項（二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属）の規定により、前項の配偶者の死亡の日までに提出された同条第一項に規定する申告書等（その年において当該申告書等を提出すべき期限が到来していないときは、その前年分の所得税につき最後に提出した当該申告書等）の記載に従つて当該死亡した配偶者が当該他の居住者の扶養親族とされた場合には、当該死亡した配偶者は、当該他の居住者の扶養親族に該当するものとし、第一項の再婚した配偶者は、前項の規定にかかわらず、第一項の居住者の同一生計配偶者又はこれらの居住者以外の生計を一にする居住者の扶養親族に該当するものとする。

第三章 税額控除

（分配時調整外国税相当額）

第二百二十條の二 法第九十三条第一項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する政令で定める金額は、居住者が支払を受ける集団投資信託（法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第百七十六条第三項の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税（第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百二十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもの）のみに対応する部分を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうち当該居住者が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が法第百七十六条第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百条第九項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）

二 法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税の額に、当該収益の分配（法第百八十一条又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分（法第九条第一項第十一号に掲げるもの）のみに対応する部分を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうち当該居住者が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が法第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額

に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）

（外国所得税の範囲）

第二百二十一条 法第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により個人の所得を課税標準として課される税（以下この章において「外国所得税」という。）とする。

2 外国又はその地方公共団体により課される次に掲げる税は、外国所得税に含まれるものとする。

- 一 超過所得税その他個人の所得の特定の部分を課税標準として課される税
- 二 個人の所得又はその特定の部分を課税標準として課される税の附加税
- 三 個人の所得を課税標準として課される税と同一の税目に属する税で、個人の特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
- 四 個人の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、個人の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税

3 外国又はその地方公共団体により課される次に掲げる税は、外国所得税に含まれないものとする。

- 一 税を納付する者が、当該税の納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税
- 二 税の納付が猶予される期間を、その税の納付をすることとなる者が任意に定めることができる税
- 三 複数の税率の中から税の納付をすることとなる者と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率の合意をする権限を付与された者との合意により税率が決定された税（当該複数の税率のうち最も低い税率（当該最も低い税率が当該合意がないものとした場合に適用されるべき税率を上回る場合には当該適用されるべき税率）を上回る部分に限る。）
- 四 外国所得税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税

（国外所得金額）

第二百二十一条の二 法第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する政令で定める金額は、居住者の各年分の次に掲げる国外源泉所得（同項に規定する国外源泉所得をいう。以下この章において同じ。）に係る所得の金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）とする。

- 一 法第九十五条第四項第一号に掲げる国外源泉所得
- 二 法第九十五条第四項第二号から第十七号までに掲げる国外源泉所得（同項第二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる国外源泉所得にあつては、同項第一号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除く。）

（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）

第二百二十一条の三 居住者の各年分の前条第一号に掲げる国外源泉所得（以下第二百二十一条の五（特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）までにおいて「国外事業所等帰属所得」という。）に係る所得の金額は、居住者のその年の国外事業所等（法第九十五条第四項第一号（外国税額控除）に規定する国外事業所等をいう。以下第二百二十一条の五までにおいて同じ。）を通じて行う事業に係る所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべき金額とする。

2 居住者の各年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上その年分の課税標準となるべき金額は、別段の定めがあるものを除き、居住者の国外事業所等を通じて行う事業につき、居住者の各年分の所得の金額の計算に関する所得税に関する法令の規定に準じて計算した場合にその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額となる金額とする。

3 居住者の各年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額につき、前項の規定により法第三十七条（必要経費）の規定に準じて計算する場合には、同条第一項に規定する販売費、一般管理費その他同項に規定する所得を生ずべき業務について生じた費用及び同条第二項に規定する山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用のうち内部取引（法第九十五条第四項第一号に規定する内部取引をいう。以下この条、次条第二項及び第二百二十一条の五において同じ。）に係るものについては、債務の確定しないものを含むものとする。

4 居住者の各年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額につき、第二項の規定により法第五十二条（貸倒引当金）の規定に準じて計算する場合には、同条第一項及び第二項に規定する金銭債権には、当該居住者の国外事業所等と事業場等（法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等をいう。次項、次条第二項及び第二百二十一条の五において同じ。）との間の内部取引に係る金銭債権に相当するものは、含まれないものとする。

5 居住者の国外事業所等と事業場等との間で当該国外事業所等における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものと、第二項の規定により準じて計算することとされる居住者の各年分の所得の金額の計算に関する法令の規定を適用する。

6 第一項の規定を適用する場合において、居住者のその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入された金額のうち法第三十七条第一項に規定する販売費、一般管理費その他の費用で国外事業所等帰属所得に係る所得を生ずべき業務とそれ以外の業務の双方に関連して生じたものの額（以下この項及び次項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、これらの業務に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちこれらの業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上の必要経費として配分するものとする。

7 前項の規定による共通費用の額の配分を行った居住者は、当該配分の計算の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

8 法第九十五条第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

（国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子）

第二百二十一条の四 居住者の各年の国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子（手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。次項において同じ。）の額のうち、当該国外事業所等に係る純資産の額（その年分の当該国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額からその年分の当該国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平

均的な残高として合理的な方法により計算した金額を控除した残額をいう。)が当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額に満たない場合におけるその満たない金額に対応する部分の金額は、その居住者のその年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

2 前項に規定する負債の利子の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額(次号及び第三号に掲げる金額を除く。)
- 二 内部取引において居住者の国外事業所等から当該居住者の事業場等に対して支払う利子に該当することとなるものの金額
- 三 前条第六項に規定する共通費用の額のうち同項の規定により国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上の必要経費として配分した金額に含まれる負債の利子の額

3 第一項に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産の額は、次に掲げるいづれかの方法により計算した金額とする。

- 一 資本配賦法(居住者のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に、ハに掲げる金額の二に掲げる金額に對する割合を乗じて計算した金額をもつて国外事業所等に帰せられるべき純資産の額とする方法をいう。)

イ 当該居住者のその年の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ロ 当該居住者のその年の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ハ 当該居住者のその年十二月三十一日(その者がその年の中途において死亡又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項、次項及び第六項において同じ。)における当該国外事業所等に帰せられる資産の額について、取引の相手方の契約不履行その他の財務省令で定める理由により発生し得る危険(以下この項及び次項において「発生し得る危険」という。)を勘案して計算した金額

ニ 当該居住者のその年十二月三十一日における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に對する割合を乗じて計算した金額をもつて国外事業所等に帰せられるべき純資産の額とする方法をいう。)

イ 比較対象者(当該居住者の国外事業所等を通じて行う主たる事業と同種の事業を国外事業所等所在地に(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。以下この号及び第六項第二号において同じ。)において行う個人(当該個人が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合を除く。以下この号及び同項第二号において「比較対象年」という。))の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている当該比較対象者の純資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。以下この号及び第六項第二号において「比較対象年」という。))の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている当該比較対象者の純資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日における総資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日における総資産の額)について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

ロ 比較対象者の比較対象年の十二月三十一日における総資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日における総資産の額)について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

4 前項第一号ハ若しくはニに掲げる金額又は同項第二号に規定する居住者のその年十二月三十一日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額(以下この項及び次項において「危険勘案資産額」という。)に關し、居住者の行う事業の特性、規模その他の事情により、その年分以後の各年分の確定申告期限までに当該危険勘案資産額を計算することが困難な状況にあると認められる場合には、その年七月一日から十二月三十一日までの間の一定の日における前項第一号ハ若しくは同項第二号に規定する居住者の国外事業所等に帰せられる資産の額又は同項第一号ニに規定する居住者の総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額をもつて当該危険勘案資産額とすることができる。

5 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする最初の年の翌年三月十五日までに、納税地の所轄税務署長に對し、同項に規定する確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難である理由、同項に規定する一定の日その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出した場合に限り、適用する。

6 第三項各号に規定する居住者は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に定める方法は第二号に掲げる方法とすることができ、同項第二号に定める方法は第三号に掲げる方法とすることができる。

一 資本配賦簡便法(第三項第一号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に對する割合を乗じて計算する方法をいう。)

イ 当該居住者のその年十二月三十一日における当該国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額

ロ 当該居住者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

ニ 簿価資産資本比率準法(当該居住者のその年の国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に對する割合を乗じて計算する方法をいう。)

イ 比較対象者の比較対象年の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日における当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日における当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額)に對する割合を乗じて計算した金額

ロ 比較対象者の比較対象年の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額(当該比較対象者が国外事業所等所在地に住所又は居所を有する個人以外の個人である場合には、当該個人の国外事業所等(当該国外事業所等が所在する国又は地域をいう。))の十二月三十一日における当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額)に對する割合を乗じて計算した金額

7 その年の前年分の国外事業所等に帰せられるべき純資産の額(第一項に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産の額をいう。以下この項において同じ。)を資本配賦法等(第三項第一号又は前項第一号に掲げる方法をいう。以下この項において同じ。)により計算した居住者がその年分の当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額を計算する場合には、当該居住者の当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額を同業個人比準法等(第三項第二号又は前項第二号に掲げる方法をいう。以下この項において同じ。)により計算することができるものとし、その年の前年分の国外事業所等に帰せられるべき純資産の額を同業個人比準法等により計算した居住者がその年分の当該国外事業所等に帰せられるべき純資産の額を計算する場合に、当該居住者の当該国外事業所等を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り資本配賦法等により計算することができるものとする。

8 第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額は、同項に規定する負債の利子の額に、同項に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産の額から第一号に掲げる金額を控除した残額（当該残額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額）の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該居住者のその年分の当該国外事業所等に係る第一項に規定する純資産の額

二 当該居住者のその年分の当該国外事業所等に帰せられる負債（第一項に規定する利子の支払の基因となるものその他資金の調達に係るものに限る。）の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

9 第一項及び第三項第一号の帳簿価額は、当該居住者がその会計帳簿に記載した資産又は負債の金額によるものとする。

10 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定により必要経費に算入されない金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、国外事業所等に帰せられるべき純資産の額の計算の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類の保存がある場合に限り、適用する。

11 税務署長は、第一項の規定により必要経費に算入されない金額の全部又は一部につき前項の書類の保存がない場合においても、当該書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

（特定の内部取引に係る国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算）

第二百二十一條の五 居住者の国外事業所等と事業場等との間で資産（法第九十五条第四項第三号又は第五号（外国税額控除）に掲げる国外源泉所得を生ずべき資産に限る。以下この条において同じ。）の当該国外事業所等による取得又は譲渡に相当する内部取引があつた場合には、当該内部取引は当該資産の内部取引の直前の価額に相当する金額により行われたものとして、当該居住者の各年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する。

2 前項の規定する直前の価額に相当する金額とは、居住者の国外事業所等と事業場等との間の内部取引が次の各号に掲げる内部取引のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める金額とする。

一 国外事業所等による資産の取得に相当する内部取引 当該内部取引の時に当該内部取引に係る資産の他の者への譲渡があつたものとみなして当該資産の譲渡により生ずべきその者の各年分の事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するとした場合に当該資産の譲渡に係る原価の額とされる金額に相当する金額

二 国外事業所等による資産の譲渡に相当する内部取引 当該内部取引の時に当該内部取引に係る資産の他の者への譲渡があつたものとみなして当該資産の譲渡により生ずべきその者の各年分の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算するとした場合に当該資産の譲渡に係る原価の額とされる金額に相当する金額

3 第一項の規定の適用がある場合の居住者の国外事業所等と事業場等との間の内部取引（当該国外事業所等による資産の取得に相当する内部取引に限る。以下この項において同じ。）に係る当該資産の当該国外事業所等における取得価額は、前項第一号に定める金額（当該内部取引による取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

（その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算）

第二百二十一條の六 第二百二十一條の二第二号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額は、同号に掲げる国外源泉所得に係る所得のみについて各年分の所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額に相当する金額とする。

2 居住者のその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入された金額のうち法第三十七条第一項（必要経費）に規定する販売費、一般管理費その他の費用で第二百二十一條の二第二号に掲げる所得を生ずべき業務とそれ以外の業務の双方に関連して生じたものの額（以下この項及び次項において「共通費用」という。）があるときは、当該共通費用の額は、これらの業務に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちこれらの業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により同号に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額の計算上の必要経費として配分するものとする。

3 前項の規定による共通費用の額の配分を行った居住者は、当該配分の計算の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しななければならない。

4 法第九十五条第一項から第三項まで（外国税額控除）の規定の適用を受ける居住者は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその年分の第二百二十一條の二第二号に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

（控除限度額の計算）

第二百二十二條 法第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の所得税の額（同条の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）に、その年分の所得総額のうちその年分の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定するその年分の所得総額は、法第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）又は第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（次項において「その年分の所得総額」という。）とする。

3 第一項に規定するその年分の調整国外所得金額とは、法第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条の規定を適用しないで計算した場合のその年分の法第九十五条第一項に規定する国外所得金額（非永住者については、当該国外所得金額のうち、国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。）をいう。ただし、当該国外所得金額がその年分の所得総額に相当する金額を超える場合には、その年分の所得総額に相当する金額とする。

（外国税額控除の対象とならない外国所得の額）

第二百二十二條の二 法第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 居住者が、当該居住者が金銭の借入れをしている者又は預入を受けている者と特殊の関係のある者に対し、その借り入れられ、又は預入を受けた金銭の額に相当する額の金銭の貸付けをする取引（当該貸付けに係る利率その他の条件が、その借入れ又は預入に係る利率その他の条件に比し、特に有利な条件であると認められる場合に限る。）

二 貸付債権その他これに類する債権を譲り受けた居住者が、当該債権に係る債務者（当該居住者に対し当該債権を譲渡した者（以下この号において「譲渡者」という。）と特殊の関係のある者に限る。）から当該債権に係る利子の支払を受ける取引（当該居住者が、譲渡者に対し、当該債権から生ずる利子の額のうち譲渡者が当該債権を所有していた期間に対応する部分の金額を支払う場合において、その支払う金額が、次に掲げる額の合計額に相当する額であるときに限る。）

イ 当該債権から生ずる利子の額から当該債務者が住所又は本店若しくは主たる事務所を有する国又は地域において当該居住者が当該利子につき納付した外国所得税の額を控除した額のうち、譲渡者が当該債権を所有している期間に対応する部分の額

ロ 当該利子に係る外国所得税の額（我が国が租税条約（法第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に規定する条約をいう。以下この号及び第四項において同じ。）を締結している条約相手国等（租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この号及び同項第四号において同じ。）の法律又は当該租税条約の規定により軽減され、又は免除された当該条約相手国等の租税の額で当該租税条約の規定により当該居住者が納付したものとみなされるものを含む。）のうち、譲渡者が当該債権を所有していた期間に対応する部分の額の全部又は一部に相当する額前項に規定する特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいう。

2 前項に規定する特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいう。

一 法人税法施行令第四条（同族関係者の範囲）に規定する個人又は法人

二 次に掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより二の者のいずれか一方の者が他方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係にある者

イ 当該他方の者の役員二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該一方の者の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該一方の者の役員若しくは使用人であつた者であること。

ロ 当該他方の者がその事業活動の相当部分を当該一方の者ととの取引に依存して行つて行つていないこと。

ハ 当該他方の者がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該一方の者からの借入れにより、又は当該一方の者の保証を受けて調達していること。

三 その者の前項に規定する居住者に対する債務の弁済につき、同項第一号に規定する居住者が金銭の借入れをして受けている者若しくは預入を受けている者が保証をしている者又は同項第二号に規定する譲渡者が保証をしている者

3 法第九十五条第一項に規定する居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額は、次に掲げる外国所得税の額とする。

一 法第二十五条第一項各号（配当等とみなす金額）に掲げる事由により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額に対して課される外国所得税の額（当該交付の基因となつた同項に規定する法人の株式又は出資の取得価額を超える部分の金額に対して課される部分を除く。）

二 国外事業所等（法第九十五条第四項第一号に規定する国又は地域において当該支払に係る金額を課税標準として課される外国所得税の額（以下この号及び第四号において同じ。）から事業場等（同項第一号に規定する事業場等をいう。第四号において同じ。）への支払につき当該国外事業所等の所在する国又は地域において当該支払に係る金額を課税標準として課される外国所得税の額

三 居住者が有する株式又は出資を発行した外国人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令に基づき、当該外国人に係る租税の課税標準等（国税通則法第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正又は決定に相当する処分（当該居住者との間の取引に係るものを除く。）があつた場合において、当該処分が行われたことにより増額された当該外国人の所得の金額に相当する金額に対し、これを法第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配の額に相当する金銭の支払とみなして課される外国所得税の額その他の他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを居住者（当該居住者と当該他の者との間に当該居住者が当該他の者（法人に限る。）の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該居住者に限る。）の所得の金額とみなして課される外国所得税の額

四 居住者の国外事業所等の所在する国又は地域（以下この号において「国外事業所等所在地」という。）において課される外国所得税（当該国外事業所等所在地において当該居住者の国外事業所等（当該国外事業所等所在地に所在するものに限る。以下この号において同じ。）を通じて行つた事業から生ずる所得に対して課される他の外国所得税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に、当該居住者その他の者との間に親族関係、当該居住者が当該他の者の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該他の者（当該国外事業所等所在地に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他のこれらに類するもの又は当該国外事業所等所在地の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該居住者の事業場等（当該国外事業所等所在地に所在するものを除く。）（以下この号において「関連者等」という。）への支払に係る金額並びに当該居住者の国外事業所等が当該居住者の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該他の外国所得税の課税標準となる所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を加算することその他これらの金額に関する調整を加えて計算される所得の金額につき課されるものに限る。）の額（当該他の外国所得税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に係る部分を除く。）

五 租税特別措置法第九条の八（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する非課税口座内上場株式等の配当等又は同法第九条の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等に対して課される外国所得税の額

4 法第九十五条第一項に規定するその他政令で定める外国所得税の額は、次に掲げる外国所得税の額とする。

一 居住者がその年以前の年において非居住者であつた期間内に生じた所得に対して課される外国所得税の額

二 外国人から受ける租税特別措置法第四十条の五第一項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」とい）い、同項又は同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国所得税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国所得税の額及び剰余金の計算の基礎となつた外国人の所得のうち居住者に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該居住者に対して課される外国所得税の額に限る。）

三 外国人から受ける租税特別措置法第四十条の八第一項（特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する剰余金の配当等の額（以下この号において「剰余金の配当等の額」とい）い、同項又は同条第二項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国所得税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国所得税の額及び剰余金の計算の基礎となつた外国人の所得のうち居住者に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該居住者に対して課される外国所得税の額に限る。）

四 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

五 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

六 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

七 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

八 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

九 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

十 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

十一 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

十二 我が国が租税条約を締結している条約相手国等又は外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において課される外国所得税の額のうち、当該租税条約の規定（当該外国所得税の軽減又は免除に関する規定に限る。）により当該条約相手国等において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

五 居住者の所得に対して課される外国所得税の額で租税条約の規定において法第九十五条第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算に当たって考慮しないものとされるもの(地方税控除限度額)

第二百二十三條 法第九十五条第二項(外国税額控除)に規定する地方税控除限度額として政令で定める金額は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の十九第三項(道府県民税からの外国所得税額の控除)の規定による限度額と同令第四十八条の九の二第四項(市町村民税からの外国所得税額の控除)の規定による限度額との合計額とする。

(繰越控除限度額等)

第二百二十四條 法第九十五条第二項(外国税額控除)に規定するその年に繰り越される部分として政令で定める金額は、その年の前年以前三年内の各年(次項及び次条第一項において「前三年以内の各年」という。)の国税の控除余裕額又は地方税の控除余裕額を、最も古い年のものから順次に、かつ、同一年のものについては国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額の順に、その年の控除限度超過額に充てるものとした場合に当該控除限度超過額に充てられることとなる当該国税の控除余裕額の合計額に相当する金額とする。

2 前三年以内の各年のうちいずれかの年において納付することとなつた法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額(以下この条及び第二百二十六条において「控除対象外国所得税の額」という。)をその納付することとなつた年の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額の計算上必要経費に算入し、又は一時所得の金額の計算上支出した金額に算入した場合には、当該年以前の各年の国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額は、前項に規定する国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額に含まれないものとして、同項の規定を適用する。

3 法第九十五条第二項の規定の適用を受けることができる年後の各年に係る第一項及び次条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該適用を受けることができる年の控除限度超過額に充てられることとなる国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額並びにこれらの金額の合計額に相当する金額の当該控除限度超過額は、ないものとみなす。

4 前三項に規定する国税の控除余裕額とは、その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額(法第九十五条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。)に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国所得税の額を控除した金額に相当する金額をいう。

5 第一項から第三項までに規定する地方税の控除余裕額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額をいう。

一 その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額を超えない場合 その年の地方税の控除限度額(前条に規定する合計額をいう。以下この条において同じ。)に相当する金額

二 その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額を超え、かつ、その超える部分の金額がその年の地方税の控除限度額に満たない場合 当該地方税の控除限度額から当該超える部分の金額を控除した金額に相当する金額

6 第一項及び第三項に規定する控除限度超過額とは、その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいう。

(繰越控除対象外国所得税額等)

第二百二十五條 法第九十五条第三項(外国税額控除)に規定するその年に繰り越される部分として政令で定める金額は、前三年以内の各年の控除限度超過額(前条第六項に規定する控除限度超過額をいう。以下この条において同じ。)を最も古い年のものから順次にその年の国税の控除余裕額(前条第四項に規定する国税の控除余裕額をいう。以下この条において同じ。)に充てるものとした場合に当該国税の控除余裕額に充てられることとなる当該控除限度超過額の合計額に相当する金額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「国税の控除余裕額及び地方税の控除余裕額」とあるのは、「控除限度超過額」と読み替えるものとする。

3 法第九十五条第三項の規定の適用を受けることができる年後の各年に係る第一項及び前条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該適用を受けることができる年の国税の控除余裕額に充てられることとなる控除限度超過額及びこれに相当する金額の当該国税の控除余裕額は、ないものとみなす。

4 地方税法施行令第七条の十九第二項(道府県民税からの外国所得税額の控除)の規定の適用を受けることができる年(同令第四十八条の九の二第二項(市町村民税からの外国所得税額の控除)の規定の適用をも受けることができる年を除く。)又は同令第四十八条の九の二第二項の規定の適用を受けることができる年後の各年に係る第一項及び前条第一項の規定の適用については、それぞれ、同令第七条の十九第二項又は第四十八条の九の二第二項の規定により当該適用を受けることができる年において課された外国の所得税等の額とみなされる金額に相当する控除限度超過額(当該控除限度超過額のうち第一項の規定により当該適用を受けることができる年の国税の控除余裕額に充てられることとなるものがある場合には、当該充てられることとなる部分を除く。)及びこれに相当する金額の当該適用を受けることができる年の前条第五項に規定する地方税の控除余裕額は、ないものとみなす。

(国外事業所等に帰せられるべき所得)

第二百二十五條の二 法第九十五条第四項第一号(外国税額控除)に規定する国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものは、我が国が租税条約(法第二条第一項第八号の四ただし書(定義)に規定する条約をいい、その条約の我が国以外の締約国又は締約者(以下この項において「条約相手国等」という。)内にある恒久的施設に相当するものに帰せられる所得に対して租税を課することができる旨の定めのあるものに限る。以下この項において同じ。)を締結している条約相手国等については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、外国(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号(定義)に規定する外国をいい、同法第五条各号(相互主義)のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この項において同じ。)については当該外国にある外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第六号に規定する国内事業所等に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものとする。

2 法第九十五条第四項第一号に規定する事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第八号の四イに規定する事業を行う一定の場所に相当するもの

二 法第二条第一項第八号の四ロに規定する建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所に相当するもの

三 法第二条第一項第八号の四ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者

四 前三号に掲げるものに準ずるもの

(国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得)

第二百二十五条の三 次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得は、法第九十五条第四項第二号(外国税額控除)に掲げる国外源泉所得に含まれるものとする。

一 外国の国債若しくは地方債若しくは外国法人の発行する債券又は外国法人の発行する金融商品取引法第二条第一項第十五号(定義)に掲げる約束手形に相当するもの

二 非居住者に対する貸付金に係る債権で当該非居住者の行う業務に係るもの以外のもの

三 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険契約(保険業法第二条第六項(定義)に規定する外国保険業者、同条第三項に規定する生命保険会社、同条第四項に規定する損害保険会社又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約をいう。)その他これに類する契約に基づく保険金の支払又は剰余金の分配(これらに準ずるものを含む。)を受ける権利

2 金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引又は同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、法第九十五条第四項第二号に掲げる国外源泉所得に含まれないものとする。

(国外にある資産の譲渡により生ずる所得)

第二百二十五条の四 法第九十五条第四項第三号(外国税額控除)に規定する国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡(第三号に掲げる資産については、伐採又は譲渡)により生ずる所得とする。

一 国外にある不動産

二 国外にある不動産の上に存する権利、国外における鉱業権又は国外における採石権

三 国外にある山林

四 外国法人の発行する株式又は外国法人の出資者の持分で、その外国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上に相当する数又は金額の株式又は出資を所有する場合にその外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその譲渡による所得に対して外国所得税が課されるもの

五 不動産関連法人の株式(出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第十四項(定義)に規定する投資口を含む。次号及び次項において同じ。)

六 国外にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式

七 国外にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利

2 前項第五号に規定する不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうち次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。

一 国外にある土地等(土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この項において同じ。)

二 その有する資産の価額の総額のうち国外にある土地等の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

三 前号又は次号に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうち国外にある土地等並びに前号、この号及び次号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(前号に掲げる株式に該当するものを除く。)

四 前号に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうち国外にある土地等並びに前二号及びこの号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(前二号に掲げる株式に該当するものを除く。)

(人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲)

第二百二十五条の五 法第九十五条第四項第四号(外国税額控除)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業

二 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業

三 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業(機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業及び法第二条第一項第八号の四口(定義)に規定する建設又は据付けの工事の指揮監督の役務の提供を主たる内容とする事業を除く。)

(国外業務に係る貸付金の利子)

第二百二十五条の六 法第九十五条第四項第八号(外国税額控除)に規定する債券の買戻し又は売戻し条件付売買取引として政令で定めるものは、債券をあらかじめ約定した期日にあらかじめ約定した価格で(あらかじめ期日及び価格を約定することに代えて、その開始以後期日及び価格の約定をすることができる場合にあっては、その開始以後約定した期日に約定した価格で)買い戻し、又は

売り戻すことを約定して譲渡し、又は購入し、かつ、当該約定に基づき当該債券と同種及び同量の債券を買い戻し、又は売り戻す取引(次項において「債券現先取引」という。)とする。

2 法第九十五条第四項第八号に規定する差益として政令で定めるものは、国外において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係るものにおいて、債券を購入する際の当該購入に係る対価の額を当該債券と同種及び同量の債券を売り戻す際の当該売戻しに係る対価の額が上回る場合における当該売戻しに係る対価の額から当該購入に係る対価の額を控除した金額に相当する差益とする。

3 法第九十五条第四項第八号の規定の適用については、非居住者又は外国法人の業務の用に供される船舶又は航空機の購入のためにその非居住者又は外国法人に対して提供された貸付金は、同号の規定に該当する貸付金とし、居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機の購入のためにその居住者又は内国法人に対して提供された貸付金は、同号の規定に該当する貸付金以外の貸付金とする。

(国外業務に係る使用料等)

第二百二十五条の七 法第九十五条第四項第九号ハ(外国税額控除)に規定する政令で定める用具は、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品とする。

2 法第九十五条第四項第九号の規定の適用については、同号ロ又はハに規定する資産で非居住者又は外国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料とし、当該資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料以外の使用料とする。
 (国外に源泉がある給与又は報酬の範囲)

第二百二十五条の八 法第九十五条第四項第十号イ(外国税額控除)に規定する政令で定める人的役務の提供は、次に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。

一 内国法人の役員としての勤務で国外において行うもの(当該役員としての勤務を行う者が同時にその内国法人の使用人として常時勤務を行う場合の当該役員としての勤務を除く。)

二 居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務その他の人的役務の提供(国外における寄航地において行われる一時的な人的役務の提供を除く。)

2 法第九十五条第四項第十号ハに規定する政令で定める人的役務の提供は、前項各号に掲げる勤務その他の人的役務の提供で当該勤務その他の人的役務の提供を行う者が非居住者であつた期間に行つたものとする。

(事業の広告宣伝のための賞金)

第二百二十五条の九 法第九十五条第四項第十一号(外国税額控除)に規定する政令で定める賞金は、国外において事業を行う者から当該事業の広告宣伝のために賞として支払を受ける金品その他の経済的な利益(旅行その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択をすることができないものとされているものを除く。)とする。

(年金に係る契約の範囲)

第二百二十五条の十 法第九十五条第四項第十二号(外国税額控除)に規定する政令で定める契約は、保険業法第二条第六項(定義)に規定する外国保険業者、同条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約又はこれに類する共済に係る契約であつて、年金を給付する定めのあるものとする。

(匿名組合契約に準ずる契約の範囲)

第二百二十五条の十一 法第九十五条第四項第十四号(外国税額控除)に規定する政令で定める契約は、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。

(国際運輸業所得)

第二百二十五条の十二 法第九十五条第四項第十五号(外国税額控除)に規定する政令で定める所得は、居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国外において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国外業務(国外において行う業務をいう。以下この条において同じ。)に係る収入金額又は経費、その国外業務の用に供する固定資産の価額その他その国外業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその居住者の国外業務につき生ずべき所得とする。

(相手国等において租税を課することができることとされる所得)

第二百二十五条の十三 法第九十五条第四項第十六号(外国税額控除)に規定する政令で定めるものは、同号に規定する相手国等において外国所得税が課される所得とする。

(国外に源泉がある所得)

第二百二十五条の十四 法第九十五条第四項第十七号(外国税額控除)に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

- 一 国外において行う業務又は国外にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金(これらに類するものを含む。)に係る所得
- 二 国外にある資産の法人からの贈与により取得する所得
- 三 国外において発見された埋蔵物又は国外において拾得された遺失物に係る所得
- 四 国外において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益(旅行その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択ができないものとされているものを除く。)に係る所得
- 五 前三号に掲げるもののほか、国外においてした行為に伴い取得する一時所得
- 六 前各号に掲げるもののほか、国外において行う業務又は国外にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得

(債務の保証等に類する取引)

第二百二十五条の十五 法第九十五条第五項(外国税額控除)に規定する政令で定める取引は、資金の借入れその他の取引に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。)とする。

(内部取引に含まれない事実の範囲等)

第二百二十五条の十六 法第九十五条第七項(外国税額控除)に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

- 2 法第九十五条第七項に規定する政令で定める事実とは、次に掲げる事実とする。
 - 一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実
 - イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの
 - ロ 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)
 - ハ 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。)
 - 二 前号イからハまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

(外国所得税が減額された場合の特例)

第二百二十六条 居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき法第九十五条第一項から第三項まで(外国税額控除)の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合には、当該居住者のその減額されることとなつた日の属する年(以下この条において「減額に係る年」という。)については、当該減額に係る年において当該居住者が納付

することとなる控除対象外国所得税の額（第三項において「納付控除対象外国所得税額」という。）から減額控除対象外国所得税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第九十五条第一項から第三項までの規定を適用する。

2 前項に規定する減額控除対象外国所得税額とは、居住者の減額に係る年において外国所得税の額の減額がされた金額のうち、第一号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額をいう。

一 当該外国所得税の額のうち居住者の法第九十五条第一項から第三項までの規定の適用を受けた年において控除対象外国所得税の額とされた部分の金額

二 当該減額がされた後の当該外国所得税の額につき当該居住者の法第九十五条第一項から第三項までの規定の適用を受けた年において同条第一項の規定を適用したならば控除対象外国所得税の額とされる部分の金額

3 第一項の場合において、減額に係る年の納付控除対象外国所得税額がないとき、又は当該納付控除対象外国所得税額が前項に規定する減額控除対象外国所得税額（以下この項において「減額控除対象外国所得税額」という。）に満たないときは、減額に係る年の前年以前三年内の各年の第二百二十四条第六項（繰越控除限度額等）に規定する控除限度超過額（同条第三項又は第二百五条第三項若しくは第四項（繰越控除対象外国所得税額等）の規定により減額に係る年の前年以前の各年においてないものとみなされた部分の金額を除く。以下この項において「控除限度超過額」という。）から、それぞれ当該減額控除対象外国所得税額の全額又は当該減額控除対象外国所得税額のうち当該納付控除対象外国所得税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第九十五条第三項の規定を適用する。この場合において、二以上の年につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い年の控除限度超過額から当該控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい年の控除限度超過額から当該控除を行う。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）

第二百二十六条の二 法第九十五条の第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、有価証券等（法第六十条の第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は法第六十条の第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約（以下この項及び次項において「対象資産」という。）の譲渡（同条第四項に規定する譲渡をいう。第二号及び第四項において同じ。）若しくは決済又は限定相続等（同条第八項に規定する限定相続等をいう。第四項において同じ。）による移転（以下この項において「譲渡等」という。）により生ずる所得に対して課される外国所得税（法第九十五条の第二項に規定する外国所得税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により当該外国所得税の課税標準の計算の基礎となる期間の所得に対して課される外国所得税の額から、当該対象資産の譲渡等により生ずる所得（法第六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に該当するものを除く。）がないものとした場合における当該期間の所得に対して課される外国所得税の額を控除した金額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額）とする。

一 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等（相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転に限る。）により生ずる所得に対して課されるものである場合であつて、当該控除した金額が当該対象資産に係る法第三十七条の第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する納税猶予分の所得税額（既に同条第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた金額を除く。）を超えるとき、当該納税猶予分の所得税額

二 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等（譲渡若しくは決済又は贈与による移転に限る。）により生ずる所得に対して課されるものである場合であつて、当該控除した金額が当該対象資産に係る法第三十七条の第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を超えるとき、当該計算した金額

2 法第九十五条の第二項の規定の適用がある場合における国外転出（法第六十条の第二項に規定する国外転出をいう。第四項において同じ。）の日の属する年の法第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する控除限度額の計算については、法第六十条の第二項から第三項まで（これらの規定を同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により行われたものとみなされた対象資産の譲渡又は決済により生ずる所得は、第二百二十一条の二各号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に該当するものとして、同条の規定を適用する。

3 法第六十条の第二項の規定は、法第九十五条の第二項の規定の適用について準用する。

4 第七十条第八項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定は、国外転出の日の属する年分の所得税につき法第九十五条の第二項の規定の適用を受ける個人（その相続人を含む。）が当該国外転出の時に有価証券等の譲渡又は限定相続等による移転をした場合において、その譲渡又は限定相続等による移転をした有価証券等が、その者が当該国外転出の時において有していた有価証券等に該当するかどうかの判定について準用する。

5 第七十条第九項の規定は、前項に規定する個人が有する有価証券等（以下この項において「従前の有価証券等」という。）について第三項において準用する法第六十条の第二十一項各号に掲げる事由が生じた場合において、当該事由により取得した有価証券等（以下この項において「取得有価証券等」という。）が同条第十一項の規定により引き続き所有していたものとみなされるときにおける当該従前の有価証券等のうち当該取得有価証券等の取得の基因となつた部分について準用する。

第四章 税額の計算の特例

第二百二十七条から第二百五十七条まで 削除

（年の中途で非居住者が居住者となつた場合の税額の計算）

第二百五十八条 法第二百二条（年の中途で非居住者が居住者となつた場合の税額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条に規定する居住者につき次に定める順序により計算した所得税の額とする。

一 その者がその年において居住者であつた期間（以下この条において「居住者期間」という。）内に生じた法第七条第一項第一号（課税所得の範囲）に掲げる所得（居住者期間のうちその者が非居住者であつた期間がある場合には、当該所得及び当該期間内に生じた同項第二号に掲げる所得。第四項及び第五項において同じ。）及びその者がその年において非居住者であつた期間（以下この条において「非居住者期間」という。）内に生じた法第六十四条第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得に係る所得を、法第二編第二章第二節（各種所得の金額の計算）の規定に準じてそれぞれ各種所得に区分し、その各種所得ごとに所得の金額を計算する。

二 前号の所得の金額（同号の規定により区分した各種所得のうち、同種の各種所得で居住者期間内に生じたものと非居住者期間内に生じたものとがある場合には、それぞれの各種所得に係る所得の金額の合計額）を基礎とし、法第二編第二章第一節及び第三節（課税標準、損益通算及び損失の繰越控除）の規定に準じて、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する。

三 法第二編第二章第四節（所得控除）の規定に準じ前号の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から基礎控除その他の控除をして課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を計算する。

四 前号の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を基礎とし、法第二編第三章第一節（税率）の規定に準じて所得税の額を計算する。

五 その者がその年において法第二編第三章第二節（税額控除）（法第六十五條第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により同節の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定により配当控除、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を受けることができる場合に相当する場合には、前号の所得税の額からこれらの控除を行い、控除後の所得税の額を計算する。

六 その者が非居住者期間内に支払を受けるべき法第六十四條第二項各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得がある場合には、当該国内源泉所得につき法第六十九條（分離課税に係る所得税の課税標準）及び第七十條（分離課税に係る所得税の税率）の規定を適用して所得税の額を計算し、当該所得税の額を前号の控除後の所得税の額に加算する。

2 前項第一号の規定により各種所得ごとに所得の金額を計算する場合において、給与所得、退職所得、法第三十五條第三項（雑所得）に規定する公的年金等に係る雑所得又は山林所得、譲渡所得若しくは一時所得で居住者期間内及び非居住者期間内の双方にわたつて生じたものがあるときは、これらの所得に係る法第二十八條第三項（給与所得）に規定する給与所得控除額、同条第四項若しくは法第五十七條の第二項（給与所得者の特定支出の控除の特例）の規定による給与所得の金額、法第三十條第二項（退職所得）に規定する退職所得控除額、法第三十五條第四項に規定する公的年金等控除額又は法第三十二條第四項（山林所得）、第三十三條第四項（譲渡所得）若しくは第三十四條第三項（一時所得）に規定する特別控除額は、居住者期間内及び非居住者期間内に生じたこれらの所得をそれぞれ合算した所得につき計算する。

3 第一項第三号の規定により同号に規定する基礎控除その他の控除を行う場合には、これらの控除のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める金額を控除する。

一 雑損控除 法第七十二條第一項（雑損控除）に規定する損失の金額で居住者期間内に生じたものと当該損失の金額で非居住者期間内に生じたもの（第二百九十二條第一項第十三号（恒久的施設帰属所得）についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）の規定に該当する損失の金額に限る。）との合計額が法第七十二條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（第一項第一号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額を同条第一項第一号に定める金額とした場合における同項各号に定める金額とする。）を超える場合におけるその超える部分の金額

二 医療費控除 その者が居住者期間内に支払った法第七十三條第一項（医療費控除）に規定する医療費の金額が第一項第二号に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える場合には、十万円）を超える部分の金額（当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円）

三 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除 その者が居住者期間内に支払った又はその給与から控除される法第七十四條第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料の金額及びその者が居住者期間内に支払った又はその給与から控除される法第七十五條第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額

四 生命保険料控除及び地震保険料控除 その者が居住者期間内に支払った法第七十六條第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料及び旧生命保険料、同条第二項に規定する介護医療保険料、同条第三項に規定する新個人年金保険料及び旧個人年金保険料並びに法第七十七條第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料につき法第七十六條又は第七十七條の規定を適用した金額

4 第一項第五号の規定により分配時調整外国税相当額控除を行う場合において、その者が非居住者期間内に支払を受けた法第六十五條の五の三第一項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する集団投資信託の収益の分配に係る同項に規定する分配時調整外国税相当額があるときは、その者の居住者期間内に生じた法第七條第一号に掲げる所得の金額及び非居住者期間内に生じた法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得（以下この条において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額について法第八十九條から第九十二條まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年の所得税の額に相当する金額を限度として、その者の各年に係る分配時調整外国税相当額（法第九十三條第一項（分配時調整外国税相当額控除）に規定する分配時調整外国税相当額で居住者期間に係るもの及び法第六十五條の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額で非居住者期間に係るもの）の合計額をいう。）を第一項第四号の所得税の額から控除する。

5 第一項第五号の規定により外国税額控除を行う場合において、その者の非居住者期間内に生じた恒久的施設帰属所得があるときは、次に定めるところによる。

一 その者の居住者期間内に生じた法第七條第一項第一号に掲げる所得の金額及び非居住者期間内に生じた恒久的施設帰属所得に係る所得の金額について法第八十九條から第九十三條までの規定により計算したその年の所得税の額にその年の分のイに掲げる金額のうちその年の分のロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（以下この項において「控除限度額」という。）を限度として、その者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税合計額（法第九十五條第一項（外国税額控除）に規定する控除対象外国所得税の額で居住者期間内に生じた法第七條第一項第一号に掲げる所得につき課されるもの及び法第六十五條の六第一項（非居住者に係る外国税額控除）に規定する控除対象外国所得税の額で非居住者期間内に生じた恒久的施設帰属所得につき課されるもの）の合計額をいう。以下この項において同じ。）を第一項第四号の所得税の額から控除する。

イ 居住者期間内に生じた法第七條第一項第一号に掲げる所得及び非居住者期間内に生じた恒久的施設帰属所得に係る所得について、法第七十條第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）又は第七十一條（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合のその年の分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

ロ 居住者期間内に生じた国外源泉所得（法第九十五條第一項に規定する国外源泉所得をいう。ロにおいて同じ。）に係る所得について法第七十條第一項若しくは第二項又は第七十一條の規定を適用しないで計算した場合の法第九十五條第一項に規定する国外所得金額（非永住者については、当該国外所得金額のうち、国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限る。）に相当する金額及び非居住者期間内に生じた法第六十五條の六第一項に規定する国外源泉所得に係る所得について法第七十條第一項若しくは第二項又は第七十一條の規定を適用しないで計算した場合の法第六十五條の六第一項に規定する国外所得金額に相当する金額の合計額（当該合計額がイに掲げる合計額に相当する金額を超える場合には、当該合計額に相当する金額）

二 その者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税合計額がその年の控除限度額と地方税控除限度額（地方税法施行令第七條の十九第三項（外国の所得税等の額の控除）の規定による限度額と同令第四十八條の九の二第四項（外国の所得税等の額の控除）の規定による限度額との合計額をいう。）との合計額を超える場合において、その年の前年以前三年内の各年（次号に

において「前三年以内の各年」という。）の法第六十五條の六第一項に規定する控除限度額のうち同条第二項に規定する繰越控除限度額とみなして、同条の規定を適用する。

三 その者が各年において納付することとなる控除対象外国所得税合計額がその年の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各年において納付することとなつた法第六十五條の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額のうち同条第三項に規定する繰越控除対象外国所得税額があるときは、当該繰越控除対象外国所得税額を法第九十五條第三項に規定する繰越控除対象外国所得税額とみなして、同条の規定を適用する。

第五章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

(予定納税基準額の計算)

第二百五十九條 法第六十四條第一項第一号(予定納税額の納付)に規定する譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額は、法第二編第二章第三節(損益通算及び損失の繰越控除)の規定を適用した後の金額とし、当該臨時所得は、法第九十條第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用を受けたものに限るものとする。

2 前年分の総所得金額のうち法第二編第二章第三節の規定を適用して計算した後の変動所得(雑所得に該当するものに限る。)の金額又は臨時所得の金額があつた場合において、同年分の所得税につき法第九十條第一項の規定の適用を受けているときは、当該変動所得の金額又は臨時所得の金額を同年分の所得税に係る法第九十條第三項に規定する平均課税対象金額から控除した残額を同年分の当該平均課税対象金額とみなして、法第六十四條第一項第一号に掲げる所得税の額を計算する。ただし、当該変動所得の金額又は臨時所得の金額が当該平均課税対象金額以上であるときは、同年分の当該平均課税対象金額は、ないものとみなす。

(予定納税額等の通知の所轄庁)

第二百六十條 法第六十六條第三項(予定納税額等の通知)及び第九十條第三項(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)に規定する政令で定める税務署長は、これらの規定に規定する居住者の前年分の所得税につき確定申告書の提出を受け、又は当該所得税につき更正若しくは決定をした税務署長及びこれらの事実があつたことを知っている税務署長のうち、最近の納税地を所轄する税務署長とする。

(申告納税見積額の計算)

第二百六十一條 法第六十一條第四項(予定納税額の減額の承認の申請)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 その年分の総所得金額及び山林所得金額の見積額からその年分の法第二編第二章第四節(所得控除)に規定する控除の額の見積額を法第八十七條第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額又は課税山林所得金額とみなして、同編第三章第一節(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額から同章第二節(税額控除)の規定による控除の額を法第九十二條第二項(税額控除の順序等)の規定に準じて控除した後の所得税の額

二 前号に掲げる総所得金額の計算の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされる所得税の額の見積額

第二節 確定申告及びこれに伴う納付

第一款 確定申告

(確定申告書に関する書類等の提出又は提示)

第二百六十二條 法第六十條第三項第一号(確定所得申告)(法第六十一條第三項(還付等を受けるための申告)、第六十二條第三項(確定損失申告)、第六二十五條第四項(年の中途で死亡した場合の確定申告)及び第六十七條第四項(年の中途で出国をする場合の確定申告)において準用する場合を含む。)に掲げる書類又は電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この項において同じ。)を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならぬ。ただし、第二号から第五号までに掲げる書類又は電磁的記録印刷書面で法第九十條第二号(年末調整)の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第七十四條第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料、法第七十五條第二項(小規模企業共済等掛金(第三号において「小規模企業共済等掛金」という。)、法第七十六條第一項(生命保険料控除)に規定する新生命保険料(第四号イにおいて「新生命保険料」という。))若しくは旧生命保険料(第四号ロにおいて「旧生命保険料」という。)、同条第二項に規定する介護医療保険料(第四号ハにおいて「介護医療保険料」という。)、同条第三項に規定する新個人年金保険料(第四号ニにおいて「新個人年金保険料」という。))若しくは旧個人年金保険料(第四号ホにおいて「旧個人年金保険料」という。))又は法第七十七條第一項(地震保険料控除)に規定する地震保険料(第五号において「地震保険料」という。))に係るものについては、この限りでない。

一 確定申告書に雑損控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる法七十二條第一項(雑損控除)に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした金額につきこれを領収した者のその領収を証する書類

二 確定申告書に社会保険料控除(法第七十四條第二項第五号に掲げる社会保険料に係るものに限る。)に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載した当該社会保険料の金額を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

三 確定申告書に小規模企業共済等掛金控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載した小規模企業共済等掛金の額を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

四 確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる次に掲げる保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面(ロに掲げる金額に係るものにあつては、当該金額が九千円を超える法第七十六條第六項に規定する旧生命保険契約等(ロにおいて「旧生命保険契約等」という。))に係るものに限る。)

イ 新生命保険料の金額（その年において当該新生命保険料の金額に係る法第七十六条第五項に規定する新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該新生命保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける法第七十六条第五項に規定する新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新生命保険料に係る部分の金額として第二十八条の五第一項（新生命保険料等の金額から控除する剰余金の額）の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）

ロ 旧生命保険料の金額（その年において当該旧生命保険料の金額に係る旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該旧生命保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける法第七十六条第五項に規定する旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）

ハ 介護医療保険料の金額（その年において当該介護医療保険料の金額に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該介護医療保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける法第七十六条第七項に規定する介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該介護医療保険料に係る部分の金額として第二十八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）

ニ 新個人年金保険料の金額（その年において当該新個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該新個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該新個人年金保険料に係る部分の金額として第二十八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額）

ホ 旧個人年金保険料の金額（その年において当該旧個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻しを受け、又は当該旧個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（当該旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）

五 確定申告書に地震保険料控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる地震保険料の金額その他財務省令で定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

六 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金の明細書その他財務省令で定める書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

2 前項に規定する電子証明書等とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）でその記録された情報について電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われているもの及び当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。）をいう。

3 法第二百二十条第三項第二号（法第二百二十二条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる親族に係る次に掲げる書類を、当該記載がされる障害者控除に係る障害者（確定申告書に控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として記載がされる者を除く。以下この項において「国外居住障害者」という。）又は当該記載がされる控除対象配偶者若しくは配偶者特別控除に係る配偶者（以下この項において「国外居住配偶者」という。）の各人別に確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された当該国外居住障害者に係る障害者控除の額に相当する金額若しくは当該国外居住配偶者に係る配偶者控除若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額に係る次に掲げる書類又は当該給与等の金額から控除されたこれらの相当する金額に係る国外居住障害者若しくは国外居住配偶者以外の者について法第九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）若しくは第二百三条の六第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定により提出し、若しくは提示した第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一 次に掲げる者の区分に応じ次に定める旨を証する書類として財務省令で定めるもの

イ 国外居住障害者 当該国外居住障害者が当該居住者の親族に該当する旨

ロ 国外居住配偶者 当該国外居住配偶者が当該居住者の配偶者に該当する旨

二 当該国外居住障害者又は国外居住配偶者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

4 法第二百二十条第三項第三号（法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）の各人別に次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された扶養控除の額に相当する金額に係る当該国外居住扶養親族の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は当該給与等の金額から控除された当該扶養控除の額に相当する金額に係る国外居住扶養親族以外の者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類のうち、法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した第一号イ、第二号イ若しくはハ若しくは第三号イに掲げる書類については、この限りでない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

イ 当該国外居住扶養親族が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

ロ 当該国外居住扶養親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

二 当該国外居住扶養親族が法第二十一条第三十四号の二ロ（一）（定義）に掲げる者に該当するものとして扶養控除に関する事項を記載する場合 次に掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 当該国外居住扶養親族が法第二条第一項第三十四号の二ロ（一）に掲げる者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

三 当該国外居住扶養親族が法第二十一条第三十四号の二ロ（三）に掲げる者に該当するものとして扶養控除に関する事項を記載する場合 次に掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 当該国外居住扶養親族が法第二十一条第三十四号の二ロ(3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるもの
 5 法第二百二十条第三項第四号(法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる居住者は、法第二十一条第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものを確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から勤労学生控除の額に相当する金額が控除された勤労学生については、この限りでない。
 6 国税庁長官は、第一項の方法を定めたときは、これを告示する。

(給与所得以外の所得が少額であつても確定申告書の提出を要する場合)

第二百六十二条の二 法第二十一条第一項(確定所得申告を要しない場合)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者がその者に係る第一号に規定する法人から、法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等のほか、当該法人の事業に係る貸付金の利子又は不動産、動産、営業権その他の資産を当該事業の用に供することによる対価の支払を受ける場合とする。

一 法第五十七条第一項第一号(同族会社の行為又は計算の否認)に規定する同族会社である法人の役員

二 前号の役員の親族であり又はあつた者

三 第一号の役員とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあり又はあつた者

四 第一号の役員から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している者

(死亡の場合の確定申告の特例)

第二百六十三条 法第二百二十四条第一項若しくは第二項(確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の確定申告)又は第二百二十五条第一項から第三項まで(年の中途で死亡した場合の確定申告)の規定による申告書には、法第二百二十条第一項各号(確定所得申告)又は第二百二十二条第一項各号(還付等を受けるための申告)に掲げる事項のほか、財務省令で定める事項を併せて記載しなければならない。この場合において、法第二百二十四条第一項又は第二項の規定による申告書については、法第二百二十条第一項後段の規定を準用する。

2 前項の申告書を提出する場合において、相続人が二人以上あるときは、当該申告書は、各相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

3 前項ただし書の方法により同項に規定する申告書を提出した相続人は、遅滞なく、他の相続人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知しなければならない。

(各種所得につき源泉徴収をされた所得税等の額から控除する所得税の額)

第二百六十四条 法第二百二十条第一項第四号(確定所得申告)に規定する政令で定める金額は、法第六十一条第六号(国内源泉所得)に掲げる対価につき法第二百二十二条第一項(源泉徴収義務)の規定により源泉徴収をされた所得税の額のうち法第二十五条(非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により徴収が行われたものとみなされる法第六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬に対応する部分の金額とする。

第二款 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納

(延払条件付譲渡に係る要件)

第二百六十五条 法第二百三十二条第三項第三号(延払条件付譲渡の要件)に規定する政令で定める要件は、当該契約において定められているその譲渡の目的物の引渡しの日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額がその譲渡の対価の額の三分の二以下となつていることとする。

(延払条件付譲渡に係る税額の計算等)

第二百六十六条 法第二百三十二条第四項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 法第二百三十二条第一項第一号に規定する申告書に記載された法第二百二十条第一項第三号(確定所得申告に係る所得税額)に掲げる所得税の額

二 前号に規定する申告書に記載された法第二百二十条第一項第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額(法第三十三条第三項第二号(譲渡所得の金額)に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額)又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章(税額の計算)の規定に準じて計算した所得税の額

イ 当該課税総所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となつた譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

ロ 法第二百三十二条第四項に規定する賦払金の額の合計額

2 法第二百三十五条第一項第二号(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 法第二百三十五条第一項第二号に規定する修正後の年税額

二 法第二百三十五条第一項第二号に規定する申告又は更正があつた後におけるその年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から、これらの金額の計算の基礎となつた譲渡所得の金額(法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額)又は山林所得の金額に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額につき法第二編第三章の規定に準じて計算した所得税の額

イ 当該課税総所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となつた譲渡所得又は山林所得に係る総収入金額

ロ 当該申告又は更正があつた後における法第二百三十二条第四項に規定する賦払金の額の合計額

3 第一項第二号又は前項第二号に掲げる所得税の額を計算する場合におけるこれらの規定に定める控除については、次に定めるところによる。

- 一 その年分の譲渡所得の金額のうち法第三十三条第三項第一号に掲げる所得に係る部分と同項第二号に掲げる所得に係る部分とがあるときは、それぞれにつき第一項第二号又は前項第二号の規定を適用して控除すべき金額を計算する。
- 二 控除すべき譲渡所得に係る金額は、課税総所得金額、課税山林所得金額又は課税退職所得金額から順次控除する。
- 三 控除すべき山林所得に係る金額は、課税山林所得金額、課税総所得金額又は課税退職所得金額から順次控除する。
- 四 第一項第二号又は前項第二号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

第三款 納税の猶予

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

- 206六六条の二 法第三十七条の二第二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定の適用を受けようとする個人が担保を供する場合の手続については、国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第十六条(担保の提供手続)に定める手続によるほか、法第三十七条の二第二項第二号に規定する非上場株式等(以下この項、次項及び次条において「非上場株式等」という。)を担保として供する場合には、当該個人が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。
- 2 税務署長は、前項の規定により非上場株式等が担保として供されている場合において、当該担保を解除したときは、当該個人が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を当該個人に返還しなければならない。
- 3 法第三十七条の二第二項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する国外転出(以下この条において「国外転出」という。)の日から五年を経過する日(法第三十七条の二第二項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日)までに同項(同条第二項の規定により適用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による納税の猶予を受けている個人が死亡したことにより、当該国外転出の時に有していた法第六十条の二第二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する有価証券等又は締結していた同条第二項に規定する未決済信用取引等若しくは同条第三項に規定する未決済デリバティブ取引に係る契約の相続(限定承認に係るものに限る。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)による移転があつた場合とする。
- 4 法第三十七条の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額に百円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 5 第七十条第二項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の規定は、法第三十七条の二第五項に規定する譲渡に類するものとして政令で定めるものについて準用する。
- 6 法第三十七条の二第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 7 法第三十七条の二第二項に規定する納税猶予分の所得税額(既に同条第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた金額を除く。)
 - 一 当該国外転出の日の属する年分の法第二百二十条第一項第三号(確定申告)に掲げる金額から法第三十七条の二第二項に規定する適用資産(既に同条第五項の事由が生じたものを除く。次項において同じ。)につき法第六十条の二第二項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該年分の同号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)
 - 二 当該個人は、当該事由が生じた適用資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに前項の規定による金額の計算に関する明細その他参考となるべき事項を記載した書類を、当該事由が生じた日から四月を経過する日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 8 法第三十七条の二第九項第三号に規定する政令で定める事由は、同条第一項の規定の適用を受ける個人が国税通則法第一百七十七条第一項(納税管理人)に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき死亡、解散その他財務省令で定める事実(以下この項において「死亡等事実」という。)が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該個人が当該納税管理人につき死亡等事実の生じたことを知った日から六月を経過する日までに同条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこととする。
- 9 法第三十七条の二第十三項の規定により納付の義務を承継した同項の相続人(以下この条において「猶予承継相続人」という。)については、法第三十七条の二第一項の規定の適用を受けた者とみなして、同条及びこの条の規定を適用する。
- 10 非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第一百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならない。この場合において、次条第六項及び第七項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第三十七条の三第八項、第九項及び第十四項(第三号に係る部分に限る。)(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。
- 11 法第三十七条の三第十項及び第十四項(第三号に係る部分に限る。)(規定は、居住者である猶予承継相続人が国外転出をする場合について準用する。
- 12 次条第十六項及び第十七項の規定は、猶予承継相続人が法第三十七条の二第二項の届出書、同条第六項に規定する継続適用届出書又は第七項の書類を提出する場合について準用する。

第二百六十六条の三 法第三十七条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

場合の手続については、国税通則法施行令第十六条(担保の提供手続)に定める手続によるほか、非上場株式等を担保として供する場合には、その者が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法によるものとする。

- 2 税務署長は、前項の規定により非上場株式等が担保として供されている場合において、当該担保を解除したときは、その者が当該非上場株式等を担保として供することを約する書類その他の財務省令で定める書類をその者に返還しなければならない。

- 3 法第三十七条の三第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する贈与の日から五年を経過する日(同条第三項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日)までに当該贈与に係る非居住者である受贈者が死亡したことにより、当該贈与により移転を受けた法第六十条の三第一項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡

所得等の特例)に規定する有価証券等(以下この条において「有価証券等」という。)又は法第六十条の三第二項に規定する未決済信用取引等(以下この条において「未決済信用取引等」という。)若しくは法第六十条の三第三項に規定する未決済デリバティブ取引(以下この条において「未決済デリバティブ取引」という。)に係る契約の相続(限定承認に係るものに限る。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)による移転があつた場合とする。

4 法第三百三十七條の三第二項に規定する適用被相続人等の相続人は、次の各号に掲げる期限までに、それぞれ当該各号に定める相続等納税猶予分の所得税額に相当する担保を供さなければならない。

一 法第三百三十七條の三第二項に規定する相続の開始の日の属する年分の所得税に係る同項に規定する確定申告期限 同項に規定する相続等納税猶予分の所得税額(次号に定める相続等納税猶予分の所得税額を除く。)

二 当該相続の開始の日の属する年分の所得税に係る法第五十一条の六第一項(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例)の規定による修正申告書の提出期限 当該修正申告書の提出により増加した法第三百三十七條の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額

5 第一項の規定は法第三百三十七條の三第二項の規定の適用を受けようとする相続人が非上場株式等を担保として供する場合について、第二項の規定は税務署長が当該担保を解除した場合について、それぞれ準用する。

6 法第三百三十七條の三第二項の規定による納税管理人の届出をする場合において、同項に規定する対象資産を取得した非居住者が二人以上あるときは、当該届出は、各非居住者が連署による一の書面で行わなければならない。ただし、当該取得した他の非居住者の氏名を付記して各別に行うことを妨げない。

7 前項ただし書の方法により同項の届出をした非居住者は、遅滞なく、当該取得した他の非居住者に対し、当該届出の際に提出した書面に記載した事項の要領を通知しなければならない。

8 法第三百三十七條の三第十項の規定は、同条第二項に規定する適用被相続人等の相続人である居住者が法第六十条の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)に規定する国外転出(第二十一項において「国外転出」という。)をしようとする場合について準用する。

9 法第三百三十七條の三第二項に規定する政令で定める場合は、相続の開始の日から五年を経過する日(同条第三項の規定により同条第二項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日。第十二項において同じ。)までに当該相続又は遺贈(同条第二項に規定する遺贈をいう。以下この項及び第十二項において同じ。)に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の全てが死亡したことにより、当該相続又は遺贈により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の全てについて相続(限定承認に係るものに限る。)

又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)による移転があつた場合とする。

10 法第三百三十七條の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額若しくは同条第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額又はこれらの金額の合計額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

11 法第三百三十七條の三第二項に規定する適用被相続人等の相続人は、同項に規定する相続の開始の日の属する年分の所得税につき法第五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出する場合において、当該修正申告書の提出により増加した法第三百三十七條の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額につき同項(同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとするときは、当該修正申告書に、同条第二項の規定の適用を受けようとする旨の記載をし、かつ、法第六十条の三第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた法第三百三十七條の三第一項に規定する対象資産の譲渡又は決済の明細及び当該修正申告書の提出により増加した当該相続等納税猶予分の所得税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。この場合において、同条第五項の規定は、当該記載又は添付がない修正申告書の提出があつた場合について準用する。

12 法第三百三十七條の三第六項に規定する政令で定める事由は、相続の開始の日から五年を経過する日までに同項の相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡したことにより、当該相続又は遺贈により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の一部について相続(限定承認に係るものに限る。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)による移転があつたこととする。

13 法第三百三十七條の三第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)とする。

この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 法第三百三十七條の三第四項に規定する納税猶予分の所得税額(既に同条第六項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がなかった金額を除く。)

二 当該贈与の日又は相続の開始の日(次項において「贈与等の日」という。)の属する年分の法第二百二十条第一項第三号(確定所得申告)に掲げる金額から法第三百三十七條の三第一項に規定する適用贈与資産又は同条第二項に規定する適用相続等資産(これらの資産について既に同条第六項の事由が生じたものを除く。第十五項において同じ。)につき法第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該年分の同号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零)

14 贈与等の日の属する年分の所得税につき法第三百三十七條の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定の適用があり、かつ、法第三百三十七條の三第一項の規定の適用がある場合には、前条第六項の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第三百三十七條の三第四項」とあるのは「第三百三十七條の二第一項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)及び第三百三十七條の三第四項」と、「所得税額」とあるのは「所得税額の合計額」と、「同条第六項」とあるのは「法第三百三十七條の二第五項又は第三百三十七條の三第六項」と、「同項」とあるのは「これら」とあるのは「第三百三十七條の二第一項に規定する適用贈与資産又は」

とあるのは「第三百三十七條の二第一項に規定する適用相続等資産(これらに同条第五項の事由が生じたものを除く。)」につき法第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用がないものとし、かつ、法第三百三十七條の三第一項に規定する適用贈与資産若しくは」と、「それぞれ読み替えるものとする。

15 法第三百三十七條の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による納税の猶予に係る同条第一項に規定する贈与満了基準日又は同条第二項に規定する相続等満了基準日までに贈与、相続又は遺贈により移転を受けた適用贈与資産又は適用相続等資産について同条第六項の事由が生じた場合には、同条第七項に規定する適用贈与者等は、当該事由が生じた適用贈与資産又は適用相続等資産の種類、名称又は銘柄及び単位数並びに第十三項(前項において準用する場合を含む。)の規定による金額の計算に関する明細その他参考となるべき事項を記載した書類を、当該事由が生じた日から四月を経過する日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

16 法第三十七條の第三項の届出書、同条第七項に規定する継続適用届出書又は前項の書類（以下この項及び次項において「継続適用届出書等」という。）を提出する場合において、同条第二項の規定の適用を受ける相続人が二人以上あるときは、当該継続適用届出書等は、各相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

17 前項ただし書の方法により継続適用届出書等を提出した同項の相続人は、遅滞なく、他の相続人に対し、当該継続適用届出書等に記載した事項の要領を通知しなければならない。

18 法第三十七條の第三十一項第三号に規定する政令で定める事由は、同号の適用贈与者等が国税通則法第十七條第一項（納税管理人）に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき前条第八項に規定する死亡等事実が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該適用贈与者等が当該納税管理人につき当該死亡等事実の生じたことを知った日から六月を経過する日までに同法第十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこととする。

19 法第三十七條の第三十五項の規定により納付の義務を承継した同項に規定する適用贈与者等の相続人（以下この条において「猶予承継相続人」という。）については、法第三十七條の第三十一項の規定の適用を受けた者又は同条第二項の規定の適用を受けた相続人とみなして、同条及びこの条の規定を適用する。

20 非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第十七條第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならない。この場合において、第六項及び第七項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第三十七條の第三十八項、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

21 法第三十七條の第三十項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、居住者である猶予承継相続人が国外転出をする場合について準用する。

22 第十六項及び第十七項の規定は、猶予承継相続人が法第三十七條の第三十三項の届出書、同条第七項に規定する継続適用届出書又は第十五項の書類を提出する場合について準用する。

第三節 還付

第一款 確定申告による還付

（確定申告による還付）

第二百六十七條 法第三十八條第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第三百二十九條第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付金の還付を受けようとする者は、確定申告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該還付金の支払を受けようとする銀行又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条（定義）に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条（定義）に規定する郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項（定義等）に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）の名称及び所在地

二 当該還付金の額のうちまだ納付されていない法第三十八條第二項に規定する源泉徴収税額に相当する金額があるときは、当該金額

三 その他参考となるべき事項

2 前項の規定による記載をした確定申告書を提出する場合において、その年中の各種所得につき源泉徴収をされた所得税の額があるときは、当該申告書に、当該所得税の額が源泉徴収をされた事実の説明となるべき財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

3 第一項第二号に掲げる金額を記載した確定申告書を提出した者は、同号に規定する源泉徴収税額の納付があつた場合には、遅滞なく、その納付の日、その納付された源泉徴収税額その他必要な事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、第一項に規定する還付金に係る金額の記載がある確定申告書の提出があつた場合には、当該金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、法第三十八條第一項又は第三百二十九條第一項若しくは第二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

5 被相続人に係る第一項に規定する還付金の還付を受けようとする相続人が二人以上ある場合において、当該還付金に係る確定申告書を第二百六十三條第二項本文（相続人による確定申告書の提出）の規定により連署による一の書面で提出するときは、当該申告書には、当該還付金の額を各人別に記載しなければならない。

（還付すべき所得税額の充当の順序）

第二百六十八條 法第三十八條第一項（源泉徴収税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。第三項において同じ。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一 その年分の未納の所得税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（法第二十條第二項各号（予納税額の意義）に掲げる税額（以下この条において「予定納税額等」という。）を除く。）があるときは、当該所得税に充当する。

2 法第三十九條第一項又は第二項（予納税額の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。次項において同じ。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一 その年分の未納の所得税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（予定納税額等を除く。）があるときは、当該所得税に充当する。

二 前号の充当をしてもなお還付すべき金額がある場合において、その年分の予定納税額等で未納のものがあるときは、当該未納の予定納税額等に充当する。この場合において、国税通則法第二條第八号（定義）に規定する法定納期限を異にする未納の予定納税額等があるときは、その未納の予定納税額等のうち当該法定納期限がその還付の日最も近いものから順次当該還付すべき金額に達するまでさかのぼつて求めたものに充当する。

三 前二号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

3 その年分の所得税に係る法第三十八條第一項の規定による還付金と法第三十九條第一項又は第二項の規定による還付金とがある場合において、これらの還付金をその年分の所得税で未納のものに充当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる還付金からまず充当するものとする。

一 前項第一号に規定する所得税に充当する場合 法第三十八條第一項の規定による還付金

二 予定納税額等に充当する場合 法第三十九條第一項又は第二項の規定による還付金
(予納税額に係る還付加算金の額の計算)

第二百六十九條 法第三十九條第一項(予納税額の還付)の規定による還付金については、還付加算金の額を計算する場合においては、同項に規定する確定申告書に係る年分の前条第一項第一号に規定する予定納税額等(既に法第三十九條第三項若しくは第六十條第三項(更正等)による予納税額の還付)の還付加算金の額の計算の基礎とされた部分の金額があり、又は法第三十九條第一項若しくは第六十條第一項の規定による還付金をもつて充当をされる部分の金額がある場合には、これらの金額を除く。以下この条において「予定納税額等」という。)のうち次に定める順序により当該還付金の額(当該還付金をもつて前条第二項第一号又は第二号の充当をする場合には、当該充当をする還付金の額を控除した金額)に達するまで順次遡つて求めた各予定納税額等を法第三十九條第三項に規定する還付をすべき予納税額として、同項の規定を適用する。

一 当該予定納税額等のうち国税通則法第二條第八号(定義)に規定する法定納期限(以下この条において「法定納期限」という。)を異にするものについては、その法定納期限の遅いものを先順位とする。

二 法定納期限を同じくする予定納税額等のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とする。

三 法定納期限及び確定の日を同じくする予定納税額等のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とする。
(予納税額に係る延滞税の還付金額の計算)

第二百七十條 法第三十九條第二項(予納税額の還付)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 法第三十九條第一項に規定する確定申告書に係る年分の第二十六條第一項第一号(還付すべき所得税額の充当の順序)に規定する予定納税額等(以下この条において「予定納税額等」という。)について納付された延滞税の額の合計額(当該延滞税のうち既に法第三十九條第二項又は第六十條第二項(更正等)による予納税額の還付)の規定により還付されるべきこととなつたものがある場合には、その還付されるべきこととなつた延滞税の額を除く。

二 当該予定納税額等(法第三十九條第一項又は第六十條第一項の規定による還付金をもつて充当をされる部分の金額を除く。)のうち次に定める順序により前号の確定申告書に記載された法第二十二條第一項第三号(確定所得申告)に掲げる金額(同項第四号に規定する源泉徴収税額がある場合には同号に掲げる金額とし、第二十六條第二項第一号の充当をされる所得税がある場合には当該所得税の額を加算した金額とする。)に達するまで順次求めた各予定納税額等につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

イ 当該予定納税額等のうち国税通則法第二條第八号(定義)に規定する法定納期限(以下この条において「法定納期限」という。)を異にするものについては、その法定納期限の早いものを先順位とする。

ロ 法定納期限を同じくする予定納税額等のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早いものを先順位とする。

ハ 法定納期限及び確定の日を同じくする予定納税額等のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とする。

第二款 純損失の繰戻しによる還付
(純損失の繰戻しをする場合の計算)

第二百七十一條 法第四十條第一項第二号(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は第四十一條第一項第二号(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)に掲げる金額を計算する場合において、純損失の金額の全部又は一部を前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額から控除するときは、次に定めるところによる。

一 控除しようとする純損失の金額のうち第二十一條第一号イ(純損失の繰越控除)に規定する総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額がある場合には、これをまず前年分の課税総所得金額から控除する。

二 控除しようとする純損失の金額のうち第二十一條第一号ロに規定する山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額がある場合には、これをまず前年分の課税山林所得金額から控除する。

三 第一号の規定による控除をしてもなお控除しきれない総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、前年分の課税山林所得金額(前号の規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額)から控除し、次に課税退職所得金額から控除する。

四 第二号の規定による控除をしてもなお控除しきれない山林所得金額の計算上生じた損失の部分の金額は、前年分の課税総所得金額(第一号の規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額)から控除し、次に課税退職所得金額(前号の規定による控除が行われる場合には、当該控除後の金額)から控除する。

五 第一号又は第三号の場合において、総所得金額の計算上生じた損失の部分の金額のうち、法第九十九條(変動所得の損失等の損益通算)に規定する変動所得の損失の金額とその他の損失の金額とがあるときは、まずその他の損失の金額を控除し、次に変動所得の損失の金額を控除する。

六 第一号又は第四号の場合において、前年に法第九十條第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつたときは、同年分の課税総所得金額から控除しようとする純損失の金額のうち、法第九十九條に規定する変動所得の損失の金額は、まず同年分の法第九十條第三項に規定する平均課税対象金額から控除するものとし、当該変動所得以外の各種所得の金額の計算上生じた損失の部分の金額は、まず同年分の課税総所得金額のうち当該平均課税対象金額以外の部分の金額から控除するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合において、その年において生じた純損失の金額のうち、法第七十條の二第四項第一号(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)に規定する被災純損失金額と当該被災純損失金額以外の純損失の金額(同条第一項に規定する特定非常災害発生年純損失金額に該当するものを除く。)とがある場合における法第四十二條第二項(純損失の繰戻しによる還付の手続等)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となる純損失の金額は、当該被災純損失金額以外の純損失の金額から順次成るものとして前項の規定による控除を行う。

(事業の廃止等に準ずる事実等)

第二百七十二條 法第四百十條第五項(事業の全部譲渡等の場合の純損失の繰戻しによる還付の請求)に規定する政令で定める事実は、事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡で、これらの事実が生じたことにより同項に規定する純損失の金額につき法第七十條第一項(純損失の繰越控除)の規定の適用を受けることが困難となると認められるものとする。

2 法第四百十條第五項又は第四百四十一條第四項(相続人等による純損失の繰戻しによる還付の請求)の規定により還付を請求することができる金額は、これらの規定に規定する事実が生じた日の属する年の前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びにこれらにつき法第二編第三章第一節(税率)の規定を適用して計算した所得税の額並びに同日の属する年の前年において生じたこれらの条に規定する純損失の金額を基礎とし、法第四百十條第一項から第三項まで及び第四百四十一條第一項から第三項まで並びに前条の規定に準じて計算した金額とする。この場合において、既に当該前年分の所得税につき法第四百十條第一項又は第四百四十一條第一項の規定の適用があつたときは、当該前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額をもつて当該課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額とみなす。

(相続人等による還付の請求)

第二百七十三條 法第四百十一條第一項又は第四項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)の規定による還付の請求をする場合において、相続人が二人以上あるときは、当該請求に係る法第四百十二條第一項(純損失の繰戻しによる還付の手続等)の規定による還付請求書は、各相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の相続人の氏名を附記して各別に提出することを妨げない。

2 前項ただし書の方法により同項の請求書を提出した相続人は、遅滞なく、他の相続人に対し、当該請求書に記載した事項の要領を通知しなければならない。

第六章 修正申告の特例

第二百七十三條之二 法第五百十一條の六第一項第四号(遺産分割等があつた場合の修正申告の特例)に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があつたこと。
- 二 条件付の遺贈について、条件が成就したこと。

第七章 更正の請求の特例

(更正の請求の特例の対象となる事実)

第二百七十四條 法第五百十二條(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者の当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額(事業所得の金額並びに事業から生じた不動産所得の金額及び山林所得の金額を除く。次号において同じ。)の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと。
- 二 前号に掲げる者の当該年分の各種所得の金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたこと。

第八章 更正及び決定

(同族関係者の範囲)

第二百七十五條 法第五百十七條第一項(同族会社等の行為又は計算の否認等)に規定する株主等と政令で定める特殊の関係のある居住者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該株主等の親族
- 二 当該株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該株主等の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(事業の主宰者の特殊関係者の範囲)

第二百七十六條 法第五百十七條第一項第二号ロ(同族会社等の行為又は計算の否認等)及び第五百十八條(事業所の所得の帰属の推定)に規定する主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者及びこれらの者であつた者とする。

- 一 当該主宰者の親族
- 二 当該主宰者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該主宰者の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該主宰者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持するもの
- 五 当該主宰者の雇主
- 六 第二号から前号までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(更正等による源泉徴収税額等の還付)

第二百七十七條 法第五百十九條第三項第二号(更正等による源泉徴収税額等の還付)に規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八條第五項(還付加算金)に規定する政令で定める理由とする。

2 第二百六十八條(還付すべき所得税額の充當の順序)の規定は、法第五百十九條第一項の規定による還付金を未納の国税及び滞納処分費に充當する場合について準用する。

3 法第五百十九條第一項の規定による還付を受ける者は、その還付を受ける金額のうち同条第二項に規定する源泉徴収税額でまだ納付されていないものがある場合において、当該源泉徴収税額の納付があつたときは、遅滞なく、その納付の日、その納付された源泉徴収税額その他必要な事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(更正等による予納税額の還付)

第二百七十八條 法第六十條第二項(更正等による予納税額の還付)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。
 一 法第六十條第一項の更正等があつた所得税に係る年分の法第二十條第二項各号(確定所得申告)に掲げる税額(次号において「予定納税額等」という。)について納付された延滞税の額の合計額(当該延滞税のうち既に法第三十九條第二項(予納税額の還付)又は第六十條第二項の規定により還付されるべきこととなつたものがある場合には、その還付されるべきこととなつた延滞税の額を除く。)

二 当該予定納税額等(法第三十九條第一項又は第六十條第一項の規定による還付金をもつて充當をされる部分の金額を除く。)のうち次に定める順序により前号の更正等に係る法第二十條第一項第三号に掲げる金額(同項第四号に規定する源泉徴収税額がある場合には同号に掲げる金額とし、第三項において準用する第二百六十八條第二項第一号(還付すべき所得税額の充當の順序)の充當をされる所得税がある場合には当該所得税の額を加算した金額とする。)に達するまで順次求めた各予定納税額等につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額イ 当該予定納税額等のうち国税通則法第二條第八号(定義)に規定する法定納期限(以下この号において「法定納期限」という。)を異にするものについては、その法定納期限の早いものを先順位とする。

ロ 法定納期限を同じくする予定納税額等のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早いものを先順位とする。
 ハ 法定納期限及び確定の日を同じくする予定納税額等のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とする。

2 法第六十條第三項第一号ロに規定する政令で定める理由は、国税通則法第五十八條第五項(還付加算金)に規定する政令で定める理由とする。
 3 第二百六十八條の規定は、法第六十條第一項又は第二項の規定による還付金を未納の国税及び滞納処分費に充當する場合について、第二百六十九條(予納税額に係る還付加算金の額の計算)の規定は、法第六十條第一項の規定による還付金について還付加算金の額を計算する場合についてそれぞれ準用する。

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 国内源泉所得

(恒久的施設に係る内部取引の相手方である事業場等の範囲)

第二百七十九條 法第六十一條第一項第一号(国内源泉所得)に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二條第一項第八号の四イ(定義)に規定する事業を行う一定の場所に相当するもの

二 法第二條第一項第八号の四ロに規定する建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所に相当するもの

三 法第二條第一項第八号の四ハに規定する自己のために契約を締結する権限のある者に相当する者

四 前三号に掲げるものに準ずるもの

(国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得)

第二百八十條 次に掲げる資産の運用又は保有により生ずる所得(法第六十一條第一項第八号から第十六号まで(国内源泉所得)に該当するものを除く。)は、同項第二号に掲げる国内源泉所得に含まれるものとする。

一 公社債のうち日本国の国債若しくは地方債若しくは内国法人の発行する債券又は金融商品取引法第二條第一項第十五号(定義)に掲げる約束手形

二 居住者に対する貸付金に係る債権で当該居住者の行う業務に係るもの以外のもの

三 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約(保険業法第二條第三項(定義)に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者(以下この号において「少額短期保険業者」という。)の締結したこれに類する保険契約をいう。)、第三十條第一号(非課税とされる保険金、損害賠償金等)に規定する旧簡易生命保険契約、損害保険契約(同法第二條第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。)その他これらに類する契約に基づく保険金の支払又は剰余金の分配(これらに準ずるものを含む。)を受ける権利

2 次に掲げるものは、法第六十一條第二号に掲げる国内源泉所得に含まれないものとする。

一 第二百八十三條第一項(国内業務に係る貸付金の利子)に規定する利子

二 金融商品取引法第二條第二十一項に規定する市場デリバティブ取引又は同法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得

(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)

第二百八十一條 法第六十一條第一項第三号(国内源泉所得)に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一 国内にある不動産の譲渡による所得

二 国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九號)の規定による鉱業権又は採石法(昭和二十五年法律第二百九十一號)の規定による採石権の譲渡による所得

三 国内にある山林の伐採又は譲渡による所得

四 内国法人の発行する株式(株主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)その他内国法人の出資者の持分(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百三十條第一項(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置等)に規定する特例旧特定目的会社の出資者の持分を除く。以下この項及び第四項において「株式等」という。)の譲渡(租税特別措置法第三十七條の十第三項若しくは第四項(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)又は第三十七條の十一第三項若しくは第四項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定によりその額及び価額の合計額が同法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた同法第三十七條の十第三項(第八号及び第九号に係る部分を除く。))若しくは第四項第一号から第三号まで又は第三十七條の十一第四項第一号及び第二号に規定する事由に基づく同法第三十七條の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式

- 等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この条において同じ。）による所得で次に掲げるもの
- イ 同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、その所有者である地位を利用して、当該株式等をその内国法人若しくはその特殊関係者に対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより譲渡することによる所得
- ロ 内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得
- 五 法人（不動産関連法人に限る。）の株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十四項（定義）に規定する投資口（第九項において「投資口」という。）を含む。第八項及び第十項において同じ。）の譲渡による所得
- 六 国内にあるゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資の譲渡による所得
- 七 国内にあるゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡による所得
- 八 前各号に掲げるもののほか、非居住者が国内に滞在する間に行う国内にある資産の譲渡による所得
- 2 前項第四号イに規定する株式等の買集めとは、金融商品取引所（金融商品取引法第二十六条（定義）に規定する金融商品取引所をいう。第九項において同じ。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会がその会員（同条第十九項に規定する取引参加者を含む。）に対し特定の銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもたらす基因となると認められる相当数の株式の買集めがあり、又はその疑いがあるものとしてその売買内容等につき報告又は資料の提出を求めた場合における買集めその他これに類する買集めをいう。
- 3 第一項第四号イに規定する特殊関係者とは、同号イの内国法人の役員又は主要な株主等（同号イに規定する株式等の買集めをした者から当該株式等を取得することによりその内国法人の主要な株主等となることとなる者を含む。）、これらの者の親族、これらの者の支配する法人、その内国法人の主要な取引先その他その内国法人とこれらに準ずる特殊の関係のある者をいう。
- 4 第一項第四号ロに規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。
- 一 第一項第四号ロの内国法人の株主等
- 二 前号の一の株主等と法人税法施行令第四条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者
- 三 第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第四号ロの内国法人の株式等につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）
- イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この号において同じ。）が締結している組合契約
- ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- 5 前項第三号及び第十項第三号において、締結契約とは次の各号に掲げる契約をいい、組合財産とは当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
- 一 民法第六百六十七條第一項（組合契約）に規定する組合契約 同法第六百六十八條（組合財産の共有）に規定する組合財産
- 二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約 同法第十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八條に規定する組合財産
- 三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約 同法第五十六条（民法の準用）において準用する民法第六百六十八條に規定する組合財産
- 四 外国における前三号に掲げる契約に類する契約（以下この号において「外国組合契約」という。） 当該外国組合契約に係る前三号に規定する組合財産に類する財産
- 6 第一項第四号ロに規定する株式等の譲渡は、次に掲げる要件を満たす場合の同号ロの非居住者の当該譲渡の日の属する年（以下この項及び第九項において「譲渡年」という。）における第二号に規定する株式又は出資の譲渡に限るものとする。
- 一 譲渡年以前三年内のいずれかの時において、第一項第四号ロの内国法人の特殊関係株主等がその内国法人の発行済株式又は出資（次号及び次項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が第四項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。次号及び次項において同じ。）を所有していたこと。
- 二 譲渡年において、第一項第四号ロの非居住者を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が最初にその内国法人の株式又は出資の譲渡をする直前のその内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資の譲渡をしたこと。
- 7 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項第四号ロの非居住者を含む同号ロの内国法人の特殊関係株主等が前項第二号に掲げる要件を満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたものとして、同項の規定を適用する。
- 一 第一項第四号ロの非居住者がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の法第二十四条第一項（配当所得）に規定する分割型分割（以下この号において「分割型分割」という。）のうち次のいずれかに該当するものにより第六十一条第六項第三号（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等）に規定する分割承継法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の株式、第六十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割承継親法人（以下この号において「分割承継親法人」という。）の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該分割型分割に係る同条第三項に規定する割合に、当該内国法人の当該分割型分割の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該分割型分割の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。
- イ 分割型分割に係る法人税法第二十条第九イ（定義）に規定する分割対価資産として当該分割型分割に係る分割承継法人又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式（出資を含む。以下この号において同じ。）以外の資産が交付される分割型分割

- ロ 分割型分割に係る分割承継法人又は分割承継親法人の株式が当該分割型分割に係る第六十一条第六項第六号に規定する分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない分割型分割
- 二 第一項第四号ロの非居住者がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）のうち次のいずれかに該当するものにより同条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（以下この号において「完全子法人」という。）の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該株式分配に係る第十三条の二第二項（株式分配により取得した株式等の取得価額）に規定する割合に、当該内国法人の当該株式分配の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該株式分配の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。
- イ 完全子法人の株式（出資を含む。ロにおいて同じ。）以外の資産が交付される株式分配
- ロ 株式分配に係る完全子法人の株式が当該株式分配に係る法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない株式分配
- 三 第一項第四号ロの非居住者がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の資本の払戻し（法第二十五条第一項第四号（配当等とみなす金額）に規定する資本の払戻しをいう。ロにおいて同じ。）又は解散による残余財産の分配（以下この号において「払戻し等」という。）として金銭その他の資産の交付を受けた場合において、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合が百分の五以上であるとき。
- イ ロに掲げる場合以外の場合 当該払戻し等に係る払戻等割合（第十四条第一項（資本の払戻し等があつた場合の株式等の取得価額）に規定する払戻等割合をいう。ロにおいて同じ。）に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合
- ロ 当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合 当該払戻し等に係る株式又は出資の種類ごとに、その種類の株式又は出資に係る払戻等割合に、当該内国法人の当該払戻し等の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人の当該種類の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合の合計割合
- 当該種類の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合のうち、当該非居住者を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該払戻し等の直前に所有していた当該内国法人のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。
- 一 国内にある土地等（土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この項において同じ。）
- 二 その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式
- 三 前号又は次号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等並びに前号、この号及び次号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前号に掲げる株式に該当するものを除く。）
- 四 前号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等並びに前二号及びこの号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前二号に掲げる株式に該当するものを除く。）
- 9 第一項第五号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式（投資口を含む。以下この項において同じ。）又は出資の譲渡に限るものとする。
- 一 譲渡年の前年の十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において、「基準日」という。）において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第五号の法人の特殊関係株主等が当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口）又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡
- 二 基準日において、その株式又は出資（上場株式等を除く。）に係る第一項第五号の法人の特殊関係株主等が当該法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡
- 10 前項に規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。
- 一 第一項第五号の法人の株主等
- 二 前号の一の株主等と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者
- 三 第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第五号の法人の株式につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）
- イ 当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この項において同じ。）が締結している組合契約
- ロ イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- ハ ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約
- （恒久的施設を通じて行う組合事業から生ずる利益）
- 第二百八十一条の二 法第六十一条第一項第四号（国内源泉所得）に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。
- 一 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約
- 二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約

三 外国における次に掲げる契約に類する契約

イ 民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約

ロ 前二号に掲げる契約

2 法第六百六十一条第一項第四号に規定する政令で定める利益は、同号に規定する組合契約（以下この項において「組合契約」という。）に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる収入から当該収入に係る費用（同条第一項第五号から第十六号までに掲げる国内源泉所得につき法第二百二十二条第一項（源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税を含む。）を控除したものである。当該組合契約を締結している組合員（当該組合契約を締結していた組合員並びに前項第三号に掲げる契約を締結している者及び当該契約を締結していた者を含む。）が当該組合契約に基づいて配分を受けるものとする。

（国内にある土地等の譲渡による対価）

第二百八十一条の三 法第六百六十一条第一項第五号（国内源泉所得）に規定する政令で定める対価は、土地等（国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この条において同じ。）の譲渡による対価（その金額が一億円を超えるものを除く。）で、当該土地等を自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けた個人から支払われるものとする。

（人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲）

第二百八十二条 法第六百六十一条第六号（国内源泉所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業
- 二 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業
- 三 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合における当該事業及び法第二条第一項第八号の四（定義）に規定する建設又は据付けの工事の指揮監督の役務の提供を主たる内容とする事業を除く。）

（国内業務に係る貸付金の利子）

第二百八十三条 法第六百六十一条第十号（国内源泉所得）に規定する政令で定める利子は、次に掲げる債権のうち、その発生の日からその債務を履行すべき日までの期間（期間の更新その他の方法（以下この項において「期間の更新等」という。）により当該期間が実質的に延長されることが予定されているものについては、その延長された当該期間。以下この項において「履行期間」という。）が六月を超えないもの（その成立の際の履行期間が六月を超えなかつた当該債権について期間の更新等によりその履行期間が六月を超えることとなる場合のその期間の更新等が行われる前の履行期間における当該債権を含む。）の利子とする。

- 一 国内において業務を行う者に対してする資産の譲渡又は役務の提供の対価に係る債権
- 二 前号に規定する対価の決済に関し、金融機関が国内において業務を行う者に対して有する債権
- 2 法第六百六十一条第十号の規定の適用については、居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機の購入のためにその居住者又は内国法人に対して提供された貸付金は、同号の規定に該当する貸付金とし、非居住者又は外国法人の業務の用に供される船舶又は航空機の購入のためにその非居住者又は外国法人に対して提供された貸付金は、同号の規定に該当する貸付金とする。

3 法第六百六十一条第十号に規定する債券の買戻し又は売戻し条件付売買取引として政令で定めるものは、債券をあらかじめ約定した期日にあらかじめ約定した価格で（あらかじめ約定した期日及び価格を約定することに代えて、その開始以後期日及び価格の約定をすることができる場合にあつては、その開始以後約定した期日に約定した価格で）買い戻し、又は売り戻すことを約定して譲渡し、又は購入し、かつ、当該約定に基づき当該債券と同種及び同量の債券を買い戻し、又は売り戻す取引（次項において「債券現先取引」という。）とする。

4 法第六百六十一条第十号に規定する差益として政令で定めるものは、国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係るものにおいて、債券を購入する際の当該購入に係る対価の額を当該債券と同種及び同量の債券を売り戻す際の当該売戻しに係る対価の額が上回る場合における当該売戻しに係る対価の額から当該購入に係る対価の額を控除した金額に相当する差益とする。

（国内業務に係る使用料等）

第二百八十四条 法第六百六十一条第十一号ハ（国内源泉所得）に規定する政令で定める用具は、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品とする。

2 法第六百六十一条第十一号の規定の適用については、同号ロ又はハに規定する資産で居住者又は内国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料とし、当該資産で非居住者又は外国法人の業務の用に供される船舶又は航空機において使用されるものの使用料は、同号の規定に該当する使用料以外の使用料とする。

（国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲）

第二百八十五条 法第六百六十一条第十二号イ（国内源泉所得）に規定する政令で定める人的役務の提供は、次に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。

- 一 内国法人の役員としての勤務で国外において行うもの（当該役員としての勤務を行う者が同時にその内国法人の使用人として常時勤務を行う場合の当該役員としての勤務を除く。）
- 二 居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機において行う勤務その他の人的役務の提供（国外における寄航地において行われる一時的な人的役務の提供を除く。）
- 3 法第六百六十一条第十二号ハに規定する政令で定める人的役務の提供は、第一項各号に掲げる勤務その他の人的役務の提供で当該勤務その他の人的役務の提供を行う者が非居住者であつた期間に行つたものとする。

(事業の広告宣伝のための賞金)

第二百八十六条 法第六十一条第十三号(国内源泉所得)に規定する政令で定める賞金は、国内において事業を行う者から当該事業の広告宣伝のために賞として支払を受ける金品その他の経済的な利益(旅行その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択をすることができないものとされているものを除く。)とする。

(年金に係る契約の範囲)

第二百八十七条 法第六十一条第十四号(国内源泉所得)に規定する政令で定める契約は、第八十三条第三項(生命保険契約等の意義)に規定する生命保険契約等又は第八十四条第一項(損害保険年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)に規定する損害保険契約等であつて、年金を給付する定めのあるものとする。

(匿名組合契約に準ずる契約の範囲)

第二百八十八条 法第六十一条第十六号(国内源泉所得)に規定する政令で定める契約は、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。

(国内に源泉がある所得)

第二百八十九条 法第六十一条第十七号(国内源泉所得)に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

- 一 国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金(これらに類するものを含む。)に係る所得
- 二 国内にある資産の法人からの贈与により取得する所得
- 三 国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得
- 四 国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益(旅行その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択ができないものとされているものを除く。)に係る所得
- 五 前三号に掲げるもののほか、国内においてした行為に伴い取得する一時所得
- 六 前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得

(債務の保証等に類する取引)

第二百九十条 法第六十一条第二項(国内源泉所得)に規定する政令で定める取引は、資金の借入れその他の取引に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。)とする。

(国際運輸業所得)

第二百九十一条 法第六十一条第三項(国内源泉所得)に規定する政令で定める所得は、非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国内において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国内業務(国内において行う業務をいう。以下この条において同じ。)に係る収入金額又は経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその非居住者の国内業務につき生ずべき所得とする。

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第二百九十一条之二 法第六十二条第二項(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2 法第六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実
 - イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの
 - ロ 著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)
 - ハ 第六条第八号イからツまで(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産(国外における同号カからツまでに掲げるものに相当するものを含む。)
- 二 前号イからハまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

第二章 非居住者の納税義務

第一節 非居住者に対する所得税の総合課税

第一款 課税標準、税額等の計算

(恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算)

第二百九十二条 非居住者の法第六十五条第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)に規定する総合課税に係る所得税(法第六十四条第一項第一号イ(非居住者に対する課税の方法)に掲げる国内源泉所得(次項及び第四項において「恒久的施設帰属所得」という。)に係る部分に限る。)の課税標準及び税額につき、法第六十五条第一項の規定により次の各号に掲げる法の規定に準じて計算する場合には、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第二十六条(不動産所得)及び第三十三条(譲渡所得) 法第二十六条第一項及び第三十三条第一項に規定する他人は、法第六十一条第一号(国内源泉所得)に規定する事業場等(以下この項及び第四項において「事業場等」という。)を含むものとする。

二 法第四十五条(家事関連費等の必要経費不算入等) 同条第一項第二号から第六号までに規定する租税又は延滞金若しくは加算金(以下この号において「所得税等」という。)の額は、外国又はその地方公共団体により課される所得税等に相当するものの額(法第六十五条の六第一項(非居住者に係る外国税額の控除)に規定する控除対象外国所得税の額を除く。)を含むものとする。

三 法第四十七条（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法） 同条第一項に規定する棚卸資産は、非居住者の棚卸資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものとする。

四 法第四十九条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項に規定する減価償却資産は、非居住者の減価償却資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものとする。

五 法第五十条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法） 同条第一項に規定する繰延資産は、非居住者の繰延資産のうち、その者が恒久的施設を通じて行う事業に係るものとする。

六 法第五十一条（資産損失の必要経費算入） 同条第一項及び第四項に規定する資産並びに同条第三項に規定する山林は、非居住者の有するこれらの資産及び山林のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、同条第二項に規定する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権（以下この号において「売掛金等」という。）は、非居住者が恒久的施設を通じて行う同項に規定する事業に係る売掛金等に限るものとする。

七 法第五十二条（貸倒引当金） 同条第一項及び第二項に規定する金銭債権は、非居住者が恒久的施設を通じて行うこれらの規定に規定する事業に係る当該金銭債権に限るものとし、恒久的施設と事業場等との間の内部取引（法第六十一条第一項第一号に規定する内部取引をいう。第四項において同じ。）に係る金銭債権に相当するものは当該金銭債権に含まれないものとする。

八 法第五十四条（退職給与引当金） 同条第一項に規定する使用人は、非居住者の使用人のうちその非居住者が恒久的施設を通じて行う同項に規定する事業のために国内において常時勤務する者に限るものとする。

九 法第五十八条（固定資産の交換の場合の特例） 次に定めるところによる。

イ 法第五十八条第一項に規定する取得資産は、同項に規定する交換の時に国内にある固定資産に限るものとし、当該取得資産には事業場等からその交換により取得したものとされる固定資産を含むものとする。

ロ 法第五十八条第一項に規定する譲渡資産は、同項に規定する交換の時に国内にある固定資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとする。

十 法第六十二条（生活に通常必要でない資産の災害による損失） 同条第一項に規定する生活に通常必要でない資産は、法第六十四条第一項第一号に掲げる非居住者の有する当該資産のうち恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

十一 法第六十五条（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期） 同条第一項に規定するリース譲渡は、非居住者が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該リース譲渡に限るものとする。

十二 法第六十七条の二（リース取引に係る所得の金額の計算） 同条第一項に規定するリース取引は、非居住者が恒久的施設を通じて行う事業に係る当該リース取引に限るものとする。

十三 法第七十二条（雑損控除） 同条第一項に規定する災害又は盗難若しくは横領による損失は、非居住者の有する資産のうち国内にあるものについて生じた当該損失に限るものとする。

2 非居住者の法第六十五条第一項に規定する総合課税に係る所得税（恒久的施設帰属所得に係る部分に限る。）の課税標準及び税額につき、同項の規定により前編第一章、第二章及び第四章（居住者に係る課税標準の計算等）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十四条第二項（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）	支出した金額	他人	他人（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。） において同じ。）
第七十九条第一項（資産の譲渡とみなされる行為）	他人	他人（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。次項及び次条第一項において同じ。）	他人（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。次項及び次条第一項において同じ。）
第八十二条の四第二項（勤労者財産形成基金契約に基づいて支出された信託金等の取扱い）	金額	その支出した金額	その支出した金額（非居住者の使用人のうちその非居住者の恒久的施設を通じて行う事業のために国内において常時勤務する者を同項に規定する信託の受益者等又は勤労者として支出した金額で、その国内において常時勤務する期間に係る部分に限る。）
第九十八条の二第二号（必要経費に算入される資産の額）	行為	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）
第一百零二条第二項（棚卸資産の評価の方法の選定）	新たに	恒久的施設を通じて新たに	恒久的施設を通じて新たに
第一百零三条第一項第二号（棚卸資産の取得価額）	行為（	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）	行為（恒久的施設を通じて行う事業に係る行為に限る。）
第一百零一条の二第三項（リース賃貸資産の償却の方法の特例）	が他の者	が他の者（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）	が他の者（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）
第一百零二条第二項第一号（減価償却資産の償却の方法の選定）	新たに	恒久的施設を通じて新たに	恒久的施設を通じて新たに
第一百零三条第二項第三号	事業所を設けた居住者	国内に事業所を設けた非居住者（第一号に該当するものを除く。）	国内に事業所を設けた非居住者（第一号に該当するものを除く。）
第一百零六条第一項第二号（減価償却資産の取得価額）	又は製造（	又は製造（恒久的施設を通じて行う事業における建設、製作又は製造に限る。）	又は製造（恒久的施設を通じて行う事業における建設、製作又は製造に限る。）
第一百零六条第一項第三号	生物（	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成育させたものに限る。）	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成育させたものに限る。）
第一百零六条第一項第四号	生物（	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成熟させたものに限る。）	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成熟させたものに限る。）
第一百七十四条第一項（借地権等の設定をした場合の譲渡所得に係る取得費）	他人	他人（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）	他人（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）
第一百七十四条第二項	に他の者	に他の者（法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この項において同じ。）	に他の者（法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この項において同じ。）

第七十五条第一項（借地権等の設定をした土地の底地の取得費等）及び第七十六条第一項（借地権の転賃に係る取得費）	他人	他人（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）
第八十九條第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）及び第九十一条第七項（事業の廃止、死亡等の場合のリース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）	他の者	他の者（法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）

3 法第六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるところにより配分した金額は、非居住者のその年の同号に規定する販売費等及び育成費等並びに支出した金額につき、当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち、これらの事業の内容及び当該費用の性質に照らして合理的と認められる基準を用いて当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に配分した金額とする。

4 非居住者の事業場等と恒久的施設との間で当該恒久的施設における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものととして、当該非居住者の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する所得税に関する法令の規定を適用する。

（減額された外国所得税額のうち総収入金額に算入しないもの）
第二百九十二条の二 法第六十五条の二（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）に規定する政令で定める金額は、同条に規定する外国所得税の額が減額された金額のうちその減額されることとなった日の属する年において第二百九十二条の十四第一項（外国所得税が減額された場合の特例）の規定による同項に規定する納付控除対象外国所得税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てられることとなる部分の金額に相当する金額とする。

第二百九十二条の三 法第六十五条の三第一項（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 当該非居住者のその年の恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
 二 当該非居住者のその年の恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

2 法第六十五条の三第一項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「恒久的施設帰属資本相当額」という。）は、次に掲げるいづれかの方法により計算した金額とする。

一 資本配賦法（非居住者のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に、ハに掲げる金額の二に掲げる金額を乗じて計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法を用いる。）
 イ 当該非居住者のその年の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
 ロ 当該非居住者のその年の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
 ハ 当該非居住者のその年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下第四項までにおいて同じ。）における恒久的施設に帰せられる資産の額について、取引の相手方の契約不履行その他の財務省令で定める理由により発生し得る危険（以下この項及び第四項において「発生し得る危険」という。）を勘案して計算した金額

二 当該非居住者のその年十二月三十一日における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額
 一 同業個人比準法（非居住者のその年十二月三十一日における恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法を用いる。）
 イ 比較対象者（当該非居住者の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う個人（当該個人が非居住者である場合には、恒久的施設を通じて当該同種の事業を行うものに限る。）でその同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）のその年の前年以前三年内の各年のうちいづれかの年（当該比較対象者の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う個人の当該割合に比して著しく低い場合として財務省令で定める場合に該当する年を除く。以下この号及び同項第二号において「比較対象年」という。）の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている当該比較対象者の純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）

ロ 比較対象者の恒久的施設に係る純資産の額
 比較対象者の恒久的施設に係る純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）
 比較対象者の恒久的施設に係る純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）

し得る危険を勘案して計算した金額
 前項各号に規定する非居住者は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に定める方法は第一号に掲げる方法とし、同項第二号に定める方法は第二号に掲げる方法とすることができる。

3 前項各号に規定する非居住者は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に定める方法は第一号に掲げる方法とし、同項第二号に定める方法は第二号に掲げる方法とすることができる。

一 資本配賦簡便法（前項第一号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額を乗じて計算する方法を用いる。）
 イ 当該非居住者のその年十二月三十一日における恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額
 ロ 当該非居住者のその年十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法を用いる。）

二 簿価資産資本比率比準法（当該非居住者のその年の恒久的施設に帰せられる資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算する方法を用いる。）
 イ 比較対象者の比較対象年の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）
 ロ 比較対象者の比較対象年の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）

比較対象者の比較対象年の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている総資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）

- 4 第二項第一号ハ若しくは二に掲げる金額又は同項第二号に規定する非居住者のその年十二月三十一日における恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額(以下この項及び次項において「危険勘案資産額」という。)に關し、非居住者の行う事業の特性、規模その他の事情により、その年分以後の各年分の確定申告期限までに当該危険勘案資産額を計算することが困難な常況にあると認められる場合には、その年七月一日から十二月三十一日までの間の一定の日における第二項第一号ハ若しくは同項第二号に規定する恒久的施設に帰せられる資産の額又は同項第一号ニに規定する総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額をもつて当該危険勘案資産額とすることができる。
- 5 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする最初の年の翌年三月十五日までに、納税地の所轄税務署長に対し、同項に規定する確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難である理由、同項に規定する一定の日その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出した場合に限り、適用する。
- 6 その年の前年分の恒久的施設帰属資本相当額を資本配賦法等(第二項第一号又は第三項第一号に掲げる方法をいう。以下この項において同じ。)により計算した非居住者がその年分の恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合には、次に掲げる場合に該当することにより資本配賦法等により計算することができない場合又は当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り同業個人比準法等(第二項第二号又は第三項第二号に掲げる方法をいう。以下この項において同じ。)により計算することができるものとし、その年の前年分の恒久的施設帰属資本相当額を同業個人比準法等により計算した非居住者がその年分の恒久的施設帰属資本相当額を計算する場合には、当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業の種類の変更その他これに類する事情がある場合に限り資本配賦法等により計算することができるものとする。
- 7 法第六十五條の三第一項に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。
- 8 法第六十五條の三第一項に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。
- 一 恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子(法第六十五條の三第一項に規定する利子をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額(次号及び第三号に掲げる金額を除く。)
- 二 法第六十一條第一項第一号(国内源泉所得)に規定する内部取引において非居住者の恒久的施設から当該非居住者の同号に規定する事業場等に対して支払う利子に該当することとなるものの金額
- 三 法第六十五條第二項第二号(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)に規定する恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるところにより配分した金額に含まれる負債の利子の額
- 9 法第六十五條の三第一項に規定するその満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、非居住者のその年の同項に規定する政令で定める金額に、当該非居住者のその年の恒久的施設帰属資本相当額から第一号に掲げる金額を控除した残額(当該残額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額)の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額とする。
- 一 当該非居住者のその年の恒久的施設に係る法第六十五條の三第一項に規定する純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額
- 二 当該非居住者のその年の恒久的施設に帰せられる負債(利子の支払の基因となるものその他資金の調達に係るものに限る。)の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額
- 10 第一項及び第二項第一号の帳簿価額は、当該非居住者がその会計帳簿に記載した資産又は負債の金額によるものとする。
- (特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)
- 第二百九十二條の四** 法第六十五條の五の二第一項(特定の内部取引に係る恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する政令で定める国内源泉所得は、第二百八十一條第一項第八号(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)に掲げる所得とする。
- 2 法第六十五條の五の二第一項に規定する政令で定める金額は、非居住者の恒久的施設と事業場等(同項に規定する事業場等をいう。次項において同じ。)との間の内部取引(同条第一項に規定する内部取引をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる内部取引のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める金額とする。
- 一 恒久的施設による資産(法第六十五條の五の二第一項に規定する資産に限る。以下この条において同じ。)の取得に相当する内部取引 当該内部取引の時に当該内部取引に係る資産の他の者への譲渡があつたものとみなして当該資産の譲渡により生ずべき当該非居住者の各年分の法第六十四條第一項第一号ロ(非居住者に対する課税の方法)に掲げる国内源泉所得につき法第六十五條第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定により法第二編第一章及び第二章(居住者に係る所得税の課税標準の計算等)の規定に準じて事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するとした場合に当該資産の譲渡に係る原価の額とされる金額に相当する金額
- 二 恒久的施設による資産の譲渡に相当する内部取引 当該内部取引の時に当該内部取引に係る資産の他の者への譲渡があつたものとみなして当該資産の譲渡により生ずべき当該非居住者の各年分の法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき法第六十五條第一項の規定により法第二編第一章及び第二章の規定に準じて事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するとした場合に当該資産の譲渡に係る原価の額とされる金額に相当する金額
- 3 法第六十五條の五の二第一項の規定の適用がある場合の非居住者の恒久的施設と事業場等との間の内部取引(当該恒久的施設による資産の取得に相当する内部取引に限る。以下この項において同じ。)に係る当該資産の当該恒久的施設における取得価額は、前項第一号に定める金額(当該内部取引による取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)とする。(その他の国内源泉所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算)
- 第二百九十二條の五** 非居住者の法第六十五條第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)に規定する総合課税に係る所得税(法第六十四條第一項第一号ロ及び第二号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる国内源泉所得(次条において「その他の国内源泉所得」という。)に係る部分に限る。)の課税標準及び税額につき、法第六十五條第一項に規定する法の規定に準じて計算する場合には、第二百九十二條(恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算)の規定の例による。
- (恒久的施設を有する非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準の計算)
- 第二百九十二條の六** 恒久的施設を有する非居住者が恒久的施設帰属所得(第二百九十二條第一項(恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算)に規定する恒久的施設帰属所得をいう。以下この条において同じ。)及びその他の国内源泉所得を有する場合における当該非居住者の法第六十五條第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)に規定

する総合課税に係る所得税の課税標準については、恒久的施設帰属所得に係る所得及びその他の国内源泉所得に係る所得を、同項の規定により法第二編第二章第二節（各種所得の金額の計算）の規定に準じてそれぞれ各種所得に区分し、その各種所得ごとに計算した所得の金額（その区分した各種所得のうち、同種の各種所得で恒久的施設帰属所得に係るもの）とその他の国内源泉所得に係るものがある場合には、それぞれの各種所得に係る所得の金額の合計額を基礎として、同項の規定により同章第一節及び第三節（課税標準、損益通算及び損失の繰越控除）の規定に準じて、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算するものとする。

（非居住者に係る分配時調整外国税相当額）

第二百九十二条の六の二 法第六十五条の五の三第一項（非居住者に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該非居住者が支払を受ける集団投資信託（法第七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（法第六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十六条第三項の規定により当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税（第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（法第八十一条（源泉徴収義務）又は第二百二十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもの）のみに対応する部分を除く。）に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうち当該非居住者が支払を受ける収益の分配の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が法第七十六条第三項の規定による控除をしない場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百条第九項の規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）

二 法第八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税の額に、当該収益の分配（法第八十一条又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分（法第九条第一項第十一号に掲げるもの）のみに対応する部分を除く。）の額のうち当該非居住者が支払を受ける収益の分配の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額が法第八十条の二第三項の規定による控除をしない場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額）

2 法第六十五条の五の三第一項に規定する所得税の額に相当する金額として政令で定める金額は、同項の非居住者のその年分の法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得につき法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により法第二編第一章から第四章まで（居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定に準じて計算した所得税の額（法第六十五条の五の三及び第六十五条の六（非居住者に係る外国税額の控除）の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）とする。

（国外所得金額）

第二百九十二条の七 法第六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する政令で定める金額は、法第六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得（次項において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る所得の金額のうち国外源泉所得（法第六十五条の六第一項に規定する国内源泉所得をいう。次項において同じ。）に係る所得の金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、非居住者のその年分の恒久的施設帰属所得につき法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により法第二編第一章及び第二章（居住者に係る所得税の課税標準の計算等）の規定に準じて計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入された金額のうち法第三十七条第一項（必要経費）に規定する販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用で国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務とそれ以外の恒久的施設帰属所得に係る所得を生ずべき業務の双方に関連して生じたものの額（以下この項及び次項において「共通費用の額」という。）があるときは、当該共通費用の額は、これらの業務に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうちこれらの業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により国外源泉所得に係る所得とそれ以外の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上の必要経費として配分するものとする。

3 前項の規定による共通費用の額の配分を行った非居住者は、当該配分の計算の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

4 法第六十五条の六第一項から第三項までの規定の適用を受ける非居住者は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書にその年分の同条第一項に規定する国外所得金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならない。

（控除限度額の計算）

第二百九十二条の八 法第六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の非居住者のその年分の法第六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得に係る所得につき法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により法第二編第一章から第四章まで（居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定に準じて計算した所得税の額（法第六十五条の六の規定を適用しないで計算した場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。）に、その年分の恒久的施設帰属所得金額のうちその年分の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2 前項に規定するその年分の恒久的施設帰属所得金額とは、法第六十五条第一項の規定により準じて計算する法第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）又は第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合のその年分の法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（次項において「その年分の恒久的施設帰属所得金額」という。）をいう。

3 第一項に規定するその年分の調整国外所得金額とは、法第六十五条第一項の規定により準じて計算する法第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条の規定を適用しないで計算した場合のその年分の法第六十五条の六第一項に規定する国外所得金額をいう。ただし、当該国外所得金額がその年分の恒久的施設帰属所得金額に相当する金額を超える場合には、その年分の恒久的施設帰属所得金額に相当する金額とする。

(外国税額控除の対象とならない外国所得税の額)

第二百九十二条の九 第二百二十二条の二第一項及び第二項（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額）の規定は、法第六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する政令で定める取引について準用する。

2 法第六十五条の六第一項に規定する政令で定める外国所得税の額は、次に掲げる外国所得税の額とする。

一 非居住者が住所を有し、一定の期間を超えて居所を有し、又は国籍その他これに類するものを有することににより当該住所、居所又は国籍その他これに類するものを有する国又は地域（以下この項において「居住地域」という。）において課される外国所得税の額（当該非居住者が支払を受けるべき利子、配当その他これらに類するものを課税標準として源泉徴収の方法に類する方法により課される外国所得税の額で、当該居住地域の法令の規定又は法第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に規定する条約（次号において「租税条約」という。）の規定により、当該居住地域において当該非居住者に対して課される当該外国所得税以外の外国所得税の額から控除しないこととされるものを除く。）

二 非居住者の居住地域以外の国又は地域において課される外国所得税の額のうち、当該外国所得税の課税標準となる所得について我が国と当該国若しくは地域との間の租税条約の規定が適用されることとならば、当該租税条約における当該所得に係る外国所得税の軽減若しくは免除に関する規定の適用により当該国若しくは地域において課することができるとされる額を超える部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額又は当該外国所得税の課税標準となる所得を居住者の所得とした場合にその所得に対して当該外国所得税が課されたとしたならば、外国（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第三号（定義）に規定する外国をいい、同法第五条各号（相互主義）のいずれかに該当しない場合における当該外国を除く。以下この号において同じ。）において、同条第一号に規定する所得税等の非課税等に関する規定により当該外国に係る同法第二条第三号に規定する外国居住者等の同法第五条第一号に規定する対象国内源泉所得に対して所得税を軽減し、若しくは課さないこととされる条件と同等の条件により軽減することとされる部分に相当する金額若しくは免除することとされる額に相当する金額

(地方税控除限度額)

第二百九十二条の十 法第六十五条の六第二項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する地方税控除限度額として政令で定める金額は、地方税法施行令第七条の十九第三項（道府県民税からの外国所得税額の控除）の規定による限度額と同令第四十八条の九の二第四項（市町村民税からの外国所得税額の控除）の規定による限度額との合計額とする。

(繰越控除限度額等)

第二百九十二条の十一 法第六十五条の六第二項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定するその年に繰り越される部分として政令で定める金額は、その年の前年以前三年内の各年（次項及び次条第一項において「前三年以内の各年」という。）の国税の控除余額又は地方税の控除余額を、最も古い年のものから順に、かつ、同一年のものについては国税の控除余額及び地方税の控除余額の順に、その年の控除限度超過額に充てられるものとした場合に当該控除限度超過額に充てられることとなる当該国税の合計額に相当する金額とする。

2 前三年以内の各年のうちいずれかの年に納付することとなつた法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額（以下この条及び第二百九十二条の十四（外国所得税が減額された場合の特例）において「控除対象外国所得税の額」という。）をその納付することとなつた年の法第六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得につき法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定により法第二編第一章及び第二章（居住者に係る所得税の課税標準の計算等）の規定に準じて計算する不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額若しくは雑所得の金額の計算上必要経費に算入し、又は一時所得の金額の計算上支出した金額に算入した場合には、当該年以前の各年の国税の控除余額及び地方税の控除余額は、前項に規定する国税の控除余額及び地方税の控除余額に含まれないものとして、同項の規定を適用する。

3 法第六十五条の六第二項の規定の適用を受けることができる年次の各年（以下この条及び次条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該適用を受けることができる年の控除限度超過額に充てられることとなる国税の控除余額及び地方税の控除余額並びにこれらの金額の合計額に相当する金額の当該控除限度超過額は、ないものとみなす。）

4 前三項に規定する国税の控除余額とは、その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額（法第六十五条の六第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合における当該国税の控除限度額から当該控除対象外国所得税の額を控除した金額に相当する金額をいう。

5 第一項から第三項までに規定する地方税の控除余額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。その年の地方税の控除限度額（前条に規定する合計額をいう。以下この条において同じ。）に相当する金額

二 その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額を超え、かつ、その超える部分の金額がその年の地方税の控除限度額に満たない場合 当該地方税の控除限度額から当該超える部分の金額を控除した金額に相当する金額

6 第一項及び第三項に規定する控除限度超過額とは、その年において納付することとなる控除対象外国所得税の額がその年の国税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいう。

(繰越控除対象外国所得税額等)

第二百九十二条の十二 法第六十五条の六第三項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定するその年に繰り越される部分として政令で定める金額は、前三年以内の各年の控除限度超過額（前条第六項に規定する控除限度超過額をいう。以下この条において同じ。）を最も古い年のものから順次その年の国税の控除余額（前条第四項に規定する控除余額をいう。以下この条において同じ。）に充てるものとした場合に当該国税の控除余額に充てられることとなる当該控除限度超過額の合計額に相当する金額とする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「国税の控除余額及び地方税の控除余額」とあるのは、「控除限度超過額」と読み替えるものとする。法第六十五条の六第三項の規定の適用を受けることができる年次の各年（以下この条及び前条第一項の規定により当該適用を受けることができる年の国税の控除余額に充てられることとなる控除限度超過額及びこれに相当する金額の当該国税の控除余額は、ないものとみなす。）

4 地方税法施行令第七条の十九第二項（道府県民税からの外国所得税額の控除）の規定の適用を受けることができる年（同令第四十八条の九の二第二項（市町村民税からの外国所得税額の控除）の規定の適用をも受けることができる年を除く。）又は同令第四十八条の九の二第二項の規定の適用を受けることができる年次の各年（以下この条及び前条第一項の規定の適用については、それぞ

れ、同令第七条の十九第二項又は第四十八条の九の二第二項の規定により当該適用を受けることができる年において課された外国の所得税等の額とみなされる金額に相当する控除限度超過額（当該控除限度超過額のうちに第一項の規定により当該適用を受けることができる年の国税の控除余額に充てられることとなるものがある場合には、当該充てられることとなる部分を除く。）及びこれに相当する金額の当該適用を受けることができる年の前条第五項に規定する地方税の控除余額は、ないものとみなす。

（外国税額の控除に係る国外源泉所得に関する規定の準用）

第二百九十二条の十三 第二百二十五条の三から第二百二十五条の七まで（国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得等）、第二百二十五条の九から第二百二十五条の十一まで（事業の広告宣伝のための賞金等）及び第二百二十五条の十四（国外に源泉がある所得）の規定は、法第六十五条の六第四項第一号（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得、同項第二号に規定する国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの、同項第三号に規定する政令で定める事業、同項第七号に規定する債券の買戻又は売却条件付売買取引として政令で定めるもの、同号に規定する差益として政令で定めるもの、同項第八号ハに規定する政令で定める用具、同項第九号に規定する政令で定める賞金、同項第十号に規定する政令で定める契約、同項第十二号に規定する政令で定める契約及び同項第十三号に規定する政令で定める所得について準用する。

（外国所得税が減額された場合の特例）

第二百九十二条の十四 非居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき法第六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合には、当該非居住者のその減額されることとなつた日の属する年（以下この条において「減額に係る年」という。）については、当該減額に係る年において当該非居住者が納付することとなる控除対象外国所得税の額（第三項において「納付控除対象外国所得税額」という。）から減額控除対象外国所得税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第六十五条の六第一項から第三項までの規定を適用する。

2 前項に規定する減額控除対象外国所得税額は、非居住者の減額に係る年において外国所得税の額の減額がされた金額のうち、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額をいう。

一 当該外国所得税の額のうち非居住者の法第六十五条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた年において控除対象外国所得税の額とされた部分の金額
二 当該減額がされた後の当該外国所得税の額につき当該非居住者の法第六十五条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた年において同条第一項の規定を適用したならば控除対象外国所得税の額とされる部分の金額

3 第一項の場合において、減額に係る年の納付控除対象外国所得税額がないとき、又は当該納付控除対象外国所得税額が前項に規定する減額控除対象外国所得税額（以下この項において「減額控除対象外国所得税額」という。）に満たないときは、減額に係る年の前年以前三年内の各年の第二百九十二条の十一第六項（繰越控除限度額等）に規定する控除限度超過額（同条第三項又は第二百九十二条の十二第三項若しくは第四項（繰越控除対象外国所得税等）の規定により減額に係る年の前年以前の各年においてないものとみなされた部分の金額を除く。以下この項において「控除限度超過額」という。）から、それぞれ当該減額控除対象外国所得税額の全額又は当該減額控除対象外国所得税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第六十五条の六第三項の規定を適用する。この場合において、二以上の年につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い年の控除限度超過額から当該控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい年の控除限度超過額から当該控除を行う。

第二款 申告、納付及び還付

（申告、納付及び還付）

第二百九十三条 法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する法第二編第五章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定の適用に係る事項については、前編第五章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定を準用する。

第三款 更正の請求の特例

（更正の請求の特例）

第二百九十四条 法第六十七条（更正の請求の特例）において準用する法第二編第七章（更正の請求の特例）の規定の適用に係る事項については、前編第七章（更正の請求の特例）の規定を準用する。

第四款 更正及び決定

（更正及び決定）

第二百九十五条 法第六十八条（更正及び決定）において準用する法第二編第八章（更正及び決定）の規定の適用に係る事項については、前編第八章（更正及び決定）の規定を準用する。

第二節 非居住者に対する所得税の分離課税

（生命保険契約等に基づく年金等に係る課税標準）

第二百九十六条 法第六十九条第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第六十九条第五号に規定する契約が第二百八十七条（年金に係る契約の範囲）に規定する生命保険契約等であつて年金のみを支払う内容のものである場合 同号に規定する支払を受けるべき金額に第八十三条第一項第二号（生命保険年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する割合を乗じて計算した金額

二 法第六十九条第五号に規定する契約が第二百八十七条に規定する生命保険契約等であつて年金のほか一時金を支払う内容のものである場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 法第六十九条第五号に規定する支払を受けるべき金額が年金の金額であるとき 当該金額に第八十三条第一項第三号の規定による計算をした後の同項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額

ロ 法第六十九条第五号に規定する支払を受けるべき金額が一時金の金額であるとき 第八十三条第二項第三号の規定による計算をした後の同項第二号に規定する保険料又は掛金の総額

三 法第百六十九條第五号に規定する契約が第二百八十七條に規定する損害保険契約等である場合 同号に規定する支払を受けるべき金額に第百八十四條第一項第二号（損害保険年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する割合を乗じて計算した金額

（退職所得の選択課税による還付）

第二百九十七條 法第百七十三條第一項（退職所得の選択課税による還付）の規定による申告書を提出する場合において、同項第二号に掲げる所得税の額のうち源泉徴収をされたものがあるときは、当該申告書を提出する者は、当該申告書に、その源泉徴収をされた事実の説明となるべき財務省令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告書の記載に係る同項に規定する所得税の額でその提出の時にいまだ納付されていなかったものの納付があつた場合には、遅滞なく、その納付の日、その納付された所得税の額その他必要な事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の申告書の提出があつた場合には、当該申告書の記載に係る法第百七十三條第一項第三号に掲げる金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、同条第二項の規定による還付又は充当の手續をしなければならない。

第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第二百九十八條 法第百七十四條（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する政令で定める金額は、同条第十号に掲げる賞金の額の百分の二十に相当する金額と六十万円との合計額とする。

2 法第百七十四條第四号に規定する払い込むべき掛金の額として政令で定めるものは、同号に規定する契約に基づき払い込むべき掛金の額（当該契約に基づき掛金を払い込むべきこととされている期間の途中で当該契約に基づく給付金の給付を受けた場合には、当該掛金の額から当該契約に基づき銀行に対して支払うべき利子に相当する金額を控除した金額）とする。

3 法第百七十四條第五号に規定する政令で定める契約は、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項（証券の交付）に規定する抵当証券の販売（販売の代理又は媒介を含む。）を業として行う者と当該抵当証券の購入をした者との間で締結された当該証券に記載された債権の元本及び利息の弁済の受領並びにその支払に関する事項を含む契約とする。

4 法第百七十四條第七号に規定する政令で定める差益は、次の各号に掲げる預貯金の区分に応じ当該各号に定める差益とする。

一 外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨に換算して支払うこととされているもの 当該元本についてあらかじめ約定した率により本邦通貨に換算した金額から当該元本について当該預貯金の預入の日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した金額を控除した残額に相当する差益

二 外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により当該外国通貨に換算して支払うこととされている金額から当該元本について「他の外国通貨」という。）に換算して支払うこととされているもの 当該元本についてあらかじめ約定した率により当該外国通貨に換算した金額を控除した残額につき、当該他の外国通貨に換算して支払うこととされている時における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した金額に相当する差益

5 法第百七十四條第八号に規定する政令で定める支払方法は、同号に規定する保険契約若しくは旧簡易生命保険契約（第三十條第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。次項及び第七項において同じ。）又はこれらに類する共済の契約に係る法第百七十四條第八号に規定する保険期間等の初日から一年以内これらの契約に係る保険料又は掛金の総額の二分の一以上の額に相当する保険料又は掛金を支払う方法及び同日から二年以内に当該保険料又は掛金の総額の四分の三以上の額に相当する保険料又は掛金を支払う方法（これらの契約において当該保険料又は掛金の全部又は一部を前納することができることとされている場合において、その全部を前納したとき又はその一部をこれらの方法に準じて前納したときを含む。）とする。

6 法第百七十四條第八号に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 生命保険契約（保険業法第二條第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。若しくは旧簡易生命保険契約又はこれらに類する共済に係る契約 死亡保険金のうち財務省令で定めるもの又はこれに類する共済金の額として財務省令で定める金額の満期保険金又は満期共済金の額に対する割合が五未満であり、かつ、当該財務省令で定める死亡保険金以外の死亡保険金又はこれに類する共済金の額の満期保険金又は満期共済金の額に対する割合が一以下であること。

7 法第百七十四條第八号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 法第百七十四條第八号に規定する保険契約若しくは旧簡易生命保険契約又はこれらに類する共済に係る契約に基づき満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金（以下この項において「満期保険金等」という。）の金額とこれらの契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で当該満期保険金等とともに又は当該満期保険金等の支払を受けた後に支払を受けるものとの合計額

二 前号の保険契約若しくは旧簡易生命保険契約又はこれらに類する共済に係る契約又は掛金の総額から、これらの契約に基づき満期保険金等の支払の日前にこれらの契約に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又はこれらの契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該保険料又は掛金の支払に充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額を控除した金額

8 法第百七十四條第九号に規定する政令で定める契約は、第二百八十八條（匿名組合契約に準ずる契約の範囲）に規定する契約とする。

9 法第百七十四條第十号に規定する政令で定める賞金は、金銭で支払われる賞金とする。

（内国法人に係る所得税の税率）

第二百九十九條 法第百七十五條第三号（内国法人に係る所得税の税率）に規定する金額は、前条第一項に規定する金額とする。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第三十条 法第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものは、外国の法令に基づき同項の信託財産につき課される税で、法第二百二十二条(源泉徴収義務)の規定による源泉徴収に係る所得税に相当するもの(以下この項、第三項及び第九項において「外国所得税」という。)のうち、当該外国所得税の課せられた収益を分配するに当たっては、当該収益の分配につき法第八十一条(源泉徴収義務)又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分(法第九十一条第一号(非課税所得)に掲げるもののみに対応する部分を除く。)とする。

2 法第七十六条第三項の規定により控除する所得税の額は、内国法人が集団投資信託(同項に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。)の同項に規定する収益の分配(当該所得税の納付をした日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとし、当該納付に係る信託財産がその受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で財務省令で定めるもの(以下この項及び第九項において「受託者取得目的証券投資信託」という。))に係るものである場合には、信託財産を当該受託者取得目的証券投資信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする公社債投資信託以外の証券投資信託(第九項において「受益権投資目的証券投資信託」という。)の収益の分配とする。)につき法第八十一条又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。

3 前項の場合において、法第七十六条第三項の規定により控除する所得税の額のうち同項の規定により控除する外国所得税の額があるときは、まず当該外国所得税以外の当該所得税の額を集団投資信託の前項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除し、次に当該外国所得税の額を当該収益の分配に係る所得税の額から控除するものとする。

4 法第七十六条第三項の規定の適用がある場合における第二百六十四条(各種所得につき源泉徴収をされた所得税等の額から控除する所得税の額)(第二百九十三条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二百六十四条中「の金額」とあるのは、「の金額及び集団投資信託(法第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。))の第二百六十四条第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する収益の分配(法第七十条(分離課税に係る所得税の税率)の規定の適用を受けた同条の国内源泉所得に該当するもの、租税特別措置法第三条第一項(利子所得の分離課税等)の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等並びに同法第八条の五第一項(確定申告を要しない配当所得等)の規定の適用を受けた同項に規定する利子等及び配当等を除く。以下この条において同じ。))に係る控除外国所得税の額(法第七十六条第三項の規定により当該集団投資信託の第三百条第二項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除すべき同条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の同条第二項に規定する収益の分配(法第八十一条(源泉徴収義務)又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分)に限り、法第九十一条第一号(非課税所得)に掲げるもののみに対応する部分を除く。以下この条において同じ。))の額の総額のうちに支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額(当該金額が法第七十六条第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百条第九項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額)をいう。」とする。

5 集団投資信託を引き受けた内国法人は、当該集団投資信託の信託財産について法第七十六条第三項に規定する所得税を課された場合には、財務省令で定めるところにより、当該所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存しなければならない。

6 集団投資信託を引き受けた内国法人(法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する信託の受託者及び法第二百二十八条第一項(名義人受領の配当所得等の調査)に規定する利子等又は配当等の支払を受ける者に該当する者(以下第八項までにおいて「準支払者」という。))を含む)は、個人に対して国内において当該集団投資信託の収益の分配(租税特別措置法第三条第一項(利子所得の分離課税等)の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等を除く。以下この項及び次項において同じ。))の支払をする場合において、その支払の確定した収益の分配に係る通知外国所得税の額があるときは、当該通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日(無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知については、その支払をした日)から一月以内(準支払者が通知する場合には、四十五日以内)に、当該個人に対し、書面により通知しなければならない。

7 前項に規定する内国法人は、同項の書面を同一の者に対してその年中に支払った収益の分配の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該収益の分配に係る通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、同項に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日(準支払者が通知する場合には、同年二月十五日)までに、同項の個人に対し、書面により通知しなければならない。

8 集団投資信託を引き受けた内国法人(準支払者を含む)は、法人に対して国内において当該集団投資信託の収益の分配の支払をする場合において、その支払の確定した収益の分配に係る通知外国所得税の額があるときは、当該通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日(無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知については、その支払をした日)から一月以内(準支払者が通知する場合には、四十五日以内)に、当該法人に対し、書面により通知しなければならない。

9 前三項に規定する通知外国所得税の額とは、法第七十六条第三項の規定により前三項の集団投資信託の第二項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除すべき外国所得税の額に、当該集団投資信託の同項に規定する収益の分配(法第八十一条又は第二百二十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分(法第九十一条第一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。))に限る。以下この項において同じ。)の額の総額のうちに前三項の個人又は法人が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額(当該金額が法第七十六条第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の信託財産(当該集団投資信託が受益権投資目的証券投資信託である場合には、当該受益権投資目的証券投資信託に係る受託者取得目的証券投資信託の信託財産。以下この項において同じ。))において運用する外貨建資産(外国通貨で表示される株式、債券その他の資産をいう。当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額)をいう。の額が当該信託財産の総額のうちに占める割合(以下この項において「外貨建資産割合」という。)を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額)をいう。

10 第六項から第八項までに規定する内国法人は、これらの規定の書面による通知に代えて、これらの規定の個人又は法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第十二項及び第十三項において同じ。)により提供することができる。ただし、当該個人又は法人の請求があるときは、当該個人又は法人に対し、当該書面により通知しなければならない。

11 前項本文の場合において、同項に規定する内国法人は、第六項から第八項までの規定による通知をしたものとみなす。

12 第十項に規定する内国法人は、同項本文の規定により書面に記載すべき事項を同項の個人又は法人に対し提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該個人又は法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

13 前項の規定による承諾を得た同項に規定する内国法人は、同項の個人又は法人から書面又は電磁的方法により第十項本文の規定による電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該個人又は法人に対し、同項の書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該個人又は法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

14 第六項から第八項までに規定する収益の分配の支払をするこれらの規定に規定する内国法人並びに当該収益の分配の支払を受けるこれらの規定の個人及び法人については、法第二百二十五条第二項（支払調書及び支払通知書）又は租税特別措置法第八条の四第四項から第七項まで（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定のうち当該収益の分配に係る部分の規定の適用がある場合には、第六項から前項までの規定のうち当該適用を受けた収益の分配に係る部分の規定は、適用しない。

（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）

第三百一条 法第七十七條第一項（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十條の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四十七條第二項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第六十六條（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十号）第七條の二第一項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十三條第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二條第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替等への円滑化に関する法律第五條第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第六十六條（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四條（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。

2 法第七十七條第二項に規定する政令で定める場合は、同条第一項に規定する内国法人が、同条第二項に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の同条第一項に規定する株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第二項に規定する配当等の額に係る基準日等（法人税法施行令第二十二條第一項（関連法人株式等の範囲）に規定する基準日等をいう。）において有している場合とする。

第三百二條及び第三百三條 削除

第二節 外国法人の納税義務

（外国法人に係る所得税の課税標準から除かれる国内源泉所得）

第三百三條の二 法第七十八條（外国法人に係る所得税の課税標準）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。

一 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供に係る法第六十一條第一項第六号（国内源泉所得）に掲げる対価で不特定多数の者から支払われるもの

二 外国法人が有する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋（以下この号において「土地家屋等」という。）に係る法第六十一條第一項第七号に掲げる対価で、当該土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人から支払われるもの

（外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件）

第三百四條 法第八十條第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法人税法第四十九條第一項若しくは第二項（外国普通法人となつた旨の届出）又は第五十條第四項若しくは第五項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）の規定による届出書を提出していること。

二 会社法第九百三十三條第一項（外国会社の登記）又は民法第三十七條第一項（外国法人の登記）の規定による登記をすべき外国法人にあつては、その登記をしていること（会社法第九百三十三條第一項の規定による登記をしている恒久的施設（法第二條第一項第八号の四イ（定義）に掲げるもの又は同号ただし書に規定する条約において恒久的施設と定められたもので同号イに掲げるものに相当するものに限る。）を有する外国法人にあつては、会社法第九百三十三條第一項第二号に規定する営業所につきその登記をしていること。）。

三 法第八十條第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する対象国内源泉所得が、法人税に関する法令（法第二條第一項第八号の四ただし書に規定する条約を含む。）の規定により法人税を課される所得のうちに含まれるものであること。

四 偽りその他不正の行為により所得税又は法人税を免れたことがないこと。

五 法第八十條第一項の規定の適用を受けるために同項の証明書を同項に規定する対象国内源泉所得の支払者に提示する場合において、当該支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他当該対象国内源泉所得の支払の場所並びにその提示した年月日を帳簿に記録することが確実であると見込まれること。

（外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等）

第三百五條 法第八十條第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）の証明書の交付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書をその法人税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号

二 その法人の法人税法第十七條第一号（外国法人の納税地）に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるもの。次条第一項第一号において「納税地にある事務所等」という。）の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名

三 前条第一号に規定する届出書を提出した年月日及び同条第二号に規定する登記をした年月日（当該登記をすることができない法人については、そのできない事情の詳細）

四 前条第三号に掲げる要件に該当する事情の概要

五 前条第五号の記録を確実に行う旨

六 その法人が恒久的施設を通じて行う事業の内容が前条第一号の規定による届出書を提出した当時の当該事業の内容と異なつている場合には、その現在の事業の概要

七 当該証明書により法第八十条第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する対象国内源泉所得のうち主たるもの支払者の氏名又は名称、その住所、事務所、事業所その他当該対象国内源泉所得の支払の場所及びその支払の宛先並びに当該対象国内源泉所得の種類及び当該対象国内源泉所得の支払を受ける見込期間

八 当該証明書により法第八十条第一項の規定の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人の同項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情

九 その他参考となるべき事項

2 前項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した法人が前条各号に定める要件を備えていると認めるときは、同項の証明書を交付するものとする。

3 恒久的施設を有する外国法人から第一項の証明書の提示を受けた法第八十条第一項に規定する対象国内源泉所得の支払者は、当該外国法人に対する当該対象国内源泉所得の支払に関する帳簿を備え、当該外国法人の名称及び同項の証明書の有効期限を記載しなければならぬ。

(外国法人が課税の特例の要件に該当しなかつた場合の手続等)

第三百六条 法第八十条第一項(恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)の証明書の交付を受けている法人は、同条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書に当該証明書を添付し、これをその法人税の納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その法人が当該証明書を提示した国内源泉所得の支払者に対しその旨を遅滞なく通知しなければならぬ。

一 その法人の納税地にある事務所等の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名

二 第三百四条各号(外国法人が課税の特例の適用を受けるための要件)に掲げる要件に該当しないこととなり、又は恒久的施設を有しないこととなつた事情の詳細

三 その法人が当該証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他当該国内源泉所得の支払の場所

四 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する法人は、同項の証明書に係る前条第一項の申請書に記載した同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載した届出書を前項の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第三百六条の二 法第八十条の第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)の規定により控除する所得税の額は、外国法人が集団投資信託(法第七十六条第三項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。)の法第八十条の第三項に規定する収益の分配(当該所得税の納付をした日の属する収益の分配の計算期間に対応するものに限るものとし、当該納付に係る信託財産がその受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託で第三百条第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)に規定する財務省令で定めるもの(以下この項及び第七項において「受託者取得目的証券投資信託」という。)に係るものである場合には、信託財産を当該受託者取得目的証券投資信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする公社債投資信託以外の証券投資信託(第七項において「受益権投資目的証券投資信託」という。)の収益の分配とする。)につき法第八十一条(源泉徴収義務)又は第二百十二条(源泉徴収義務)の規定により所得税を徴収する際、その徴収して納付すべき所得税の額から控除するものとする。

2 第三百条第三項及び第四項の規定は、法第八十条の第三項の規定により所得税の額を控除する場合について準用する。この場合において、第三百条第四項中「第七十六条第三項」とあるのは「第八十条の第三項」と、「第三百条第二項」とあるのは「第三百六条の二第一項」と、「法第七十六条第三項」とあるのは「法第八十条の第三項」と、「同条第一項」とあるのは「第三百条第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)」と、「同条第二項」とあるのは「第三百六条の二第一項」と、「法第七十六条第三項」とあるのは「法第八十条の第三項」と、「第三百条第九項」とあるのは「第三百六条の二第七項」と読み替えるものとする。

3 集団投資信託を引き受けた外国法人は、当該集団投資信託の信託財産について法第八十条の第三項に規定する所得税を課された場合には、財務省令で定めるところにより、当該所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類を保存しなければならない。

4 集団投資信託を引き受けた外国法人(法第二百二十七条(信託の計算書)に規定する信託の受託者及び法第二百二十八条第一項(名義人受領の配当所得等の調査)に規定する利子等又は配当等の支払を受ける者に該当する者(以下第六項までにおいて「準支払者」という。)を含む)は、個人に対して国内において当該集団投資信託の収益の分配(租税特別措置法第三条第一項(利子所得の分離課税等)の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等を除く。以下この項及び次項において同じ。)の支払をする場合において、その支払の確定した収益の分配に係る通知外国所得税の額があるときは、当該通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日(無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その支払をした日)から一月以内(準支払者が通知する場合には、四十五日以内)に、当該個人に対し、書面により通知しなければならない。

5 前項に規定する外国法人は、同項の書面を同一の者に対してその年中に支払った収益の分配の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該収益の分配に係る通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、同項に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日(準支払者が通知する場合には、同年二月十五日)までに、同項の個人に対し、書面により通知しなければならない。

6 集団投資信託を引き受けた外国法人(準支払者を含む)は、法人に対して国内において当該集団投資信託の収益の分配の支払をする場合において、その支払の確定した収益の分配に係る通知外国所得税の額があるときは、当該通知外国所得税の額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日(無記名の投資信託又は特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知については、その支払をした日)から一月以内(準支払者が通知する場合には、四十五日以内)に、当該法人に対し、書面により通知しなければならない。

7 前三項に規定する通知外国所得税の額は、法第八十条の第三項の規定により前三項の集団投資信託の第一項に規定する収益の分配に係る所得税の額から控除すべき第三百条第一項に規定する外国所得税の額に、当該集団投資信託の第一項に規定する収益の分配(法第八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分(法第九条第一項第一号(非課税所得)に掲げるもののみに対応する部分を除く。))に限る。以下この項において同じ。)の額の総額のうち前三項の個人又は法人が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額(当該金額が法第八十条の第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の信託財産(当該集団投資信託が受益権投資目的証券投資信託である場合には、当該受益権投資目的証券投資信託に係る受託者取得目的証券投資信託の信託財産。以下この項に

において同じ。)において運用する外貨建資産(外国通貨で表示される株式、債券その他の資産をいう。)の額が当該信託財産の総額のうちに占める割合(以下この項において「外貨建資産割合」という。)を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額をいう。

8 第四項から第六項までに規定する外国法人は、これらの規定の書面による通知に代えて、これらの規定の個人又は法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第十項及び第十一項において同じ。)により提供することができる。ただし、当該個人又は法人の請求があるときは、当該個人又は法人に対し、当該書面により通知しなければならない。

9 前項本文の場合において、同項に規定する外国法人は、第四項から第六項までの規定による通知をしたものとみなす。

10 第八項に規定する外国法人は、同項本文の規定により書面に記載すべき事項を同項の個人又は法人に対し提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該個人又は法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

11 前項の規定による承諾を得た同項に規定する外国法人は、同項の個人又は法人から書面又は電磁的方法により第八項本文の規定による電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該個人又は法人に対し、同項の書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該個人又は法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

12 第四項から第六項までに規定する収益の分配の支払をするこれらの規定に規定する外国法人並びに当該収益の分配の支払を受けるこれらの規定の個人及び法人については、法第二百二十五条第二項(支払調書及び支払通知書)又は租税特別措置法第八条の第四項から第七項まで(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定のうち当該収益の分配に係る部分の規定の適用がある場合には、第四項から前項までの規定のうち当該適用を受けた収益の分配に係る部分の規定は、適用しない。

第四編 源泉徴収

第一章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額

第三百七条 削除

(給与等の月割額等の意義)

第三百八条 法第八十五条第一項第一号又は第二号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)に規定する給与等の月割額は、法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支給すべき額をその給与等の計算期間につき定められている月の整数倍の倍数で除して計算した金額とする。

2 法第八十五条第一項第一号又は第二号に規定する給与等の日割額は、給与等の支給すべき額をその給与等の計算の基礎となつた日数で除して計算した金額とする。

(日払の給与等の意義)

第三百九条 法第八十五条第一項第三号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)に規定する政令で定める給与等は、日雇い入れられる者が支払を受ける給与等(一の給与等の支払者から継続して二月をこえて支払を受ける場合におけるその二月をこえて支払を受けるものを除く。)とする。

(再就職者等の給与等)

第三百十條 法第八十六条第三項(賞与に係る徴収税額)に規定する政令で定める給与等は、同項に規定する他の給与等の支払者が同項に規定する居住者に対して支払うべき給与等のうちその年一月一日から当該支払者が法第九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する主たる給与等の支払者でなくなる日(当該支払者がその年中において当該主たる給与等の支払者でなくなる日)が二以上ある場合には、最後に主たる給与等の支払者でなくなる日)までの間に支払うべきことが確定した給与等とする。

第二節 年末調整

(再就職者等の年末調整の対象となる給与等)

第三百十一條 法第九十条第一号(年末調整)に規定する政令で定める給与等は、同号に規定する他の給与等の支払者が同号に規定する居住者に対して支払うべき給与等のうちその年一月一日から当該支払者が法第九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する主たる給与等の支払者でなくなる日(当該支払者がその年中において当該主たる給与等の支払者でなくなる日)が二以上ある場合には、最後に主たる給与等の支払者でなくなる日)までの間に支払うべきことが確定した給与等とする。

(年末調整による過納額の還付の方法)

第三百十二條 法第九十一条(過納額の還付)の規定により還付をする場合には、その還付をすべき金額に相当する金額は、同条に規定する給与等の支払者が法第八十二条(源泉徴収義務)、第九十条(年末調整)、第九十二条(不足額の徴収)、第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)、第二百四十一条第二号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)又は第二百六十六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の規定により納付すべき金額から控除する。

(給与等の支払者が還付できなかった場合の処理)

第三百十三條 前条の規定を適用する場合において、同条に規定する給与等の支払者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該給与等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(法第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長は、法第九十一条(過納額の還付)の規定により還付すべき金額のうちまだ還付されていない金額を同条に規定する居住者に還付する。

一 法第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務)若しくは第九十条(年末調整)に規定する給与等の支払者若しくは法第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等の支払者でなくなつたこと又はこれらの規定若しくは法第九十二条(不足額の徴収)若しくは第二百四十一条第二号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)の規定により徴収して納付すべき所得税の額がなくなつたことにより法第九十一条の規定による還付をすべき金額の全部又は一部を還付することができないこととなつた場合

二 法第九十一条の規定による還付をすべきこととなつた日の属する月の翌月一日から起算して二月を経過した後において、なお当該還付をすべき金額の全部を還付するに至らない場合

2 前項の規定の適用を受けようとする支払者は、同項各号のいずれかに該当することとなつた旨を記載した書面に、各人別の法第九十一条の規定による還付をすべき金額及び当該金額のうちまだ還付をされていない部分の金額その他必要な事項を記載した明細書を添附して、これを同項の税務署長に提出しなければならない。

第三百十四條 削除

(税引給与等の月割額の計算)

第三百十五條 法第九十二條第二項第二号(不足額の徴収)に規定する月割額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年一月からその年最後に給与等の支払を受ける日の属する月(以下この条において「給与の最終支払月」という。)の前月までの間に同号に規定する給与等の支払者から支払を受けた給与等の金額の総額から当該給与等につき法第九十三條第一項(源泉徴収義務)の規定により徴収された又はされるべき所得税の額の合計額を控除した残額を、その年一月(その年の中途において当該支払者から給与等の支払を受けることとなつた場合には、最初に当該給与等の支払を受けた日の属する月)から給与の最終支払月の前月までの月数で除して計算した金額とする。

(年末調整の不足額の徴収猶予を受けるための手続)

第三百十六條 法第九十二條第二項(不足額の徴収)の税務署長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、同項に規定する給与等の支払者を経由して、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書を受理した当該給与等の支払者は、当該申請書に、当該給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。

一 申請者の氏名及び住所(国内に住所がないときは、居所)

二 当該支払者の氏名又は名称

三 前条に規定する給与の最終支払月中に当該支払者から支払を受ける給与等の金額の総額から、当該給与等につき法第八十三條第一項(源泉徴収義務)及び第九十條(年末調整)の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する金額

四 前条に定める金額

五 法第九十條に規定する不足額及びそのうち法第九十二條第二項の承認を受けようとする金額

六 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書の提出があつた場合において、同項第三号に掲げる金額が同項第四号に掲げる金額の十分の七に相当する金額に満たないときは、税務署長は、法第九十二條第二項の承認をしななければならない。

3 税務署長は、法第九十二條第二項の承認をする場合には、第一項の給与等の支払者を経由して、申請者に対し、書面によりその旨を通知する。

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告

(給与所得者の扶養控除等申告書の提出又は提示)

第三百十六條之二 法第九十四條第一項又は第二項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定による申告書に勤労学生に該当する旨の記載をした居住者で法第二條第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するものは、これらの者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものを当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

2 法第九十四條第一項又は第二項の規定による申告書に同条第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、次の各号に掲げる国外居住親族(同条第四項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 法第九十四條第一項第七号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である国外居住親族(次号及び第三号に掲げる国外居住親族を除く。)当該国外居住親族が当該居住者の親族に該当する旨

二 法第九十四條第一項第七号に規定する源泉控除対象配偶者である国外居住親族 当該国外居住親族が当該居住者の配偶者に該当する旨(当該国外居住親族の同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二條第一項第三十四号の二ロ(一)に掲げる者に該当することである場合には、当該国外居住親族が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨及び同号ロ(一)に掲げる者に該当する旨)

3 法第九十四條第五項の規定による申告書を提出する居住者は、国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの(当該国外居住親族が法第二條第一項第三十四号の二ロ(三)に掲げる者に該当するものとして扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、当該国外居住親族が同号ロ(三)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定めるもの)を各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出ができる場合の判定)

第三百十七條 法第九十五條第一項(従たる給与についての扶養控除等申告書)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 その年中に主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等の金額の見積額を法第二十八條第二項(給与所得の金額)に規定する給与等の収入金額とみなして計算した場合における同項に規定する給与所得の金額

二 前号に規定する給与等の金額の見積額から控除されるべき法第七十四條第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料の額の見積額及び法第七十五條第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金の額の見積額の合計額

(控除対象扶養親族等を従たる給与についての扶養控除等申告書に追加する場合の手続)

第三百十八條 法第九十五條第一項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の規定により従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者が、その年において提出した法第九十四條第一項又は第二項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定による申告書に記載した同条第一項第六号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族を法第九十五條第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族としようとする場合には、当該源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族について異動が生じたものとみなして法第九十四條第二項及び第九十五條第二項の規定を適用する。

(従たる給与についての扶養控除等申告書に関する書類の提出又は提示)

第三百十八条の二 法第九十五条第一項又は第二項(従たる給与についての扶養控除等申告書)の規定による申告書に同条第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、次の各号に掲げる記載がされた者の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

- 一 法第九十五条第一項第四号に規定する源泉控除対象配偶者で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者。その者が当該居住者の配偶者に該当する旨(その者の同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二十一条第三十四号の二(一)(イ)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨及び同号ロ(一)に掲げる者に該当する旨)

(給与所得者の配偶者控除等申告書に関する書類の提出又は提示)

第三百十八条の三 法第九十五条の二第二項(給与所得者の配偶者控除等申告書)の規定による申告書に控除対象配偶者又は同項第三号に規定する配偶者が非居住者である旨の記載をした居住者は、当該記載がされた控除対象配偶者又は配偶者についての次に掲げる書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定により提出し、又は提示したその控除対象配偶者又は配偶者に係る第一号に掲げる書類については、この限りでない。

- 一 その控除対象配偶者又は配偶者が当該居住者の配偶者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの
- 二 その控除対象配偶者又は配偶者が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

(保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示)

第三百十九条 法第九十六条第三項(給与所得者の保険料控除申告書)に規定する給与所得者の保険料控除申告書を提出する居住者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を証する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等(第二百六十二条第二項(確定申告書に関する書類等の提出又は提示)に規定する電子証明書等をいう。次条第二項において同じ。)に係る電磁的記録印刷書面(第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。)を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

- 一 当該申告書に法第九十六条第一項第二号に規定する社会保険料(法第七十四条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げるものに限る。)の金額を記載する場合。当該社会保険料の金額
- 二 当該申告書に法第九十六条第一項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額を記載する場合。当該小規模企業共済等掛金の額
- 三 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する新生命保険料の金額を記載する場合。当該新生命保険料の金額(その年において当該新生命保険料の金額に係る法第七十六条第五項(生命保険料控除)に規定する新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新生命保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(当該新生命保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第一項(新生命保険料等の金額から控除する剰余金等の額)の定めるところにより計算した金額に限る。))を控除した残額)その他財務省令で定める事項
- 四 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する旧生命保険料の金額を記載する場合において、当該旧生命保険料の金額に係る法第七十六条第六項に規定する旧生命保険契約等のうち当該旧生命保険契約等に基づきその年中に支払った当該旧生命保険料の金額(その年において当該旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(当該旧生命保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。))を控除した残額)その他財務省令で定める事項

五 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する介護医療保険料の金額を記載する場合。当該介護医療保険料の金額(その年において当該介護医療保険料の金額に係る法第七十六条第七項に規定する介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該介護医療保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(当該介護医療保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。))を控除した残額)その他財務省令で定める事項

六 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する新個人年金保険料の金額を記載する場合。当該新個人年金保険料の金額(その年において当該新個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第八項に規定する新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該新個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(当該新個人年金保険料に係る部分の金額として第二百八条の五第二項において準用する同条第一項の定めるところにより計算した金額に限る。))を控除した残額)その他財務省令で定める事項

七 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する旧個人年金保険料の金額を記載する場合。当該旧個人年金保険料の金額(その年において当該旧個人年金保険料の金額に係る法第七十六条第九項に規定する旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該旧個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(当該旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。))を控除した残額)その他財務省令で定める事項

八 当該申告書に法第九十六条第一項第三号に規定する地震保険料の金額を記載する場合。当該地震保険料の金額(その年において当該地震保険料の金額に係る法第七十六条第九項の二(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項等の電磁的方法による提供))

第三百十九条の二 法第九十八条第二項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例)に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 法第九十八条第二項に規定する給与等の支払を受ける居住者(次号において「給与等の支払を受ける居住者」という。)が行う同項に規定する電磁的方法(次項において「電磁的方法」という。)による同条第二項に規定する記載事項(以下この項において「記載事項」という。)の提供を適正に受けることができる措置を講じていること。
- 二 法第九十八条第二項の規定により提供を受けた記載事項について、その提供をした給与等の支払を受ける居住者を特定するための必要な措置を講じていること。
- 三 法第九十八条第二項の規定により提供を受けた記載事項について、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための必要な措置を講じていること。

2 法第九十八條第五項に規定する給与等の支払を受ける居住者は、法第九十六條第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、前条に規定する書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供するとき、当該書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を当該申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

第一章の二 退職所得に係る源泉徴収

（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）

第三百十九條の三 法第二十一条第一項第二号二（徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その支払う退職手当等（法第九十九條（源泉徴収義務）に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）とその支払済みの他の退職手当等（法第二十一条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）が一般退職手当等（同号イに規定する一般退職手当等をいう。以下この項において同じ。）及び短期退職手当等（同号ロに規定する短期退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合（第四号に掲げる場合を除く。）当該一般退職手当等及び短期退職手当等につき第七十一条の第二項、第二項、第十項及び第十一項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）の規定に準じて計算した金額

二 その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等（法第二十一条第一号ハに規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合（第四号に掲げる場合を除く。）当該一般退職手当等及び特定役員退職手当等につき第七十一条の第三項、第四項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に準じて計算した金額

三 その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が短期退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）当該短期退職手当等及び特定役員退職手当等につき第七十一条の第五項、第六項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に準じて計算した金額

四 その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合 当該一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員退職手当等につき第七十一条の第七項から第十四項までの規定に準じて計算した金額

2 前項各号の規定により第七十一条の二の規定に準じて計算する場合には、同条第一項第一号イ、第五項第二号イ及び第七項第二号イに規定する短期退職所得控除額、同条第一項第二号、第三項第二号及び第七項第三号に規定する一般退職所得控除額並びに同条第三項第一号、第五項第一号及び第七項第一号に規定する特定役員退職所得控除額は、法第二十一条第一項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第七十一条の二第一項第一号イ、第五項第二号イ及び第七項第二号イに規定する短期退職所得控除額、同条第一項第二号、第三項第二号及び第七項第三号に規定する一般退職所得控除額並びに同条第三項第一号、第五項第一号及び第七項第一号に規定する特定役員退職所得控除額によるものとする。

（源泉徴収の対象となる退職所得とみなされる退職一時金の範囲等）

第三百十九條の三の二 法第二十一条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）に規定する政令で定めるところは、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条第三項第四号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき 当該勤務をした者の負担した金額

二 第七十二条第三項第五号に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき 当該加入者の負担した金額

（退職所得の受給に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供）

第三百十九條の四 第三百十九條の二第一項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項等の電磁的方法による提供）の規定は、法第二十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第三百十九條の二第一項第一号中「第九十八條第二項」とあるのは「第二十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）」と、「給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける居住者」と、同条第二項」とあるのは「同条第四項」と、同項第二号中「第九十八條第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、「給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「退職手当等の支払を受ける居住者」と、同項第三号中「第九十八條第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と読み替えるものとする。

第二章 公的年金等に係る源泉徴収

（公的年金等の月割額）

第三百十九條の五 法第二十三条の三第一号イ及び第四号（徴収税額）に規定する公的年金等の月割額として政令で定める金額は、同条に規定する公的年金等の金額をその公的年金等の金額に係る月割で除して計算した金額とする。

（公的年金等の金額から控除する金額の調整等）

第三百十九條の六 法第二十三条の三第二号（徴収税額）に規定する政令で定める公的年金等は、次の各号に掲げる公的年金等（法第二十三条の二（源泉徴収義務）に規定する公的年金等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第二十三条の三第一号イ及び第五号に規定する金額は、当該各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次に掲げる公的年金等 四万七千五百円に当該公的年金等の金額に係る月割を乗じて計算した金額

イ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第十八条第一号（給付の種類）に掲げる農業者老齢年金及び同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）の規定により支給される農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第三十二条第二号（給付の種類）に掲げる農業者老齢年金

ロ 国民年金法第二百二十八条第一項（国民年金基金の業務）又は第三百三十七條の十五第一項（国民年金基金連合会の業務）に規定する年金

ハ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号及び次項第一号において「一元化法」という。）附則第三十七條第一項（改正前国共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条（国家公務員共済組合法の一部改正）の規定による改正前の国家公務員共済組合法（ハ

及びホにおいて「旧効力国共済法」という。）第七十二条第一項第一号（長期給付の種類等）に掲げる退職共済年金（旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）

ニ 一元化法附則第六十一条第一項（改正前地共済法による給付等）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条（地方公務員等共済組合法の一部改正）の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（ニ）において「旧効力地共済法」という。）第七十四条第一号（長期給付の種類）に掲げる退職共済年金（旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）

ホ 一元化法附則第七十九条（改正前私学共済法による給付）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条（私立学校教職員共済法の一部改正）の規定による改正前の私立学校教職員共済法（ホ）において「旧効力私学共済法」という。）第二十条第一号（給付）に掲げる退職共済年金（旧効力私学共済法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する旧効力国共済法附則第十二条の三の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）

二 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百十條第一項（基金の業務）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第一号若しくは第二号（存続連合会の業務）に規定する老齢年金給付 七万二千五百円に当該老齢年金給付の金額に係る月数を乗じて計算した金額

2 法第二百三条の三第三号に規定する政令で定める公的年金等は、次の各号に掲げる公的年金等とし、同条第三号及び第六号に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次に掲げる公的年金等（次号に掲げるものを除く。） 四万七千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ 国家公務員共済組合法第七十四条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金（次号イにおいて「退職年金」という。）及び一元化法附則第三十六条第一項（改正前国共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧効力国共済法」という。）第七十七条第二項各号（退職共済年金の額）に定める金額に相当する給付（次号イにおいて「旧職域加算年金給付」という。）並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる厚生年金保険法第三十二条第一号（保険給付の種類）に掲げる老齢厚生年金（以下この号及び次号イにおいて「老齢厚生年金」という。）その他の財務省令で定める公的年金等

ロ 地方公務員等共済組合法第七十六条第一号（退職等年金給付の種類）に掲げる退職年金（次号ロにおいて「退職年金」という。）及び一元化法附則第六十条第一項（改正前地共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（次号ロにおいて「旧効力地共済法」という。）第七十九条第一項第二号（退職共済年金の額）に掲げる金額に相当する給付（次号ロにおいて「旧職域加算年金給付」という。）並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる老齢厚生年金その他の財務省令で定める公的年金等

ハ 私立学校教職員共済法第二十条第二項第一号（給付）に掲げる退職年金（次号ハにおいて「退職年金」という。）及び一元化法附則第七十八条第一項（改正前私学共済法による職域加算額の経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（次号ハにおいて「旧効力私学共済法」という。）第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する旧効力国共済法第七十七条第二項の規定により加算する同項各号に定める金額に相当する給付（次号ハにおいて「旧職域加算年金給付」という。）並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる老齢厚生年金その他の財務省令で定める公的年金等

二 次に掲げる公的年金等 零

イ 国家公務員共済組合法附則第十三条第二項（支給の繰上げ）の規定により支給される退職年金（国民年金法第十五条第一号（給付の種類）に掲げる老齢基礎年金（ロ及びハにおいて「老齢基礎年金」という。）の支払を受ける者に支給されるものを除く。）及び旧効力国共済法附則第十二条の三（退職共済年金の特例）の規定により支給される旧職域加算年金給付並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる厚生年金保険法附則第八条の規定により支給される老齢厚生年金（ロ及びハにおいて「特例老齢厚生年金」という。）

ロ 地方公務員等共済組合法附則第十九条第二項（支給の繰上げ）の規定により支給される退職年金（老齢基礎年金の支払を受ける者に支給されるものを除く。）及び旧効力地共済法附則第十九条（退職共済年金の特例）の規定により支給される旧職域加算年金給付並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる特例老齢厚生年金

ハ 私立学校教職員共済法第二十五条（国家公務員共済組合法の準用）において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条第二項の規定により支給される退職年金（老齢基礎年金の支払を受ける者に支給されるものを除く。）及び旧効力私学共済法第二十五条において準用する旧効力国共済法附則第十二条の三の規定により支給される旧職域加算年金給付並びにこれらの公的年金等の支払者から支払われる特例老齢厚生年金

3 法第二百三条の三第七号に規定する政令で定める公的年金等は、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第十六条第一項（坑内員に関する給付）又は第十八条第一項（坑外員に関する給付）の規定に基づく年金及び法第三十五条第三項第二号（雑所得）に規定する過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金（国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第七条第一項（現職国会議員の普通退職年金）に規定する普通退職年金又は同法附則第二条第一項（退職者に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第九条（普通退職年金及びその年額）に規定する普通退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金である給付）とする。）

（公的年金等の月割額等の端数計算）

第三百十九条の七 第三百十九条の五（公的年金等の月割額）の規定により計算した金額が四円の整数倍でないときは、当該金額を超える四円の整数倍である金額のうち最も少ない金額を当該計算した金額とする。

2 法第二百三条の三第七号（徴収税額）に定める金額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

(源泉徴収の対象となる確定給付企業年金の額の計算等)
第三百十九条の八 法第二百三条の五第二号(公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する年金の額(その年金の支給開始の日以後に同号に規定する規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。)に当該年金に係る第八十二条の三第一項(確定給付企業年金の額から控除する金額)に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2 法第二百三条の五第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第八十二条の二第二項第四号(公的年金等とされる年金)に掲げる退職年金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき、当該退職年金の額(その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。)に当該退職年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

二 第八十二条の二第二項第五号に掲げる年金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき、当該年金の額(その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。)に当該年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

(簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出に係る国税庁長官の承認に関する手続)

第三百十九条の九 法第二百三条の六第二項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)に規定する公的年金等の支払者は、同項の規定による国税庁長官の承認を受けようとする場合には、その旨及び当該承認を受けようとする事由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、財務省令で定める日までに、当該公的年金等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(法第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

2 国税庁長官は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合には、当該申請書を提出した同項の公的年金等の支払者が当該申請書を提出した日の属する年において受理した法第二百三条の六第一項の規定による申告書(以下この項において「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」という。)に記載された事項について各人別の記録があり、かつ、同条第二項の規定により提出することができる公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(第四項において「簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」という。)に基づき法第四編第三章の二(公的年金等に係る源泉徴収)の規定による源泉徴収を行うこととするのが適当であると認めるときは当該申請を承認し、これらの事由がないと認めるときは当該申請を却下する。

3 国税庁長官は、前項の承認又は却下の処分をするときは、第一項の申請書を提出した同項の公的年金等の支払者に対し、書面によりその旨を通知する。

4 国税庁長官は、第二項の承認をした後、その承認を受けた第一項の公的年金等の支払者について簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に基づいて法第四編第三章の二の規定による源泉徴収を行うことが適当でなくなつたと認める場合には、その承認を取り消すことができる。この場合において、前項の規定は、当該取消しについて準用する。

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出又は提示)

第三百十九条の十 法第二百三条の六第一項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)の規定による申告書に掲げる事項の記載をした居住者(同条第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。)は、次の各号に掲げる記載がされた者の区分に応じ当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 法第二百三条の六第一項第六号の源泉控除対象配偶者で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者、その者が当該居住者の配偶者に該当する旨

二 法第二百三条の六第一項第六号の控除対象扶養親族で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者、その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨(その者の同号に掲げる控除対象扶養親族に該当する事実が法第二条第一項第三十四号の二ロ(一)(定義)に掲げる者に該当することである場合には、その者が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨及び同号ロ(一)に掲げる者に該当する旨)

三 法第二百三条の六第一項第六号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者で、当該申告書に非居住者である旨の記載がされた者(前二号に掲げる記載がされた者を除く。)その者が当該居住者の親族に該当する旨

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第三百十九条の十一 第三百十九条の二第一項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項等の電磁的方法による提供)の規定は、法第二百三条の六第五項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第三百十九条の二第一項第一号中「第九十八条第二項」とあるのは「第二百三条の六第五項(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)」と、「給与等の支払を受ける居住者」とあるのは「公的年金等の支払を受ける居住者」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項」と、同項第二号中「第九十八条第二項」とあるのは「第二百三条の六第五項」と読み替えるものとする。

(源泉徴収を要しない公的年金等の額)

第三百十九条の十二 法第二百三条の七(源泉徴収を要しない公的年金等)に規定する政令で定める金額は、百八万円とする。

第三章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収

(報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)

第三百二十条 法第二百四条第一項第一号(源泉徴収義務)に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装い、速記、版下(写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。)若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術によ

る生産方式若しくはこれらに準ずるもの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。

2 法第二十四条第一項第二号に規定する政令で定める者は、計理士、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含む。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含む。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約（保険業法第二十四条第四項（定義）に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいう。）又はこれに類する共済に係る契約の保険事故又は共済事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者を含む。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含む。）とする。

3 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める者は、プロサッカーの選手、プロテニス選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、自転車競技の選手、小型自動車競走の選手又はモーターボート競走の選手とし、同号に規定するモデルには、雑誌、広告その他の印刷物にその容姿を掲載させて報酬を受ける者を含むものとする。

4 法第二十四条第一項第五号に規定する政令で定める技能は、音楽、音曲、舞踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、腹話術、歌唱、奇術、曲芸又は物まねとし、同号に規定する政令で定めるものは、映画若しくは演劇の製作、振付け（剣技指導その他これに類するものを含む。）、舞台装置、照明、撮影、録音（擬音効果を含む。）、編集、美粧又は考証とする。

5 法第二十四条第一項第五号に規定する政令で定める芸能人は、映画若しくは演劇の俳優、映画監督若しくは舞台監督（プロジューサーを含む。）、演出家、放送演技者、音楽指揮者、楽士、舞踊家、講談師、落語家、浪曲師、漫談家、漫才家、腹話術師、歌手、奇術師、曲芸師又は物まね師とする。

6 法第二十四条第一項第七号に規定する政令で定める契約金は、職業野球の選手その他一定の者に専属して役務の提供をする者で、当該一定の者のために役務を提供し、又はそれ以外の者のために役務を提供しないことを約することにより一時に受ける契約金とする。

7 法第二十四条第一項第八号に規定する広告宣伝のための賞金で政令で定めるものは、事業の広告宣伝のために賞として支払う金品その他の経済上の利益（旅行その他役務の提供を内容とするもので、金品との選択をすることができないものとされているものを除く。）とし、同号に規定する馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるものは、第二百九十八条第九項（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する賞金とする。

（金銭以外のもの）で支払われる賞金の価額）

第三百二十一条 法第二百五条第二号（報酬又は料金等に係る徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する金銭以外のものの支払を受ける者がその受けることとなつた日において当該金銭以外のものを譲渡するものとした場合にその対価として通常受けるべき価額に相当する金額（当該金銭以外のものと金銭とのいずれかを選択することができる場合には、当該金銭の額）とする。

（支払金額から控除する金額）

第三百二十二条 法第二百五条第二号（報酬又は料金等に係る徴収税額）に規定する政令で定める金額は、次の表の上欄に掲げる報酬又は料金の区分に応じ、同表の中欄に掲げる金額につき同表の下欄に掲げる金額とする。

法第二十四条第一項第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる司法書士、土地家屋調査士又は海事代理士の業務に関する報酬又は料金	同一人に対し一回に支払われる金額	一万円
法第二十四条第一項第三号に掲げる診療報酬	同一人に対しその月分として支払われる金額	二十万円
法第二十四条第一項第四号に掲げる職業拳闘家の業務に関する報酬	同一人に対し一回に支払われる金額	五万円
法第二十四条第一項第四号に掲げる外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬又は料金	同一人に対しその月中に支払われる金額	十二万円（当該報酬又は料金の支払者が当該報酬又は料金の支払を受ける者に對し法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の支払をする場合には、十二万円からその月中に支払われる当該給与等の額を控除した金額）
法第二十四条第一項第六号に掲げる報酬又は料金	同一人に対し一回に支払われる金額	五千円に当該支払金額の計算期間の日数を乗じて計算した金額（当該報酬又は料金の支払者が当該報酬又は料金の支払を受ける者に対し法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする場合には、当該金額から当該期間に係る当該給与等の額を控除した金額）
法第二十四条第一項第八号に掲げる広告宣伝のための賞金	同一人に対し一回に支払われる金額	五十万円
法第二十四条第一項第八号に掲げる馬主が受ける競馬の賞金	同一人に対し一回に支払われる金額	第二百九十八条第一項（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する金額

（報酬又は料金に係る源泉徴収の免除を受ける者の要件）

第三百二十三条 法第二十六条第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）に規定する政令で定める要件は、同項に規定する報酬又は料金の支払を受ける居住者が当該報酬又は料金をその備え付ける帳簿に明確に記録していることのほか、次のいずれか一に該当することとする。

- 一 映画又はレコード（録音のテープ及びワイヤーを含む。）の製作を主たる事業としてしていること。
- 二 自ら主催してその所有する劇場において定期的な演劇の公演を行なうこと。
- 三 自ら主催して興行場において定期的な演劇の公演を行なうことを主たる事業としてしていること。
- 四 主として自己に専属する芸能人をもつて演劇の製作及びその製作した演劇の公演を行なうことを主たる事業としてしていること。

(報酬又は料金に係る源泉徴収の免除を受けるための手続)
第三百二十四条 法第二百六条第一項(源泉徴収を要しない報酬又は料金)の証明書の交付を受けようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既に当該証明書の交付を受けている者が更に追加して当該証明書の交付を受けようとする場合には、第二号及び第三号に掲げる事項の記載は、省略することができる。

- 一 その者の氏名及び住所(国内に住所がないときは、居所)
- 二 法第二百六条第一項に規定する報酬又は料金がその者の備え付けの帳簿に明確に記録されていることの事実の詳細
- 三 その者が現に行っている事業の概要及び前条各号の要件のいずれかに該当する事情の詳細
- 四 交付を受けようとする当該証明書の部数及び当該証明書を二部以上必要とするときは、その必要とする事情の詳細
- 五 その他参考となるべき事項

(源泉徴収の免除の要件に該当しなくなった場合の手続等)

第三百二十五条 法第二百六条第一項(源泉徴収を要しない報酬又は料金)の証明書の交付を受けている居住者は、同条第二項の規定に該当する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書に当該証明書を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その者の氏名及び住所(国内に住所がないときは、居所)
- 二 法第二百六条第一項に規定する要件に該当しないこととなる旨
- 三 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する証明書の交付を受けている居住者は、その交付を受けた後、その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場合には、変更前の氏名及び変更後の氏名又は変更前の住所若しくは居所及び変更後の住所若しくは居所を記載した届出書にその証明書を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その提出があつたときは、当該税務署長は、新たな当該証明書の交付をするものとする。

3 法第二百六条第三項第三号の通知をした税務署長は、遅滞なくその旨を公示するものとする。

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収

(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収)

第三百二十六条 法第二百七条(源泉徴収義務)に規定する政令で定める年金は、確定給付企業年金法第二百二条第三項又は第六項(事業主等又は連合会に対する監督)の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づきその取消しを受けた時以後に行う同法第八十九条第六項(清算人等)に規定する残余財産として分配される年金、同法第二百二条第六項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第二十一条第一項(基金の規約で定める事項)に規定する規約に基づきその命令を受けた時以後に行う同法第八十九条第六項に規定する残余財産として分配される年金及び第七十六条第二項第一号(退職金共済制度等)に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)に掲げる給付で年金として支払われるものとする。

2 法第二百七条第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 保険業法第二条第四項(定義)に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等又は同条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約(法第七十七条第二項第一号(地震保険料控除)に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。)

二 中小企業等協同組合法第九條の二第七項(事業協同組合及び事業協同小組合)に規定する共済事業(第六号において「共済事業」という。)を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会(同号において「事業協同組合等」という。)の締結した生命共済に係る契約(第二百十條第四号(生命共済契約等の範囲)に掲げる契約に該当するものを除く。)

三 農業協同組合法第十條第一項第十号(共済に関する施設)の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の締結した身体の傷害又は医療費の支出に関する共済に係る契約

四 水産業協同組合法第十一條第十二号(事業の種類)若しくは第九十三條第一項第六号の二(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した身体の傷害に関する共済に係る契約

五 消費生活協同組合法第十條第一項第四号(事業の種類)の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した火災共済若しくは自然災害共済又は身体傷害若しくは共済事業を行う事業協同組合等の締結した身体の傷害又は医療費の支出に関する共済に係る契約

七 法第七十七條第二項第二号及び第三号から前号までに掲げる契約のほか、法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人の締結した火災共済若しくは自然災害共済又は身体傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約でその事業及び契約の内容がこれらの規定に掲げる契約に準ずるもの

3 法第二百八条(徴収税額)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該年金の額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第七十六條第六項第一号から第四号まで(生命保険料控除)に掲げる契約のうち生命保険契約(第八十三條第三項第一号(生命保険契約等)に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)に規定する生命保険契約をいう。次号において同じ。、旧簡易生命保険契約(第八十三條第三項第一号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。)、及び生命共済に係る契約に基づく年金。第一項に規定する年金又は前項第二号に掲げる生命共済に係る契約に基づく年金。第八十三條第四項第三号に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで計算した同条第一項第二号に規定する割合

二 法第七十六條第六項第四号に掲げる契約で生命保険契約以外のもの、法第七十七條第二項各号に掲げる契約又は前項各号(第二号を除く。)に掲げる契約に基づく年金。第八十四條第三項第一号(損害保険年金等)に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで計算した同条第一項第二号に規定する割合

4 法第二百九條第一号(源泉徴収を要しない年金)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、前項各号に掲げる年金の区分に応じ、当該年金の年額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

5 法第二百九条第一号に規定する政令で定める金額は、二十五万円とする。

6 法第二百九条第二号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる契約とする。

一 法第二百七条に規定する契約に基づく年金の支払を受ける者（以下この項において「年金受取人」という。）と法第二百九条第二号に規定する保険契約者（以下この項において「保険契約者」という。）とが異なる契約（第三号に規定する団体保険に係る契約を除く。）のうち、当該契約に基づく保険金、共済金その他の給付金（以下この項において「保険金等」という。）の支払の基因となる事由（当該年金受取人に係る事由に限る。以下この項において「支払事由」という。）が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの

二 年金受取人と保険契約者とが同一である契約のうち、当該契約に基づく保険金等の支払事由が生じたことにより当該保険契約者の変更が行われたもので、当該支払事由が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの

三 団体保険（普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第四号（定義）に規定する被保険者（以下この号において「被保険者」という。）とすることとなっている保険をいう。）に係る契約であつて、当該被保険者と当該契約に基づく年金受取人とが異なるものうち、当該契約に基づく保険金等の支払事由が生じた日以後において、当該被保険者と当該契約に基づく年金受取人とが異なるもの

第三節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収
（匿名組合契約等の範囲）

第三百二十七条 法第二百十條（源泉徴収義務）に規定する政令で定める契約は、第二百八十八條（匿名組合契約に準ずる契約の範囲）に規定する契約とする。

第四章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収

（源泉徴収を要しない国内源泉所得）

第三百二十八条 法第二百十二條第一項（源泉徴収義務）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。

一 映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供に係る法第六十一条第一項第六号又は第十二号イ（国内源泉所得）に掲げる対価又は報酬で不特定多数の者から支払われるもの

二 非居住者又は外国法人が有する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋（以下この号において「土地家屋等」という。）に係る法第六十一条第一項第七号に掲げる対価で、当該土地家屋等を自己又はその親族の居住の用に供するために借り受けた個人から支払われるもの

三 法第六十九條（分離課税に係る所得税の課税標準）に規定する非居住者に対し支払われる法第六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬で、その者が法第七十二条（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告納税等）の規定によりその支払の時までに既に納付した所得税の額の計算の基礎とされたもの

（組合員に類する者の範囲）

第三百二十八条の二 法第二百十二條第五項（源泉徴収義務）に規定する組合員に類する者で政令で定めるものは、同項に規定する組合契約を締結していた組合員並びに第二百八十一条の二第一項第三号（恒久的施設を通じて行う組合事業から生ずる利益）に掲げる契約を締結している者及び当該契約を締結していた者とする。

（金銭以外のもの）

第三百二十九条 法第二百十三條第一項第一号ロ（非居住者又は外国法人の所得に係る徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号ロに規定する金銭以外のものにつき第三百二十一條（金銭以外のもの）で支払われる賞金の価額の規定に準じて計算した金額とする。

2 法第二百十三條第一項第一号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号ハに規定する支払われる年金の額につき第二百九十六条（生命保険契約等に基づく年金等に係る課税標準）の規定に準じて計算した金額とする。

3 法第二百十三條第二項第三号に規定する政令で定める金額は、第二百九十八條第一項（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する金額とする。

（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための要件）

第三百三十条 法第二百十四條第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第二十九条（開業等の届出）の規定による届出書を提出していること。

二 納税地に現住しない非居住者については、その者が国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしていること。

三 その年の前年分の所得税に係る確定申告書を提出していること。

四 法第二百十四條第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する対象国内源泉所得が、法その他所得税に関する法令（法第二条第一項第八号の四ただし書（定義）に規定する条約を含む。）の規定により法第六十五条第一項（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）に規定する総合課税に係る所得のうちに含まれるものであること。

五 偽りその他不正の行為により所得税を免れたことがないこと。

六 法第二百十四條第一項の規定の適用を受けるために同項の証明書を同項に規定する対象国内源泉所得の支払者に提示する場合において、当該支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他当該対象国内源泉所得の支払の場所並びにその提示した年月日を帳簿に記録することが確実にできると見込まれること。

（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等）

第三百三十一条 法第二百十四條第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）の証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その者の氏名及び住所並びに国内に居所があるときは当該居所

二 その者の恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるもの。第三百三十三条第一号（非居住者が源泉徴収の免除の要件に該当しなくなつた場合の手続等）において「国内にある事務所等」という。）の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名並びに国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときは、納税管理人の氏名

三 前条第一号に規定する届出書を提出した年月日

四 前条第四号に掲げる要件に該当する事情の概要

五 前条第六号の記録を確実に行う旨

六 当該証明書により法第二百四十四条第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する対象国内源泉所得のうち主たるものの支払者の氏名又は名称、その住所、事務所、事業所その他当該対象国内源泉所得の支払の場所及びその支払の宛先並びに当該対象国内源泉所得の種類及び当該対象国内源泉所得の支払を受ける見込期間

七 当該証明書により法第二百四十四条第一項の規定の適用を受けようとする国内源泉所得がその者の同項に規定する対象国内源泉所得に該当する事情

八 その他参考となるべき事項

2 第三百五十五条第二項及び第三項（外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等）の規定は、非居住者に係る法第二百四十四条第一項の証明書について準用する。

（源泉徴収を免除されない非居住者の国内源泉所得）

第三百三十二條 法第二百四十四条第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。

一 法第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に掲げる使用料又は対価で法第二百四十四条第一項第一号（源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金に該当するもの

二 法第六十一条第一項第二号に掲げる報酬で法第二百四十四条第一項第五号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの

三 法第六十一条第一項第十四号に掲げる年金でその支払額が二十五万円以上のもの

（非居住者が源泉徴収の免除の要件に該当しなくなつた場合の手続等）

第三百三十三條 法第二百四十四条第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）の証明書の交付を受けている者は、同条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書に当該証明書を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その者が当該証明書を提示した国内源泉所得の支払者に対しその旨を遅滞なく通知しなければならない。

一 その者の国内にある事務所等の名称及び所在地並びにその代表者その他の責任者の氏名並びに国税通則法第一百七十七条第二項（納税管理人）の規定により届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときは、納税管理人の氏名

二 第三百三十条各号（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための要件）に掲げる要件に該当しないこととなり、又は恒久的施設を有しないこととなつた事情の詳細

三 その者が当該証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他当該国内源泉所得の支払の場所

四 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する者は、同項の証明書に係る第三百三十一條第一項（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等）の申請書に記載した同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（非居住者の給与又は報酬で源泉徴収が行われたものとみなされるもの）

第三百三十四條 法第二百五十五条（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる給与又は報酬の金額は、法第六十一条第一項第六号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において行う者の当該国内において行う事業につき支払を受けた同号に掲げる対価の総額が当該国内において行う事業のために人的役務の提供をする各非居住者に対しその人的役務の提供につき支払うべき同項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の金額の合計額に満たなかつた場合には、当該対価の総額に、当該合計額のうちに当該各非居住者に対し支払うべき当該給与又は報酬の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

第五章 源泉徴収に係る所得税の徴収

第三百三十四條之二 法第二百一十一条第三項第一号から第三号まで（源泉徴収に係る所得税の徴収）に規定する政令で定める期間は、同条第二項第一号に規定する給与等、同項第二号に規定する退職手当等又は同項第三号に規定する報酬等の支払をした次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間（その期間が明らかでないときは、その年の一月一日から十二月三十一日まで）とする。

一 個人 その年において業務を営んでいた期間

二 法人 法人税法第十三条（事業年度の意義）及び第十四条（事業年度の特例）に規定する事業年度

2 法第二百一十一条第三項の規定により、同項第三号に規定する報酬等の計算期間における同条第二項第三号に掲げる支払の日を同条第三項第三号イに掲げる日として同条第一項に規定する所得税の額を計算する場合における第三百二十二條（支払金額から控除する金額）の規定の適用については、同条の表の中欄に掲げる金額は、同日における法第二百一十一条第二項の規定により推計した同項第三号に掲げる支払金額又は同条第三項第三号ロに掲げる金額とする。

3 税務署長は、前項の場合（同項に規定する報酬等が法第二百四十四条第一項第六号（源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金である場合に限る。）において、同号に規定するホステス等のその業務を行つた期間、業務の内容及びその提供の程度により第三百二十二條の表の下欄に規定する支払金額の計算期間の日数を推計して、同条の規定を適用することができる。

第五編 雑則

（告知義務のない利子等及び公共法人等の範囲）

第三百三十五條 法第二百一十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する普通預金の利子その他の政令で定めるものは、次に掲げる利子及び収益の分配とする。

一 当座預金、普通預金、普通貯金、通知預金、通知貯金及び財務省令で定める別段預金の利子

二 第二条第一号及び第二号（預貯金の範囲）に掲げる貯蓄金及び貯金の利子

三 法第九条第一項第二号（非課税所得）に規定する預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配
 四 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項（定義）に規定する納税貯蓄組預金の利子及び財務省令で定める納税準備預金の利子
 2 法第二十四条第一項に規定する法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものは、国並びに次に掲げる法人及び国際機関（以下この編において「公共法人等」という。）とする。

一 法人税法別表第一に掲げる法人
 二 特別の法律により設立された法人（当該特別の法律において、その法人の名称が定められ、かつ、当該名称として用いられた文字を他の者の名称の文字として用いてはならない旨の定めのあるものに限る。）

三 外国政府、外国の地方公共団体及び第二十三条（職員の給与が非課税とされる国際機関の範囲）に規定する国際機関
 （預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）

第三百三十六條 国内において法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等（以下この条において「利子等」という。）又は同項に規定する配当等（以下この条において「配当等」という。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その確定の都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、同項に規定する財務省令で定める場所。以下第三百三十八條（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）までにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する者（第三百三十八條第一項及び第二項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者の営業所、事務所その他のこれらに準ずるものでその支払事務の取扱いをするもの長（第五項第一号に掲げる者を含む。以下この条において「支払事務取扱者」という。）に告知しなければならぬ。

2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める利子等又は配当等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 利子等又は配当等（法第二十四条第一項（配当所得）に規定する投資信託（第五号に規定する特定株式投資信託及び特定不動産投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配に限る。以下第四号までにおいて同じ。）につき支払を受ける者が、銀行、信託会社その他の財務省令で定める者（以下この条及び第三百三十九條（無記名公社債の利子等に係る告知書の提出等）において「金融機関」という。）の営業所、事務所その他のこれらに準ずるもの（以下この条及び第三百三十九條において「営業所等」という。）において当該利子等又は配当等を生ずべき預貯金、合同運用信託（貸付信託を除く。）、公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権（以下この条において「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、その預入等をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、その預入等をする金融機関の営業所の長に告知しているとき 当該預貯金等に係る利子等又は配当等

二 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において反復して預貯金等の預入等をするを約する契約その他の財務省令で定める契約に基づき預貯金等の預入等をする場合において、当該契約に基づき最初にその預入等をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、当該金融機関の営業所の長に告知しているとき 当該契約に基づき預入等をする預貯金等に係る利子等又は配当等

三 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等（同法第二條第五項（定義）に規定する振替機関等をいい、同法第四十八條（日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例）の規定により同法第二條第二項に規定する振替機関とみなされる者を含む。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、当該金融機関の営業所の長に告知している場合 当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている預貯金等に係る利子等又は配当等

四 利子等又は配当等につき支払を受ける者が、当該利子等又は配当等を生ずべき預貯金等（法第二百二十四條の二（譲渡性預金の譲渡等に関する告知）に規定する譲渡性預金を除く。）の譲受け又は相続その他の方法による取得をした場合において、当該預貯金等の証書、証券その他のこれらに類するものの名義の変更又は書換えの請求（当該譲受けにつき当該預貯金等の受入れをする者の承諾を要するときは、その承諾の依頼を含む。）をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、当該名義の変更又は書換えの請求の取扱いをする金融機関の営業所の長に告知しているとき 当該預貯金等に係る利子等又は配当等

五 特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第四條第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が同法第二條第四項（定義）に規定する外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）にイからニまでに掲げる事項の定めがあること、その受益権が金融商品取引所（金融商品取引法第二條第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されていることその他財務省令で定める要件を満たすもの）をいう。以下この号及び第三百三十九條第九項において同じ。）又は特定不動産投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの）のうち、当該投資信託の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四條第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九條第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が同法第二條第四項（定義）に規定する外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）にイからニまでに掲げる事項の定めがあること、その受益権が金融商品取引所（金融商品取引法第二條第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されていることその他財務省令で定める要件を満たすもの）をいう。以下この号及び第三百三十九條第九項において同じ。）又は特定不動産投資信託又は特定不動産投資信託の配当等

六 以下この号及び第三百三十九條第八項において同じ。）の配当等につき支払を受ける者が、財務省令で定めるところにより、当該配当等につき支払を受けるべき者としてその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその配当等の支払事務取扱者に登録をした場合において、その登録の際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号又は個人番号又は法人番号を、当該登録に係る特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の配当等又は当該登録の取次ぎをする金融機関の営業所等の長に告知しているとき 当該登録に係る特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の配当等
 イ 信託契約期間を定めないうこと（当該投資信託が証券投資信託に該当する投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二十四項に規定する外国投資信託（以下この号において「外国証券投資信託」という。）である場合には、信託契約期間を定めないうこと又は当該外国証券投資信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間（財務省令で定める期間に限る。）が定められていること。）。

ロ 当該投資信託の受益権が金融商品取引所に上場することとされていること（当該投資信託が外国証券投資信託である場合には、その受益権が金融商品取引法第二条第八項第三号に規定する外国金融商品市場に上場することとされていること）。

ハ 受益者は、その有する受益権（その証券投資信託の受託者が投資信託及び投資法人に関する法律第十七条第二号（投資信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等に反対した受益者からの同法第十八条第一項（反対受益者の受益権買取請求）の規定による請求により買い取った受益権を除く。）について、その信託契約期間中に当該信託契約の一部解約を請求することができないこと。

二 信託財産は特定の株価指数（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号に規定する外国金融商品市場に上場されている株式について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した指数をいう。）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率を当該特定の株価指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行うこと。

ホ 信託財産の総額のうちに占める不動産等（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号（特定資産の範囲）に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権その他財務省令で定める資産（以下この号において「不動産等資産」という。）及び同条第一号に掲げる有価証券のうち金融商品取引法第二条第二項第一号に掲げる受益権で不動産等資産のみを信託する信託に係るものをいう。）の価額の割合として財務省令で定める割合を百分の七十以上とする。）。

六 配当等（法第二十四条第一項に規定する投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者が、当該配当等を生ずべき株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）若しくは法人の社員、会員、組合員その他の出資者の持分（これに類するものを含む。以下この条において「株式等」という。）を払込みにより取得した場合又は株式等を購入若しくは相続その他の方法により取得した場合において、当該払込みにより取得する際又は当該株式等の名義の変更若しくは書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、当該株式等に係る配当等の支払事務取扱者に告知しているとき、当該株式等に係る配当等。

七 配当等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等において金融機関が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融機関の営業所等を通じて当該金融機関以外の振替機関等（同法第二条第五項に規定する振替機関等をいう。）が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、当該金融機関の営業所等の長に告知している場合、当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けている株式等に係る配当等。

三 前項の場合において、同項各号に定める利子等又は配当等の支払を受ける者が、同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該利子等又は配当等の支払の確定する日までに、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該利子等又は配当等に係る支払事務取扱者又は第五項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者の変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

二 その者の個人番号の変更をした場合、その者の変更をした後の氏名、住所及び個人番号

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

四 法第二十四条第一項に規定する政令で定める者は、利子等又は配当等の支払事務取扱者（次項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む。次条及び第三百三十八条において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）が、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の次条第二項各号に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の法第二十四条第一項に規定する署名用電子証明書等（以下この編において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受け、又は次条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

五 法第二十四条第一項に規定する利子等又は配当等の支払をする者に準ずる者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 法第二十五条第一項第一号及び第二号（支払調書）に規定する支払の取扱者並びに当該支払の取扱者以外の者で法第二十八条第一項（名義人受領の配当所得等の調書）に規定する利子等又は配当等の支払を受ける者に該当する者

二 第二項第一号若しくは第二号の預入等をする金融機関の営業所等の長、同項第三号に規定する口座に係る同号の金融機関の営業所等の長、同項第四号に規定する名義の変更若しくは書換えの請求の取扱いをする金融機関の営業所等の長、同項第五号に規定する登録の取次ぎをする金融機関の営業所等の長又は同項第七号に規定する口座に係る同号の金融機関の営業所等の長がこれらの規定に規定する預貯金等に係る利子等又は配当等の支払事務取扱者に該当しない場合における当該金融機関の営業所等の長

六 利子等又は配当等が法第十條第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一條第二項（公益信託等に係る非課税）、第百七十六條第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第百七十七條（完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例）若しくは第百八十條の二第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第二項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項から第三項まで（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の適用）、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九条の四の二第一項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該利子等又は配当等については、第一項の規定による告知は、要しない。

（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）

第三百三十七條 前条第一項に規定する利子等又は配当等につき支払を受ける者は、同項から同条第三項までの規定による告知をする際、当該告知をする貯蓄取扱機関等の営業所の長に、次項に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信しなければならない。

二 法第二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類のいずれかとする。

一 個人 当該個人の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類

二 個人 当該個人の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類

二 個人 当該個人の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類

二 個人 当該個人の住民票の写し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類

二 法人 当該法人の設立に係る登記事項証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条（法人番号の通知）の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類

3 前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができ、この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書の送信をしたものとみなす。

4 前条第一項に規定する利子等又は配当等につき支払を受ける法人で法人番号保有者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）に規定する法人番号保有者をいう。以下この編において同じ。）に該当するものが貯蓄取扱機関等の営業所の長に前条第一項から第三項までの規定による告知をする際、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、同法第三十九条第四項の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

5 前条第一項に規定する利子等又は配当等につき支払を受ける者で財務省令で定めるものが貯蓄取扱機関等の営業所の長に同条第三項までの規定による告知をする場合において、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長が、財務省令で定めるところにより、その支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他の事項を記載した帳簿（その者から申請書（その者の第二項各号に定める書類のいずれかの写しを添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信若しくは前項の規定による確認を受けているものに限る。）を備えているときは、その支払を受ける者は、第一項の規定にかかわらず、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長に対しては、同項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書の送信を要しないものとする。ただし、当該告知をする氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）

第三百三十八条 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第三百三十六条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知があつた場合には、前条第四項の規定による確認をした場合を除き、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者、番号既告知者又は第三百三十六条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。次項において「住所等変更告知者」という。）にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前条第二項に規定する書類若しくは住所等変更確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならぬ。この場合において、当該告知をした者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならぬ。

2 前項又は前条第四項の規定による確認をした貯蓄取扱機関等の営業所の長がこれらの規定による確認に係る利子等又は配当等の第三百三十六条第一項に規定する支払事務取扱者でないときは、当該貯蓄取扱機関等の営業所の長は、遅滞なく、当該利子等又は配当等に係る当該支払事務取扱者に対し、前項又は前条第四項の規定による確認をした氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号並びにこれらの規定による確認をした旨（番号既告知者又は住所等変更告知者について前項の規定による確認をした場合には、当該確認をした氏名又は名称及び住所、当該確認をした旨並びに当該番号既告知者又は住所等変更告知者の個人番号又は法人番号。次項において同じ。）を、通知しなければならない。

3 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、第三百三十六条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項において「告知」という。）に係る公社債につき国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定による登録の取次ぎをする場合又は告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする場合には、その登録の取次ぎ又はその振替の取次ぎ若しくは保管の委託の取次ぎをする際、当該登録の取扱をする者又は当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管の委託を受ける者に対し、第一項又は前条第四項の規定による確認をした氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号並びにこれらの規定による確認をした旨を、通知しなければならない。

4 貯蓄取扱機関等の営業所の長（前項に規定する登録の取扱をする者並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をする者及び保管の委託を受ける者を含む。）は、第一項若しくは前条第四項の規定による確認をした場合又は前二項の規定による通知を受けた場合には、財務省令で定めるところにより、これらの規定による確認又は通知に係る預貯金又は合同運用信託の受入れに関する帳簿、有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿その他の有価証券の発行に関する帳簿（これらに類する帳簿又は書類を含む。）に、これらの規定による確認をした旨又は通知を受けた事実を明らかにし、かつ、これらの帳簿又は当該通知の内容を記載した書類を保存しなければならない。

5 貯蓄取扱機関等の営業所の長は、前項に規定する預貯金若しくは合同運用信託の受入れ若しくは有価証券の振替又は有価証券の発行に関する事務、第三項に規定する登録又は振替若しくは保管の委託に関する事務その他これらに類する事務の全部を他の貯蓄取扱機関等の営業所の長に移管する場合には、前項の帳簿又は書類を、その移管先の貯蓄取扱機関等の営業所の長に移管しなければならない。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）

第三百三十九条 国内において無記名公社債、法第二百二十四条第二項（利子、配当等の受領者の告知）の無記名株式会社等又は無記名株式等又は無記名貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券（以下この条において「無記名公社債等」という。）に係る利子、法第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当又は収益の分配（以下この条において「利子等」という。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、その無記名公社債等の利子等についてその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は既に個人番号若しくは法人番号を告知している者として財務省令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。

2 無記名公社債等の利子等につき支払を受ける者が、法第二百二十八条第一項（名義人受領の配当所得等の調書）に規定する者を通じてその支払を受ける場合には、同項に規定する者その支払の取扱者とみなして、前項の規定を適用する。

3 無記名公社債等の利子等につき支払を受ける者が、金融機関の営業所等（財務省令で定める金融機関の営業所等が行う保管の委託の取次ぎにより当該利子等を生ずべき無記名公社債等の保管の委託を受けたものを除く。）において当該利子等を生ずべき無記名公社債等の保管の委託に係る契約（当該財務省令で定める金融機関の営業所等が行う保管の委託の取次ぎにより当該利子等を生ず

べき無記名公社債等の保管の委託をする場合には、当該保管の委託の取次ぎに係る契約（以下この条において「保管委託取次契約」という。）を締結する際、第一項に規定する告知書に当該契約（当該契約が保管委託取次契約である場合には、当該保管委託取次契約に係る保管の委託の契約。以下この項において同じ。）に基づき保管の委託をする無記名公社債等の種類その他の財務省令で定める事項を記載し、これを当該金融機関の営業所等の長に提出したときは、当該契約に基づき保管の委託をした日から引き続き保管の委託をしている期間内に支払を受ける利子等で、当該金融機関の営業所等の長がその支払の取扱いをするものに限る。）については、その支払を受ける都度、その支払を受ける際に第一項に規定する告知書の提出があつたものとみなす。

4 前項の規定による告知書の提出をした者が、当該告知書を提出した後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に同項の保管の委託をしている無記名公社債等の利子等の支払を受ける日までに、当該保管の委託をしている金融機関の営業所等の長（当該保管の委託が保管委託取次契約に係る保管の委託の契約に基づくものである場合には、当該保管委託取次契約に基づき当該無記名公社債等の保管の委託の取次ぎをした同項に規定する財務省令で定める金融機関の営業所等の長。第六項において同じ。）に当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類の提出をしなければならない。この場合において、当該書類を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該無記名公社債等の利子等については、前項の規定は、適用しない。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）
二 その者の個人番号の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号
三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

5 前項の規定は、同項の規定により同項の書類を提出した者が当該書類を提出した後、再び氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をしたときについて準用する。
6 第三項の無記名公社債等の保管の委託を受けた金融機関の営業所等の長は、当該無記名公社債等の保管に関する帳簿（当該保管が保管委託取次契約に係る保管の委託の契約に基づくものである場合には、当該保管委託取次契約に基づく当該無記名公社債等の保管の委託の帳簿）を備え、各人別に、当該保管に係る無記名公社債等の種類、前項の書類に記載された事項その他の財務省令で定める事項を記載しなければならない。

7 無記名公社債等の利子等が法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）、第十一条第二項（公益信託等に係る非課税）、第一百七十六条第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第一百七十七条（完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例）若しくは第八十条の二第一項若しくは第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定又は租税特別措置法第四条第一項（障害者等の少額公債の利子の非課税）、第四条の二第一項（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の三第一項（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）、第四条の五第一項（特定寄附信託の利子所得の非課税）、第八条第一項から第三項まで（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用）、第九条の四（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）、第九条の四の二第一項（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）若しくは第九条の五第一項（公募株式等証券投資信託の受益権を買取つた金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）の規定の適用を受けるものである場合には、当該無記名公社債等の利子等については、第一項の規定による告知書の提出は、要しない。

8 無記名の特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益証券に係る利子等につき支払を受ける者が、財務省令で定めるところにより、当該利子等につき支払を受けるべき者としてその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をその利子等の第三三十九条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する支払事務取扱者に登録している場合には、当該登録がされた無記名の特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の受益証券に係る利子等は、無記名の投資信託の受益証券に係る収益の分配でないものとして、前三条の規定を適用する。

9 第三三十七條（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は第一項に規定する支払を受ける者が同項に規定する告知書の提出若しくは第三項の規定による告知書の提出又は第四項（第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出をする場合について、前条の規定は無記名公社債等の利子等の支払の取扱者（第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。）がこれらの告知書又は書類を受領した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三三十七条第一項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三三十九条第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する利子等」と、「から同条第三項までの規定による告知をする際、」に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する書類の提出をする際、これらの告知書又は書類の提出をする告知の取扱者（第三三十九条第二項の規定により支払の取扱者とみなされる者を含む。）と、「同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、「告知をする」とあるのは「書類の提出をする」と、同条第四項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三三十九条第一項に規定する利子等」と、「前条第四項から第三項までの規定による告知」とあるのは「第三三十九条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項に規定する書類の提出」と、「当該告知があつた」とあるのは「これらの告知書又は書類に記載された」と、同条第五項中「前条第一項に規定する利子等又は配当等」とあるのは「第三三十九条第一項に規定する利子等」と、「から同条第三項までの規定による告知」とあるのは「に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項に規定する書類の提出」と、「当該告知をする」とあるのは「これらの告知書又は書類に記載された」と、前条第一項中「第三三十九条第一項から第三項まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定による告知」とあるのは「次条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する書類の提出」と、「前条第四項」とあるのは「次条第九項において準用する前条第四項」と、「当該告知があつた」とあるのは「これらの告知書又は書類に記載された」と、「番号既告知者」とあるのは「次条第一項に規定する財務省令で定める者（次項において「番号既告知者」という。）と、「第三三十九条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際）」とあるのは「同条第四項に規定する書類の提出をした個人（当該書類の提出をする際）」と、「当該告知の際」とあるのは「これらの告知書又は書類の提出の際」と、「当該告知をした者」とあるのは「これらの告知書又は書類の提出をした者」と、「同条第五項」とあるのは「次条第九項において準用する前条第五項」と、同条第三項中「利子等又は配当等」とあるのは「これらの告知書又は書類の提出をした者」と、同条第三項中「第三三十九条第一項から第三項までの規定による告知（以下この項において「告知」という。）に係る公社債」とあるのは「次条第三項の保管の委託を受けた無記名公社債等」と、「告知に係る公社債若しくは貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託若しくは特定目的信託の受益権につき社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載若しくは記録に係る振替の取次ぎ若しくは」とあるのは「同項の保管の委託の取次

ぎに係る無記名公社債等につき」と、「その振替の取次ぎ若しくは保管」とあるのは「その保管」と、「当該振替口座簿に記載若しくは記録をする者若しくは当該保管」とあるのは「当該保管」と、同条第四項中「並びに同項に規定する振替口座簿に記載又は記録をする者及び保管」とあるのは「及び同項に規定する保管」と、「有価証券の振替に関する帳簿、株主名簿」とあるのは「株主名簿」と、「又は当該通知の内容を記載した書類」とあるのは「及び次条第一項に規定する告知書の提出若しくは同条第三項の規定による告知書の提出若しくは同条第四項に規定する書類又は当該通知の内容を記載した書類」と、同条第五項中「若しくは有価証券の振替又は有価証券」とあるのは「又は有価証券」と、「又は振替若しくは保管」とあるのは「又は保管」と読み替えるものとする。

10 第一項の告知書の様式は、財務省令で定める。
(譲渡等に関する告知書を提出すべき譲渡性預金)

第三百四十条 法第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)に規定する譲渡禁止の特約のない預貯金で政令で定めるものは、準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五号)第四条第二号(指定勘定の区別)に規定する譲渡性預金であつて民法第三編第一章第七節第一款(指図証券)に規定する指図証券、同節第二款(記名式所持人払証券)に規定する記名式所持人払証券、同節第三款(その他の記名証券)に規定するその他の記名証券及び同節第四款(無記名証券)に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権以外のものとする。
(株式等の譲渡の対価に係る告知義務のない公共法人等の範囲)

第三百四十一条 法第二百二十四条の三第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものは、公共法人等とする。
(一株又は一口に満たない端数に係る規定)

第三百四十二条 法第二百二十四条の三第一項第三号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の競売に係る同号に規定する政令で定める規定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条第一項及び第百四十九条の十七第一項(一)に満たない端数の処理)の規定並びに会社法第二百三十四条第六項(一)に満たない端数の処理)において準用する同条第一項の規定とし、同号に規定する競売以外の方法による売却に係る同号に規定する政令で定める規定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条第一項及び第百四十九条の十七第一項の規定並びに会社法第二百三十四条第六項において準用する同条第二項の規定とする。
(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第三百四十二条 国内において法第二百二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等(以下第三百四十四条(株式等の譲渡の対価の支払者の確認等)までにおいて「株式等」という。)の譲渡の対価(法第二百二十四条の三第一項に規定する対価をいう。以下第三百四十四条までにおいて同じ。)につき支払を受ける者(公共法人等を除く。以下この条において同じ。)は、当該株式等の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の三第一項に規定する財務省令で定める場所。以下第三百四十四条までにおいて同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する者(第三百四十四条第一項において「番号既告知者」という。))にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。)を、その株式等の譲渡の対価の法第二百二十四条の三第一項に規定する支払者に告知しなければならない。
2 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める株式等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該株式等を払込みにより取得した場合又は当該株式等を購入若しくは相続その他の方法により取得した場合において、当該払込みにより取得をする際又は当該株式等の名称の変更若しくは書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四条の三第一項第二号に掲げる者(次号、第三号及び次項において「金融商品取引業者等」という。)又は同条第一項第四号に掲げる電子決済手段等取引業者(次号及び次項において「電子決済手段等取引業者」という。)の営業所(営業所又は事務所をいう。以下この条及び第三百四十八条(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)において同じ。)の長に告知しているとき 当該株式等の譲渡の対価

二 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等又は電子決済手段等取引業者の営業所において株式等の保管の委託(当該対価の支払をする者が電子決済手段等取引業者である場合には、株式等の管理)に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等又は電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき、その譲渡の時まで当該契約に基づき保管の委託又は管理をしていた株式等の当該対価

三 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該対価の支払をする金融商品取引業者等の営業所において金融商品取引業者等が社債、株式等の振替に関する法律の規定により備え付ける振替口座簿又は金融商品取引業者等の営業所を通じて当該金融商品取引業者等以外の振替機関等(同法第二条第五項(定義)に規定する振替機関等をいう。)が同法の規定により備え付ける振替口座簿に係る口座の開設を受ける際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の営業所の長に告知しているとき、その譲渡の時まで当該口座に係る当該振替口座簿に記載又は記録を受けていた株式等の当該対価

四 株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が、金融商品取引法第五十六条の二十四第一項(免許及び免許の申請)に規定する信用取引又は発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。)(以下この号において「信用取引等」という。)により当該株式等の譲渡を行う場合において、当該株式等の譲渡の際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四条の三第一項第二号に掲げる金融商品取引業者の営業所の長に告知しているとき 当該告知をした後に当該営業所において支払を受ける信用取引等に係る株式等の譲渡の対価

3 前項の場合において、同項各号に定める株式等の譲渡の対価の支払を受ける者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該株式等の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払をする金融商品取引業者等又は電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号
二 その者の個人番号の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

4 法第二百二十四条の三第一項に規定する政令で定める者は、株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払者が、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価を支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は次条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

5 法第二百二十四条の三第一項に規定する同項各号に掲げる者に準ずる者として政令で定めるものは、法第二百二十八条第二項（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）に規定する株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払を受ける者に該当する者とする。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）
第三百四十三条 株式等の譲渡の対価につき支払を受ける者は、前条の規定による告知をする際、当該告知をする当該対価の法第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する支払者（第四項及び第五項並びに次条において「支払者」という。）に、次項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書を送信しなければならぬ。

2 第三百三十七条第二項の規定は、法第二百二十四条の三第一項に規定する政令で定める書類について準用する。
 3 前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

4 株式等の譲渡の対価につき支払を受ける法人で法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

5 株式等の譲渡の対価につき支払を受ける者が当該対価の支払者に前条の規定による告知をする場合において、当該対価の支払者が、財務省令で定めるところにより、その支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他の事項を記載した帳簿（その者から申請書（その者の第二項において準用する第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの写しを添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信若しくは前項の規定による確認を受けているものに限る。）の提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。）を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その支払を受ける者は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとする。ただし、当該告知をする氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）

第三百四十二条 株式等の譲渡の対価の支払者は、第三百四十二条（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知があつた場合には、前条第四項の規定による確認をした場合を除き、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者、番号既告知者又は第三百四十二条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前条第二項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類若しくは住所等変更確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前条第五項に規定する帳簿に記載されている者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

2 株式等の譲渡の対価の支払者は、前項又は前条第四項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、これらの規定による確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、これらの規定による確認をした旨を明らかにし、かつ、これらの帳簿を保存しなければならない。

（株式等の範囲から除かれる公社債）

第三百四十一条 法第二百二十四条の三第二項第七号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する政令で定める公社債は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項の四（定義）に規定する農林債及び租税特別措置法第四十一条の第十二項第七号（償還差益等に係る分離課税等）に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債とする。

（交付金銭等の受領者の告知等）

第三百四十五条 法第二百二十四条の三第三項（交付金銭等の受領者の告知）に規定する政令で定める金銭その他の資産は、次に掲げるものとする。

一 法人（法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の株主等がその法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含む。）（当該法人の株主等に第一百二十二条第一項（合併により取得した株式等の取得価額）に規定する合併法人又は同項に規定する合併親法人のうちいずれか一の法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下この項及び第四項において同じ。）又は出資以外の資産（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされたもの及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされるものを除く。）の交付がされなかつたもの）により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

二 法人の株主等がその法人の分割（法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として第百十三条第一項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割承継法人又は同項に規定する分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が同条第二項に規定する分割法人の発行済株式等（同条第

一項に規定する発行済株式等をいう。次号において同じ。)の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。)により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

三 法人の株主等がその法人の行った法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配(当該法人の株主等に第百十三条の二第一項(株式分配により取得した株式等の取得価額)に規定する完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が同条第三項に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。)により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

四 法人の株主等がその法人の資本の払戻し(法第二十五条第一項第四号(配当等とみなす金額)に規定する資本の払戻しをいう。)により、又はその法人の解散による残余財産の分配として交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

五 法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得(第六十一条第一項各号(所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等)に掲げる事由による取得及び法第五十七条の四第三項第一号から第三号まで(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)に掲げる株式又は出資の同項に規定する場合における取得を除く。)により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

六 法人の株主等がその法人の出資の消却(取得した出資について行うものを除く。)その法人の出資の払戻し、その法人からの退社若しくは脱退による持分の払戻し又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させることにより交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

七 法人の株主等がその法人の組織変更(当該組織変更をその法人の株式又は出資以外の資産の交付がされたものに限る。)により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

2 法第二百二十四条の三第三項に規定する政令で定める金銭は、法人の新株予約権者(新投資口予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この項において同じ。))の新投資口予約権者を含む。以下この項において同じ。)がその法人の合併又は組織変更により当該新株予約権者が有していたその法人の新株予約権(新投資口予約権を含む。)に代えて交付を受ける金銭とする。

3 国内において法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭等(以下この項及び次項において「交付金銭等」という。)の交付を受ける者(公共法人等を除く。次項において同じ。)は、当該交付金銭等につきその交付を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、同条第一項(株式等の譲渡対価の受領者の告知)に規定する財務省令で定める場所。以下この項において同じ。))及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は第五項の規定により読み替えられた第三百四十二条第四項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定に該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所)を、その交付金銭等の法第二百二十四条の三第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する交付者に告知しなければならない。

4 交付金銭等の交付を受ける者が、当該交付金銭等の交付の基因となつた株式又は出資につき、第三百三十六条第二項第六号若しくは第七号(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)に掲げる場合若しくは第三百三十九条第三項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する場合又は当該交付金銭等とともに交付を受ける金銭その他の資産で法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等に該当するものを受領につき、第三百三十六条第一項の規定による告知をした場合(同条第二項の規定により同条第一項の告知をしたものとみなされる場合を含む。)若しくは第三百三十九条第一項の規定による告知書を提出した場合(同条第三項の規定により同条第一項の告知書の提出があつたものとみなされる場合を含む。)には、その者は、当該交付金銭等につき前項の告知をしたものとみなす。

5 第三百四十二条第四項の規定は法第二百二十四条の三第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者について、第三百四十二条第五項の規定は法第二百二十四条の三第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する金銭等の交付をする者に準ずる者として政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第三百四十二条第四項中「株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払者」とあるのは「第三百四十五条第三項(交付金銭等の受領者の告知等)に規定する交付金銭等の同項に規定する交付者」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「交付金銭等の交付」と、「次条第二項」とあるのは「同条第六項の規定により読み替えられた次条第二項」と、「次条第四項」とあるのは「第三百四十五条第六項において準用する次条第四項」と、「その支払」とあるのは「その交付」と読み替えるものとする。

6 第三百四十三条(第三項を除く。)(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は第三項に規定する交付を受ける者が同項の告知をする場合について、第三百四十四条(株式等の譲渡の対価の支払者の確認等)の規定は同項の告知があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百四十三条第一項中「株式等の譲渡の対価につき支払」とあるのは「第三百四十五条第三項(交付金銭等の受領者の告知等)に規定する交付金銭等(以下この条及び次条において「交付金銭等」という。))の交付」と、「前条」とあるのは「同項」と、「当該対価の法第二百二十四条の三第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する支払者」とあるのは「当該交付金銭等の同項に規定する交付者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と、同条第二項中「第二百二十四条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条の三第三項(交付金銭等の受領者の告知)の規定により読み替えられた同条第一項」と、同条第四項及び第五項中「株式等の譲渡の対価につき支払」とあるのは「交付金銭等の交付」と、「当該対価の支払者」とあるのは「前条」とあるのは「第三百四十五条第三項」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、第三百四十四条第一項中「株式等の譲渡の対価の支払者は、第三百四十二条(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)とあるのは「交付金銭等の交付者は、第三百四十五条第三項(交付金銭等の受領者の告知等)と、番号既告知者又は第三百四十二条第三項の規定による告知をした個人(当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。))とあるのは「又は第三百四十五条第五項において準用する第三百四十二条第四項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定に該当する者」と、「書類若しくは住所等変更確認書類」とあるのは「書類」と、同条第二項中「株式等の譲渡の対価の支払者」と読み替えるものとする。

(償還金等の受領者の告知等)

第三百四十六条 法第二百二十四条の三第四項第一号(償還金等の受領者の告知)に規定する政令で定める金銭その他の資産は、次に掲げるものとする。

一 投資信託又は特定受益証券発行信託(以下この号及び第四項において「投資信託等」という。)の終了(当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。))の交付がされた信託の併合に係るものに限る。)又は一部の解約により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

二 特定受益証券発行信託に係る信託の分割（第五十八条第二項（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）に規定する分割信託の受益者に同項に規定する承継信託の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第百三条第六項（受益権取得請求）に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産

2 法第二百二十四条の三第四項第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金銭及び金銭以外の資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に掲げる金銭及び金銭以外の資産 当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額のうち、第五十八条第一項の規定により利子所得又は配当所得の収入金額とされる金額

二 前項第二号に掲げる金銭及び金銭以外の資産 当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額のうち、第五十八条第二項の規定により配当所得の収入金額とされる金額

3 国内において法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等（以下この項及び次項において「償還金等」という。）の交付を受ける者（公共法人等を除く。次項において同じ。）は、当該償還金等につきその交付を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、同条第一項に規定する財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は第五項の規定により読み替えられた第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定に該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所）を、その償還金等の法第二百二十四条の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する交付者に告知しなければならない。

4 償還金等の交付を受ける者が、当該償還金等の交付の基因となった投資信託等の受益権、法第二百二十四条の三第四項第二号の社債的受益権若しくは公社債又は同項第三号に規定する分離利子公社債につき、第三百三十六条第二項第一号から第四号まで（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に掲げる場合若しくは第三百三十九条第三項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する場合又は当該償還金等とともに交付を受ける金銭その他の資産で法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等若しくは法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等に該当するものを受領につき、第三百三十六条第一項の規定による告知をした場合（同条第二項の規定により同条第一項の告知をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは第三百三十九条第一項の規定による告知書提出した場合（同条第三項の規定により同条第一項の告知書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）には、その者は、当該償還金等につき前項の告知をしたものとみなす。

5 第三百四十二条第四項の規定は法第二百二十四条の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者について、第三百四十二条第五項の規定は法第二百二十四条の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する償還金等の交付をする者に準ずる者として政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第三百四十二条第四項中「株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払者」とあるのは「第三百四十六条第三項（償還金等の受領者の告知等）に規定する償還金等の同項に規定する交付者」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「償還金等の交付」と、「次条第二項」とあるのは「同条第六項の規定により読み替えられた次条第二項」と、「次条第四項」とあるのは「第三百四十六条第六項において準用する次条第四項」と、「その支払」とあるのは「その交付」と読み替えるものとする。

6 第三百四十三条（第三項を除く。）（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は第三項に規定する交付を受ける者が同項の告知をする場合について、第三百四十四条（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は同項の告知があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百四十三条第一項中「株式等の譲渡の対価につき支払」とあるのは「第三百四十六条第三項（償還金等の受領者の告知等）に規定する償還金等（以下この条及び次条において「償還金等」という。）の交付」と、「前条」とあるのは「同項」と、「当該対価の法第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する支払者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と、「同条第二項中「第二百二十四条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条の三第四項（償還金等の受領者の告知）の規定により読み替えられた同条第一項」と、「同条第四項及び第五項中「株式等の譲渡の対価につき支払」とあるのは「償還金等の交付」と、「当該対価の支払者」とあるのは「当該償還金等の交付者」と、「前条」とあるのは「第三百四十六条第三項」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、第三百四十四条（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は同項の告知があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百四十四条第一項中「株式等の譲渡の対価につき支払」とあるのは「第三百四十六条第三項（償還金等の受領者の告知等）に規定する償還金等（以下この条及び次条において「償還金等」という。）の交付」と、「前条」とあるのは「同項」と、「当該対価の法第二百二十四条の三第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する支払者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と、「同条第二項中「第二百二十四条の三第一項」とあるのは「第二百二十四条の三第四項（償還金等の受領者の告知）の規定により読み替えられた同条第一項」と、「同条第四項及び第五項中「株式等の譲渡の対価につき支払」とあるのは「償還金等の交付」と、「当該対価の支払者」とあるのは「当該償還金等の交付者」と、「前条」とあるのは「第三百四十六条第三項」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、第三百四十四条（株式等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は同項の告知があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第三百四十四条第一項中「株式等の譲渡の対価の支払者は、第三百四十二条（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）とあるのは「償還金等の交付者」と、第三百四十六条（償還金等の受領者の告知等）と、一、番号既告知者又は第三百四十二条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）とあるのは「又は第三百四十六条第五項において準用する第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定に該当する者」と、「書類若しくは住所等変更確認書類」とあるのは「書類」と、同条第二項中「株式等の譲渡の対価の支払者」とあるのは「償還金等の交付者」と読み替えるものとする。

（信託受益権の譲渡の対価に係る告知義務のない公共法人等の範囲）

第三百四十七条 法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものは、公共法人等とする。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第三百四十八条 国内において法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権（以下第三百五十条（信託受益権の譲渡の対価の支払者の確認等）までにおいて「信託受益権」という。）の譲渡の対価（法第二百二十四条の四に規定する対価をいう。以下第三百五十条までにおいて同じ。）につき支払を受ける者（公共法人等を除く。以下この条において同じ。）は、当該信託受益権の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の四に規定する財務省令で定める場所。以下第三百五十条までにおいて同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する者（第三百五十条第一項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。）を、その信託受益権の譲渡の対価の法第二百二十四条の四に規定する支払者に告知しなければならない。

2 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該信託受益権を購入により取得した場合において、当該購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする法第二百二十四条の四第二号に掲げる金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は同条第三号に掲げる電子決済手段等取引業者の営業所の長に告知しているとき 当該信託受益権の譲渡の対価

二 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該信託受益権を相続その他の方法により取得した場合において、当該信託受益権に係る信託の受託者の営業所の長に当該信託受益権の受益者となつた旨の告知をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする当該受託者の営業所の長に告知しているとき 当該信託受益権の譲渡の対価

三 信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該信託受益権に係る信託の契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払をする当該信託の受託者の営業所の長に告知しているとき、その譲渡の時まで当該信託の設定の日から有していた信託受益権の当該対価

三 前項の場合において、同項各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該信託受益権の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払をする同項各号の金融商品取引業者若しくは登録金融機関若しくは電子決済手段等取引業者又は信託の受託者の営業所の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

二 その者の個人番号の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

四 法第二百二十四条の四に規定する政令で定める者は、信託受益権の譲渡の対価の同条に規定する支払者が、財務省令で定めるところにより、当該信託受益権の譲渡の対価の支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は次条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）

第三百四十九条 信託受益権の譲渡の対価につき支払を受ける者は、前条の規定による告知をする際、当該告知をする当該対価の法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する支払者（第四項及び第五項並びに次条において「支払者」という。）に、次項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならない。

2 第三百三十七条第二項の規定は、法第二百二十四条の四に規定する政令で定める書類について準用する。

3 前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

4 信託受益権の譲渡の対価につき支払を受ける法人で法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び個人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

5 信託受益権の譲渡の対価につき支払を受ける者が当該対価の支払者に前条の規定による告知をする場合において、当該対価の支払者が、財務省令で定めるところにより、その支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他の事項を記載した帳簿（その者から申請書（その者の第二項において準用する第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの写しを添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信若しくは前項の規定による確認を受けているものに限る。）の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その支払を受ける者は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとする。ただし、当該告知をする氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

（信託受益権の譲渡の対価の支払者の確認等）

第三百五十条 信託受益権の譲渡の対価の支払者は、第三百四十八条（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知があつた場合には、前条第四項の規定による確認をした場合を除き、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者、番号既告知者又は第三百四十八条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前条第二項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類若しくは住所等変更確認書類又は署名用電子証明書等に記録された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前条第五項に規定する帳簿に記載されている者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号と同じかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

2 信託受益権の譲渡の対価の支払者は、前項又は前条第四項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、これらの規定による確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、これらの規定による確認をした旨を明らかにし、かつ、これらの帳簿を保存しなければならない。

第三百五十条の二 法第二百二十四条の五第一項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものは、公共法人等とする。

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第三百五十条の三 国内において法第二百二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する先物取引（以下この条及び次条において「先物取引」という。）の同項に規定する差金等決済（以下この条及び次条において「差金等決済」という。）をする者（公共法人等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、その差金等決済をする日までに、その都度、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の五第一項に規定する財務省令で定める場所。以下第三百五十条の五（商品先物取引業者等の確認等）までにおいて

同じ。及び個人番号又は法人番号（個人番号及び個人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する者（第三百五十条の五第一項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の法第二百二十四条の五第一項に規定する商品先物取引業者等（以下第三百五十条の五までにおいて「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。

2 先物取引の差金等決済をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、当該各号に定める先物取引の差金等決済につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

一 商品先物取引（法第二百二十四条の五第一項第一号に規定する商品先物取引をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は外国商品市場取引（同項第一号に規定する外国商品市場取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、同項第一号に規定する商品先物取引業者（以下この号及び第三号において「商品先物取引業者」という。）と当該商品先物取引又は外国商品市場取引の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該商品先物取引又は外国商品市場取引に係る営業所等（同項第一号に規定する営業所等をいう。以下この号及び第三号において同じ。）の長に（当該商品先物取引又は外国商品市場取引を委託の取次ぎにより行つた場合には、当該委託の取次ぎを引き受けた商品先物取引業者と当該委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該商品先物取引業者の当該取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているとき、これらの契約に基づき委託をする商品先物取引又は外国商品市場取引

二 商品先物取引の差金等決済をする者が、当該商品先物取引に係る商品市場（法第二百二十四条の五第二号に規定する商品市場をいう。以下この号において同じ。）を開設している商品取引所（同項第二号に規定する商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に加入をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該商品取引所の長に告知しているとき、当該商品取引所の商品市場において行う商品先物取引

三 店頭商品デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第三号に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、商品先物取引業者と当該店頭商品デリバティブ取引に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該店頭商品デリバティブ取引に係る営業所等の長に（当該店頭商品デリバティブ取引を取次ぎにより行つた場合には、当該取次ぎを引き受けた商品先物取引業者と当該取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該商品先物取引業者の当該取次ぎに係る営業所等の長に）告知しているとき、これらの契約に基づき行う店頭商品デリバティブ取引

四 市場デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第四号に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同項第四号に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、同項第四号に規定する金融商品取引業者等（以下この号及び第六号において「金融商品取引業者等」という。）と当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る営業所の長に（当該市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引を委託の取次ぎにより行つた場合には、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等と当該委託の取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の当該取次ぎに係る営業所の長に）告知しているとき、これらの契約に基づき委託をする市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

五 市場デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第五号に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、当該市場デリバティブ取引に係る取引所金融商品市場（同項第五号に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）を開設している金融商品取引所（同項第五号に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に加入をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引所の長に告知しているとき、当該金融商品取引所の取引所金融商品市場において行う市場デリバティブ取引

六 店頭デリバティブ取引（法第二百二十四条の五第六号に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）の差金等決済をする者が、金融商品取引業者等と当該店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の当該店頭デリバティブ取引に係る営業所の長に（当該店頭デリバティブ取引を取次ぎにより行つた場合には、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等と当該取次ぎに係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該金融商品取引業者等の当該取次ぎに係る営業所の長に）告知しているとき、これらの契約に基づき行う店頭デリバティブ取引

七 法第二百二十四条の五第七号に規定する有価証券（以下この項において「有価証券」という。）の差金等決済をする者が、当該有価証券を購入又は相続その他の方法により取得した場合において、当該有価証券の名称の変更又は書換えの請求をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、その有価証券に表示される権利の行使（同条第二項第三号に規定する行使をいう。次号において同じ。）若しくは放棄の請求をする同条第一項第四号に規定する金融商品取引業者（以下この項において「金融商品取引業者」という。）の営業所の長又は当該有価証券の譲渡の対価の支払をする金融商品取引業者の営業所の長に告知しているとき、当該有価証券の取得

八 有価証券の差金等決済をする者が、当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄に関する事務の取扱いをする金融商品取引業者の営業所又は当該有価証券の譲渡の対価の支払をする金融商品取引業者の営業所においてこれらの有価証券の保管の委託に係る契約を締結する際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号をこれらの金融商品取引業者の営業所の長に告知しているとき、その差金等決済の時まで当該契約に基づき保管の委託をしていた有価証券の取得

3 前項の場合において、同項各号に定める先物取引の差金等決済をする者が同項各号の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該先物取引の差金等決済をする日までに、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該告知に係る商品先物取引業者等に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

二 その者の個人番号の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

4 法第二百二十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、差金等決済に係る先物取引の商品先物取引業者等が、財務省令で定めるところにより、当該差金等決済をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のい

ずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は次条第四項の規定による確認をして作成されたものに限る。)を備えている場合における当該差金等決済をする者(その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)

第三百五十条の四 先物取引の差金等決済をする者は、前条の規定による告知をする際、当該告知をする商品先物取引業者等に、次項において準用する第三百三十七条第二項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならない。

2 第三百三十七条第二項の規定は、法第二百二十四条の五第一項(先物取引の差金等決済をする者の告知)に規定する政令で定める書類について準用する。

3 前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類(当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。)の提示をすることができ、この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

4 先物取引の差金等決済をする法人で法人番号保有者に該当するものが商品先物取引業者等に前条の規定による告知をする際、当該商品先物取引業者等が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項(通知等)の規定により公表されたその先物取引の差金等決済をする法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をした場合には、その先物取引の差金等決済をする法人は、第一項の規定にかかわらず、当該商品先物取引業者等に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

5 先物取引の差金等決済をする者が商品先物取引業者等に前条の規定による告知をする場合において、当該商品先物取引業者等が、財務省令で定めるところにより、その先物取引の差金等決済をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。)その他の事項を記載した帳簿(その者から申請書(その者の第二項において準用する第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの写しを添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信若しくは前項の規定による確認を受けているものに限る。)の提出(当該申請書の提出に代えて行つた電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。)を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、その先物取引の差金等決済をする者は、第一項の規定にかかわらず、当該商品先物取引業者等に対しては、同項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとする。ただし、当該告知をする氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

(商品先物取引業者等の確認等)

第三百五十条の五 商品先物取引業者等は、第三百五十条の三(先物取引の差金等決済をする者の告知)の規定による告知があつた場合には、前条第四項の規定による確認をした場合を除き、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者、番号既告知者又は第三百五十条の三第三項の規定による告知をした個人(当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。))にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び次項において同じ。)が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前条第二項において準用する第三百三十七条第二項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)に規定する書類若しくは住所等変更確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

2 商品先物取引業者等は、第三百五十条の三の規定による告知があつた場合において、当該告知をした者が前条第五項に規定する帳簿に記載されている者であるとき(同項ただし書に該当するものを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3 商品先物取引業者等は、前二項又は前条第四項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、これらの規定による確認に関する帳簿(これに類する帳簿又は書類を含む。)に、これらの規定による確認をした旨を明らかにし、かつ、これらの帳簿を保存しなければならない。

(金地金等の譲渡の対価に係る告知義務のない公共法人等の範囲)

第三百五十条の六 法第二百二十四条の六(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものは、公共法人等とする。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知を要しない譲渡の対価の上限額)

第三百五十条の七 法第二百二十四条の六(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する政令で定める金額は、二百万円とする。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)

第三百五十条の八 国内において法第二百二十四条の六(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する金地金等(以下第三百五十条の十(金地金等の譲渡の対価の支払者の確認等)までにおいて「金地金等」という。)の譲渡の対価(法第二百二十四条の六に規定する対価をいう。以下第三百五十条の十までにおいて同じ。)につき支払を受ける者(公共法人等を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、その金地金等の譲渡の対価につきその支払を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、法第二百二十四条の六に規定する財務省令で定める場所。以下第三百五十条の十までにおいて同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する者(第三百五十条の十第一項において「番号既告知者」という。))にあつては、氏名又は名称及び住所。次項において同じ。)を、その金地金等の譲渡の対価の法第二百二十四条の六に規定する支払者(以下第三百五十条の十までにおいて「支払者」という。)に告知しなければならない。

2 金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が、当該金地金等を購入により取得した場合において、当該購入に係る売買契約の締結をする際、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該対価の支払者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「営業所等」という。)の長に告知しているときは、その者は、その支払を受ける当該金地金等の譲渡の対価につき前項の規定による告知をしたものとみなす。

3 前項の場合において、同項の金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者が同項の告知をした後、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後最初に当該金地金等の譲渡に係る対価の支払を受けるべき時まで、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を当該対価の支払者の営業所等の長に告知しなければならない。当該告知をした後、再び第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合についても、同様とする。

一 その者の氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）

二 その者の個人番号の変更をした場合、その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合、その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

4 法第二十四条の六に規定する政令で定める者は、金地金等の譲渡の対価の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該金地金等の譲渡の対価の支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の事項を記載した帳簿（その者の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類のいずれかの提示若しくはその者の署名用電子証明書等の送信を受け、又は次条第四項の規定による確認をして作成されたものに限り）を備えている場合におけるその支払を受ける者（その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。）とする。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）

第三百五十条の九 金地金等の譲渡の対価につき支払を受ける者は、前条の規定による告知をする際、当該告知をする当該対価の支払者に、次項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならない。

2 第三百三十七条第二項の規定は、法第二十四条の六（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する政令で定める書類について準用する。

3 前条第三項の規定による告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

4 金地金等の譲渡の対価につき支払を受ける法人が、法人番号保有者に該当するものが当該対価の支払者に前条の規定による告知をする際、当該対価の支払者が、当該告知があつた名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項（通知等）の規定により公表されたその支払を受ける法人の名称、住所及び個人番号と同じであることの確認をした場合には、その支払を受ける法人は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示を要しないものとする。

5 金地金等の譲渡の対価につき支払を受ける者が当該対価の支払者に前条の規定による告知をする場合において、当該対価の支払者が、財務省令で定めるところにより、その支払を受ける者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他の事項を記載した帳簿（その者から申請書（その者の第二項において準用する第三百三十七条第二項各号に定める書類のいずれかの写しを添付したもの又はその提出の際にその者の署名用電子証明書等の送信若しくは前項の規定による確認を受けているものに限る。）の提出を受けて作成されたものに限り）を備えているときは、その支払を受ける者は、第一項の規定にかかわらず、当該対価の支払者に対しては、同項に規定する書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとする。ただし、当該告知をする氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

（金地金等の譲渡の対価の支払者の確認等）

第三百五十条の十 金地金等の譲渡の対価の支払者は、第三百五十条の八（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知があつた場合には、前条第四項の規定による確認をした場合を除き、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者、番号既告知者又は第三百五十条の八第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前条第二項において準用する第三百三十七条第二項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する書類若しくは住所等変更確認書類又は署名用電子証明書等に記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。この場合において、当該告知をした者が前条第五項に規定する帳簿に記載されている者であるときは、当該告知があつた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号と同じであるかどうかをそれぞれ確認しなければならない。

2 金地金等の譲渡の対価の支払者は、前項又は前条第四項の規定による確認をした場合には、財務省令で定めるところにより、これらの規定による確認に関する帳簿（これに類する帳簿又は書類を含む。）に、これらの規定による確認をした旨を明らかにし、かつ、これらの帳簿を保存しなければならない。

（生命保険金に類する給付等）

第三百五十一条 法第二十五条第一項第四号（支払調書等）に規定する政令で定める給付は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等、法第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等又は法第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に該当するものを除く。）とする。

一 生命保険契約（法第二十五条第一項第四号に規定する生命保険契約をいう。次項第一号において同じ。）又は旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）に基づいて支払う保険金（年金を含む。）及び解約返戻金（法第七十四条第八号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる差益に係るものを除く。）

二 法第七十六条第六項第三号（生命保険料控除）に掲げる契約又は第三百二十六条第二項第二号（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）に掲げる契約に基づいて支払う共済金（共済年金を含む。）及び解約返戻金（法第七十四条第八号に掲げる差益に係るものを除く。）

三 第七十六条第一項各号又は第二項各号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付

- 四 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金、確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金又は第七十二条第三項第五号から八まで（退職手当等とみなす一時金）に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金
- 五 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体の承認）に規定する給付
- 六 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金
- 七 確定拠出年金法附則第二条の第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金
- 八 第二十条第二項（非課税とされる業務上の傷害に基づく給付等）に規定する共済制度に係る同項の脱退一時金
- 九 租税特別措置法第二十九条の三（勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例）に規定する財産形成給付金又は第一種財産形成基金給付金若しくは第二種財産形成基金給付金
- 2 法第二百二十五条第一項第五号に規定する政令で定める給付は、次に掲げるものとする。
- 一 損害保険契約等（法第七十六条第六項第四号に掲げる契約で生命保険契約以外のもの、法第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約及び第三百二十六条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる契約をいう。次号において同じ。）及び法第二百二十五条第一項第五号に規定する少額短期保険業者の締結した同号に規定する損害保険契約の第八十四条第四項（満期返戻金等）に係る一時所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する満期返戻金等（法第七十四条第八号に掲げる差益に係るものを除く。）
- 二 損害保険契約等に基づく年金である中途返戻金（当該年金に係る損害保険契約等の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金を含む。）
- （不動産の貸付け等の支払調書を提出すべき不動産業者）
- 第三百五十二条** 法第二百二十五条第九号（支払調書等）に規定する政令で定める不動産業者は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号（定義）に規定する宅地建物取引業を営む者のうち建物の貸借の代理又は媒介を主たる目的とする事業を営む者以外の者とする。
- 第三百五十二条の二** 法第二百二十五条第十一号（支払調書及び支払通知書）に規定する政令で定める内国法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項（地縁による団体）に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七条第二項（成立等）に規定する管理組合法人及び同法第六十六条（建物の区分所有に関する規定の準用）の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項（変更の登記）に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項（法人格）に規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活動促進法第二条第二項（定義）に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第五条第一項（マンション建替事業の施行）に規定するマンション建替組合、同法第六十六条（マンション敷地売却事業の実施）に規定するマンション敷地売却組合及び同法第六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合とする。
- 2 法第二百二十五条第一項第十一号に規定する政令で定める償還金等は、法第二十四条の三第二項第七号（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）に掲げる公社債のうち次に掲げるものに係る同条第四項に規定する償還金等とする。
- 一 割引の方法により発行されるもの
- 二 分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であつた公社債をいう。）
- 三 分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）
- 四 利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの
- （支払通知書を交付すべき支払をする者に準ずる者）
- 第三百五十二条の三** 法第二百二十五条第二項各号（支払通知書）に規定する政令で定めるものは、法第二十七条（信託の計算書）に規定する信託の受託者及び法第二十八条第一項（名義人受領の配当所得の調書）に規定する配当等の支払を受ける者に該当する者とする。
- （支払通知書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）
- 第三百五十二条の四** 法第二百二十五条第三項（支払通知書）に規定する支払をする者は、同項本文の規定により同項に規定する通知書に記載すべき事項を同項に規定する支払を受ける者に対し提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条、次条及び第三百五十六条（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）において「給与等」という。）、法第二百二十六条第二項に規定する退職手当等（以下この条及び第三百五十六条において「退職手当等」という。）又は法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等（以下この条及び第三百五十六条において「公的年金等」という。）の支払をする者は、法第二百二十六条第四項本文の規定により同項に規定する源泉徴収票に記載すべき事項を提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による承諾を得た同項の支払をする者は、同項の支払を受ける者から書面又は電磁的方法により法第二百二十五条第三項本文の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該支払を受ける者に対し、同項に規定する通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該支払を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- （源泉徴収票に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）
- 第三百五十三条** 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等（以下この条及び第三百五十六条（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）において「給与等」という。）、法第二百二十六条第二項に規定する退職手当等（以下この条及び第三百五十六条において「退職手当等」という。）又は法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等（以下この条及び第三百五十六条において「公的年金等」という。）の支払をする者は、法第二百二十六条第四項本文の規定により同項に規定する源泉徴収票に記載すべき事項を提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者から書面又は電磁的方法により法第二百二十六条第四項本文の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、同項に規定する源泉徴収票に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三百五十三条の二 法第二百二十七条の二(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)に規定する政令で定める日は、同条に規定する投資事業有限責任組合契約において定める同条の計算期間の終了の日の翌日から二月を経過する日とする。

(新株予約権の行使に関する調査)

第三百五十四条 法第二百二十八条の二(新株予約権の行使に関する調査)に規定する政令で定める新株予約権は、次に掲げる新株予約権とする。

一 新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であることとされる当該新株予約権

二 役務の提供その他の行為に係る対価の全部又は一部として発行又は割当てをすることとされる新株予約権(前号に該当するものを除く。)

2 法第二百二十八条の二に規定する政令で定める発行又は割当ては、同条に規定する新株予約権の発行又は割当てに係る金銭により払い込まれるべき額と当該新株予約権の行使に際して払い込まれるべき額との合計額を当該新株予約権の行使によつて交付することとなる株式の数で除して計算した金額が当該新株予約権の発行又は割当てに係る同条に規定する決議の時に係る当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社株式の一株当たりの価額に相当する金額に満たない場合における当該新株予約権の発行又は割当てとする。

(著しく低い価額の対価による株式割当て)

第三百五十四条の二 法第二百二十八条の三(株式無償割当てに関する調査)に規定する政令で定める割当ては、会社法第三百二十二条第一項(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主總會)の決議(同条第二項の規定による定款の定めを含む。)により株式を引き受ける者の募集に応じて割り当てられる株式につき、当該株式の同法第九十九条第一項第二号(募集事項の決定)に規定する払込金額が当該株式の取得のために通常要する価額の二分の一に満たない金額である場合における当該株式の割当てとする。

(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査)

第三百五十四条の三 法第二百二十八条の三の二(外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調査)に規定する政令で定める関係は、外国法人が内国法人の発行済株式(議決権のあるものに限る。)又は出資(以下この条において「発行済株式等」という。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式(議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。以下この項において同じ。)を直接又は間接に保有する関係とする。この場合において、当該外国法人が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該外国法人の当該内国法人に係る直接保有の株式の保有割合(当該外国法人の株式の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合をいう。)と当該内国法人の当該内国法人に係る間接保有の株式の保有割合(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合)をいう。)とを合計した割合により行うものとする。

一 当該内国法人の株主等である法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式が当該外国法人により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該内国法人の株式の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

二 当該内国法人の株主等である法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。)と当該外国法人との間にこれらの法人と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下この号において「出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式を当該外国法人又は出資関連法人(その発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式が当該外国法人又は他の出資関連法人によつて所有されているものに限る。)によつて所有されている場合に限る。) 当該株主等である法人の有する当該内国法人の株式の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合(当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

2 法第二百二十八条の三の二に規定する政令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 法第二百二十八条の三の二に規定する外国親会社等(同条に規定する役員等と同条の契約を締結したものに限る。以下この項において「外国親会社等」という。)の株式又は当該外国親会社等と資本関係(当該外国親会社等と当該外国親会社等以外の法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式(議決権のあるものに限るものとし、出資を含む。)を直接又は間接に保有する関係をいう。次項において同じ。)がある法人の株式(以下この項において「外国親会社株式等」と総称する。)を無償又は有利な価額で取得することができる権利

二 外国親会社株式等の価額に相当する額又は当該外国親会社株式等に係る配当に相当する額の金銭その他の経済的利益の支払又は供与を受けることができる権利

三 外国親会社株式等の価額、外国親会社等の業績その他の指標の数値が一定の期間内にあらかじめ定めた基準に達した場合に当該外国親会社株式等、金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与を受けることができる権利

3 第一項後段の規定は、資本関係があるかどうかの判定について準用する。

(支払調査等の提出の特例)

第三百五十五条 法第二百二十八条の四第三項(支払調査等の提出の特例)の承認を受けようとする同項に規定する調査等を提出すべき者は、その者の氏名及び住所又は名称、所在地及び法人番号、当該調査等の同条第一項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、その者の同条第三項に規定する所轄の税務署長に提出しなければならない。

2 前項の所轄の税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第三百五十六条 居住者に対し国内において給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、法第二百三十一条第二項本文(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)の規定により同項に規定する給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項を提供しようとするときは、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者から書面又は電磁的方法により法第二百三十一条第二項本文の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、同項に規定する給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第二百八十五条(国内における勤務等とみなされるもの)(同条第一項第二号に掲げる勤務その他の人的役務の提供に係る部分に限る。)の規定は、同年六月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定は、昭和四十年分以後の所得税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(預貯金の利子に関する経過規定)

第三条 旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号。以下「旧法」という。)第一条第三項第三号(国内源泉所得)に規定する預金で新令第二条(預貯金の範囲)に規定する預貯金に該当しないもの利子のうち、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべきものに対する所得税については、なお従前の例による。

(事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲に関する経過規定)

第四条 施行日前にした改正前の所得税法施行規則(以下「旧令」という。)第四条の五第二項第一号(事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲)に掲げる譲渡は、新令第二十八条第一項第二号(事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲)の譲渡に含まれないものとする。

(中小企業退職金共済事業団に対する納付金額に関する経過規定)

第五条 個人又は法人が昭和四十年一月一日以後に中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七十号)附則第一項(従前の積立事業についての取扱い)(中小企業者の範囲)の改正のための中小企業基本法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十五号)附則第二項(経過措置)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第四十五号)附則第七号(従前の積立事業についての取扱い)において準用する場合を含む。)の規定により中小企業退職金共済事業団に対して納付した金額は、新令第七十条第一項(適格退職年金契約等)に基づく掛金の取扱い)の規定に該当する掛金とみなし、個人が同日以後に中小企業退職金共済事業団に対して納付した金額は、同条第二項の規定に該当する掛金とみなす。

(退職所得控除額に係る勤続年数に関する経過規定)

第六条 新令第七十四条第二項及び第三項(退職所得控除額に係る勤続年数の計算の特例)の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前の退職手当等が昭和三十六年一月一日から昭和三十八年十二月三十一日までの間の支給に係るものであるときは、同条第二項中「退職一時金等(以下この条において「前の退職手当等」という。))につきこれらの規定により計算した期間の計算の基礎となつた在職期間等」とあるのは「退職一時金等(以下この条において「前の退職手当等」という。))に係る就職の日から当該前の退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二十号)による改正前の旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項第六号イ(退職所得控除額)の規定により計算した金額(所得税法施行規則の一部を改正する政令(昭和三十九年政令第六十九号)による改正前の旧所得税法施行規則(昭和二十二年勅令第十号)第七号の四第一項第七号(勤続年数の計算)(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定を適用しないで計算した場合の勤続年数により計算した金額とする。次項において「旧法の特別控除額」という。を五万円を除いて計算した数(一に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数)に相当する年数を経過した日の前日までの期間」と、同条第三項中「前の退職手当等について同項の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額」とあるのは「前の退職手当等に係る旧法の特別控除額」とする。

(有価証券の評価に関する経過規定)

第七条 昭和四十年一月一日において事業所得の基因となる有価証券を有する個人については、同日にその有価証券を取得したものとみなして、新令第六十六条第二項(有価証券の評価の方法の選定)の規定を適用する。

2 新令第一百十号から第一百七号まで(株式の分割等により取得した株式等の取得価額)の規定は、施行日以後に新令第一百十号から第一百十六号までの規定に規定する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(退職給与引当金に関する経過規定)

第八条 法第五十四条第二項(退職給与引当金)に規定する退職給与引当金勘定の金額(以下この条において「退職給与引当金勘定の金額」という。)を有する個人が、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律附則第二条第一項(従前の積立事業についての取扱い)の退職金共済契約の締結に伴い、当該契約の効力が生じた日(以下この項において「契約発効日」という。))における退職給与引当金勘定の金額の計算の基礎となつた使用人について附則第五条(中小企業退職金共済事業団に対する納付金額に関する経過規定)に規定する金額を納付した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、その納付した日における退職給与引当金勘定の金額のうち、契約発効日における退職給与引当金勘定の金額に、第一号に掲げる金額のうちにそのこえる部分の金額(当該金額がその納付した金額をこえる場合には、当該納付した金額)の占める割合を乗じて計算した金額に相当する金額を取りくずさなければならない。

一 その使用人（契約発効日の属する年の前年十二月三十一日から契約発効日までの間引き続き在職していたものに限る。以下この項において同じ。）につき当該前年十二月三十一日において定められている新令第五十四条第一項第一号イ（退職給与引当金勘定への繰入限度額）に規定する退職給与規程により計算した場合の同日における新令第五十六条第一項第一号（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例）に規定する事業主の支給する退職給与の額
 二 その使用人につき契約発効日において定められている前号に規定する退職給与規程により計算した場合の同日の属する年の前年十二月三十一日における同号に規定する事業主の支給する退職給与の額

2 前項の規定の適用がある場合における新令第五十五条第一項（退職給与引当金勘定の金額の取りくずし）の規定の適用については、同項第七号中「次条第二項各号」とあるのは、「次条第二項各号及び附則第八条第一項（退職給与引当金に関する経過規定）」とする。

第九條 新令第二百二條（被災事業用資産の損失等に係る純損失の金額）の規定を適用する場合において、同条に規定する純損失の金額のうち旧法第九條の四第三項（被災事業用資産の損失等の繰越控除）の規定により各年分の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該金額を新令第二百二條に規定する損失の金額に達するまでの金額から控除した金額をもつて当該損失の金額に達するまでの金額とする。

第十條 昭和四十年分以後の年分の所得税につき租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第五條第四項（輸出所得の特別控除に関する経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三條第六項（輸出取引となつた場合の輸出所得の特別控除）又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十四号）附則第九條第二項（輸出所得の特別控除に関する経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三條第六項（輸出取引となつた場合の輸出所得の特別控除）の規定の適用を受ける者については、次の表の上欄に掲げる新令の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

第六十五條（事業専従者給与等の必要経費算入額の計算）	第十九條から第二十三條まで（価格変動準備金等）	第十九條から第二十三條まで（価格変動準備金等）及び租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十四号）以下「改正措置法」という。）附則第九條第二項（輸出所得の特別控除に関する経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三條第六項（輸出取引となつた場合の輸出所得の特別控除）
第二百二十一條第四項第二号（外国所得税の範囲）	対応するもの	対応するもの並びに改正措置法附則第九條第二項（輸出所得の特別控除に関する経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三條第六項（輸出取引となつた場合の輸出所得の特別控除）に規定する輸出取引又は技術輸出取引による所得で、同項及び租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第五條第四項（輸出所得の特別控除に関する経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三條第六項（輸出取引となつた場合の輸出所得の特別控除）の規定により必要経費に算入された金額に対応するもの

（社会保険料控除に関する経過規定）
 第十一條 旧法第八條第八項第八号（社会保険料の意義）に規定する制度に基づき、地方公共団体の職員が負担する費用（法第九條第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる在勤手当から控除されるものを除く。）のうち昭和四十年一月一日から昭和四十六年六月三十日までの間に支払われ又は給与から控除されるものは、新令第二百八條（社会保険料の範囲）の規定にかかわらず、法第七十四條第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料に含まれるものとする。

第十二條 新令第二百二十四條第一項から第三項まで（繰越控除限度額等）又は第二百二十五條（繰越外国所得税額等）の規定を適用する場合において、昭和三十九年以前の各年に係る旧令第十二條の三十一第四号から第六号まで（外国税額の控除に関する用語の意義）に規定する国税の控除余額、地方税の控除余額又は控除限度超過額は、それぞれ当該各年に係る新令第二百二十四條第四項から第六項までに規定する国税の控除余額、地方税の控除余額又は控除限度超過額とみなす。この場合において、これらの金額のうち旧令第十二條の三十三第四項（国税の外国税控除限度額に計算する金額の計算等）又は第十三條第三項若しくは第四項（繰り越して控除される外国所得税の額の計算）の規定によりなおその効力を有するものとみなされた金額は、それぞれ新令第二百二十四條第三項又は第二百二十五條第三項若しくは第四項の規定によりなおその効力を有するものとみなされた金額とする。

第十三條 昭和三十九年分の所得税につき旧法第十一條の三（世帯員が資産所得を有する場合の所得の計算等）の規定の適用があつた場合における同条第一項に規定する主たる所得者及び世帯員の昭和四十年分の法第四條第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下この条において「予定納税基準額」という。）は、旧法第十一條の三、旧令第十八條の二（資産所得の合算課税の場合の税額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、法附則第十四條第一項から第三項まで（昭和四十年分の予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもつて計算する。

第十四條 新令第二百七十二條第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定を適用する場合において、既に同項後段に規定する前前年分の所得税につき旧法第三十六條（純損失の繰戻しによる還付）の規定の適用があつたときは、同項後段に規定する前前年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額をもつて当該課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額とみなし、かつ、同項後段に規定する前前年分の所得税の額に相当する金額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該所得税の額とみなす。

(青色申告に関する経過規定)

第十五条 法附則第三条(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)の規定により法第四百三十三条(青色申告)(法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の承認を受けたものとみなされた個人の昭和四十年分以前の所得税については、当該承認は、旧法第二十六条の三第一項(青色申告)の承認に係る所得についてのみ与えられたものとみなして、法の規定を適用する。

2 施行日前に旧法第二十六条の三第四項の申請書を提出した個人でその申請につき税務署長の承認を受けたものの昭和四十年分の所得税については、当該承認は、その申請に係る所得についてのみ与えられたものとみなして、法の規定を適用する。

(旧法に基づく源泉徴収に係る所得税に関する経過規定)

第十六条 昭和四十年分の所得税については、法附則第二十四条から第二十八条まで(源泉徴収に関する経過規定)の規定によりなお従前の例によることとされる所得税は、それぞれ法第四編第一章から第五章まで(源泉徴収)の規定による徴収に係る所得税とみなす。

(その他の源泉徴収に係る所得税に関する経過規定)

第十七条 労働した日又は時間によつて算定され、かつ、労働した日ごとに支払われる給与と新令第三百九条(日払の給与等の意義)の規定に該当しないものうち、施行日から昭和四十年五月三十一日までの間に支払われるものは、同条の規定にかかわらず、法第八十五条第一項第三号(賞与以外の給与等に係る徴収税額)に掲げる給与等に含まれるものとする。

2 法第二百二十二条第四項(非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務)において準用する法第八十一条第二項(配当等の支払があつたものとみなす場合)及び法第八十三条第二項(賞与の支払があつたものとみなす場合)の規定は、施行日前に支払の確定したこれらの規定に規定する配当等及び賞与で同日においてまた支払がされていないものについても適用する。この場合において、これらの規定中「支払の確定した日」とあるのは、「昭和四十年四月一日」とする。

(農業協同組合中央会の特例)

第十八条 法附則第三十六条(農業協同組合中央会の特例)に規定する政令で定める法令は、法、租税特別措置法その他の所得税に関する法令とする。

附則 (昭和四〇年五月三十一日政令第一七九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年九月三〇日政令第三二二号) 抄

1 この政令は、昭和四十年十月一日から施行する。

附則 (昭和四一年一月三十一日政令第二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の所得税法施行令附則第十一条の規定は、昭和四十一年一月一日以後に支払われ又は給与から控除される旧所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第八条第八項第八号に掲げる費用について適用する。

附則 (昭和四一年三月三十一日政令第七三三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定(新令第三十七条、第三十八条及び第四十八条(有価証券の保管の委託又は登録等)の規定のうち国債の保管に関する部分を除く。)は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(合併交付金に関する経過規定)

第三条 新令第二十九条の二(非課税とされる合併交付金の範囲)、第五十九条の二(合併交付金のうち配当所得とされるもの)及び法第十四条第一項(合併により取得した株式の取得価額)の規定は、内国法人のこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の合併に係る交付金については、なお従前の例による。

(扶養控除額の決定に関する経過規定)

第四条 昭和四十一年分の所得税に係る新令第二百四十二条第二号(一人目の扶養控除額が八万円となる居住者の決定)の規定の適用については、同号中「居住者のうち」とあるのは、「居住者(その扶養親族のうち年齢十三歳以上の者がある場合には、その者を自己の扶養親族とする居住者に限る。)のうち」とする。

(新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定)

第五条 昭和四十一年分以後の年分の所得税につき租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号。以下この条において「改正措置法」という。)附則第六条第一項(個人の新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十三条の二第一項(新規重要物産の製造等による所得の免税)の規定の適用を受ける者については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

第二百一十一条第四項	三 居住者がその年以前の年において (外国所得税の範囲)
------------	---------------------------------

三 居住者であつた期間内に生じた所得

三 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第六条第一項(個人の新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項(新規重要物産の製造等による所得の免税)に規定する新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得、
同項の規定により所得税を免除されるもの

<p>第二百二十二条第二項 (控除限度額の計算)</p> <p>第二百二十二条第三項</p>	<p>規定を適用しない</p> <p>(当該所得のうち前条第四項第一号に掲げる所得がある場合には、その所得を除く)</p>	<p>四 居住者がその年以前の年において非居住者であつた期間内に生じた所得 規定の適用をせず、かつ、その年分の所得のうち前条第四項第三号に掲げる所得があるときは当該所得がないものとして</p>
----------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 昭和四十一年分以後の年分の所得税につき改正措置法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定の適用を受ける者については、改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第二百三十四条(新規重要財産の製造等による免税額の計算)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第二十三条の二」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五号)附則第六条第一項(個人の新規重要財産の製造等による所得の免税に關する経過規定)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二」とする。

第六条 新令第三百二十二条第三号(源泉徴収を要しない報酬又は料金)の規定は、施行日以後に支払うべき同号に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

2 新令第三百二十六条第四項(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収)の規定は、施行日以後に支払うべき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十一号。以下「改正法」という。)による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第二百九条(源泉徴収を要しない年金)に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお従前の例による。

(合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例)

第七条 昭和四十年分の所得税につき改正法による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十一年分の新法第四十一条(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下この条において「予定納税基準額」という。)は、旧法第九十八条(合算対象世帯員がある場合の税額の計算、旧令第二百三十一条(合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の計算)その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第五項及び第二項(昭和四十一年分の予定納税基準額の計算の特例)の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。

2 昭和四十一年分の所得税につき新法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十二年分の予定納税基準額は、新法第九十八条(合算対象世帯員がある場合の税額の計算、新令第二百三十一条(合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の計算)その他新法及び新令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第六項及び第二項(昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例)の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第八条 改正法附則第十三条第一項(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者が施行日から昭和四十一年六月三十日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。)につき新法第二百三十三条第四項(退職所得の受給に関する申告書)に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができる。

2 改正法附則第十三条第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長において、やむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住居地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(旧法第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)

三 旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百二条第二項(退職所得に係る源泉徴収税額)に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき改正法附則第三条第一項(昭和四十一年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)及び新法第二百二条(退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収)の規定を適用した場合における所得税の額

六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額

七 その他参考となるべき事項

3 改正法附則第十三条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和四十一年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。

4 改正法附則第十三条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の規定の適用については、同令第二条第一号(支払金の指定)に掲げる還付金とみなす。

附則(昭和四十一年四月二二日政令第一二八号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令附則第十一条第一項（社会保険料控除に関する経過規定）の規定は、昭和四十一年四月一日以後に支払われ又は給与から控除される同項に規定する費用について適用する。

附則（昭和四一年七月一九日政令第二五九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令第十条第一項（障害者の範囲）の規定は、昭和四十一年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則（昭和四一年二月二四日政令第三八八号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和四十二年一月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

附則（昭和四二年四月一四日政令第六二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令附則第十一条第一項（社会保険料控除に関する経過規定）の規定は、昭和四十二年四月一日以後に支払われ又は給与から控除される同項に規定する費用について適用する。

附則（昭和四二年五月三一日政令第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、所得税法施行令第一編第二章第三節（少額預金等の利子所得の非課税）の改正規定は、同年七月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十二年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（退職所得控除額に係る勤続年数に関する経過規定）

第三条 新令第七十四条第二項及び第三項（退職所得控除額に係る勤続年数の計算の特例）の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前の退職手当等が昭和三十八年中の支給に係るものであるときは、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新令第七十四条第二項	退職一時金等（以下この条において「前の退職手当等」という。）につきこれらの規定により計算した期間の計算の基礎となつた在職期間等	法第三十条第三項第一号に規定する勤続年数を計算する。
新令第七十四条第三項	前の退職手当等について同項の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額	<p>法第三十条第三項第一号に規定する勤続年数を計算する。</p> <p>一 当該前の退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）による改正前の旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項第六号イ（退職所得控除額）の規定により計算した金額（所得税法施行規則の一部を改正する政令（昭和三十一年政令第六十九号）による改正前の旧所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第十号）第七條の四第一項第七号（勤続年数の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の勤続年数により計算した金額とする。以下この条において「旧法の特別控除額」という。）が五十万円以下である場合、当該旧法の特別控除額を五十万円を除して計算した数</p> <p>二 旧法の特別控除額が五十万円をこえ五十万円以下である場合、当該旧法の特別控除額から五十万円を控除した金額を十万円を除して計算した数に十を加算した数</p> <p>三 旧法の特別控除額が五十万円をこえる場合、当該旧法の特別控除額から五十万円を控除した金額を二十万円を除して計算した数に二十を加算した数</p> <p>前の退職手当等に係る旧法の特別控除額</p>

2 前項の規定は、同項に規定する前の退職手当等が昭和三十九年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの間の支給に係るものである場合について準用する。この場合において、同項の表の下欄中「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十号）による改正前の旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項第六号イ（退職所得控除額）の規定により計算した金額（所得税法施行規則の一部を改正する政令（昭和三十一年政令第六十九号）による改正前の旧所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第十号）第七條の四第一項第七号（勤続年数の計算）（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の勤続年数により計算した金額とする」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十号）による改正前の所得税法第三十条第三項（退職所得控除額）の規定により計算した金額（所得税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第五号）による改正前の所得税法施行令第七十四条第二項及び第三項（退職所得控除額に係る勤続年数の計算の特例）の規定を適用しないで計算した場合の勤続年数により計算した金額とする」と読み替えるものとする。

(合併等により取得した株式の取得価額に関する経過規定)
第四条 新令第一百四十四条(合併により取得した株式の取得価額)及び第一百六十六条(解散により残余財産の分配を受けた場合の株式の取得価額)の規定は、法人税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十一号)の施行の日以後に合併し又は解散した法人から金銭その他の資産を取得する場合について適用し、同日前に合併し又は解散した法人から金銭その他の資産を取得する場合については、なお従前の例による。

(減価償却資産の償却に関する経過規定)
第五条 新令第二百二十二条(特別な償却率による償却の方法)(同条第一項の規定に係る部分に限る。)及び第三十条(耐用年数の短縮)(同条第一項の承認に係る部分に限る。)の規定は、個人が昭和四十二年九月一日以後に当該認定又は承認を受けるために提出する申請から適用し、同日前に提出されるこれらの申請については、なお従前の例による。

2 改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第二百二十二条(特別な償却率による償却の方法)若しくは第三百三十条(耐用年数の短縮)の規定又はこれらの例によつてされた国税庁長官の認定又は承認は、新令第二百二十二条又は第三百三十条の規定によつてされた国税局長の認定又は承認とみなす。

(資産所得の合算課税の場合の純損失の繰戻しによる還付の請求に関する経過規定)
第六条 昭和四十二年において純損失の金額がある場合における新令第二百五十三條(純損失の繰戻しによる還付の請求)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

新令第二百五十三條第一項第一号	法第九十八條	所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号)による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)
新令第二百五十三條第一項第二号	法第九十八條、第二百三十一條	第九十八條
新令第二百五十三條第一項第四号	法第九十八條、第二百三十一條その他法及びこの政令	所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第五号)による改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)
新令第二百五十三條第一項第五号	法第九十八條	旧法及び旧令
前号の規定	法第九十八條第一項第一号又は第二項第一号	旧法第九十八條、旧令第二百三十一條その他旧法及び旧令
		旧法第九十八條
		旧法第九十八條第一項第一号又は第二項第一号、それぞれ前号の規定

(報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過規定)
第七条 新令第三百二十條第三項(報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)(プロレスラー及びプロゴルファーに係る部分に限る。)の規定は、昭和四十三年一月一日以後に支払うべき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号。以下「改正法」という。)による改正後の所得税法(以下「新法」という。) 第二百四條第一項第四号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)に掲げる報酬又は料金について適用する。

2 新令第三百二十六條第四項(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収)又は第三百三十二條第三号(源泉徴収を免除されない非居住者の国内源泉所得)の規定は、昭和四十二年八月一日以後に支払うべき新法第二百九條(源泉徴収を要しない年金)に規定する年金又は新令第三百三十二條第三号に規定する年金について適用し、同日前に支払うべきこれらの年金については、なお従前の例による。

(合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例)
第八条 昭和四十一年分の所得税につき改正法による改正前の所得税法(以下「旧法」という。) 第九十七條第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十二年分の新法第四條第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額は、旧法第九十八條(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)、旧令第二百三十一條(合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算)その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第九條第一項及び第二項(昭和四十二年分の予定納税基準額の計算の特例)の規定を読み替へ、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。

(昭和四十二年三月三十一日までに支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)
第九条 昭和四十二年三月三十一日までに同年中の支給に係る改正法附則第二十条第一項(昭和四十二年三月三十一日までに支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。)の支払を受けた居住者が同年四月一日から同年五月三十一日までの間に同年中の支給に係る他の退職手当等の支払を受けた場合において、当該他の退職手当等につき旧法第二百三十三條第四項(退職所得の受給に関する申告書)に規定する退職所得の受給に関する申告書に同条第二号に掲げる金額を記載して提出したときは、改正法附則第二十条第一項の規定による還付の請求は、同年中の支給に係る退職手当等で同年三月三十一日までに支払われたものにつき旧法第九十九條から第二百二條まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該他の退職手当等につき改正法附則第三條第一項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例)の規定により読み替へられた新法第二百一十一條(退職所得に係る源泉徴収税額)及び新法第二百一十一條(退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収)の規定を適用した場合における改正法附則第三條第一項の規定により読み替へられた新法第二百一十一條第一項第二号に規定する改正法附則別表第六に掲げる税額をこえる場合に限り、そのこえる金額についてすることができ。

2 改正法附則第二十条第一項の規定による還付の請求は、これをする居住者がこの政令の施行の日から昭和四十二年八月三十一日までの間に同年中の支給に係る他の退職手当等につき新法第二百三十三條第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出しようとする場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができ。

3 改正法附則第二十条第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添附して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長において、やむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添附することを要しない。

2 改正法附則第二十条第一項の規定による還付の請求は、これをする居住者がこの政令の施行の日から昭和四十二年八月三十一日までの間に同年中の支給に係る他の退職手当等につき新法第二百三十三條第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出しようとする場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができ。

3 改正法附則第二十条第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添附して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長において、やむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添附することを要しない。

- 一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）
- 三 旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日
- 四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る勤続年数その他勤続年数の計算の基礎となるべき事項
- 五 当該退職手当等につき改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条及び新法第二百二条の規定を適用した場合における改正法附則別表第六に掲げる税額
- 六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額
- 七 その他参考となるべき事項

- 4 改正法附則第二十条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和四十二年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。
- 5 改正法附則第二十条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附則（昭和四二年八月三十一日政令第二七〇号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二百五十五条第一号（試験研究法人等の範囲）（日本学術振興会に係る部分に限る。）の規定は、日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）による日本学術振興会の設立の日以後当該日本学術振興会に対して支出する所得税法第七十八条第二項第三号（寄付金控除）に掲げる寄付金について適用する。

附則（昭和四三年四月二〇日政令第九五号）抄

- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。

（経過規定の原則）

- 第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第三十二条第四号（金融機関等の範囲）、第三十七条（有価証券の保管の委託又は登録）、第三十八条（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）及び第四十八条第五項（有価証券の保管者等の帳簿の保存）の規定を除く。）は、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（協業組合の分配金に関する経過規定）

- 第三条** 新令第六十二条第一項第二号（協業組合の分配金）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける同号に掲げる分配金について適用する。

（減価償却資産の償却の方法の選定に関する経過規定）

- 第四条** 施行日において二以上の事業所を有する個人が、昭和四十三年分以後の所得税について、その有する新令第二百二十条第一項第一号、第二号又は第四号（減価償却資産の償却の方法）に掲げる減価償却資産につき事業所ごとに異なる償却の方法を選定しようとする場合には、新令第二百二十四条第二項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）中「その新たな償却の方法を採用しようとする年の三月十五日」とあるのは、「昭和四十三年六月三十日」として、同項の規定を適用する。

（一人目の扶養控除額が八万円となる居住者）

- 第五条** 所得税法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二十一号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項（昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第八十四条第二項第二号（扶養控除額の特例）の規定する居住者は、同号の居住者のうち、これらの居住者の提出する昭和四十三年分の新令第二百十六条第一項（二以上の居住者がある場合の控除対象配偶者の所属）に規定する申告書等（以下この条において「申告書等」という。）に同号の規定の適用を受ける居住者（以下この条において「特例適用者」という。）として記載された者とする。ただし、本文又は次項の規定により、特例適用者が定められた後において、これらの居住者が提出する申告書等にその定められたところと異なる記載をすることにより、他の居住者を特例適用者として変更することを妨げない。

- 2 前項の場合において、二以上の居住者が自己を特例適用者として申告書等に記載したとき、その他同項の規定によりいずれの居住者を特例適用者とするかを定められないときは、次に定めるところによる。
 - 一 その年において既に一の居住者が申告書等の記載により特例適用者に該当するものとされている場合には、その者を特例適用者とする。
 - 二 前号の規定により特例適用者が定められない場合には、居住者のうち総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額又は特例適用者を判定すべき時における当該合計額の見積額が最も大きい居住者を特例適用者とする。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

- 第六条** 昭和四十二年分の所得税につき改正法による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十三年分の新法第四十条第一項（予定納税基準額）に規定する予定納税基準額は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）、改正前の所得税法施行令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び同令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第五条第一項及び第二項（昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。

附則（昭和四三年一〇月一日政令第二九七号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和四十三年五月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

3 昭和四十三年五月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和四十四年四月八日政令第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和四十四年分以後の所得税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定退職金共済団体の要件等に関する経過措置）

第三条 新令第六十六条第一項（特定退職金共済団体の要件）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の承認（新令第六十七条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

2 新令第六十九条から第七十一条まで及び第七十六条（退職金共済制度に基づく年金等に係る所得税の取扱い）の規定中新令第六十六条第一項に規定する特定退職金共済団体が行なう給付又は当該団体と契約した退職金共済契約に基づいて支出する掛金に係る部分は、施行日以後に支払うべき当該給付（当該給付に対応する掛金で同日前に支出されるべきものうちに改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第六十九条第一項第二号に掲げる掛金が含まれているものを除く。）又は掛金について適用し、同日前に支払うべき当該給付及び同日以後に支払うべき当該給付でこれに対応する同日前に支出されるべき掛金のうちに同号に掲げる掛金が含まれているもの又は同日前に支払うべき掛金については、なお従前の例による。

（分収造林契約の収益に係る山林所得の範囲に関する経過措置）

第四条 新令第七十八条第二項又は第三項（分収造林契約の収益）の規定は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（資産の譲渡とみなされる行為に関する経過措置）

第五条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の施行前における地役権の設定に係る新令第七十九条第一項（資産の譲渡とみなされる行為）の規定の適用については、同項中「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第四号（地域地区）」とあるのは、「都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十九条の三第一項（特定街区）」とする。

（たな卸資産の法定評価方法に関する経過措置）

第六条 個人が、昭和四十四年分以後の所得税について、その有する新令第一条第一項（定義）に規定するたな卸資産の評価の方法につき新令第九十九条第一号チ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる売価還元法（売価のないたな卸資産については、同号二に掲げる総平均法）を選定しようとする場合には、新令第一条第二項（たな卸資産の評価の方法の変更手続）中「その新たな評価の方法を採用しようとする年の三月十五日」とあるのは、「昭和四十四年六月三十日」として、同項の規定を適用する。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

第七条 昭和四十三年分の所得税につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十四号。以下「改正法」という。）による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十三年分の改正後の所得税法（以下「新法」という。）第百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）、旧令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第五条第一項及び第二項（昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらにより計算した金額をもととして計算する。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第八条 改正法附則第九條第一項（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者が施行日から昭和四十四年六月三十日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）につき新法第二百三條第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができ。

2 改正法附則第九條第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所

転税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長において、やむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地）

三 旧法第九十九条から第二百二條まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百一一條第二項（退職所得に係る源泉徴収税額）に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき改正法附則第三条第一項（昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一一條（退職所得に係る源泉徴収税額）及び新法第二百二條（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）の規定を適用した場合における所得税の額

五 当該退職手当等につき改正法附則第三条第一項（昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一一條（退職所得に係る源泉徴収税額）及び新法第二百二條（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）の規定を適用した場合における所得税の額

六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額
七 その他参考となるべき事項

3 改正法附則第九条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和四十四年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。
4 改正法附則第九条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附 則 （昭和四十四年八月二十八日政令第二二三号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第六条から第十五条までの規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則 （昭和四十四年一月二〇日政令第二七三三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和四十四年六月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。
3 昭和四十四年六月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和四十四年二月二七日政令第三二〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の所得税法施行令附則第十七条第三項（給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過措置）の規定は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四十五年四月一日政令第四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十五年四月一日政令第四八号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十五年四月一日政令第五一号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則 （昭和四十五年四月三〇日政令第一〇五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第三十八条（金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対する通知等）の規定を除く。）は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新令第七十四条第一項第二号及び第二項（退職所得控除額の計算の特例）の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前の退職手当等が昭和四十一年中の支給に係るものであるときは、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新令第七十四条第一項第二号間等	退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間	退職手当等（以下この条において「前の退職手当等」という。）に係る就職の日又は前条第一項第二号に規定する組合員等であった期間の初日から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる数（一に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）に相当する年数を経過した日の前日までの期間	同項の規定を適用して計算した金額
同項の規定を適用して計算した金額	同項の規定を適用して計算した金額	イ 当該前の退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二十号）による改正前の法第三十条第三項（退職所得控除額）の規定により計算した金額（所得税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第五五号）による改正前の所得税法施行令第七十四条第二項及び第三項（退職所得控除額に係る勤続年数の計算の特例）の規定を適用しないで計算した場合の勤続年数により計算した金額とする。以下この条において「昭和四十一年法の特別控除額」という。）が五十万円以下である場合 当該昭和四十一年法の特別控除額を五万円を除いて計算した数	同項の規定を適用して計算した金額

<p>新令第七 十四条第 二項</p>	<p>前の退職手当等について同号の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額</p>	<p>ロ 昭和四十一年法の特別控除額が五十万円をこえ五十万円以下である場合 当該昭和四十一年法の特別控除額から五十万円を控除した金額を十万円を除して計算した数に十を加算した数 ハ 昭和四十一年法の特別控除額が五十万円をこえる場合 当該昭和四十一年法の特別控除額から五十万円を控除した金額を二十万円を除して計算した数に二十を加算した数 前の退職手当等に係る昭和四十一年法の特別控除額</p>
-----------------------------	---------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(社会保険料控除に関する経過措置)

第四条 新令第二百八条第二号(社会保険料の範囲)の規定は、昭和四十六年四月一日以後に支払われ又は給与から控除される同号に規定する掛金について適用する。

第五条 昭和四十四年分の所得税につき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十六号。以下「改正法」という。)による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合(次項の規定を除外)における同条第一項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十五年分の改正法による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第四百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下この条において「予定納税基準額」という。)は、旧法第九十八条(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)、改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第二百三十一条(合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算)その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第五條第一項及び第二項(昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。

2 昭和四十四年分の所得税につき旧法第九十七条第一項の規定の適用があつた場合において、同項に規定する主たる所得者の同年分の総所得金額及び同項に規定する合算対象世帯員の同年分の資産所得の金額に相当する金額をそれぞれこれらの者の昭和四十五年分の総所得金額及び資産所得の金額とみなして、新法第九十九条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額計算の特例の適用除外)中「百万円」とあるのは「三十万円」として同項の規定を適用した場合に同項の規定により新法第九十七条及び第九十八条の規定の適用がないこととなるときは、当該主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十五年分の予定納税基準額は、これらの者の昭和四十四年分の所得税については旧法第九十七条第一項の規定の適用がなかつたものとして改正法附則第五條第一項及び第二項の規定により計算する。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第六条 改正法附則第九條第一項(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者がこの政令の施行の日から昭和四十五年七月三十一日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。)につき新法第二百三條第四項(退職所得の受給に関する申告書)に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合に、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができる。

2 改正法附則第九條第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄事務署長に提出しなければならない。ただし、事務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所(国内に住所がない場合には、居所)並びに住所地(国内に住所がない場合には、居所地)と納税地とが異なる場合には、その納税地
二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(旧法第十八條第二項(納税地の指定)の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地)
三 旧法第九十九条から第二百二條まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定(昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法(昭和四十五年法律第五号)第五条(退職手当等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた旧法第二百一一條の規定を含む。)により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百一一條第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項並びに当該退職所得控除額と当該退職手当等に係る新法第二百一一條第二項に規定する退職所得控除額とが異なる場合には、当該退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき改正法附則第三條第一項(昭和四十五年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第二百一一條及び新法第二百二條の規定を適用した場合における所得税の額
六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額
七 その他参考となるべき事項

3 改正法附則第九條第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和四十五年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三條第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。
4 改正法附則第九條第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の規定の適用については、同令第二条第一号(支払金の指

定)に掲げる還付金とみなす。
附則 (昭和四五年六月二十九日政令第二〇〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十五年七月一日から施行する。
附則 (昭和四五年七月九日政令第二二八号)

この政令は、柔道整復師法の施行の日（昭和四十五年七月十日）から施行する。

附則（昭和四五年九月一日政令第二六〇号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第六十六条第一項第六号の改正規定は、昭和四十五年十二月一日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和四十五年五月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。
- 3 昭和四十五年五月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新令第六十六条第一項（特定退職金共済団体の要件）の規定は、昭和四十五年十二月一日以後に同項の承認（新令第六十七条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。
- 5 新令第六十九条から第七十一条まで及び第七十六条（退職金共済制度に基づく年金等に係る所得税の取扱い）の規定中新令第六十六条第一項に規定する特定退職金共済団体が行なう給付又は当該団体が行なう退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金に係る部分は、昭和四十五年十二月一日以後に支払うべき当該給付（当該給付に対応する掛金で同日前に支出されるべきものうち改正前の所得税法施行令第六十六条第一項第六号に定める限度をこえて支出された掛金が含まれているものを除く。）又は掛金について適用し、同日前に支払うべき当該給付及び同日以後に支払うべき当該給付でこれに対応する同日前に支出されるべき掛金のうちに同号に定める限度をこえて支出された掛金が含まれているもの又は同日前に支払うべき掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和四五年一〇月九日政令第三〇〇号）抄

- 1 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第十八号）の施行の日（昭和四十五年十月十二日）から施行する。

附則（昭和四六年三月三十一日政令第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 目次の改正規定中第一編第二章第三節に係る部分並びに同節の節名、第三十一条から第四十一条まで（第三十二条第四号及び第三十三条第五号を除く。）、第四十三条から第四十五条まで、第四十八条及び第四十九条の改正規定、昭和四十七年一月一日
- 二 第二十六条第三項第一号、第二十八条第二項第二号、第三十二条第四号、第三十三条第五号及び第二百八十条第二項第二号ロの改正規定、外国証券業者に関する法律の施行の日

（経過措置の定め）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第二十八条第二項第三号（事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行なわれる同号に掲げる株式の譲渡について適用し、同日前に行なわれた当該株式の譲渡については、なお従前の例による。

（配当等の額とみなす金額の計算に関する経過措置）

第四条 施行日前に支払うべき所得税法第二十五条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額の計算については、なお従前の例による。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例を受ける場合の手続に関する経過措置）

第五条 新令第九十五条第一号（小規模事業者の要件）の規定により新たに所得税法第六十七条の二（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）に規定する小規模事業者に該当することとなった居住者が、昭和四十六年分以後の各年分の所得税につき同条の規定の適用を受けようとする場合には、新令第九十七条第一項（収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手続等）中「その年三月十五日」とあるのは、「昭和四十六年五月三十一日」として、同項の規定を適用する。

（社会保険料控除に関する経過措置）

第六条 新令第二百八条第二号（社会保険料の範囲）の規定は、昭和四十六年七月一日以後に支払われ又は給与から控除される同号に規定する掛金について適用する。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

第七条 昭和四十五年分の所得税につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十八号。以下「改正法」という。）による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同条第一項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十六年分の改正法による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第百四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下この条において「予定納税基準額」という。）は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第五条第一項及び第二項（昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。

（所得税額に係る還付金に関する経過措置）

第八条 新令第二百六十八条（還付すべき所得税額の充当の順序）（新令第二百七十八条第二項（更正又は決定による予納税額に係る延滞税の還付金額の計算等））において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する充当をする場合について適用する。

(退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第九条 新令第七十六条第一項第三号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる制度に基づいて支給される同項に規定する一時金に係る新法第四編第三章(退職所得に係る源泉徴収)の規定は、昭和四十六年六月一日以後に支払うべき当該一時金について適用し、同日前に支払うべき当該一時金については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十六年六月一日政令第一八三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令第二十五条第二号チ(試験研究法人等の範囲)及び法人税法施行令第七十七条第二号チ(試験研究法人等の範囲)の規定は、個人又は法人(法人税法第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む)がこの政令の施行の日以後に支出する寄付金の額について適用する。

附則 (昭和四十六年七月二日政令第二三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十六年八月十七日から施行する。

(所得税法施行令等の一部改正に伴う経過規定)

第九条 前三条の規定による改正後の所得税法施行令第二十五条第一号、法人税法施行令第七十七条第一号及び租税特別措置法施行令第四十条第一号の規定(海洋科学技術センターに係る部分に限る)は、海洋科学技術センター法第十四条第二項の規定による海洋科学技術センターの成立の日以後同センターに対して支出する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第三号に掲げる寄付金及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第三号に規定する寄付金並びに同日以後同センターに対して贈与をする租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第一項に規定する財産について適用する。

附則 (昭和四十六年十一月十八日政令第三四二号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年三月三十一日政令第四七号)

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年六月十九日政令第二二七号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、昭和四十七年分以後の所得税について適用し、昭和四十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新令第二条第三号(預貯金の範囲)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子等については、なお従前の例による。

4 新令第四十一条第二項(非課税貯蓄に関する異動申告書)の規定は、施行日以後に同項に規定する前の営業所等に同項の移管を依頼する場合について適用し、同日前に当該移管を依頼した場合については、なお従前の例による。

5 新令第三百条(信託財産について納付した所得税額の控除)の規定は、施行日以後に支払うべき同条第二項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払うべき当該収益の分配については、なお従前の例による。

6 新令第三百二十一条第一項若しくは第三項(報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収)又は第三百二十二条(支払金額から控除する金額)(所得税法第二百四十一条第四号(報酬、料金等に係る源泉徴収義務)に掲げる外交員又は集金人の業務に関する報酬又は料金及び同項第六号に掲げる報酬又は料金に係る部分に限る。)の規定は、昭和四十七年八月一日以後に支払うべき同項第一号、第四号又は第六号に掲げる報酬又は料金については、同日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十七年九月一日政令第三二六号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、昭和四十七年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

3 昭和四十七年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和四十七年九月二六日政令第三四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年十一月六日政令第三九四号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第六十六条第一項第五号へ(特定退職金共済団体の要件)の規定は、この政令の施行の日以後に同項の承認(所得税法施行令第六十七条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む)を受ける場合について適用する。

附則 (昭和四十八年一月二二日政令第二二二号) 抄

1 この政令は、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第七十一号)の施行の日(昭和四十八年四月一日)から施行する。

附則（昭和四十八年四月七日政令第五三号）抄

- (施行期日)
- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。
- (経過措置の原則)
- 第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- (非課税とされない郵便貯金の利子に関する経過措置)
- 第三条 新令第十八条第一号（郵便貯金の利子で非課税とされないもの）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子（同日以後に支払期の到来するものの金額のうち同日の前日までの期間に対応する部分の金額を除く。）について適用する。
- (少額預金の利子所得等の非課税制度の対象とされる有価証券の範囲に関する経過措置)
- 第四条 新令第三十三条第五号（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲）の規定は、施行日以後に取得する同号に掲げる社債について適用し、同日前に取得した当該社債については、なお従前の例による。
- (退職所得控除額の特例に関する経過措置)
- 第五条 新令第七十四条第二項（退職所得控除額の計算の特例）の規定は、同項に規定する前の退職手当等が昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべきものである場合について適用し、当該前の退職手当等が同日前に支払を受けるべきものである場合については、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第七十四条第二項中「法第三十条第三項」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の法第三十条第三項」として、同項の規定の例によるものとする。
- (有価証券の取得価額に関する経過措置)
- 第六条 新令第八十四条（新株等を取得する権利の価額）及び第九十一条第二号（有価証券の取得価額）の規定は、個人が昭和四十八年四月一日以後に取得するこれらの規定に規定する新株等又は有価証券について適用し、個人が同日前に取得した当該新株等又は有価証券については、なお従前の例による。
- (減価償却資産の償却の方法の選定に関する経過措置)
- 第七条 施行日において二以上の船舶を有する個人が、昭和四十八年分の所得税について、その有する船舶ごとに異なる償却の方法を選定しようとする場合には、新令第二百二十四条第二項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）中「その新たな償却の方法を採用しようとする年の三月十五日」とあるのは「昭和四十八年六月三十日」と、同条第三項中「居住者が現によつて償却の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は」とあるのは「居住者が」として、同条の規定を適用する。
- (合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の特例)
- 第八条 昭和四十七年分の所得税につき所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号。以下「改正法」という。）による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十八年分の改正法による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第四百四十一条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）、旧令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第五条第一項及び第二項（昭和四十八年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額をもととして計算する。
- (施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)
- 第九条 改正法附則第十一条第一項（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者が施行日から昭和四十八年六月三十日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）につき新法第二百三十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができる。
- 改正法附則第十一条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所務税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。
- 一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住居地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地
- 二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地）
- 三 旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日
- 四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百一十一条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項
- 五 当該退職手当等につき新法第二百一十一条及び新法第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額
- 六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額
- 七 その他参考となるべき事項
- 3 改正法附則第十一条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和四十八年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に附記しなければならない。
- 4 改正法附則第十一条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附則（昭和四十八年四月二二日政令第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正後の所得税法施行令附則第十七条第三項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払を受けるべき当該年金については、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年六月二九日政令第一七三号）

この政令は、日本てん菜振興会の解散に関する法律の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四十八年八月三〇日政令第二四五号）

- 1 この政令は、昭和四十八年九月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和四十八年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。
- 3 昭和四十八年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和四十八年一〇月三〇日政令第三三〇号）抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（次項において「新令」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 新令附則第十七条第三項（給与等とみなす年金に係る源泉徴収に関する経過措置）の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年二月二八日政令第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下この条において「新所得税法施行令」という。）の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

- 2 船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）による改正前の船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条ノ二（船舶の施設等の検査）の規定により随時に検査を行うものとされていた船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。）で昭和四十八年十二月十四日以前に当該検査を受けたものにつき同日以後最初に行われる新所得税法施行令第六十条第一号（特別修繕引当金の対象資産及び特別の修繕の範囲）に規定する定期検査を受けるための修繕（昭和四十九年一月一日以後に完了するものに限る。）に係る同令第六十一条第一号（特別修繕引当金勘定への繰入限度額）の規定の適用については、同号中「同項に規定する特別の修繕」とあるのは「船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）による改正前の船舶安全法第五条ノ二（船舶の施設等の検査）の規定による検査を受けるための修繕」と、四十八月（当該船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書（小型船等の船舶検査証書の有効期間）に規定する船舶である場合には、七十二月）とあるのは「大蔵省令で定める月数」とする。
- 3 船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第一項（経過措置）に規定する船舶につき最初に行われる新所得税法施行令第六十条第一号に規定する定期検査を受けるための修繕に係る同令第六十一条第一号第二号の規定の適用については、同号中「その年において当該固定資産を取得した場合には、その取得の日」とあるのは「昭和四十九年分の所得税にあつては、船舶安全法の一部を改正する法律附則第一条ただし書（施行期日）に規定する政令で定める日」と、「前号イに掲げる月数」とあるのは「当該政令で定める日から船舶安全法の一部を改正する法律附則第二条第一項（経過措置）に規定する政令で定める日までの期間の月数」とする。

附則（昭和四十九年三月三〇日政令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲等に関する経過措置）

第三条 新令第三十三条（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する所得税法第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する有価証券について適用し、同日前に購入した当該有価証券については、なお従前の例による。

2 新令第四十条第一項（非課税貯蓄申告書）の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する非課税貯蓄申告書（所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）以下「改正法」という。）附則第四条第三項（少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）の規定により提出するものを除く。）について適用し、同日前に提出した当該非課税貯蓄申告書については、なお従前の例による。

3 改正法附則第四条第三項の規定により提出する同項の申告書及び申込書には、改正法による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第三項各号又は新令第三十九条の二各号（非課税貯蓄限度額変更申告書の記載事項）若しくは第三十四条第一項各号（非課税貯蓄申込書の記載事項）に掲げる事項のほか、改正法附則第四条第三項の規定により提出するもの旨を記載しなればならない。

（退職所得控除額の特例に関する経過措置）

第四条 新令第七十四条第二項（退職所得控除額の計算の特例）の規定は、同項に規定する前の退職手当等が昭和四十九年一月一日以後に支払を受けるべきものである場合について適用し、当該前の退職手当等が昭和四十八年中の支給に係るものである場合については、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第七十四条第二項中「法第三十条第三項」とあるのは、「所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）による改正前の法第三十条第三項」として、同項の規定の例によるものとする。

（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入等に関する経過措置）

第五条 個人が施行日において、旧少額減価償却資産（昭和四十九年一月一日前にその業務の用に供した減価償却資産のうち旧令第三百三十八条（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入）に規定する取得価額が五万円未満のもので、同日において償却後の取得価額があるものをいう。）を有する場合には、当該旧少額減価償却資産の当該償却後の取得価額に相当する金額は、所得税法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定にかかわらず、昭和四十九年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の規定は、個人が施行日において、旧少額繰延資産（昭和四十九年一月一日前に支出した旧令第三百三十九条（繰延資産となる費用のうち少額のもの必要経費算入）に規定する費用のうちその支出額が五万円未満のもので、同日において償却後の金額があるものをいう。）を有する場合について準用する。この場合において、同項中「所得税法第四十九条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）」とあるのは、「所得税法第五十条第一項（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）」と読み替えるものとする。

（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例を受ける場合の手續に関する経過措置）

第六条 新令第九十五条第一号（小規模事業者の要件）の規定により新たに所得税法第六十七条の二（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）に規定する小規模事業者に該当することとなった居住者が、昭和四十九年分の所得税につき同条の規定の適用を受けようとする場合には、新令第九十七条第一項（収入及び費用の帰属時期の特例を受けるための手續等）中「その年三月十五日」とあるのは、「昭和四十九年五月三十一日」として、同項の規定を適用する。

2 新令第九十七条第一項の規定（同項に規定する業務を開始した場合に係る部分に限る。）は、施行日以後に当該業務を開始する場合について適用し、同日前に当該業務を開始した場合については、なお従前の例による。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

第七条 昭和四十八年分の所得税につき改正法による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があった場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和四十九年分の新法第四十条第一項（予定納税基準額）に規定する予定納税基準額は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）旧令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第六条第一項及び第二項（昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額を基として計算する。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八条 新令第七十六条第一項第三号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる制度に基づいて支給される同項に規定する一時金に係る新法第四編第三章（退職所得に係る源泉徴収）の規定は、昭和四十九年六月一日以後に支払うべき当該一時金について適用し、同日前に支払うべき当該一時金については、なお従前の例による。

（報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新令第三百二十二条（支払金額から控除する金額）（新法第二百四十一条第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる司法書士、土地家屋調査士又は海事代理士の業務に関する報酬又は料金に係る部分に限る。）の規定は、昭和四十九年六月一日以後に支払うべき当該報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十条 改正法附則第十条第一項（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者が施行日から昭和四十九年六月三十日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）につき新法第二百三十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができる。

2 改正法附則第十条第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄事務長に提出しなければならない。ただし、事務長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合は、居所）並びに住居地（国内に住所がない場合は、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地）

三 旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百二条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき新法第二百二条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額

六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額
七 その他参考となるべき事項

- 3 改正法附則第十条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和四十九年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三十四条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に付記しなければならない。
- 4 改正法附則第十条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附則（昭和四十九年一〇月二八日政令第三五七号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第三十九号）の施行の日（昭和四十九年十月三十一日）から施行する。

附則（昭和四十九年一〇月二八日政令第三五八号）

- 1 この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和四十九年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。
- 3 昭和四十九年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年一月九日政令第二号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日政令第五七号）抄

（施行期日）

- 第一条 この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定退職金共済団体の要件に関する経過措置）

第三条 新令第六十六条第一項第三号（特定退職金共済団体の要件）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の承認（新令第六十七条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

（退職所得控除額の特例に関する経過措置）

第四条 新令第七十四条第二項（退職所得控除額の計算の特例）の規定は、同項に規定する前の退職手当等が昭和五十年一月一日以後に支払を受けるべきものである場合について適用し、当該前の退職手当等が昭和四十九年中の支給に係るものである場合については、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第七十四条第二項中「法第三十条第三項」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十三号）による改正前の法第三十条第三項」として、同項の規定の例によるものとする。

（退職給与引当金に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧令第五十四条第二項（退職給与引当金勘定への繰入限度額）の規定の適用を受けていた個人が、新令第五十八条第二項（退職給与規程に関する書類の提出）の規定により同項に規定する書類を提出すべきこととなる日の前日までに、施行日の前日において定められている新令第五十三条第二号又は第三号（退職給与規程の範囲）に掲げる規程の写し並びに当該規程に係る新令第五十四条第二項に規定する意見を記載した書面及び周知を行った事実の詳細を記載した書面又は大蔵省令で定めるこれらの書面に準ずる書面を納税地の所轄税務署長に提出した場合においては、その提出の日以後最初に到来する新令第五十八条第一項に規定する確定申告期限に係る年分以後の各年分における所得税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十三号。以下「改正法」という。）による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第五十四条第一項（退職給与引当金）の規定により必要経費に算入することができる金額の限度額の計算については、当該規程の写しは、新令第五十八条第二項の規定により提出されたものとみなす。

（特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入）

第六条 旧令第六十七条の二（農畜産物の価格安定等のための負担金の必要経費算入）に規定する特別の法律により設立された法人及び民法第三十四条の規定により設立された法人の業務に係る資金のうち大蔵省令で定めるものについては、昭和五十年一月一日において新令第六十七条の二（特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入）の規定による指定があつたものとみなす。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

第七条 昭和四十九年分の所得税につき改正法による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和五十年分の新法第四十四条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下この条において「予定納税基準額」という。）は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）、旧令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第三条第一項及び第二項（昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、これらの規定により計算した金額を基として計算する。

2 昭和四十九年分の所得税につき旧法第九十七条第一項の規定の適用があつた場合において、同項に規定する主たる所得者の同年分の総所得金額に相当する金額及び同項に規定する合算対象世帯員の同年分の資産所得の金額に相当する金額をそれぞれこれらの者の昭和五十年分の総所得金額及び資産所得の金額とみなして、新法第九十九条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額計算の特例の適用除外）中「二百万円」とあるのを「百万円」として同項の規定を適用した場合に同項の規定により新法第九十七条及び第九十八条の規定の適用がないこととなるときは、当該主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和五十年分の予定納税基準額は、これらの者の昭和四十九年分の所得税については旧法第九十七条及び第九十八条（同条第四項第一号及び第二号を除く。）の規定の適用がなかつたものとして改正法附則第三条第一項及び第二項の規定により計算する。

（報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八条 新令第三百二十二条（年末調整による過納額の還付の方法）及び第三百十三条第一項第一号（給与等の支払者が還付できなかった場合の処理）の規定は、施行日以後に新法第九十一条（過納額の還付）に規定する還付をする場合について適用する。

2 新令第三百二十二条（支払金額から控除する金額）（新法第二百四十四条第一項第四号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる外交員又は集金人の業務に関する報酬又は料金、同項第六号に掲げる報酬又は料金及び同項第八号に掲げる広告宣伝のための賞金に係る部分に限る。）の規定は、昭和五十六年六月一日以後に支払うべきこれらの報酬若しくは料金又は賞金について適用し、同日前に支払うべきこれらの報酬若しくは料金又は賞金については、なお従前の例による。

3 新令第三百二十六条第四項（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）及び第三百三十二条第三号（源泉徴収を免除されない非居住者の国内源泉所得）の規定は、昭和五十六年六月一日以後に支払うべき新法第二百九条（源泉徴収を要しない年金）に規定する年金及び新令第三百三十二条第三号に規定する年金について適用し、同日前に支払うべきこれらの年金については、なお従前の例による。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第九条 改正法附則第七條第一項（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者が施行日から昭和五十六年六月三十日まで同項に規定する申告書に係る他の同項に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）につき新法第二百三十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、行うことができる。

2 改正法附則第七條第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄事務署長に提出しなければならない。ただし、事務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地）

三 旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百一十二条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき新法第二百一十二条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額

六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額

七 その他参考となるべき事項

3 改正法附則第七條第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和五十年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に付記しなければならない。

4 改正法附則第七條第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附則（昭和五〇年六月二二日政令第一八七号）

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、第三十三条第七号の改正規定は公布の日から、第十八条第一号の改正規定は昭和五十一年一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年八月五日政令第二五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年九月一日）から施行する。

附則（昭和五〇年九月一九日政令第二七三号）

1 この政令の規定中、第二十条の二の改正規定は昭和五十年九月二十五日から、第六十六条第一項第六号の改正規定は同年十二月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

3 昭和五十年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当で同年九月二十五日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新令第六十六条第一項（特定退職金共済団体の要件）の規定は、昭和五十年十二月一日以後に同項の承認（新令第六十七条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

5 新令第六十九条から第七十一条まで及び第七十六条（退職金共済制度に基づく年金等に係る所得税の取扱い）の規定中新令第六十六条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う給付又は当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金に係る部分は、昭和五十年十二月一日以後に支払うべき当該給付（当該給付に対応する掛金で同日前に支出されるべきものうちに改

正前の所得税法施行令第六十六条第一項第六号に定める限度を超えて支出された掛金が含まれているものを除く。）又は掛金について適用し、同日前に支払うべき当該給付及び同日以後に支払うべき当該給付でこれに対応する同日前に支出されるべき掛金のうちに同号に定める限度を超えて支出された掛金が含まれているもの又は同日前に支出すべき掛金については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附則（昭和五〇年二月二七日政令第三八一号）

この政令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附則（昭和五一年三月三一日政令第五二号）

1 この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令の規定は、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則（昭和五一年一〇月二二日政令第二七六号）

1 この政令は、昭和五十一年十月二十五日から施行する。

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十一年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

3 昭和五十一年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五二年四月一日政令第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（少額預金の利子所得等の非課税制度の対象とされる有価証券の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第三十三条（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する所得税法第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する有価証券について適用し、施行日前に購入した当該有価証券については、なお従前の例による。

（寄付金控除の対象とされる試験研究法人等に対する寄付金に関する経過措置）

第四条 新令第二十五条第二号（試験研究法人等の範囲）の規定は、施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

第五条 昭和五十一年分の所得税につき所得税法の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）による改正前の所得税法（以下この条において「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和五十二年分の改正法による改正後の所得税法第四十条第一項（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算、改正前の所得税法施行令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び同令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第三条第一項及び第二項（昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替へ、これらの規定により計算した金額を基として計算する。

（報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条 新令第三百二十条第二項（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき所得税法第二百四条第一項第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金について適用し、施行日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年九月二〇日政令第二六九号）

1 この政令は、昭和五十二年九月二十六日から施行する。

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十二年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。

3 昭和五十二年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五三年三月一〇日政令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附則（昭和五三年三月三一日政令第七七号）

（施行期日）
 第一条 この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）
 第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新令第三十三条（利子所得等について非課税とされる有価証券の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する所得税法第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する有価証券について適用し、施行日前に購入した当該有価証券については、なお従前の例による。

（たな卸資産の評価及び減価償却資産の償却に関する経過措置）
 第四条 新令第九十九条の二（たな卸資産の特別な評価の方法）（同条第一項の承認に係る部分に限る。）及び第百二十条の二（減価償却資産の特別な償却の方法）（同条第一項の承認に係る部分に限る。）の規定は、個人が昭和五十三年七月一日以後に新令第九十九条の二第一項又は第百二十条の二第一項の承認を受けるため申請書を提出する場合について適用し、個人が同日前にこれらの申請書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 改正前の所得税法施行令第九十九条の二（たな卸資産の特別な評価の方法）又は第百二十条の二（減価償却資産の特別な償却の方法）の規定によりされた国税局長の承認は、新令第九十九条の二又は第百二十条の二の規定によつてされた税務署長の承認とみなす。

（外国税額控除の控除限度額の計算に関する経過措置）
 第五条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）附則第六条第二項（個人の準備金に関する経過措置）の規定により公害防止準備金を積み立てる個人に係る新令第二十二條第五項（控除限度額の計算）の規定の適用については、同項中「探鉱準備金」とあるのは、「探鉱準備金」若しくは租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）附則第六条第二項（個人の準備金に関する経過措置）とする。

附則（昭和五十三年七月一日政令第二八六号）抄

（施行期日）
 第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年十月二日）から施行する。

附則（昭和五十三年九月二日政令第三二七号）

1 この政令は、昭和五十三年九月二十日から施行する。
 2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十三年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当及び同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものについては、なお従前の例による。
 3 昭和五十三年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年九月三〇日政令第三四三号）抄

この政令は、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十三年十月一日）から施行する。

附則（昭和五十四年三月三十一日政令第六九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十四年分以後の所得税について適用し、昭和五十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（有価証券の継続的取引から生ずる所得の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第二十六条第三項（有価証券の継続的取引から生ずる所得の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項各号に掲げる株式の譲渡又は売買について適用し、施行日前に行われた改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二十六条第三項各号に掲げる株式の譲渡又は売買については、なお従前の例による。

（事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲に関する経過措置）

第四条 昭和五十四年分の所得税に係る所得税法第九條第一項第十一号ハ（非課税所得）に規定する政令で定める有価証券の譲渡は、次の各号に掲げる株式又は出資の譲渡とする。

一 昭和五十四年分の所得税法第九條第一項第十一号ハに掲げる所得につき、旧令第二十八条（事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の範囲）の規定を適用した場合において同条第一項各号に掲げる要件に該当するときの昭和五十四年における同項第二号の株式又は出資の譲渡
 二 昭和五十四年分の所得税法第九條第一項第十一号ハに掲げる所得につき、新令第二十八条の規定を適用した場合において同条第一項第一号に掲げる要件及び同項第二号に掲げる要件（同号中「その年において」とあるのは「その年（昭和五十四年四月一日から同年十二月三十一日まで）の間に限る。」において）であるものとした場合における当該要件とする。）に該当するときの昭和五十四年における同号の株式又は出資の譲渡（前号に掲げる株式又は出資の譲渡に該当する株式又は出資の譲渡を除く。）

（国内にある資産の所得等に関する経過措置）

第五条 新令第二百八十条第二項第二号から第四号まで（国内にある資産の所得）及び第二百九十一条第三号（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の五第一項第一号又は第二号（有価証券の譲渡による所得の課税の特例）に掲げる所得に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項第一号に規定する株式若しく

は出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得が同項第一号又は第二号に掲げる所得に該当する場合の施行日以後に行われる同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得について適用し、施行日に行われた同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得については、なお従前の例による。

附則（昭和五十四年一月三〇日政令第二八四号）抄

- 1 この政令は、昭和五十四年十二月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十四年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。
- 3 昭和五十四年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新令第八十九条第二号（国庫補助金等の範囲）の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける同号の補助金については適用し、個人が施行日前に交付を受けた第一条の規定による改正前の所得税法施行令第八十九条第二号の補助金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年三月三十一日政令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十七条第三項を削る改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。

（有価証券の評価の方法に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第百八条第二項（有価証券の法定評価方法）の規定は、この政令の施行の日以後に行う同項の更正又は決定について適用する。

（退職給与引当金に関する経過措置）

第三条 新令第百五十四条から第百五十六条まで（退職給与引当金勘定への繰入限度額等）の規定は、個人の昭和五十五年以後の各年分の事業所得の金額の計算について適用し、個人の昭和五十四年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、なお従前の例による。

2 個人の昭和五十五年分の事業所得の金額を計算する場合において、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、その年分の事業所得の金額の計算については、新令第百五十四条第一項第二号及び第百五十五条第一項第二号に規定する期末退職給与の要支給額の百分の四十に相当する金額は、これらの規定にかかわらず、第二号に掲げる金額とする。

一 昭和五十五年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合）においては、新令第百五十四条第一項第一号イの規定により計算される退職給与の額の合計額の百分の四十に相当する金額は、その死亡の時、次号ロにおいて同じ。）において新令第百五十四条第一項第一号イの規定により計算される退職給与の額の合計額の百分の四十に相当する金額とする。

二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

イ 昭和五十四年十二月三十一日における所得税法第五十四条第二項（退職給与引当金）に規定する退職給与引当金勘定の金額（昭和五十五年における相続（包括遺贈を含む。）によつて新令第百五十七條第二項（死亡の場合の退職給与引当金勘定の金額の処理）の規定によりその者が有するものとみなされた当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を加算した金額）

ロ 昭和五十五年十二月三十一日において新令第百五十四条第一項第一号イの規定により計算される退職給与の額の合計額の百分の五十に相当する金額

3 前項の規定の適用を受けた個人の昭和五十六年以後の各年分（平成十一年以後の年分を除く。）の事業所得の金額を計算する場合において、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。第二号において同じ。）における新令第百五十四条第一項第二号及び第百五十五条第一項第二号に規定する期末退職給与の要支給額の百分の四十に相当する金額が第一号に掲げる金額を超えることとなる最初の年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算については、新令第百五十四条第一項第二号及び第百五十五条第一項第二号に規定する期末退職給与の要支給額の百分の四十に相当する金額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 その年の前年十二月三十一日における所得税法第五十四条第二項に規定する退職給与引当金勘定の金額（その年における相続（包括遺贈を含む。）によつて新令第百五十七條第二項の規定によりその者が有するものとみなされた当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を加算した金額）

二 その年十二月三十一日において新令第百五十四条第一項第一号イの規定により計算される退職給与の額の合計額の百分の五十に相当する金額

4 次に掲げる個人の昭和五十五年以後の各年分（平成十一年以後の年分を除く。）の事業所得の金額に係る新令第百五十六條第三号の規定の適用については、同号中「この号の規定を適用しない」で計算した場合における前条第一項第二号に掲げる金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）とあるのは「調整前累積限度超過額（所得税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第四十号。以下この号において「昭和五十五年改正令」という。）附則第三条第四項第一号に掲げる個人の前号に規定する場合に該当することとなつた日の属する年）に於ては昭和五十五年改正令による改正前の所得税法施行令（以下この号において「旧令」という。）第百五十六條第三号の規定を適用しないで計算した場合における旧令第百五十五條第一項第二号に掲げる金額をいい、昭和五十五年改正令附則第三条第四項第二号に掲げる個人の前号に規定する場合に該当することとなつた日の属する年）に於ては、かつ、同条第二項又は第三項の規定を適用して計算した場合における前条第一項第二号に掲げる金額をいう。以下この号において同じ。）」と、「同日におけるこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号」とあるのは「同日においてこの号の規定を適用しないで、かつ、昭和五十五年改正令附則第三条第二項又は第三項の規定を適用して計算した場合における前条第一項第二号」とあるのは「昭和五十五年改正令附則第三条第二項又は第三項の規定を適用して計算した場合における前条第一項第二号」とする。

一 昭和五十四年分の事業所得の金額の計算について改正前の所得税法施行令第百五十六條第三号の規定の適用を受けた個人

二 新令第百五十六條第三号に規定する個人のうち、同条第二号に規定する場合に該当することとなつた日の属する年が昭和五十五年以後の年であり、かつ、その該当することとなつた日の属する年の前年十二月三十一日における所得税法第五十四條第二項に規定する退職給与引当金勘定の金額（その該当することとなつた日の属する年における相続（包括遺贈を含む。）によつて新令第

百五十七条第二項の規定によりその者が有するものとみなされた当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を加算した金額）がその該当することとなつた日の属する年の十二月三十一日において新令百五十六条第一号の規定を適用しないで計算した場合における新令百五十四条第一項第一号に規定する退職給与の額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える個人

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により読み替えられた新令百五十六条第三号の規定の適用を受けた個人の同号の規定の適用を受けないこととなる最初の年以後の各年分（平成十一年以後の年分を除く。）の事業所得の金額の計算について準用する。この場合において、第二項中「個人の昭和五十五年分」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた新令百五十六条第三号の規定の適用を受けた個人の同号の規定の適用を受けないこととなる最初の年（以下次項までにおいて「移行年」という。）の年分」と、「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは「移行年の十二月三十一日」と、「昭和五十四年十二月三十一日」とあるのは「移行年の前年十二月三十一日」と、「昭和五十五年における」とあるのは「移行年における」と、第三項中「昭和五十六年」とあるのは「移行年の翌年」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和五十五年九月二九日政令第二四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年九月二九日政令第二四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年九月三〇日政令第二五〇号）

1 この政令は、昭和五十五年十月一日から施行し、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第一編第二章第四節（少額貯蓄等利用者カードの交付等）の規定（新令第五十条の十二（貯蓄取扱機関等の営業所の届出）及び第五十条の十三（貯蓄取扱機関等の営業所番号）の規定を除く。）は、昭和六十一年一月一日以後にする少額貯蓄等利用者カードの交付の申請及び当該申請に係る交付について適用する。

2 新令第五十条の十二第二項に規定する貯蓄取扱機関等の営業所の長が、新令第五十条の第三第二項（交付申請書の記載事項及び提出方法等）の規定により昭和六十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間において同条第一項の交付申請書の受理をしようとする場合における新令第五十条の十二第一項の規定の適用については、同項中「最初に当該交付申請書を受理することとなる見込まれる日」とあるのは、「大蔵省令で定めるところにより、昭和六十一年十月一日から同月末日（同日後新たに貯蓄取扱機関等の営業所となつたことに伴い当該交付申請書の受理をしようとする貯蓄取扱機関等の営業所にあつては、大蔵省令で定める日）」とする。

附 則（昭和五十五年十一月二日政令第二九三号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十五年十二月一日から施行する。ただし、第一条中所得税法施行令第二十条の二の改正規定は、同年十一月十五日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十五年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

3 昭和五十五年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当で同年十一月十五日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新令第六十六条第二項（特定退職金共済団体の要件）の規定は、昭和五十五年十二月一日以後に同項の承認（新令第六十七条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

5 新令第六十九条から第七十一条まで及び第七十六条（退職金共済制度に基づく年金等に係る所得税の取扱い）の規定中新令第六十六条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う給付又は当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金に係る部分は、昭和五十五年十二月一日以後に支払うべき当該給付（当該給付に対応する掛金で同日前に支出されるべきもの）のうち第一条の規定による改正前の所得税法施行令第六十六条第一項第六号に定める限度を超えて支出された掛金が含まれているものを除く。）又は掛金について適用し、同日前に支払うべき当該給付及び同日以後に支払うべき当該給付でこれに対応する同日前に支出されるべき掛金のうちに同号に定める限度を超えて支出された掛金が含まれているもの又は同日前に支出すべき掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年十一月二九日政令第三三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月三十一日政令第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第六十二条第一項に一号を加える改正規定並びに第二百八十条第二項及び第二百九十一条第三号の改正規定は、農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定退職金共済団体の要件等に関する経過措置)

第三条 新令第六十六条第一項(特定退職金共済団体の要件)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の承認(新令第六十七条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む。)を受ける場合について適用する。

2 新令第六十九条から第七十一条まで及び第七十六条(退職金共済制度に基づく年金等に係る所得税の取扱い)の規定中新令第六十六条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う給付及び当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金に係る部分は、施行日以後に支払うべき当該給付(当該給付に対応する掛金で施行日前に支出されるべきもののうちに改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第六十九条第一項第二号に掲げる掛金が含まれているものを除く。)及び掛金について適用し、施行日前に支払うべき当該給付及び施行日以後に支払うべき当該給付でこれに対応する施行日前に支出されるべき掛金のうちに同号に掲げる掛金が含まれているもの並びに施行日前に支出すべき掛金については、なお従前の例による。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第四条 新令第八十九条第四号及び第八号(国庫補助金等の範囲)の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける同条第四号に規定する助成金及び同条第八号に規定する補助金について適用し、施行日前に交付を受けた当該助成金及び補助金については、なお従前の例による。

(特別修繕引当金に関する経過措置)

第五条 昭和五十六年十二月三十一日において特別修繕引当金勘定の金額(所得税法第五十五条第二項(特別修繕引当金)に規定する特別修繕引当金勘定の金額をいう。以下この条において同じ。)を有する個人は、当該特別修繕引当金勘定の金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(以下この項において「累積限度額」という。)を超えるときは、同年並びにその翌年及び翌々年において、それぞれ、当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額(当該金額がその年の十二月三十一日における特別修繕引当金超過額(同日における特別修繕引当金勘定の金額が同日における累積限度額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。)を超えるときは、当該特別修繕引当金超過額)を取り崩さなければならない。

一 当該特別修繕引当金勘定に係る固定資産につき昭和五十六年十二月三十一日まで新令第六十一条第一項第一号(特別修繕引当金勘定への繰入限度額)に規定する特別の修繕を行ったことがある場合 当該固定資産につき最近において行つた当該特別の修繕のために要した費用の額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特別修繕引当金勘定に係る固定資産につき新令第六十一条第一項第二号に規定する納税地の所轄税務署長が認定した金額

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第五十五条第二項の規定の適用については、同項中「この項」とあるのは、「この項及び所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十六年政令第七十一号)附則第五号第一項(特別修繕引当金に関する経過措置)」とする。

(被災事業用資産の損失に含まれる支出に関する経過措置)

第六条 新令第二百三条(被災事業用資産の損失に含まれる支出)の規定は、昭和五十六年一月一日以後にした同条に規定する費用の支出について適用し、同日前にした旧令第二百三条に規定する費用の支出については、なお従前の例による。

(雑損控除の対象となる雑損失の範囲等に関する経過措置)

第七条 新令第二百六条第一項及び第二項(雑損控除の対象となる雑損失の範囲等)の規定は、昭和五十六年一月一日以後にしたこれらの規定に規定する支出について適用し、同日前にした旧令第二百六条第一項に規定する支出については、なお従前の例による。

(寄付金控除の対象とされる試験研究法人等に対する寄付金に関する経過措置)

第八条 新令第二百五条第一号(試験研究法人等の範囲)の規定は、施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十六年四月二四日政令第一四四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第三十五号)の施行の日(昭和五十六年四月二十五日)から施行する。

附 則 (昭和五十六年一〇月二七日政令第三一〇号)

この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年一一月五日政令第三一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年一一月二七日政令第三三三三号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、昭和五十六年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 昭和五十六年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年三月三十一日政令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第三号及び第百十一条の改正規定並びに第百十二条に一号を加える改正規定 昭和五十七年十月一日
- 二 第七十六条第二項第一号の改正規定、第百八十三条第二項第二号にただし書を加える改正規定及び同条第四項第二号の改正規定並びに附則第三条の規定 小規模企業共済法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第四十九号）の施行の日

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十七年分以後の所得税について適用し、昭和五十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（小規模企業共済法の解約手当金に関する経過措置）

第三条 新令第七十六条第二項（退職手当等とみなさない一時金）並びに第百八十三条第二項及び第四項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第十二条第一項及び第二項ただし書（解約手当金）の規定により支給されるべき解約手当金及び当該解約手当金に係る掛金について適用し、同日前に支給されるべき改正前の所得税法施行令第七十六条第二項第一号（退職手当等とみなさない一時金）に規定する解約手当金及び当該解約手当金に係る掛金については、なお従前の例による。

（特別修繕引当金に関する経過措置）

第四条 新令第六十一条第一項（特別修繕引当金勘定への繰入限度額）の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は建造若しくは築造をしてその業務の用に供する所得税法第五十五条第一項（特別修繕引当金）の固定資産について適用し、個人が施行日前に取得又は建造若しくは築造をした当該固定資産をその業務の用に供した場合については、なお従前の例による。

（寄付金控除の対象となる試験研究法人等に対する寄付金に関する経過措置）

第五条 新令第二百五条第一号（試験研究法人等の範囲）の規定は、施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年九月一日政令第二四五号）抄

この政令は、昭和五十七年九月二十三日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月二五号政令第二六三号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月三十一日政令第五九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中所得税法施行令第七十六条第二項第一号の改正規定、同令第七十六条第二項第二号を同項第三号とし、同号の前に一号を加える改正規定、同令第百八十三条第二項第二号及び第四項第二号並びに第百四十一条第一項第四号の改正規定並びに附則第三条の規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（小規模企業共済法の解約手当金等に関する経過措置）

第三条 新令第七十六条第二項第一号及び第二号（退職手当等とみなさない一時金）、第百八十三条第二項及び第四項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）並びに第百四十一条第一項第四号（生命保険金に類する給付等）の規定は、昭和五十九年一月一日以後に支給されるべき新令第七十六条第二項第一号及び第二号に掲げる解約手当金及び当該解約手当金に係る掛金について適用し、同日前に支給されるべき第一条の規定による改正前の所得税法施行令第七十六条第二項第一号（退職手当等とみなさない一時金）に規定する解約手当金及び当該解約手当金に係る掛金については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第七條第二項及び第三項（契約の解除）の規定により新令第七十六条第二項第二号に規定する第一種共済契約が解除されたことにより支給されるべき解約手当金に係る同号の規定の適用については、同号中「百八十月」とあるのは、「百二十十月」とする。

（寄付金控除の対象となる試験研究法人等に対する寄付金に関する経過措置）

第四条 新令第二百五条第一項第二号（試験研究法人等の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

2 新令第二百五条第一項第二号ハ、ト、チ、リ、ル、カ又はタに掲げる法人（同号タに掲げる法人にあつては、その主たる目的である業務が全国の区域に及ぶものに限る。）が施行日前二年（同号ハに掲げる法人にあつては、五年）以内の間にその主たる目的である業務に関し国から補助金の交付を受けた場合には、その交付を受けた日が二以上あるときは、施行日に最も近い日）において同号の認定を受けたものとみなす。

(所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に第二条の規定による改正前の所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第二百五十号)附則第二項の規定により提出された所得税法施行令第五十条の十二(貯蓄取扱機関等の営業所の届出)に規定する届出書については、その提出がなかったものとみなす。

2 第三条の規定による改正後の所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十六年政令第三百十四号)附則第三条第二項(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第四十条(非課税貯蓄申告書)の規定は、施行日以後に同令第三十一条第一号(用語の意義)に規定する非課税貯蓄申告書を提出する場合について適用し、施行日前に当該非課税貯蓄申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

附則(昭和五十八年七月二十五日政令第一六三号)抄

1 この政令は、森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十八年十月一日)から施行する。

附則(昭和五十八年一〇月二八日政令第二二三号)抄

(施行期日)

1 この政令は、水産業協同組合法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十八年十一月一日)から施行する。

(関係政令の改正に伴う経過措置)

3 この政令の施行の際現に存する水産業協同組合共済会並びにその締結した共済に係る契約及び当該契約に係る共済金については、この政令による改正前の相続税法施行令、租税特別措置法施行令、所得税法施行令、法人税法施行令、地方税法施行令及び農林水産省組織令の規定は、当該水産業協同組合共済会が存する間、なおその効力を有する。

附則(昭和五十八年一二月一七日政令第二三二号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十八年十一月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、昭和五十八年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるもの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 昭和五十八年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(昭和五十九年三月一七日政令第三五号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行する。

附則(昭和五十九年三月二日政令第五七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百二十二条の表の法第二百四条第一項第四号に掲げる外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬又は料金の項の改正規定及び附則第六条第二項の規定 昭和五十九年六月一日

二 第三百二十二条の表の法第二百四条第一項第三号に掲げる診療報酬の項の改正規定及び附則第六条第一項の規定 昭和五十九年十二月一日

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、昭和五十九年分以後の所得税について適用し、昭和五十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(分収造林契約又は分収育林契約の収益等に関する経過措置)

第三条 新令第七十八条の二(分収造林契約又は分収育林契約の収益)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に分収する同条に規定する金額について適用し、施行日前に分収した改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第七十八条第一項及び第二項(分収造林契約の収益)の規定は、施行日以後に同令第三十一条第一号(個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲)の規定の適用については、同令第七十八条の三第一項及び第二項(分収造林契約又は分収育林契約に係る権利の譲渡等による所得)の規定は、施行日以後に行うこれらの規定に規定する権利の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧令第七十八条第三項に規定する権利の譲渡については、なお従前の例による。

3 新令第七十八条の三第三項及び第四項の規定は、施行日以後に支払を受けるこれらの規定に規定する持分の対価について適用する。

(個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲に関する経過措置)

第四条 昭和五十九年十二月三十一日までに締結された所得税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第七十六条第三項第一号から第三号まで(生命保険契約等の定義)に掲げる契約に係る新令第二十一条(個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲)の規定の適用については、同年分及び昭和六十年分の所得税に限り、同条第一号中「次に掲げる要件」とあるのは、「イからハまでに掲げる要件」と、かつ、当該契約に基づき支払うべき年金(年金の支払開始日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなお年金を支払う旨の定めのある契約にあつては、当該一定の期間内に支払うべき年金とする。)の一部を一括して支払う旨の定めがないこと」とあるのは、「であること」と、同条第二号中「前号イからニまで」とあるのは、「所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第五十七号。以下この条において「昭和五十九年改正政令」という。)

附則第四条（個人年金保険契約等の対象となる契約の範囲に関する経過措置）の規定により読み替えられた前号イからハまで」と、同条第三号及び第四号ロ中「第一号イからニまで」とあるのは「昭和五十九年改正政令附則第四条の規定により読み替えられた第一号イからハまで」とする。

第五条 新令第二百七条第一項第一号（試験研究法人等の範囲）の規定は、施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

（報酬 料金等に関する源泉徴収に関する経過措置）
 第六条 新令第三百二十二条（支払金額から控除する金額）（新法第二百四十二条第三号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる診療報酬に係る部分に限る。）の規定は、昭和五十九年十二月一日以後に支払うべき当該診療報酬について適用し、同日前に支払うべき当該診療報酬については、なお従前の例による。

2 新令第三百二十二条（新法第二百四十二条第四号に掲げる外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬又は料金に係る部分に限る。）の規定は、昭和五十九年六月一日以後に支払うべきこれらの報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべきこれらの報酬又は料金については、なお従前の例による。

（合算対象世帯員がある場合の予定納税基準額の計算の特例）

第七条 昭和五十八年分の所得税につき改正法による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和五十九年分の新法第四百四十二条第一項（予定納税基準額）に規定する予定納税基準額（以下この条において「予定納税基準額」という。）は、旧法第九十八条（合算対象世帯員がある場合の税額の計算）、旧令第二百三十一条（合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合の所得税の額の計算）その他旧法及び旧令の規定による所得税の額の計算の方法に従い、改正法附則第三十三条第一項（昭和五十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）の規定を読み替え、同項の規定により計算した金額を基として計算する。

2 昭和五十八年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（昭和五十九年分の所得税に係る主たる所得者の同年分の総所得金額及び資産所得の金額とみなして、新法第九十九条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額計算の特例の適用除外）中「との合計額」とあるのは「との合計額（当該合計額が十万円以下である場合又はこれらの金額がともない場合には、十万円）」として同項の規定を適用した場合に同項の規定により新法第九十七条及び第九十八条の規定の適用がないこととなるときは、当該主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和五十九年分の予定納税基準額は、これらの者の昭和五十八年分の所得税については旧法第九十七条及び第九十八条（同条第四項第一号及び第二号を除く。）の規定の適用がなかつたものとして改正法附則第三十三条第一項の規定により計算する。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第八条 改正法附則第十条第一項（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）の規定による還付の請求は、これを行うことができる居住者が施行日から昭和五十九年六月三十日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）につき新法第二百三十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができる。

2 改正法附則第十条第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合は、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の旧法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地）

三 旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百一条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項

五 当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額

六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額

七 その他参考となるべき事項

3 改正法附則第十条第一項の規定による還付の請求をした後昭和五十九年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三十三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に付記しなければならない。

4 改正法附則第十条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附 則（昭和五十九年八月七日政令第二五三号） 抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二条から第五条まで及び次条の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十九年二月二四日政令第三二八号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和五十九年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日以前に受けるもの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日以前に受けるもの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

3 昭和五十九年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年二月一日政令第三四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十年一月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日政令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 個人が交付を受けた第二十六条の規定による改正前の所得税法施行令第八十九条第二号の補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年三月一五日政令第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第五九号）

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第八十九条（国庫補助金等の範囲）の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付を受ける同条に規定する補助金、奨励金及び助成金について適用し、個人が施行日前に交付を受けた改正前の所得税法施行令第八十九条（国庫補助金等の範囲）に規定する補助金、奨励金及び助成金については、なお従前の例による。

3 新令第二百七十七条第一項第二号（試験研究法人等の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年五月一七日政令第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

（郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十条の三及び第三十条の十一の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下「新法」という。）第九条の二第一項に規定する郵便貯金の利子について適用し、施行日前に支払を受けるべき郵便貯金の利子については、なお従前の例による。

2 新令第三十条の四から第三十条の十まで、第三十条の十二及び第三十条の十三の規定は、施行日以後に預入をする郵便貯金について適用する。

3 改正法附則第二十七条第三項に規定する政令で定める場合は、施行日前に交付を受けた同項に規定する通帳に係る新令第三十条の四に規定する通常郵便貯金等（以下この項において「通常郵便貯金等」という。）を施行日以後に預入をする場合で次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 既に改正法附則第二十七条第三項の規定により新法第九条の二第二項の規定による確認した旨の証印を受けた通帳に係る通常郵便貯金等の預入をする場合
二 国債の利子、恩給及び年金の振替預入その他の大蔵省令で定める預入をする場合（昭和六十三年十二月三十一日までに預入をする場合に限る。次号において同じ。）
三 郵便局に設置された自動預払機による預入その他の大蔵省令で定める預入をする場合

4 施行日前に新令第三十条の九第一項に規定する通帳式定額郵便貯金証書等の交付を受けている者が施行日以後に当該通帳式定額郵便貯金証書等に記載される郵便貯金の預入をする場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「の交付を受ける際」とあるのは、「で昭和六十一年一月一日前に交付を受けているものに記載される郵便貯金を同日以後に預入をする際」と、同条第三項中「預入がされたもの」とあるのは「預入がされたもの（当該確認した旨の証印を受ける前に通常郵便貯金からの振替により預入がされた大蔵省令で定める郵便貯金を含む。）」とする。

（少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第三条 新令第一編第二章第四節の規定は、施行日以後に預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券（以下この条において「預貯金等」という。）について適用する。

2 改正法附則第二十八条第三項の規定により新法第十条の要件に従って預入等をしたものとみなされる預貯金等が附則第十一条の規定による改正前の所得税法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百十四号。以下この項において「昭和五十六年改正令」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正令による改正前の所得税法施行令（以下「旧所得税法施行令」という。）第三十五条第一項に規定する普通預金契約等に基づくものであるときは、当該預貯金等に係る同項の非課税貯蓄申込書は、新令第三十五条第一項に規定する預貯金等の区分及びその預貯金等の現在高に係る限度額（旧所得税法施行令第三十五条第二項の規定による非課税貯蓄申込書が提出されている場合には、変更後の限度額）が記載された新令第三十五条第一項の非課税貯蓄申込書とみなす。

- 3 施行日前に受理し、又は作成した改正法附則第二十八条第三項に規定する旧預貯金等に係る旧所得税法施行令第四十八条第一項に規定する申込書、同条第三項に規定する帳簿及び同条第四項に規定する申告書の写し並びに同条第五項に規定する書面及び帳簿の保存については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に提出された旧所得税法施行令第四十九条第一項の勤務先預金受入申告書（当該勤務先預金受入申告書につき同条第二項の規定による預貯金に該当する貯蓄金を管理しないこととなつた旨の届出があつたものを除く。）は、施行日において新令第五十条第一項の規定により提出された同項の届出書とみなす。
- 5 改正法附則第二十八条第五項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する旧非課税貯蓄申告書（以下この条において「旧非課税貯蓄申告書」という。）の提出の際に經由した新法第十条第一項に規定する金融機関の営業所等（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において施行日以後に同項の規定の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする場合で次の各号のいずれかに該当する場合及び施行日以後に当該旧非課税貯蓄申告書につき新法第十条第四項の申告書を提出した場合とする。
 - 一 当該金融機関の営業所等を経由して提出した新法第十条第三項の非課税貯蓄申告書に記載した同項第二号の預貯金等を当該申告書を提出した日以後に当該金融機関の営業所等において預入等をする場合
 - 二 普通預金その他大蔵省令で定める預貯金に係る契約（新令第三十五条第一項の規定による記載をした同項の非課税貯蓄申込書が提出されているものに限る。）に基づき改正法附則第二十八条第三項に規定する旧預貯金等（以下この項において「旧預貯金等」という。）の利子又は収益の分配の振替預入その他の大蔵省令で定める預入をする場合（当該非課税貯蓄申込書につき新令第三十五条第二項の規定による同項の非課税貯蓄申込書の提出をする日又は昭和六十三年十二月三十一日までの日のいずれか早い日までに預入をする場合に限る。）
 - 三 旧預貯金等（預貯金に限る。以下この号において同じ。）に係る契約において定める預入期間の満了の日において当該旧預貯金等につき支払を受ける利子と当該旧預貯金等に係る元本との合計額又は当該元本に相当する金額を引き続き同種の預貯金として預入することをあらかじめ約するもの当該預入をする場合（施行日以後最初に当該預入をする場合に限り。）
 - 四 旧預貯金等に係る契約において他の預貯金等の元本又はその利子若しくは収益の分配の預入等をするをあらかじめ約するもの当該預入等をする場合で第二号又は前号に準ずるものとして大蔵省令で定める場合
- 6 旧非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において施行日以後にした前項に規定する預貯金等の預入等が同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなつた個人は、当該預入等をした日から昭和六十五年十二月三十一日までの間に、当該旧非課税貯蓄申告書につき改正法附則第二十八条第五項の規定により同項の非課税貯蓄申告書を提出した場合その他大蔵省令で定める場合を除き、昭和六十六年一月三十一日又は同月一日以後最初に新法第十条第一項の規定の適用を受けようとする預貯金等の預入等をする日のいずれか早い日までに新たに同条第三項の非課税貯蓄申告書を同項及び同条第五項に定めるところにより提出しなければならない。
- 7 改正法附則第二十八条第五項後段の規定は、前項の非課税貯蓄申告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項中「当該預入等をする日」とあるのは、「所得税法施行令及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第二百二十四号）附則第三条第六項に規定する提出期限」と読み替えるものとする。
- 8 改正法附則第二十八条第五項の規定又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する非課税貯蓄申告書を提出する場合において、旧非課税貯蓄申告書の最高限度額（以下この項及び次項において「旧最高限度額」という。）に一万円未満の端数があるとき（旧最高限度額が一万円未満であるときを含む。）は、当該非課税貯蓄申告書に記載する新法第十条第三項第三号に掲げる最高限度額は、改正法附則第二十八条第五項（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その端数を切り上げ、又は切り捨てた後の金額によるものとする。この場合において、当該最高限度額と当該非課税貯蓄申告書に記載すべき新法第十条第三項第四号に掲げる最高限度額との合計額が三百万円を超えるときは、当該非課税貯蓄申告書は提出することができない。
- 9 前項の場合において、同項の非課税貯蓄申告書の提出があつたときは、旧最高限度額を当該非課税貯蓄申告書に記載した最高限度額に変更する新法第十条第四項の規定による申告書の提出があつたものとみなす。
- 10 金融機関の営業所等は、改正法附則第二十八条第五項の規定又は第六項の規定により新たに提出されたこれらの規定に規定する非課税貯蓄申告書を受理した場合には、当該申告書に、これらの規定により提出されたものである旨及び当該申告書に係る旧非課税貯蓄申告書の提出年月日を記載しなければならない。
- 11 前項の非課税貯蓄申告書に係る新令第四十七条の二の規定の適用については、同条中「翌月十日」とあるのは「翌々月末日」とする。

（国内にある資産の所得等に関する経過措置）
- 第四条 新令第二十八条第二項第二号（改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新措置法」という。）第三十七条の十第一項第三号に掲げる所得に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新措置法第三十七条の十第一項第三号に規定する公社債の譲渡に係る所得が同号に掲げる所得に該当する場合の施行日以後に行われる当該公社債の譲渡に係る所得について適用し、施行日以前に行われた当該公社債の譲渡に係る所得については、なお従前の例による。
- 第五条 新令第二十九条第二項、第三百六条の二及び第三百二十八条第三号の規定は、施行日以後に支払を受けるべき郵便貯金の利子について適用し、施行日前に支払を受けるべき郵便貯金の利子については、なお従前の例による。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置）
- 第六条 新令第三百三十五条から第三百三十八条までの規定は、新令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等で施行日以後に支払の確定するもの（郵便貯金の利子にあつては、施行日以後に預入がされた郵便貯金に係るものに限る。）について適用する。
 - 2 新令第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等を生ずべき同条第二項第一号又は第四号に規定する預貯金等又は株式等を施行日において有する者（次項において「預貯金等を有する者」という。）の当該利子等又は配当等に係る同条第一項の規定による告知及び新令第三百三十七条第一項に規定する提示は、これらの規定に定めるところによるほか、その利子等又は配当等の支払の確定する日（その確定する日が二以上あるときは、施行日以後最初にその支払の確定する日）までに、当該利子等又は配当等の支払をする者から送付を受けた書類にその者の氏名又は名称及び住所、当該利子等又は配当等を生ずべき当該預貯金等又は株式等の種類その他の大蔵省令で定める事項を記載して、当該事項を記載した書類を、当該利子等又は配当等の支払事務取扱者（新令第三百三十六条第一項に規定する支払事務取扱者をいう。）に提出することによりすることができる。

3 預貯金等を有する者が前項の規定により同項に規定する書類を同項の支払事務取扱者に提出したときは、施行日以後における当該書類に記載された同項の預貯金等又は株式等の利子等又は配当等については、新令第三百三十六条第一項の規定による告知があつたものとみなす。

4 新令第三百三十六条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置)

第七条 新令第三百三十九条の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の利子等については、旧所得税法施行令第三百三十五条の規定の例による。

附 則 (昭和六〇年七月三日政令第二一六号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第二百七条第一項第一号(試験研究法人等の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年二月一九日政令第三〇二号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十年十一月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、昭和六十年七月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 昭和六十年七月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二八日政令第五二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の一部の施行の日(昭和六一年三月三十一日)から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 個人が施行日前に支出した貿易研修センターに対する寄附金に係る所得税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二二日政令第七九号)

1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、昭和六十一年分以後の所得税について適用し、昭和六十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 新令第二百七条第一項第二号(試験研究法人等の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用する。

4 新令第二百八十条第二項第三号(国内にある資産の所得)の規定は、施行日以後に行われる同号に掲げる資産の譲渡により生ずる所得について適用する。

附 則 (昭和六一年六月一〇日政令第二〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(旧特殊法人登記令等の暫定的効力)

第二条 農業機械化研究所については、第二条の規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法施行令、第四条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令、第五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行令、第七条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令、第八条の規定による改正前の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、第九条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令、第十条の規定による改正前の租税特別措置法施行令、第十一条の規定による改正前の所得税法施行令、第十二条の規定による改正前の法人税法施行令、第十三条の規定による改正前の地方税法施行令及び第十五条の規定による改正前の農林水産省組織令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則第二條第一項の規定により農業機械化研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

附 則 (昭和六一年六月一七日政令第二一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月二二日政令第二六三号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第二百七条第一項第二号（試験研究法人等の範囲）の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年一月二〇日政令第三三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年十一月二十五日）から施行する。

附 則（昭和六十一年二月二六日政令第三五三三号）

1 この政令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第六十六条第一項（特定退職金共済団体の要件）の規定は、昭和六十一年十二月一日以後に同項の承認（新令第六十七条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

3 新令第六十九条から第七十一条まで及び第七十六条（退職金共済制度に基づく年金等に係る所得税の取扱い）の規定中新令第六十六条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う給付及び当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金に係る部分は、昭和六十一年十二月一日以後に支払うべき当該給付（当該給付に対応する掛金で同日前に支出されるべきものうちに改正前の所得税法施行令第六十九条第一項第二号に掲げる掛金が含まれているものを除く。）及び掛金について適用し、同日前に支払うべき当該給付及び同日以後に支払うべき当該給付でこれに対応する同日前に支出されるべき掛金のうちに同号二に掲げる掛金が含まれているもの並びに同日前に支払うべき掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年三月二〇日政令第五四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年六月三〇日政令第二四三三号）

この政令は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年八月五日政令第二七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第二百七条第一項（試験研究法人等の範囲）の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年九月二九日政令第三二九九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和六十二年分以後の所得税について適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（国内にある資産の譲渡による所得に関する経過措置）

第三条 新令第二百八十条第二項（国内にある資産の譲渡による所得）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う資産の譲渡による所得について適用し、施行日前に行つた資産の譲渡による所得については、なお従前の例による。

（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得に関する経過措置）

第四条 新令第二百九十一条第三号及び第五号（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）の規定は、施行日以後に行うこれらの規定に規定する有価証券又は株式若しくは出資若しくは権利の譲渡による所得について適用し、施行日前に行つた有価証券又は株式若しくは出資若しくは権利の譲渡による所得については、なお従前の例による。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収額の還付）

第五条 所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第二十七条第一項（昭和六十二年十月一日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収額の還付）の規定による還付の請求は、これをすることができる居住者が施行日から昭和六十二年十二月三十一日までの間に同年中の支給に係る他の同項に規定する退職手当等（以下この条において「退職手当等」という。）につき所得税法等改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二百三十三条第四項（退職所得の受給に関する申告書）に規定する退職所得の受給に関する申告書を提出する場合には、当該申告書を提出する日の前日までの間に限り、することができる。

2 所得税法等改正法附則第二十七条第一項の規定による還付の請求をしようとする居住者は、次に掲げる事項を記載した請求書に、第三号及び第四号に規定する事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。

一 請求者の氏名及び住所（国内に住所がない場合は、居所）並びに住所（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二 退職手当等の支払者の氏名又は名称及びその退職手当等に係る所得税の所得税法等改正法第二条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（旧法第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定された納税地）

三 旧法第九十九条から第二百二条まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

四 退職手当等の額及びその退職手当等に係る旧法第二百一条第二項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となつた勤続年数その他当該退職所得控除額の計算の基礎となるべき事項
 五 当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額
 六 第三号に掲げる所得税の額から前号に掲げる所得税の額を控除した残額のうち還付を受けようとする金額
 七 その他参考となるべき事項

3 所得税法等改正法附則第二十七条第一項の規定による還付の請求をした居住者は、その請求をした後昭和六十二年中の支給に係る退職手当等について新法第二百三条第四項に規定する退職所得の受給に関する申告書又は確定申告書を提出する場合には、これらの申告書に記載すべき事項のほか、当該還付の請求をした旨及び前項第六号に掲げる金額をこれらの申告書に付記しなければならない。

4 所得税法等改正法附則第二十七条第一項の規定による請求に係る還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、同令第二条第一号（支払金の指定）に掲げる還付金とみなす。

附 則 （昭和六十二年一月四日政令第三五六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 改正後の所得税法施行令（次条において「新令」という。）の規定は、同条に定めるものを除き、昭和六十三年分以後の所得税について適用し、昭和六十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（生命保険金に類する給付等に係る支払調書に関する経過措置）

第三条 新令第三百四十一条第五号から第七号まで（生命保険金に類する給付等）の規定は、この政令の施行の日以後に支払うべきこれらの規定に掲げる一時金、給付及び解約手当金について適用し、同日前に支払うべき改正前の所得税法施行令第三百四十一条第四号（生命保険金に類する給付等）に掲げる給付については、なお従前の例による。

附 則 （昭和六十二年一月四日政令第三七〇号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十二年十一月十日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和六十二年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるもの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

3 昭和六十二年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和六十二年一月一日政令第三八七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（内国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第三条第一項（内国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）に規定する政令で定めるものは、普通貯金、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五条第二項（納税準備預金の利子の非課税）に規定する納税準備預金（以下「納税準備預金」という。）、納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項（定義）に規定する納税貯蓄組預金（以下「納税貯蓄組預金」という。）その他これらに類するものとして大蔵省令で定めるものとする。

2 所得税法等改正法附則第三条第一項に規定する政令で定める日は、同項に規定する普通預金等に係る同項に規定する利子等の昭和六十三年四月一日を含む計算期間の末日の翌日とする。

3 所得税法等改正法附則第三条第二項（所得税法等改正法附則第四条第二項（外国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等改正法附則第二条第二項又は第四条第二項に規定する利子等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 郵便貯金の利子以外の利子等 当該利子等の昭和六十三年四月一日を含む計算期間に対応するものの額に当該計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額

二 郵便貯金の利子 当該利子の昭和六十三年四月一日を含む計算期間に対応するものの額に当該利子に係る郵便貯金の預入の日の属する月から同年三月までの月数を乗じた額を預入の日の属する月から払戻しの日の属する月の前月までの月数で除して計算した金額

4 所得税法等改正法附則第三条第三項に規定する政令で定める期間は、同条第一項に規定する給付補てん金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 所得税法等改正法第二条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第百七十四条第三号及び第四号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補てん金 これらの規定に規定する契約に基づき最初に掛金を支払うべき日から当該給付補てん金等の支払を受けるべき日までの期間

二 新法第百七十四条第五号に掲げる利息 同号に規定する契約に定められた当該利息の計算期間

- 三 新法第七十四條第六号に掲げる利益 同号に規定する契約に基づき同号に規定する金その他の貴金属の買入れをした日から売戻しをした日までの期間
 - 四 新法第七十四條第七号に掲げる差益 同号に規定する預貯金の預入の日から当該預貯金に係る契約の解約の日の前日までの期間
 - 五 新法第七十四條第八号に掲げる差益 同号に規定する契約に係る同号に規定する保険期間等（当該保険期間等の中途において当該契約が解約されたときは、当該保険期間等の初日から当該解約の日までの期間）
 - 5 所得税法等改正法附則第三条第三項（所得税法等改正法附則第四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法等改正法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する給付補てん金等で当該給付補てん金等の昭和六十三年四月一日を含む前項に規定する期間（以下この項において「計算期間」という。）に対応するものの額に当該計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額とする。
- （外国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）
- 3 前条第一項の規定は、所得税法等改正法附則第四条第一項（外国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）に規定する政令で定めるところについて、前条第二項の規定は、所得税法等改正法附則第四条第一項に規定する政令で定めるところについて、前条第四項の規定は、所得税法等改正法附則第四条第三項に規定する政令で定めるところについて、それぞれ準用する。
- （老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に関する経過措置）
- 4 政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受理し、又は作成した改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第三十条の十三第一項（郵便貯金の受入れをする者の書類の整理保存）に規定する預入申込書等及び書類の写し並びに同条第二項に規定する帳簿及び申請書並びに書面の保存については、なお従前の例による。
 - 2 所得税法等改正法附則第六條第二項第二号（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税等に関する経過措置）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、郵便貯金の利子で昭和六十三年四月一日を含む利子の計算期間に対応するものの額にその利子に係る郵便貯金の預入の日の属する月から同年三月までの月数を乗じた額を当該預入の日の属する月から前月までの月数で除して計算した金額とする。
 - 3 国内に住所を有する個人で昭和六十三年四月一日において新法第九条の第二項（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する老人等（次条第六項において「老人等」という。）に該当するものが、同日前に預入をした郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）第七条第一項第一号（郵便貯金の種類）に規定する通常郵便貯金（以下「通常郵便貯金」という。）で同日の前日において所得税法等改正法第二条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九条の第二項本文（郵便貯金の利子所得の非課税）の規定に該当するものを有する場合において、昭和六十三年四月一日から同日以後当該通常郵便貯金の利子（同日以後支払を受けるべきものに限定。）につき最初に支払を受ける日（その日が昭和六十四年三月三十一日後である場合には、同日とし、昭和六十三年四月一日以後これらの日前に新法第九条の第二項に規定する取扱郵便局において通常郵便貯金で同項の適用を受けようとするものの預入（当該通常郵便貯金に対する恩給及び年金の振替預入その他の大蔵省令で定める預入並びに郵便局に設置された自動預払機による預入その他の大蔵省令で定める預入を除く。）をする場合には、その最初に当該預入をする日とする。）までに、同項に規定する非課税郵便貯金申込書を当該取扱郵便局に提出し、かつ、その提出をする際に、同条第二項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受けたときは、当該利子については、当該通常郵便貯金は同年四月一日に当該取扱郵便局において預入をしたものと、当該申込書は同日に提出されたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。
 - 4 所得税法等改正法附則第六條第三項の規定又は前項の規定により提出するこれらの規定に規定する非課税郵便貯金申込書には、新法第九条の第二項の規定の適用を受けようとする旨及び改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十条の四第一項各号（非課税郵便貯金申込書の記載事項及び提出）に掲げる事項のほか、所得税法等改正法附則第六條第三項の規定又は前項の規定により提出するものである旨を記載しなければならない。
- （老人等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）
- 5 新令第三十二條第五号（金融機関等の範囲）及び第四十二條第一項第一号（同一金融機関の営業所等を経由して重ねて提出できる非課税貯蓄申告書の範囲）の規定は、施行日以後に預入、信託又は購入をする新法第十條第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預貯金等について適用する。
 - 2 施行日（第四項の普通預金等にあつては、同項に定める日）前に受理し、又は作成した旧令第四十八條第一項（金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等）に規定する申込書、同条第三項に規定する帳簿、同条第四項に規定する申告書及び書類の写し、同条第五項に規定する帳簿、申請書及び届出書並びに同条第六項に規定する書面及び帳簿の保存については、なお従前の例による。
 - 3 所得税法等改正法附則第七條第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）に規定する政令で定めるところは、普通貯金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金その他これらに類するものとして大蔵省令で定めるものとする。
 - 4 所得税法等改正法附則第七條第一項に規定する政令で定める日は、同項に規定する普通預金等（以下この条において「普通預金等」という。）に係る新法第二十三條第一項（利子所得）に規定する利子等の昭和六十三年四月一日を含む計算期間の末日の翌日とする。
 - 5 所得税法等改正法附則第七條第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する預貯金等（以下この条において「預貯金等」という。）の利子又は収益の分配で昭和六十三年四月一日を含む利子又は収益の分配の計算期間に対応するものの額に当該計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額とする。
 - 6 国内に住所を有する個人で第四項に定める日において老人等に該当するものが、同日前に預入をした普通預金等で同日の前日において旧法第十条（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する要件を満たすものを有する場合において、同項に定める日から同日以後当該普通預金等の利子（同日以後支払を受けるべきものに限定。）につき最初に支払を受ける日（その日が昭和六十四年三月三十一日後である場合には、同日とし、同項に定める日以後これらの日前に新法第十條第一項に規定する金融機関の営業所等において預貯金等で同項の規定の適用を受けようとするものの同項に規定する預入等（当該普通預金等に対する恩給及び年金の振替預入その他の大蔵省令で定める預入並びに金融機関の営業所等に設置された自動預払機による預入その他の大蔵省令で定める預入を除く。）をする場合には、その最初に当該預入等をする日とする。）までに、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を経由して同項に規定する税務署長に、当該普通預

金等に係る同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出をする際に、同条第五項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受けたときは、当該利子については、当該普通預金等は第四項に定める日に当該金融機関の営業所等において預入をしたものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

7 所得税法等改正法附則第七條第三項の規定又は前項の規定により提出するこれらの規定に規定する非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書には、新法第十條第三項各号に掲げる事項並びに同条第一項の規定の適用を受けようとする旨及び新令第三十四條第一項各号（非課税貯蓄申込書の記載事項及び提出）に掲げる事項のほか、所得税法等改正法附則第七條第三項の規定又は前項の規定により提出するものである旨を記載しなければならない。

（公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置）

第六條 所得税法等改正法附則第八條第二項（公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する公社債等の利子又は収益の分配で昭和六十三年四月一日を含む当該公社債等の利子又は収益の分配の計算期間に対応するものの額に当該計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額とする。

2 所得税法等改正法附則第八條第二項に規定する公社債等の利子又は収益の分配で昭和六十三年四月一日を含む当該公社債等の利子又は収益の分配の計算期間に対応するものの額に係る新令第五十一條（公社債等の利子又は収益の分配のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額）の規定の適用については、同条第一号中「計算期間を通じて」とあるのは「昭和六十三年四月一日を含む計算期間のうち同日から当該計算期間の末日までの期間（次号において「新法適用期間」という。）を通じて」と、「利子又は収益の分配の額」とあるのは「利子又は収益の分配の額のうち、所得税法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第三百八十七号）附則第六條第一項（公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置）の規定により計算した金額以外の部分の金額（次号において「新法適用期間対応利子等の額」という。）」と、同条第二号中「利子又は収益の分配の計算期間」とあるのは「新法適用期間」と、「当該計算期間の終了の日」とあるのは「新法適用期間の終了の日」と、「当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額」とあるのは「新法適用期間の日数」とあるのは「新法適用期間の日数」とする。

（国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）

第七條 附則第二條第一項（内国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）の規定は、所得税法等改正法附則第十六條第一項（国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置）に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第二項の規定は、所得税法等改正法附則第十六條第一項に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第三項の規定は、所得税法等改正法附則第十六條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、附則第二條第四項の規定は、所得税法等改正法附則第十六條第三項に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第五項の規定は、所得税法等改正法附則第十六條第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。

（利子所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八條 附則第二條第一項（内国法人が支払を受ける利子等に対する所得税の課税に関する経過措置）の規定は、所得税法等改正法附則第十七條第一項（利子所得に係る源泉徴収に関する経過措置）に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第二項の規定は、所得税法等改正法附則第十七條第一項に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第三項の規定は、所得税法等改正法附則第十七條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。

（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九條 附則第二條第四項（内国法人が支払を受ける給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）の規定は、所得税法等改正法附則第二十二條第二項（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収に関する経過措置）に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第五項の規定は、所得税法等改正法附則第二十二條第二項（所得税法等改正法附則第二十三條第三項（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収に関する経過措置）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。

（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十條 附則第二條第一項（内国法人が支払を受ける利子等又は給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）の規定は、所得税法等改正法附則第二十三條第一項（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収に関する経過措置）に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第二項の規定は、所得税法等改正法附則第二十三條第一項に規定する政令で定めるところについて、附則第二條第三項の規定は、所得税法等改正法附則第二十三條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について、附則第二條第四項の規定は、所得税法等改正法附則第二十三條第三項に規定する政令で定めるところについて、それぞれ準用する。

（利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第十一條 新令第三百三十五條第一項（告知義務のない利子等及び公共法人等の範囲）、第三百三十六條第一項、第二項及び第五項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）並びに第三百三十七條第三項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に支払の確定する新法第二百二十四條第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払の確定した旧法第二百二十四條第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 新令第三百三十九條第七項及び第八項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けた旧令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（支払調書の提出に関する経過措置）

第十二條 新令第三百四十一條第一項第一号及び第三号並びに第二項（生命保険金に類する給付等）の規定は、施行日以後に支払うべきこれらの規定に規定する保険金、共済金及び解約返戻金又は満期返戻金等について適用し、施行日前に支払うべき旧令第三百四十一條第一項第一号及び第三号並びに第二項（生命保険金に類する給付等）に規定する保険金、共済金及び解約返戻金又は満期返戻金等については、なお従前の例による。

2 附則第二条第四項（内国法人が支払を受ける給付補てん金等に対する所得税の課税に関する経過措置）の規定は、所得税法等改正法附則第二十四条第二項（支払調書等の提出に関する経過措置）に規定する政令で定める期間について準用する。

3 所得税法等改正法附則第二十四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項に規定する給付補てん金等で当該給付補てん金等の昭和六十三年四月一日を含む附則第二条第五項に規定する計算期間に対応するものの額に同日から当該計算期間の末日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額とする。

附則（昭和六十三年三月三十一日政令第七一号）

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度の対象とされる金融機関等の範囲等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十二条（金融機関等の範囲）及び第四十二条第一項第一号（同一金融機関の営業所等を経由して重ねて提出できる非課税貯蓄申告書の範囲）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に預入、信託又は購入をする所得税法第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

（寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金に関する経過措置）

第三条 新令第二百七十七条第一項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用する。

（余命年数表に関する経過措置）

第四条 新令別表は、施行日以後に支給を開始する新令第八十二条の三第一項第一号ロ（適格退職年金の額から控除する金額）に掲げる退職年金（新令第八十三条第一項第二号イ（2）（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）の規定により新令第八十二条の三第二項の規定に準じて計算する同号イ（2）に掲げる年金を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に支給を開始した退職年金については、なお従前の例による。

附則（昭和六十三年四月八日政令第八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附則（昭和六十三年八月九日政令第二四二号）抄

この政令は、昭和六十三年八月二十三日から施行する。

附則（昭和六十三年九月二日政令第二七七号）

この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日（昭和六十三年十月一日）から施行する。

附則（昭和六十三年十一月三〇日政令第三六二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日

イ 第一条中所得税法施行令第三百三十七条第一項の改正規定及び附則第五条の規定

二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「第三百四十二条」を「第三百四十六条」に改める部分に限る。）、同令第二十六条を削る改正規定、同令第二十五条の二を同令第二十六条とする改正規定、同令第二十七条から第二十八条の二までを削る改正規定、同令第二十九条の改正規定、同条を同令第二十七条とし、同条の次に二条を加える改正規定、同令第二十九条の二を削る改正規定、同令第三十条、第六十条、第六十一条第一項第二号、第八十一条第二号、第三百三十八条、第三百三十九条、第二百八十条第二項第二号から第四号まで及び第二百九十一条第三号の改正規定、同令第四号を削る改正規定、同令第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に六項を加える改正規定、同令第三百三十五条第二項の改正規定並びに同令第三百四十二条を同令第三百四十六条とし、同令第三百四十一条を同令第三百四十五条とし、同令第三百四十条の次に四条を加える改正規定並びに附則第二条の二、第四条、第六条、第八条及び第九条の規定

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新所得税法施行令」という。）の規定は、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置）

第二条の二 所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第四条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する証券投資信託の収益の分配で平成元年四月一日を含む当該証券投資信託の収益の分配の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額とする。

2 改正法附則第四条第二項に規定する証券投資信託の収益の分配で平成元年四月一日を含む当該証券投資信託の収益の分配の計算期間に対応するものの額に係る新所得税法施行令第五十一条の規定の適用については、同条第一号中「計算期間を通じて」とあるのは「平成元年四月一日を含む計算期間のうち同日から当該計算期間の末日までの期間（次号において「新法適用期間」という。）

を通じて」と、「利子又は収益の分配の額」とあるのは「利子又は収益の分配の額のうち、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和六十三年政令第三百六十二号）附則第二条の第二項（公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置）の規定により計算した金額以外の部分の金額（次号において「新法適用期間対応収益の分配の額」という。）と、同条第二号中「利子又は収益の分配の計算期間」とあるのは「新法適用期間」と、「当該計算期間の終了の日」とあるのは「新法適用期間の終了の日」と、「当該計算期間に対応する利子又は収益の分配の額」とあるのは「新法適用期間対応収益の分配の額」と、「当該計算期間の日数」とあるのは「新法適用期間の日数」とする。

第三条 新所得税法施行令第七十条第二項の規定は、同項に規定する前の退職手当等がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべきものである場合について適用し、当該前の退職手当等が施行日前に支払を受けるべきものである場合については、第一条の規定による改正前の所得税法施行令（以下「旧所得税法施行令」という。）第七十条第二項中「法第三十条第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の法第三十条第三項」として、同項の規定の例によるものとする。

第四条 新所得税法施行令第八十一条第二号の規定は、個人が昭和六十四年四月一日以後に譲渡をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が同日前に譲渡をした旧所得税法施行令第八十一条第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

第五条 新所得税法施行令第三十七條第一項の規定は、個人の消費税法（昭和六十三年法律第八号）の施行の日以後に支出する同項に規定する繰延資産の償却費の計算について適用し、個人の同日前に支出した旧所得税法施行令第三十七條第一項に規定する繰延資産の償却費の計算については、なお従前の例による。

第六条 新所得税法施行令第三十八條の規定は、個人が昭和六十四年四月一日以後に取得又は製作（以下この項において「取得等」という。）をした同条に規定する減価償却資産をその業務の用に供する場合について適用し、個人が同日前に取得等をした旧所得税法施行令第三十八條に規定する減価償却資産をその業務の用に供した場合には、なお従前の例による。

2 新所得税法施行令第三十九條の規定は、個人が昭和六十四年四月一日以後に同条に規定する費用を支出する場合について適用し、個人が同日前に旧所得税法施行令第三十九條に規定する費用を支出した場合については、なお従前の例による。

第七条 居住者の昭和六十四年から昭和六十八年までの各年分の所得税の額からの控除に係る新所得税法施行令第二百二十四條第一項及び第二百五條第一項の規定の適用については、これらの規定中「前三年」とあるのは、「前五年」とする。ただし、昭和六十八年分の所得税の額からの控除に係るこれらの規定の適用については、昭和六十四年分の新所得税法施行令第二百二十四條第一項の国税の控除余額又は地方税の控除余額及び新所得税法施行令第二百二十五條第一項の控除限度超過額はないものとする。

第八条 新所得税法施行令第二百八十条第二項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行う同項の資産の譲渡により生ずる所得について適用し、同日前に行つた同項の資産の譲渡により生ずる所得については、なお従前の例による。

第九条 新所得税法施行令第二百九十一条第一項第三号ハの規定は、昭和六十四年四月一日以後に行う同号に規定する株券等の譲渡による所得について適用し、同日前に行つた株券等の譲渡による所得については、なお従前の例による。

第十条 昭和六十三年分の所得税につき改正法第一条の規定による改正前の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この条において「旧所得税法」という。）第九十七條第一項の規定の適用があつた場合における同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の昭和六十四年分の改正法第一条の規定による改正後の所得税法第百四條第一項に規定する予定納税基準額は、これらの者の昭和六十三年分の所得税については旧所得税法第九十七條及び第九十八條（同条第四項第一号及び第二号を除く。）の規定の適用がなかつたものとして改正法附則第七條第一項の規定により計算する。

附則（平成元年三月三十一日政令第九二号）抄

第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新令第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、昭和六十四年一月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるもの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

2 昭和六十四年一月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務又は徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の対象とされる老人等の範囲に関する経過措置)

第四条 新令第三十条の三(老人等の範囲)の規定は、施行日以後に預入をする郵便貯金について適用し、施行日前に預入をした郵便貯金については、なお従前の例による。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する経過措置)

第五条 新令第二十七條第一項(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八條第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

2 新令第二十七條第一項第三号イ、ロ、ホ、ヘ、ヲ、ヨ又はソに掲げる法人につき同号に規定する主務大臣が施行日前に当該法人に該当する旨の証明をした事実がある場合には、当該証明(当該証明が二以上あるときは、施行日に最も近い証明に限る。)を同号の認定と、当該証明を受けた日を同号の認定を受けた日とみなす。

附 則 (平成元年六月二十八日政令第一九六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年七月七日政令第二二七号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 第四条の規定による改正後の所得税法施行令第四十二條第一項第一号の規定は、この政令の施行の日以後に預入、信託又は購入をする所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

附 則 (平成元年八月一日政令第二三九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年九月二二日政令第二七二号)

この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。

附 則 (平成元年九月二九日政令第二八九号)

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年十一月二五日政令第三〇三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成元年十一月十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、平成元年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるもの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 平成元年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二年三月二六日政令第四六号)

この政令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行の日(平成二年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日政令第八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三一日政令第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。)以前の所得税については、なお従前の例による。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する経過措置)

第三条 新令第二十七條第一項第二号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法第七十八條第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

2 新令第二十七條の二第三項(特定公益信託の範囲)の規定は、個人が施行日以後に所得税法第七十八條第三項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭について適用し、個人が施行日前に当該特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭については、なお従前の例による。

(公的年金等の金額から控除する金額の調整等に関する経過措置)

第四条 新令第三百十九條の三(公的年金等の金額から控除する金額の調整)又は第三百十九條の八(源泉徴収等を要しない公的年金等の額)の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三十三條の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払を受けるべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

附則（平成二年一〇月五日政令第三〇五号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年一月二五日政令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年三月三〇日政令第八六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

（特定退職金共済団体の要件等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第七十三条第一項（特定退職金共済団体の要件）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の承認（新令第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

2 新令第六十四条、第六十五条、第七十二条、第七十六条及び第八十二条の二（退職金共済制度に基づく掛金等に係る所得税の取扱い）の規定中新令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金及び当該団体が行う給付に係る部分は、施行日以後に支出すべき当該掛金及び施行日以後に支払うべき当該給付（当該給付に対応する施行日前に支出されるべき掛金のうちに改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第七十六条第一項第二号二（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる掛金が含まれているものを除く。）について適用し、施行日前に支出すべき掛金及び施行日前に支払うべき当該給付（施行日以後に支払うべき当該給付で、これに対応する施行日前に支出されるべき掛金のうちに同号二に掲げる掛金が含まれているものを含む。）については、なお従前の例による。

（株式をもってする利益の配当の価額に関する経過措置）

第三条 個人が施行日前に旧令第八十三条（株式をもってする利益の配当の価額）に規定する株式をもってする利益の配当を受けた場合又は施行日以後に商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第十七条（利益の処分に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる利益の処分により当該株式をもって利益の配当を受けた場合における旧令第八十三条の株式の価額については、なお従前の例による。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第四条 新令第八十九条第四号（国庫補助金等の範囲）の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける助成金について適用する。

（株式の取得価額に関する経過措置）

第五条 次項に定める場合を除き、新令第一百十条から第一百三十五条まで（株式の取得価額）の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実がある場合における株式の取得価額について適用し、施行日前に旧令第一百十条から第十三条まで（株式の取得価額）の規定に規定する事実があった場合における株式の取得価額については、なお従前の例による。

2 商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第十一条（株式分割等に関する経過措置）又は第十七条（利益の処分に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる株式の発行又は利益の処分に係る旧令第一百十二条各号（株式配当等により取得した株式の取得価額）に掲げる事由により取得した株式の取得価額については、なお従前の例による。

（繰延資産の償却費の計算に関する経過措置）

第六条 新令第一百三十七条第一項（繰延資産の償却費の計算）の規定は、個人が施行日以後に支出する繰延資産の償却費の計算について適用し、個人が施行日前に支出した繰延資産の償却費の計算については、なお従前の例による。

（寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金に関する経過措置）

第七条 新令第二百七条第一項（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附則（平成三年七月三一日政令第二五一号）

この政令は、平成三年八月一日から施行する。

附則（平成三年一月二七日政令第三五二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成三年十一月二十八日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、平成三年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

3 平成三年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、改正後の第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成四年三月三一日政令第八四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

(変動所得の範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第七条の二(変動所得の範囲)の規定は、平成四年分以後の所得税について適用し、平成三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定退職金共済団体の要件に関する経過措置)

第三条 新令第七十三条第一項第五号イ(特定退職金共済団体の要件)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の承認(新令第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む。)を受けるときは、適用する。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第四条 個人が施行日前に交付を受けた改正前の所得税法施行令第八十九条第一号(国庫補助金等の範囲)に掲げる奨励金については、なお従前の例による。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金に関する経過措置)

第五条 新令第二百七条第一項(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附則(平成四年四月一日政令第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則(平成四年六月三〇日政令第二三六号)

この政令は、平成四年七月一日から施行する。

附則(平成四年九月二八日政令第三一四号)抄

(施行期日)

1 この政令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第六条の規定による改正後の所得税法施行令第二百七条第一項第一号の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第一項に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附則(平成四年十一月五日政令第三五二号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の二第二号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成四年十一月十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、平成四年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 平成四年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当で同年十一月十日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新令第二百七条第四号(医療費の範囲)の規定は、居住者が平成四年十月一日以後に支払う所得税法第七十三条第一項(医療費控除)に規定する医療費について適用し、居住者が同日前に支払った当該医療費については、なお従前の例による。

附則(平成五年二月一七日政令第二二二号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第二百七条第一項(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附則(平成五年三月三日政令第二九号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附則(平成五年三月三日政令第三二二号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附則(平成五年三月三一日政令第八五号)抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二百七条第一項第一号の改正規定及び附則第六条第一項の規定は、環境事業団法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

(有価証券に準ずるものの範囲に関する経過措置)
第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四条第二号（有価証券に準ずるものの範囲）の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際現に新令第四条第二号に掲げる証券又は証書を有する個人については、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）においてその証券又は証書を取得したものとみなして、所得税法施行令第六十六条第二項（有価証券の評価の方法の選定）の規定を適用する。

(障害者及び特別障害者の範囲に関する経過措置)

第三条 施行日前に受けた改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第十条第一項第七号又は第二項第六号（障害者及び特別障害者の範囲）の規定による認定は、新令第十条第一項第七号又は第二項第六号（障害者及び特別障害者の範囲）の規定による認定とみなす。

(特定退職金共済団体の要件に関する経過措置)

第四条 新令第七十三条第一項第五号ホ（特定退職金共済団体の要件）の規定は、施行日以後に同項の承認（新令第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合に適用する。

(資産の譲渡とみなされる行為に関する経過措置)

第五条 新令第七十九条第一項（資産の譲渡とみなされる行為）の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する借地権又は地役権の設定について適用し、個人が施行日前に行った旧令第七十九条第一項（資産の譲渡とみなされる行為）に規定する借地権又は地役権の設定については、なお従前の例による。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金に関する経過措置)

第六条 新令第二百七条第一項第一号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が環境事業団法の一部を改正する法律の施行の日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が同日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

2 新令第二百七条第一項第三号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

(国内にある資産の譲渡による所得に関する経過措置)

第七条 新令第二百八十条第二項（国内にある資産の譲渡による所得）の規定は、個人の施行日以後に行われる同項第二号に掲げる資産の譲渡により生ずる所得について適用し、個人の施行日前に行われた当該資産の譲渡により生ずる所得については、なお従前の例による。

(報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 新令第三百二十条第一項及び第三項（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）の規定は、平成五年五月一日以後に支払うべき所得税法第二百四十四条第一項第一号及び第四号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金については、なお従前の例による。

附則（平成五年六月二十三日政令第二〇八号）

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。

附則（平成五年二月二日政令第三九八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成六年四月一日）から施行する。

附則（平成六年三月二四日政令第六五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月三一日政令第一〇八号）

1 この政令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令第二百七条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人がこの政令の施行の日以後に支出する所得税法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が同日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附則（平成六年八月一七日政令第二六六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成六年二月二日政令第三八三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

(源泉徴収等を要しない公的年金等の額に関する経過措置)
第二条 この政令による改正後の所得税法施行令第三百十九条の八(源泉徴収等を要しない公的年金等の額)の規定は、この政令の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等については、なお従前の例による。

附則 (平成六年二月二六日政令第四一〇号)抄

第一条 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十二号)の施行の日(平成七年三月一日)から施行する。

附則 (平成七年二月一七日政令第二六号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成七年三月三十一日政令第一五九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第三百三十三条の二の改正規定は、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第二百十七条(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金については、なお従前の例による。

2 新令第二百十七条の二(特定公益信託の要件等)の規定は、個人が施行日以後に所得税法第七十八条第三項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭について適用し、個人が施行日前に当該特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭については、なお従前の例による。

(公的年金等の金額から控除する金額の調整等に関する経過措置)

第三条 新令第三百十九条の三(公的年金等の金額から控除する金額の調整)又は第三百十九条の八(源泉徴収等を要しない公的年金等の額)の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払を受けるべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

附則 (平成七年五月八日政令第一九三号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成七年六月三〇日政令第二七八号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年七月一日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の所得税法施行令(次項において「新所得税法施行令」という。)第十条第一項第二号及び第二項第二号の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、平成七年分から平成九年分までの各年分の所得税に係る同条第一項第二号及び第二項第二号の規定の適用については、同条第一項第二号中「受けている者」とあるのは「受けている者又は精神に障害がある者で厚生大臣若しくは都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)別表若しくは厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けているもの」と、同条第二項第二号中「記載されている者」とあるのは「記載されている者又は厚生大臣若しくは都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表に定める一級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている者」とする。

2 新所得税法施行令第三十条の三第十九号の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に預入をする所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九条の二第一項に規定する郵便貯金(以下この項において「郵便貯金」という。)について適用し、施行日前に預入をした郵便貯金については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成九年九月三十日までの間に預入をする郵便貯金に係る新所得税法施行令第三十条の三第十九号の規定の適用については、同号中「受けている者」とあるのは、「受けている者又は精神に障害がある者で厚生大臣若しくは都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表若しくは厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けているもの」とする。

附則 (平成七年九月八日政令第三二四号)

1 この政令は、平成七年十二月一日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第七十三条第一項(特定退職金共済団体の要件)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の承認(新令第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更に係る承認を含む。)を受ける場合について適用する。

3 新令第六十四条、第六十五条、第七十二条、第七十六条及び第八十二条の二(退職金共済制度に基づく掛金等に係る所得税の取扱い)の規定中新令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金及び当該団体が行う給付に係る部分は、施行日以後に支払うべき当該給付(当該給付に対応する施行日前に支出されるべき掛金のうちに改正前の所得税法施行令第七十六条第一項第二号二(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)に掲げる掛金が含まれているものを除く。)について適用し、施行日前に支払うべき掛金及び施行日前に支払うべき当該給付(施行日以後に支払うべき当該給付で、これに対応する施行日前に支出されるべき掛金のうちに同号二に掲げる掛金が含まれているものを除く。)については、なお従前の例による。

附則（平成七年一〇月一八日政令第三五九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附則（平成七年一二月二日政令第四二六号）

この政令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附則（平成八年三月二五日政令第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第九条の規定による改正後の所得税法施行令第二百七十七条の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第一項に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

附則（平成八年三月三一日政令第八四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第三百四十五条第一項第七号の改正規定（「又は第一種財産形成基金給付金」を「第一種財産形成基金給付金」に改め、「第二種財産形成基金給付金」の下に「又は同条第二項に規定する財産形成貯蓄活用給付金」を加える部分に限る。）は、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成八年分以後の所得税について適用し、平成七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録に関する経過措置）

第三条 新令第五十一条の第二項（公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録）の規定は、所得税法第十一条第一項若しくは第二項又は第三項（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託が施行日前に支払を受けるべき当該公社債等の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

第四条 削除

（利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置）

第五条 新令第三百三十六条第二項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払の確定した当該利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 新令第三百三十六条第二項第一号に規定する利子等又は配当等を生ずべき同号に規定する証券投資信託の受益証券を施行日において有する者の当該証券投資信託の受益証券（施行日前に同号に規定する金融機関の営業所等で大蔵省令で定めるものにおいて購入し、かつ、施行日において当該大蔵省令で定めるものにその保管の委託をしているものに限る。）に係る収益の分配に係る同条第一項の規定による告知及び新令第三百三十七條第一項（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する提示は、これらの規定に定めるところによるほか、その収益の分配の支払の確定する日（その確定する日が二以上あるときは、施行日以後最初にその支払の確定する日）までに、当該収益の分配の支払をする者から送付を受けた書類に当該収益の分配の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、当該収益の分配を生ずべき当該証券投資信託の受益証券の種類その他の大蔵省令で定める事項を記載して、当該事項を記載した書類を、当該収益の分配に係る支払事務取扱者（新令第三百三十六条第一項に規定する支払事務取扱者をいう。）に提出することによりすることができる。

3 前項に規定する証券投資信託の受益証券を施行日において有する者が同項の規定により同項に規定する書類を同項の支払事務取扱者に提出したときは、施行日以後における当該書類に記載された当該証券投資信託の受益証券に係る収益の分配については、新令第三百三十六条第一項の規定による告知があったものとみなす。

4 新令第三百三十六条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 新令第三百三十九条第三項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けた当該利子等については、なお従前の例による。

6 新令第三百三十九条第一項に規定する無記名の証券投資信託の受益証券を施行日において有する者の当該無記名の証券投資信託の受益証券（施行日前に新令第三百三十六条第二項第一号に規定する金融機関の営業所等で大蔵省令で定めるものにおいて購入し、かつ、施行日において当該大蔵省令で定めるものにその保管の委託をしているものに限る。）に係る収益の分配に係る新令第三百三十九条第一項に規定する告知書の提出及び同条第九項において準用する新令第三百三十七條第一項に規定する提示は、これらの規定に定めるところによるほか、その収益の分配の支払を受ける日（その支払を受ける日が二以上あるときは、施行日以後最初にその支払を受ける日）までに、当該収益の分配の支払をする者から送付を受けた書類に当該収益の分配の支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、当該収益の分配を生ずべき当該無記名の証券投資信託の受益証券の種類その他の大蔵省令で定める事項を記載して、当該事項を記載した書類を、当該収益の分配をする者に提出することによりすることができる。

7 前項に規定する無記名の証券投資信託の受益証券を施行日において有する者が同項の規定により同項に規定する書類を同項の支払をする者に提出したときは、施行日以後における当該書類に記載された当該無記名の証券投資信託の受益証券（当該書類に記載された当該無記名の証券投資信託の受益証券の保管の委託に係る契約に基づき、施行日以後に保管の委託をした新令第三百三十九条第一項に規定する無記名の証券投資信託の受益証券（以下この項において「追加委託受益証券」という。）を含む。）に係る収益の分配（施行日（当該追加委託受益証券にあつては、その保管の

委託をした日) から引き続き保管の委託をしている期間内に支払を受ける収益の分配で、前項に規定する支払をする者がその支払の取扱いをするものに限る。) については、同条第一項に規定する告知書の提出があったものとみなす。

8 新令第三百三十九条第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

附則 (平成八年五月三十一日政令第一六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法施行令第二十六条の十六の改正規定及び第二条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年八月二十二日政令第二四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年十月一日から施行する。
(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 個人が施行日前に支出した新技術事業団及び日本科学技術情報センターに対する寄付金に係る所得税については、なお従前の例による。

附則 (平成八年八月三〇日政令第二五五号)

この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附則 (平成九年二月十九日政令第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十二条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入)の規定は、個人が平成九年四月一日(以下「施行日」という。)以後に行う消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第十二号(定義)に規定する課税仕入れ及び施行日以後に同項第二号に規定する保稅地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物(地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第十一号)附則第五条第三項(経過措置対象課税仕入れ等)に規定する経過措置対象課税仕入れ等)と同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものを除く。)について適用し、個人が施行日前に行った消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ及び施行日前に同項第二号に規定する保稅地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物(地方税法等の一部を改正する法律附則第五条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等)と同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものを除く。)については、なお従前の例による。

附則 (平成九年三月二十八日政令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成九年三月三十一日政令第一〇三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第六十一条第一項第一号イの改正規定及び附則第三条第一項の規定は、船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第七十八号)同項において「船舶安全法等改正法」という。)の施行の日から施行する。
(特定退職金共済団体の要件に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第七十三条(特定退職金共済団体の要件)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項の承認(新令第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む。)を受ける場合について適用する。

第三条 削除

(貨物割に係る延滞税等の必要経費不算入に関する経過措置)

第四条 施行日から関税率法等の一部を改正する法律(平成九年法律第五号)附則第八条(地方税法の一部改正)の施行の日(平成九年十月一日)までの間における新令第八十二条の三(貨物割に係る延滞税等の必要経費不算入)の規定の適用については、同条中「延滞税及び加算税並びに」とあるのは、「延滞税並びに」とする。

第五条 新令第二十七号(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金に関する経過措置)の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

(国内において行う事業から生ずる所得に関する経過措置)

第六条 新令第二百七十九号第五項(国内において行う事業から生ずる所得)の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則 (平成九年三月三十一日政令第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成九年十月一日から施行する。
一から三まで 略

四 第六条及び第八条から第十一条までの規定

附則（平成九年九月五日政令第二七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成十年七月一日）から施行する。ただし、第一条の改正規定、第十六条の改正規定、第十九条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定、第二十条を削る改正規定、第二十一条を削る改正規定、第二十一条の二を第二十一条とし、第二十一条の三を第二十一条の三とし、第二十一条の四を第二十一条の三とする改正規定及び附則第三項の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第三条及び第四条の規定並びに附則第五条の規定（第十八条第二号から第三号の二まで）を「第十八条第二号、第三号及び第五号から第七号まで」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

附則（平成九年九月二五日政令第二九一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成九年二月一〇日政令第三五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月八日政令第三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第四十三条第三項（第二条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に同項に規定する特定営業所等に同項の移管の依頼をする場合について適用する。

附則（平成一〇年三月一八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日政令第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税とされる通勤手当に関する経過措置）

第三条 新令第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、平成十年一月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

2 平成十年一月一日以後に受けるべき前項の通勤手当でこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定退職金共済団体の要件に関する経過措置）

第四条 新令第七十三条（特定退職金共済団体の要件）の規定は、施行日以後に同条第一項の承認（新令第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）の変更の承認を含む。）を受ける場合について適用する。

（譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産に関する経過措置）

第五条 新令第八十一条第二号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）の規定は、個人が平成十一年一月一日以後に譲渡をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が同日前に譲渡をした改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第八十一条第二号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（株式等を取得する権利の価額等に関する経過措置）

第六条 新令第八十四条（株式等を取得する権利の価額）の規定は、施行日以後にその行使をする同条に規定する権利について適用し、施行日前にその行使をした旧令第八十四条第一項（新株等を取得する権利の価額）に規定する権利については、なお従前の例による。

2 新令第九十九条第一項（有価証券の取得価額）の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する有価証券について適用し、施行日前に取得した旧令第九十九条第一項（有価証券の取得価額）に規定する有価証券については、なお従前の例による。

（減価償却資産の償却の方法に関する経過措置）

第七条 新令第二百二十条（減価償却資産の償却の方法）（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成十年十月一日以後に締結する同号に規定するリース取引に係る契約の目的とされている減価償却資産について適用する。

(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入等に関する経過措置)

第八条 新令第三百三十八条(少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入)の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新令第三百三十九条(一括償却資産の必要経費算入)の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(貸倒引当金に関する経過措置)

第九条 新令第四百四十五条第一項(貸金に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)の居住者の平成十年分及び平成十一年分の所得税に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「平成十年一月一日」とあるのは「昭和五十五年一月一日」と、「平成十年及び平成十一年」とあるのは「昭和五十五年及び昭和五十六年」と、「貸金の額の合計額」とあるのは「売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の額の合計額」とする。

(返品調整引当金に関する経過措置)

第十条 個人が法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号。以下「改正法」という。)附則第十七条第二項(割賦販売等に関する経過措置)の規定の適用がある場合における新令第五百十條第一項(返品調整引当金勘定への繰入限度額)の規定の適用については、同項第一号中「第六十五條第二項(延払条件付販売等)に規定する延払条件付販売等」とあるのは「第六十五條第二項(延払条件付販売等)に規定する延払条件付販売等及び法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号。以下この号において「平成十年改正法」という。)附則第十七條第二項(割賦販売等)に関する経過措置」に規定する経過措置対象割賦販売等」と、「同条第一項本文の規定の適用を受けたもの」とあるのは「法第六十五條第一項本文の規定又は平成十年改正法附則第十七條第二項の規定の適用を受けたもの」と、「同条第二項に規定する延払条件付販売等」とあるのは「法第六十五條第二項に規定する延払条件付販売等及び平成十年改正法附則第十七條第二項に規定する経過措置対象割賦販売等」とする。

(退職給与引当金に関する経過措置)

第十一條 新令第五百四十四條から第五百四十六條まで(退職給与引当金勘定への繰入限度額等)の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成十年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人の平成十一年分から平成十五年分までの各年分の事業所得の金額を計算する場合における新令第五百四十四條第一項第二号及び第五百四十五條第一項第二号の規定の適用については、新令第五百四十四條第一項第二号中「百分の二十」とあるのは、平成十一年分については「百分の三十七」と、平成十二年分については「百分の三十三」と、平成十三年分については「百分の三十」と、平成十四年分については「百分の二十七」と、平成十五年分については「百分の二十三」とする。

2 所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第四十号。以下「昭和五十五年改正令」という。)附則第三條第二項又は第三項(退職給与引当金に関する経過措置)(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた個人で、平成十一年(以下この条において「改正年」という。)において改正時累積限度超過額(改正年の十二月三十一日におけるその前年から繰り越された所得税法第五十四條第二項(退職給与引当金)に規定する退職給与引当金勘定の金額(改正年における相続(包括遺贈を含む。)によって新令第五百四十七條第二項(死亡の場合の退職給与引当金勘定の金額の処理)の規定によりその者が有するものとみなされた当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を加算した金額)が改正年の十二月三十一日(その者が年の中途中において死亡したときは、その死亡の時。以下この項において同じ。)において新令第五百四十四條第一項第一号の規定により計算される退職給与の額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合における当該超過部分の金額に相当する金額をいう。第二号において同じ。)を有するものについては、その改正年から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された同法第五十四條第二項に規定する退職給与引当金勘定の金額(その年において相続(包括遺贈を含む。)によって新令第五百四十七條第二項の規定によりその者が有するものとみなされた当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。第一号において「繰越退職給与引当金勘定の金額」という。)がその年十二月三十一日におけるこの項の規定を適用しないで、かつ、前項の規定を適用して計算した場合における新令第五百四十五條第一項第二号に規定する累積限度額(第二号において「経過累積限度額」という。)以下となる最初の年の前年までの各年における同項第二号に規定する累積限度額は、前項の規定により読み替えられて適用される同号の規定にかかわらず、第一号又は第二号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 その年十二月三十一日における繰越退職給与引当金勘定の金額

二 経過累積限度額に、改正時累積限度超過額に六から改正年の翌年一月一日からその年十二月三十一日までの期間の年数に相当する数(その数が六を超えるときは、六)を控除した数を乗じて六で除して計算した金額を加算した金額

3 次に掲げる個人の改正年以後の各年における新令第五百四十六條第一項第三号(退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等)の規定の適用については、同号中「この号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号に定める金額(以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）」とあるのは「調整前累積限度超過額(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第四百四号。以下この号において「平成十年改正令」という。)附則第十一條第三項第一号に掲げる個人の前号に規定する場合に該当することとなつた日の属する年(以下この号において「移行年」という。)にあつては所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第四十号)附則第三條第四項の規定により読み替えられた同令の規定による改正後の所得税法施行令第五百四十六條第一項第三号に規定する調整前累積限度超過額をいい、平成十年改正令附則第十一條第三項第二号に掲げる個人の移行年にあつては平成十年改正令による改正前の所得税法施行令(以下この号において「旧令」という。)第五百四十六條第一項第三号の規定を適用しないで計算した場合における旧令第五百四十五條第一項第二号に定める金額をいい、平成十年改正令附則第十一條第三項第三号に掲げる個人の移行年にあつては当該移行年の十二月三十一日における前条第一項第二号に規定する退職給与引当金勘定の金額が当該移行年の期末退職給与の要支給額に前年の累積限度割合(当該移行年の前年について平成十年改正令附則第十一條第一項及び第二項の規定並びに第五百四十四條第一項第二号の規定を適用して計算した前条第一項第二号に規定する累積限度額のその前年の期末退職給与の要支給額に対する割合をいう。)を乗じて得た金額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）」と、「同日におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第二号」とあるのは「同日においてこの号の規定を適用しないで、かつ、平成十年改正令附則第十一條第一項及び第二項の規定並びに第五百四十四條第一項第二号の規定を適用して計算した場合における前条第一項第二号」とする。

一 改正年の前年において所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和五十五年政令第四十号。以下この号において「昭和五十五年改正令」という。)附則第三條第四項の規定により読み替えられた昭和五十五年改正令による改正後の所得税法施行令第五百四十六條第一項第三号の規定の適用を受けた昭和五十五年改正令附則第三條第四項第二号に掲げる個人

二 改正年の前年において旧令第百五十六條第一項第三号の規定の適用を受けた個人（前号に掲げる個人を除く。）
 三 新令第百五十六條第一項第三号（同号口に係る部分に限る。）の規定は、個人の平成十一年一月一日以後に同項第二号に規定する場合に該当することとなったときにおける同項第三号に規定する累積限度額の同号口による計算について適用し、個人の平成十年十二月三十一日以前に旧令第百五十六條第一項第二号に規定する場合に該当することとなったときにおける同項第三号に規定する期末退職給与の要支給額の百分の四十に相当する金額及び新令第百五十六條第一項第三号に規定する累積限度額の計算については、なお従前の例による。

（特別修繕引当金に関する経過措置）

第十二条 改正法附則第十五條第二項（特別修繕引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第五十五条（特別修繕引当金）の規定の適用については、旧令第百六十條から第百六十三條まで（特別修繕引当金勘定への繰入限度額等）の規定並びに附則第十九條（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第八十四号）附則第四条（特別修繕引当金に関する経過措置）及び附則第二十条（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）の規定による改正前の所得税法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第三号）次項において「平成九年改正令」という。）附則第三条（特別修繕引当金に関する経過措置）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第百六十條第三号及び第四号並びに第百六十一條第一項第一号二及び第三項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。ただし、改正法附則第十五條第三項に規定する二年を経過した特別修繕引当金勘定の金額が生じた旧法第五十五条第一項に規定する固定資産については、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、ないものとする。

2 改正法附則第十五條第三項に規定する政令で定める日は、同項に規定する資産が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める日とする。

一 旧法第五十五条第一項に規定する特別の修繕（以下この項において「特別の修繕」という。）を行ったことがある資産 最近において行った特別の修繕が完了した日の翌日から当該資産が旧令第百六十一條第一項第一号イからニまでに掲げる資産のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからニまでに定める月数（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成九年改正令附則第三條第一項後段に規定する船舶については、四十八月。次号において同じ。）を経過する日
 二 特別の修繕を行ったことがない資産 当該資産の取得又は建造若しくは築造の日の翌日から当該資産が旧令第百六十一條第一項第三号イからニまでに掲げる資産のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからニまでに定める月数を経過する日

3 改正法附則第十五條第二項の資産に係る特別修繕引当金勘定の金額（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条第一項の規定により各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入されたものに限るものとし、既にこの項又は同条第二項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する個人の平成十一年以後の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額のうち当該資産に係る前項に規定する年の十二月三十一日（同日が平成十一年十二月三十一日前である場合には、同日）の翌日から二年を経過したものを（以下この項において「特別修繕予定日経過引当金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過引当金額については、当該二年を経過した日の属する年の十二月三十一日における当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額に十二（当該個人が死亡した場合にはその死亡の日の属する年の一月一日から当該死亡の日までの期間の月数）を乗じてこれを当該資産に係る前項に規定する月数で除して計算した金額（当該計算した金額が当該経過した日の属する年の十二月三十一日における当該資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を超える場合には、当該特別修繕引当金勘定の金額）に相当する金額を取り崩さなければならない。

4 改正法附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条第六項（死亡の場合の特別修繕引当金勘定の金額の処理）に規定する特別修繕引当金勘定の金額を有する個人が死亡した場合におけるその相続人の当該死亡の日の属する年に係る前項の規定の適用については、同項に規定する前年から繰り越された特別修繕引当金勘定の金額は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第百六十三條第二項の規定により当該個人の相続人が有するものとみなされた特別修繕引当金勘定の金額を含むものとする。この場合において、当該相続人が有するものとみなされた特別修繕引当金勘定の金額については、前項中「十二」とあるのは、「に当該死亡の日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間の月数」とする。

5 第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（製品保証等引当金に関する経過措置）

第十三条 改正法附則第十六條第一項（製品保証等引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五十五条の二（製品保証等引当金）の規定の適用については、旧令第百六十三條の二から第百六十三條の五まで（製品保証等引当金勘定への繰入限度額等）の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第百六十三條の五の規定は、改正法附則第十六條第二項の製品保証等引当金勘定の金額を有する居住者が死亡した場合について準用する。

（リース取引に係る各種所得の金額の計算に関する経過措置）

第十四条 新令第百八十四條の二（リース取引に係る各種所得の金額の計算）の規定は、平成十年十月一日以後に締結される契約に係る同条第一項に規定するリース取引について適用する。

（割賦販売等に関する経過措置）

第十五条 改正法附則第十七條第二項（経過措置対象割賦販売等に係る収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける個人が、同項に規定する経過措置対象割賦販売等（以下この条において「経過措置対象割賦販売等」という。）をした年以後の各年のうちいずれかの年において、経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額のうちその年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入される金額についての明細書の添付がない改正法附則第十七條第四項に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）の提出をしたときは、その添付をしなければならなかった年の前年以前の各年において経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額（当該各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。）は、その添付をしなければならなかった年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

2 経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額につき改正法附則第十七條第二項の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を承継した相続人が、その死亡の日の属する年以後の各年（次項第二号に掲げる場合に該当することとなった年以後の各年を除く。）においてその個人の当該経過措置対象割賦販売等に係る当該各年の収入金額及び費用の額を改正法附則第十七條第二項に規定する計算の方法により計算し、かつ、その計算の明細書の添付をした確定申告書を提出したときは、当該収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の

計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。この場合において、当該相続人の死亡の日の属する年の当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額を計算するときに、同項の規定の適用については、同項中「定める金額」とあるのは、「定める金額を十二で除し、これに当該死亡の日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

3 経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額につき改正法附則第十七条第二項の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その者の前項に規定する事業を承継した相続人が、その死亡の日の属する年以後のいづれかの年において次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該個人の当該経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額（当該個人の各年分の事業所得の金額又は当該相続人のその該当することとなった年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入されたものを除く。）は、その該当することとなった年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。

一 前項の経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額のうち当該年分の総収入金額及び必要経費に算入する金額についての明細書の添付がない確定申告書の提出をしたとき。

二 その相続人がした経過措置対象割賦販売等に係る収入金額及び費用の額のうち当該年分の総収入金額及び必要経費に算入する金額についての明細書の添付がない確定申告書の提出をしたとき。（工事の請負に関する経過措置）

第十六条 個人の施行日から平成十六年三月三十一日までの間に締結する請負契約に係る工事（製造を含む。以下この条において同じ。）の新令第九十二条第一項（工事の請負）の規定の適用については、同項中「五十億円」とあるのは、施行日から平成十三年三月三十一日までの間に締結する請負契約に係る工事については「百五十億円」と、同年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に締結する請負契約に係る工事については「百億円」とする。

（非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準の計算に関する経過措置）

第十七条 新令第九十二条第二項（総合課税に係る所得税の課税標準）（同項の表の第三百三十九条第一項及び第二項（一括償却資産の必要経費算入）の項に係る部分に限る。）の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用する。

附 則（平成一〇年三月三十一日政令第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三十一日政令第一一五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二十七日政令第一八四号）

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附 則（平成一〇年八月二十二日政令第二八〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年九月十七日政令第三〇八号）

この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年十一月二十日政令第三六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年十一月二十日政令第三六九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第二十五条の規定による改正後の所得税法施行令（以下この条において「新所得税法施行令」という。）第三十二条の規定は、施行日以後に購入をする所得税法（昭和四十年法律第三十

三号）第十条第一項に規定する有価証券について適用する。

2 新所得税法施行令第三十三条第三項第三号の規定は、施行日以後に発行する同号に掲げる債券について適用し、施行日前に発行した第二十五条の規定による改正前の所得税法施行令（以下この条において「旧所得税法施行令」という。）第三十三条第三項第三号に掲げる債券については、なお従前の例による。

3 新所得税法施行令第三十三条第三項第七号の規定は、施行日以後に発行する同号に掲げる受益証券について適用し、施行日前に発行した旧所得税法施行令第三十三条第三項第七号に掲げる受益証券については、なお従前の例による。

4 新所得税法施行令第四十二条第一項第一号イの規定は、施行日以後に提出をする同号に掲げる非課税貯蓄申告書について適用し、施行日前に提出をした旧所得税法施行令第四十二条第一項第一号に掲げる非課税貯蓄申告書については、なお従前の例による。この場合において、同号に規定する既に提出をした非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に係る金融機関が金融システム改革法第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第二条第一項に規定する外国為替銀行である場合における新所得税法施行令第四十二条第一項

第一号の規定の適用については、同号イ中「(限る。)」とあるのは、「(限る。)」及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律第十二条(外国為替銀行法の廃止)の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項(定義)に規定する外国為替銀行」とする。

5 新所得税法施行令第五十一条の二第二項の規定は、所得税法第十一条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託が施行日前に支払を受けるべき当該公社債等の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。この場合において、施行日から起算して一年を経過する日までの間における新所得税法施行令第五十一条の二及び第五十一条の三の規定の適用については、新所得税法施行令第五十一条の二第一項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は証券投資信託委託業者(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第十項(定義)に規定する証券投資信託委託業者をいう。次号及び次項において同じ。)」と、同項第二号中「証券投資信託委託業者(証券投資信託委託業者をいう。次号及び次項において同じ。)」とする。

6 前項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が、施行日以後に、証券投資信託委託業者の営業所(新所得税法施行令第五十一条の二第二項第二号に規定する証券投資信託委託業者の営業所をいう。第十項において同じ。)において同条に定めるところにより保管の委託をした同条第一項に規定する公社債等に係る有価証券を当該保管の委託(以下この項において「直前の保管の委託」という。)の終了後直ちに同号に掲げる方法により当該証券投資信託委託業者の営業所を通じて保管の委託をした場合における当該保管の委託(以下この項において「特定の保管の委託」という。)をした日以後に支払を受けるべき当該公社債等の利子又は収益の分配(当該特定の保管の委託をした日から当該利子又は収益の分配の計算期間の終了の日までの期間を通じて当該公社債等に係る有価証券につき当該特定の保管の委託がされ、かつ、当該計算期間のうちに当該特定の保管の委託をした日が含まれるものに限る。)に係る新所得税法施行令第五十一条の規定の適用については、当該公社債等に係る有価証券は、当該直前の保管の委託がされた日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて同号に規定する金融機関の営業所等に同号に掲げる方法により保管の委託がされたものとみなす。

7 新所得税法施行令第五十一条の三の規定は、所得税法第十一条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託が施行日前に支払を受けるべき当該公社債等の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

8 新所得税法施行令第三百条第二項の規定は、施行日以後に支払をする同項に規定する収益の分配について適用し、施行日前に支払をした旧所得税法施行令第三百条第二項に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

9 新所得税法施行令第三百三十九条第三項の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けた当該利子等については、なお従前の例による。

10 新所得税法施行令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等(以下この項において「無記名公社債等」という。)の同条第一項に規定する利子等(以下この項において「利子等」という。)につき支払を受ける者が、施行日以後に、証券投資信託委託業者の営業所において保管の委託をしていた当該無記名公社債等を当該保管の委託(以下この項において「直前の保管の委託」という。)の終了後直ちに当該証券投資信託委託業者の営業所と締結した同条第三項に規定する保管委託取次契約に基づく取次ぎにより保管の委託(以下この項において「特定の保管の委託」という。)をする場合において、当該直前の保管の委託に係る契約をする際、同条第一項に規定する告知書に同条第三項に規定する事項を記載し、これを当該証券投資信託委託業者の営業所の長に提出しているときは、当該特定の保管の委託をした日以後に支払を受ける当該無記名公社債等の利子等(当該特定の保管の委託をした日から引き続き保管の委託をしている期間内に支払を受ける利子等で、当該証券投資信託委託業者の営業所の長が支払の取扱いをするものに限る。)に係る同条の規定の適用については、当該提出がされた告知書は、当該利子等の支払を受ける者が同項に規定する保管委託取次契約の締結の際に提出した同項の告知書とみなす。

附則(平成一〇年一月二六日政令第三七二号)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成一〇年二月二八日政令第四二二号)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成一一年一月二九日政令第一六号)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成一一年三月三一日政令第一一八号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十一条の二第一項各号列記以外の部分の改正規定及び附則第四条の規定 平成十三年一月一日

二 第三百三十五條第二項及び第三百三十六條第二項の改正規定、第三百三十九條の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条の規定 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第一条ただし書に規定する日

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税貯蓄に関する異動申告書に関する経過措置)

第三条 新令第四十三條第三項(非課税貯蓄に関する異動申告書)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する特定有価証券に関する事務の全部が同項に規定する移管先の営業所等に移管される場合について適用する。

(公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録に関する経過措置)

第四条 新令第五十一条の二第二項(公社債等に係る有価証券の保管の委託又は登録)の規定は、所得税法第十一条第一項若しくは第二項又は同条第三項(公共法人等及び公益信託に係る非課税)に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が支払を受けるこれらの規定に規定する公社債等の利子でその計算期間の初日が平成十三年一月一日以後であるものについて適用し、その計算期間の初日が平成十三年一月一日以前であるものについては、なお従前の例による。

(特定退職金共済団体の要件等に関する経過措置)

第五条 新令第七十三条(特定退職金共済団体の要件)の規定は、施行日以後に同条第一項の承認(新令第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む。)を受ける場合について適用する。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金に関する経過措置)

第六条 新令第二百七十七条第一項第三号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

(無記名割引債の償還金の告知書等の提出等に関する経過措置)

第七条 新令第三百三十九条の二(無記名割引債の償還金の告知書等の提出等)及び第三百三十九条の三(割引債の範囲等)の規定は、都市基盤整備公団法附則第一条ただし書に規定する日(次項において「基準日」という。)以後に支払を受ける新令第三百三十九条の二第一項に規定する償還金について適用する。

2 新令第三百三十九条の二第一項に規定する無記名割引債を有する者が、当該無記名割引債を基準日前から引き続き同条第二項に規定する金融機関の営業所等に保管の委託をしている場合において、基準日以後最初に当該保管の委託をしている無記名割引債の償還金の支払を受ける日までに、同条第一項に規定する告知書に同項に規定する財務省令で定める事項を記載し、これを当該金融機関の営業所等の長に提出をしたときは、当該保管の委託に係る契約は当該提出をした日に締結されたものと、当該告知書は当該締結の際に提出された同条第二項の告知書とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

附則 (平成二十一年三月三十一日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年六月二日政令第一七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年六月二三日政令第二〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二十九条の規定による改正後の所得税法施行令第七十二条第二項の規定は、施行日以後に支給する同項第三号に掲げる一時金について適用し、施行日前に支給した第二十九条の規定による改正前の所得税法施行令第七十二条第二項第三号に掲げる一時金については、なお従前の例による。

附則 (平成二十一年九月二〇日政令第二七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十二年二月一六日政令第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年三月三十一日政令第一四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二百七十七条第一項第三号エの改正規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(減価償却資産の範囲に関する経過措置)

第三条 新令第六号第八号(減価償却資産の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得する同号りに掲げる資産について適用する。この場合において、当該資産が施行日前に製作を開始した新令第二百二十六条第一項第二号(減価償却資産の取得価額)に掲げる資産であるときは、同号に定める金額から施行日前に支出した当該資産の製作のために要した同号イに掲げる金額を控除した金額をもって当該資産の同項の規定による取得価額とする。

(有価証券の取得価額に関する経過措置)

第四条 新令第九十九条第一項(有価証券の取得価額)の規定は、施行日以後に取得をする同項に規定する有価証券について適用し、施行日前に取得をした改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第九十九条第一項(有価証券の取得価額)に規定する有価証券については、なお従前の例による。

2 新令第九十一条(増資により取得した株式の取得価額)の規定は、施行日以後に同条の取得をする場合について適用し、施行日前に旧令第九十一条(増資により取得した株式の取得価額)の取得をした場合については、なお従前の例による。

3 新令第十五条第三項及び第四項(減資等があつた場合の株式等の取得価額)の規定は、施行日以後に同条第三項の収益の分配を受ける場合又は同条第四項の一部の解約をする場合について適用する。

(貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額に関する経過措置)

第五条 新令第四百四十四条第一項第一号及び第三号(貸金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額)の規定は、施行日以後にされる民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について適用し、施行日前にされた同法附則第二条(和議法及び特別和議法の廃止)の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)の規定による和議開始の申立てに係る和議事件については、なお従前の例による。

附則 (平成十二年四月十九日政令第二〇三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三二六号)

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十二年六月七日政令第三三四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年六月二三日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十七号)の施行の日(平成十二年六月二十六日)から施行する。

附則 (平成十二年一月一七日政令第四八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正法第三条の規定による改正前の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十一条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が施行日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する公社債等の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令第二百九十一条第一項第三号の規定は、施行日以後に行う同号に規定する出資者の持分の譲渡について適用し、施行日前に行った第一条の規定による改正前の所得税法施行令第二百九十一条第一項第三号に規定する出資者の持分の譲渡については、なお従前の例による。

附則 (平成十二年一月一七日政令第四八三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十二月一日)から施行する。

附則 (平成十三年一月四日政令第一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年三月三〇日政令第一三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条の三第十六号の改正規定、予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十六号)の施行の日

二 第五十一条の二第二項の改正規定、第八十九条の改正規定、第三百三十三條の二第一項の改正規定、第四百四十四条の改正規定、第四百四十五条の改正規定、第八十四条の改正規定、第二百八条の二の次に一条を加える改正規定、第二百九条第一項の改正規定、第二百十條の次に一条を加える改正規定、第二百十二條の次に一条を加える改正規定、第二百十七條第一項第三号の改正規定、第二百二十一条の改正規定、第三百二十六條第二項の改正規定及び第三百四十六條第二項第一号の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第八条までの規定、平成十三年四月一日

(経過措置の原則)
 第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)
 第三条 新令第八十九条第五号及び第六号(国庫補助金等の範囲)の規定は、個人が平成十三年四月一日以後に交付を受けるこれらの号に規定する助成金について適用する。

(株式の取得価額に関する経過措置)
 第四条 新令第五十五条、第一百一十一条から第十四条まで及び第一百七十七条(株式の取得価額)の規定は、平成十三年四月一日以後に新令第一百一十一条から第十四条までの規定に規定する事実が生じた場合について適用し、同日前に改正前の所得税法施行令第一百一十一条から第十六条まで(株式の取得価額)の規定に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(生命保険料控除及び損害保険料控除に関する経過措置)
 第五条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六号)附則第十四条(生命保険料控除及び損害保険料控除に関する経過措置)の規定により読み替えて適用される同法第二条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第七十七条第二項第一号(損害保険料控除)に規定する政令で定める事由は、身体の傷害若しくは疾病又はこれらを原因とする人の状態(同号に掲げる契約に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金を支払う旨の定めがある場合に限る。)並びに新令第二百十号の二第一号及び第三号(保険金の支払事由の範囲)に掲げる事由とする。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金等に関する経過措置)
 第六条 新令第二百一十七条第一項第三号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が平成十三年四月一日以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が同日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

(外国所得税の範囲等に関する経過措置)
 第七条 新令第二百一十一条第三項の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則(平成十三年六月六日政令第一九四号)抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令(次項において「新所得税法施行令」という。)第八十五条第一項の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う同項に規定する資産の移転について適用し、個人が施行日前に行った第一条の規定による改正前の所得税法施行令第八十五条第一項に規定する資産の移転については、なお従前の例による。

2 新所得税法施行令第三百四十五条第二項の規定は、施行日以後に設定される所得税法第二百二十四条の三第二項第五号に規定する特定株式投資信託について適用し、施行日前に設定された同号に規定する特定株式投資信託については、なお従前の例による。

附則(平成十三年八月二十五日政令第二七四号)抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行令第四条の改正規定、同令第六十一条の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同令第一百三十二条の改正規定、同令第一百四十二条の改正規定、同令第二百八十条の改正規定、同令第二百九十一条の改正規定及び同令第三百四十六条の改正規定、第二条中法人税法施行令第九条の改正規定、同令第十一条の改正規定、同令第二十三条の改正規定、同令第十九条の改正規定、同令第三十六条の四の改正規定、同令第三十九条の三の改正規定、同令第七十七条の改正規定及び同令第八十七条の改正規定、第四条中消費税法施行令第六条の改正規定、同令第九号の改正規定、同令第十号第三項第五号の改正規定、同令第四十八条の改正規定、同令第五十一条の改正規定及び同令第五十九条の改正規定、第五条の規定並びに第六条中租税特別措置法施行令第四条の三の改正規定、同令第五条の二の見出し及び同条の三の見出し及び同条の三の見出し及び同条の改正規定(同条第十一項に係る部分を除く。)、同令第二十五条の八第十一項の次に五項を加える改正規定(同条第十二項に係る部分に限る。)並びに同令第五十三条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定、商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号。以下「商法等改正法」という。)の施行の日

二 第一条中所得税法施行令第十条の改正規定、第二条中法人税法施行令第五条の改正規定並びに第六条中租税特別措置法施行令第六条の八の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定及び同令第四十条の十九の改正規定、公布の日

(交付金銭等の受領者の告知等に関する経過措置)

第二条 所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する交付を受ける者が商法等改正法の施行の前日にされた第一条の規定による改正前の所得税法施行令第三百四十六条第一項第四号に規定する株式の消却(当該株式の消却のための同号の法人による同号の株式の取得を含む。)により交付を受けた同号に掲げる金銭及び金銭以外の資産については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の所得税法施行令(次項において「新所得税法施行令」という。)第三百四十六条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する交付を受ける者が商法等改正法の施行の日以後にされる同号に規定する自己の株式の取得により交付を受ける同号に掲げる金銭及び金銭以外の資産について適用する。

3 商法等改正法附則第三条第一項の規定の適用がある場合における新所得税法施行令第三百四十六条第一項の規定の適用については、同項第五号に規定する自己の株式の取得には、商法等改正法附則第三条第一項の規定に基づき商法等改正法第一条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。)第二百十号ノ二第二項(商法等改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)に規定する決議をした株式会社が行う自己の株式の買受けによる当該自己の株式の取得を含まないものとする。

附則(平成十三年一月九日政令第三三三号)抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一〇月三十一日政令第三三九号)
 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月三〇日政令第三七五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(公的年金等の金額から控除する金額の調整等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第二十四条第一項の規定により支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等に係る第一条の規定による改正後の所得税法施行令第三百十九條の四及び第三百十九條の九の規定の適用については、同令第三百十九條の四第二号中「次に掲げる公的年金等」とあるのは、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十四条第一項(未支給給付に関する経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条(農林漁業団体職員共済組合等の廃止)の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法第十九條第一号(組合の給付)に掲げる退職共済年金(同法附則第七条(退職共済年金の特例)の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。）」とする。

附 則 (平成十四年一月一七日政令第四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日政令第二〇三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「老人等」を「障害者等」に改める部分に限る。)、第一編第二章第三節の節名の改正規定、第三十條の二の改正規定、第三十條の三(見出しを含む。)、改正規定、第三十條の四第一項及び第三項並びに第三十條の五第一項及び第五項の改正規定、第三十條の六(見出しを含む。)、改正規定、第三十條の七第一項及び第三十條の八の改正規定、第三十條の九の見出しの改正規定、同條の改正規定、第三十條の十一の改正規定、第三十條の十二第一項の改正規定、第三十條の十三から第三十條の十五までの改正規定、第一編第二章第四節の節名の改正規定、第三十一條から第三十五條までの改正規定、第三十六條(見出しを含む。)、改正規定、第三十七條から第三十九條まで並びに第四十一條第一項及び第三項の改正規定、第四十一條の二(見出しを含む。)、改正規定、第四十一條の三第一項及び第四十二條第一項の改正規定、第四十三條の改正規定、第四十四條から第四十七條まで並びに第四十八條第一項及び第五項の改正規定、第三百三十六條第五項の改正規定並びに第三百三十九條第七項の改正規定並びに附則第三條第一項及び第二項、第四條第一項から第三項まで、第四十一條並びに第十二條の規定は、平成十八年一月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置)

第三条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)以下「改正法」という。附則第三十五條第一項(障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置)に規定する政令で定める日は、同項に規定する通常郵便貯金の利子の平成十八年一月一日を含む計算期間の末日の翌日とする。

2 改正法附則第三十五條第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、郵便貯金(同項に規定する通常郵便貯金を除く。)のうち定期郵便貯金(郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第七條第一項第四号(郵便貯金の種類)に規定する定期郵便貯金をいう。以下この項において「定期郵便貯金」という。))にあっては当該定期郵便貯金等の利子で平成十八年一月一日を含む利子の計算期間に対応するもの額にその利子に係る定期郵便貯金等の預入の日の属する月から平成十七年十二月までの月数を乗じた額を当該預入の日の属する月から払戻しの日の属する月の前月までの月数で除して計算した金額とし、定期郵便貯金にあっては当該定期郵便貯金の利子で平成十八年一月一日を含む利子の計算期間に対応するもの額にその利子に係る定期郵便貯金の預入の日から平成十七年十二月三十一日までの日数を乗じた額を当該預入の日から払戻しの日の前日までの日数で除して計算した金額とする。

3 改正法附則第三十五條第三項に規定する障害者等に該当する個人で同項の確認を受けようとするものは、平成十八年一月一日前に同項の郵便貯金に係る同項に規定する取扱郵便局(以下この条において「取扱郵便局」という。))に、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等(同項に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。))に該当する旨その他の財務省令で定める事項を記載した申請書(以下この条において「障害者等確認申請書」という。))を提出し、その者の障害者等確認書類(同項に規定する書類をいう。以下この条において同じ。))を提示して、障害者等に該当することにつき確認を受けなければならない。

4 前項の場合において、取扱郵便局は、当該提示を受けた障害者等確認書類によりその者が障害者等に該当する事実を確認しなければならぬものとし、当該事実を確認したときは、同項の規定により提出のあった障害者等確認申請書にその確認した旨及び当該確認に係る障害者等確認書類の名称を記載しなければならない。

5 第三項の障害者等確認申請書を提出した者は、その提出の際、改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。))第三十條の十第一項(確認した旨の通帳等への証印)の規定により証印を受けた当該郵便貯金に係る同項に規定する通帳等(以下この条において「通帳等」という。))を提示して、当該通帳等によりその者が障害者等に該当することにつき確認した旨の表示を受けることができる。この場合において、取扱郵便局は、当該提示を受けた通帳等に当該確認した旨の表示をするものとする。

6 郵便貯金の受入れをする者は、第三項の規定による障害者等確認申請書の提出があった場合には、当該提出があった者の郵便貯金に係る非課税郵便貯金申込書に記載されている老人等に該当する事実を障害者等に該当する事実と訂正する方法その他の方法により当該郵便貯金の管理をしておかなければならない。

7 郵便貯金の受入れをする者は、取扱郵便局から障害者等確認申請書の送付を受けた場合には、当該申請書を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 改正法附則第三十六条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)に規定する普通預金に類するものとして政令で定めるものは、普通貯金、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第五条第二項(納税準備預金の利子の非課税)に規定する納税準備預金、納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項(定義)に規定する納税貯蓄組合預金その他これらに類するものとして財務省令で定めるものとする。

2 改正法附則第三十六条第一項に規定する政令で定める日は、同項に規定する普通預金等の利子又は収益の分配の平成十八年一月一日を含む計算期間の末日の翌日とする。

3 改正法附則第三十六条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する預貯金等の利子又は収益の分配で平成十八年一月一日を含む利子又は収益の分配の計算期間に対応するものの額に当該計算期間の初日から平成十七年十二月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算した金額とする。

4 改正法附則第三十六条第三項に規定する障害者等に該当する個人で同項の確認を受けようとするものは、平成十八年一月一日前に同項に規定する障害者等未確認預貯金等(以下この条において「障害者等未確認預貯金等」という。)に係る同項に規定する金融機関の営業所等(以下この条において「金融機関の営業所等」という。)の長に、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等(同項)に規定する障害者等という。以下この条において同じ。)に該当する旨その他の財務省令で定める事項を記載した申請書(以下この条において「障害者等確認申請書」という。)を提出し、その者の障害者等確認書類(同項)に規定する書類をいう。以下この条において同じ。)を提示して、障害者等に該当することにつき確認を受けなければならないものとし、当該事実を確認したときは、同項の規定により提出のあった障害者等確認申請書にその確認した旨及び当該確認に係る障害者等確認書類の名称を記載しなければならない。

5 前項の場合において、金融機関の営業所等の長は、当該提示を受けた障害者等確認書類の名称を記載しなければならないものとし、当該事実を確認したときは、同項の規定により提出のあった障害者等確認申請書にその確認した旨及び当該確認に係る障害者等確認書類の名称を記載しなければならない。

6 第四項の障害者等確認申請書を提出した者は、その提出の際、旧令第四十八条第一項(金融機関の営業所等における非課税貯蓄に関する帳簿書類の整理保存等)の規定により証印を受けた当該障害者等未確認預貯金等に係る同項に規定する通帳、証書、証券その他の書類(以下この条において「通帳等」という。)を提示して、当該通帳等にその者が障害者等に該当することにつき確認した旨の表示を受けることができるものとする。この場合において、金融機関の営業所等の長は、当該提示を受けた通帳等に当該確認した旨の表示をするものとする。

7 金融機関の営業所等の長は、第四項の規定により提出があった障害者等確認申請書に第五項の規定による確認した旨の記載をした場合には、当該提出をした者の各人別に、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する事実その他の財務省令で定める事項を、平成十八年一月三十一日までに当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

8 金融機関の営業所等の長は、障害者等確認申請書の提出を受けた場合には、当該申請書を財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第五条 新令第八十九条第五号及び第七号(国庫補助金等の範囲)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付を受けるこれらの規定に規定する助成金又は補助金について適用し、個人が施行日前に交付を受けた旧令第八十九条第四号(国庫補助金等の範囲)に規定する補助金については、なお従前の例による。

(陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置)

第六条 改正法附則第七条第九項、第十一項、第十三項、第十五項又は第十七項(個人の減価償却に関する経過措置)の規定の適用を受ける個人に係る新令第三百三十三条の二第一項(陳腐化した減価償却資産の償却費の特例)の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、この規定」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第七条第九項、第十一項、第十三項、第十五項若しくは第十七項(個人の減価償却に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の二(第一項第一号に係る部分に限る。)、第十三条の三(第一項第四号に係る部分に限る。)、第十四条(第一項に係る部分に限る。)、第十四条の二若しくは第十五条(経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却等)の規定」とする。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金等に関する経過措置)

第七条 新令第二十七号第一項第三号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八条第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

(外国所得税の範囲等に関する経過措置)

第八条 新令第二百二十一条第四項(外国所得税の範囲等)の規定は、居住者が施行日以後に行う同項に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外国所得税を納付することとなる場合について適用し、居住者が施行日以前に行った旧令第二百二十一条第四項(外国所得税の範囲等)に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外国所得税を納付することとなる場合については、なお従前の例による。

(匿名組合契約等に基づき利益の分配を受ける権利から生ずる所得に対する所得税に関する経過措置)

第九条 施行日前に旧令第二百八十条第一項第四号(国内にある資産の所得)に掲げる利益の分配を受ける権利の運用又は保有から生じた所得については、なお従前の例による。

(優先出資に類する出資等に関する経過措置)

第十条 新令第三百四十五条第二項(優先出資に類する出資等)の規定は、施行日以後に設定される所得税法第二百二十四条の三第二項第五号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する特定株式投資信託について適用し、施行日前に設定された同号に規定する特定株式投資信託については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成十四年八月一日政令第二十七号)抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

附則 (平成十四年一〇月二日政令第三〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施行する。

附則 (平成十四年二月六日政令第三六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 証券市場整備法附則第九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる証券市場整備法第十三条の規定による改正前の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下この条において「旧所得税法」という。)第十条(第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定に基づく第七号の規定による改正前の所得税法施行令(以下この条において「旧所得税法施行令」という。)

第三十一条から第五十条までの規定は、なおその効力を有するもの(この場合において、平成十六年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間は、旧所得税法施行令第三十三条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの(第七号に掲げるものを除き。)」と、「第六号及び第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」とし、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第一条第三号に定める日から所得税法施行令の一部を改正する政令(平成十九年政令第八十二号)附則第一条第六号に定める日(以下この項及び次項において「金融商品取引法施行日」という。))の前日までの間は、旧所得税法施行令第三十一条及び第三十二条中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるものを除き。」と、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」と、旧所得税法施行令第三十四条から第三十九条までの規定及び旧所得税法施行令第四十一条から第四十二条までの規定中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「第三十条の九第一項」とあるのは「の氏名、生年月日及び住所を証する」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十四条から第四十七条までの規定並びに旧所得税法施行令第四十八条第一項及び第五項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「合同運用信託等」とあるのは「合同運用信託等、剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十二条中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は証券業者」とあるのは「金融商品取引業者又は登録金融機関」と、同条第一号中「信託会社」とあるのは「信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条(信託会社の免許)又は第五十三条第一項(外国信託会社の免許)の免許を受けたものに限る。)」と、同条第四号中「証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第一号(定義)に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店(次条において「外国証券会社の支店」という。))並びに証券取引法第六十五条の二第一項(金融機関等の証券業務の登録)とあるのは「金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項(通則)に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。))並びに同法第三十三条の二(金融機関の登録)と、旧所得税法施行令第三十三条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第四項中「受益証券は」とあるのは「受益権は」と、「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるものを除き。」と、「第六号から第八号まで」とあるのは「第六号及び第八号」と、「受益証券で当該受益証券」とあるのは「受益権で当該受益権」と、同条第二号中「法人」とあるのは「法人が当該法令の規定により」と、同条第三号中「第二条(定義)に規定する長期信用銀行」とあるのは「第八条(長期信用銀行の発行)の規定による長期信用銀行」と、「第十七条の二第一項(債券の発行の特例)に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六十九号)とあるのは「第八条第一項(特定社債の発行)(同法第五十五条第四項(長期信用銀行が普通銀行となる転換)において準用する場合を含む。))の規定による特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第二百条第一項)と、「なおその効力を有するものとされる同法附則第六十八号」とあるのは「なお従前の例によることとされる同法第九十九号」と、「の認可を受けたもの(その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。)」とあるのは「(同法第二十四条第一項第七号(合併に関する準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の認可を受けたもの(発行する同法第十七条の二第一項の債券)と、「第五十四条の二第一項(全国連合会の債券の発行)に規定する全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券」とあるのは「第五十四条の二第一項(全国連合会の債券の発行)の規定による全国連合会債」と、同項第五号中「証券取引法」とあるのは「金融商品取引法」と、「同法第二条第九項(定義)に規定する証券会社又は外国証券会社の支店」とあるのは「前条第四号に掲げる金融商品取引業者」と、同項第六号中「第二条第二十八項」とあるのは「受益証券」と、同項第八号中「受益証券」とあるのは「受益権」と、同項第九号中「第二百二十四条の三第二項第六号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する社債的受益証券」とあるのは「第六条の三第四号(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する社債的受益権」と、「受益証券の」とあるのは「受益権の」と、「証券取引法」とあるのは「取得勧誘」と、同項第十号中「証券会社又は外国証券会社の支店」とあるのは「金融商品取引業者」と、旧所得税法施行令第三十六条第一項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「利子等」とあるのは「利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十七条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同項第二号中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十八条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十九条第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「に規定する社債的受益証券に係る」とあるのは「に掲げる社債的受益権に係る元本の額」と、「第三十条第四号」とあるのは「第五十二条第四号」と、「社債的受益権の元本の額」とあるのは「元本の額をいう」と、同条第三項中「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剰余金の配当」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十一条の二第一項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第三号の九第一項(老人等に該当する旨を証する書類の範囲)の規定は、法第十条第五項とあるのは「法第十条第五項」と、同条第二項に規定する財務省令で定める書類(当該書類に当該障害者等の生年月日又は住所が記載されていない場合)には、当該書類及び当該障害者等の氏名、生年月日及び住所を証する同項に規定する財務省令で定める書類」と、同条第二項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、「前項において準用する第三十条の九第一項」とあるのは「前項」と、旧所得税法施行令第四十一条の三第一

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲に関する経過措置)

第三条 個人が平成十六年一月一日前に購入をした改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第三十三条第四項第七号(利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲)に掲げる受益証券の収益の分配については、なお従前の例による。

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置)

第四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下「改正法」という。)附則第二条第二項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置)の規定により読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第十一条第一項(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する政令で定める受益証券は、旧令第五十条の二第一項各号(公社債等の範囲)に掲げる受益証券とし、改正法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される新法第十一条第一項に規定する政令で定める投資口は、旧令第五十条の二第二項に規定する投資口とする。

2 改正法附則第二条第二項の規定の適用がある場合における新令第五十一条の二(公社債等に係る有価証券の記録等)の規定の適用については、同条第一項第一号中「第五十条の二各号」とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第三十号)による改正前の所得税法施行令(以下この項において「旧令」という。)第五十条の二第一項各号」と、同項第二号中「第五十条の二第二号又は第三号」とあるのは「旧令第五十条の二第一項第二号から第四号まで」と、同項第三号中「受益証券」とあるのは「受益証券並びに旧令第五十条の二第二項に規定する特定の投資口の投資口」とする。

(所有株式に対応する資本等の金額又は連結個別資本等の金額の計算方法等に関する経過措置)

第五条 新令第六十一条第二項第二号及び第三号(所有株式に対応する資本等の金額又は連結個別資本等の金額の計算方法等)の規定は、法人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う新法第二十五条第一項第二号(配当等の額とみなす金額)に掲げる分割型分割又は同項第三号に掲げる資本若しくは出資の減少若しくは解散による残余財産の分配について適用し、法人が施行日前行った改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二十五条第一項第二号(配当等の額とみなす金額)に掲げる分割型分割又は同項第三号に掲げる資本若しくは出資の減少若しくは解散による残余財産の分配については、なお従前の例による。

(特定退職金共済団体の要件に関する経過措置)

第六条 新令第七十三条第一項第七号ロ(特定退職金共済団体の要件)の規定は、施行日以後に同項の承認又は新令第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を受ける場合について適用する。

2 新令第六十四条、第六十五条、第七十二条、第七十六条及び第八十二条の二(退職金共済制度に基づく掛金等に係る所得税の取扱い)の規定中新令第七十三条第一項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支出する掛金及び当該団体が行う給付に係る部分は、施行日以後に支出すべき当該掛金及び施行日以後に支払うべき当該給付(当該給付に対応する施行日前に支出されるべき掛金のうちに旧令第七十六条第一項第二号ニ(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)に掲げる掛金が含まれているものを除く。)について適用し、施行日前に支出すべき掛金及び施行日前に支払うべき当該給付(施行日以後に支払うべき当該給付で、これに対応する施行日前に支出されるべき掛金のうち同号ニに掲げる掛金が含まれているものを含む。)については、なお従前の例による。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第七条 新令第八十九条第一号、第二号及び第四号から第七号まで(国庫補助金等の範囲)の規定は、個人が平成十五年十月一日以後に交付を受ける同条第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる助成金、給付金又は補助金について適用し、個人が同日前に交付を受けた旧令第八十九条第一号、第二号及び第四号から第七号まで(国庫補助金等の範囲)に掲げる助成金、給付金又は補助金については、なお従前の例による。

2 新令第八十九条第三号の規定は、個人が平成十六年三月一日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金について適用し、個人が同日前に交付を受けた旧令第八十九条第三号に掲げる助成金については、なお従前の例による。

(陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置)

第八条 改正法附則第七十二条第十三項、第十五項又は第十七項(個人の減価償却に関する経過措置)の規定の適用を受ける個人に係る新令第一百三十三条の二第一項(陳腐化した減価償却資産の償却費の特例)の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「一」と、この規定」とあるのは「一又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第七十二条第十三項、第十五項若しくは第十七項(個人の減価償却に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三(第一項第一号に係る部分に限る。)、第十四条(第二項に係る部分に限る。))若しくは第十四条の二(農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却等)の規定」とする。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する経過措置)

第九条 新令第二百七十七条第一項第一号の二並びに第三号コ、エ及びア(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が平成十五年十月一日以後に支出する寄付金について適用し、個人が同日前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

2 新令第二百七十七条第一項第三号サ及び第四号の規定は、個人が施行日以後に支出する寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した寄付金については、なお従前の例による。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

第十条 株式等(旧法第二百二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。)を平成十五年四月一日前から新令第三百四十二条第二項第二号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する証券会社等の営業所において保管の委託をしている者が、同日以後最初に当該保管の委託をしている株式等の譲渡の対価の支払を受けるときに同号の告知に相当する告知をした場合には、当該告知は、同号の告知とみなして同条の規定を適用する。

2 公募証券投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が新法第二条第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたもの（新令第三百三十六条第二項第五号（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する特定株式投資信託を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の受益証券を平成十六年一月一日前から新令第三百四十二条第二項第二号に規定する証券会社等の営業所において保管の委託をしている者が、同日以後最初に当該保管の委託をしている公募証券投資信託の受益証券の譲渡の対価の支払を受ける日までに同号の告知に相当する告知をした場合には、当該告知は、同号の告知とみなして同条の規定を適用する。

附則（平成十五年二月三日政令第四十六号）抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日政令第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百四十二条の改正規定、第三百五十五条の改正規定、第三百六条の見出しの改正規定、同条の改正規定、第三百三十一条の改正規定、第三百三十三条の見出しの改正規定、同条の改正規定及び第三百三十九条の三の改正規定 平成十六年七月一日

二 第一条の改正規定、第十一条の改正規定、第十一条の二の改正規定、第三百十九号の四の改正規定、第三百十九号の七の改正規定及び第三百十九号の九の改正規定並びに附則第六条及び第八条（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）第九号第二項第一号イの改正規定中、「同法第八十条第二項に規定する老年者控除の額」を削る部分に限る。）の規定 平成十七年一月一日

三 目次の改正規定、第三十二条第一号の改正規定、第五十五条第四号の改正規定、第三編第三章第二節中第三百六条の次に一条を加える改正規定、第三百三十五号第二項の改正規定、第三百三十六号第五項の改正規定（若しくは第三百七十六号第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）を、「第百七十六号第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若しくは第百八十条の二第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）」に改める部分に限る。）、第三百三十九号第九号の改正規定（若しくは第百七十六号第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）」を、「第百七十六号第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）」に改める部分に限る。）、及び第三百五十一条を第三百五十五条とし、第三百四十七号から第三百五十五号までを四条ずつ繰り下げ、第三百四十六号の次に四条を加える改正規定 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日

四 第七十二条第二項第三号の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）の施行の日

第二条 別定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税とされる通勤手当に関する経過措置）

第三条 新令第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（施行日前に受けるべき当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、施行日前に受けるべき改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二十条の二（非課税とされる通勤手当）に規定する通勤手当（施行日以後に受けるべき当該通勤手当で施行日前に受けるべきものの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置）

第四条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号。以下「改正法」という。）附則第二十五条第七項、第九項、第十一項又は第十三項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける個人に係る新令第三十三号の二第一項（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例）の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、この規定」とあるのは「又は」又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第二十五条第七項、第九項、第十一項若しくは第十三項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三（第一項第三号に係る部分に限る。）、第十四条第一項、第十四条の二若しくは第十五条（農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却等）の規定」とする。

（寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する経過措置）

第五条 新令第二百七十七号第一項第一号の二から第三号まで（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第七十八号第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金については、個人が施行日前に支出した改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第七十八号第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金については、なお従前の例による。

2 個人が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人で施行日の前日において旧令第二百七十七号第一項第二号ル（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げるものに該当するものに対して支出する寄付金のうち施行日から二年以内の期間で財務省令で定める期間内に支出するものについては、新令第二百七十七号第一項第三号に掲げる法人に対して支出する寄付金とみなす。

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出ができない公的年金等に関する経過措置）

第六条 新令第三百十九号の七（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出ができない公的年金等）の規定は、平成十七年一月一日以後に支払を受けるべき新法第二百三条の五第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第二百三条の五第一項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（特例年金給付に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条 改正法附則第八号第一項（特例年金給付に係る源泉徴収に関する経過措置）の規定の適用がある場合における旧法第二百三条の三第二号（徴収税額）に規定する政令で定める公的年金等は、同項に規定する特例年金給付とし、同号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額と同条第一号イからへまでに掲げる金額の合計額から当該特例

年金給付の金額につき旧令第百三十九条の三（公的年金等の月割額）の規定に準じて計算した金額に百分の二十五を乗じて得た金額を控除した金額とのいずれか少ない金額に当該特例年金給付の金額に係る月割額を乗じて計算した金額とする。

一 当該特例年金給付の受給者が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十二条（受給権者）の規定により支給される老齢厚生年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。次号において「統合法」という。）第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（以下この号において「廃止前農林共済法」という。）第十九条第一号（組合の給付）に掲げる退職共済年金（廃止前農林共済法附則第七条（退職共済年金の特例）の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。イにおいて同じ。）の支払を受けるものである場合 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額

イ 当該老齢厚生年金又は退職共済年金の金額につき旧令第百三十九条の三の規定に準じて計算した金額に百分の七十五を乗じて得た金額
ロ 四万七千五百円

二 当該特例年金給付の受給者が厚生年金保険法附則第八条（老齢厚生年金の特例）の規定により支給される老齢厚生年金若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第六十三条第一項（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）の規定により支給される老齢年金又は前号に規定する財務省令で定める退職共済年金若しくは統合法附則第二条第一項第五号（定義）に規定する旧制度農林共済法第十九条第一号（組合の給付）に掲げる退職給付である年金の支払を受けるものである場合 当該老齢厚生年金若しくは老齢年金又は退職共済年金若しくは退職給付である年金の金額につき旧令第百三十九条の三の規定に準じて計算した金額に百分の七十五を乗じて得た金額

附則（平成一六年八月一三日政令第三五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附則（平成一六年一二月四日政令第三四二号）抄

この政令は、平成十六年十二月一日から施行する。

附則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年三月九日政令第三七号）

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年三月三一日政令第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三百五十五条第一項の改正規定 平成十七年七月一日
- 二 第六十九条第一項第二号の改正規定、第八十二条の三第一項第二号の改正規定、第百八十三条の改正規定、第二百七十七条第一項第一号の三の改正規定、第三百十九号の四第一号の改正規定及び第三百五十一条第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 平成十七年十月一日
- 三 第二百九十八条第四項の改正規定 平成十八年一月一日
- 四 第六条第八号ワの改正規定 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二二号）の施行の日
- 五 第二百八十一条の次に一条を加える改正規定（第二百八十一条の二第一項第二号に係る部分に限る。）及び第二百九十一条第四項の次に一項を加える改正規定（同条第五項第三号に係る部分に限る。） 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の施行の日

（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置）

第三条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号。次条において「改正法」という。）附則第十八条第七項、第九項、第十一項、第十二項又は第十六項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける個人に係る新令第百三十三号の二第一項（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例）の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第十八条第七項、第九項、第十一項、第十二項若しくは第十六項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の二（第一項第一号に係る部分に限る。）、第十三条の三（第一項第二号に係る部分に限る。）、第十四条第一項、第十四条の二（第二項第二号に係る部分に限る。）、若しくは第十五条（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却等）の規定」とする。

(寄付金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄付金等に関する経過措置)

第四条 新令第二百七十七条第一項第一号の三(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)の規定は、個人が平成十七年十月一日以後に支出する改正法第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第七十八條第一項(寄付金控除)に規定する特定寄付金について適用し、個人が同日前に支出した当該特定寄付金については、なお従前の例による。

(外国所得税の範囲等に関する経過措置)

第五条 新令第二百二十一條第六項(外国所得税の範囲等)の規定は、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(国内にある資産の譲渡による所得等に関する経過措置)

第六条 新令第二百八十條第二項(国内にある資産の譲渡による所得)及び第二百九十一條(恒久的施設を有しない非居住者の課税所得)の規定は、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則(平成一十七年七月二日政令第二四九号)

この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則(平成一十七年七月二日政令第二四九号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(以下「整備法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年八月一日)から施行する。

附則(平成一十七年九月三〇日政令第三〇九号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年十月一日)から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の所得税法施行令第八十九條第二号に掲げる給付金であつてその支給事由がこの政令の施行の日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則(平成一十八年三月三十一日政令第二二四号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十條第一項第一号の改正規定及び第二編第一章第五節中第六十八條の七第二項及び第三項に係る部分に限る。平成十八年十月一日

二 目次の改正規定(第三百五十五條)を「第三百五十六條」に改める部分に限る。第一条第二項第四号の改正規定(「この条」を「この項」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規定(「解約返戻金」)の下に「第一項に規定する」を加える部分を除く。、同項第二号の改正規定、第二百八十八條の三の改正規定、第二百九十九條に一項を加える改正規定、第二百二十二條の二を削る改正規定、第二百十三條の改正規定、第二百十四條(見出しを含む)の改正規定、第二百五十八條第三項第四号の改正規定、第二百六十二條の改正規定、第三百十九條第五号の改正規定、第三百二十六條の改正規定、第三百五十一條第二項第一号の改正規定(同じ)の下に「及び保険業法第二條第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者と締結した損害保険契約」を加える部分を除く。、第三百五十二條の次に一項を加える改正規定及び第三百五十五條の次に一項を加える改正規定並びに附則第十三條第一項、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條第一項及び第二十三條の規定。平成十九年一月一日

三 目次の改正規定(第六十八條)を「第六十七條の七」に、「第二百二十條の二」を「第二百二十一條」に改める部分に限る。、第一条第四項を削る改正規定、第四条の改正規定、第十二條の二を削る改正規定、第三十三條第四項の改正規定、第三十七條第二項第一号の改正規定、第三十九條第一項の改正規定、第四十二條第一項第一号イの改正規定、第四十四條(見出しを含む)の改正規定、第五十一條の二第一項第三号の改正規定、第五十五條第三号の改正規定、第六十一條第一項の改正規定(第二十五條第一項第五号(配当等の額とみなす金額)を「第二十五條第一項第四号(配当等とみなす金額)」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(同項中「規定する株式」の下に「又は出資」を加える部分、同項第一号中「含む。以下この項」を「含む。以下この条」に改める部分、同項第二号イ中「負債」を「負債(新株予約権に係る義務を含む)」に改める部分、同項第三号中「法人税法第二條第十二号の三に規定する」を削る部分、同項第三号中「掲げる資本若しくは出資の減少」を「掲げる資本の払戻し」に、「当該資本若しくは出資の減少による払戻し」を「当該資本の払戻し」に改める部分、同号イ中「負債」を「負債(新株予約権に係る義務を含む)」に改める部分及び同号ロに係る部分に限る。)、同条第三項の改正規定、第六十二條第一項の改正規定、第七十六條第二項第一号の改正規定、第八十三條(見出しを含む)の改正規定、第八十四條の改正規定、第九十三條の改正規定、第九十五條第二項の改正規定、第九十九條第一項の改正規定、第一百零一條(見出しを含む)の改正規定、第一百二十二條の改正規定、第一百三十三條の改正規定(同条第一項中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」に改める部分を除く。)、第一百四十四條(見出しを含む)の改正規定(同条第一項中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」に改める部分を除く。)、第一百四十五條及び第一百四十六條の改正規定、第一百七七條(見出しを含む)の改正規定、第二百四十四條第一項の改正規定、第二百四十一條第一項第一号の改正規定、第二百九十一條第一項の改正規定、同条第七項第一号の改正規定(「総数」の下に「又は総額」を加える部分を除く。)、同項第二号の改正規定(「総数」の下に「又は総額」を加える部分を除く。)、第三百四十四條第二号の改正規定、第三百七十七條の改正規定、第三百三十五條第二項の改正規定、第三百三十六條第二項第六号の改正規定、第三百三十九條第一項の改正規定、第三百四十一條の次に一項を加える改正規定、第三百四十五條の改正規定、第三百四十六條の改正規定(同条第一項第四号を削る部分、同項第五号中「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」を「資本等の金額又は連結個別資本等の金額」に改める部分、同号と同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。)、第三百五十四條の次に一項を加える改正規定並びに第三百五十五條第一項の改正規定並びに附則第三條、第五條、第六條第一項及び第二項、第七條から第九條まで、第十一條、第十七條、第十九條第一項から第四項まで、第七項及び第八項並びに第三十一條の規定。会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日

四 第二百七条第一項第三号の改正規定及び同条第二項の改正規定並びに附則第十五条第二項の規定 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）附則第一条第二号に定める日（経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成十八年分以後の所得税について適用し、平成十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（有価証券に準ずるものの範囲に関する経過措置）

第三条 個人が附則第一条第三号（施行期日）に定める日（以下「会社法施行日」という。）前に取得した改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第四条第一号（有価証券に準ずるものの範囲）に掲げる端数の部分については、なお従前の例による。

（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲に関する経過措置）

第四条 個人が、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第九条の第二項（障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する非課税郵便貯金申込書の提出の際に提示した旧令第三十条の九第二項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲）に規定する郵便貯金本人票については、なお従前の例による。

（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲に関する経過措置）

第五条 新令第三十三条第四項第三号（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）及び第三十七条第二項第一号（有価証券の記録等）の規定は、会社法施行日以後に購入をする改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する有価証券について適用し、会社法施行日前に購入をした旧法第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する有価証券については、なお従前の例による。

2 新令第五十一条の二第二項第三号（公社債等に係る有価証券の記録等）の規定は、会社法施行日以後に新法第十一条第四項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する方法により管理される同項に規定する公社債等について適用し、会社法施行日前に旧法第十一条第四項（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）に規定する方法により管理されている同項に規定する公社債等については、なお従前の例による。

（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第六条 新令第六十一条第一項第四号から第七号まで（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、法人が会社法施行日以後に行うこれらの規定に掲げる事由による取得については適用し、法人が会社法施行日以前に行った旧令第六十一条第一項第四号から第六号まで（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に掲げる事由による取得については、なお従前の例による。

2 法人が会社法施行日以後に行う会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第八十六条第一項（端株に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる端株の同法第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）の規定による買取りによる取得は、新令第六十一条第一項第六号に掲げる買取りによる取得とみなす。

3 新令第六十一条第二項第一号及び第二号の規定は、法人が施行日以後に行う新法第二十五条第一項第一号（配当等とみなす金額）に掲げる合併又は同項第二号に掲げる分割型分割について適用し、法人が施行日以前に行った旧法第二十五条第一項第一号（配当等の額とみなす金額）に掲げる合併又は同項第二号に掲げる分割型分割については、なお従前の例による。

4 新令第六十一条第二項第四号の規定は、法人が施行日以後に行う同号に規定する自己株式の取得等について適用し、法人が施行日以前に行った旧法第二十五条第一項第四号に掲げる株式の消却、同項第五号に掲げる自己の株式の取得又は同項第六号に掲げる社員の退社若しくは脱退による持分の払戻しについては、なお従前の例による。

5 施行日から会社法施行日の前日までの間における新令第六十一条第二項第四号の規定の適用については、同号中「第二十五条第一項第四号から第六号まで」とあるのは、「第二十五条第一項第四号及び第五号」とする。

（株式その他の資産の一部のみを分割法人の株主等に交付する場合等の取扱いに関する経過措置）

第七条 新令第八十三条第一項（株式その他の資産の一部のみを分割法人の株主等に交付する場合等の取扱い）の規定は、法人が会社法施行日以後に行う分割について適用し、法人が会社法施行日前に行った分割については、なお従前の例による。

（株式等を取得する権利の価額に関する経過措置）

第八条 新令第八十四条（株式等を取得する権利の価額）の規定は、個人が会社法施行日以後に発行法人から同条各号に掲げる権利を与えられる場合について適用し、個人が会社法施行日前に発行法人から旧令第八十四条各号（株式等）を取得する権利の価額）に掲げる権利を与えられた場合については、なお従前の例による。

（有価証券の取得価額に関する経過措置）

第九条 新令第九十九条第一項第一号及び第二号（有価証券の取得価額）の規定は、個人が会社法施行日以後に取得するこれらの規定に掲げる有価証券について適用し、個人が会社法施行日前に取得をした旧令第九十九条第一項第一号及び第二号（有価証券の取得価額）に掲げる有価証券については、なお従前の例による。

2 新令第九十九条第一項第三号の規定は、個人が会社法施行日以後に取得をする同号に掲げる有価証券について適用する。

3 新令第一百一条第一項（株主割当てにより取得した株式の取得価額）の規定は、会社法施行日以後に生じた同項に規定する事実により同項の株式を取得する場合については、なお従前の例による。前に生じた旧令第一百一条（増資により取得した株式の取得価額）に規定する事実により同条の株式を取得する場合については、なお従前の例による。

4 新令第一百一十一条第二項の規定は、会社法施行日以後に生じた同項に規定する株式無償割当てにより同項の株式を取得する場合について適用する。

5 新令第一百二十二条（合併により取得した株式の取得価額）及び第一百三十一条（分割型分割により取得した株式の取得価額）の規定は、会社法施行日以後に新令第一百二十二条に規定する合併が生じた場合及び同項に規定する分割型分割が生じた場合について適用し、会社法施行日前に旧令第一百二十二条（合併により取得した株式の取得価額）に規定する合併が生じた場合及び旧令第一百三十一条（分割型分割により取得した株式の取得価額）に規定する分割型分割が生じた場合については、なお従前の例による。

- 6 新令第十四条第一項（資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額）の規定は、次に定めるものを除き、同条第一項に規定する資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、旧令第十四条第一項（減資等があった場合の株式等の取得価額）に規定する資本の減少に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。
- 7 会社法第四百五十四條第一項若しくは第五項（剰余金の配当に関する事項の決定）の決議又は同法第四百五十九條第一項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による新令第十四條第一項に規定する資本の払戻しについては、当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日前であるものであっても、同条の規定を適用する。
- 8 新令第十四條第二項の規定は、会社法施行日以後に同項に規定する出資の払戻しがあった場合について適用する。
- 9 新令第十五條（組織変更があった場合の株式等の取得価額）及び第十六條（合併等があった場合の新株予約権等の取得価額）の規定は、会社法施行日以後に新令第十五條に規定する組織変更があった場合及び新令第十六條に規定する合併等があった場合について適用する。
- 10 新令第十七條（旧株一株の従前の取得価額等）の規定は、会社法施行日以後に同条に規定する事実が生じた場合について適用し、会社法施行日前に旧令第十七條（旧株一株の従前の取得価額）に規定する増資等が生じた場合については、なお従前の例による。
- （陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置）
- 第十条 改正法附則第八十三條第八項、第九項又は第十一項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける個人に係る新令第三十三條の二第一項（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例）の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第八十三條第八項、第九項若しくは第十一項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十三條の三（第一項第三号に係る部分に限る）、第十三條の四若しくは第十四條第一項（共同改善計画を実施する個人の機械等の割増償却等）の規定」とする。
- （個別評価資金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額に関する経過措置）
- 第十一条 新令第四十四條第一項第一号及び第三号二（個別評価資金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定は、会社法施行日以後にされる会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定又は特別清算開始の申立てについて適用し、会社法施行日前にされた会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四條（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）の規定による特別清算に係る協定の認可又は特別清算開始の申立てを含む。）については、なお従前の例による。
- 2 会社法施行日前にされた旧令第四十四條第一項第三号二（個別評価資金等に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する整理開始の申立てに係る会社の整理に関する事件については、なお従前の例による。
- （先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算等に関する経過措置）
- 第十二條 個人が、施行日前に新令第六十七條の六第一項（先物外国為替契約により発生時の外国通貨の円換算額を確定させた外貨建資産・負債の換算等）に規定する外貨建資産・負債の取得又は発生を基因となる外貨建取引（新法第五十七條の三第一項（外貨建取引の換算）に規定する外貨建取引をいう。次項において同じ。）に伴って支払い、又は受け取る外国通貨の金額の円換算額（新法第五十七條の三第一項に規定する円換算額をいう。次項において同じ。）を確定させる新令第六十七條の六第一項に規定する先物外国為替契約を締結し、かつ、施行日の前日までに当該先物外国為替契約の履行等による決済をしていない場合において、施行日以後に当該外国通貨の支払又は受取を行うときは、当該先物外国為替契約及び当該外国通貨に係る同項の規定の適用については、当該先物外国為替契約は施行日において締結したものとみなす。
- 2 個人が、施行日前に新法第五十七條の三第二項に規定する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる同項に規定する先物外国為替契約等を締結し、かつ、施行日の前日までに当該先物外国為替契約等の履行等による決済をしていない場合において、施行日以後に当該資産又は負債の取得又は発生を基因となる外貨建取引を行うときは、当該先物外国為替契約等及び当該資産又は負債に係る同項の規定の適用については、当該先物外国為替契約等は施行日において締結したものとみなす。
- （損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等に関する経過措置）
- 第十三條 新令第八十四條（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）の規定は、個人が平成十九年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する損害保険契約等に基づく年金又は同条第二項に規定する損害保険契約等（同項に規定する少額短期保険業者と締結した損害保険契約以外のものに限る。）に基づく同条第四項に規定する満期返戻金等について適用し、個人が同日前に支払を受けた旧令第八十四條第一項（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する損害保険契約等に基づく年金又は同条第二項に規定する損害保険契約等に基づく同条第四項に規定する満期返戻金等については、なお従前の例による。
- 2 新令第八十四條第二項から第四項までの規定は、個人が施行日以後に支払を受ける同条第二項に規定する損害保険契約等（同項に規定する少額短期保険業者と締結した損害保険契約に限る。）に基づく同条第四項に規定する満期返戻金等について適用する。
- （地震保険料控除に関する経過措置）
- 第十四條 改正法附則第十條第二項（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する政令で定める契約は、建物又は動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済に係る契約とする。
- 2 改正法附則第十條第二項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、同法第九十條第二号ロ（年末調整）中「第七十七條第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）以下「平成十八年改正法」という。）附則第十條第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、「第七十七條まで」とあるのは「第七十七條（平成十八年改正法附則第十條第二項の規定により適用される場合を含む。）まで」と、同法第九十六條第一項（給与所得者の保険料控除申告書）中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」と、同項第三号中「第七十七條第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料」とあるのは「平成十八年改正法附則第十條第二項第一号（地震保険料控除）に規定する地震保険料等」と、「これらの規定」とあるのは「第七十六條又は第七十七條（地震保険料控除）（同項の規定により適用される場合を含む。）の規定」と、同条第二項中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」と、同法第九十八條第五項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」とする。

- 3 改正法附則第十条第二項の規定の適用がある場合における新令の規定の適用については、新令第二百五十八条第三項第四号（年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算）中「法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第十条第二項第一号（確定申告書に関する書類の提出又は提示）中「法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料」とあるのは「平成十八年改正法附則第十条第二項第一号（地震保険料控除に関する経過措置）に規定する地震保険料等」と、同項第五号中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」と、同項第五号中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」とする。
- 4 改正法附則第十条第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定の適用については、同法第四条の四第二項（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例）中「の規定」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第十条第二項の規定」とする。
- 5 前三項に定めるもののほか、改正法附則第十条第二項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。
- 第十五条 新令第二百七十七条第一項第一号の三（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項（寄付金控除）に規定する特定寄付金については、なお従前の例による。
- 2 新令第二百七十七条第一項第三号の規定は、個人が附則第一条第四号（施行期日）に定める日以後に支出する新法第七十八条第一項に規定する特定寄付金について適用し、個人が同日前に支出した旧法第七十八条第一項に規定する特定寄付金については、なお従前の例による。
- （平成十九年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）
- 第十六条 平成十九年において生じた新法第二十五条（定義）に規定する純損失の金額がある場合における新法第四十条第五項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一条第四項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることの新令第二百七十二條第二項（事業の廃止等に準ずる事実等）の規定の適用については、同項中「法第二編第三章第一節」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下「改正法」という。）第十四条（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止）の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第四条（居住者の最高税率の特例）の規定により読み替えられた改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の法第二編第三章第一節」と、計算法則に規定する所得税の額並びに旧所得税等負担軽減措置法第六條第二項（定率による税額控除の特例）に規定する定率による税額控除の額」と、「これらの条」とあるのは「法第四十条第五項又は第四百四十一条第四項」と、「前条」とあるのは「改正法附則第十四条第一項（平成十九年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）並びに前条」とする。
- 2 改正法附則第十四条第一項（平成十九年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）の規定又は前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十二条第一項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の還付請求書の記載事項については、財務省令で定める。
- （国内にある資産の譲渡による所得に関する経過措置）
- 第十七条 新令第二百八十条第二項（国内にある資産の譲渡による所得）の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同項第二号に掲げる資産の譲渡により生ずる所得について適用し、個人が会社法施行日以前に行った旧令第二百八十条第二項第二号（国内にある資産の譲渡による所得）に掲げる資産の譲渡により生ずる所得については、なお従前の例による。
- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第八十六条第一項（端株に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる端株の譲渡は、新令第二百八十条第二項第二号に掲げる資産の譲渡とみなす。
- （生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する経過措置）
- 第十八条 新令第三百二十六条第二項（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）の規定は、平成十九年一月一日以後に支払うべき新法第二百七条（源泉徴収義務）に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百七条（源泉徴収義務）に規定する年金については、なお従前の例による。
- （交付金銭等の受領者の告知等に関する経過措置）
- 第十九条 新令第三百四十六條第一項（交付金銭等の受領者の告知等）（第一号に係る部分に限る。）の規定は、新法第二百二十四条の三第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する交付を受ける者（以下この条において「交付を受ける者」という。）が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該合併が会社法施行日以後であるものについて適用し、交付を受ける者が旧令第三百四十六條第一項第一号（交付金銭等の受領者の告知等）に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該合併が会社法施行日以前であるものについては、なお従前の例による。
- 2 新令第三百四十六條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、交付を受ける者が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該分割が会社法施行日以後であるものについて適用し、交付を受ける者が旧令第三百四十六條第一項第二号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該分割が会社法施行日以前であるものについては、なお従前の例による。
- 3 新令第三百四十六條第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項に定めるものを除き、交付を受ける者が同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、交付を受ける者が旧令第三百四十六條第一項第三号に規定する資本又は出資の減少により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該資本又は出資の減少に係る基準日が会社法施行日以前であるものについては、なお従前の例による。
- 4 会社法第四百五十四條第一項若しくは第五項（剰余金の配当に關する事項の決定）の決議又は同法第四百五十九條第一項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）の規定による定款の定めがある場合における取締役会の決議による新令第三百四十六條第一項第三号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける者が交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産については、当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行日以前であるものであつても、同項の規定を適用する。

5 交付を受ける者が旧令第三百四十六條第一項第四号に規定する株式の消却により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該株式の消却が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

6 新令第三百四十六條第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、交付を受ける者が同号に規定する事由により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該事由が施行日以後であるものについて適用し、旧令第三百四十六條第一項第六号に規定する持分の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該持分の払戻しが施行日前であるものについては、なお従前の例による。

7 新令第三百四十六條第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、交付を受ける者が同号に規定する組織変更により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該組織変更が会社法施行日以後であるものについて適用する。

8 新令第三百四十六條第二項の規定は、交付を受ける者が会社法施行日以後に同項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金銭について適用する。
（生命保険金に類する給付等に関する経過措置）

第二十条 新令第三百五十一條第二項（生命保険金に類する給付等）の規定は、平成十九年一月一日以後に支払うべき同項第一号に規定する損害保険契約等の同号に規定する満期返戻金等について適用し、同日前に支払うべき旧令第三百五十一條第二項第一号（生命保険金に類する給付等）に規定する損害保険契約等の同号に規定する満期返戻金等については、なお従前の例による。

2 新令第三百五十一條第二項第一号の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する少額短期保険業者と締結した損害保険契約の同号に規定する満期返戻金等について適用する。
（新株予約権の行使に関する調査等の提出に関する経過措置）

第二十一条 新令第三百五十四條第一項（新株予約権の行使に関する調査）の規定は、会社法施行日以後の新法第二百二十八條の二（新株予約権の行使に関する調査）に規定する決議により発行又は割当てをした同項各号に掲げる新株予約権について適用する。

2 新令第三百五十四條の二（著しく低い価額の対価による株式割当て）の規定は、会社法施行日以後の新法第二百二十八條の三（株式無償割当てに関する調査）に規定する決議による同条に規定する株式無償割当てについて適用する。

附則（平成十八年七月一四日政令第三三五号）
この政令は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年七月二十日）から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日政令第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十一條第一項の改正規定（同項第七号に係る部分、同項第六号を同項第九号とする部分、同項第五号を同項第八号とする部分、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に二号を加える部分及び同項第三号を同項第四号とする部分に限る。）、同条第二項第四号ロの改正規定（「資本金等の額」を削る部分に限る。）、第百十一條の改正規定（「の株式以外」を「の株式又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。次条第一項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下この項において「合併親法人」という。）の株式のいずれか一方の株式以外」に改め、「その合併法人の株式」及び「よる合併法人の株式」の下に「又は合併親法人の株式」を加え、「一株当たり」の下に「又は合併親法人の株式（以下この項において「合併親法人株式」という。）の一株当たり」に改め、「その合併法人株式」の下に「若しくは合併親法人株式」を、「取得した合併法人株式」の下に「又は合併親法人株式」を加える部分に限る。）、第百十三條第一項の改正規定（「法人税法第二十二條の九（定義）」を「法第二十四條第一項（配当所得）」を、「同条第二号の二」を「第六十一條第四項第六号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に、「同条第十二号の三」を「同条第四項第三号」に、「この条」を「第三項まで」に改める部分、「同法第二十二條の九」を「法人税法第二十二條の九（定義）」に改める部分及び「（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」を削る部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「法人税法第二十二條の九」を「法第二十四條第一項」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（第百六十七條の七の改正規定（同条第四項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第四項」に改める部分を除く。）、第百九十一條第七項第一号の改正規定、第三百四十六條第一項第一号の改正規定（「又は出資以外」を「若しくは出資又は第百十二條第一項に規定する合併親法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外」に、「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定（「法人税法第二十二條の二」を「第六十一條第四項第六号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に、「同条第十二号の三」を「同項第三号」に改める部分を除く。）並びに附則第七條第二項、第十一條第四項及び第七項、第十八條第二項並びに第二十三條第一項及び第三項の規定。平成十九年五月一日

二 目次の改正規定（第三百十九條の二）に、「（第三百十九條の二）」を「（第三百十九條の三・第三百十九條の四）」に、「（第三百十九條の三・第三百十九條の四）」を「（第三百十九條の九）」を「（第三百十九條の五・第三百十九條の十一）」に改める部分に限る。）、第三百十九條の九第一項の改正規定、第四編第二章中同条を第三百十九條の十二とする改正規定、第三百十九條の八を第三百十九條の十とし、同条の次に一条を加える改正規定、第三百十九條の七を第三百十九條の六を第三百十九條の八とする改正規定、第三百十九條の五第一項の改正規定、同条を第三百十九條の七とする改正規定、第三百十九條の四の改正規定、同条を第三百十九條の六とする改正規定、第三百十九條の三を第三百十九條の五とする改正規定、第四編第一章の二中第三百十九條の二を第三百十九條の三とし、同条の次に一条を加える改正規定、第四編第一章第三節中第三百十九條の次に一条を加える改正規定及び第三百二十條第一項の改正規定（「翻訳」の下に「、通訳」を加える部分に限る。）並びに附則第十九條及び第二十條第一項の規定。平成十九年七月一日

三 第九十九條第一項第二号の改正規定、第百二十一條の次に一条を加える改正規定、第百三十四條第二項の改正規定（「算入する」を「算入することができる」に改める部分に限る。）、第百三十三條の二の次に一条を加える改正規定（第百三十四條第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第百九十八條第八項の改正規定、第三百二十七條の改正規定、第三百五十二條の二（見出しを含む。）、の改正規定、同条を第三百五十二條の三とし、第三百五十二條の次に一条を加える改正規定、第三百五十三條の次に一条を加える改正規定、第三百五十六條（見出しを含む。）、の改正規定並びに附則第十條及び第十二條第二項の規定。平成二十年一月一日

四 第百二十條第一項第六号の改正規定（第百八十四條の二第一項）を「所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十二号）による改正前の所得税法施行令第百八十四條の二第一項」に改める部分に限る。）、第百三十八條の改正規定、第百三十九條第一項の改正規定、第百五十條第一項第一号の改正規定、第二編第一章第六節第六款を削る改正規定、第百八十八條の改

正規定、第百八十九條（見出しを含む。）の改正規定、第百九十條の改正規定、第百九十一條の改正規定（第七節の二に係る部分に限る。）、第百九十八條第三項第一号の改正規定、第百九十九條第一項第九号の改正規定、同項第十五号を同項第十六号とする改正規定及び同項第十四号の次に一号を加える改正規定並びに附則第十四條の規定（平成二十年四月一日）

五 目次の改正規定（第三目 減価償却資産の償却費の計算（第百三十一條―第百三十六條）を〃第三目 減価償却資産の償却費の計算（第百三十一條―第百三十六條）を〃第四目 減価償却資産の償却費の計算の細目（第百三十六條の二）〃に改める部分及び「第百三十九條の二」に「第百三十九條の二」に「第百三十九條の三・第百三十九條の四」に、「第百三十九條の三―第百三十九條の九」を「第百三十九條の五―第百三十九條の十二」に改める部分を除く。）、第一條第一項の改正規定（「人格のない社団等」の下に、「株主等」を加える部分及び「人格のない社団等」の下に、「株主等」を加える部分を除く。）、第二條の三を第二條の四とする改正規定、第二條の二を第二條の三とし、第二條の次に一條を加える改正規定、第十六條の改正規定、同條の前に章名を付する改正規定、第三十一條第一号の改正規定、第三十三條第四項第八号の改正規定（第百二十四條の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する社債的受益証券）を「第六條の三第四号（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する社債的受益証券」に、「受益証券の」に改める部分に限る。）、第三十六條の改正規定、第三十八條第一項の改正規定（「又は利子」を「利子又は剰余金の配当」に改める部分に限る。）、第三十九條の改正規定、第四十五條第三項及び第四十六條第一項の改正規定、第四十八條第三項の改正規定、第五十條の二第四号の改正規定、第五十二條（見出しを含む。）の改正規定、第五十五條の改正規定、第五十九條（見出しを含む。）の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、第六十一條第一項第四号の改正規定（同項を同項第五号とする部分を除く。）、同條第二項第三号イの改正規定（同條第三十一號の三）を「同條第三十二號」に改める部分に限る。）、同條に二項を加える改正規定（第百五十五條第二項の改正規定（第二十一項を除く。）、同條第十四項に改める部分を除く。）、第百十條の改正規定、第百十二條（見出しを含む。）の改正規定（「の株式以外」を「の株式又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式を除く。次条第一項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下この項において「合併親法人」という。）の株式のいずれか一方の株式以外」に改め、「その合併法人の株式」及び「よる合併法人の株式」の下に「又は合併親法人の株式」を加え、「一株当たり」を「又は合併親法人の株式（以下この項において「合併親法人株式」という。）の一株当たり」に改め、「その合併法人株式」の下に「若しくは合併親法人株式」を、「取得した合併法人株式」の下に「又は合併親法人株式」を加える部分を除く。）、第百十三條の見出しの改正規定、同條第一項の改正規定（法人税法第二十二條第十二号の九（定義）を「法第二十四條第一項（配当所得）」に、「同條第十二号の二」を「第六十一條第四項第六号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）」に、「同條第十二号の三」を「同條第四項第三号」に、「この条」を「第三項まで」に改める部分、同法第二十二號の九）を「法人税法第二十二號の九（定義）」に改める部分及び「所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等」を削る部分に限る。）、同條第二項の改正規定（法人税法第二十二號の九）を「法第二十四條第一項」に改める部分に限る。）、同條に四項を加える改正規定、第百十七條の改正規定、第二編第一章第六節第七款の款名を削る改正規定（第百八十五條から第百八十七條までの改正規定、第二編第一章第七節の次に二節を加える改正規定（第七節の二に係る部分を除く。）、第百十七條の二の改正規定（同條第四号口に係る部分を除く。）、第百八十八條第二項の改正規定（同項第八号に係る部分を除く。）、第百九十一條第一項第四号の改正規定（第十項）を「第九項」に改める部分に限る。）、同條第五項の改正規定、同條第六項の改正規定（同項第二号を削る改正規定、同項第三号の改正規定、同項を同項第二号とする改正規定、同項第四号の改正規定、同項を同項第三号とする改正規定、同項第五号の改正規定、同項第九項を削る改正規定、同條第十項を削る改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同項を同條第九項とする改正規定、同條第十一項第三号イの改正規定、同項を同條第十項とする改正規定、同條第十二項を削る改正規定、第百九十九條の二を削る改正規定、第百條第一項の改正規定、同條第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、第百四條第一号の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、第百四條第六号第一号の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分を除く。）、第百四十六條第一項第一号の改正規定（「法人の合併」の下に「（法人課税信託に係る信託の併合を含む。）」を加え、「同條第十二号」を「第百十二條第一項（合併により取得した株式等の取得価額）」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定（「法人税法第二十二號の二」を「第六十一條第四項第六号（所有株式等）の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等」に、「同條第十二号の三」を「同項第三号」に改める部分に限る。）、同項第四号の改正規定、同條第三号（見出しを含む。）の改正規定並びに第三十五條第三号の改正規定並びに附則第五號、第六號、第七號第四項、第十一號から第三項まで、第五項、第六項及び第八項から第十一項まで、第十五條、第十七條、第十八條第一項、第二十二條並びに第二十三條第二項及び第四項の規定、信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日

六 第二條第三号の改正規定、第二條の三の改正規定（同條を第二條の四とする部分を除く。）、第二條の二第二項第二号の改正規定、第四條の改正規定、第三十二條の改正規定、第三十三條第四項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第八号中「第百二十四條の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）」に規定する社債的受益証券）を「第六條の三第四号（受託法人等に関するこの法律の適用）」に規定する社債的受益証券に、「受益証券の」を「受益権の」に改める部分を除く。）、第三十七條第一項の改正規定、同條第四項の改正規定、第三十八條の改正規定（同條第一項中「又は利子」を「利子又は剰余金の配当」に改める部分を除く。）、第四十二條第一項第一号口の改正規定、第四十八條第六項の改正規定、第五十條の二の改正規定（同條第四号に係る部分を除く。）、第五十一條第一号の改正規定、第五十一條の二の改正規定、第五十九條の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第六十一條第一項の改正規定（同項第一号に係る部分、同項第二号に係る部分及び同号の次に一号を加える部分に限る。）、同條第二項第一号の改正規定（第二十九項）を「第二十二項」に、「同條第二十一項」を「同條第十四項」に改める部分に限る。）、第七十三條第一項第五号の改正規定、第百五十五條第二項の改正規定（第二十一項）を「第二十二項」に改める部分に限る。）、第百九十九條第一項第三号の改正規定（第二十一項）を「第二十二項」に改める部分に限る。）、第百六十七條の七第四項の改正規定（同項を同條第五項とする部分を除く。）、第百七十三條の改正規定、第百七十七條の二第一項第四号口の改正規定、第百八十八條第一項第一号の改正規定、同條第二項第二号の改正規定（第十項）を「第九項」に改める部分を除く。）、同條第十項第一号の改正規定、第百九十九條第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第百九十九條の二の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第百九十九條の二の改正規定（同條第一項中「特定の信託」を

「特定受益証券発行信託」に改める部分、同項第三号中「この号」の下に「及び第七号」を加える部分並びに同項第六号中「特定目的信託」を「特定受益証券発行信託」に、「この号」を「この項」に改める部分及び同項に一号を加える部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。）、第三百三十八條第三項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第三百三十九條の改正規定（同条第七項中「受益証券」を「受益権」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分及び同条第九項中「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第三百三十九條の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、第三百四十二條の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、第三百四十六條第一項第一号の改正規定（「第二十二項」を「第二十四項」に改める部分に限る。）及び第三百四十八條の改正規定並びに附則第二条、第七條第一項、第二十条第二項及び第二十六條の規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日、第七十三條第四項第三号の改正規定、第三十七條第二項の改正規定並びに附則第四条の規定、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日、

八 第三百五十一條第一項第九号の改正規定及び附則第二十四条第二項の規定、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の施行の日

（有価証券に準ずるものの範囲に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四条第一号（有価証券に準ずるものの範囲）の規定は、個人が附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に取得する新令第四条第一号に掲げる権利について適用し、個人が同日前に取得した改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第四条第一号（有価証券に準ずるものの範囲）に掲げる権利については、なお従前の例による。

（繰延資産の範囲に関する経過措置）

第三条 個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支出した旧令第七条第一項第二号（繰延資産の範囲）に掲げる試験研究費については、なお従前の例による。

2 新令第七条第一項第二号（繰延資産の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に掲げる開発費について適用し、個人が施行日前に支出した旧令第七条第一項第三号に掲げる開発費については、なお従前の例による。

（有価証券の記録等に関する経過措置）

第四条 新令第三十七條第二項（有価証券の記録等）の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する個人が附則第一条第七号（施行期日）に定める日以後に支払を受けるべき同項第三号に規定する有価証券の利子について適用し、改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十条第一項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する個人が、同日前に支払を受けるべき同項第三号に規定する有価証券の利子については、なお従前の例による。

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属等に関する経過措置）

第五条 新令第五十二條（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）の規定は、附則第一条第五号（施行期日）に定める日（以下「信託法施行日」という。）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項（新法の適用等）の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）、について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたもの）を含む、新法信託を除く。）、については、なお従前の例による。

2 新令第五十五條第四号から第六号まで（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定は、信託法施行日以後に支払うべきこれらの規定に規定する収益の分配について適用し、信託法施行日前に支払うべき旧令第五十五條第四号（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

（投資信託等の収益の分配に係る収入金額に関する経過措置）

第六条 新令第五十九條第一項（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）の規定は、信託法施行日以後の同項のオープン型の証券投資信託の同項に規定する終了又は証券投資信託契約の一部の解約について適用し、信託法施行日前の旧令第五十九條（オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る収入金額）のオープン型の証券投資信託の同条に規定する終了又は証券投資信託契約の一部の解約については、なお従前の例による。

2 新令第五十九條第二項の規定は、信託法施行日以後の同項に規定する投資信託等の同項に規定する終了又は信託契約の一部の解約について適用する。

3 新令第五十九條第三項の規定は、信託法施行日以後の同項の特定受益証券発行信託の同項に規定する信託の分割について適用する。

（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第七条 新令第六十一條第一項第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、法人が附則第一条第六号（施行期日）に定める日以後に行う同項第三号に掲げる事由による取得について適用する。

2 新令第六十一條第一項第六号及び第七号の規定は、法人が平成十九年五月一日以後に行うこれらの規定に掲げる事由による取得について適用する。

3 新令第六十一條第二項第二号から第四号までの規定は、法人が施行日以後に行う同項第二号に規定する分割型分割、同項第三号に規定する自己株式の取得等について適用し、法人が施行日前に行つた旧令第六十一條第二項第二号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する分割型分割、同項第三号に規定する払戻し等又は同項第四号に規定する自己株式の取得等については、なお従前の例による。この場合において、施行日から信託法施行日の前日までの間における新令第六十一條第二項第二号の規定の適用については、同号イ（2）中「同条第三十二号」とあるのは、「同条第三十一号の三」とする。

4 新令第六十一條第四項及び第五項（法人課税信託に係る部分に限る。）の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたもの）に限り、新法信託を含む。）について適用する。

- (非事業用資産の減価の額の計算に関する経過措置)
- 第八条** 新令第八十五条第一項(非事業用資産の減価の額の計算)の規定は、個人が施行日以後に譲渡をする同項に規定する資産について適用し、個人が施行日前に譲渡をした旧令第八十五条第一項(非事業用資産の減価の額の計算)に規定する資産については、なお従前の例による。
- (国庫補助金等の範囲に関する経過措置)
- 第九条** 施行日前に旧令第八十九条第二号(国庫補助金等の範囲)に掲げる助成金の交付を受けることができることとなった個人が、施行日以後に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項(雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置)に規定する暫定雇用福祉事業(同項第二号に掲げる事業に限る。)に係る助成金の交付を受けたときは、旧令第八十九条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二号中「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第九号第一項第一号又は第三号(建設労働者の福祉等に関する事業)」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第六条第一項(雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置)」とする。
- 2 個人が施行日前に交付を受けた旧令第八十九条第六号に掲げる補助金については、なお従前の例による。
- (たな卸資産の評価の方法に関する経過措置)
- 第十条** 新令第九十九条第一項第二号(たな卸資産の評価の方法)の規定は、平成二十年分以後の所得税について適用し、平成十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 2 平成十九年十二月三十一日において有するたな卸資産について旧令第九十九条第一項第二号(たな卸資産の評価の方法)に規定する低価法を選定している個人が、平成二十年十二月三十一日(当該個人が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この項において同じ。)においてその選定に係る事業の種類及び資産の区分(新令第百条第一項(たな卸資産の評価の方法の選定)に規定する事業の種類及び資産の区分をいう。以下この項において同じ。)と同一の事業の種類及び資産の区分に属するたな卸資産を有する場合において、当該個人が当該たな卸資産(平成二十年十二月三十一日におけるその取得のために通常要する価額(以下この項において「再調達原価」という。)が新令第九十九条第一項第二号に規定する原価法により評価した価額に満たないものに限る。)につき新令第九十九条第一項第一号に規定する原価法を選定していないときは、当該再調達原価を同項第二号に規定するその年十二月三十一日における価額として、同条の規定を適用することができる。
- (有価証券の取得価額に関する経過措置)
- 第十一条** 新令百五十二条第二項(有価証券の評価の方法)の規定は、信託法施行日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、信託法施行日前に旧令百五十二条第二項(有価証券の評価の方法)に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。
- 2 信託法施行日前に旧令百十条第二項(株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額)の規定は、信託法施行日以後に同項に規定する分割又は併合が生ずる場合について適用し、信託法施行日前に旧令百十条第三項に規定する分割(株式の分割又は併合が生じた場合については、なお従前の例による。)
- 3 新令百十条第二項(株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額)の規定は、信託法施行日以後に同項に規定する分割又は併合が生ずる場合について適用し、信託法施行日前に旧令百十条第三項に規定する分割(合併により取得した株式等の取得価額)に規定する合併が生じた場合については、なお従前の例による。
- 4 新令百十二条第一項(合併により取得した株式等の取得価額)(信託の併合に係る部分を除く。)の規定は、平成十九年五月一日以後に同項に規定する合併が生ずる場合について適用し、同日前に旧令百十二条(合併により取得した株式等の取得価額)に規定する合併が生じた場合については、なお従前の例による。
- 5 新令百十二条第一項(信託の併合に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に同項に規定する合併が生ずる場合について適用する。
- 6 新令百十二条第二項の規定は、信託法施行日以後に同項に規定する信託の併合が生ずる場合について適用する。
- 7 新令百十三条第一項から第三項まで(分割型分割により取得した株式等の取得価額)(信託の分割に係る部分を除く。)の規定は、平成十九年五月一日以後にこれらの規定に規定する分割型分割が生ずる場合について適用し、同日前に旧令百十三条第一項から第三項まで(分割型分割により取得した株式等の取得価額)に規定する分割型分割が生じた場合については、なお従前の例による。
- 8 新令百十三条第一項及び第二項(信託の分割に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後にこれらの規定に規定する分割型分割が生ずる場合について適用する。
- 9 新令百十三条第五項から第八項までの規定は、信託法施行日以後にこれらの規定に規定する信託の分割が生ずる場合について適用する。
- 10 新令百十四条第四項(資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額)の規定は、信託法施行日以後に同項の一部の解約をする場合について適用し、信託法施行日前に旧令百十四条第四項(資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額)の一部の解約をした場合については、なお従前の例による。
- 11 新令百十七条(旧株一株の従前の取得価額等)の規定は、信託法施行日以後に同条に規定する事実が生ずる場合について適用し、信託法施行日前に旧令百十七条(旧株一株の従前の取得価額等)に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。
- (減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)
- 第十二条** 新令第二編第一章第四節第四款(減価償却資産の償却)(新令第二百一十一条の二(リース賃貸資産の償却の方法の特例)並びに第三百三十四条第二項及び第三項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)を除く。)の規定は、個人が施行日以後に取得する減価償却資産(新令第二百一十条の二第一項第六号(減価償却資産の償却の方法)に掲げる減価償却資産にあつては、個人が平成二十年四月一日以後に締結する同条第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引の契約に係るもの)について適用する。
- 2 新令第二百一十一条の二並びに第三百三十四条第二項及び第三項の規定は、平成二十年分以後の所得税について適用する。
- 3 個人が、平成十九年分の所得税について、減価償却資産につき選定した償却の方法(その償却の方法を届け出なかつた個人がよるべきこととされている新令第二百五条(減価償却資産の法定償却方法)に規定する償却の方法を含む。)を変更しようとする場合(二以上の事業所又は船舶を有する個人が事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合を含む。)において、平成十九年分の所得税に係る確定申告期限までに、新たな償却の方法、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもって新令第二百一十四条第二項(減価償却資産の償却の方法の変更手続)の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって同条第一項の承認があつたものとみなす。

4 改正法附則第七十条第十一項、第十四項又は第十八項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける個人に係る新令第三百三十三條の二第一項（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例）の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、同項の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第七十条第十一項、第十四項若しくは第十八項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十二條の三第一項、第十三條の三若しくは第十四條（第二項に係る部分に限る。）（特定医療用建物の割増償却等）の規定」とする。

第十三條 新令第八十四條（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する損害保険契約等に基づく年金又は同条第二項に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧令第八十四條第一項（損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する損害保険契約等に基づく年金又は同条第二項に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等については、なお従前の例による。

第十四條 平成二十年四月一日前に締結された契約に係る旧令第八十四條の二第三項（リース取引に係る各種所得の金額の計算）に規定するリース取引については、なお従前の例による。

第十五條 個人が信託法施行日前に効力が生じた信託（新法信託を除く。）の信託契約に基づき行う旧令第八十五條第一項（信託の設定についての所得の計算）に規定する資産及び同条第二項に規定する株式の移転については、なお従前の例による。

第十六條 新令第二百十條（生命保険契約等となる共済に係る契約の範囲）の規定は、居住者が施行日以後に支払う新法第七十六條第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料について適用し、居住者が施行日前に支払った旧法第七十六條第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料については、なお従前の例による。

第十七條 新令第二百十七條の二（特定公益信託の要件等）の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託を含む。）について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

第十八條 新令第二百九十一條第一項、第八項及び第九項（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）の規定は、新法第六十四條第一項第四号（非居住者に対する課税の方法）に規定する非居住者が信託法施行日以後に行う新令第二百九十一條第一項第四号（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）に規定する株式の譲渡による所得について適用し、信託法施行日前に行つた旧令第二百九十一條第一項第四号（恒久的施設を有しない非居住者の課税所得）に規定する株式又は同号に規定する受益権の譲渡による所得については、なお従前の例による。この場合において、附則第一條第六号（施行期日）に定める日が信託法施行日となるときは、信託法施行日から同号に定める日の前日までの間における新令第二百九十一條第一項第四号の規定の適用については、同号中「第二條第十四項」とあるのは、「第二條第二十一項」とする。

2 新令第二百九十一條第七項の規定は、平成十九年五月一日以後に同項第一号イ又はロに掲げる分割型分割が生じる場合について適用し、同日前に旧令第二百九十一條第七項第一号イ又はロに掲げる分割型分割が生じた場合については、なお従前の例による。

第十九條 新令第三百十九條の二（給与所得者の源泉徴収に関する申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続）（新令第三百十九條の四（退職所得の受給に関する申告書）又は第二百三條の五第四項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の承認を受けようとする者が平成十九年七月一日以後に新令第三百十九條の二第一項（新令第三百十九條の四及び第三百十九條の十一において適用する場合を含む。）の申請書を提出する場合について適用する。）（報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第二十條 新令第三百二十條第一項（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）（通訳の報酬又は料金に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年七月一日以後に支払うべき新法第二百四條第一項第一号（源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百四條第一項第一号（源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金については、なお従前の例による。

2 新令第三百二十條第一項（通訳の報酬又は料金に係る部分を除く。）及び第二項の規定は、附則第一條第六号（施行期日）に定める日以後に支払うべき新法第二百四條第一項第一号及び第二号に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百四條第一項第一号及び第二号に掲げる報酬又は料金に係る源泉徴収に関する経過措置）（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する経過措置）

第二十一條 新令第三百二十六條第二項及び第三項（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）の規定は、施行日以後に支払うべき新法第二百七條（源泉徴収義務）に規定する年金について適用し、施行日前に支払うべき旧法第二百七條（源泉徴収義務）に規定する年金については、なお従前の例による。

第二十二條 新令第三百三十六條第二項第七号（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定は、信託法施行日以後に支払の確定する同号に規定する配当等について適用する。

2 新令第三百三十八條第三項（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は、同項の貯蓄取扱機関等の営業所の長が信託法施行日以後に同項に規定する振替の取次ぎ又は保管の委託の取次ぎをした場合については、なお従前の例による。

(交付金銭等の受領者の告知等)に関する経過措置

第二十三条 新令第三百四十六条第一項(交付金銭等の受領者の告知等)(第一号に係る部分に限る。)の規定(信託の併合に係る部分を除く。)は、新法第二百二十四条の第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する交付を受ける者(以下この条において「交付を受ける者」という。)が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該合併が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、交付を受ける者が旧令第三百四十六条第一項第一号(交付金銭等の受領者の告知等)に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該合併が同日以前であるものについては、なお従前の例による。

2 新令第三百四十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定(信託の併合に係る部分に限る。)は、交付を受ける者が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該合併が信託法施行日以後であるものについて適用する。

3 新令第三百四十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定(信託の分割に係る部分を除く。)は、交付を受ける者が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該分割が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、交付を受ける者が旧令第三百四十六条第一項第二号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該分割が同日以前であるものについては、なお従前の例による。

4 新令第三百四十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定(信託の分割に係る部分に限る。)は、交付を受ける者が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭及び金銭以外の資産で当該分割が信託法施行日以後であるものについて適用する。

(生命保険金に類する給付等に関する経過措置)

第二十四条 新令第三百五十一条第一項第二号(生命保険金に類する給付等)の規定は、施行日以後に支払うべき同号に掲げる共済金又は解約返戻金について適用し、施行日前に支払うべき旧令第三百五十一条第一項第二号(生命保険金に類する給付等)に掲げる共済金又は解約返戻金については、なお従前の例による。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第八十八条第三項(勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第八十七条(勤労者財産形成促進法の一部改正)の規定による改正前の勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第八号の二第三号(勤労者財産形成助成金等)に規定する事業主から支払を受ける同号に規定する財産形成貯蓄活用給付金については、旧令第三百五十一条第一項第九号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「同条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第七十三条(勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第二十九条の三第二項」とする。

3 新令第三百五十一条第二項第一号の規定は、施行日以後に支払うべき同号に掲げる満期返戻金等又は同項第二号に掲げる中途返戻金については、なお従前の例による。

第二項第一号に掲げる満期返戻金等又は同項第二号に掲げる中途返戻金については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成十九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 第五十二条の規定による改正後の所得税法施行令(次項において「新所得税法施行令」という。)第五十一条及び第五十二条の規定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子、収益の分配又は剰余金の配当について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が、施行日前に支払を受けるべき当該公社債等の利子、収益の分配又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

2 新所得税法施行令第三百三十五条第一項並びに第三百三十六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に支払の確定する所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払の確定した当該利子等又は配当等については、なお従前の例による。

附則 (平成十九年八月八日政令第二五二号)

この政令は、廃止法の施行の日(平成十九年八月十日)から施行する。

附則 (平成十九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十九年二月二二日政令第三六三号) 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附則 (平成十九年二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 既登録社債等については、第十九条の規定による改正前の所得税法施行令第二百八十条第二項、第三百三十八条第三項及び第三百三十九条の二第六項の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成十九年二月二七日政令第三九二号) 抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日政令第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三十二条第一号の改正規定、第三十三条第四項第三号の改正規定、第三十七条第二項第一号の改正規定並びに附則第四条及び第十五条の規定
 平成二十年十月一日

二 第六条第九号ロの改正規定、第三百三十三條の二第一項の改正規定、第九百九十二条から第九百九十四条までの改正規定、第三百三十五条第二項の改正規定及び第三百五十條の次に五條を加える改正規定並びに附則第三条及び第十二條の規定
 平成二十一年一月一日

三 目次の改正規定、第一条第二項第四号の改正規定、第十一条の三第一項第一号の改正規定、第五十一条から第五十一条の五までの改正規定、第七十三條から第七十六條までの改正規定、第六十七條の二(見出しを含む。)の改正規定、第二百五條から第二百七條の二までの改正規定、第二百六十二條第一項第七号の改正規定、第二百八十一條の二第一項第三号イの改正規定、第三百四十四條第二号の改正規定並びに第三百三十六條第五項及び第三百三十九條第七項の改正規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十三條及び第十六條から第十九條までの規定
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二十年十二月一日)

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成二十年分以後の所得税について適用し、平成十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(減価償却資産の範囲に関する経過措置)

第三条 新令第六條第九号ロ(減価償却資産の範囲)の規定は、平成二十一年分以後の所得税については、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲に関する経過措置)

第四条 新令第三十三條第四項第三号(利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲)及び第三十七條第二項第一号(有価証券の記録等)の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下「改正法」という。)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。)第十条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する個人が平成二十年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する有価証券の利子について適用し、改正法第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十条第一項(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)に規定する個人が同日前に支払を受けるべき同項に規定する有価証券の利子については、なお従前の例による。

(非課税外国人に関する経過措置)

第五条 改正法附則第二条(非課税外国人に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十一条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)の規定の適用については、改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第五十一条から第五十一条の三まで(公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き有していた期間の金額等)の規定は、なおその効力を有する。

(所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置)

第六条 新令第六十一條第一項第十号(所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生ずる同号に掲げる事由による取得について適用する。

(特定退職金共済団体の要件及び承認に関する経過措置)

第七条 新令第七十三條第一項(特定退職金共済団体の要件)の規定は、附則第一条第三号(施行期日)に定める日以後に同項の承認(新令第七十四條第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む。)を受ける場合について適用する。

2 新令第七十四條第一項の規定は、同項の法人が附則第一条第三号に定める日以後に同項の申請書を提出する場合について適用し、旧令第七十四條第一項(特定退職金共済団体の承認)の法人が同日前に同項の申請書を提出した場合には、なお従前の例による。

(株式その他の資産の一部のみを分割法人の株主等に交付する場合等の取扱いに関する経過措置)

第八条 施行日前に行われた旧令第八十三條第三項(株式その他の資産の一部のみを分割法人の株主等に交付する場合等の取扱い)に規定する分割型分割に係る同項に規定する金銭については、なお従前の例による。

(合併等により交付する株式に満たない端数がある場合の所得計算に関する経過措置)

第九条 新令第八十三條の二(合併等により交付する株式に満たない端数がある場合の所得計算)の規定は、施行日以後に行われる合併、分割型分割(同条第四項第三号に規定する分割型分割をいう。)又は株式交換について適用する。

(特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入に関する経過措置)

第十条 新令第六十七條の二(特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入)の規定は、個人が附則第一条第三号(施行期日)に定める日以後に支出する新令第六十七條の二に規定する負担金について適用し、個人が同日前に支出した旧令第六十七條の二(特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入)に規定する負担金については、なお従前の例による。

(株式交換による取得株式の取得価額の計算等に関する経過措置)

第十一条 新令第六十七條の七第五項第四号及び第五号(株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等)の規定は、個人が施行日以後に行われる新法第五十七條の四第三項第三号(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)に定める取得決議により交付を受ける新令第六十七條の七第五項第四号又は第五号に掲げる有価証券について適用し、個人が施行日前に行われた旧法第五十七條の

四第三項第三号（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）に定める取得決議により交付を受けた旧令第六十七条の七第五項第四号又は第五号（株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等）に掲げる有価証券については、なお従前の例による。

（工事の請負等に関する経過措置）

第十二条 新令第九十二条（工事の請負）の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に着手する同条第一項に規定する工事（改正法附則第四条第二項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）に関する経過措置）に規定する経過措置工事（以下この項において「経過措置工事」という。）を除く。）について適用し、個人が同日前に着手した旧令第九十二条第一項（工事の請負）に規定する工事（経過措置工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める工事は、新法第六十六条第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する工事であつて、平成二十一年十二月三十一日（年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において、その着手の日から六月を経過していないもの（その請負の対価の額が確定していないものを含む。）又はその新令第九十二条第三項に規定する進行割合が百分の二十に満たないものとする。

3 新令第九十三条（工事進行基準の方法による未収入金）及び第九十四条第一項（死亡の場合の工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金等に関する経過措置）

第十三条 新令第二百七十七条第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が附則第一条第三号（施行期日）に定める日以後に支出する新法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金について適用する。

2 個人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人をいう。）に対して、当該旧民法法人の移行登記日（整備法第六十六条第一項（移行の登記）（整備法第二百二十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をする日（以下「前日」という。）の前日までに寄附をした場合のその寄附に係る支出金については、旧令第二百七十七条第一項第二号及び第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第六十六条第一項（移行の登記）（整備法第二百二十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第三十一条第一項（認可の取消し）の規定により整備法第四十五条（通常の一般社団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）と、同令中「第五十三条第一項」とあるのは「第六十七條第一項」と、同項第三号中「民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

（非居住者の置く代理人等に関する経過措置）

第十四条 新令第二百九十条（非居住者の置く代理人等）の規定は、平成二十年四月一日以後の新法第六十四条第一項各号及び第二項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得について適用し、同日前の旧法第六十四条第一項各号及び第二項各号（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 平成二十年四月一日から施行日前までの間に生じた新法第六十四条第一項第三号に掲げる国内源泉所得を有する非居住者が、旧令第二百九十条（非居住者の置く代理人等）の規定を適用したならば旧法第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当することとなる場合（新令第二百九十条の規定により新法第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当しないこととなる場合に限る。）には、当該非居住者の選択により、前項の規定にかかわらず、同年四月一日から施行日前までの間は、当該非居住者は新法第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当するものとして、当該国内源泉所得について新法第六十五条（総合課税に係る所得税の課税標準 税額等の計算）の規定により同条に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額を計算することができる。この場合において、当該非居住者が当該国内源泉所得について同条の規定を適用するときは、当該国内源泉所得のすべてについて、同条の規定を適用しなければならない。

（公共法人等とみなされる法人の範囲）

第十四条の二 改正法附則第八条第二項（公共法人等の範囲に関する経過措置）に規定する政令で定める法人は、その行う退職金共済事業につき附則第一条第三号（施行期日）に定める日前に旧令第七十三条第一項（特定退職金共済団体の要件）に規定する承認を受けた法人とする。

附則（平成二〇年五月二日政令第一七〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月二日政令第一七一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日政令第二一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日政令第三六九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月十二日）から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日政令第一〇四号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める部分に限る。）、第二編第一章第四節第二款の款名及び同条第一目の目名の改正規定、第九十九条（見出しを含む。）の改正規定、第二條（見出しを含む。）の改正規定、第二編第一章第四節第二款第二目の目名の改正規定、第三百四十五条の次に一条を加える改正規定（第三百四十六条第一項第二号及び第二項第二号に係る部分に限る。）、並びに第三百五十条の三第二項の改正規定並びに附則第四条の規定、平成二十二年一月一日
- 二 第三十一条の二第八号の改正規定、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に定める日
- 三 附則第五条第一項の規定、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十八号）の施行の日

（投資信託等の収益の分配に係る収入金額に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第五十九条第一項（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同項に規定する投資信託等の同項に規定する信託の終了又は信託契約の一部の解約について適用し、施行日前の改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第五十九条第一項（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）のオープン型の証券投資信託の同項に規定する証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約及び同条第二項に規定する投資信託等の同項に規定する信託の終了又は信託契約の一部の解約については、なお従前の例による。

（特定退職金共済団体の要件及び承認に関する経過措置）

第三条 新令第七十三条第一項及び第二項（特定退職金共済団体の要件）並びに第七十四条第一項（特定退職金共済団体の承認）の規定は、同項の法人が施行日以後に同項（同条第六項において準用する場合を含む。）の申請書を提出する場合について適用し、旧令第七十四条第一項（特定退職金共済団体の承認）の法人が施行日前に同項（同条第六項において準用する場合を含む。）の申請書を提出した場合については、なお従前の例による。

（棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置）

第四条 平成二十一年分における棚卸資産の評価額の計算について旧令第九十九条第一項第一号ハ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法（当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第二号に掲げる低価法を含む。以下この条において「旧評価方法」という。）を選定している個人（以下この条において「旧評価方法適用者」という。）が、平成二十二年十一月三十一日（その旧評価方法適用者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）において有するその選定に係る事業の種類及び資産の区分（新令第二百一十二条第一項（たな卸資産の評価の方法の選定）に規定する事業の種類及び資産の区分をいう。以下この条において「旧評価方法」という。）に属する棚卸資産（同日において当該事業の種類及び資産の区分に属する棚卸資産につき新令第九十九条第一項各号（棚卸資産の評価の方法）に掲げる方法（以下この条において「新評価方法」という。）を選定している場合又は新令第九十九条の第二項（たな卸資産の特別な評価の方法）の承認を受けている場合における当該棚卸資産を除く。）について、その評価額の計算上旧評価方法を選定している場合には、平成二十二年分におけるその選定した棚卸資産の評価額の計算については、旧令第九十九条（第一項第一号ハ及びへに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

2 旧評価方法適用者が、平成二十二年分又は平成二十三年分における棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限る。）の評価額の計算について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとする場合において、その変更しようとするそれぞれの年分の所得税に係る確定申告期限までに、その旨及び新令第一条第二項（たな卸資産の評価の方法の変更手続）に規定する財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもって同項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって同条第一項の承認があったものとみなす。

3 旧評価方法適用者が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める年分における当該各号に規定する棚卸資産の評価額の計算につき評価の方法を選定しなかったものとみなして、新令第二百一十二条第一項（棚卸資産の法定評価方法）の規定を適用する。

- 一 平成二十二年分における第一項に規定する棚卸資産の評価額の計算につき旧評価方法を選定しなかった場合、平成二十二年分
- 二 平成二十二年分及び平成二十三年分における棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限る。）の評価額の計算について、前項若しくは新令第二百一十二条の規定によりその評価の方法を新評価方法に変更し、又は新令第九十九条の第二項の承認を受けた場合（前号に掲げる場合を除く。）平成二十三年分

4 平成二十二年分又は平成二十三年分における旧評価方法適用者の有する棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限る。）の評価額の計算について、第二項若しくは新令第二百一十二条の規定によりその評価の方法を新評価方法に変更し、又は新令第九十九条の第二項の承認を受けた場合（前項の規定の適用を受ける場合を含む。）において、その変更し、又はその承認を受けた年（前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける年。以下この項において「変更年」という。）の十二月三十一日における当該棚卸資産のその変更後の評価の方法又はその承認に係る評価の方法（前項の規定の適用を受ける場合には、新令第二百一十二条第一項に規定する評価の方法。次項において「変更後評価方法」という。）により計算した評価額が、その変更前の評価の方法又はその承認前の評価の方法（前項の規定の適用を受ける場合には、その選定していた評価の方法。次項において「変更前評価方法」という。）により計算することとした場合の評価額を超えるときは、その超える部分の金額（以下この条において「評価変更調整金額」という。）から当該評価変更調整金額を七で除して計算した金額を控除した金額は、その旧評価方法適用者の当該変更年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。

5 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする棚卸資産の変更後評価方法により計算した評価額及び変更前評価方法により計算した評価額その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により必要経費に算入されるべき金額は、これらの評価額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

6 税務署長は、第四項の規定により必要経費に算入されることとなる金額の全部又は一部につき前項の書類の添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その書類の添付がなかった金額につき第四項の規定を適用することができる。

7 第四項の規定の適用を受けた個人は、その適用を受けた年の翌年以後の各年において、第一号に掲げる金額（その年が同項の規定の適用を受けた棚卸資産と事業の種類及び資産の区分を同じくする棚卸資産（以下この項において「適用資産」という。）に係る事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日若しくは適用資産の全部を有しなくなった日の属する年である場合又は同号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合には、同号に掲げる金額）を、その年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

一 その適用資産に係る評価変更調整金額を七で除して計算した金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 第四項の規定により事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額

ロ その年の前年分までにこの項の規定により事業所得の金額の計算上総収入金額に算入された金額

8 第一項の規定の適用がある場合における新令第三百三条第一項（たな卸資産の取得価額）及び第四百四条第一項（たな卸資産の取得価額の特例）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三百三条第一項 又は第九十九条の二第二項（たな卸資産）の特別な評価の方法）</p>	<p>若しくは第九十九条の二第二項（たな卸資産の特別な評価の方法）又は所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第四百四号）附則第四條第一項（棚卸資産の評価の方法等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令（次条において「旧効力所令」という。）第九十九条第一項（たな卸資産の評価の方法）</p>
<p>第四百四条第一項 又は第九十九条の二第二項（たな卸資産）の特別な評価の方法）</p>	<p>若しくは第九十九条の二第二項（たな卸資産の特別な評価の方法）又は旧効力所令第九十九条第一項（たな卸資産の評価の方法）</p>

（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置）

第五條 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下「改正法」という。）附則第二十七條第十項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五條（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十四條（第二項に係る部分に限る。）（優良賃貸住宅の割増償却）の規定の適用を受ける個人に係る新令第三百十三條の二第二項（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例）の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第二十七條第十項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十四條（第二項に係る部分に限る。）（優良賃貸住宅の割増償却）の規定」とする。

2 改正法附則第二十七條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第十四條の二（第二項第一号に係る部分に限る。）（特定再開発建築物等の割増償却）の規定の適用を受ける個人に係る新令第三百十三條の二第二項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第二十七條第十二項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十四條の二（第二項第一号に係る部分に限る。）（特定再開発建築物等の割増償却）の規定」とする。

（外国所得税の範囲に関する経過措置）

第六條 新令第二百二十一条（外国所得税の範囲）の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（外国税額控除に関する経過措置）

第七條 新令第二百二十二條の二（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額）の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。

（国内にある資産の譲渡による所得に関する経過措置）

第八條 新令第二百八十条第二項（国内にある資産の譲渡による所得）の規定は、個人が施行日以後に行う同項第三号に掲げる資産の譲渡により生ずる所得については、なお従前の例による。た旧令第二百八十条第二項第三号（国内にある資産の譲渡による所得）に掲げる資産の譲渡により生ずる所得については、なお従前の例による。

（交付金銭等の受領者の告知等に関する経過措置）

第九條 新令第三百四十五條第四項（交付金銭等の受領者の告知等）の規定は、施行日以後に交付を受ける同条第三項に規定する交付金銭等について適用し、施行日前に交付を受けた旧令第三百四十六條第三項（交付金銭等の受領者の告知等）に規定する交付金銭等については、なお従前の例による。

（株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知等に関する経過措置）

第十條 施行日から平成二十一年十二月三十一日までの間における新令第三百四十六條（株式等証券投資信託等の償還金等の受領者の告知等）の規定の適用については、同条第一項中「同号に規定する非公社債等投資信託又は特定受益証券発行信託」とあるのは「でその設定に係る受益権の募集が公募（法第二條第一項第十五号の三（定義）に規定する公募をいう。）により行われたもの」と、「株式等証券投資信託等」とあるのは「公募株式等証券投資信託」と、同条第四項中「株式等証券投資信託」とあるのは「公募株式等証券投資信託」とする。

附則（平成二十二年三月三十一日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百二十二條第五項の改正規定、第二百二十二條の二第二項第二号ロの改正規定並びに第三百三十六條第五項及び第三百三十九條第七項の改正規定 平成二十二年六月一日

二 第六十一條の改正規定、第二百二十二條の改正規定、第二百十三條の改正規定、第二百七條の改正規定、第二百四十四條第一項の改正規定、第二百六十七條の七の改正規定、第二百九十一條第七項第一号の改正規定及び第三百四十五條第一項第二号の改正規定並びに附則第二條及び第三條の規定 平成二十二年十月一日

三 第一条第一項の改正規定、第二百八十八条第一項の改正規定、第二百九十条第一項の改正規定、第二百二十条第一項の改正規定、第三百十八号（見出しを含む。）の改正規定、第三百五十条の三第二項第三号の改正規定（第二百二十四条の五第一項第三号）を「第二百二十四条の五第一項第四号」に改める部分、「同項第三号」を「同項第四号」に改める部分及び同号を同項第四号とする部分を除く。）及び第三百五十条の六を削る改正規定並びに附則第八号の規定、平成二十三年一月一日

四 第四百八十四条第一項の改正規定、第二百八条の三（見出しを含む。）の改正規定、同条を第二百八条の四とし、同条の次に四号を加える改正規定、第二百八条の二の次に一条を加える改正規定、第二百九条（見出しを含む。）の改正規定、第二百十号（見出しを含む。）の改正規定、第二百十号の三（見出しを含む。）の改正規定、第二百十一条（見出しを含む。）の改正規定、第二百十二条（見出しを含む。）の改正規定、第二百五十八号第三項第四号の改正規定、第二百六十二条第一項の改正規定、第三百九条の改正規定、第三百二十六条第二項第二号の改正規定、同条第三項第一号の改正規定（第七十六号第六項第一号）を「第七十六号第六項第一号」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、第三百五十一条第一項第二号の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定（第七十六号第六項第三項第四号（生命保険料控除）に掲げる保険契約）を「第七十六号第六項第四号に掲げる契約」に改める部分に限る。）並びに附則第九号及び第十号の規定、平成二十四年一月一日

四の二 第二百二十二条の二第三項の改正規定及び附則第五条の規定、平成二十六年一月一日

五 第三百五十条の三第一項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同項第六号を同項第七号とする改正規定、同項第五号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第三号の改正規定（第二百二十四条の五第一項第三号）を「第二百二十四条の五第一項第四号」に改める部分、「同項第三号」を「同項第四号」に改める部分及び同号を同項第四号とする部分に限る。）、同項第二号の次に号を加える改正規定、同条第三項の改正規定並びに第三百五十条の四第一項及び第三項並びに第三百五十条の五（見出しを含む。）の改正規定、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日

（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第六十一条第二項第二号及び第三号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二十五条第一項第二号（配当等とみなす金額）に掲げる分割型分割又は同項第三号に掲げる資本の払戻し若しくは解散による残余財産の分配について適用し、法人が同日以前に行った改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項第二号（配当等とみなす金額）に掲げる分割型分割又は同項第三号に掲げる資本の払戻し若しくは解散による残余財産の分配については、なお従前の例による。

（有価証券の取得価額に関する経過措置）

第三条 新令第一百二十二条第二項（合併により取得した株式等の取得価額）の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する無対価合併が行われる場合について適用する。

2 新令第一百三十三条第二項、第三項及び第五項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）の規定は、平成二十二年十月一日以後に同条第二項に規定する無対価分割型分割又は同条第三項に規定する分割型分割が行われる場合について適用し、同日前に改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第一百三十三条第二項（分割型分割により取得した株式等の取得価額）に規定する分割型分割が行われた場合については、なお従前の例による。

3 新令第一百七十七条（旧株一株の従前の取得価額等）の規定は、平成二十二年十月一日以後に同条に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日前に旧令第一百七十七条（旧株一株の従前の取得価額等）に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例に関する経過措置）

第四条 改正法附則第五十七条第五項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十八条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十四条（第一項に係る部分に限る。）（優良賃貸住宅の割増償却）の規定の適用を受ける個人に係る新令第一百三十三条の二第一項（陳腐化した減価償却資産の償却費の特例）の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十七条第五項（個人の減価償却に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第十四条（第一項に係る部分に限る。）（優良賃貸住宅の割増償却）の規定」とする。

（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額に関する経過措置）

第五条 新令第二百二十二条の二第三項（第二号に係る部分に限る。）（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額）の規定は、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する非課税口座内上場株式等の配当等に対して課される同号に規定する外国所得税の額について適用する。

（報酬、料金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第六条 新令第三百二十条第二項（報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収）の規定は、この政令の施行の日以後に支払うべき新法第二百四十四条第一項第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき旧法第二百四十四条第一項第二号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬又は料金については、なお従前の例による。

（支払調書に関する経過措置の対象となる契約）

第七条 改正法附則第九号第四項（告知、支払調書及び支払通知書に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される新法第二百二十五条第一項第六号（支払調書）に規定する政令で定める共同に係る契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合連合会の締結した共済に係る契約
- 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号（漁業協同組合の組合員の共済に関する事業）若しくは第九十三条第一項第六号の二（水産加工業協同組合の組合員の共済に関する事業）の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した共済に係る契約
- 三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号（組合員の生活の共済を図る事業）の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した共済に係る契約のうち財務省令で定めるもの

附 則 (平成二十二年一〇月二〇日政令第二二四号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第百八十五条(相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)及び第百八十六条(相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)の規定は、平成二十二年分以後の所得税についての雑所得の金額の計算及びこの政令の施行の日以後に所得税法第二条第一項第三十七号(定義)に規定する確定申告書を提出する場合又は同日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十三条第一項若しくは第二項(更正の請求)の更正の請求を行う場合における新令第百八十五条第一項に規定する生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算又は新令第百八十六条第一項に規定する損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二七日政令第一五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月一〇日政令第一六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日政令第一七三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十三年六月三〇日政令第一九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行令第二十条の二の改正規定、同令第五十五条の改正規定、同令第百三十条の改正規定、同令第百三十三条の二を削る改正規定、同令第百三十四条の改正規定、同令第二百六十九条の改正規定、同令第二百七十条の改正規定、同令第二百七十七条(見出しを含む。)の改正規定、同令第二百七十八条(見出しを含む。)の改正規定、同令第三百五十条の三第二項第六号の改正規定、同令第三百五十条の五の次に五条を加える改正規定及び同令第三百五十五条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定並びに附則第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)第二条の二第二項の表並びに第二条の三第一項の表、同条第四項の表、同条第七項の表、同条第十項の表及び同条第十四項の表の改正規定(「第百五十五条」の下に「第百五十九条第四項第二号イ(2)」を加える部分に限る。) 平成二十四年一月一日

二 第一条中所得税法施行令第三百十九号の六第三号の改正規定及び同令第三百二十六条の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。) 平成二十五年一月一日

三 第一条中所得税法施行令第三百五十一条第一項第九号の改正規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の施行の日(平成二十四年十一月一日)

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税とされる通勤手当に関する経過措置)

第三条 新令第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、平成二十四年一月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当(同日前に受けるべき当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。)について適用し、同日前に受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第二十条の二(非課税とされる通勤手当)に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるべきものの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

(耐用年数の短縮等に関する経過措置)

第四条 新令第百三十条(耐用年数の短縮)の規定は、個人が平成二十四年以後の各年分において同条第一項の承認を受ける場合のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却費の計算について適用し、個人が平成二十三年以前の各年分において旧令第百三十条第一項(耐用年数の短縮)の承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却費の計算については、なお従前の例による。

2 個人が平成二十三年以前の各年分において旧令第百三十三条の二第一項(陳腐化した減価償却資産の償却費の特例)の承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産の同項に規定する償却費の計算については、なお従前の例による。

(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等に関する経過措置)

第五条 新令第百八十三条第四項(第三号に係る部分に限る。)(生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)(新令第百八十五条第四項(相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)において準用する場合を含む。)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新令第百八十三条第三項に規定する生命保険契約等に基づく同条第一項に規定する年金又は同条第二項に規定する一時金に係る保険料又は掛金について適用する。

(損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等に関する経過措置)

第六条 新令第八十四条第三項(損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)(新令第八十六条第三項(相続等に係る損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算)において準用する場合を含む。)の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき新令第八十四条第一項に規定する損害保険契約等に基づく年金又は同条第二項に規定する損害保険契約等に基づく同条第四項に規定する満期返戻金等に係る保険料又は掛金について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧令第八十四条第一項(損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等)に規定する損害保険契約等に基づく年金又は同条第二項に規定する損害保険契約等に基づく同条第四項に規定する満期返戻金等に係る保険料又は掛金については、なお従前の例による。

(外国所得税の範囲に関する経過措置)

第七条 新令第二百二十一条第三項(外国所得税の範囲)の規定は、居住者が施行日以後に納付することとなる同条第一項に規定する外国所得税について適用し、居住者が施行日前に納付することとなった旧令第二百二十一条第一項(外国所得税の範囲)に規定する外国所得税については、なお従前の例による。

(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 新令第三百二十六条第三項(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収)の規定は、施行日以後に支払うべき現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号。以下この条において「改正法」という。)第一条(所得税法の一部改正)の規定による改正後の所得税法第二百七条(源泉徴収義務)に規定する年金について適用し、施行日前に支払うべき改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二百七条(源泉徴収義務)に規定する年金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一月一六日政令第三三九号)

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

附 則 (平成二十三年一月二八日政令第三五八号)

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二日政令第三七八号)

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二百二十条の二第一項第二号口の改正規定及び第二百二十七条第四項の改正規定並びに次条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第二百二十条の二(第一項第二号口に係る部分に限る。)(減価償却資産の償却の方法)の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産(新令第二百二十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる減価償却資産に限る。以下この項及び次項において同じ。)につきそのよるべき償却の方法として同条第一項第二号口に規定する定率法(次項において「定率法」という。)を選定している場合において、平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間に減価償却資産の取得をするとき(同年分において次項の規定の適用を受けるときを除く。)は、当該減価償却資産を同年三月三十一日以前に取得された資産とみなして、次項並びに所得税法施行令第二百二十条の二第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(減価償却資産の償却の方法)及び第二百二十七条第五項(資本的支出の取得価額の特例)の規定を適用することができる。

3 個人が、平成二十四年分においてその有する減価償却資産につきそのよるべき償却の方法として定率法を選定している場合において、同年分の所得税に係る確定申告期限までに、次に掲げる事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書に記載された第二号に掲げる年分以後の各年分における所得税法施行令第二百二十条の二第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(減価償却資産)及び第二百二十七条第五項の規定の適用については、その減価償却資産(新令第二百二十条の二第一項第二号(2)に掲げる資産及びその届出書に記載された第二号に掲げる年分において同条第二項第二号イに規定する調整前償却額が同項第一号に規定する償却保証額に満たない資産を除く。)は、平成二十四年四月一日以後に取得された資産とみなす。

一 この項の規定の適用を受ける旨

二 この項の規定の適用を受けようとする最初の年分(平成二十四年分又は平成二十五年分に限る。)

三 その他財務省令で定める事項

4 新令第二百二十七条第四項(資本的支出の取得価額の特例)の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に減価償却資産について支出する金額(同日から同年十二月三十一日までの間に減価償却資産について支出する金額につき同条第一項の規定により新たに取得したものとされる減価償却資産について第二項の規定の適用を受ける場合のその支出する金額(以下この条において「経過旧資本的支出額」という。))を除き、同年一月一日から同年三月三十一日までの間に減価償却資産について支出した金額につき改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第二百二十七条第一項(資本的支出の取得価額の特例)の規定により新たに取得したものとされる減価償却資産について前項の規定の適用を受ける場合のその支出した金額(以下この条において「経過新資本的支出額」という。))を含む。)について適用し、個人が同年四月一日前に減価償却資産について支出した金額(経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。)なお従前の例による。

5 個人が平成二十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に減価償却資産について支出した金額(経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。)について旧令第二百二十七条第四項又は第五項の規定により平成二十五年一月一日において新たに取得したものとされる減価償却資産(第三項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得税法施行令第二百二十条の二第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(減価償却資産)及び第二百二十七条第五項の規定の適用については、当該減価償却資産は、平成二十四年三月三十一日以前に取得された資産に該当するものとする。

6 個人の平成二十五年分における新令第二百二十七条第五項の規定の適用については、平成二十四年四月一日前に減価償却資産について支出した金額(経過旧資本的支出額を含み、経過新資本的支出額を除く。)(経過旧資本的支出額)に係る旧令第二百二十七条第四項に規定する追加償却資産(以下この項において「旧追加償却資産」という。)と同日以後に減価償却資産について支出する金額(経過旧資本的支出額

を除き、経過新資本的支出額を含む。）に係る新令第二百二十七条第四項に規定する追加償却資産で旧追加償却資産と種類及び耐用年数の資産とみなす。

7 第三項の規定の適用を受けた減価償却資産の取得価額及び耐用年数の調整その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三條 新令第八十二条の二（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年二月四日政令第三八九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二百三条（第二号に係る部分に限る。）（被災事業用資産の損失に含まれる支出）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同号に掲げる費用の支出について適用し、同日前にした改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百三条第二号（被災事業用資産の損失に含まれる支出）に掲げる費用の支出については、なお従前の例による。

3 新令第二百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同号に掲げる支出について適用し、同日前にした旧令第二百六条第一項第二号（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）に掲げる支出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年二月六日政令第四二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十一日政令第一〇〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第一項の改正規定、第三十七条第二項ただし書の改正規定、第六十四条第一項第四号の改正規定及び第二百七条に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十四年四月一日

二 第八十九条第四号の改正規定及び次条の規定 平成二十四年七月一日

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第八十九条第四号（国庫補助金等の範囲）の規定は、個人が平成二十四年七月一日以後に交付を受ける同号に掲げる補助金について適用する。

（医療費の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第二百七条（第七号に係る部分に限る。）（医療費の範囲）の規定は、居住者が平成二十四年四月一日以後に支払う所得税法第七十三条第一項（医療費控除）に規定する医療費について適用する。

2 平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における新令第二百七条の規定の適用については、同条第七号中「介護福祉士による」とあるのは「介護サービス（介護福祉士による）の基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十二条第一項（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えられた」と、「第二条第二項（定義）に規定する喫煙吸引等又は同法附則」とあるのは「附則」とする。

附 則（平成二十四年七月二十五日政令第二〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年一〇月三十一日政令第二七二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一月三十一日政令第一〇号）

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月三十一日政令第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ（経過措置対象課税仕入れを除く。）及び個人が施行日以後に同項第二号に規定する保稅地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日以前に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ（経過措置対象課税仕入れを含む。）及び個人が施行日以前に同項第二号に規定する保稅地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

2 前項に規定する経過措置対象課税仕入れとは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等と同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの（令和五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四條第一項に規定する新消費税法をいう。）第三十條第一項の規定の適用を受けるものに限る。）をいう。

附則（平成二十五年三月三〇日政令第一二二号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三百五十條の三第二項の改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十五年三月三〇日政令第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年四月二六日政令第一二七号）

この政令は、二十六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

附則（平成二十五年五月三一日政令第一六五号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十五条の改正規定及び次条の規定 平成二十五年六月一日

二 附則第五条の規定 平成二十七年一月一日

（源泉徴収に係る所得税の納税地に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第五十五条第二項（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する源泉徴収をすべき所得税及び改正法

第一条の規定による改正前の所得税法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十五年六月一日以後に納付する場合について適用し、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税を同日前に納付した場合には、なお従前の例による。

（投資信託等の収益の分配に係る収入金額に関する経過措置）

第三条 新令第五十八条第一項（投資信託等の収益の分配に係る収入金額）（利子所得に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同項に規定する投資信託等の同項に規定する信託の終了又は信託契約の一部の解約について適用する。

（信用取引等による株式又は公社債の取得価額に関する経過措置）

第四条 新令百十九條（信用取引等による株式又は公社債の取得価額）の規定は、施行日以後に同条に規定する信用取引若しくは発行日取引又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八條第八項第三号イ（通則）に掲げる取引による公社債の売付けと買付けとによりこれらの取引の決済が行われる場合について適用する。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第五条 平成二十七年において生じた新法第二条第一項第二十五号（定義）に規定する純損失の金額がある場合における新法第四十條第五項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一條第四項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けることの新令第二百七十二條第二項（事業の廃止等に準ずる事実等）の規定の適用については、同項中「法第二編第三章第一節」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の法第二編第三章第一節」と、「これらの条」とあるのは「法第四十條第五項又は第四百四十一條第四項」と、「前条」とあるのは「改正法附則第六條（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）並びに前条」とする。

2 改正法附則第六條（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）の規定又は前項の規定の適用がある場合における新法第四百四十二條第一項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の還付請求書の記載事項については、財務省令で定める。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第六条 新令第三百三十六條第五項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払の確定した改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第三百三十六條第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十七年十二月三十一日において特定公社債等（次に掲げる公社債又は受益権をいう。以下同じ。）で無記名のもの以外のものを有する個人が、施行日以後最初に当該特定公社債等の利子等

（新法第二十三條第一項（利子所得）に規定する利子等又は新法第二十四條第一項（配当所得）に規定する配当等をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の支払の確定する日までに当該特定公社債等の利子等に係る新令第三百三十六條第二項第一号に規定する金融機関の営業所等の長に対して同条第一項の規定による告知若しくは当該告知に相当する告知をした場合又は施行日前に同条第二項各号に掲げる場合に相当する告知をしている場合には、これらの場合は同条第一号に掲げる場合に該当するものと、当該特定公社債等の利子等は同号に定める利子等又は配当等と

それぞれみなして、同条及び新令第三百四十六條第四項（償還金等の受領者の告知等）の規定を適用する。

一 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条第一項第一号（利子所得の分離課税等）に規定する特定公社債（新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百一号）第三百三十一條第一項（転換特定社債の発行）に規定する転換特定社債及び同法第三百三十九條第一項（新優先出資引受権付特定社債の発行）に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。附則第八條第一項第三号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）において同じ。）を除く。）

二 租税特別措置法第三条第一項第四号に掲げる利子に係る同号に規定する特定公社債以外の公社債

三 公社債投資信託又は証券投資信託以外の投資信託で、その設定に係る受益権の募集が租税特別措置法第八條の四第一項第二号（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する公募により行われたもの又はその受益権が同法第三十七條の十一第二項第一号（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に掲げる株式等に該当するものの受益権

四 租税特別措置法第三十七條の十一第二項第四号に掲げる社債的受益権（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第七條 新令第三百三十九條第七項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）の規定は、施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の利子等について適用し、施行日前に支払を受けた旧令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する無記名公社債等の利子等については、なお従前の例による。

2 平成二十七年十二月三十一日において無記名の特定公社債等を新令第三百三十九條第三項に規定する金融機関の営業所等（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）に保管の委託をしている個人が、当該保管の委託に係る契約（同項に規定する保管委託取次契約（以下この条において「保管委託取次契約」という。）を含む。以下この条において同じ。）を締結した際又は当該締結の日から同年十二月三十一日までの間に、当該金融機関の営業所等の長（当該保管の委託が保管委託取次契約に係るものである場合には、当該保管委託取次契約に基づき当該特定公社債等の保管の委託の取次ぎをした同項に規定する財務省令で定める金融機関の営業所等の長（当該保管の委託が保管委託取次契約に係るものである場合には、当該保管委託取次契約に基づき当該特定公社債等の保管の委託の取次ぎをした同項に規定する財務省令で定める金融機関の営業所等の長）に提出をした場合には、当該保管の委託に係る契約は当該提出をした日に締結されたものと、当該告知書は当該締結の際に提出された同項の告知書とそれぞれみなして、同条及び新令第三百四十六條第四項の規定を適用する。））が、当該告知書をした日に締結されたものと、当該告知書をしたことは当該締結の際に新令第三百三十九條第三項に規定する告知書の提出があったことと、当該帳簿は同条第六項の帳簿とそれぞれみなして、同条及び新令第三百四十六條第四項（償還金等の受領者の告知等）の規定を適用する。

3 平成二十七年十二月三十一日において無記名の特定公社債等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）を金融機関の営業所等に保管の委託をしている個人が、施行日から施行日以後最初に当該保管の委託をしている当該特定公社債等の利子等の支払を受ける日までの間に、新令第三百三十九條第一項に規定する告知書に同条第三項に規定する財務省令で定める事項を記載し、これを当該金融機関の営業所等の長（当該保管の委託が保管委託取次契約に係るものである場合には、当該保管委託取次契約に基づき当該特定公社債等の保管の委託の取次ぎをした同項に規定する財務省令で定める金融機関の営業所等の長）に提出をした場合には、当該保管の委託に係る契約は当該提出をした日に締結されたものと、当該告知書は当該締結の際に提出された同項の告知書とそれぞれみなして、同条及び新令第三百四十六條第四項の規定を適用する。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第八條 平成二十七年十二月三十一日において次に掲げる受益権又は公社債（以下「公社債等」という。）を新法第二百二十四條の三第一項第二号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する金融商品取引業者又は登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）の営業所（営業所又は事務所をいう。以下同じ。）において当該金融商品取引業者等の社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている者が、施行日以後最初に当該公社債等の譲渡の対価（同条第四項に規定する償還金等を含む。以下同じ。）の支払（同条第四項に規定する交付を含む。以下同じ。）を受ける日までに当該金融商品取引業者等の営業所の長に新令第三百四十二條第二項各号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知に相当する告知をした場合には、この場合は同項第二号の告知をした場合と、当該公社債等の譲渡の対価は同号に定める譲渡の対価とそれぞれみなして、同条の規定を適用する。

一 公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の受益権

二 新法第二百二十四條の三第二項第六号に掲げる社債的受益権

三 新法第二百二十四條の三第二項第七号に掲げる公社債（新株予約権付社債を除く。）

2 平成二十七年十二月三十一日において公社債等を有する者が施行日以後に公社債等の譲渡の対価の支払を受ける場合において、当該対価の新法第二百二十四條の三第一項に規定する支払者が、財務省令で定めるところにより、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所その他の事項を記載した帳簿（その者から施行日前に旧令第三百三十七條第二項各号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定めるいずれかの書類の提示を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該帳簿は新令第三百四十三條第三項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の帳簿とみなして、同項の規定を適用する。

附則（平成二六年三月二四日政令第七三号）抄

（施行期日）

第一條 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三條 この政令の施行の日前に支払を受けるべき第十五條の規定による改正前の所得税法施行令第三百十九條の六第一号に掲げる老齢年金給付については、なお従前の例による。

附則（平成二六年三月二一日政令第一三二号）

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中所得税法施行令第十條第一項第一号の改正規定、同令第三十一條の二の改正規定、同令第八十二條の二第一項の改正規定、同令第三百十九條の六の改正規定、同令第三百十九條の七第二項の改正規定及び同令第三百十九條の十二第一項の改正規定 平成二十七年十月一日

(株式等の範囲から除かれる公社債に関する経過措置)

第十二条 新令第三百四十四条の二(株式等の範囲から除かれる公社債)の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新法第二百二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知)に規定する株式等の譲渡又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用する。

(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等に関する経過措置)

第十三条 新令第三百五十条の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は、施行日以後に同項の申請書の同項に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の四第三項(先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の申請書の提出をした場合については、なお従前の例による。

(償還金等の支払調書の提出範囲に関する経過措置)

第十四条 新令第三百五十二条の二第一項及び第二項(第四号に係る部分に限る。)(償還金等の支払調書の提出範囲)の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新法第二百二十五条第一項第十一号(支払調書)に規定する償還金等の交付について適用する。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第十五条 新令第三百五十五条第四項(支払調書等の提出の特例)(同条第一項の申請書に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。

附 則 (平成二六年五月一四日政令第一七九号) 抄

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日政令第二二五号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三〇日政令第三二六号) 抄

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の所得税法施行令第八十二条の二第六項の規定は、個人が施行日以後に行う消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れ(元年経過措置対象課税仕入れ及び地方税法等改正法附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等)と同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するものを除く。及び個人が施行日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する課税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物について適用し、個人が施行日以前に行った同項第十二号に規定する課税仕入れ(元年経過措置対象課税仕入れを含む。)及び個人が施行日以前に同項第十二号に規定する課税地域から引き取った同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

2 前項に規定する元年経過措置対象課税仕入れとは、地方税法等改正法附則第十条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等と同項第四号又は第五号に掲げるものに該当するもの(令和五年十月一日以後に行うものにあつては、新消費税法(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第四十四条第一項に規定する新消費税法をいう。)第三十条第一項の規定の適用を受けるものに限る。)をいう。

附 則 (平成二六年一〇月一七日政令第三三八号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二六年十月二十日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所得税法施行令(次項において「新令」という。)第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、新通勤手当(平成二六年四月一日以後に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当をいい、同日前に受けるべきこれらの手当の差額として追給されるものを除く。同項において同じ。)について適用し、同日前に受けるべき改正前の所得税法施行令第二十条の二(非課税とされる通勤手当)に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるべきものの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

3 新通勤手当でこの政令の施行の日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、新令第二十条の二及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(「第二百二十六条」を「第二百二十六条の二」に、「第二款 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納(第二百六十五条・第二百六十六条)」を「第二款 延払条件付譲渡に係る所得税額の延納(第二百六十五条・第二百六十六条)／第三款 納税の猶予(第二百六十六条の二・第二百六十六条の三)」に改める部分に限る。)、第九十七条第一項の改正規定、第七十七条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二編第三章中第二百二十六条の次に一条を加える改正規定、同編第五章第二節に一款を加える改正規定、第二百九十四条の改正規定及び第二百九十五条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二七年七月一日
- 二 第八十二条の二の改正規定及び附則第九条の規定 平成二七年十月一日

三 目次の改正規定（第三百十九條の十二）を「第三百十九條の十三」に改める部分に限る。）、第二百二十二條の二第三項第二号の改正規定、第二百六十二條の改正規定、第三百十六條の二の改正規定、第三百十八條の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第四編第二章中第三百十九條の十二を第三百十九條の十三とする改正規定、第三百十九條の十一の改正規定、同条を第三百十九條の十二とする改正規定及び第三百十九條の十の次に一条を加える改正規定並びに附則第七條第三項、第十條及び第十六條の規定、平成二十八年一月一日

四 目次の改正規定（第一号に掲げる改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、第一條第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八條第二号の改正規定、第十七條の改正規定、第五十五條第二項第七号の改正規定、第二百二十一條の次に五條を加える改正規定、第二百二十二條の改正規定、第二百二十二條の二の改正規定（同条第三項第二号中「配当等」の下に「又は同法第九條の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）」に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等）を加える部分を除く。）、第二百二十四條第一項の改正規定、第二百二十五條の次に五條を加える改正規定、第二百二十六條第三項の改正規定、第二百五十八條の改正規定、第二百六十四條の改正規定、第二百七十九條の改正規定、第二百八十二條の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百八十一條の改正規定、第二百八十一條の三の改正規定、第二百八十二條の改正規定、第二百八十二條の二を削る改正規定、第二百八十三條の改正規定、第二百八十四條の改正規定、第二百八十五條の改正規定、第二百八十六條の改正規定、第二百八十七條の改正規定、第二百八十八條の改正規定、第三編第二章第一節を削り、同編第一章中同条の次に四條を加える改正規定、第二百九十二條（見出しを含む。）の改正規定、同編第二章第二節第一款中同条の次に十三條を加える改正規定、同節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、第三百三條の二の改正規定、第三百四條の改正規定、第三百五條の改正規定、第三百五條の二を削る改正規定、第三百六條の改正規定、第三百二十八條の改正規定、第三百二十八條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條の二を削る改正規定、第三百三十一條の二を削る改正規定、第三百三十二條の改正規定、第三百三十三條第一項第二号の改正規定、第三百三十四條の改正規定及び第三百三十八條第三項の改正規定並びに附則第十條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までの規定、平成二十八年四月一日

五 第四條第三号の改正規定及び第六十一條第一項第九号の改正規定並びに附則第五條の規定（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日（平成二十七年五月一日））
六 第三十四條第三項の改正規定、第四十一條の二（見出しを含む。）の改正規定、第四十三條第一項の改正規定、第四十七條の改正規定、第四十八條第五項の改正規定、第三百三十七條の改正規定、第三百三十八條第一項の改正規定、第三百四十三條の改正規定、第三百四十四條第一項の改正規定、第三百四十九條の改正規定、第三百五十條第一項の改正規定、第三百五十條の四の改正規定、第三百五十條の五第一項の改正規定、第三百五十條の九の改正規定及び第三百五十條の十第一項の改正規定並びに附則第三條及び第四條の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

（納税義務者等に関する経過措置）
第二條 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第三條第四項（納税義務者等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第一條（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（以下「平成二十六年旧所得税法」という。）第七條第一項（課税所得の範囲）の規定の適用については、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第十七條（非永住者の国外源泉所得のうち課税される部分の金額の範囲等）の規定は、なおその効力を有する。

（非課税貯蓄に関する異動申告書に関する経過措置）
第三條 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第四十三條第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）の規定は、附則第一條第六号（施行期日）に定める日以後に提出する新令第四十三條第六項に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書について適用し、同日前に提出した旧令第四十三條第六項（非課税貯蓄に関する異動申告書）に規定する非課税貯蓄に関する異動申告書については、なお従前の例による。

（非課税貯蓄相続申込書に関する経過措置）
第四條 新令第四十七條第二項（非課税貯蓄相続申込書）の規定は、附則第一條第六号（施行期日）に定める日以後に提出する新令第四十七條第一項に規定する非課税貯蓄相続申込書について適用し、同日前に提出した旧令第四十七條第一項（非課税貯蓄相続申込書）に規定する非課税貯蓄相続申込書については、なお従前の例による。

（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）
第五條 新令第六十一條第一項（第九号に係る部分に限る。）（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、附則第一條第五号（施行期日）に定める日以後に生ずる同項第九号に掲げる事由について適用し、同日前に生じた旧令第六十一條第一項第九号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に掲げる事由については、なお従前の例による。

（資産の譲渡とみなされる行為に関する経過措置）
第六條 新令第七十九條（第一項第三号に係る部分に限る。）（資産の譲渡とみなされる行為）の規定は、個人がこの政令の施行の日以後に行う同項に規定する借地権の設定について適用する。

（一括評価資金に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額に関する経過措置）
第七條 新令第四十五條第二項（一括評価資金に係る貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新令第四百四十五條第一項の居住者がこの政令の施行の日前に死亡した場合における当該居住者の平成二十七年分の所得税に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「平成二十七年一月一日」とあるのは「平成十年一月一日」と、「平成二十七年及び平成二十八年」とあるのは「平成十年及び平成十一年」とする。

3 新令第四百四十五條第一項の居住者が平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に死亡した場合における当該居住者の平成二十八年分の所得税に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「平成二十七年及び平成二十八年の各年の十二月三十一日」とあり、及び「当該各年の十二月三十一日」とあるのは「平成二十七年十二月三十一日及びその死亡の時」とする。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に関する経過措置）

第八條 平成二十七年七月一日から同年十二月三十一日までの間における新令第七十條第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、同項中「若しくは第四項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）又は第三十七條の十一第三項若しくは第四項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」とあるのは「又は第四項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「同法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等又は同法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「同条第一項に規定する株

式等に係る譲渡所得等」と、「同法第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「同条第三項又は第四項各号」とあるのは「同条第二項」とする。

2 平成二十七年七月一日前において居住者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二（在留資格）の上欄の在留資格をもって在留していた期間がある場合における所得税法施行令第七十条第三項第一号及び第七十条の二第二項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用については、同号中「期間を除く」とあるのは、「期間及び平成二十七年六月三十日まで（同法別表第二（在留資格）の上欄の在留資格をもって在留していた期間を除く）」とする。

（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置）

第九条 新令第八十二条の二第二項（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（外国税額控除に関する経過措置）

第十条 平成二十六年改正法附則第七條第二項（外国税額控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第九十五条（外国税額控除）の規定に基づき旧令第二百二十二條（控除限度額の計算）及び第二百二十二條の二（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同条第三項第二号の規定の適用については、同号中「配当等」とあるのは、「配当等又は同法第九条の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等」とする。

（年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算に関する経過措置）

第十一条 新令第二百五十八條（年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算）の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（国内源泉所得等に関する経過措置）

第十二条 平成二十六年改正法附則第十條第二項（国内源泉所得等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第六十一条（国内源泉所得）の規定の適用については、旧令第二百七十九條から第二百八十八條まで（国内において行なう事業から生ずる所得等）の規定は、なおその効力を有する。

（非居住者に対する課税の方法等に関する経過措置）

第十三条 平成二十六年改正法附則第十一條第二項（非居住者に対する課税の方法等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第六十四条第一項（非居住者に対する課税の方法）及び第六十五条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）の規定の適用については、旧令第二百八十九條から第二百九十二條まで（非居住者の有する支店その他事業を行なう一定の場所等）の規定は、なおその効力を有する。

（源泉徴収義務等に関する経過措置）

第十四条 平成二十六年改正法附則第十九條第三項（源泉徴収義務等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧所得税法第二百四條第一項から第三項まで（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）の規定の適用については、旧令第三百三十條から第三百三十三條まで（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための要件等）の規定は、なおその効力を有する。

（支払調書に関する経過措置）

第十四条の二 平成二十八年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払が確定し、又は支払われる平成二十六年改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法第六十一条第一項第四号又は第八号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得がある場合の平成二十六年改正法第一条の規定による改正後の所得税法第二百五條第一項（支払調書及び支払通知書）の規定の適用については、同項中「及び第六十一条第一項第四号」とあるのは「及び第六十一条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法（第八号において「旧所得税法」という。第六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）」と、同項第八号中「第六十一条第一項第四号若しくは第六号」とあるのは「第六十一条第一項第四号（旧所得税法第六十一条第一号の二に掲げるものに該当するものに限る。）、第六号、第七号、第八号（旧所得税法第六十一条第一号に掲げるものに該当するものに限る。）」若しくは第九号」とする。

附則（平成二十七年三月三十一日政令第一五五号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月三十一日政令第一六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月三〇日政令第三五〇号）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年一月二十九日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月十七日政令第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第十条の規定による改正後の所得税法施行令第六条の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得する同条第八号に掲げる電気ガス供給施設利用権について適用し、個人が施行日前に取得した第十条の規定による改正前の所得税法施行令第六号第八号に掲げる電気ガス供給施設利用権については、なお従前の例による。

2 改正法附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給を行う事業を営む改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者に対して当該事業に係る電気供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気供給を受ける権利(令和三年三月三十一日までに取得されたものに限る。)は、所得税法施行令第六条の規定の適用については、同条第八号に掲げる電気ガス供給施設利用権とみなす。

附則 (平成二十八年二月二四日政令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 個人がこの政令の施行の前日に取得した第二条の規定による改正前の所得税法施行令第六号第八号に掲げる熱供給施設利用権については、なお従前の例による。

2 改正法附則第五十条第一項に規定する指定旧供給区域熱供給を行う事業を営む同項に規定するみなし熱供給事業者に対して当該事業に係る熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して同条第一項に規定する熱供給を受ける権利は、第二条の規定による改正後の所得税法施行令(次項において「新所得税法施行令」という。)第六条の規定の適用については、同条第八号に掲げる無形固定資産とみなす。

3 前項に規定する権利(国外における当該権利に相当するものを含む。)は、新所得税法施行令第二百二十五条の十六第二項及び第二百九十一条の二第二項の規定の適用については、新所得税法施行令第二百二十五条の十六第二項第一号及び第二百九十一条の二第二項第一号に掲げる無形固定資産とみなす。

附則 (平成二十八年三月三一日政令第一四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行令第三百十六号第一項第一号の改正規定、同令第三百二十九条の二第二項の改正規定、同令第三百二十四条第一号の改正規定、同令第三百二十五条の改正規定、同令第三百三十一条第一項の改正規定並びに同令第三百五十五号第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十二条、第十四条、第十五条及び第十七条の規定、平成二十九年一月一日

二 第一条中所得税法施行令第二百六十二条(見出しを含む。)の改正規定及び同令第三百九十九条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定、平成三十年一月一日(非課税とされる通勤手当に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第二十条の二(非課税とされる通勤手当)の規定は、新通勤手当(平成二十八年一月一日以後に受けるべき通勤手当及びこれに類する手当をいい、同日前に受けるべきこれらの手当の差額として追給されるものを除く。次項において同じ。)について適用し、同日前に受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第二十条の二(非課税とされる通勤手当)に規定する通勤手当(同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるべきものの差額として追給されるものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新通勤手当でこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節(源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、新令第二十条の二及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(非課税貯蓄相続申込書に関する経過措置)

第三条 新令第四十七条第二項(非課税貯蓄相続申込書)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項に規定する非課税貯蓄相続申込書について適用し、施行日前に提出した旧令第四十七条第一項(非課税貯蓄相続申込書)に規定する非課税貯蓄相続申込書については、なお従前の例による。

(特定退職金共済団体の要件等に関する経過措置)

第四条 新令第七十三条第一項(特定退職金共済団体の要件)の規定は、施行日以後に同項の承認(新令第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)の変更の承認を含む。)を受ける場合について適用する。

2 新令第七十五条第三項(特定退職金共済団体の承認の取消し等)の規定は、施行日以後に同項の退職金共済事業を廃止する場合について適用する。

(譲渡制限付株式の価額等に関する経過措置)

第五条 新令第八十四条第一項(譲渡制限付株式の価額等)及び第九十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)(有価証券の取得価額)の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用する。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第六条 個人が施行日前に交付を受けた旧令第八十九条第四号(国庫補助金等の範囲)に掲げる補助金については、なお従前の例による。

(資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額に関する経過措置)

第七条 新令百十四号第一項(資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額)の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置)

第八条 新令第二編第二章第四節第四款第一目(減価償却資産の償却の方法)の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 個人が、平成二十八年分の所得税について、新令第六号第一号及び第二号(減価償却資産の範囲)に掲げる減価償却資産につき選定した償却の方法(その償却の方法を届け出なかった個人がよるべきこととされている新令百二十五条(減価償却資産の法定償却方法)に規定する償却の方法を含む。)を変更しようとする場合(二以上の事業所を有する個人で事業所ごとに償却の方法を選

定していないものが事業所ごとに償却の方法を選定しようとする場合を含む。）において、同年分の所得税に係る確定申告期限までに、新たな償却の方法、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもって新令第二百二十四条第二項（減価償却資産の償却の方法の変更手続）の申請書とみなし、当該届出書の提出をもって同条第一項の承認があつたものとみなす。

3 個人が平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの期間内に減価償却資産について支出した金額について新令第二百二十七条第四項又は第五項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により平成二十九年一月一日において新たに取得したものとされる減価償却資産に係る新令第二百二十条の二第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）（減価償却資産の償却の方法）の規定の適用については、当該減価償却資産は、施行日前に取得された資産に該当するものとする。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第九条 新令第七十条第五項（第十六号に係る部分に限る。）及び第六項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）（これらの規定を新令第七十条の二第二項及び第三項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に新令第七十条第五項に規定する譲渡又は限定相続等があつた同項に規定する有価証券等について適用し、同日前に旧令第七十条第四項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する譲渡又は限定相続等があつた同項に規定する有価証券等については、なお従前の例による。

2 新令第七十条第八項（新令第七十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に新令第七十条第八項に規定する譲渡又は限定相続等により移転をする同項に規定する有価証券等の判定について適用し、同日前に旧令第七十条第七項に規定する譲渡又は限定相続等により移転をした同項に規定する有価証券等の判定については、なお従前の例による。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例に関する経過措置）

第十条 新令第二百二十六条の二第二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例）の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第十一条 新令第二百六十二条第一項及び第二項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（年末調整の不足額の徴収猶予を受けるための手続に関する経過措置）

第十二条 新令第三百十六條第一項（年末調整の不足額の徴収猶予を受けるための手続）の規定は、平成二十九年一月一日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に旧令第三百十六條第一項（年末調整の不足額の徴収猶予を受けるための手続）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第十三条 新令第三百十九條（保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示）の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承認等に関する手続等に関する経過措置）

第十四条 新令第三百十九條の二第一項、第三百二十四條並びに第三百二十五條第一項及び第二項（源泉徴収の免除の要件に該当しなくなった場合の手続等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新令第三百十九條の二第二項若しくは第三百二十四條の規定により提出する申請書又は新令第三百二十五條第一項若しくは第二項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に旧令第三百十九條の二第一項若しくは第三百二十四條（報酬又は料金に係る源泉徴収の免除を受けるための手続等）の規定により提出した申請書又は旧令第三百二十五條第一項若しくは第二項（源泉徴収の免除の要件に該当しなくなった場合の手続等）の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等に関する経過措置）

第十五条 新令第三百三十一條第一項（第一号に係る部分に限る。）（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等）の規定は、平成二十九年一月一日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に旧令第三百三十一條第一項（非居住者が源泉徴収の免除を受けるための手続等）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第十六条 新令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）及び同条第九項において準用する新令第三百三十八條第一項から第三項まで（貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等）の規定は、施行日以後に支払を受ける新令第三百三十九條第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、施行日前に支払を受けた旧令第三百三十九條第一項（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等）に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第十七条 新令第三百五十五條第一項及び第二項（支払調書等の提出の特例）の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第二項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に旧令第三百五十五條第一項又は第二項（支払調書等の提出の特例）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日政令第一八一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二十八年五月二十五日政令第二二六号）抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の所得税法施行令（次項において「新所得税法施行令」という。）第七十条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日の属する年の翌年一月一日（施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同日。以下この項及び次条において「適用開始日」という。）以後に生ずる同号に掲げる事由について適用し、適用開始日前に生じた第二条の規定による改正前の所得税法施行令第七十条の三第二項第二号に掲げる事由については、なお従前の例による。

2 新所得税法施行令第二百二十二条の二第四項（第四号に係る部分に限る。）、第二百二十五条の二第一項及び第二百九十二条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日の属する年の翌年（施行日が平成二十九年一月一日である場合には、同年。以下この項において「適用開始年」という。）分以後の所得税について適用し、適用開始年前の所得税については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十八年六月二四日政令第二四五号）

この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 （平成二十九年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七条第一項（同令第五十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年年度の予算から適用する。

附 則 （平成二十八年一月二四日政令第三五三号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十八年一月二八日政令第三六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十九年三月二三日政令第四〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第九条の規定による改正後の所得税法施行令第六条の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得する同条第八号に掲げる電気ガス供給施設利用権について適用し、個人が施行日前に取得した第九条の規定による改正前の所得税法施行令第六号第八号に掲げる電気ガス供給施設利用権については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十九年三月三一日政令第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十一条第一項の改正規定（「第二十五条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改める部分を除く。）、第八十三条の二第四項第七号の改正規定、同項第六号の改正規定、第一百十三條第二項の改正規定、第一百六条の改正規定、第六十七條の七第四項の改正規定及び第三百四條第二号の改正規定並びに附則第四条第一項の規定 平成二十九年十月一日

二 第一条第一項の改正規定、第十一条第二項及び第二十一条の二第二項の改正規定、第二百五条第二項各号の改正規定、第二百八条（見出しを含む。）の改正規定、第二百九条第一項の改正規定、第二百二十条（見出しを含む。）の改正規定並びに第三百十九條の十一第一号の改正規定並びに附則第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第四条の第二項の改正規定及び附則第十五条の規定 平成三十年一月一日

三 第二百二十二条の二第四項の改正規定 平成三十年四月一日

(経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非永住者の課税所得の範囲に関する経過措置)

第三条 個人が、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、有価証券でその取得の日が当該有価証券に係る新令第十七条第一項（非永住者の課税所得の範囲）に規定する期間内にあるものの同項に規定する譲渡を行う場合において、同日が施行日前であるときは、当該有価証券は、同項に規定する特定有価証券に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

(所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置)

第四条 新令第六十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）の規定は、平成二十九年十月一日以後に生ずる同号に掲げる事由について適用する。

2 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新令第六十一条第四項の規定の適用については、同項第九号中「第二条第十二号の五の二」とあるのは、「第二条第十二号の六」とする。

(退職所得控除額に係る勤続年数の計算に関する経過措置)

第五条 新令第六十九条第一項(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項第二号に規定する退職一時金等について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の所得税法施行令(以下「旧令」という。)第六十九条第一項第二号(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)に規定する退職一時金等については、なお従前の例による。

第六条 新令第八十三条(分割対価資産の一部のみを分割法人の株主等に交付する場合の取扱い)の規定は、施行日以後に行われる法人の分割について適用し、施行日前に行われた法人の分割については、なお従前の例による。

(合併等により交付する株式に満たない端数がある場合の所得計算に関する経過措置)

第七条 新令第八十三条の二第三項(合併等により交付する株式に満たない端数がある場合の所得計算)の規定は、施行日以後に行われる同条第五項第六号に規定する株式分配について適用する。

2 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新令第八十三条の二第五項の規定の適用については、同項第七号中「第二条第十二号の五の二」とあるのは、「第二条第十二号の六」とする。

(収用に類するやむを得ない事由に関する経過措置)

第八条 新令第九十三条(収用に類するやむを得ない事由)の規定は、平成二十九年一月一日以後に発生する同条に規定するやむを得ない事由について適用し、同日前に発生した旧令第九十三条(収用に類するやむを得ない事由)に規定するやむを得ない事由については、なお従前の例による。

(有価証券の取得価額に関する経過措置)

第九条 新令百十三条の二(株式分配により取得した株式等の取得価額)の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する株式分配について適用する。

第十条 新令百三十二条第一項(年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例)の規定は、個人が施行日以後に取得する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得した減価償却資産については、なお従前の例による。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

第十一条 新令第七十条第五項(第十号の二に係る部分に限る。)及び第六項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)(これらの規定を新令第七十条の二第二項及び第三項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する株式分配について適用する。

(国内にある資産の譲渡により生ずる所得に関する経過措置)

第十二条 新令第二百八十一条第七項(第二号に係る部分に限る。)(国内にある資産の譲渡により生ずる所得)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する株式分配について適用する。

2 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新令第二百八十一条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ロ中「第二条第十二号の五の二」とあるのは、「第二条第十二号の六」とする。

(交付金銭等の受領者の告知等に関する経過措置)

第十三条 新令第三百四十五条第一項(第三号に係る部分に限る。)(交付金銭等の受領者の告知等)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する株式分配について適用する。

附則(平成二十九年一月二七日政令第二九二号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則(平成三〇年三月三十一日政令第二三二号)抄

この政令は、平成三〇年三月三十一日政令第二三二号抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中所得税法施行令第一条の二の改正規定、同令第二条の三第二項第二号の改正規定、同令第七十条の三第二項第二号の改正規定、同令第二百二十一条の二第一項第一号ロの改正規定、同令第二百二十五条の二の改正規定、同令第二百二十五条の五第三号の改正規定、同令第二百七十九条第二号の改正規定、同令第二百八十二条第三号の改正規定、同令第二百九十二条の九第二項第一号の改正規定、同令第三百四十四条の改正規定及び同令第三百三十三号第四号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定、平成三十一年一月一日

二 第一条中所得税法施行令第八十二条の二第六項の改正規定(「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める部分に限る。)(及び附則第十一条第二項の規定、令和元年十月一日

三 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定(「第二百二十一条」を「第二百二十条の二」に改める部分に限る。)(同令第一条第二項の改正規定、同令第十一条及び第十二条の二第二項の改正規定、同令第六十七号の三の改正規定、同令第六十七号の四の改正規定、同令第六十七号の五の改正規定、同令第二百五条第一項の改正規定、同令第二編第三章中第二百二十一条の前に一条を加える改正規定、同令第二百五十八号の改正規定(同条第三項第一号に係る部分を除く。)(同令第二百九十二条の六の次に一条を加える改正規定、同令第三百条(見出しを含む。))の改正規定並びに同令第三百六条の二(見出しを含む。))の改正規定並びに附則第三条、第九条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十八条及び第二十九条の規定、令和二年一月一日

四 次に掲げる規定 令和二年十月一日
 イ 第一条中所得税法施行令第二百七十九條第三号の改正規定、同令第三百十九條の二の改正規定、同令第三百十九條の四の改正規定及び同令第三百十九條の十一の改正規定
 ロ 第二条の規定及び附則第二十七條の規定
 五 次に掲げる規定 令和五年十月一日
 イ 第一条中所得税法施行令第八十二條の二第六項の改正規定（「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条第一項、第三項及び第四項、第三十條並びに第三十一條の規定
 ロ 第三条の規定

六 第一条中所得税法施行令第七十二條第一項第三号の改正規定、同令第八十二條の二第二項第十二号の改正規定、同令第三百十九條の六第一項第三号の改正規定及び同令第三百十九條の十二（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五條、第六條及び第二十條の規定 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）の施行の日
 （恒久的施設の定義に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「改正法」という。）附則第三条第四項第二号（非居住者又は外国人に係る恒久的施設の定義に関する経過措置）に規定する政令で定める債券は、旧恒久的施設を有していなかった外国人（同項第一号に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国人をいう。以下この条において同じ。）が平成三十一年一月一日において新恒久的施設（改正法第一条（所得税法の一部改正）の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第二条第一項第八号の四（定義）に規定する恒久的施設をいう。以下この条において同じ。）を有することとなった場合における当該恒久的施設を有していなかった外国人により同日前に発行された債券の利子の全部又は一部が当該新恒久的施設を通じて行う事業に係るものである場合における当該債券とする。

2 改正法附則第三条第四項第三号に規定する政令で定める金額は、旧恒久的施設を有していなかった外国人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国人が同日前に発行した同号に規定する割引債につき非居住者又は外国人に対して支払をする租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十二の二第一項第一号（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に規定する償還金の額のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額とする。

3 改正法附則第三条第四項第四号に規定する政令で定めるものは、旧恒久的施設を有していなかった外国人が平成三十一年一月一日において新恒久的施設を有することとなった場合における当該旧恒久的施設を有していなかった外国人の同日前に発行した同号に規定する割引債の同号に規定する償還差益のうち、当該償還差益の金額に第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当するものとする。

一 当該割引債の租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十六條の九の二第一項第一号イ（償還差益の金額等）に規定する社債発行差金
 二 前号に掲げる金額のうち当該新恒久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額

4 改正法附則第三条第一項の規定により新法第二条第一項第八号の四の規定の適用がある場合における改正法附則第三条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた非居住者に係る租税特別措置法施行令及び国税通則法施行令（昭和三十三年政令第三十五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

租税特別措置法施行令第二十五條の十の五第二項	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
租税特別措置法施行令第二十五條の十の五第二項第一号及び第二号	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
租税特別措置法施行令第二十五條の十の五第二項第一号	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
租税特別措置法施行令第二十五條の十三の四第二項	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
租税特別措置法施行令第二十五條の十三の八第十二項第二号（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
租税特別措置法施行令第二十五條の十三の八第二十項の表第二十五條の十三の四第二項の項	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項
国税通則法施行令第二十一條第一号（期限の特例）	恒久的施設を有する非居住者が、同項	旧恒久的施設を有していた非居住者が、同項

（寡婦の範囲等に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第十一条第二項（寡婦の範囲）及び第十一条の二第二項（寡夫の範囲）の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）以前の所得税については、なお従前の例による。

部改正)の規定による改正前の所得税法(以下この号において「旧効力法」という。)第六十五条第三項」と、「同条第一項本文又は第二項」とあるのは「法第六十五条第一項本文若しくは第二項又は旧効力法第六十五条第一項本文」とする。

2 改正法附則第五条第三項に規定する政令で定める金額は、旧法第五十三条第一項(旧法第六十六条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により改正法附則第五条第三項に規定する個人が施行日前に死亡した場合における当該個人の平成三十年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された返品調整引当金勘定の金額とする。

第九条 新令第六十七条の三第五項(給与所得者の特定支出の範囲)及び第六十七条の五(特定支出の支出等を証する書類)の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する経過措置)

第十条 新令第七十条第六項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)(新令第七十条の二第三項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される新令第七十一条第二項(合併により取得した株式等の取得価額)及び新令第七十三条第二項(分割型分割により取得した株式等の取得価額)の規定は、施行日以後に行われる新令第七十二条第二項に規定する無対価合併及び新令第七十三条第二項に規定する無対価分割型分割について適用し、施行日前に行われた旧令第七十二条第二項(合併により取得した株式等の取得価額)に規定する無対価合併及び旧令第七十三条第二項(分割型分割により取得した株式等の取得価額)に規定する無対価分割型分割については、なお従前の例による。

(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置)

第十一条 新令第八十二条の二第六項(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入)の規定は、個人が令和五年十月一日以後に行う消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第十二号(定義)に規定する課税仕入れ及び個人が同日以後に同項第十二号に規定する課税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物については、なお従前の例による。

2 個人が令和元年十月一日から令和五年九月三十日までの間に同項第十二号に規定する課税仕入れ及び個人が令和元年十月一日から令和五年九月三十日までの間に同項第十二号に規定する課税地域から引き取る同項第十一号に規定する課税貨物に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第六項中「百分の二・二」とあるのは「百分の二・二(当該課税仕入れ等の税額に係る消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)以下この項において「平成二十八年改正法」という。)附則第三十四条第一項(元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合及び当該課税仕入れ等の税額に係る消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物が平成二十八年改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百分の一・七六」と、「同法」とあるのは「消費税法」とする。

3 個人の所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)次項において「平成二十八年改正法」という。)附則第五十二条第一項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等)の一部を改正する政令(平成三十年政令第三十五号)次項において「三十年改正令」という。)附則第二十二條第三項又は第四項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年分の所得税に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)以下この項において「平成二十八年改正法」という。)附則第五十二条第一項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等)の一部を改正する政令(平成三十年政令第三十五号)次項において「三十年改正令」という。)附則第二十二條第三項又は第四項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。」と、「同条第一項」とあるのは「百分の一・七六」とあり、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項(旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)に規定する二十年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

4 個人の平成二十八年改正法附則第五十三条第一項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(三十年改正令附則第二十三條第三項又は第四項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定の適用を受ける年分の所得税に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)以下この項において「平成二十八年改正法」という。)附則第五十三条第一項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等)の一部を改正する政令(平成三十年政令第三十五号)次項において「三十年改正令」という。)附則第二十三條第三項又は第四項(適格請求書発行者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。」と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項(平成二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)」と、「同条第六項中「百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項(旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)に規定する二十年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属の時期に関する経過措置)

第十二条 改正法附則第八條第一項(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属の時期に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期)(旧法第六十六条第一項(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)の規定により準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に基づく旧令

第百八十八条から第百九十一条まで（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）（旧令第百八十八条第二項及び第三項、第百八十九条並びに第百九十一条第五項から第八項までの規定を除く。）及び第百九十二条第一項（第十二号に係る部分に限る。）（恒久的施設帰属所得についての総合課税に係る所得税の課税標準等の計算）の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第十九条（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）の規定の適用については、同条第四項中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法（以下この項において「旧効力所得税法」という。）第六十五条第一項」と、同条の」とあるのは「所得税法第六十五条又は旧効力所得税法第六十五条の」とする。

3 個人が施行日前に旧法第六十五条第三項に規定する延払条件付販売等（第六項において「延払条件付販売等」という。）に該当する改正法附則第八条第一項に規定する特定資産の販売等（以下この項及び第六項において「特定資産の販売等」という。）に係る契約をし、かつ、施行日以後に当該特定資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供をした場合には、同条第一項の規定の適用については、当該特定資産の販売等は、施行日前行われたものとする。

4 改正法附則第八条第三項の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を相続したときは、当該相続人のその死亡の日の属する年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、当該個人がした同条第四項の記載は当該相続人がしたもののみならず、同条第三項の規定を適用する。この場合において、当該相続人の次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該個人の死亡の日の属する年 当該個人の改正法附則第八条第三項の規定の適用に係る同条第二項に規定する未計上収入金額及び未計上経費額（以下この項においてそれぞれ「未計上収入金額」及び「未計上経費額」という。）を百二十で除し、これに当該相続人がその年において当該事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額を同条第三項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額及び未計上経費額を同項第二号に掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額のうち、当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額と当該相続人のその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額を同号に掲げる金額とする。

二 当該個人の死亡の日の属する年の翌年以後の各年 当該個人の改正法附則第八条第三項の規定の適用に係る未計上収入金額及び未計上経費額を百二十で除し、これに当該相続人がその年において当該事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額を同項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額を同項第二号に掲げる金額とし、当該未計上収入金額及び未計上経費額のうち、当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額と当該相続人のその年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入された金額との合計額を同号に掲げる金額とする。

5 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 延払条件付販売等に該当する特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき改正法附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十五条第一項本文の規定の適用を受けている個人が死亡した場合において、その個人の事業を相続人が承継し、かつ、当該相続人が当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき同項本文の規定の適用を受けなかったときは、当該相続人（改正法附則第八条第二項及び第三項に規定する個人に該当するものを除く。）を改正法附則第八条第二項及び第三項に規定する個人とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、当該相続人が平成三十年から令和五年までの各年において当該特定資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき同条第二項第一号に規定する延払基準の方法により経理したときは、当該相続人は、同号に規定する延払基準の方法により経理しなかつたものとみなす。

（雑損控除の適用を認められる親族の範囲に関する経過措置）

第十三条 新令第二百五条第一項（雑損控除の適用を認められる親族の範囲）の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第十四条 新令第二百七条第一号の二（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（国外事業所等に帰せられるべき所得に関する経過措置）

第十五条 新令第二百五条の二（国外事業所等に帰せられるべき所得）の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲に関する経過措置）

第十六条 新令第二百五条の五（第三号に係る部分に限る。）（人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲）の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（国内にある資産の譲渡により生ずる所得に関する経過措置）

第十七条 新令第二百八十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第八項から第十項まで（国内にある資産の譲渡により生ずる所得）の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（内国法人が引き受けた投資信託等の信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第十八条 新令第三百条第二項から第十四項まで（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第二項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払われた旧令第三百条第二項（信託財産について納付した所得税額の控除）に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

（外国法人が引き受けた投資信託等の信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第十九条 新令第三百六条の二（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払われた旧令第三百六条の二（信託財産について納付した所得税額の控除）に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

(公的年金等の金額から控除する金額の調整に関する経過措置)
第二十條 新令第三百三十九條の六第一項(公的年金等の金額から控除する金額の調整)の規定は、附則第一條第六号(施行期日)に定める日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧令第三百三十九條の六第一項(公的年金等の金額から控除する金額の調整)に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十一條 新令第三百三十六條第三項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十六條第三項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は、施行日以後に新令第三百三十六條第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3 新令第三百三十八條第一項(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)の規定は、施行日以後に新令第三百三十六條第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十六條第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に番号利用法整備令第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第三百三十六條第二項各号(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に当該各号に定める利子等又は配当等の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六條第五項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備令第十六條第五項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める利子等又は配当等の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所(所得税法施行令第三百三十六條第一項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知)に規定する住所をいう。以下同じ。)の変更をした場合における所得税法施行令第三百三十六條第三項及び第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定の適用については、同令第三百三十六條第三項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百三十七條第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人(所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二十一條第四項(預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)が、前条第三項第一号」とする。

(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置)

第二十二條 新令第三百三十九條第四項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する書類の提出をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十九條第四項(無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等)に規定する書類の提出をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百三十九條第九項において準用する新令第三百三十七條第三項(告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は、施行日以後に新令第三百三十九條第四項に規定する書類の提出をする場合について適用する。

3 新令第三百三十九條第九項において準用する新令第三百三十八條第一項(貯蓄取扱機関等の営業所の長の確認等)の規定は、施行日以後に新令第三百三十九條第四項に規定する書類の提出をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百三十九條第四項に規定する書類の提出をした場合については、なお従前の例による。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十三條 新令第三百四十二條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十二條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は、施行日以後に新令第三百四十二條第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3 新令第三百四十四條第一項(株式等の譲渡の対価の支払者の確認等)の規定は、施行日以後に新令第三百四十二條第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十二條第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十二條第二項各号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に当該各号に定める株式等の譲渡の同条第一項に規定する対価の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六條第十三項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、施行日から番号利用法整備令第十六條第十三項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める株式等の譲渡の所得税法施行令第三百四十二條第一項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する対価の番号利用法整備令第十六條第十三項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百四十二條第三項及び第三百四十三條第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定の適用については、同令第三百四十二條第三項第一号中「法人番号(その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所)」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百四十三條第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人(所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十一号)附則第二十三條第四項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)に規定する番号未告知者を除く。)が、前条第三項第一号」とする。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第二十四條 新令第三百四十八條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十八條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百四十九條第三項(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等)の規定は、施行日以後に新令第三百四十八條第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3 新令第三百五十條第一項(信託受益権の譲渡の対価の支払者の確認等)の規定は、施行日以後に新令第三百四十八條第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十八條第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百四十八條第二項各号(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)の告知をした者で同日以後に当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるもの(番号利用法整備令第十六條第十七項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。)が、

施行日から番号利用法整備令第十六条第十七項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める信託受益権の譲渡の対価の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百四十八条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）及び第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定の適用については、同令第三百四十八条第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百四十九条第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）附則第二十四条第四項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

第二十五条 新令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3 新令第三百五十条の五第一項（商品先物取引業者等の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の三第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の三第二項各号（先物取引の差金等決済をする者の告知）の告知をした者で同日以後に当該各号に定める先物取引の同条第一項に規定する差金等決済をするもの（番号利用法整備令第十六条第二十一項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十一項に規定する経過日以後最初の当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める先物取引の同項に規定する決済日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をした場合における所得税法施行令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）及び第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定の適用については、同令第三百五十条の三第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百五十条の四第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）附則第二十五条第四項（先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第二十六条 新令第三百五十条の八第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定は、施行日以後に同項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の八第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第三項の規定による告知をする場合について適用する。

3 新令第三百五十条の十第一項（金地金等の譲渡の対価の支払者の確認等）の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の八第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に平成二十六年旧令第三百五十条の八第二項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）の告知をした者で同日以後に同条第一項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する対価の支払を受けるもの（番号利用法整備令第十六条第二十五項（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）の規定による告知をしていない者に限る。以下この項において「番号未告知者」という。）が、施行日から番号利用法整備令第十六条第二十五項に規定する経過日以後最初の同項に規定する金地金等の譲渡の同項に規定する支払日までの間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は住所の変更をする場合における所得税法施行令第三百五十条の八第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）及び第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）の規定の適用については、同令第三百五十条の八第三項第一号中「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」とあるのは「個人番号又は法人番号」と、同令第三百五十条の九第三項中「個人が、同条第三項第一号」とあるのは「個人（所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）附則第二十六条第四項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する番号未告知者を除く。）が、前条第三項第一号」とする。

（所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 第二条の規定による改正後の所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百二十四号）附則第十四条第二項（地震保険料控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される新法第九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定は、令和二年十月一日以後に提出する所得税法第九十六條第三項（給与所得者の保険料控除申告書）に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

附則（平成三〇年六月六日政令第一八三号）

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（平成三一年三月二九日政令第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百七十三条の二の改正規定 令和元年七月一日

二 目次の改正規定（第三百十九條の十二）を「第三百十九條の十二」に改める部分に限る。）、第二百十八條第一項の改正規定、第二百二十條の二の改正規定、第二百六十二條第三項ただし書の改正規定、第二百九十二條の六の二第一項の改正規定、第三百條の改正規定、第三百六條の二の改正規定、第三百十九條の五の改正規定、第三百十九條の六（見出しを含む。）の改正規定、第三百十九條の七第二項の改正規定、第三百十九條の八の改正規定、第三百十九條の九を削る改正規定、第三百十九條の十の改正規定、同条を第三百十九條の九とする改正規定、第三百十九條の十一の改正規定（「応じ、」を「応じ」に改める部分を除く。）、同条を第三百十九條の十とする改正規定、第三百十九條の十二の改正規定、同条を第三百十九條の十一とする改正規定、第三百十九

条の十三（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第三百九十九条の十二とする改正規定並びに附則第八条及び第九条（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の表所得税法施行令の項の改正規定（第五号）を「第六号」に改める部分に限る。）を除く。）の規定 令和二年一月一日

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第八十七条の規定は、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（有価証券の取得価額に関する経過措置）

第三条 新令第一百二十二条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項に規定する合併については適用し、施行日前に行われた改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第一百二十二条第一項に規定する合併については、なお従前の例による。

2 新令第一百三十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する分割型分割については適用し、施行日前に行われた旧令第一百三十三条第一項に規定する分割型分割については、なお従前の例による。

（仮想通貨の評価の方法の選定に関する経過措置）

第四条 この政令の施行の際現に所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。附則第六条において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法（附則第六条において「新法」という。）第四十八条の二第一項に規定する仮想通貨（以下この条において「仮想通貨」という。）を有する個人については、施行日にその仮想通貨を取得したものとみなして、新令第九十九条の三第二項の規定を適用する。

（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額等に関する経過措置）

第五条 新令第二百二十二条の二第三項及び第二百五十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（死亡の場合の確定申告の特例に関する経過措置）

第六条 新令第二百六十三条第一項（新令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に令和元年分以後の所得税に係る新法第二百二十四条第一項又は第二項（これらの規定を新法第六十六条において準用する場合を含む。）以下の条において「旧法」という。）第二百二十四条第一項又は第二項（これらの規定を旧法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した場合及び施行日以後に平成三十年分以前の所得税に係る新法第二百二十四条第一項又は第二項の規定による申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（国内にある資産の譲渡により生ずる所得に関する経過措置）

第七条 新令第二百八十一条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する分割型分割については適用し、施行日前に行われた旧令第二百八十一条第七項第一号に規定する分割型分割については、なお従前の例による。

（信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置）

第八条 新令第三百条第一項の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第二項に規定する収益の分配について適用し、同日前に支払われた旧令第三百条第二項に規定する収益の分配については、なお従前の例による。

附則（平成三十一年三月二十九日政令第一〇八号）
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第十六条に一項を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則（令和元年六月二二日政令第三二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第三条から第十二条までの規定 公布の日

附則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三一日政令第一〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附則（令和二年三月三一日政令第一一一号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「仮想通貨」を「暗号資産」に、「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改める部分を除く。）及び同令第四編に一章を加える改正規定 令和三年一月一日
- 二 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改める部分に限る。）同令第二編第七章第三款の款名の改正規定、同令第九十五条の改正規定、同令第九十六条第一項の改正規定、同令の次に二条を加える改正規定、同令第九十七条の改正規定及び同令第二百二十二条の改正規定並びに附則第六条の規定 令和四年一月一日
- 三 第一条中所得税法施行令第二百六十二条の改正規定、同令第三百六十六条の改正規定、同令第三百八十八条の改正規定及び同令第三百九十九条の改正規定 令和五年一月一日
- 四 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（「仮想通貨」を「暗号資産」に改める部分に限る。）同令第五十条の改正規定、同令第八十七条の改正規定、同令第二編第一章第四節第三款の二の款名及び同款第一目の目名の改正規定、同令第九十九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第一百九十九条の三の見出し、同令第一百九十九条の四の見出し、同令第一項、同令第九十九条の五（見出しを含む。）同令第二目の目名並びに同令第一百九十九条の六（見出しを含む。）の改正規定並びに同令第一百九十九条の七（見出しを含む。）の改正規定 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日
- 五 第一条中所得税法施行令第八十四条の改正規定（同令第一項中「解除された日」の下に「同日前に当該個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に次項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日」を加える部分及び同令第二号に係る部分を除く。）同令第八十八条の二第一項の改正規定、同令第九十九条第一項第三号の改正規定及び同令第七十条第一項第二号の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日

（非課税とされる金品の交付を行う財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二十八条の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（短期譲渡所得の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第八十二条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同令第二号に規定する配偶者居住権の消滅及び同令第三号に規定する権利の消滅について適用する。

（譲渡制限付株式の価額等に関する経過措置）

第四条 第一条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下この項及び次項において同じ。）による改正後の所得税法施行令第八十四条第一項及び第九十九条第一項の規定は、施行日以後に同令第八十四条第一項の個人が死亡する場合について適用し、施行日以前に第一条の規定による改正前の所得税法施行令第八十四条第一項の個人が死亡した場合には、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における第一条の規定による改正後の所得税法施行令第八十四条第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、同令第八十四条第一項中「次項第二号」とあるのは「第二号」と、同令第九十九条第一項第二号中「同令第二項第二号」とあるのは「同項第二号」とする。

3 新令第八十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）がされる同項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式について適用し、同日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）がされた第一条の規定による改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、なお従前の例による。

（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等に関する経過措置）

第五条 新令第二百六十六条第三項の規定は、施行日以後に所得税法第七十二条第一項に規定する資産について受ける損失について適用し、施行日以前に当該資産について受けた損失については、なお従前の例による。

（外国税額控除の対象とならない外国所得税の額に関する経過措置）

第六条 新令第二百二十二条の二第三項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知等に関する経過措置）

第七条 新令第三百三十六條第四項、第三百三十七條第五項及び第三百三十八條の規定は、施行日以後に新令第三百三十六條第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日以前に旧令第三百三十六條第一項から第三項までの規定による告知をした場合には、なお従前の例による。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第八条 新令第三百三十九條第九項において準用する新令第三百三十七條第四項の規定は、施行日以後に新令第三百三十九條第一項に規定する告知書の提出若しくは同令第三項の規定による告知書の提出又は同令第四項に規定する書類の提出をする場合について適用する。

2 新令第三百三十九條第九項において準用する新令第三百三十七條第五項及び第三百三十八條の規定は、施行日以後に新令第三百三十九條第一項に規定する告知書の提出若しくは同令第三項の規定による告知書の提出又は同令第四項に規定する書類の提出をする場合について適用し、施行日以前に旧令第三百三十九條第一項に規定する告知書の提出若しくは同令第三項の規定による告知書の提出又は同令第四項に規定する書類の提出をした場合については、なお従前の例による。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第九条 新令第三百四十二条第四項、第三百四十三条第五項及び第三百四十四条の規定は、施行日以後に新令第三百四十二条第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十二条第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百四十三条第四項の規定は、施行日以後に新令第三百四十二条第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。
(交付金銭等の受領者の告知等に関する経過措置)

第十条 新令第三百四十五条第五項において準用する新令第三百四十二条第四項並びに新令第三百四十五条第六項において準用する新令第三百四十三条第五項及び第三百四十四条の規定は、施行日以後に新令第三百四十五条第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十五条第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百四十五条第六項において準用する新令第三百四十三条第四項の規定は、施行日以後に新令第三百四十五条第三項の規定による告知をする場合について適用する。
(償還金等の受領者の告知等に関する経過措置)

第十一条 新令第三百四十六条第五項において準用する新令第三百四十二条第四項並びに新令第三百四十六条第六項において準用する新令第三百四十三条第五項及び第三百四十四条の規定は、施行日以後に新令第三百四十六条第三項の規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十六条第三項の規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百四十六条第六項において準用する新令第三百四十三条第四項の規定は、施行日以後に新令第三百四十六条第三項の規定による告知をする場合について適用する。
(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第十二条 新令第三百四十八条第四項、第三百四十九条第五項及び第三百五十条の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百四十八条第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百四十九条第四項の規定は、施行日以後に新令第三百四十八条第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。
(先物取引の差金等決済をする者の告知等に関する経過措置)

第十三条 新令第三百五十条の三第四項、第三百五十条の四第五項及び第三百五十条の五の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の三第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百五十条の四第四項の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の三第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。
(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置)

第十四条 新令第三百五十条の八第四項、第三百五十条の九第五項及び第三百五十条の十の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用し、施行日前に旧令第三百五十条の八第一項から第三項までの規定による告知をした場合については、なお従前の例による。

2 新令第三百五十条の九第四項の規定は、施行日以後に新令第三百五十条の八第一項から第三項までの規定による告知をする場合について適用する。
附則 (令和二年六月二六日政令第二〇七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第六十四条 第五条の規定による改正後の所得税法施行令(以下この条において「新所得税法施行令」という。)第六十一条第二項第一号の規定の適用については、同号の合併に係る同条第六項第五号に規定する被合併法人の当該合併の日の前日の属する事業年度が連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。)である場合には、当該事業年度終了の時の連結個別資本金等の額(旧法人税法第二十条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額をいう。以下この条において同じ。)を新所得税法施行令第六十一条第二項第一号の資本金等の額とみなす。

2 新所得税法施行令第六十一条第二号から第四号までの規定の適用については、同項第二号の分割型分割に係る同条第六項第六号に規定する分割法人、同条第二項第三号の株式分配に係る同条第六項第九号に規定する現物分配法人若しくは同条第二項第四号に規定する払戻し等に係る当該払戻し等を行った法人(以下この項において「払戻し法人」という。)の当該分割型分割、株式分配若しくは払戻し等の日の属する事業年度又はその前事業年度が連結事業年度である場合には当該分割法人、現物分配法人又は払戻し法人の連結個別資本金等の額及び第五条の規定による改正前の所得税法施行令(以下この項において「旧所得税法施行令」という。)第六十一条第二号に規定する連結個別利益積立金額を当該分割法人、現物分配法人又は払戻し法人の資本金等の額(新法人税法第二十条第六号に規定する資本金等の額をいう。次項において同じ。)及び新所得税法施行令第六十一条第二号に規定する利益積立金額と、当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の日以前六月以内に旧所得税法施行令第六十一条第二号に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該分割型分割、株式分配又は払戻し等の間に法人税法第二十条第三十一号に規定する確定申告書又は旧法人税法第二十条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出しなかつた場合には当該連結中間申告書に係る旧法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間を新所得税法施行令第六十一条第二号に規定する前事業年度と、それぞれみなす。

3 新所得税法施行令第六十一条第二項第六号の規定の適用については、同号に規定する自己株式の取得等に係る当該自己株式の取得等の日の属する事業年度が連結事業年度である場合には、当該自己株式の取得等の直前の連結個別資本金等の額を当該直前の資本金等の額とみなす。

附則 (令和二年七月八日政令第二二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十二月一日)から施行する。

附則 (令和二年九月九日政令第二七三号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行の日から施行する。
 （経過措置）

2 改正後の所得税法施行令第二百七十七條第一号の二の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支出する所得税法第七十八條第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した当該特定寄附金については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月二十五日政令第三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十九條第一項の改正規定、第六十九條の二（見出しを含む。）の改正規定、第七十條第一項の改正規定、第七十一條の改正規定、第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百一十一條の四第八項第二号の改正規定、第二百二十二條の二第四項の改正規定、第二百六十三條第一項の改正規定、第二百六十四條の改正規定、第二百七十条の改正規定、第二百七十七條（見出しを含む。）の改正規定、第二百七十八條（見出しを含む。）の改正規定、第二百九十二条の三の改正規定並びに附則第五條から第七條まで及び第七十條の規定 令和四年一月一日
- 二 第六條第八号ヨの改正規定 令和四年四月一日
- 三 第三百五十二條の二の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三十一条の二（第四号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び改正法第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四条第二項において準用する新法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書について適用し、施行日前に提出した改正法第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四条第二項において準用する旧法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書については、なお従前の例による。

2 新令第四十一条の二第五項（新令第四十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出を受ける新令第四十一条の二第五項の申請書及び施行日以後に提供を受ける同項の申請書に記載すべき事項について適用し、施行日前に提出を受けた改正前の所得税法施行令（以下この項において「旧令」という。）第四十一条の二第五項（旧令第四十七條第三項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

3 新令第四十七條の三の規定は、施行日以後に同条第一項の金融機関の営業所等又は同条第三項の移管先の営業所等に対して行う同条第一項の電磁的方法による同項に規定する届出書、申告書若しくは申込書に記載すべき事項又は同条第三項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出に関する経過措置）

第三条 新令第五十一条の四第四項から第六項までの規定は、施行日以後に同条第一項の金融機関等の営業所等又は同項に規定する支払者に対して行う同条第四項に規定する電磁的方法による同条第一項の申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第四条 新令第二百七十七條第一号の二の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八條第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八條第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子等に関する経過措置）

第五条 新令第二百二十一條の四第八項及び第二百二十二條の二第四項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第六条 新令第二百九十二条の三第八項及び第九項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

附則（令和三年八月六日政令第二一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第六十四條第六項の改正規定を除く。）、第四十三条及び第四十四条の規定、第四十五条の規定（所得税法施行令第七十條第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六条及び第四十七條の規定並びに附則第二十五条の規定 令和四年五月一日

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 第四十五条の規定による改正後の所得税法施行令第七十條第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同令第七十二条第三項第七号に掲げる一時金について適用し、施行日前に支払を受けるべき第四十五条の規定による改正前の所得税法施行令第七十二条第三項第六号に掲げる一時金については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三十一日政令第二三六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三百十九條の改正規定及び第三百十九條の第二項の改正規定並びに附則第六條の規定 令和四年十月一日
- 二 目次の改正規定、第五十七條の改正規定、第二編第一章第四節第一款に一条を加える改正規定、第三百三條の改正規定及び第二百九十二條第二項の表の改正規定 令和五年一月一日
- 三 第三百一一条から第三百三條までの改正規定、第三百三十六條第六項及び第三百三十九條第七項の改正規定並びに附則第七條及び第八條の規定 令和五年十月一日

四 第六十二條の改正規定 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

（所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等に関する経過措置）

第二条 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第六十一条第二項第四号（ロに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に規定する払戻し等について適用する。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第三条 新令第八十九條第四号の規定は、個人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金について適用する。

（少額の減価償却資産等に関する経過措置）

第四条 新令第三百三十八條及び第三百三十九條の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については、なお従前の例による。

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第五条 新令第二百六十二條第一項の規定は、施行日以後に令和四年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用し、施行日前に確定申告書を提出した場合及び施行日以後に令和三年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

（保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

第六条 新令第三百十九條の規定は、令和四年十月一日以後に提出する所得税法第九十六條第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した当該給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

第七条 新令第三百三十六條第六項の規定は、令和五年十月一日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払の確定した改正前の所得税法施行令（次条において「旧令」という。）第三百三十六條第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

第八条 新令第三百三十九條第七項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けた旧令第三百三十九條第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三十一日政令第一三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日政令第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 令和七年一月一日
 - イ 第一条中所得税法施行令第二百八十八條第一項の改正規定、同令第二百六十二條第三項ただし書及び第四項ただし書の改正規定、同令第三百三十六條の二の改正規定、同令第三百十八條の改正規定、同令第三百十八條の二の改正規定並びに同令第三百十八條の三ただし書の改正規定
 - ロ 第一条中所得税法施行令第四條第一号の改正規定、同令第五條の改正規定、同令第五十九條の改正規定、同令第三百四十二條の改正規定及び同令第三百四十八條の改正規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（暗号資産の取得価額に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第三百十九條の六第一項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする所得税法第四十八條の二第一項に規定する暗号資産については、なお従前の例による。

（信用取引による暗号資産の取得価額に関する経過措置）

第三条 新令第九十九條の七の規定は、令和六年分以後の所得税について適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置）

第四条 新令第二百十七條第二号の規定は、個人が施行日以後に支出する所得税法第七十八條第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した同項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	歳	
8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0													
4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	年
8	9	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	4			
5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	年	
3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	7	7	8	9	0		
6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	歳	
1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3		
1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	年	
8	9	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4		
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	年	
2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4		
9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	歳	
4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6			
2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	6	6	6	7	7	7	8	8	9	1	1	1	1	1	1	1	年	
																							0	0	1	2	3	4	4		
2	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年	
																							0	1	1	2	3	4	4		

年金の支給開始日における年齢

別表 余命年数表(第八十二条の三、第八十五条関係)

第三条 新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第五十一条の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条の二第一項の改正規定 令和六年十二月二日

二 第二百七条の二を削る改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第 号)の施行の日

(公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第五十一条の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第三条 新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

別表 余命年数表(第八十二条の三、第八十五条関係)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条の二第一項の改正規定 令和六年十二月二日

二 第二百七条の二を削る改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第 号)の施行の日

(公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第五十一条の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第三条 新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

別表 余命年数表(第八十二条の三、第八十五条関係)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条の二第一項の改正規定 令和六年十二月二日

二 第二百七条の二を削る改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定 公益信託に関する法律(令和六年法律第 号)の施行の日

(公社債等に係る有価証券の記録等に関する経過措置)

第二条 改正後の所得税法施行令(以下「新令」という。)第五十一条の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、所得税法第十一条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託がこの政令の施行の日以後に支払を受けるべき同号に規定する社債の利子について適用する。

(国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第三条 新令第八十九条第五号及び第七号の規定は、令和六年分以後の所得税について適用する。

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置)

第五条 新令第二百六十六条の二第一項及び第二項の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

2 新令第二百六十六条の三第一項及び第二項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

附則 (令和六年三月三〇日政令第一四一号) 抄

(施行期日)

3 3 3 2
2 1 0 9

4 4 4 4
4 5 6 7

4 5 5 5
9 0 1 2

6 6 6 6
5 4 3 2

1 1 1 1
5 6 7 7

1 1 2 2
8 9 0 1

9 9 9
7 6 5
歳
以
上

1 2 2

1 2 2
